令和７年

島本町議会１月臨時会議
島本町議会２月定例会議

会　議　録

令和　７　年　　１月１６日（木）

……

令和　７　年　　２月２７日（木）
令和　７　年　　２月２８日（金）
令和　７　年　　３月１７日（月）

島　本　町　議　会

令和７年

島本町議会１月臨時会議　会議録

令　和　７　年　１　月１６日　開　議
令　和　７　年　１　月１６日　散　会

令　和　７　年　１　月１６日（第１号）

令和７年島本町議会１月臨時会議会議録目次

第　１　号（１月１６日）

○出席議員…… 1
○議事日程…… 2
○開議の宣告…… 3
○会議録署名議員の指名…… 3
○諸般の報告…… 3
○第　１　号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第７号）…… 4
○散会の宣告…… １３

※付議事件の議決結果…… １５

令和７年

島 本 町 議 会 １ 月 臨 時 会 議　 会 議 録

第　 １　 号

令 和 ７ 年 １ 月１６日（木）

島本町議会１月臨時会議　会議録（第１号）

年　月　日　　令和７年１月１６日（木）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１３人である。

１番	川嶋　玲子	２番	野口　日利美	３番	山口　博好
４番	中嶋　洵智	５番	大久保　孝幸	６番	福嶋　保雄
８番	中田　みどり	９番	東田　正樹	10番	平井　均
11番	伊集院　春美	12番	清水　貞治	13番	戸田　靖子
14番	永山　優子				

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	髙岸　信之	教育長	横山　寛
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	川畑　幸也	健康福祉部長	原山　郁子
都市創造部長	名越　誠治	上下水道部長	近藤　治彦	消防長	三浦　毅
教育こども部長	岡本　泰三	会計管理者	杣木　利徳		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長　多田　昌人　　書記　村田　健一

令和７年島本町議会１月臨時会議議事日程

議事日程第１号

令和７年１月１６日（木）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　諸 般 の 報 告

日程第３　第　１　号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第７号）

（午前10時00分　開議）

清水議長　おはようございます。

公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名で、全員出席であります。

本日は休会の日でありますが、島本町議会会議規則第10条第３項の規定により、会議を開くことといたします。

それでは、これより令和７年島本町議会１月臨時会議を開き、本日の議事に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は、本日のみの予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本臨時会議では、会議資料のペーパーレス化（試行）を実施するとともに、議員及び職員におかれましては、タブレット端末や業務用ノートパソコンを議場に持ち込み、本臨時会議の内容に関わって使用することを試行的に認めておりますので、注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、スマートフォンなどは、電源をお切りいただくか、マナーモードにして音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますよう、また、どうしても使用しなければならない場合は、音声を放送しているロビーで使用していただきますようお願いいたします。

お諮りいたします。

本臨時会議の議案の内容説明については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、あらかじめ原稿を配付することによって、朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、島本町議会会議規則第127条の規定により、６番　福嶋議員及び13番　戸田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第２、諸般の報告を行います。

淀川右岸水防事務組合議会議員の福嶋議員から、組合議会定例会の議事結果の報告があります。

福嶋議員（登壇）　おはようございます。

それでは、淀川右岸水防事務組合議会について、報告いたします。

去る令和６年12月24日午後３時から、大阪市の同組合事務所議場におきまして、組合議会12月定例会が開催されました。

議事についてでございます。

まず、報告第１号の「淀川右岸水防事務組合監査委員選任急施専決処分報告について」は、原案どおり承認されました。

報告第２号の「令和５年度淀川右岸水防事務組合歳入歳出決算報告について」は、監査委員の意見を付し報告があり、原案どおり認定されました。

報告第３号「令和６年度淀川右岸水防事務組合定期監査結果に関する報告について」は、先に配布したとおり承認されました。

報告第４号「淀川右岸水防事務組合の例月出納検査結果に関する報告について」は、先に配布したとおり承認されました。

次に、議案第６号「淀川右岸水防事務組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案どおり可決決定されました。

議案第７号「職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案どおり可決決定されました。

議案第８号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案どおり可決決定されました。

議案第９号「令和６年度淀川右岸水防事務組合一般会計補正予算案（第１回）」は、歳入歳出総額にそれぞれ2,048万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億5,381万7,000円とするもので、原案どおり可決決定されました。

最後に、森智常任委員会委員長から、「淀川水系における治水事業促進に関する要望活動」について、報告がありました。

以上が概要の報告でありますが、詳細につきましては、議会事務局に資料を保管いたしております。

以上、簡単ではありますが、淀川右岸水防事務組合議会の報告を終わらせていただきます。

清水議長　以上で、諸般の報告を終わります。

日程第３、第１号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第７号）を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員　債務負担行為の30万円について伺います。

万博出展に係る業務ですが、総額の見込みを伺っておきます。それから、これについては、大阪43市町村の祭典に出展されると思うのですが、具体的にどのようなイベントを想定しているのかということも伺っておきます。

もう１つが、１の11の障害者福祉費についてです。約２億3,000万円の補正ですが、例年より額が大きいので、その要因を伺います。

総合政策部長　それでは、債務負担行為の30万円を含む万博出展に係る費用についてでございます。

令和７年度当初予算において、万博出展コーディネート業務委託料やイベントステージ出演者への謝礼、会場出展負担金や職員の交通費など、約90万円の予算の計上を予定しております。

それと、本町が大阪43市町村の祭典に参加するイベントでございますが、本町といたしましては、43市町村の祭典となる会場のＥＸＰＯメッセ「ＷＡＳＳＥ」におきまして、「たべなはれ」ゾーンとイベントステージへの出展を予定しております。

以上でございます。

健康福祉部長　障害者福祉費、扶助費の増額に対する御質問でございます。

障害者福祉費に係ります扶助費につきましては、例年、前年実績及び前々年度実績を基に伸び率等を勘案いたしまして、それに当該年度の報酬改定等、予算策定時点で判明している増額分なども勘案した上で、予算計上をさせていただいております。

しかしながら、令和６年度から改定されました福祉・介護職員の処遇改善のための加算等による報酬改定の増額や、新規の事業所が本町を含めまして近隣で開設され、事業所選択の幅が広がったということによります利用者の掘り起こしなどにより、当初の想定よりも利用人数が増加するなど複数の要因が重なりまして、今回、例年より多い増額となっております。

ここ数年、障害者福祉費につきましては、扶助費の増加等勘案した上で、不足額につきましては、毎年、年度途中で補正予算計上させていただいておりますが、特に今年度は先ほど御説明いたしましたような要因が複数重なる事業が多くございまして、例年よりも補正予算計上額が多くなっている状況でございます。

以上でございます。

中田議員　分かりました。

万博のほうの再質問です。

先ほど、「たべなはれ」というのをイベントとして考えている、出展するということですが、それを選んだ理由と、食べ物になると思うんですけども、具体的にどのようなことを考えているのか、伺います。そして、もう１つは、これをすることによる住民の福祉の向上を、どう見込んでいるのかということも伺いたいです。

もう１つは、先ほどの障害者福祉費についてです。単価が上がったというところと利用人数の増ということですが、特に障害児通所支援等について伺います。そちらは利用人数が増えていると聞いていますが、昨年度と比して、月当たりの利用人数はどれくら

い増えているのかも伺います。

総合政策部長　万博に関しまして、どのような食べ物、イベントを想定しているかということでございます。

大阪43市町村の祭典は、先ほども申し上げましたように、会場となるＥＸＰＯメッセ「ＷＡＳＳＥ」を、みなはれゾーン、やりなはれゾーン、たべなはれゾーン、イベントステージの４つに分けて、同時に開催されることになっております。このうち、食や観光、歴史・伝統文化、産業・技術、アート・カルチャーなど、地域の魅力を発見するという本事業の開催コンセプトを踏まえまして、本町はたべなはれゾーン及びイベントステージに出展いたします。その理由といたしましては、ウイスキーなどを用いたメニューの提供や、蹴鞠の紹介などのパフォーマンスを行うことにより、国内外から来場される方々に、食や歴史、伝統文化などの観点から、本町の魅力を伝える貴重な機会になるものと考えております。

なお、本町として想定している出展内容については、ただいま申し上げたとおりでございますが、その具体な詳細につきましては、本町のまちの魅力の創造・発信事業の一部を担っておりますＳＭＡＬＬや水無瀬神宮といった関係者の方々とも十分協議を行い、決定してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたく存じます。

次に、大阪・関西万博に出展することのメリットでございます。

大阪・関西万博は国家プロジェクトであり、地元大阪で開催される国際的なイベントであり、国内外から2,820万人の来場者が訪れると想定されております。今回の出展は、この万博を契機として、本町の魅力を国内外に発信することを目的としております。また、万博に出展することのメリットといたしましては、本町の知名度の向上や観光誘客、また、日本のウイスキーのふるさととしての知名度の向上などを想定しており、有意義なＰＲの機会となるよう準備を進めてまいります。

本町は、これまでも様々なイベントに参画してきておりますが、プロモーション活動には労力やコストが必要な中で、今回の大阪・関西万博は他のプロモーションと比較しても事業効果が高い取組であるものと認識しており、町をＰＲする絶好の機会であると考えておりますことから、参画するメリットは大きいと考えております。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長　障害児通所支援等についての御質問でございます。

障害児通所支援等のうち、特に利用人数の多い放課後等デイサービスで御答弁申し上げますと、令和５年11月の利用者数は108人でございましたが、令和６年11月の利用者は123人となっており、利用者数が増加傾向にございます。要因といたしましては、利用されております事業所数が、ここ１年で６事業所増えておりまして、町内の放課後等デイサービスの事業所数は増えてございませんが、近隣の自治体の事業所数が増加して

おりますことから、利用者数の増があったと想定しております。

以上でございます。

中田議員　分かりました。

万博事業について、住民の福祉の向上については、ＰＲ効果を狙っているということは分かりましたが、万博については、最近の報道でも前売券について予定の半分しか売れていないということが言われています。先ほど2,820万人の来場と言われていましたが、まだまだ前売券では、半分を売りたいという予定に達していないということですし、準備が非常に遅れているということも多く報道されていますが、この点、このイベントに対する影響についてどう認識されているのかを伺っておきたいです。

もう１つは、放課後等デイサービス等について、利用人数を伺いました。月当たりが増えているということですね。それは事業所数が増加しているということではあるんですが、改めて伺っておきたいんですが、放課後等デイサービス利用者を対象にしたある民間のニーズ調査によると、放課後等デイサービスの課題と思われることとして、１位は支援員の専門性が確保されていない、２位は利用人数に対して施設面積が狭いということが挙がっているそうです。２位の利用人数に対する施設面積について、改めて、これを機会に質問しておきたいと思います。

放課後等デイサービスについては、国基準では、指導訓練室の床面積の基準は定められておらず、児童発達支援事業で必要とされる利用者１人当たり2.47平方メートルの床面積を参考に、適切なスペースを確保することが望ましいとされているようです。本町の利用者が利用する事業所において、それは確保されているのかどうかということ、町は把握しているのか、改めて伺っておきます。

総合政策部長　万博の準備であったり、入場券の販売については、御指摘のとおりだと思います。国も含めて、万博協会のほうでは、入場券の販売等については努力されているという状況にございます。

本町が出展する時期というのが、ほぼ夏休みにかかるということで、その時期には多くの方々の来場も見込まれるというふうに考えておりますので、本町としましては、設定された日時に向かって粛々と準備を進めてまいりたいと考えておりますので、特に大きな影響というのはないというふうに認識しております。

以上でございます。

健康福祉部長　放課後等デイサービスの施設基準についての御質問でございます。

放課後等デイサービスの指定・認可の権限につきましては都道府県にございますので、本町で事業所を開設いたします際には、大阪府におきまして事業所開設時の申請受付や事前協議などが実施されます。

議員御指摘のとおり、国基準では、指導訓練室の床面積は児童発達支援の2.47平方メ

ートルを参考に必要なスペースを確保することが望ましいとございますが、大阪府におきましては独自基準として、その基準を上回ります３平方メートル以上を基準としております。大阪府では、事業所からの事前協議の段階で指導訓練室が３平方メートル以上あるかを確認しておりますので、本町にあります放課後等デイサービスの事業所につきましては、全て2.47平方メートル以上の確保があるということを確認できております。

以上でございます。

戸田議員　まず、債務負担行為からお尋ねいたします。

万博の是非、場所の選定については、私としては大いに疑義があるものですが、そのことは横に置くとして、万博出展コーディネート業務委託について、１点、お尋ねいたします。

大阪淀川の上流域、三川合流の地においてジャパニーズウイスキーが生まれていること、また、水無瀬神宮とも協議されて蹴鞠の実演などを想定されているとのことです。その内容、方向性に疑義があるわけではございませんし、また、シティプランディングのよい機会にしていただきたいと考えております。業務委託の中に、販売実績（売上額）の把握及び関係事業者への配分というものがありますが、お金の流れはどのようになるのでしょうか。また、出展者が複数おられる場合はどういうことになりますか。現時点でお分かりになっていることを、具体的にお示しください。

もう１つは、物価高騰対策支援金です。こちらのほうは１点、事業者支援のうち、ふれあいセンターの指定管理者への支援について、お尋ねいたします。数字を見ますと、かなり実費に近いものと思っております。積算根拠について、概要を御説明ください。どのような考え方によるものなのでしょうか。

以上、２点です。

総合政策部長　まず、大阪・関西万博におきますお金の流れでございます。

出展ブースでの販売につきましては、専用のキャッシュレス決済端末で行われる予定であり、当日の出展にかかる売上金は、一旦、全て万博推進局に集約され、決済システム利用手数料などが控除された後、市町村ごとの売上金が交付される予定となっております。今回の委託業務においては、本町のブースに出展した事業者の売上金を把握し、万博推進局から交付後に、当該事業者に売上金を支払うなどの業務を担っていただくこととなります。また、出展者が複数いる場合も同様に、出展者ごとに売上金の把握を行い、その分配、支払いなどの業務を行っていただきます。

以上でございます。

総務部長　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関しまして、ふれあいセンターの指定管理者に対する今回の支出でございます。

今回の議案書そのものには上がってはいないんですけども、実際に現計予算というこ

とで予算に上がっておりますものについて、今回、金額を充当させていただきます。このふれあいセンター指定管理者における光熱水費の支払いの流れなんですが、まず、光熱水費につきましては、町から指定管理者に対して委託料に含んで支出いたしております、これは予算に上がっているとおりで、その委託料を原資としまして、指定管理者がエネルギー事業者に対して支払いをしているということでございまして、今回の約70万円の補正についての積算なんですが、もともと募集要項に記載しておりました年間必要であろう見込額が約4,000万円程度でございまして、その4,000万円に対しまして、今回の４月から11月、12月ということで済んでおりまして、一定の増額、物価高騰、エネルギーに対しての料金の増が見込まれておりますから、それを１月から３月までの間、どれだけ増するのかということを考えた場合に、約70万円程度を、当初見込んでおりました指定管理者にお示ししている要項での金額よりも増になっているということが見込まれますので、そのもの実費ということで、今回、増額補正させていただいたものでございます。

以上でございます。

永山議員　まず、私からは民生費、社会福祉費、物価高騰対策支援事業費について伺います。こちらについては物価高騰の中で負担軽減を図る支援であることから、まず、事務処理を行うものが迅速であることが大前提ですので、支給時期のことについて確認いたします。

同じく社会福祉費に上がっております事業者に対する支援について、伺います。これまで支援対象となされていなかった訪問介護事業所に対して、支援が今回行われます。この点、私は評価できると考えますけれども、今回、訪問事業所を支援対象に含めた理由について、確認いたします。

続きまして、債務負担行為です。万博出展コーディネート事業業務委託30万円について伺います。ここまで何点か質問がございますので、違う角度からお伺いいたします。

まず、出展の時期については、先ほど御答弁の中で、夏休みということで多くの来場者が見込めるという御答弁でしたが、昨今の酷暑、夏の暑さが尋常ではないというところ、万博については、暑さを避ける避暑のスペースが少ないのではないかというような意見も挙がっております。暑さを避けることが難しく、さらに、「食べる」ということに特化したことですので、食中毒の危険もあります。あえて夏を選ばれたのか。夏休みに効果が高いということで選ばれたのか、それとも夏でお願いしますということで、万博推進局のほうから指定があったものなのか、この点を確認いたします。

取りあえず、ここまで挙げた点、お願いいたします。

健康福祉部長　２点、御質問をいただいております。順次、御答弁申し上げます。

令和６年度非課税世帯への給付金につきましては、今回、補正予算を御可決いただき

ましたら、１月下旬に、振込口座を把握しております対象者の方、いわゆるプッシュ型の対象者の方には確認書を、振込口座を把握していない申請対象者には申請書を、それぞれ発送する予定としております。その後、プッシュ型の対象者につきましては、２月下旬頃から振込を開始したいと考えております。また、申請を要する方につきましても、申請書の返送後、順次審査、振込処理を迅速に行いまして、こちらにつきましても２月中に支給を行う見込みとしておりまして、３月中には業務全体を完了する予定で考えております。

続きまして、介護サービス事業者等の給付金についてでございます。令和４年度、５年度につきましても、それぞれ臨時に実施いたしました同種の介護サービス事業者等への給付金につきましては、いずれも物価高騰対策を目的としておりましたが、今までは施設の規模が大きく、光熱水費等の高騰の影響額が比較的多い入所・入居系施設と通所系施設のみを対象としておりました。しかしながら、今回の給付金の対象事業の検討に当たりましては、国からの通知によりまして、訪問系介護サービス事業所につきましても配慮を検討するよう通達があったことも踏まえまして、これまでの給付金では対象としておりませんでした訪問系の事業所、ケアプランセンター、ヘルパーステーション、訪問看護ステーションなどについても給付対象とすることとし、支給単価を設定したものでございます。

なお、給付の単価につきましては、施設の規模や利用者の状況、事業内容等を勘案いたしまして、それぞれ金額を設定したものでございます。

以上でございます。

総合政策部長　大阪・関西万博への出展時期についてでございます。

今回、出展いたします大阪43市町村の祭典ということで、「大阪ウィーク」は春と夏と秋、３回に分けて開催されるわけでございますが、本町が出展する時期が７月になったということにつきましては、これは万博推進局による府内市町村全体のスケジュール調整の結果でございます。この調整の際に、本町からは、イベントステージの出展時期と本町がたべなはれゾーンに出展する日を合わせてほしいという要望をさせていただきまして、その点については応じていただいたというものでございます。

以上でございます。

永山議員　分かりました。

続いて、業務の委託について、出展先の選定はどのように行われたかということです。

出展の事業内容から、町内業者を選ぶとすればＳＭＡＬＬというのが候補に挙がってくるというのは、これまでの実績などから理解するところではあります。ただ、事実上の寡占状態ということもありますので、委託料など事業内容が適正・妥当であるかということが重要になってくるかと思います。そこで、委託費用の算定に複数事業者に当た

っているか、そちらでどのような金額を比較して選定に至るのか、選定業者として踏まえていくのかということを伺いたいと思います。

あと、委託先が決まり、今後、町の魅力を発信していく事業、お話の中で水無瀬神宮の蹴鞠の話などが出ましたけれども、１つ確認したいのですが、魅力ある発信を行うためには現場の確認、どういう場所で行われるか、これは万博全体のどのエリアに設置されているかなども含めて、現場の確認がなされているのかも確かめておきたいと思いますので、御答弁、お願いいたします。

総合政策部長　大阪・関西万博に関わりまして、たべなはれゾーンの出展の委託先の選定についてでございます。

まず、委託費用の算定についてでございますが、資料請求でもお示ししているとおり、今回、２者から見積りを徴集しており、たべなはれゾーンの出展に係るコーディネートとして、ＳＭＡＬＬからは29万2,800円、株式会社ＪＴＢからは154万2,750円の見積りをいただいております。選定に当たりましては、金額もそうですけども、内容等も十分精査して、今回、議会に債務負担行為の議案を提案させていただいておりますが、御可決後、速やかに契約を行い、出展に係る協議を進めていきたいと思います。

それと、出展する場所、現場の確認ということでございます。現時点では、場所は決定しておりますが、詳細な配置であったりということについては、まだ詳細は明らかになっておりませんので、その辺は、今後確認していくことになるというふうに思いますので、また明らかになりましたら、その辺をお示ししていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

山口議員　万博出展コーディネート業務、議会で債務負担行為が30万円、令和７年度の予算で90万円を計上すると伺っていますけど、他の会派が請求した資料では、北摂市町の平均が1,050万円。本町の財政規模と市との財政規模から見れば、こんなものかなと思うんですが、ただ、観客にとっては非常に見劣りするのではないかと思いますが、本町として、どのようなお考えをお持ちですか。

総合政策部長　府内の自治体におかれましては様々な企画をされておりまして、今回、本町が出展する「大阪ウィーク」以外についても、ステージに出展を考えておられる自治体もございます。そういったことで、先ほど御答弁でも申し上げましたが、今回、こういうコーディネート業務を専門的にやられているＪＴＢなんかでいきますと、先ほどＳＭＡＬＬとの比較を御答弁申し上げましたが、非常にコーディネート料というのは高くつくというとこら辺で、各自治体の考え方、それから出展する内容を勘案して、それぞれの自治体が考えられているという中で、本町としましては、「大阪ウィーク」、43市町村が参加する場所で、本町も町のＰＲをしていこうということで、最小限の中で、今

回、考えたということでございます。ですから、金額的には90万円程度を予定しておりますけれども、そんなに見劣りをするようなことにはならないと考えております。

以上でございます。

清水議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員　令和６年度一般会計補正予算（第７号）について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

まず、民生費、国・府負担金につきましては、御答弁から事情や背景、これら要因とするもの、対象者増など、これを適正なものと考えました。

そして、物価高騰対策支援事業については、国の事業を実施するための必要なものであると考えます。事業の在り方としては、こども加算を含めた非課税世帯への支給については、商品券の配付などの手法ではなく、現金支給と事業設定した点を評価いたします。給付事務についても、業者の委託とせず、島本町において迅速に対応していることも評価いたします。また、今回、推奨事業メニューから高齢介護、障害福祉関係の事業所などに、民間保育施設を含め幅広く支援対象を広げていることについては、世代間への配慮がなされているものと考えています。答弁にもありましたが、ケアプランセンター、ヘルパーステーション、訪問介護ステーションという訪問系事業者への支援も盛り込まれたということについては、訪問介護の基本報酬の引下げによって、規模の小さな事業所が大きな打撃を受けている。こういった事情から、望ましい判断であったと考えます。ふれあいセンターの指定管理者への支援も盛り込まれている点、国のメニューに沿った適切な判断であると考えます。

全体的に、エネルギー・食料品など物価高騰により、事業と生活の負担が増している生活実態に鑑みて、国のメニューに沿いながらも広く多層的な支援が行われている、このように考えています。

以上、基礎自治体として適切に対応を検討、執行に向けて取り組むための予算計上である、そのように評価し、賛成の討論といたします。

清水議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第１号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第１号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、１月臨時会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　御異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを、休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和７年島本町議会１月臨時会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、２月27日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変御苦労さまでございました。

（午前10時38分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

第　1　号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第７号）

令和７年島本町議会１月臨時会議の結果は次のとおりである。

事件番号	件名	結果
第１号議案	令和６年度島本町一般会計補正予算（第７号）	１月１６日 原案可決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年１月１６日

島本町議会議長　大久保　孝幸

清水　貞治

署名議員（６番）　福嶋　保雄

署名議員（１３番）　戸の崎

令　和　7　年

島本町議会１月臨時会議議案

島　　本　　町

令和７年島本町議会１月臨時会議議事日程

議事日程第１号

令和７年１月１６日（木）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　諸 般 の 報 告

日程第３　第　１　号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第７号）

第　１　号議案

令和６年度島本町一般会計補正予算（第７号）

令和６年度島本町の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３４２，０２２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８，０７６，２９９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加及び変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和　７　年　１　月１６日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15 国庫支出金		2,678,670	237,770	2,916,440
	1 国庫負担金	1,719,188	115,012	1,834,200
	2 国庫補助金	938,615	122,758	1,061,373
16 府支出金		1,116,750	57,505	1,174,255
	1 府負担金	774,263	57,505	831,768
19 繰入金		1,913,129	46,747	1,959,876
	2 基金繰入金	1,880,699	46,747	1,927,446
歳　　入　　合　　計		17,734,277	342,022	18,076,299

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 民生費		6,300,661	336,511	6,637,172
	1 社会福祉費	3,170,576	334,611	3,505,187
	2 児童福祉費	2,789,114	1,900	2,791,014
4 衛生費		1,327,266	5,211	1,332,477
	1 保健衛生費	629,250	5,211	634,461
6 商工費		252,759	300	253,059
	1 商工費	252,759	300	253,059
歳　　出　　合　　計		17,734,277	342,022	18,076,299

第 2 表　　債 務 負 担 行 為 補 正

（追　加）

事　　項	期　　間	限　度　額
万博出展コーディネート業務委託	(自)令和６年度 (至)令和７年度	３００千円

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
15 国庫支出金	2,678,670	237,770	2,916,440
16 府支出金	1,116,750	57,505	1,174,255
19 繰入金	1,913,129	46,747	1,959,876
歳　　入　　合　　計	17,734,277	342,022	18,076,299

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				
				特　定　財　源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
3 民生費	6,300,661	336,511	6,637,172	115,012	57,505	0	0	163,994
4 衛生費	1,327,266	5,211	1,332,477	0	0	0	0	5,211
6 商工費	252,759	300	253,059	0	0	0	0	300
歳　出　合　計	17,734,277	342,022	18,076,299	115,012	57,505	0	0	169,505

２．歳入

（款） 15.国庫支出金　　（項） 1.国庫負担金　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	1,648,216	115,012	1,763,228	1 障害者福祉費負担金	115,012	障害者自立支援給付費負担金	69,319
						障害児通所給付費負担金	45,693
計	1,719,188	115,012	1,834,200				

（款） 15.国庫支出金　　（項） 2.国庫補助金

1 総務費国庫補助金	467,748	122,758	590,506	1 総務管理費補助金	122,758	地方創生臨時交付金	122,758
計	938,615	122,758	1,061,373				

（款） 16.府支出金　　（項） 1.府負担金

1 民生費府負担金	738,731	57,505	796,236	1 障害者福祉費負担金	57,505	障害者自立支援給付費負担金	34,659
						障害児通所給付費負担金	22,846
計	774,263	57,505	831,768				

（款） 19.繰入金　　（項） 2.基金繰入金　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 財政調整基金繰入金	966,230	46,747	1,012,977	1 財政調整基金繰入金	46,747	財政調整基金繰入金	46,747
計	1,880,699	46,747	1,927,446				

３．歳出

（款）　3.民生費　　（項）　1.社会福祉費　　（単位　：　千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 社会福祉総務費	194,836	4,828	199,664	0	0	0	4,828	11 役務費	8	通信運搬費	8
										郵便料	8
								18 負担金、補助及び交付金	4,820	交付金	4,820
										介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金	4,820
2 障害者福祉費	971,718	230,025	1,201,743	国庫支出金 115,012 府支出金 57,505	0	0	57,508	19 扶助費	230,025	扶助費	230,025
										施設入所支援	10,368
										居宅介護等	10,752
										生活介護	23,890
										短期入所	10,944
										共同生活援助（グループホーム）	27,360
										就労継続支援	55,325
										障害児通所支援等	91,386
10 物価高騰対策支援事業費	379,322	99,758	479,080	0	0	0	99,758	10 需用費	30	消耗品費	30
										事務用消耗品	30
								11 役務費	728	通信運搬費	398
										郵便料	398

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										手数料 330 口座振替手数料 330
								18 負担金、補助及び交付金	99,000	交付金 99,000 物価高騰対策支援金 99,000
計	3,170,576	334,611	3,505,187	国庫支出金 115,012 府支出金 57,505	0	0	162,094			

（款） 3.民生費　　（項） 2.児童福祉費

2 児童措置費	1,369,091	1,900	1,370,991	0	0	0	1,900	18 負担金、補助及び交付金	1,900	交付金 1,900 民間保育所等物価高騰対策支援給付金 1,900
計	2,789,114	1,900	2,791,014	0	0	0	1,900			

（款）　4. 衛生費　　（項）　1. 保健衛生費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 保健衛生総務費	145,627	5,211	150,838	0	0	0	5,211	11 役務費	11	通信運搬費 11 郵便料 11
								18 負担金、補助及び交付金	5,200	交付金 5,200 医療機関等物価高騰対策支援給付金 5,200
計	629,250	5,211	634,461	0	0	0	5,211			

（款）　6. 商工費　　（項）　1. 商工費

1 商工振興費	250,220	300	250,520	0	0	0	300	18 負担金、補助及び交付金	300	交付金 300 シルバー人材センター物価高騰対策支援給付金 300
計	252,759	300	253,059	0	0	0	300			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの
支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国　府	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
万博出展コーディネート業務委託	300	―	―	（自）令和6年度 （至）令和7年度	300	0	0	0	300

第 1 号議案参考資料

債務負担行為（追加設定）に関する資料

（単位：千円）

事　　項　　名	限度額	財　源　内　訳			
万博出展コーディネート業務委託	300	一 般 財 源		特 定 財 源 （　　）	0

事 業 の 内 容

2025年大阪・関西万博「大阪ウィーク(大阪43市町村の祭典)」への出展に係るコーディネート業務を委託するもの。

追加設定の理由

令和7年7月の出展に向け、今年度中に業務を開始する必要があるため、予算措置を行うもの。

令和６年度島本町一般会計補正予算（第７号）（案）説明

それでは、第１号議案「令和６年度島本町一般会計補正予算（第７号)」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援交付金」という。）を活用し、物価高騰対策支援金の給付及び物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するための予算のほか、実績に基づく支出見込額により障害者福祉事業の各扶助費を増額する予算等を計上するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ３４２，０２２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１８，０７６，２９９千円とするもので、款項別の内容については、１の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

次に、第２条の債務負担行為の追加及び変更については、１の５ページの「第２表　債務負担行為補正」にお示ししている１件となり、追加に係る内容については、１の１４ページの次に添付しています「債務負担行為（追加設定）に関する資料」に記載のとおりです。

続いて、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

１の９ページからの歳入です。

第１５款　国庫支出金　第１項　国庫負担金　第１目　民生費国庫負担金　第１節　障害者福祉費負担金１１５，０１２千円の増額については、障害者福祉事業の扶助費の増額に伴うものです。

第２項　国庫補助金　第１目　総務費国庫補助金　第１節　総務管理費補助金１２２，７５８千円の増額については、国の補正予算に伴い重点支援交付金が増額されるもので、歳出で計上している各事業所等への給付のほか、小中学校の給食食材費高騰分及びふれあいセンターの電気料金高騰分に対する活用を予定しています。

第１６款　府支出金　第１項　府負担金　第１目　民生費府負担金　第１節　障害者福祉費負担金５７，５０５千円の増額については、障害者福祉事業の扶助

費の増額に伴うものです。

第１９款　繰入金　第２項　基金繰入金　第２目　財政調整基金繰入金　第１節　財政調整基金繰入金４６，７４７千円の増額については、財源調整によるものです。

続いて、１の１１ページからの歳出です。

第３款　民生費　第１項　社会福祉費　第１目　社会福祉総務費　第１１節役務費８千円の増額及び第１８節　負担金、補助及び交付金４，８２０千円の増額については、物価高騰対策として介護サービス事業所等への給付金の支給及びその事務費です。

第２目　障害者福祉費　第１９節　扶助費２３０，０２５千円の増額については、支出見込額の増加によるものです。

第１０目　物価高騰対策支援事業費　第１０節　需用費３０千円の増額、第１１節　役務費７２８千円の増額及び第１８節　負担金、補助及び交付金９９，０００千円の増額については、物価高騰対策支援金の支給及びその事務費です。

第２項　児童福祉費　第２目　児童措置費　第１８節　負担金、補助及び交付金１，９００千円の増額については、物価高騰対策として民間保育所等へ給付金を支給するものです。

第４款　衛生費　第１項　保健衛生費　第１目　保健衛生総務費　第１１節役務費１１千円の増額及び第１８節　負担金、補助及び交付金５，２００千円の増額については、物価高騰対策として医療機関等への給付金の支給及びその事務費です。

第６款　商工費　第１項　商工費　第１目　商工振興費　第１８節　負担金、補助及び交付金３００千円の増額については、物価高騰対策としてシルバー人材センターへ給付金を支給するものです。

以上、簡単ではありますが、令和６年度島本町一般会計補正予算（第７号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年

島本町議会２月定例会議　会議録

令　和　７　年　２　月２７日　開　議
令　和　７　年　３　月１７日　散　会

令　和　７　年　２　月２７日（第１号）

令　和　７　年　２　月２８日（第２号）

令　和　７　年　３　月１７日（第３号）

令和７年島本町議会２月定例会議会議録目次

第　１　号（２月２７日）

○出席議員…… 1
○議事日程…… 2
○開議の宣告…… 5
○会議録署名議員の指名…… 5
○一般質問…… 5
・福嶋議員…… 5
・大久保議員…… １９
・戸田議員…… ２７
・中嶋議員…… ３８
・山口議員…… ４５
・中田議員…… ５０
・永山議員…… ６１
・伊集院議員…… ７３
○延会の宣告…… ８６

第　２　号（２月２８日）

○出席議員…… ８９
○議事日程…… ９０
○開議の宣告…… ９２
○第　１　号報告　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について…… ９２
○第　２　号報告　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について…… ９２
○第　２　号議案　動産の買入れについて…… ９２
○第　３　号議案　町道路線の廃止及び認定について…… ９３
○第　４　号議案　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について…… ９３
○第　５　号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について…… ９４

○第　６　号議案　島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について……　９６
○第　７　号議案　島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……　９６
○第　８　号議案　島本町下水道条例の一部改正について……　９７
○第　９　号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第８号）……　９７
○第１０号議案　令和６年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）……　９７
○第１１号議案　令和６年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）……　９７
○第１２号議案　令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）……　９７
○第１３号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について……　９９
○第１４号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について……　９９
○第１５号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について　９９
○第１６号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について……　９９
○第１７号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……　９９
○第１８号議案　島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について……　９９
○第１９号議案　令和７年度島本町一般会計予算……　９９
○第２０号議案　令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算……　９９
○第２１号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算……　９９
○第２２号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算……　９９
○第２３号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算……　９９
○第２４号議案　令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算……　９９
○第２５号議案　令和７年度島本町大字山崎財産区特別会計予算……　９９
○第２６号議案　令和７年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算……　９９
○第２７号議案　令和７年度島本町大字桜井財産区特別会計予算……　９９
○第２８号議案　令和７年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算……　９９
○第２９号議案　令和７年度島本町大字大沢財産区特別会計予算……　９９
○第３０号議案　令和７年度島本町水道事業会計予算……　９９
○第３１号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算……　９９
○大綱質疑（第１３号議案から第３１号議案まで）
・人びとの新しい歩み（中田議員）……１００
・会派に所属しない議員（戸田議員）……１１１

○第３２号議案　損害賠償の額を定めること及び和解について……１２２
○第３３号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第９号）……１２２
○散会の宣告……１２５

第　３　号（３月１７日）

○出席議員……１２９
○議事日程……１３０
○開議の宣告……１３２
○各常任委員長報告（第１３号議案から第３１号議案まで）……１３２
○第１３号議案から第３１号議案までの討論・採決……１３３
○第３４号議案　島本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について……１５１
○第３５号議案　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について……１５２
○第３６号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……１５２
○第３７号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第１０号）……１５３
○第３８号議案　令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）……１５３
○第３９号議案　令和６年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）……１５４
○第４０号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第１号）……１５４
○第　１　号決議案　１１自治会からＪＲ島本駅に関わる要望活動において島本町として課題解決に向けた取組を求める決議……１５５
○散会の宣告……１５６

※付議事件の議決結果……１５９

令和７年

島 本 町 議 会 ２ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 １　 号

令 和 ７ 年 ２ 月２７日（木）

島本町議会２月定例会議　会議録（第１号）

年　月　日　　令和７年２月２７日（木）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１３人である。

１番　川嶋　玲子	２番　野口　日利美	３番　山口　博好
４番　中嶋　洵智	５番　大久保　孝幸	６番　福嶋　保雄
８番　中田　みどり	９番　東田　正樹	10番　平井　均
11番　伊集院　春美	12番　清水　貞治	13番　戸田　靖子
14番　永山　優子		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	髙岸　信之	教育長	横山　寛
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	川畑　幸也	健康福祉部長	原山　郁子
都市創造部長	名越　誠治	上下水道部長	近藤　治彦	消防長	三浦　毅
教育こども部長	岡本　泰三	会計管理者	杣木　利徳		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長　多田　昌人　　書記　村田　健一

令和７年島本町議会２月定例会議議事日程

議事日程第１号

令和７年２月２７日（木）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一　般　質　問

福 嶋 議 員　１．突然発生する自然災害に備えるために初動訓練の強化を

２．保育待機児童対策強化と幼稚園に満三歳からの受入れを

３．福祉ふれあいバス運行と地域公共交通

大久保議員　１．島本町の災害廃棄物仮置場について

２．島本町の災害時における防災力の強化について

戸 田 議 員　１．終末期に希望する医療と看取り

～人生会議の意義と普及啓発～

２．公益通報者保護制度のさらなる体制整備を

３．事業系一般ごみの排出抑制と魚あらの再利用促進

中 嶋 議 員　「東大寺公園にドッグランを！」

山 口 議 員　島本町新体育館等整備基本計画について

中 田 議 員　１．下水道の老朽化対策について

２．職員の時間外勤務について

永 山 議 員　１．医療的ケア児を支える体制を　～１８歳の壁を越える～

２．不登校児童や生徒に対する支援　～助成制度の創設を～

３．島本町の職員の職場におけるハラスメント防止要綱について

伊集院議員　１．第１１次交通安全基本計画について　Ｎｏ．２

２．骨髄バンクドナー支援助成金制度の創設を！　Ｎｏ．２

３．各種性暴力に対して問うてきたその後の対策

日程第３　第　１　号報告　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第４　第　２　号報告　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第５　第　２　号議案　動産の買入れについて

日程第６　第　３　号議案　町道路線の廃止及び認定について

日程第７　第　４　号議案　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第８　第　５　号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第９　第　６　号議案　島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について
日程第10　第　７　号議案　島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第11　第　８　号議案　島本町下水道条例の一部改正について
日程第12　第　９　号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第８号）
第１０号議案　令和６年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
第１１号議案　令和６年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
第１２号議案　令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第13　第１３号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第１４号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第１５号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
第１６号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について
第１７号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第１８号議案　島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について
第１９号議案　令和７年度島本町一般会計予算
第２０号議案　令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２１号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２２号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第２３号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算
第２４号議案　令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第２５号議案　令和７年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第２６号議案　令和７年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第２７号議案　令和７年度島本町大字桜井財産区特別会計予算

第２８号議案　令和７年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第２９号議案　令和７年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３０号議案　令和７年度島本町水道事業会計予算
第３１号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算
日程第14　第３２号議案　損害賠償の額を定めること及び和解について
第３３号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第９号）

（午前10時00分　開議）

清水議長　おはようございます。

公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名で、全員出席であります。

よって、これより令和７年島本町議会２月定例会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から３月17日までの19日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、本定例会議では、会議資料のペーパーレス化（試行）を実施するとともに、議員及び職員におかれましては、タブレット端末や業務用ノートパソコンを議場に持ち込み、本定例会議の内容に関わって使用することを試行的に認めておりますので、注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、スマートフォンなどは電源をお切りいただくか、マナーモードにして音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますよう、また、どうしても使用しなければならない場合は、音声を放送しているロビーで使用していただきますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

本定例会議においては、第32号議案、第33号議案を除き、各議案の内容説明については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、あらかじめ原稿を配付することによって、朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

なお、傍聴用資料には、巻末に原稿をとじております。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、島本町議会会議規則第127条の規定により、３番　山口議員及び14番　永山議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第２、一般質問を行います。

通告の順によりまして、福嶋議員、大久保議員、戸田議員、中嶋議員、山口議員、中田議員、永山議員、伊集院議員の順で行います。

それでは、最初に、福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員（質問者席へ）　改めまして、おはようございます。

ただいまより、通告に基づき、２月議会の福嶋保雄の一般質問を始めます。

１つ目の質問、「突然発生する自然災害に備えるために初動訓練の強化を」と題して質問いたします。

前もって発生を予測することが困難な自然現象で、発生規模が大きく、島本町で災害発生や災害の発生が予測される場合、防災対策会議体制の設置や災害対策本部が指示を出せるようになるまでに、島本町はどのような活動を行い、住民にはどのような行動を求めているのかを、時間軸とともに明確にすることで、訓練に追加したほうがいい活動などについて議論させていただきたいと思います。

前もって発生を予測することが困難で、島本町で災害が発生する自然現象として、私自身は集中豪雨、ゲリラ豪雨や地震などがあると思っています。まずは、島本町はどのような事象を想定しているのか、お教えください。

総務部長　それでは、福嶋議員の一般質問に御答弁申し上げます。

１点目、「突然発生する自然災害に備えるために初動訓練の強化を」のうち、「どのような事象を想定しているか」についてでございます。

一般的に、自然災害には地震、津波や台風・洪水をはじめとする風水害、竜巻、火山爆発、干ばつなどがございますが、本町が事前に発生を予測することが困難な災害としましては、地震がございます。地震は、発生後の震度等に応じて迅速な対応が求められることから、職員の配備体制をあらかじめ決めており、震度４以上では自動参集することとしております。

また、集中豪雨やゲリラ豪雨につきましては、大雨警報の発出を機に職員が自動参集することとしており、初動としての水防活動につきましては、警報発表以前でも一定の強さの降雨が観測された段階で、都市創造部や上下水道部職員が対応する体制を取っております。さらに、こうした予測の難しい豪雨災害につきましては、気象台からの情報をもとに、あらかじめ全職員にメールで気象情報に留意するよう周知することで、初動体制に遅れが生じないよう努めております。

以上でございます。

福嶋議員　事前想定が困難な災害が発生したとき、どのようなことを自律的に行うように決められているのか、お教えください。また、防災対策会議体制の設置や災害対策本部が指示を出せるようになる参集状況や時間制限について、お教えください。

総務部長　２点目、「災害発生時の各部署の自律的な行動等」についてでございます。

地震につきましては、さきに答弁いたしましたとおり、あらかじめ配備体制が決められており、震度４以上で自動参集がされるところでございます。その中で、震度５強以上の地震が発生した場合には、小学校全校それぞれ近い場所に住んでいる職員２名を事前に指名しており、あらかじめ正門等の鍵を渡しており、地震発生時には割り当てられた小学校に直行して、避難地としてグラウンドを開放することと定めております。その後、本庁に参集した人数、町内の被害状況に応じて、避難所の開設のための建物診断班

の派遣、開設のための要員の準備、マンホールトイレなどの仮設トイレ設営班の準備を進めていくものでございます。

豪雨に際しましては、さきに御答弁させていただいた初動対応の中で、山崎ポンプ場の操作、各種樋門の操作、水路に設けられた塵芥除去のためのスクリーン清掃等を、職員ないし委託業者により実施しています。その上で、豪雨が一定時間継続することで、土砂災害の危険性、河川増水などの状況を判断して、次の段階としての避難所の開設、避難誘導等に備えるところでございます。

防災対策会議につきましては、総務部長を議長とし、都市創造部長、消防長、総合政策部長、健康福祉部長、議会事務局長、上下水道部長、教育こども部長で構成しており、災害対策本部の設置に至らない状況においての対応方針を決める性質のものでございます。

また、時間制限につきましては――災害対策本部会議につきましても同様ですが、メッセージ通信アプリなどを活用し、メンバーと連絡を取りつつ、迅速な対応が取れるよう、必ずしも役場に参集することなく、臨機応変に運用いたしております。

以上でございます。

福嶋議員　震度５強以上の地震発生時には、担当職員２名の方が小学校へグラウンド開放されることを事前に定められており、自動的に対応されるとのことです。その後の避難所の開設のための建物診断班の派遣、開設のための要員の準備、マンホールトイレなどの仮設トイレ設営班の準備を進めていくために、本庁に参集した人数や町内の被害状況に応じて判断される、判断は防災対策会議や対策本部会議で行われる、メッセージ通信アプリなどの活用により迅速な対応が取れるように臨機応変な対応を行うとのことです。

一例としてですが、１日７回前後利用するトイレについてですが、マンホールトイレは時間単位での迅速な設置が必要とされています。

そこで質問です。

対策会議等で最初に決定されること、指示を出されることはどのような内容で、それは何分以内に行われるつもりなのか、お考えをお教えください。また、様々な条件に左右されるとは思いますが、避難が必要な住民にとって、必要なマンホールトイレの設置、避難所開設の判断は、どれぐらいの時間で行われる御予定か、お教えください。

総務部長　災害対策会議につきましては、気象警報が発表された場合、災害の発生、または発生するおそれがある場合に体制を設置することとしております。会議では、情報収集を行うとともに、災害対策本布部の設置の検討をはじめ、応急対策の必要性や避難所の開設の要否などを踏まえ、必要に応じて関係職員を動員、または、災害応急対策実施要領に基づく職員動員の配備区分を決定します。動員配備の区分が決定しますと、危機管理室職員により、該当する職員の参集を直ちに実施します。参集するまでの時間の定めはなく、職員は可及的速やかに参集するものとしておりますが、勤務時間と異なり、

休日・夜間においては、職員の参集に若干時間を要するものと考えて想定しております。

避難所の開設判断については、地震につきましては先ほど御答弁したとおりであり、土砂災害・浸水害については一定の土砂災害警戒レベル、観測点における一定の水位に到達すると、避難所を開設する基準を設けているところでございます。それら以外の事象につきましては、状況判断となります。

また、マンホールトイレの設置判断につきまして、災害対策会議、災害対策本部会議共に、先ほど御答弁申し上げたとおり時間制限のルールはありませんが、住民の生命の安全に係わる緊急の事象でございますので、メンバーは自身や家族の安全を確保でき次第、直ちに参集し、また、連絡を入れ、また、会議後、速やかに決定・指示が行われるべきものと認識しております。

以上でございます。

福嶋議員　広域の地震発生時、避難所開設、マンホールトイレの設置が迅速に行われる必要があります。私自身は同時並行で開設を行うことができ仕組みづくり、体制づくりが必要と考えています。そのような準備について、要否を含め、島本町のお考えをお教えください。

総務部長　大規模地震発生時につきましては、最優先とされるのが人命であり、二次災害に遭わないためにも、安全な場所に避難してもらうための避難所の開設を最優先で実施できるよう体制を整備しているところです。また、被災地における衛生環境の悪化は、感染症や食中毒が発生しやすくなるほか、被災後の心的ストレスと相まって健康や命に関わることになりかねません。能登半島地震を振り返りましても、広範囲に及ぶ断水により、トイレの問題が課題となったところです。

本町におきましては、全ての小学校の避難所にはマンホールトイレが設置できるよう整備されており、断水時においても利用することができますので、有事の際にも迅速に設置し、十分に機能が発揮できるよう、担当部署の職員以外につきましても、多くの職員が避難所開設並びにマンホールトイレが設置できるよう、訓練などを通じ取り組んでまいりたいと考えております。

各地域の自主防災会においても、地域の訓練や出張講座の一環として、避難所テントや段ボールベッドの組立て体験を実施されておりますので、マンホールトイレの設置についても加えていければと思っているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員　改めて問います。

大規模地震が発生したとき、島本町は全小学校の校門を開放した直後に、全小学校のマンホールトイレの設置、全小学校の避難所開設を同時並行で迅速に行える仕組みが現段階で既にあるのか、お教えください。また、仕組みがないのであれば、その必要性について、お考えをお教えください。

総務部長　現状の想定では、避難地である各小学校のグラウンド開放のための開錠要員２名の職務につきましては、避難者をできるだけ建物等から離れたグラウンド中央に誘導いたします。その後、対策本部に避難者の数などの状況や建物の様子を報告し、その内容に基づき、対策本部から避難所設営要員を派遣することとなります。

マンホールトイレの設置につきましては、避難所設営要員が到着後、施設の点検を行い、必要に応じて設置するもので、派遣可能な人数に左右されますが、設置のタイミングとしては避難所設営と同時並行できるものと考えております。なお、開錠要員には校門、体育館、防災倉庫の鍵の３点を事前に手渡ししており、マンホールトイレの資機材については、防災倉庫に保管しているため、被災状況から、体育館やトイレの施設利用ができないことが一目瞭然である場合については、開錠要員においても、マンホールトイレの設置ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　トイレの施設が利用できないことが一目瞭然である場合、開錠要員がマンホールトイレを設置できるように取り組まれるとのことです。まずは、早急にマンホールトイレの設置訓練を行っていただき、いつ起こるか分からない大規模地震に備えてください。

それに加え、御担当されている小学校ごとに実際の設置訓練を個別に行い、実務上の課題の有無の確認、課題是正のループを回されるものと理解しております。まずは、そのような理解でいいのか、お教えいただくとともに、各小学校に数基あるマンホールトイレを２名の開錠要員で設置するには相当な時間が必要ですし、万が一、１名しか来られなかった場合には設置が困難になると思います。この課題対応には、避難されてきた住民のお力をお借りすることも必要と思いますが、併せて島本町のお考えをお聞かせください。

総務部長　これまでも避難所を担当する職員や新規採用職員を中心に、避難所受付のロールプレーイングや、メッシュテント、段ボールベッドなどの組立訓練等を実施してまいりました。昨年は、シェイクアウト訓練に併せて、災害対策本部設置訓練並びに避難所開設時のチェックリストを用いた訓練を、第二・第四小学校体育館で実施いたしました。訓練を通じて気づいた点や課題点などは改善するなど、取り組んでいるところです。

先ほど御答弁いたしましたように、まずは、職員によるマンホールトイレの設置訓練を実施し、各地域の自主防災会の皆様におかれましても、マンホールトイレの設置ができるよう、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　最後に、マンホールトイレの設置・運用時の考え方について問います。

男女共用、男女別、車椅子も利用可能など、どのように設置される計画か、お教えください。

総務部長　各小中学校などに設置しておりますマンホールトイレにつきましては、収容人数などの条件により、それぞれ３基から６基、設置しております。マンホールトイレの仕様は、和洋式兼用タイプのものを設置しておりますが、基本的には洋式便座で、男女別の比率については１対３になるよう配置します。車椅子などでも利用できる多目的トイレについては、設置基数により男女兼用になる場合もありますが、周辺のスペースによりましては、大きいテントを設置することで、全てのトイレでも、車椅子の方でも利用することが可能になるものと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　御答弁、ありがとうございました。

大きな地震発生時にはトイレ問題が最初の課題の１つです。男女の入り口を違う方向にするなど、事前に決定すべきことが多くあります。設置訓練を行い、課題の明確化・改善を行わないと分からないことも多くあります。ぜひとも、最小限の人数で４つの小学校の開門、マンホールトイレの設置、避難所開設ができるよう、訓練を繰り返し行っていただくことを要望し、１つ目の「突然発生する自然災害に備えるために初動訓練の強化を」の質問を終わります。

次に、２つ目の質問、「保育待機児童対策強化と幼稚園に満三歳からの受入れを」と題して問います。

保育待機児童問題は、平成30年11月に発出された保育基盤整備加速化方針を進める中で、従来の保育定員設定ではなく、待機児童が多い年齢層の保育枠を増やすことを要請した結果、島本町は整備法人の申出に基づき認可定員を定めていたものを、各整備施設の歳児ごとの定員設定を整備前に調整し、歳児ごとの定員設定の平準化に努め、当初計画どおりに、令和４年度からの継続的な待機児童解消につなげられたと理解しております。

しかし、残念ながら、令和６年11月以降、待機児童が発生してしまった状況です。今回の待機児童発生は、主に、当時想定していた以上の保育ニーズの上昇によるものとのことです。現在の状況を踏まえ、改めて、保育所だけではなく幼稚園も含めた全体の保育・教育の状況について議論させていただくことで、よりよい環境づくりにつなげていただきたいと思います。

待機児童の発生は、施設規模が足りない、保育士が足りないなど、様々な要因が複合的に絡むことから、その対策については、綿密な要因分析を行い、対応を考える必要があります。

まずは、未就学児数の現状をお教えいただくとともに、将来動向について、お考えをお教えください。

教育こども部長　続きまして、２点目の「保育待機児童対策強化と幼稚園に満三歳からの受入れを」のうち、「未就学児数の現状及び将来動向について」でございます。

令和７年１月１日時点の満０歳から６歳までの人口は2,039人となっており、島本町保育基盤整備加速化方針を策定いたしました平成30年度の同時期には2,033人でありましたことから、その間、若干の増減はございますが、おおむね横ばいであったと認識いたしております。しかしながら、今後につきましては、大型集合住宅などへの入居が続くことで、就学前児童人口は増加傾向に向かっていくものと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　次に、整備した保育基盤の現状と待機児童発生への影響について、お教えください。

教育こども部長　「保育基盤の現状と待機児童発生への影響」についてでございます。

平成30年11月に保育基盤整備加速化方針を策定し、町議会をはじめ関係各位の御理解並びに御協力のもと、方針発表後２年余りで、公立保育所を１か所移転・新築し、民間認定こども園を２か所整備、民間保育園を１か所整備、民間小規模保育事業所２か所を整備し、保育施設定員を644人から1,043人にまで約400人増やし、令和３年４月当初には待機児童ゼロを達成することができました。令和４年度以降は、令和６年10月まで待機児童ゼロを達成してまいりましたが、11月には１歳児において待機児童１人が発生し、その後２月まで継続して待機児童が発生している状況でございます。

就学前児童人口に対する保育希望児童の割合の高まり、人口増加に伴う児童の増加等により、令和７年４月当初の入所児童数は、現時点では、前年同月比約8.5％増加となっていますが、各施設の御協力により、本町内の民間保育所等で弾力的運用を活用し、年度当初は待機児童は発生しない見込みでございまして、保育基盤を計画的に整備し、施設数を増加させたことは、待機児童抑制に大きな効果をもたらしているものと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　整備した保育基盤について、多くの自治体で、施設規模が全般的に過剰である、特定の年齢層が大きく不足している、もしくは、過剰であるなどの話をよくお聞きしますが、島本町の状況について、保育基盤整備の投資が適切であったのか、課題があったのか等、どのようにお考えか、お教えください。

教育こども部長　「整備した保育基盤の規模及び歳児別定員等に関する課題」についてでございます。

保育基盤整備加速化方針に基づき整備した施設につきましては、従来の低年齢児から高年齢児になるにつれて、定員数を大きく設定した施設にするのではなく、各歳児の定員に差をほとんど設けない施設の整備を進めてまいりました。これにより、高年齢児は多数の空き枠があるにもかかわらず、低年齢児では多くの待機児童が発生するなどの事態は起こらず、施設の規模も含め、近年の保育ニーズに合わせた適切な整備や定員設定ができていると認識いたしております。

以上でございます。

福嶋議員　保育士数の現状と、今後、どのようにしていく必要があるとお考えなのか、お教えください。

教育こども部長　次に、「保育士数の現状と今後」についてでございます。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、一部の保育所等で弾力的運用を行っておりますが、できる限り多くの児童を受入れながら、本町の保育士配置基準を遵守し、保育の質を確保していくために、それぞれの事業者において、必要な保育士数を確保いただいているところでございます。

しかしながら、現在、様々な分野において労働者不足が深刻化する中、保育士等についても同様であることに加えて、国の保育士配置基準が、本町の配置基準のように１人で保育する児童数を減らす方向で見直しが図られており、全国的に保育士の必要数が増加しているところでございます。このことから、今後につきましても、これまで以上に人員確保が困難な状況になるものと考えておりますが、引き続き適切な人員配置がなされるよう、事業者とも十分に連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　次に、令和元年６月議会で、令和元年10月から開始される幼児教育・幼児保育無償化への対応として、満３歳から幼稚園に通わせたいや給食の提供をと思われている潜在ニーズへの対応について一般質問を行い、慎重に調査・研究を進めてまいりたいとの御答弁をいただきました。調査・研究の状況についてお教えください。

教育こども部長　「満３歳からの幼稚園利用や給食提供等の潜在ニーズ」についてでございます。

利用者数の減少が著しい第一幼稚園については、令和３年９月に、本町内私立幼稚園及び私立認定こども園の幼稚園部分に通う在住児童の保護者を対象に、島本町立第一幼稚園の利用ニーズ低減の実態把握のためのアンケート調査を実施いたしました。様々な御意見を頂戴いたしましたが、第一幼稚園ではなく私立幼稚園等を選ばれた理由についての回答を見ますと、入園年令が最も多く、次いで給食の有無となっておりました。

人口増加に伴う児童の増加、就学前児童の人口に対する保育希望児童の割合の高まり等による対応として、保育基盤整備加速化方針に基づき整備した施設における弾力的運用の活用を想定いたしておりますが、過去のような高い割合による弾力的運用は、可能な限り避けるべきと考えております。

そのため、現在、利用人数が少ない第一幼稚園について、アンケート調査において多くの御意見をいただいた３歳児からの入園を可能とするとともに、給食を導入し、また、19時までの預かり保育を可能とした施設運営について進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員　潜在ニーズへの対応について、今回、対応を進めていただきました。今回進められるのは、３歳児からの入園とのことです。まずは、ありがとうございます。

そして、私が提起したのは、満３歳児からの受入れを含めての必要性についてであり、その必要性について改めて客観的に考えるために、直近の５歳、４歳、３歳、２歳の保育人数の年度内変動について、お教えください。この質問の趣旨としては、何らかの変化点で保育ニーズがあれば、その期間でニーズの変動があると考えるからです。満３歳児からの保育ニーズがあれば、２歳児、３歳児の保育ニーズの年度内変化があると考えています。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

教育こども部長　２歳児から５歳児までの「年度内における保育人数の変動」についてでございます。

令和６年度における保育人数の変動につきましては、令和６年４月の保育所等入所児童数が、２歳児177人、３歳児204人、４歳児198人、５歳児187人であり、令和７年３月の入所児童見込数が、２歳児185人、３歳児214人、４歳児199人、５歳児191人でございます。いずれの歳児におきましても、他自治体からの転入などの理由により若干増加しておりますが、例年、おおむね横ばいの状況となっております。

以上でございます。

福嶋議員　例年、横ばいとのことです。待機児童が通年ゼロであった令和４年度・５年度の年度初から年度末の入所児童児数の変動は、２人から５人増の範囲でほぼ横ばいであることを、別途確認しております。

しかし、本年度の２歳児は８人、３歳児は10人増であり、明らかに増加が多いと思います。これは、転入者の満３歳児保育へのニーズが顕在化した可能性もあると考えられますので、満３歳児からの入園検討も行われることが必要と考えます。島本町のお考えを、改めてお聞かせください。

教育こども部長　「第一幼稚園における満３歳児の受入れ」についてでございます。

先ほど御答弁申し上げました、令和６年度における保育所入所児童の変動につきましては、各歳児とも例年より若干多く、これは、新たに建設された大型集合住宅などへの入居が開始されたことが要因の１つであると推測いたしております。そのため、特定の年齢のニーズが顕著に増加していると言い切ることは困難であると考えておりますが、３歳児の増加が見受けられたことから、それも踏まえまして、全体の保育需要の受皿とするため、第一幼稚園において、３歳児の受入れを開始する方針としたところでございます。

３歳児を受け入れるに当たり、各学年35人の定員設定を想定しておりますが、学級編制に関し、大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準において、３歳児については１学級の上限が25人となっておりますことから、本町においてもこれに準拠し、２学級での編成を想定いたしております。

また、第一幼稚園の機能拡充に関しまして、併せて給食の提供を開始するため保育室の１室を配膳室として使用し、また、新たに３歳児の受入れで使用する保育室の確保と合わせて、第一幼稚園の全ての部屋を活用する必要があることからも、現時点におきまして、満３歳児の受入れについては、予定いたしておりません。

いずれにいたしましても、今般の第一幼稚園に係る取組は、これまで懸案となっていた空き教室を保育ニーズの受皿として活用することで、複数の課題について併せて解消を図るものであり、第一幼稚園の幼稚園としての機能を維持しつつも、そのあり方を抜本的に改革するものであることを御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

福嶋議員　保育室等の確保の関係から、満３歳児の受入予定はないとのこと、残念ではありますが、状況は理解いたしました。

そして、御答弁いただき、ありがとうございました。本年11月から保育の待機児童が発生してしまいました。ぜひとも、来年度以降は待機児童発生を防ぐとともに、過度な弾力化とならないよう、しっかり状況を把握いただくとともに、必要な施策を迅速に検討・実施いただくことをお願いし、２つ目の質問、「保育待機児童対策強化と幼稚園に満三歳からの受入れを」の質問を終わります。

３つ目の質問、「福祉ふれあいバス運行と地域公共交通」と題して、問います。

福祉ふれあいバスは、昭和45年に、当時の町立老人福祉センター「やすらぎ荘」の送迎バスとして運行を開始され、平成23年度に運行目的を「高齢者福祉センター送迎」から「公共施設巡回」に、平成31年４月に「高齢者等の外出支援」に拡大されたと理解しております。

今回の質疑で、公共施設巡回・外出支援を目的としているはずの福祉ふれあいバスの現状の課題と、運行目的に沿った運行ルート、時刻表のあり方を明確にし、より高齢福祉等の施策に資する事業への変革のきっかけとなればと考えております。

まず、平成23年度の運行目的の変更内容について、お教えください。併せて、平成23年度時点で、始発・終着点をふれあいセンターとされるとともに、それ以降、停車場所の追加・廃止はあるものの、運行ルートや運行時刻表については、ほぼ変更がないとの理解でよろしいでしょうか。簡単に状況推移をお教えください。

健康福祉部長　続きまして、３点目の「福祉ふれあいバス運行と地域公共交通」のうち、「平成23年度の運行目的の変更内容及び状況の推移」についてでございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、これまで平成23年度及び平成31年度に、プロジェクトチームでの検討を経て、運行目的や利用対象者の見直しを行ってまいりました。

まず、平成23年度の見直し――実施は平成23年11月からでございます――では、運行目的をふれあいセンター２階の高齢者福祉センター利用者のための送迎バスとしての位置づけから、高齢者等が町内の公共施設に出かけることを支援する公共施設巡回に変更

するとともに、利用対象者を見直し、従前からの高齢者に、障害者と介助者、妊婦の方と同伴する就学前児童を追加いたしました。また、停留箇所についても、若山台高層棟前、ユニハイム前、高浜一丁目、ドリームマンション前、人権文化センター前の５つの停留所を追加いたしました。

次に、平成31年度の見直し――実施は平成31年４月からでございます――では、運行目的を公共施設巡回から買物や通院、公共施設の利用など、高齢者等の外出支援に変更するとともに、利用対象者に難病患者の方などを追加いたしました。また、停留箇所では人権文化センター前の停車回数を増加いたしました。

その後も、令和５年度に運行時刻の実態に合わせた時刻表の修正等の変更を行いました。

なお、この間の運行ルートにつきましては、議員御指摘のとおり、平成23年度以降、大きな変更は行っておりません。

以上でございます。

福嶋議員　現行の福祉ふれあいバスの運行で、31の停留箇所を設定されています。運行目的である外出支援は、どの程度達成できていると考えられているのか、考え方、指標があれば、その指数についてもお教えください。

健康福祉部長　福祉ふれあいバスの停留箇所につきましては、現行のマイクロバスの運行が可能な道路を利用して、できる限り町内をくまなくカバーできる形で設定しており、各停留箇所での停留回数の多寡はございますが、おおむねマイクロバスが運行できない地域を除いて、半径200～300メートルの範囲で停留箇所を設定しており、高齢者等の外出を支援する手段の１つとして定着しているものと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　福祉ふれあいバスの運行は、できる限り町内をくまなくカバーしており、高齢者の外出支援の１つとして定着しているとのことです。

島本町は、毎年乗降量調査を行われているとのことですが、主な分析結果を御紹介いただくとともに、島本町が認識されていること、外出支援という目的の達成度合いの判断に反映できることがあれば、お教えください。

健康福祉部長　福祉ふれあいバスの「乗降量調査を踏まえての状況分析」につきましては、ルート１では、ＪＲ島本駅や阪急水無瀬駅、ふれあいセンターから比較的距離のある地域をはじめ、それぞれのお住まいの地域から乗車され、駅やふれあいセンターで下車される方が多く、最終の便であるルート６では、その逆に、駅やふれあいセンターから乗車される方が多い傾向が見受けられます。また、ルート２からルート５では、駅での乗降とともに、ふれあいセンターで乗車され、それぞれのお住まいの地域で下車される方が多い傾向でございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、本年度に実施いたしました乗降量調査においても、

５日間で592人の乗車があり、令和５年度の実績で申し上げますと、年間で２万4,833人、１日平均99人の方が乗車されており、駅や医療機関を含む公共施設等への外出に一定の役割を果たしているものと認識しております。引き続き、各停留箇所の乗降量を経年で把握し、福祉ふれあいバスの運行に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　過去の議会質疑等で、ルート１の利用者が多いとの御答弁があったように記憶しておりますが、今の利用状況とその理由と思われることについて、改めてお教えください。

健康福祉部長　福祉ふれあいバスの運行状況につきましては、毎年、年度内の任意の月曜日から金曜日までの５日間で、全ルートに町職員が乗車し、各停留箇所の乗降人数や到達時間等を調査する乗降量調査を実施し、把握いたしております。当該調査の結果を見ますと、議員御紹介のとおり、本年度も含む各年度において、ルート１の利用者は、他の５ルートよりかなり多い人数となっております。この要因につきましては、ルート１の走行距離が長く、停留箇所が多いことや、利用されている方の降車場所のほとんどがふれあいセンター、もしくは、駅であることから、１日の最初の便でふれあいセンターに来られる方や外出のために駅に向かわれる方の御利用が多いものと分析しております。

以上でございます。

福嶋議員　ルート１は１日の最初の便で、鉄道駅などに外出のために向かわれる方の御利用が多いとの分析です。これから、まだまだ65歳以上の高齢の方の人数が増加するとともに、毎年１歳ずつ年齢を重ね、だんだん移動がしんどくなった方などの乗車できる対象者が増加する傾向だと思います。

現在でも、ルート１は満席になる状況があるとお聞きしておりますが、その状況及びどのように対応されているのか、お教えください。

健康福祉部長　ルート１の乗車状況につきましては、駅に向かわれる方が多いことから、駅の手前の停留箇所で満員になることが今年度は複数回発生しており、その場合は、申し訳ございませんが、これ以上の乗車はできない旨をお伝えし、御協力いただいております。

以上でございます。

福嶋議員　私自身は、福祉ふれあいバスに求めること、求められていることは、全停留箇所から、午前に全公共施設や鉄道駅に比較的短い時間で到着できる、可能であれば、午後にも往路便があり、復路便もある、結果として往復できる便があることだと思っています。島本町のお考えをお聞かせください。

健康福祉部長　福祉ふれあいバスは、もともとは公共施設巡回を運行目的としていたものを、さらに高齢者等の外出支援に拡充したという経緯がございます。このことから、議員御紹介のとおり、町内の公共施設やそれ以外にも、外出先としてニーズの高い鉄道駅

や医療機関の近くに停留所を設定しております。そのため、特にふれあいバス以外に交通手段がなく、公共施設や外出先としてニーズの高い鉄道駅や医療機関から距離が大きく離れている地域を中心に、比較的短い時間で到着することができ、かつ復路の便を確保できることが、最も理想的な運行形態であると考えております。

以上でございます。

福嶋議員　比較的短い時間での到着や復路便の確保が理想的な運行形態と考えられているとの御答弁、ありがとうございます。

今回、一般質問をするに当たり、改めて福祉ふれあいバスの時刻表を確認いたしました。ニーズの高い鉄道駅に行く便、鉄道駅から乗車した停留箇所に戻る便、そして、それぞれの便の関係で往復とも利用できる便の数を調べたところ、現時刻表では、若山台高層棟前など３停留箇所では往復できる便の設定がない、高浜一丁目、ドリームマンション前、ハートスクエア前、ユニハイム前の４停留箇所では往復できる便が１日１便のみしかなく、他の停留箇所に比べて利用できない、融通が利きにくいなどの状況です。

これは、基本的に高齢者福祉センター送迎時代からの、昔からのルートや時刻表を維持しているために起こっていることであり、可能であれば、このような停留箇所を発生させないようにする必要があると思いますが、島本町のお考えをお教えください。

健康福祉部長　議員が例示された各停留箇所につきましては、平成23年度の見直しやそれ以降の拡充により新たに停留箇所となったところであり、それまでのルートを生かしつつ設定されたものであることから、当初からある停留箇所と比較いたしますと、議員御指摘のとおり、往復できる便が少なくなっております。

先ほど御答弁させていただいた理想的な運行形態実現のためには、これらの停留箇所の利便性向上を図る見直しは必要であると考えておりますが、現状の１台のバスを全町的にくまなく効率よく運行するには、限界があるのも事実としてございます。

現在、ふれあいセンターを起点・終点とし、９時から17時22分までを運行時間としておりますが、道路状況等により到着が遅れる場合もあり、新たなルートや停留箇所を追加する余裕がない運行スケジュールとなっております。

しかしながら、今後も福祉ふれあいバスを安定的に運行していくためには、現状を踏まえつつ、利用者の動向なども注視し、少しでも効率的で利便性が向上する運行ルートや停留所の設定を検討することは必要であると考えております。

以上でございます。

福嶋議員　あくまでも、先ほど指摘した特定の停留箇所は代表事例であります。該当停留箇所の理想的な運行形態実現のために、利便性向上を図る見直しは必要との島本町の御見解です。そして、現行のふれあいセンターを始発・終着とした現在のバスルート、時刻表では、追加などを行う余裕がない運行スケジュールとのことです。

現在の福祉ふれあいバスは、１日約110キロ程度走行しています。公共施設を除く25

の停留箇所を、一筆書きに距離を測定すると約21キロ、公共施設や鉄道の一筆書きでは約５キロの走行距離となります。この距離から考えると、ルートを引き直せば、どの停留箇所からも１日２～３回程度の往復のできる便が設定でき、外出支援をより強く推進できるのではないかとの可能性を見いだしました。

その可能性を検証するため、簡易的にではありますが、現状の停留箇所を維持したまま、バスルート、時刻表について、具体的な検討を私は行いました。その結果、実際に鉄道駅や公共施設に対し、全停留箇所から朝便・帰りの便の設定があり、１日２～３便程度の往復の便が設定できるという時刻表の設定が、割合簡単にできることが分かりました。また、この私案の走行距離は約90キロで、運行時間にはより余裕の出るものとなっております。

島本町は、今回の質疑で、現状の福祉ふれあいバスの運行に課題があること、認識されましたが、現行運行で新たなルートを追加する余裕はない状況とのことです。今回、制定される島本町立地適正化計画でも「高齢化が進み自動車による移動が困難な人が増加すると、公共交通不便地域や空白地域に居住する人の移動手段の確保が課題となる」とあります。

高齢者等の外出支援を目的としている福祉ふれあいバスの重要性は増す一方であり、早急に、今回、認識いただいた課題の解決が必要と考えます。この課題解決を島本町の重要課題と考え、迅速に改善すべく、ルート、時刻表の見直し等の取組を進める必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

山田町長　私といたしましても、町内における高齢者等の移動手段の確保は、今後の重要な課題であると考えております。特に、福祉ふれあいバスにつきましては、平成23年度以降、ルートの大きな変更を行っておらず、議員御指摘のとおり、福祉ふれあいバスの停留箇所の停車回数については、地域により差異が生じている状況であることを改めて認識したところでございます。

ルート、時刻表の見直しにつきましては、現在、御利用いただいている皆様の動向や地域の交通状況なども踏まえた上で、より効率的で、また、利便性が向上するよう検討を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

福嶋議員　御答弁、ありがとうございました。

今回の質疑で、公共施設巡回、外出支援を目的としているはずの福祉ふれあいバスの現行の運行ルート・時刻表では、駅へ往復することができない、便数が少ないなどの停留箇所が多くあることを指摘し、改めて課題認識をいただきました。

福祉ふれあいバスは高齢福祉等の施策に資する重要な事業なので、より効率的で、また、利便性が向上するよう、ルート・時刻表の見直し等を迅速に検討いただくことをお願いし、３つ目の質問、「福祉ふれあいバス運行と地域公共交通」を終わり、以上で、

福嶋保雄の一般質問を終わります。ありがとうございました。

清水議長　以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

大久保議員（質問者席へ）　それでは、通告どおりに質問に入ります。

１点目、「島本町の災害廃棄物仮置場について」、伺います。

令和７年１月17日（金曜日）、阪神・淡路大震災から30年の節目を迎えました。平成７年１月17日（火曜日）午前５時46分、淡路島北部を震源地とする地震が発生し、国内で史上初めてとなる「震度７」の揺れを記録。死者・行方不明者は6,400人を超え、全半壊など被害を受けた住宅は約63万棟にのぼり、災害廃棄物の発生量は約1,500万トンとのことです。また、東日本大震災では、津波堆積物約1,100万トンを含めて、約3,100万トンの災害廃棄物を約１兆1,500億円かけて処理されました。懸念される南海トラフ地震発災時の災害廃棄物発生量の推計は、最大約３億2,000万トンとなります。

災害廃棄物処理は、平常時の一般廃棄物処理と大きく異なり、様々な種類の廃棄物が短時間に大量に発生します。そのため、平常時の体制では処理が追いつかず、一時的に災害廃棄物を保管しておく仮置場と呼ばれる場所が必要となります。

島本町で仮置場が用意できない場合、どのような状況になるのでしょうか。行き場のない災害廃棄物は、家の前の道路や空き地等に積み上げられ、ごみの山ができてしまいます。道路脇の災害廃棄物の山は、道路を塞ぎ、緊急車両や歩行者の通行を妨げるようになります。また、管理されていない空き地の災害廃棄物は、分別されないまま混合廃棄物の山になり、悪臭や害虫の発生等衛生面の問題、そして、自然発火による火災発生といった安全面の危険などが生じてまいります。さらに、その後、これらの災害廃棄物を適正に処理していこうとすると、より多くの時間、手間、費用が必要になってまいります。

このような問題を、平時の間に十分検討、対策を練る必要があると考え、質問してまいります。

島本町は、南海トラフ地震発災時の災害廃棄物発生量の推計はされておられますでしょうか。

都市創造部長　それでは、大久保議員の一般質問に御答弁申し上げます。

１点目、「島本町の災害廃棄物仮置場について」のうち、「南海トラフ地震発災時の災害廃棄物発生量の推計」についてでございます。

南海トラフ巨大地震発災時における災害廃棄物発生量の推計値につきましては、本町の地域防災計画におきまして、過去に大阪府が公表しております被害想定である3,000トンを推計値として記載いたしております。

また、令和３年３月に策定しました島本町災害廃棄物処理計画におきましては、南海トラフ巨大地震に関連する被害区分別の発生原単位として、全壊や半壊、火災焼失によ

る木造家屋などによる被害の１棟当たりの災害廃棄物発生量についても、参考までに推計値として記載いたしておりますが、当該計画におきましては、南海トラフ巨大地震よりも大規模な被害が想定されている有馬高槻断層帯地震による災害廃棄物発生量の推計値を記載しており、最大予想震度６強で、家屋の全壊や半壊、火災焼失などの被害による推計値として、３万3,400トンを被害想定といたしております。

以上でございます。

大久保議員　懸念されている南海トラフ巨大地震ではありますけども、災害廃棄物の発生量は有馬高槻断層帯地震のほうが多いということで、このことも、私たちはしっかりと認識する必要があるかと思います。

このように大量に発生する災害廃棄物を、一時的に保管しておく仮置場の設定はされているんでしょうか。

都市創造部長　次に、「仮置場の設定」についてでございます。

現在、災害廃棄物の仮置場の設定につきましては、公共用地を中心に候補地の選定について検討を進めておりますが、具体的な場所の設定には至っておりません。なお、平成30年７月の台風第21号では、暴風雨による甚大な被害が発生し、その際の災害ごみにつきましては、役場敷地内の公用車駐車場や町内の都市公園を仮置場として活用し、対応した経緯がございます。

今後、想定される南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に迅速に対応できるよう、候補地の選定を早急に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　具体的な候補地の選定はされていないということであります。このことを踏まえまして、次の質問に入ります。

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室より、令和５年４月付で災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインが示されておりますが、本町の対応について、お伺いします。

都市創造部長　次に、「ガイドラインへの対応」についてでございます。

災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインにつきましては、令和５年４月に環境省から各自治体に対し、活用方法について示されております。本ガイドラインの位置づけといたしましては、各自治体の災害廃棄物処理基本計画を見直す際や新たに計画を策定する際に、計画に記載しておくべき事項や計画の実効性を向上させるための重要な事項などについて示されたものとなっております。具体的には、災害時の活用に加え、平時から庁内体制を確立しておくために、災害廃棄物対応のタイムラインや災害廃棄物発生量の推計、処理の手法、また、地域への広報など、当該計画の実効性を向上させるために、各関係部署と必要な連携を確認するためのガイドラインとなっております。

このことから、本町の災害廃棄物処理計画につきましては、先ほど御答弁申し上げま

したとおり、令和３年３月に策定しており、その時点におきましては、平成30年度に改定されております環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定したものでございます。今後、災害廃棄物処理計画を見直す際や平時からの庁内体制の確認については、新たに示された本ガイドラインに基づき、災害時に迅速に対応できるよう、さらなる庁内体制の確立に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　災害廃棄物処理計画は策定されておるということで、私も認識しておりますけども、平時における災害廃棄物処理計画の策定の必要性や体制整備の具体化、仮置場の確保、運営等に関する考え方の整理、人材育成、研修や災害協定の重要性の充実などについて、今一度、本町のお考えをお伺いします。

都市創造部長　次に、「災害廃棄物に係る本町の考え方」についてでございます。

本町におきましては、令和３年３月に災害廃棄物処理計画を策定済みであり、今後は同計画にも掲げておりますとおり、地域防災計画と連動した配備体制を基本に、平時から組織体制や指揮命令系統の確立が重要であると考えております。

このことから、大規模災害発生直後に迅速に対応できるよう、初動や応急対応、復旧までのタイムラインの確認や、膨大な災害廃棄物発生に備え、一次仮置場にとどまらず、二次仮置場の確保や管理などを含め、総合的に連動したシミュレーションが必要不可欠であると考えておりますほか、職員だけでなく、事業所や住民と連携した研修・訓練を引き続き実施するほか、民間事業者との協力体制の充実も検討してまいりたいと考えております。

このことを踏まえ、今後も引き続き大規模地震をはじめ、大型台風などによる風水害に対しましても、迅速かつ柔軟に対応できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　大規模災害発生直後に迅速に対応できるよう、初動や応急対応、復旧までのタイムラインの確認や、膨大な災害廃棄物発生に備え、一次仮置場、二次仮置場の確保や管理などを含め、総合的に連動したシミュレーションの想定が必要不可欠であるとの御答弁ですが、このシミュレーションの想定は今までされているんでしょうか。また、今後の具体的なタイムスケジュールのお考えがございましたら、お聞かせください。

都市創造部長　先ほど御答弁申し上げましたシミュレーションにつきましては、災害廃棄物処理計画において位置づけておりますが、具体的な訓練など、実践的なものは行えていないのが現状でございます。

また、タイムスケジュールといたしましては、まずは、大規模災害発生時に早期復旧の核となる町内の公共用地を活用した一次仮置場の具体的な選定を行うとともに、二次仮置場として活用できる災害廃棄物仮置場の候補地の選定も進めながら、一次仮置場と

の連動を想定し、大規模地震や大型台風などによる風水害に対し、迅速かつ柔軟に対応できるよう、大規模災害に備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　以前の話なんですけども、町民の方から臨時ヘリポートの発着や災害廃棄物の仮置場に使用できる情報をいただきましたが、本町のその後の見解、民有地の利用についてのお考えを伺います。

都市創造部長　次に、「仮置場に係る民有地の利用」についてでございます。

災害廃棄物の仮置場につきましては、大規模地震や台風などによる被害が発生した際の一次仮置場として、本町が管理する活用可能な場所について、まずは、公共用地を中心に候補地選定の検討を進めてきたところでございます。しかしながら、日常的な利用頻度の高い公共用地も多く、災害の規模によっては、仮置場の設置により、本来の行政サービスに影響が生じる可能性もございます。

そのため、公共用地の活用に加え、民有地を活用することも視野に入れておく必要があると考え、災害廃棄物仮置場として活用するための環境条件として、災害廃棄物を搬入・搬出する際の動線や離合するための通行路の幅員、また、大型車両の通行可否など、様々な条件整備に加え、長期的な視点で土地利用が対応可能な場所の選定が重要であるものと考えております。

なお、一個人が所有されておられる民有地については、相続や売却などにより土地所有者が変更された際の継承が大きな課題であると考えております。

以上でございます。

大久保議員　現実的に、島本町内に災害廃棄物の仮置場として利用できる公共用地があるようには思えませんが、大災害が起きたときのことを考えますと、民有地であっても柔軟に対応すべきだと思いますが、再度、見解を伺います。

都市創造部長　災害廃棄物仮置場に係る候補地の選定につきましては、環境省の災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインにも示されておりますとおり、災害時に迅速な仮置場の確保が必要であることを条件に、公共用地を前提に候補地選定を行うこととなっております。このことを踏まえ、本町におきましても、前提といたしましては、近隣自治体と同様に、公共用地である公園やグラウンドなどを想定いたしておりますが、災害の規模等によっては、被害状況の予想がつかず、かつ流動的ということもあり、甚大な被害となった場合においても、迅速かつ柔軟に対応できるよう、補足的な役割として民有地についても仮置場として活用できる場所を視野に入れ、候補地の選定を検討しておく必要があるものと考えております。

このことから、災害廃棄物仮置場については、先ほど御答弁申し上げましたとおり、個人所有地は課題が多いものと考えておりますが、長期的かつ安定した土地利用が対応可能な場所の選定を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　ありがとうございます。

本町の災害廃棄物処理計画に、仮置場は「平常時にその候補地を選定する」と記載がございます。このことを踏まえまして、短期的・中長期的な視点から、早期に選定する必要がございます。公共用地とともに、民有地も柔軟に視野に入れられ、早期に選定することを要望いたします。

次の質問に入ります。

２点目、「島本町の災害時における防災力の強化について」。

地域防災力を強化するためには、町内会、消防団などと若い防災士等が連携して、地域に密着した防災意識の啓発、防災訓練等の活動を通じて、災害に対する事前の備えのある地域社会づくりを進めることが望まれております。そして、防災における行政の役割を理解しておくことで、やるべきことが明確になり、地域の防災力を効率よく高めることが可能です。また、公助の観点からは、学校などの避難所における課題を解決することが重要と考えます。

今回は、防災の人材育成と、避難所となる学校などにおけるライフラインエネルギーの確保について、お伺いしたいと思います。

まず最初に、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、少年少女で結成されている自主的な防災組織で、少年消防クラブがあります。令和３年５月１日現在、全国に約4,300の少年消防クラブがあり、約40万人のクラブ員と、指導者約１万3,500人が活動をしているということです。

本町にはこのような組織はございませんが、河南町には結成されており、大会にも出場され、大変活躍されているようです。そのほか、近隣の市町村の状況を本町は把握されていますでしょうか。また、本町にも、このような防災組織の設立ができないでしょうか、お伺いします。

消 防 長　続きまして、２点目の「島本町の災害時における防災力の強化について」のうち、「少年消防クラブなどの防災組織」についてでございます。

少年少女防火クラブとは、幼年期において、正しい火の取扱いを学び、火災予防や防災への知識を深めるために活動している団体であると認識しております。北摂地区では、豊中市、箕面市の２市内を含め、大阪府内では15のクラブが活動されていると認識しており、幼少期の学びや体験は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うこれらの活動は大変有意義な活動であると認識しております。しかしながら、本町においては、予算規模や事務を担う職員の配置を考えると現実的ではないことから、各訓練やイベントを通じて、防火思想の普及・啓発に引き続き努めてまいりたいと考えております。

なお、本町における幼少期の防火指導につきましては、保育園・幼稚園における幼児教育といたしまして、花火指導を通じて防火指導を行い、保育園・幼稚園、小・中・高

等学校における避難・消火訓練を行っております。また、小学校３年生につきましては、社会科の授業の一環として消防署見学に来署されることから、消防署の組織や業務内容について説明し、普及・啓発を行っております。さらに、11月には消防本部敷地内で防火まつり、１月には消防出初式を開催し、お子様たちが気軽に消防本部へ足を運べる環境づくりに取り組んでおります。

以上でございます。

大久保議員　大阪府内でも15のクラブが活動をしているということであります。また、新しい団体を設立するのは現実的ではないというお考えで、非常に残念ではありますけども、現実的には難しいということで認識しました。

次の質問です。

小中学校の早い時期に防火・防災思想を学ぶことで、将来を担う防災の人材育成につながると考えますが、本町の見解をお伺いします。

教育こども部長　次に、「将来を担う防災の人材育成」についてでございます。

町内の小中学校におきましては、地震や火災等の避難訓練や保護者への引渡し及び集団下校を想定した訓練に加え、社会科や理科、道徳の時間等を通じて、教科横断的な視点で防災教育に取り組んでおります。

道徳の教科書には災害に関する資料も掲載されており、災害時や避難時に大切にすべきことなどについて学習をいたしております。また、社会科では、地域の特徴や歴史を学習する際に災害についても触れており、理科においても同様に、地層や気象の学習の際に災害についても学習するなど、総合的に学習活動を展開いたしております。

今後につきましても、これらの学習を通じ、児童生徒が災害時に適切に判断し、主体的に行動する態度の育成を図る防災教育をさらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　児童生徒が災害時に適切に判断し、主体的に行動する態度の育成を図る防災教育をさらに推進していただくということで、ここは大変期待するところであります。

このことも踏まえまして、他市の事例を用いまして質問します。

豊中市では、第一中学校の生徒が地域全体の防災力向上に取り組んで、指定避難所である同校への安全な避難路を示す防災マップ作りに取り組み、後輩に当たる校区内の２小学校の児童に向けて、出前授業を開催されたということです。

このような取組が、本町でもできないでしょうか。また、現在、職員対象に防災士の資格を取得していただいておりますが、町内の中学生にも、その対象としていただけないでしょうか。

教育こども部長　次に、「学校間の防災教育の連携」についてでございます。

各校の防災教育等の取組につきましては、各校それぞれが教育課程に基づいて実施するものであるため、校種を超えた出前授業等を実施する場合には、学校間の連携の上、

判断されるものであると認識いたしております。今年度におきましては、各学校単位で防災教育を実施しているところでございますが、議員御紹介の事例をはじめ、他の自治体の好事例について情報共有を図り、より効果的な防災教育を実践することができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

総務部長　次に、「防災士の取得対象」についてでございます。

本町では、現在、幹部職員を対象に防災士の取得を進めており、既に12人の職員が防災士資格を取得し、それぞれの所属部署において、計画や事業に防災の視点を反映するなど役立てているところでございます。

中学生の防災士取得につきましては、町の事業として拡大することは考えておりませんが、大阪府と２つの大学が共催する、防災士資格を安価に取得できる講座を開催されているため、自主防災会への案内とともに、ホームページを通じて周知に努めているところでございます。なお、こちらの講座には、大阪府で在学の者にも受講資格があり、小学生の受講実績もあると聞き及んでおります。

以上でございます。

大久保議員　大阪府と２つの大学が共催する、安価で防災士資格が取得できる講座があるということですが、小中学校には案内されていますでしょうか。

総務部長　防災士の資格取得講座ですが、令和５年度から実施されており、本年度は２回募集があったところです。住民の皆様には、大阪府ホームページ並びに町ホームページにより周知するとともに、定例開催されます島本町自主防災会連絡協議会において、募集案内パンフレットを配布し、町内の全ての自主防災会に周知したところです。現在のところ、小中学校に絞っての案内は行っておりませんが、今後については、教育委員会とも協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　よろしくお願いをいたします。

防災士の資格取得の件ですが、現在、幹部職員を対象に取得を進められているということですが、このまま毎年進みますと、幹部職員の数にも限りがあるので、飽和状態になるんじゃないかなと思うんですけども、その際、ぜひとも中学生等を対象に、また再考していただければなと思います。

次の質問に入ります。

ここからは、避難所になります学校などにおけるライフラインエネルギーの確保について、質問してまいります。

現在、島本町内の指定避難所でＬＰガスを使用できる場所は何か所ありますか。

総務部長　次に、「指定避難所におけるＬＰガス」についてでございます。

全ての建物について把握できているわけではございませんが、避難所として活用する

頻度の高い施設で申しますと、第二小学校、第二中学校、人権文化センター、清掃工場でＬＰガスを使用しております。また、一般財団法人大阪府ＬＰガス協会高槻支部とは、災害時のＬＰガス供給について協定を締結しており、災害時に備えております。

以上でございます。

大久保議員　過去の私の質問にもありました、ＬＰガスを使用した発電機を採用していただいたと記憶しておりますけども、ＬＰガスから都市ガスと電気を作り出す「ＢＯＧＥＴＳ（ボーゲッツ）」は、都市ガスの代替になるだけではなく、ガス非常用発電機や停電対応型ＧＨＰ（ガス空調）を組み合わせ、電気もバックアップできる新しい設備で、採用されている自治体も増えております。

この根拠になるのは、現在、学校施設は、政府が掲げる防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和３年度から７年度までの５年間）のもと、防災機能の強化が進められており、近年、注目されているのが、劣化せず、長期保管が可能なＬＰガスを備蓄エネルギーとして活用することです。

このような現状を踏まえて、本町のできることはございませんか。

（午前11時19分　戸田議員　退席）

総務部長　次に、「ＬＰガスの活用」についてでございます。

議員から情報提供いただき、本町でもＬＰガスを使用するタイプの発電機を令和６年度に１台購入したところでございます。この発電機につきましては、都市ガスへの変換機能はなく、発電に特化したものでございますが、ポータブル電源の備蓄が、充電バッテリー、ガソリン式、カセットガス式のほかに、新たにＬＰガスを使用するタイプの発電機が加わったことにより、多様化することができました。また、避難所施設となる各小中学校の体育館に設置している空調機器である現行のスポットバズーカを導入するに当たっては、近隣市で導入されているガスヒートポンプ方式も視察の上、比較検討いたしましたが、現行方式を選択した経緯がございます。

今後、施設の新築あるいは設備更新に当たりましては、その時々の技術や防災の視点を踏まえた検討を行い、施設所管部局と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、先進事例を調査・研究し、災害時のインフラ停止時にも一定の災害対応が適切に行えるよう、さらなる電力確保策の多様化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　ＬＰガスから都市ガスと電気を作り出すＢＯＧＥＴＳ（ボーゲッツ）は、新しい設備ですので、今後、本町で新体育館などの新しい施設に導入を御検討いただけないでしょうか。

総務部長　繰り返しになりますが、新体育館などの新しい施設を整備する際には、施設の

目的や立地など様々な条件を勘案し、先進事例なども踏まえ、どのような防災機能が取り入れられるか、担当部署とも協議してまいります。

以上でございます。

（午前11時22分　戸田議員　出席）

大久保議員　種々御答弁、ありがとうございました。新体育館も新たな避難所となると思いますので、よろしく御検討をお願いします。

以上をもちまして、質問を終わります。ありがとうございました。

清水議長　以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時22分～午前11時40分まで休憩）

清水議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員（質問者席へ）　2025年（令和７年）２月定例会議の一般質問を行います。３つのテーマで行います。

「終末期に希望する医療と看取り～人生会議の意義と普及啓発～」。

令和６年度、民生教育消防常任委員会は、アドバンス・ケア・プランニング、略してＡＣＰ、人生会議をテーマに、広島市に行政視察に行ってまいりました。自分で、自分の考えを伝えられなくなった場合に備えて、自身の医療に対する希望を家族や医師に伝えていくことは、看取りに欠かせない視点と考えます。

「ＡＣＰの普及啓発」についてです。

本町におけるこれまでの取組の経緯、今後の展望等について、御説明ください。

健康福祉部長　それでは、戸田議員の一般質問に御答弁申し上げます。

（Ｉ）点目、「終末期に希望する医療と看取り～人生会議の意義と普及啓発～」のうち、「人生会議に関するこれまでの取組の経緯と今後の展望」についてでございます。

本町では、介護保険の在宅医療・介護連携事業の取組の１つとして、人生会議（ＡＣＰ）の普及啓発を進めており、令和元年度に、住民の皆様や医療・介護関係者向けに、人生会議の理解を深めてもらうための講演会を実施し、令和２年度以降は、特に医療や介護の専門職向けに、人生会議の実践的な研修会を行っていく予定でございましたが、新型コロナウイルスの流行によるコロナ禍のために、令和４年度まで事業を中止といたしました。

コロナ禍が終息した令和５年度には、当初の取組から期間が経過していたため、もう一度広く住民の皆様に、人生会議の意義や大切さなどを理解してもらうことを目的として、「人生会議（ＡＣＰ）で自分らしい生き方を選択しましょう」をテーマとした研修会を行い、今年度は、実際に人生会議の実施に当たってのきっかけ作りとして使用するツールの検討などを行いました。

本町においても、高齢者の独り暮らしや高齢夫婦のみ世帯が増加しており、支援者や家族にとって、終末期のケアやお亡くなりになった後の対応について、事前に個人の意思を把握することがますます重要になってくると考えております。人生会議は、終末期を迎えるに当たっての個人の意思を把握し、支援者、家族と共有する有効な手段と考えておりますので、町としても積極的に推進をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　魅力的な講演会、興味深く拝聴いたしました。

それでは、関係機関や専門職、すなわち支援者側の知識の習得については、どのようにお考えですか。

健康福祉部長　次に、「支援者側の知識の習得」についてでございます。

次年度以降に、人生会議で使用する町独自ツールの周知と併せて、ケアマネジャーや医療関係者の方など専門職に対しての研修会などを実施していきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　「認知力の低下と本人意思の尊重」について問います。

令和６年１月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されています。基本理念には、「認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される」ことが含まれています。高齢社会における認知能力の低下とＡＣＰについて、どういった取組が効果的とお考えでしょうか。

健康福祉部長　次に、「高齢社会における効果的な取組」についてでございます。

ＡＣＰにつきましては、終末期に差しかかってからではなく、早いうちから、御自身の終末期に過ごす場所や医療の在り方についての意思を支援者等と共有することを目的として行うものです。これにより、認知能力が低下し、御自身の意思確認が難しくなった場合でも、周囲の支援者がどのように支援していけばよいのかという判断の助けとなるものと認識しております。

このため、支援者側への知識の習得と併せて、できるだけ早い段階から、気軽な感じで人生会議に取り組んでもらえるように、高齢者等の住民の方にも周知と働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　分かりました。

行政視察において、広島市版専門職向け標準教材～支援者の心得～を御提供いただきました。医師のみならず、介護職なども活用できるように広島市が標準化されたものです。そこには、「病状が進んでいく」を「歳を重ねていかれる」、「死期が迫った」を「身の回りのことが難しくなった」などと表現することで、ＡＣＰへの抵抗感が軽減されるということが示されていました。

本町における専門職への普及・啓発の参考にしていただきたいと思いますが、いかが

でしょうか。

健康福祉部長　ＡＣＰにつきましては、難しいもの、重たいものというイメージを持たれてしまうと、実施に向けてのハードルが上がってしまうと考えております。町としては、早い段階から気軽に行ってもらえるようにしていく必要があると考えており、啓発に当たっては「表現」も重要なものと考えております。

今後、周知を進めていく際には、今回、御紹介いただいた広島市の取組なども参考にして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　分かりました。

ＡＣＰ取組において、欠くことのできないものとして医師会が考えられますが、医師からのＡＣＰの提案を受けて終末期の医療を選択することは、実質的に死の宣告に等しいものとなるでしょう。また、医師会という団体としての意思と個々の医師の理念や方針は、必ずしも同じではありません。何より、多忙極まりない医師の現状からして、医療の現場で医師がＡＣＰに携わることは、事実上困難、課題が多すぎます。常日頃から、家族など身近な存在の者がＡＣＰについて認識を深め、話し合い、時に記録していくことが重要になるかと思っております。

通告に戻ります。

医療資源の整備状況についてです。

自分で考え、家族、医師、ケアマネジャーなど周囲の人に伝え、話し合い、いざというときの心づもりを共有しておくことは、終末ケアや看取りの重要な要素です。しかしながら、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるには、その前提として、在宅医療に積極的な役割を担う医療機関が存在していなければなりません。在宅医療に必要な連携拠点を大阪府が医療計画に位置づける際に、町が行おうとしている医療・介護の連携推進事業が十分に協議されていることが重要と考えます。この点、現状はどのようになっているのでしょうか。

健康福祉部長　次に、「在宅医療に係る医療・介護の連携」についてでございます。

大阪府が令和６年３月に策定された第８次大阪府医療計画では、二次医療圏単位で在宅医療の「急変時の対応体制」と「医療と介護の連携体制」の構築を図ることが盛り込まれています。これを受け、茨木保健所管内の圏域では、各市町村単位で「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」と「在宅医療に必要な連携を行う拠点」を整備することとなり、本町では、医療機関は水無瀬病院が、連携拠点は町が行う位置づけとなっております。

当該整備を行うに当たっては、計画策定段階で、事前に茨木保健所から町の介護保険担当課に相談があり、既に介護保険で実施していた医療と介護の連携に関する町の取組状況について意見交換を行い、その状況も踏まえた上での整理となっております。また、

今後は茨木保健所主催で、管内での関係医療機関による医療・介護連携の取組に関する情報交換の場を設ける方向で検討されていると聞き及んでおります。

以上でございます。

戸田議員　御答弁いただきました。

まとめてまいります。延命を目的とする過度な治療は、時に苦しみを伴う重い負担となります。また、災害や不慮の事故で必要となる救急的な医療と老いに伴う疾病とでは、本人の希望は必ずしも同じではないでしょう。医師の使命感への負の影響も見逃せない。マクロ的に見れば、保健医療制度にもたらす経済的影響も見逃せない。

しかし、重要なのはミクロで見ること、その人から見ることです。残された近親者が、これでよかった、本人らしい最後であったと思える看取りであれば、亡くなられた方の人生も、残された者の余生も、より穏やかなものとなると私は思っております。

本質問では、ＡＣＰへの見解、認識を確認いたしました。引き続き、誠実に、丁寧に取り組んでいただけるものと期待しております。

「公益通報者保護制度のさらなる体制整備を」。

公益通報は、通報者が保護されることを前提に成り立つものです。公益通報者は、適切に保護され、その尊厳と社会的地位が守られなければなりません。地方公共団体が本来取るべき措置が、今、厳しく問われており、本町もその例外ではありません。常時使用する労働者の数が300人以下の事業者については努力義務とされているところもありますが、そのことをもって措置を取らなくてもよいということではなくなってきたと感じています。

内部通報に適切に対応するための必要な整備体制についてです。

本町における通報受付窓口は、現状、どのようになっているでしょうか。

総合政策部長　続きまして、（Ⅱ）点目の「公益通報者保護制度のさらなる体制整備を」のうち、「通報受付窓口」についてでございます。

本町における公益通報制度につきましては、附属機関である島本町法令遵守推進委員会に対し口頭、文書又はメールにより通報を行うこととしており、委員会の事務局を担う人事課がその通報受付窓口となっております。

以上でございます。

戸田議員　人事課がその通報受付窓口となっているということです。

通報受付窓口について、職員にどのように周知されていますか。

総合政策部長　「職員への周知」についてでございます。

公益通報制度に関する職員への周知につきましては、職員がパソコン端末上で使用するポータルサイトに、「公益通報窓口の案内」という資料を常時掲載することにより行っております。

以上でございます。

戸田議員　この制度は、組織における法令遵守を目的としているのですから、本来、法制担当部局が担うべきではないかと思っておりますが、この点、どのように考えておられますか。大阪府の見解は、どのようなものでしょうか。

総合政策部長　内部公益通報を所管する部署につきましては、コンプライアンス、または法務の専門部署を置く自治体の中には、当該部署を内部公益通報の受付窓口としているところもあると承知しております。

内部公益通報の受付窓口を置く部所に関し、大阪府から示されている見解等については、認識する限りでは特にございませんが、消費者庁の「内部公益通報対応体制の整備に関するＱ＆Ａ」において、「人事部門に内部公益通報窓口を設置することが妨げられるものではありませんが、人事部門に内部公益通報をすることを躊躇する者が存在し、そのことが通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあることに留意が必要です。」との見解が示されております。

本町におきましては、行政組織における法令遵守の推進と、これによる職務の公平かつ公正な遂行のための取組を職員の服務上の観点で捉えていること、また、法務に関しては、総務・債権管理課において業務の１つとして所掌しており、本町の組織体制等の事情を踏まえますと、現状におきましては、職員の服務全般を統括する人事課において処理することが、より効率的かつ効果的であると考えておりますことから、人事課を通報受付窓口としているところでございます。

いずれにいたしましても、公益通報を行った職員等については、島本町における法令遵守の推進に関する規則第８条第１項において、「公益通報を行ったことを理由として、人事、給与その他職員等の身分及び勤務条件に関して、いかなる不利益な取扱いも受けない。」と通報者の保護に関する規定を定めており、通報受付窓口を置く部署がいずれの部署であっても、職員等から公益通報があった場合には、この規定を遵守し、通報者の保護を最大限に図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　御丁寧な答弁をいただいたと思います。いかなる不利益な取扱いも受けないとされていながら、現状、果たしてどうだろうかというのを、報道等を見て、日々思っているわけです。

そして、本町の現状では、早期把握を妨げるおそれがある、私はそのように考えています。まして、公益通報に効率を求めることはそぐいません。この点、法務の専門部署を置くことが時代の要請であるという課題認識が必要かと思います。改善を求めておきます。

島本町における法令遵守の推進に関する規則には、住民も公益通報を行うことができると明記されていますが、公益通報制度が住民に開かれたものであるということが、あまり認知されてないように思います。公益通報とは何か、どこに、どのように通報すれ

ばよいのか、分かりやすく周知していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

総合政策部長　本町の公益通報制度に関する住民への周知につきましては、現状では、ホームページへの掲載等の方法までは取っておりませんが、今後、近隣自治体の周知方法等を情報収集し、対応を検討してまいります。

以上でございます。

戸田議員　ぜひ、お願いいたします。

児童生徒、その保護者にも、公益通報制度があることが分かるようにしていただきたい、しておかなければならないと考えております。

続けてまいります。

利益相反関係の排除、通報者保護の体制整備、範囲外共有等の防止等々、これらの措置について、現状、どのように規定し、明文化されているでしょうか。

総合政策部長　議員お示しの措置のうち、公益通報保護の体制整備等につきましては、島本町における法令遵守の推進に関する規則に定めておりますが、対応業務における利益相反関係の排除、範囲外共有等の防止等についての具体的な規定は、当規則に明文化しておりません。しかしながら、公益通報があった場合は、本規則に定めるもののほか、消費者庁作成の「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報に関するガイドライン」を参照し、利益相反関係の排除や範囲外共有等の防止等も含めた措置を適切に講じながら、事務を進めてまいるところでございます。

以上でございます。

戸田議員　誰もがより適切に理解して、いつでも、そのように事務が行えるよう明文化しておくべきかと私は考えております。

少し、視点を変えます。

職員は、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないとされています。この認識に誤りはありませんか。

総合政策部長　地方公務員に関する法令等及び上司の職務上の命令に従う義務については、地方公務員法第32条において定められており、「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」とされております。

しかしながら、職務命令遵守義務については、法律の解釈上、職務命令に重大かつ明白な瑕疵がある場合、すなわち、法令に違反する行為を命じられた場合は、当然に無効の命令であり、職員はこのような命令に従う義務がないだけでなく、そのような命令に従ってもならないとされております。

以上でございます。

戸田議員　まさにそうですが、忠実であることが拡大解釈、誤解され、上司の不適切な行為に従わざるを得ない状況を生むようなことが起こってしまうとしたら、それは職場の

環境として極めて不幸なことです。だからこそ、通報者が保護され、公益のための通報が行われるよう制度のブラッシュアップをお願いしたいのです。

兵庫県宝塚市の条例、施行規則を参考に問うてまいります。

過去、２代続けて市長が逮捕された事件を契機とし、市長個人の資質だけではなく、役所内部に違法や不正行為を許さない、させない風土を確立する必要があるとされ、それを支える制度保障をもって、市民に信頼される市政を確立することを目指し、宝塚市は公正な職務執行の確保に関する条例を制定されています。

職員の定義です。同市は、公益通報の日の前１年以内の職員も対象にされています。請負契約先、指定管理者、また、労働者派遣契約による労働者も対象にしておられ、極めて今日的なものになっています。この点、本町ではどのようになっていますか。

総合政策部長　次に、「職員の定義」についてでございます。

島本町における法令遵守の推進に関する規則第２条第１項において、職員については、「地方公務員法第３条第２項に規定する一般職の職員並びに同条第３項に規定する特別職の職員のうち町長、副町長及び教育長をいう。」と定めておりますが、現行の制度においては、退職した職員までは含んでおりません。また、同規則第２条第２項において、「公益通報をする職員等」として、職員のほか、町雇用の労働者、町から事務又は事務の委託を受けた者及びその受託業務に従事している者並びに指定管理者及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者を対象としております。

以上でございます。

戸田議員　退職した職員までは含んでいないという現行の制度では、責任を取って退職するという逃げ道のようなものが許されてしまうと思いますので、ここも改善が必要かと思います。

次に、「法令遵守推進委員会のメンバー構成」について問います。

宝塚市においては、公正職務審査会に弁護士が３名、市長より委嘱され、大阪弁護士会、兵庫県弁護士会が推薦する者と市長が選出する者とすると規則で定められています。本町の法令遵守推進委員会のメンバー構成はどのようになっていますか。

総合政策部長　次に、「本町の法令遵守推進委員会のメンバー構成」についてでございます。

法令遵守推進委員会につきましては、島本町執行機関の附属機関に関する条例において、委員の定数が６人以内、委員の構成が学識経験を有する者及び町の職員と定めております。委員の構成は、島本町法令遵守推進委員会規則第３条の規定により、学識経験を有する者１人並びに副町長、総合政策部長、教育長、上下水道部長及び消防長としております。なお、学識経験者には、顧問弁護士以外の弁護士を委嘱しております。

以上でございます。

戸田議員　組織の長と幹部職員からの独立性の担保は、どのようになっていますか。改善

が必要と感じますが、いかがでしょう。

総合政策部長　次に、「独立性の確保」についてでございます。

法令遵守推進委員会につきましては、条例に基づき設置する附属機関でありますが、この附属機関に対して、町長などの執行機関は、その職務の執行につき直接指導監督する権限は有せず、委員の任免権のような附属機関の独立性を侵害しない程度の管理的権限を有するに過ぎないことから、執行機関との関係で、相当程度の独立性を有するものとしております。また、委員会の委員が公益通報の通報対象職員であった場合には、利益相反関係の排除の原則に従って、当該委員を除斥する措置を講ずることにより、調査主体の独立性を確保しております。

しかしながら、議員御指摘の改善の必要性につきましては、今後、委員の構成等、他団体の状況を情報収集し、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　ありがとうございます。鋭意検討、見直しを求めておきます。

制度としては相当程度の独立性があるのかも知れない。しかし、通報する側の、通報する立場の者からすれば、これは到底納得できない、通報などできるわけがないと思うわけです。よろしくお願いしたいと思います。

「事前相談窓口と基礎調査」についてです。

宝塚市は、規則により事前相談窓口を、外部、内部、双方に設けられています。外部相談員が通報対象事実に係る基礎的な調査を行うこととし、調査結果報告書を市の公正職務審査会に提出しなければならないとされています。具体的には、相談の内容が通報対象事実に係るか否かの判断も含めて第三者的な基礎調査を行い、内容を整理して公益通報相談票を作成するよう義務づけされています。条例、施行規則を読む限りにおいて、そのように認識しております。

本町でも、ぜひ導入に向けて検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

総合政策部長　次に、「公益通報相談票の導入」についてでございます。

公益通報に関する具体的な調査方法や体制整備の在り方などにつきましては、今後、公益通報者保護法のほか、消費者庁が作成する公益通報に関するガイドラインや指針の内容などを踏まえつつ、費用面や他団体における実施事例なども参考にしながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　相談の内容が通報対象事実に係るか否かの判断も含めて、第三者的な基礎調査が行える環境が極めて重要、制度の要になると私は考えます。ぜひ、調査・研究を進めて、実現していただきたいと思っております。

以上を踏まえまして、現行の島本町における法令遵守の推進に関する規則、島本町法令遵守推進委員会規則を見直し、ブラッシュアップして、条例として定めることを提案

します。御答弁をお願いいたします。

総合政策部長　「公益通報制度に係る条例の制定」についてでございます。

本町におきましては、法令遵守推進委員会を条例に基づいて設置し、その組織及び運営について必要な事項を規則で定める形式を取っており、現状、規則で規定している事項の全体を条例化すべき特段の必要性まではないものと認識をしております。

しかしながら、先ほどの御答弁とも重なりますが、本町における公益通報制度の運用につきましては、今回、先進事例として御紹介いただきました宝塚市の取組も含め、他団体における運用状況などを参考にしながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後０時09分～午後１時10分まで休憩）

清水議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

戸田議員　公益通報制度につきましては、条例制定には前向きの御答弁をいただけませんでしたが、前半、御丁寧な御答弁をいただいたと思います。

職員、住民が、必要なときにその存在を適切に理解し、安心して活用できる公益通報制度により、引き続き、住民の町政に対する信頼、健全な町政の発展に努めてください。お願いいたします。

「事業系一般ごみの排出抑制と魚あらの再利用促進」です。

改訂中の島本町一般廃棄物処理基本計画には、事業系ごみの排出抑制に係る記述があります。また、一般廃棄物処理実施計画にも、「事業所内での発生・排出抑制・再利用に努めるよう周知・啓発を実施します。」とあります。

事業系一般廃棄物とは、スーパー、個人商店、病院、会社、飲食店、工場などで、事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外の生ごみや紙ごみのことを言います。これを抑制していくには、どういった啓発が効果的とお考えでしょうか。

都市創造部長　続きまして、（Ⅲ）点目の「事業系一般ごみの排出抑制と魚あらの再利用促進」のうち、「効果的な啓発」についてでございます。

事業系一般廃棄物の排出量抑制につきましては、再資源化をはじめ、食品ロスの削減に向けた、主に生ごみに関する取組などが効果的であるものと考えております。

本町におきましても、現在、一般廃棄物処理基本計画改訂に向け事務を進めておりますが、令和元年10月に施行されました食品ロス削減推進法を踏まえ、計画内容にも、食品ロス削減に向けた目標を盛り込んでおります。具体的には、食べ残しをはじめ、賞味期限切れや消費期限切れにより発生する食品ロスは、消費者の購買行動に変化を促すことが必要であるため、各店舗でポスターや貼り紙などを掲示することなどが、排出抑制に向けた効果的な啓発であると考えております。

このことを踏まえ、今後、事業所から出る食品ロスの要因となる事項や、これまでの推定値を分析した上で、各事業所とも連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　事業者により廃棄物が清掃工場に持ち込まれる場合、適切な処理がされているかどうか、実態把握が必要になります。持込みの際の確認はどうなっていますか。

都市創造部長　次に、「持込みの際の確認」についてでございます。

現在、清掃工場に直接持ち込まれる一般廃棄物につきましては、事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物の見分けが実態としては困難であるため、清掃工場の受付で廃棄物の重さを計量する際に、排出者の申告を基に判断しておりますが、申告の内容や運び込まれてきた廃棄物の状況によって判断が可能な場合においては、事業系または家庭系、どちらの種別に該当するかを再確認し、判断いたしております。

以上でございます。

戸田議員　私の実体験ですが、これは家庭ごみではありませんねと、議員の廃棄する書類を見て、そのように御指摘いただいたこともありまして、この点においては、適切に確認・判断されているのではないかと思っております。

ところが、実は家庭系一般廃棄物に混じって、ごみステーションに捨てられている場合は区別がつかないという課題がございます。ごみステーションへ排出されないよう、町はどのような対策、注意喚起を行っていますか。

都市創造部長　次に、「対策及び注意喚起」についてでございます。

事業系一般廃棄物に関連する対策や注意喚起でございますが、現状といたしまして、各事業者におかれましては、事業者の責務の１つとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、ごみの排出事業者が自らの責任で適正に処理することが義務づけられており、自己処理できない場合は、先ほど御答弁申し上げました、本町が許可しております事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に処分を依頼することとなっております。

このことから、町内の各事業者におかれましては、適切に処理していただいているものと認識いたしておりますが、地域から事業系ごみの取扱いができていない事業者の情報をいただいた際には、確認も含めまして聞き取り調査や、必要に応じて改善に向けた指導を実施いたしております。また、過去には、商工会を通じて、各事業者に対し事業系一般廃棄物の適正処理について周知した経過がございます。

今後、事業系一般廃棄物の取扱いにおける確認方法につきましては、大阪府や近隣自治体の取組などを参考に、効果的な方法を検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　概して、個人事業主の場合は区分けがさらに曖昧になりがちです。今一度、商工会を通じて、適正な処理が廃掃法に基づく事業者の責務であること、減量化促進の必

要性があることを、周知・徹底していただきたいと思います。

少し質問が戻りますけれども、清掃工場にごみが持ち込まれる場合、おおむね適切な確認ができているかとは思うんですが、搬入手数料について、公平性という部分からお尋ねしたいことがあります。

家庭系は10キロ100円、事業系の場合は150円と、1.5倍になっていますから、公平性はもちろんのこと、町財政への歳入という点でも少なからぬ影響があると考えています。この点、いかがお考えでしょうか。

都市創造部長　次に、「搬入手数料」についてでございます。

現在、本町のホームページでは、スーパーや商店、会社、飲食店、事務所、工場などで、事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外の生ごみや紙ごみなどは、事業系一般廃棄物に該当する旨の周知を行っております。事業系一般廃棄物の中でも、家庭系ごみと区別のつきにくい一例を紹介するなど、留意していただくよう記載するとともに、清掃工場へ直接搬入していただく方法や、本町が許可する事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集処理を依頼する方法についても記載し、個人事業主を含む事業者全般に対し周知を行っており、清掃工場の受付時においても、誤った取扱いであることが判断できた際には、都度、適切に対応しているところでございます。

以上でございます。

戸田議員　ごみというのは本当に奥深いもので、ごみから人々の暮らし、その会社のありようが見えてくる。今回、他の方の一般質問で災害廃棄物の質問もありました。日々のごみの処理に関しては、私、本当に心から感謝をしております。

通告に戻ります。

「多量排出事業者の減量計画について」です。

多量排出対象事業者は、事業系一般廃棄物の処理実績及び現状に関する計画書を、毎年１回、町長に提出しなければなりません。また、発生抑制と再利用促進により、当該廃棄物の減量を図らなければならないと義務づけされています。

提出を受けた同計画書に基づく実態把握や効果の検証について、どのようにお考えでしょうか。

都市創造部長　次に、「多量排出事業者の減量計画」についてでございます。

多量排出事業者における事業系一般廃棄物減量等計画書につきましては、島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例に基づき、毎年度、５月31日までに提出することを義務づけております。現在、各多量排出事業者の当該減量等計画書に基づくごみの減量化につきましては、各事業者に取り組んでいただいております。また、各事業者における当該減量計画のごみの種別ごとの発生量や再利用率、また、前年度における処理実績に関する自己評価については確認いたしております。

しかしながら、各事業者における過去からのごみ発生量がどのような推移になってい

るかについては、現時点におきまして比較できておりませんので、今後、検証を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　比較検証から見えてくるものは、小さくないと考えております。

私の認識では、対象となる事業者は現在18と思います。種別ごとの発生量、再利用率などの検証により、同計画書を減量化促進に生かしていかなければならない、粘り強い取組を求めておきます。

「魚あらのリサイクル」についてです。

魚あらの処理について、町としてできることはあるのでしょうか。「リサイクルによる資源循環の推進に努めていく」と、一般廃棄物処理計画に掲載されています。最後の質問になります。

都市創造部長　次に、「魚あらのリサイクル」についてでございます。

事業系一般廃棄物である魚腸骨につきましては、現在、町内のスーパーなど３事業者が再資源化を行っておられます。再資源化を行うための処理の流れといたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本町が指定した再生輸送指定業者により、魚腸骨をリサイクル施設に収集運搬する必要がございます。

なお、当該再清掃輸送指定業者は、本町では現在１社を指定しておりますが、当該再生輸送指定業者となるためには、島本町一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則に基づき、本町から魚腸骨を再生利用するための一般廃棄物の収集又は運搬を目的とした再生輸送業の指定を受ける必要がございます。

本町といたしましては、町内で魚を取り扱う事業者等が、１者でも多く魚腸骨再生利用に御協力いただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　家畜の飼料などへの再資源化がずさんであっては困りますので、処理は慎重に行われなければならないということは、安易に理解はできます。しかし、このシステムがあるわけです。個人的には、家畜、動物に、魚あらがふさわしいのかなという思いはないわけではありませんが、魚のあらは水分量が大変多く、焼却エネルギーをたくさん必要とします。３事業者以外の事業者、主にスーパーになると思うんですけども、再資源化について積極的に働きかけていただき、処理実績及び減量に関する計画書の存在意義を高めていただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

清水議長　以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

引き続き、中嶋議員の発言を許します。

中嶋議員（質問者席へ）　よろしくお願いいたします。

それでは、令和７年２月定例会議、中嶋より一般質問をさせていただきます。

内容は、「東大寺公園にドッグランを！」です。

夕方になると、東大寺公園周辺では犬の散歩をしている人の姿をよく見かけます。不思議なもので、犬の散歩をしていると挨拶する機会が増え、犬を通じて近所の方々とても仲良くなったりします。それは、老若男女を問わず世代を超えた交流が生まれ、特に御高齢の方々が連れているワンちゃんと小学生の子供たちが楽しそうに絡んでいる光景はとても心温まるものであり、目が細くなります。昨今では、地域コミュニティーの希薄化が問題視されていますが、表題にもあるように、ドッグランを造ることによって飼い主や犬好きの子どもたちがそこに集まり、会話が増え、コミュニティーの輪が広がると考えます。

島本町では1,000頭以上の犬が飼われており、それなりに多くの需要が見込めますし、実際、町民の方からドッグランを造ってほしいという声をいただいております。そんな声を聞いた上で東大寺公園を見てみると、確かに、ここにドッグランがあれば、今よりもっと幸せな空間ができ上がりそうだなと思ったりもします。また、東大寺公園にはドッグランを造るだけの大きなスペースがあるのも事実です。

そこで、東大寺公園にドッグランを造れないものかといったところから、今回の一般質問を進めていきたいと思います。

まず最初の質問ですが、島本町においての東大寺公園の位置づけはどのようなものでしょうか。使用目的や利用方法など、詳し目に御説明をお願いいたします。

都市創造部長　それでは、中嶋議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「東大寺公園にドッグランを！」のうち、「東大寺公園の位置づけなど」についてでございます。

東大寺公園につきましては、大阪府が管理する水無瀬川の河川区域内に位置し、本町が管理する主要な都市計画公園の１つとして昭和40年に開設され、テニスコートや芝生広場、植樹ゾーンなどを配置し、幼児からお年寄りまで幅広い年齢層に楽しんでいただける公園であり、運動や憩いの場などレクリエーションの空間確保や良好な都市景観の形成など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設として位置づけているものでございます。

また、住民の皆様が実際に利用する場合につきましては、散歩をしていただくなど、基本的には自由に御利用いただけますが、テニスコートをはじめ、公園を独占して使用する場合につきましては、事前に申込みいただき、使用料をお支払いいただいた上で御利用いただいております。

以上でございます。

中嶋議員　御答弁、ありがとうございます。東大寺公園が本町において重要な位置づけであるということが、よく分かりました。

ただ、テニスコートといった何かの目的のためにであれば、それなりの人が集まり、

にぎやかな空間となっていますが、他のゾーンには、犬の散歩をしている人や軽い運動をしている方、また、子供連れの家族ぐらいしか目にすることはなく、あれだけのスペースを確保できている都市計画公園としては、そのポテンシャルがほとんど発揮できていないように感じてしまいます。

とはいえ、河川区域内に整備されている東大寺公園は、何かを造る際には様々な規制があるのも存じ上げています。

そこで、質問です。

河川区域内にある東大寺公園の開発においては、様々な規制があると思いますが、その規制内容の説明をお願いいたします。

都市創造部長　次に、「規制内容」についてでございます。

河川区域内に工作物を設置する場合には、国土交通省において、平成６年に工作物設置許可基準を定められており、設置等の一般的基準といたしまして、「工作物の設置にあたっては、流下断面に配慮する」「工作物の設置にあたっては、地質的に安定した箇所を選定する」「付近の土地の区域における景観との調和、河川における生態系の保全への配慮」などに留意することを示されております。

また、平成23年に「許可工作物技術審査の手引き」が示されており、工作物を設置する際には、工作物に起因する洗掘や河川施設への影響、流出への対応など治水上の支障の観点のほか、公共性の観点、河川利用の妨げになっていないか、ほかの河川施設への影響などについて、個別に審査され、許可の可否を判断されるものと認識いたしております。

以上でございます。

中嶋議員　ありがとうございます。

平成６年に工作物設置許可基準が、平成23年に「許可工作物技術審査の手引き」が示されたことが分かりました。それによると、河川区域内に整備されている東大寺公園では、新たに何かの工作物を造る場合は様々な規制がかかり、土台が必要になるような大がかりなものを造るのは難しいことが分かりました。

ちなみにですが、東大寺公園内にはローラースケート場がありますが、ローラースケート場の現在においての存在意義はどういったものか、お答え、お願いいたします。

都市創造部長　次に、「ローラースケート場」についてでございます。

ローラースケート場におきましては、近年の流行等から、ローラースケートを使用して御利用されている方は少なくなっているものの、当該箇所は平坦なコンクリートで舗装されておりますことから、お子様の自転車の練習やスケートボードの使用など、様々な用途で御利用されております。

以上でございます。

中嶋議員　御答弁いただいたとおり、ローラースケート場としての活用は見受けられませ

んが、子供たちが集まって自転車の練習をしていたり、犬を連れた方々が談笑している姿をよく見かけております。

ローラースケート場はかなり大がかりな工事が必要だと思いますが、ローラースケート場ができたのはいつ頃でしょうか。また、コンクリート造りですが、その許可が出た理由やその背景の説明をお願いいたします。

都市創造部長　次に、「ローラースケート場ができた背景等」についてでございます。

ローラースケート場につきましては、昭和43年に、町内の小学校の児童等から、当時流行していたローラースケートができる場所を確保してほしいとの要望を受け、本町において設置したものでございます。また、許可が出た理由につきましては、ローラースケート場が設置された昭和43年には、工作物設置許可基準や「許可工作物技術審査の手引き」などの基準等が定められておらず、判断基準については明確ではございませんが、東大寺公園が整備された目的や町内の各小学校からの要望等から、河川管理者における総合的な判断の下、設置に至ったものであると認識いたしております。

以上でございます。

中嶋議員　ありがとうございます。

そのほかに、また、コンクリート造りのベンチが何個かありますが、なぜ、許可が下りたのか、この説明も併せてお願いいたします。

都市創造部長　次に、「ベンチの設置許可」についてでございます。

コンクリート製のベンチにつきましては、東大寺公園の開設に併せて、ローラースケート場と同様に、当時の河川管理者における総合的な判断の下、本町において設置したものと認識いたしております。

中嶋議員　ローラースケート場もコンクリートのベンチも、工作物設置許可基準や「許可工作物技術審査の手引き」などの基準が定められる前だということが分かりました。

東大寺公園にある施設として、ほかにテニスコートがありますが、テニスコートができたのはいつ頃でしょうか。

教育こども部長　次に、「テニスコート」についてでございます。

東大寺公園テニスコートについては、東大寺公園敷地内に昭和41年度に開設されたものでございます。

以上でございます。

中嶋議員　ローラースケート場と同じ時期に開設されており、やはり規制がかかる前ということですね。

あちらのテニスコートですが、河川敷ということもあり、コートの傷みが早いとのことですが、今後のテニスコートの使用はどのように考えておられますか。

教育こども部長　次に、「今後のテニスコートの使用」についてでございます。

東大寺公園テニスコートにつきましては、昭和41年度に開設し、平成22年度に大規模

改修工事を実施しておりますが、河川敷ということもあり、コートのひび割れなどが度々発生するなど、老朽化が進んでおります。

そのため、水無瀬川緑地公園への移転整備の可能性について、現在、策定中の島本町新体育館等整備基本計画において検討いたしましたが、一定数の駐車場の確保の必要性などから、同敷地内での整備は難しいとの結論に至りました。しかしながら、老朽化が著しいことからも、早期の対応が必要であることから、今後の対応について、再度検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員　先ほどの答弁にあったように、河川敷に工作物、何かを整備することが難しいのであれば、テニスコートを廃止してしまうと、そこのスペースに新たに何かを造ることができなくなってしまうかと思います。それであれば、せっかくあるテニスコートの廃止は視野に入れず、延命する必要性があると思いますが、どのように考えますか。

教育こども部長　次に、「テニスコートの延命」についてでございます。

東大寺公園テニスコートにつきましては、地盤が弱く、恒久的な運用が適切かどうかを含めて、今後の対応を再度検討することとしておりますが、それまでの間は、現行のテニスコートの維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員　ただいま答弁いただいたように、テニスコートにおいては河川敷内にあるということもありまして、修復したとしても再発の可能性が高く、施設の移動の検討が急がれる旨は聞いております。

仮にですが、テニスコートが廃止された場合、テニスコートがあった場所にドッグランを造ることは、ルール上、可能でしょうか。

都市創造部長　次に、「ドッグランの設置」についてでございます。

仮にテニスコートが廃止された場合、当該跡地をドッグランとして活用することにつきましては、河川法や河川区域内での工作物設置許可基準や「許可工作物技術審査の手引き」から見ても、特段の制約はないものと認識しております。

なお、新たな施設の設置に当たっては、住民の皆様からの御要望が多数あるかどうかや他の公園等での代替の可否など、当該箇所をドッグランとして活用することの公共性や必要性等を総合的に判断した上で、河川管理者である大阪府と協議する必要があるものと認識いたしております。

以上でございます。

中嶋議員　ありがとうございます。

仮に、テニスコートが廃止された場合は、ルール上、そこをドッグランとして活用できることが確認できました。もちろん、答弁でもあるように、公共性や必要性といった総合的な判断が必要かと思いますが、地面のひび割れといったことが今後さらにひどく

なる見込みであれば、今の環境をそのまま継続しているドッグランは、１つの選択肢として挙げてもいいような気がします。その際には、ぜひ御検討いただけたらと思います。

ちなみにですが、東大寺公園を管轄しているのはどこか、お答えをお願いいたします。

都市創造部長　次に、「東大寺公園の管轄」についてでございます。

東大寺公園につきましては、都市創造部が管理する都市計画公園でございます。

中嶋議員　令和３年度から令和４年度にかけて、都市創造部によって、テニスコート横に新たなトイレが設置されましたが、なぜ、トイレの設置が可能だったのか、御説明、お願いいたします。

都市創造部長　次に、「テニスコート横のトイレ」についてでございます。

東大寺公園に設置しております２基のトイレにつきましては、過去に設置しておりました４基の仮設トイレの老朽化等に伴い、令和３年度から令和４年度にかけて更新したものでございます。更新する際に、河川管理者である大阪府と協議を行い、水無瀬川の高水敷まで増水した際に、設置したトイレが流され、下流側の流下を阻害するおそれがあることから、増水のおそれが生じた際には、都度、迅速に撤去することが可能である構造にすることを条件に、協議がまとまったものでございます。

以上でございます。

中嶋議員　ありがとうございます。

仮設トイレは、増水のおそれがあるときは都度都度撤去をするとのことですが、過去においての洪水や増水の歴史を、直近30年ぐらいでどれぐらいあったか、お示し、お願いいたします。

都市創造部長　次に、「過去の洪水」についてでございます。

直近30年におきまして、水無瀬川が洪水により溢水し、道路冠水や民地内の浸水が起きた事例は把握いたしておりませんが、平成30年７月の豪雨の際に、日常的に流水している低水敷の水位が上昇し、東大寺公園の区域となっている高水敷まで水位が上昇し、芝生広場などが浸水した実績がございます。

以上でございます。

中嶋議員　ありがとうございます。

昨今の地球温暖化に伴う異常気象では、今後の災害の規模を安易に予測するのは危険なのは重々承知の上ですが、過去30年間で一度だけという記録であれば、それほど頻繁に仮設トイレの撤去をする必要がないということが分かりました。

先ほどの答弁では、仮にテニスコートが廃止された場合、その跡地にドッグランを造ることはルール上可能だということをお示しいただきましたが、正直、ドッグランはそれほど予算もかからず、なおかつ大した工事をすることもなく、ただただ犬が逃げないだけの簡易な囲いがあれば事足ります。

東大寺公園を見ると、テニスコートより下流部にスペースがあり、ここにドッグラン

を整備したらよいのではないかと考えます。仮設トイレ同様、増水の際にはすぐに撤去できるように、囲いとして移動式のフェンスを使用すれば、整備の規約上、ドッグランを整備することは可能と考えますが、いかがでしょうか。

都市創造部長　次に、「ドッグランの整備」についてでございます。

移動式のフェンス等の設置につきましては、「許可工作物技術審査の手引き」によりますと、可搬式であれば許可される可能性があると認識いたしております。しかしながら、当該施設を本町が日常的に管理する際には、突風等で仮設フェンスが転倒した際の、御利用されている方への安全確保における課題や、水無瀬川が増水した場合に、当該施設を速やかに搬出する際の体制の確保などの課題があることから、慎重に検討を行う必要があると認識いたしております。

以上でございます。

中嶋議員　ありがとうございます。

大阪府下には公営のドッグランは何か所かあり、また、民営のドッグランを入れたら、数え切れないほど多くあります。また、その規模やクオリティーはまちまちであり、きれいに整備されたものもあれば、簡易的な柵で囲っただけのものもあります。

答弁では、突風等で仮設フェンスが転倒したらや、水無瀬川が増水した場合に当該施設を速やかに搬出する際の体制の確保などの課題があるとお答えされておりますが、突風で倒れないフェンスは多々ありますし、そもそも仮設トイレの撤去が可能であれば、ドッグランのフェンスや囲いの撤去など、より安易にできると思います。もっと言うと、安全かつ撤去が可能なレベルのものを整備すればいいだけのことだと思います。

このたび、改選期を迎えますが、この４年間で他の議員の一般質問も含めて、数多くの提案がなされてきました。その内容はまちまちですが、私が聞く限りでは、実現可能であろう素晴らしい質問も数多く存在しています。しかしながら、行政からの答弁は、ほとんどが、「他の事例を参考にしながら」や後ろ向きな「検討します」で締めくくられており、できない理由を並べた答弁ばかりだなというのが私の感想です。

私たち島本町議会議員がしてきた過去においての一般質問は、ただの夢物語ではなく、前向きに可能性を探りながら、どうすれば実現可能なのかといった目線で考えることができたのであれば、十分に議論の価値があるすばらしい内容のものが幾つもあります。この町を少しでもよくしたいという思う気持ちは、私たち議員も、町長や職員の方々と同じだけ持っていると自負しています。

限られた予算の中、また、山積している仕事をしながら、職員の方々が努力しているのも私たちはもちろん知っていますが、全体として、もっとトライ・アンド・エラーを繰り返しながら、できない理由を見つけるのではなく、どうすればできるのかといった視点で物事を捉えて、少しでもできそうと思ったことは、失敗をおそれずにどんどん挑戦する気概をもう少し見せていただけたらと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

清水議長　以上で、中嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、山口議員の発言を許します。

山口議員（質問者席へ）　それでは、一般質問を始めます。

「島本町新体育館等整備基本計画について」でございます。

令和７年に、ようやく新体育館等整備基本計画の案が示されました。生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりが重要となる中、現在の体育館は開設から44年を迎え、耐震性能を満たしておらず、用地が借地であるため、毎年度借地料の負担が発生する町立体育館。住民が利用できるプールを含めて小中学校のプールの集約化。小中学校プールは建築から30年から50年以上が経過し、改修工事が必要なプールもあり、また、温暖化により、暑い日にはプールの授業が中止になることもあります。コートの老朽化が進んでいる東大寺公園テニスコートについても、施設整備の可能性について総合的に検討されるとのことです。

今回の新体育館等整備基本計画は、今後の町民の皆様のスポーツ環境に大きな影響がある重要な案件と認識して、質問します。

１番目の質問です。

新体育館等を建設するに当たり、住民だけでなく、町外の人も積極的に利用することを前提に設置するのか、お尋ねします。

教育こども部長　それでは、山口議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「島本町新体育館等整備基本計画について」のうち、「町外の方の利用」についてでございます。

現在の町立体育館は、島本町立体育館設置条例第１条で、「町民の体育及びスポーツ振興を図り、もつて町民の健康及び体力の向上を促進するため」と設置目的を定めておりますことから、本町住民の利用を主とした運営を行っておりますが、町外の方にも利用いただくことは可能でございます。

新体育館等につきましては、体育館だけでなくプールも設置する予定であり、現体育館とは施設の管理運営が大きく異なることから、町外の方の利用方法等も含め、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員　水無瀬川緑地公園内に設置予定の駐車場は120台収容できる計画ですが、120台を必要とする根拠をお尋ねします。

教育こども部長　次に、「駐車場の台数」についてでございます。

現在、水無瀬川緑地公園には、利用者用として47台分の駐車場を整備しております。しかしながら、イベント開催時や週末などには満車になることがあり、また、新体育館等の整備に当たってのアンケートでも駐車台数の拡充を求める意見があったこと、また、

周辺自治会からも駐車対策をしっかりするよう求められております。

そのため、住民の皆様の御意見や現状を踏まえ、駐車場の規模は、水無瀬川緑地公園利用者用として60台分、新体育館やプール等の利用者用として、他市の事例などを参考に60台分の計120台分を確保する計画といたしております。

以上でございます。

山口議員　新体育館等へ車で移動した場合のアクセスをどのように考えていますか。

教育こども部長　次に、「車でのアクセス」についてでございます。

新体育館等への車のアクセスにつきましては、水無瀬川緑地公園北側の町道山崎２号幹線から出入りすることを想定いたしております。

以上でございます。

山口議員　新体育館等が整備されますと、交通量が増加すると思いますが、西国街道は、今でも歩行者や自転車に乗る人にとって危ないという声を耳にします。新体育館等や緑地公園を利用する車両は、阪急電鉄京都線の側道を通るなど、また、小中学校の授業でプールの利用時、学校からプール間の送迎にマイクロバスを利用するならば、マイクロバスのような中型車両は、一旦国道171号線に出て山崎の信号から通行するような検討が、前もって必要ではないでしょうか。

教育こども部長　小中学校のプール授業をする際のバスの運行経路などにつきましては、いただいた御意見を参考としながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員　住民の生活に影響を及ぼすことに対して、島本町の道路事情がよくないところでは、計画と同時に検討するべきではないですか。また、一般車両が緑地公園を利用するかそうではないかは分かりませんが、緑地公園を利用する車両は西国街道を通らないように広報等で啓発すべきと思いますが、いかがですか。

教育こども部長　新体育館等への車のアクセスにつきましては、水無瀬川緑地公園北側の町道山崎２号幹線から出入りすることを想定いたしております。島本町新体育館等整備基本計画は、新体育館等の整備に関する基本的な計画内容をお示しするもので、詳細な内容等は、今後、設計を進めていく中で検討する予定でございます。

なお、住民の皆様が安全に施設にアクセスできることが重要であるため、周辺環境の整備や周辺道路に関する啓発などの具体的な内容につきましても、関係部局とも連携をしながら、今後、対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員　「整備検討区域内にテニスコートを移転整備することは難しい。今後の対応について再度検討することとします。」と記載されていますが、いつまでに検討されますか。

教育こども部長　次に、「テニスコート」についてでございます。

現在、策定中の島本町新体育館等整備基本計画において、東大寺公園テニスコートの移転整備の可能性について、今回検討した結果、テニスコートを整備検討区域内に２面設置すると、必要駐車台数120台のうち54台しか確保することができず、66台分の駐車場が不足するため、整備検討区域内にテニスコートを移転整備することは難しいとの判断に至りました。しかしながら、東大寺公園テニスコートについては、老朽化が著しく、早期の対応が求められていることからも、今後の対応については再度検討し、できるだけ速やかに一定の方向性をお示ししてまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員　東大寺公園テニスコートは老朽化が著しく、クラックも発生しており、プレーするには危険と感じました。住民の方から、テニスコートの整備に対する島本町の対応が説明不足で、不誠実ではないかと声を聞きましたが、緑地公園内にテニスコートを設置できない理由を、再度、お尋ねします。

教育こども部長　先ほど御答弁申し上げましたとおり、現在、策定中の島本町新体育館等整備基本計画において、東大寺公園テニスコートの移転整備の可能性について、今回検討した結果、テニスコートを整備検討区域内に２面設置すると、駐車場の想定必要台数を確保することができないことから、移転整備することは難しいと判断するに至ったものでございます。

以上でございます。

山口議員　島本町公共施設総合管理計画などで、東大寺公園テニスコートに関する住民の方からの意見はどのようなものがありましたか。

総合政策部長　次に、「東大寺公園テニスコートに関する住民の方からの意見」についてでございます。

公共施設総合管理計画の改訂に当たり、令和４年２月から３月にかけてパブリックコメントを実施いたしました際、テニスコートに関する御意見が21件ございました。主な御意見といたしましては、老朽化によるコートのひび割れを修復してほしいというものが多く、そのほか、屋根やベンチの設置、オムニコートやハードコートの増設を希望される御意見もございました。

以上でございます。

山口議員　令和７年１月23日から行われたパブリックコメントにおいて、テニスコートに関する意見はどのようなものがありましたか。

教育こども部長　次に、「パブリックコメントにおけるテニスコートに関する意見」についてでございます。

島本町新体育館等整備基本計画（案）に関するパブリックコメントにつきましては、２月21日金曜日に意見募集を終えたばかりで、現在、集計作業を進めているところでありますことから、御答弁できる状況にございませんので、御理解いただきたく存じます。

以上でございます。

山口議員　テニスコートの使用による収益は、体育館等の利用収益の何%になりますか。

教育こども部長　次に、「テニスコート使用による収益」についてでございます。

令和５年度の社会教育施設使用料のうち、町立歴史文化資料館使用料を除いた実績で申し上げますと、町立体育館使用料として368万5,200円、テニスコート使用料として146万4,600円、学校教育施設開放使用料として211万850円の合計726万650円で、テニスコートの収入が体育施設全体の収入に占める割合は、約20%でございます。

山口議員　現在、町内にあるテニスコートは何カ所ありますか。それぞれのコートの状態をお尋ねします。

教育こども部長　次に、「町内にあるテニスコート」についてでございます。

住民の皆様に御利用いただくことのできる町内のテニスコートといたしましては、本町が管理するものとして、東大寺公園に２面及び第二中学校に１面、また、国土交通省が管理するものとして、淀川河川公園に１面でございます。そして、民間の管理するものとして、桜井にフットサル場と兼ねたテニスコートが１面ございます。

なお、尺代の阪急阪神ホールディングスの管理するテニスコートにつきましては、協定により、毎月８のつく日を住民に開放しておりましたが、施設の老朽化により使用できない状態となっているため、閉鎖されたと聞き及んでおります。

以上でございます。

山口議員　敷地内外に駐車場を設置し、敷地内にテニスコート１面を確保することは可能でしょうか。

教育こども部長　次に、「テニスコートの確保」についてでございます。

現在、策定中の島本町新体育館等整備基本計画において、東大寺公園テニスコートの対応については、再度検討することとして、お示しをさせていただきました。これは、先ほども御答弁いたしましたが、テニスコートを水無瀬川緑地公園整備検討区域内に整備することとなると、必要な駐車台数として想定する120台の駐車スペース確保が困難となることから、整備検討区域内にテニスコートを移転整備することは難しいとの判断に至ったものでございます。

また、テニスコートの整備面数を２面から１面に変更したとしても、体育館、プールに追加して、テニスコートまでの機能を追加することとなりますことから、駐車場必要台数として想定する120台以上に必要台数を確保する必要が生じてくること、また、新体育館は災害時の避難所として自家用車で避難される方の受入れも想定しなければならないことからも、１面であっても、テニスコートを整備することは難しいものと考えております。

さらに、敷地外での必要駐車スペースの確保は、利用する方々の利便性や必要駐車場台数確保が確実なものではないことからも、現実的ではないと考えております。

以上でございます。

山口議員　新体育館の屋上にテニスコートを開設することは、技術的に可能であると思いますが、町の見解を伺うとともに、中学校のクラブ活動の外部委託に伴い、新体育館にその機能を移転することは、本町にメリットがありませんか。

教育こども部長　次に、「新体育館屋上へのテニスコートの設置、クラブ活動の外部委託等」についてでございます。

新体育館の屋上にテニスコートを整備することは、技術的には可能かもしれませんが、限られたスペースを有効活用するために、現在、策定中の島本町新体育館等整備基本計画では、施設の屋上は災害対策として、電気関係の設備の配置や温暖化対策に係る屋上緑化、また、再生可能エネルギーの活用のための太陽光発電設置などを想定し、検討しているところでございます。

次に、中学校のクラブ活動の外部委託によるメリット等については、引き続き、調査・研究してまいります。

以上でございます。

山口議員　答弁の「災害対策として、電気関係の設備の配置」とありますが、説明をお願いします。

教育こども部長　今回の整備検討区域は水無瀬川の近くに位置することから、浸水対策として、電気関係の設備について、２階以上に配置する計画といたしております。

以上でございます。

山口議員　仮に、屋上にテニスコートを２面設置して、ボールが外に飛ばないようにネットを設置するとしたならば、どのくらいの増額となりますか。

教育こども部長　施設の屋上にテニスコートを設置することは技術的には可能であるかもしれませんが、現時点では検討していないため、金額についても試算はいたしておりません。

以上でございます。

山口議員　浸水対策ならば、建物の基礎部分をかさ上げすると思いますが、どうされるのですか。

教育こども部長　基礎の高さなどにつきましては、今後、設計を行う段階で検討する予定でございます。

以上でございます。

山口議員　体育館やプールの屋上の設備について、どのような配置になっているのか、説明をお願いします。

教育こども部長　屋上部分については、災害対策としての電気関係の設備の配置や温暖化対策に係る屋上緑化、再生可能エネルギーの活用のための太陽光発電の設置など、設置することを想定しておりますが、具体的なレイアウト等につきましては、今後、設計段

階において検討する予定といたしております。

以上でございます。

山口議員　現在、テニス協会に所属される方は120名ほどおられ、他の団体にも50名ほどおられます。子供などの愛好家を含めれば、もっと多くなります。

子供から高齢者まで、テニスは生涯にわたり楽しめるスポーツであり、町としてもしっかりサポートすべきと思いますが、町長の見解をお伺いします。

山田町長　次に、「町としてのサポート」についてでございます。

第五次島本町総合計画におきまして、「生涯にわたって学び、スポーツを楽しむ環境が整い、その成果を地域で生かすことができるまちをめざす。」との方針をお示ししているところであり、テニスに限らず様々なスポーツに親しんでいただき、生涯にわたって健康や体力を保持し、生きがいが持てる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、水無瀬川緑地公園内には、体育館とプールの整備を最優先で考えておりますが、東大寺公園テニスコートについても老朽化が著しく、早期の対応が求められていることは承知しているところであり、今後の対応方策については、できるだけ速やかに方向性をお示ししてまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員　緑地公園に建設予定の体育館やプールは、全ての住民の方が利用する場所ではありませんが、幼い子供から高齢者まで、多くの住民の方が集う場所です。住民生活に影響を及ぼすようなことがないように、町はできるだけ対策を講じて、多くの住民に喜んでいただける施設にしていただきたいと思います。

また、テニスは生涯スポーツとして非常に適した競技だと言われています。子供から高齢者まで幅広い年齢層が楽しめる上、体力や技術レベルに応じて続けやすいのが特徴です。無理なく、自分のペースで続けられる点が魅力で、健康維持やコミュニケーションの場として、優れたスポーツと言えると思います。老朽化した東大寺公園テニスコートの移設については、速やかに検討していただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

清水議長　以上で、山口議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後２時04分～午後２時20分まで休憩）

清水議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員（質問者席へ）　2025年２月定例会議の一般質問を行います。

１つ目、「下水道の老朽化対策について」です。

先月末、埼玉県八潮市で、突然、道路に直径約５メートル、深さ約10メートルの大き

な穴が開き、通りかかったトラックがそこに落ちるという衝撃的な事故が起こりました。国は、この事故を踏まえ、特定の大規模な下水道管路に対し緊急点検を要請しました。本町には、それに該当する下水道管はなかったようですが、過去には本町でも、八潮市の事例より規模は小さいながらも、汚水管の破損に起因する道路沈下が起こっています。

下水道管を含むインフラの老朽化は全国で進んでおり、同様の事故は、日本のどこでも起きる可能性があります。インフラの適切なメンテナンスを怠れば、住民の命の危険にも直結しかねません。

これを機に、改めて下水の管理・点検状況や老朽化対策について確認します。

過去に、人権文化センター付近の阪急線路沿いの道路で発生した汚水管の破損に起因する道路沈下の経緯とその後の対策、点検状況について、改めて伺います。

上下水道部長　それでは、中田議員の一般質問に御答弁申し上げます。

１点目、「下水道の老朽化対策について」のうち、平成29年に発生いたしました「公共下水道島本１号汚水幹線の破損による道路沈下」についてでございます。

道路沈下の経緯につきましては、鉄筋コンクリート管の腐食により管上部が破損し、その箇所から土砂が管内に流出したことから、道路アスファルトの舗装面から下の路盤・路床部分が空洞化したものでございます。

原因として考えられるのは、同幹線は、山崎汚水中継ポンプ場からのポンプ圧送により水無瀬川を横断し、圧送された汚水の到達箇所となります人権文化センター付近の管渠等については、汚水中から発生した硫化水素ガスが硫酸となり、腐食のおそれが大きい箇所でもあり、この環境下により破損したものと認識いたしております。

その後の対策についてでございますが、本幹線内の状況を確認するため、管内テレビカメラ調査を実施し、破損箇所を含む緊急度Ⅰ判定区間につきましては、平成29年度及び平成30年度の２か年で、耐食性に優れている強化プラスチック複合管によりまして、約30メートルの敷設替えを実施いたしました。また、できるだけ早期に対策が必要となります緊急度Ⅱ判定区間につきましては、令和元年度に管更生工法により、約110メートルの対策を実施いたしました。その他の区間、約640メートルにつきましては、劣化状況を確認しながら、対策時期を検討することとなっている緊急度Ⅲ判定区間となっており、令和７年度に管更生の実施設計を行う予定でございます。

平成27年の下水道法改正によりまして、腐食のおそれが大きい箇所につきましては、５年に１回以上の点検が必要なことから、本町では、平成29年度及び令和４年度にテレビカメラによる管内調査を実施いたしております。

以上でございます。

中田議員　まずは経緯の部分について、もう少し詳細にお尋ねします。

現状は、当該箇所は法改正を踏まえて５年に１回以上の点検をしているということですが、沈下が起こる前の点検はあったのか、緊急判定度等は幾つになっていたのか、伺

います。また、沈下した際の路盤・路床部分の空洞の大きさと深さ、当該下水管が敷設後何年で破損が発生したのか。また、その下水道管、汚水管が道路から何メートル下にあったのかについても伺います。

上下水道部長　沈下が起こる前の点検につきましては、法定耐用年数を超える管路施設がなかったことから、実施いたしておりません。また、空洞の状況につきましては、縦が約3.5メートル、横が約2.5メートル、深さが約３メートルでした。破損箇所につきましては、平成２年に整備いたしておりまして、約27年を経過した下水道本管で、道路から約３メートル下に埋設いたしております。

以上でございます。

中田議員　当該箇所については、沈下が起こる前までは、点検していなかったということです。また、敷設後25年と、法定耐用年数である50年を超えていなかったにもかかわらず、管路が破損して大きな空洞ができてしまっていたということかと思います。

今、確認したように、当該箇所の道路沈下については、その下に縦が約3.5メートル、横が2.5メートル、深さが３メートルと、車１台が優に入るような大きさの空洞ができていたということは改めて確認されましたが、沈下に気がついた時点で、どの程度沈んでいたのか、また、どのような経過で見つかったのかも、改めて確認します。

上下水道部長　当該箇所の道路沈下の状況につきましては、アスファルト舗装の厚みが約10センチメートルで、道路面からの沈下が約２～３センチメートルございました。

発見までの経緯でございますが、午前８時25分頃に、都市創造部が住民の方からの連絡を受けまして、都市創造部の職員が現地確認に向かっております。同８時45分頃に、都市創造部から上下水道部へ情報提供がありまして、現地対応を行いました。

以上でございます。

中田議員　住民の方の指摘で沈下が見つかったということですね。路面下には大きな空洞ができていたものの、道路面自体は数センチ沈んでいただけだったということですね。でも、その下には大きな空洞があったわけで、一歩間違えば、本当に大きな事故につながりかねない状況であったということが、よく分かります。

最初にいただいた答弁に戻りますが、当該箇所のその後の対策と点検状況について、改めて伺います。

御答弁から、その後、当該箇所の対策を重ね、直近では緊急度判定Ⅲという、緊急の程度が低いランクであっても、管更生の実施設計を行って、対策を前倒しする予定であることは確認できました。また、点検と併せて調査もされているということですね。下水道法によると、点検は５年に１回ですが、調査については10年に１回以上となっています。しかし、当該箇所においては、それも５年に１回と、手厚くされているということは分かりました。

確認しておきます。

当該箇所については、今回に限らず、今後も調査を５年に１回されていくということでよいですか。

上下水道部長　本町における点検につきましては、腐食等の進行状況を確認することを目的といたしまして、管内テレビカメラ調査を実施しており、公共下水道島本１号汚水幹線につきましては、今後も調査を含めた点検を５年に１回、実施いたしてまいります。

以上でございます。

中田議員　予防保全の観点から、当該箇所については手厚く、その後の点検をはじめとした調査も含めて対策が行われているということが確認できました。

次に、この管の大きさについても伺っておきます。

八潮市の事例では管の口径は４メートル75センチと、かなり大きかったのですが、当該管の口径と、本町内にある汚水管の最大口径は幾つで、どこにあるのかを伺います。

上下水道部長　当該幹線の口径につきましては、900ミリメートルでございます。

また、本町が管理いたします汚水管の最大口径につきましても900ミリメートルで、埋設箇所につきましては、公共下水道島本１号汚水幹線の下流部分でございます。具体的には、山崎ポンプ場まで流入する町道山崎２号幹線内の約170メートルの区間と、山崎ポンプ場から圧送先の人権文化センター付近から町道水無瀬山崎幹線などを経由し、国道171号に埋設されております大阪府管理の淀川右岸流域下水道高槻島本汚水幹線の接続箇所のNo.２－24までの約780メートルで、合計いたしますと約950メートルでございます。

なお、本町域内で大阪府が管理しておられます流域汚水幹線の口径は、1,350ミリとなっております。

以上でございます。

中田議員　当該箇所の島本１号汚水幹線は、口径は90センチで、町が管理する汚水管の最大口径であるということかと思います。また、府の管轄ではあるものの、171号の下には口径が１メートル35センチの流域下水道管が埋設されているということです。

町域内においては、この部分の口径が一番大きく、また、町域の全ての汚水が集まってくることになると思うのですが、この府が管理する流域汚水幹線についても、５年に１回点検されているという理解でよいのか、本町から流域汚水幹線に流入点が何カ所あるのか、伺っておきます。

上下水道部長　流域下水道高槻島本汚水幹線の点検につきましては、平成29年に実施されております。なお、当該流域幹線につきましては、一般環境下に分類されていることから、点検頻度につきましては、10年に１回程度であると聞いております。

本町からの流域汚水幹線への流入点につきましては、No.２－18からNo.２－24までの７か所ございます。

以上でございます。

中田議員　腐食環境下ではない、腐食しやすい場所ではない一般環境下というものに分類されることから、この場所については10年に１回程度、府が点検しているということですね。

この府の点検状況について、町はどのようにチェックされていますか。住民の安全を確保するのが基礎自治体の責任です。これを把握しておくことは、住民の安心・安全にもつながります。もし、仕組みがないのであれば、その仕組みを作るよう働きかけるべきではないですか、伺います。

上下水道部長　大阪府におかれましても、管理されております施設の点検状況など、管理責任の下、適切に維持管理されておられます。

なお、日常管理や点検時におきまして異常が発見された場合につきましては、市町村と情報を共有しながら、今後の対応や対策につきましても協議することとなっておりまして、過去に発生いたしました流域汚水幹線での損傷時におきましても、関連いたします本町と高槻市及び大阪府で協議を行っております。

以上でございます。

中田議員　次の質問です。

国が作成した資料によると、腐食しやすい環境として、以下の４つがあげられています。圧送管の吐出し先、落差・段差の大きい箇所、伏越し下流部、その他腐食するおそれの大きい箇所とあります。

町内には、ほかにも硫化水素が発生しやすい場所があるのでしょうか。伺っておきます。

上下水道部長　腐食環境下における点検につきましては、山崎汚水中継ポンプ場及び町域内に設置しております公設マンホールポンプ施設から圧送管により排水された管路施設を対象としております。公設マンホールポンプの施設場所につきましては、尺代地区で５基、東大寺地区で１基、高浜地区で３基、桜井地区で１基の合計10基ございます。なお、12路線につきましては、圧送管の吐出し先のマンホールとなりまして、影響を受ける管路の合計が12路線、管路の合計延長が0.2キロメートルでございます。

令和４年度の点検結果につきましては、公設マンホールポンプからの対象10路線につきましては「破損なし」で、公共下水道島本１号汚水幹線内の２路線につきましてはＢランクとなっており、緊急度判定Ⅲでございますが、本町では腐食への影響を重要視しておりまして、予防保全の観点からも早期の対策が望ましいことから、令和５年度のストックマネジメント計画策定時におきまして、Ｂランクも改築対象施設とし、令和７年度に管更生の実施設計を予定しており、今後も国の交付金を活用しながら、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

中田議員　町内で、島本１号汚水幹線以外では、町内の腐食しやすい環境にあるのは、マ

ンホールポンプに関連して10ヵ所あるということが分かりました。直近の点検では「破損なし」で、健全な状態にあるということですね。

腐食環境下以外の汚水管の老朽化についても伺います。

本町の下水道事業が始まったのは、昭和49年です。島本町下水道施設ストックマネジメント計画によると、汚水管渠63.3キロメートルのうちの４割である25.7キロメートルが、敷設後30年以上を経過しているとのこと。老朽化が進むと、下水管の破損リスクは高まります。下水管に起因する道路の陥没は、22年度には全国で2,600件起き、その大半が敷設から40年を過ぎていたとのことです。

本町において、敷設から40年を過ぎている汚水管はどれぐらいあって、どこにあるのか。また、耐用年数50年を超える下水道管があるのかどうか。これらの管の更新計画がどうなっているのかについても伺います。

上下水道部長　本町が管理しております下水道汚水管につきましては、令和５年度末時点で約６万5,600メートルで、そのうち、敷設後40年を経過した汚水管につきましては、約2,100メートル、率にいたしますと、約３％の割合となっております。地域につきましては、水無瀬一丁目、広瀬二丁目、広瀬四丁目及び広瀬五丁目の４地域の一部でございます。

また、本町における耐用年数50年を経過した下水道本管につきましては、約440メートルございますが、全体の管路延長に占める割合が低いことから、現時点におきましては、更新計画は策定しておりません。今後につきましては、老朽管路の増加が見込まれますので、状況を見極めながら、更新計画の策定も含め、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

中田議員　40年以上の汚水管でいうと、全体の約３％で、水無瀬と広瀬に位置しているということですね。また、50年を超えるものになると、全体では0.7％程度で、更新計画はないという状況かと思います。

汚水管には、塩ビ管と鉄筋コンクリート管があり、鉄筋コンクリート管は腐食しやすい材質であると聞きますが、40年を過ぎているこれらの箇所は鉄筋コンクリート管ですか。これらの箇所の直近の緊急度判定点検結果についても伺います。

上下水道部長　敷設後40年を経過した汚水管につきましては、約2,100メートルございます。内訳といたしましては、塩ビ管が約105メートルで、鉄筋コンクリート管が約1,995メートルでございます。

なお、鉄筋コンクリート管のうち、公共下水道島本１号汚水幹線の一部の約91メートルのみが緊急度判定がⅢとなってございます。その他の鉄筋コンクリート管につきましては、圧送管吐出し等になっておらず、自然流下による排水となる一般環境下に分類されますことから、今後も順次、点検を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　40年を超えているもののほとんどが鉄筋コンクリート管だけれども、腐食環境下ではない一般環境下にあるという状況ですね。

一般環境下の点検は10年に一度となっていますが、これまで、これらの箇所の点検を行ったことがあるのか、今後についてはいつ行われる予定か、伺います。

上下水道部長　一般環境下の点検につきましては、これまで実施しておりませんが、令和９年度には実施する予定でございます。

中田議員　これについては、かなり老朽化というか超えているものもある中で、２～３年後が初めての点検となるということですが、予定はあるということ、一般環境下における予定はあるということですね。

次の質問です。

今回、国が要請した緊急点検の対象外であっても、他自治体では緊急点検をしております。同様に本町も緊急点検を行ったということをホームページで確認しました。下水道管の破損による異常や舗装面の異常は見受けられなかったということですが、緊急点検はどういった箇所を対象にしたのか、伺います。

上下水道部長　緊急点検につきましては、口径が800ミリメートル以上の鉄筋コンクリート管の公共下水道島本１号汚水幹線から公共下水道島本４号汚水幹線の４幹線の点検を行いました。

以上でございます。

中田議員　緊急点検は職員がされたということをホームページで確認していますが、こうした点検は、普段は本町では誰が担っているのでしょうか。

上下水道部長　下水道管内の点検につきましては、専門業者に委託いたしまして、管口カメラ調査や管内テレビカメラ調査を実施いたしております。

中田議員　下水道などのインフラの老朽化は、人材や予算不足などの問題によって複合的に発生しており、重大な事故につながる可能性があります。本町の下水道管、汚水管の点検については、民間に委託しており、技術系職員の不足とは直接関連はないようですが、私たちが安心して暮らせる町であるためにも、改めて、インフラ老朽化問題に対応できる人材の育成や必要な技術継承ができる体制を関連部署には求めておきます。

次の質問です。

５年に１回以上の点検となっていますが、特に危惧される腐食環境下にある管については、点検頻度を上げることも検討されてはいかがでしょうか、伺います。

上下水道部長　本町の対象管路の中で、最も腐食のおそれのある公共下水道島本１号汚水幹線につきましては、令和７年度に管更生の実施設計業務を、令和８年度には管更生工事を予定いたしております。この管更生工事が完成いたしますと、腐食のおそれのある本管につきましては、対策が完了することとなりますが、当該管路につきましては、特

に硫化水素の発生の懸念がございますので、今後、点検頻度につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　よろしくお願いします。

ここまで、下水道のうち汚水について伺ってきましたが、雨水についても伺っておきます。

今年度、第一小学校の裏門付近の水路のそばの道路で小さな陥没が２回あり、私が通報して役場に対応していただいたことがあります。この道路陥没の要因は何であったか、町内で他にも水路に関連した陥没等があるのか、伺います。

都市創造部長　当該箇所における道路の陥没補修につきましては、令和５年度及び令和６年度において、２度、本町職員による補修を実施いたしております。

陥没の要因として様々な事由が考えられますが、道路下を横断する水路のひび割れから、水路内の排水が道路下の土砂部分に流出した結果、土砂が押し流され空洞になったことや、水路周辺を流れる地下水の水みちが変わり、道路下が空洞になり、空洞箇所に道路の路盤等が流入し、その結果、舗装盤が沈下したものと想定しております。また、町内には、過去に同様の水路に関連する道路の陥没事例につきましては、数か所把握いたしており、発見した段階で空洞箇所に砂等を充填し、経過観察に努めております。

今後につきましても、通行される皆様の事故を未然に防ぐべく、職員による道路・水路パトロールを継続して実施し、道路における異常箇所の早期発見及び補修などの対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　道路陥没については、汚水管で起こったように気がつかないうちに空洞が大きくなり、陥没するということが最も懸念されるものですが、町内水路周辺の道路の沈下や陥没について、こうした大きな事故につながるような事態が想定されるのかどうか、確認しておきます。

都市創造部長　本町が管理する水路につきましては、暗渠部においても土被りが比較的浅く、水路の破損に伴う大量の土砂が流出し、大規模な道路陥没を誘発する可能性は低いものと認識いたしております。しかしながら、御指摘のとおり、水路沿いにつきましては、水路周辺の地中の水みちによる地盤の流出やコンクリートの劣化等に起因する周辺道路の沈下事象が発生しやすいことから、本町職員が定期的に実施している道路・水路パトロールにおいても、特に注意して点検し、歩行者をはじめ、周辺交通への影響が発生する前に応急処置ができるよう努めている状況でございます。

今後におきましても、水路周辺道路の点検につきましては、目視を原則にしながら、目視できない暗渠部につきましては、周辺の舗装の異常や流水の濁りの有無、開渠区間における水路内の土砂等の堆積状況等を確認するなど、道路陥没の予見に努め、適切な

維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　今回の八潮市の事故を受けて、事故を未然に防ぐのに有効なインフラ点検の手法として、路面下の空洞調査の必要性が指摘されています。本町の道路の点検において、空洞調査は行われていますか。

都市創造部長　本町の道路点検において、路面下の空洞調査に特化した調査は実施いたしておりませんが、道路法により義務づけられております５年ごとの道路ストック総点検により、本町が管理する幹線道路について、路面のひび割れ状況やわだちの状況などを調査いたしており、これまでは路面下が空洞であるような異常な損傷はなく、舗装の老朽化による劣化が原因であることは確認いたしております。

また、幹線道路以外の道路におきましては、町内を６ブロックに分け、毎月２ブロックずつ職員による道路パトロールの点検や、住民の皆様から道路の損傷に係る御要望や通報などにより、適宜補修している状況となっております。

今後、本町におきましても、路面下の空洞による大規模な事故を未然に防止するために対策を講じることは重要であり、調査の在り方につきましても、国の動向を注視し、引き続き適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　水路の漏れについては、その構造上、大きな陥没を誘発する可能性は低いということは分かりましたが、小さな規模であっても、道路の下には私たちの生活にとって欠かせないインフラがあり、何かあれば、住民の生活にも支障が出かねないものであると思います。道路ストック総点検の際には、予防保全の観点から、ぜひ、空洞調査も取り入れていっていただきたいと思います。また、その際の予算の問題も生じると思いますので、国や府にも要望していっていただきたいと思います。

全国各地でトンネルや橋梁、上下水道で、大きな事故や損害が発生し、インフラの老朽化という大きな社会問題が広く認知されるようになりました。インフラの老朽化は、放置しておくと重大な事故につながる可能性があるため、早急な対応が求められます。今回、汚水管に関しては、平成29年の破損以降は予防保全に努めていること、管路全体の点検体制も今では整っていることが確認されましたが、本町にも老朽化した汚水管がありますし、今後もより一層の点検、更新等の対策の強化をお願いしておきます。

次の質問に移ります。

「職員の時間外勤務について」です。

先日、福知山市の事例として、「『始業前に無報酬で準備』公益通報で時間外勤務判明」との新聞報道がありました。職員の時間外勤務の労働の対価が正当に支払われていない事例の１つかと思います。正当な対価が支払われることは、労働意欲の向上に大きく影響します。これは金銭面だけでなく、良好な職場環境や組織文化とも深く関連しま

す。その結果として、職員の皆さんの生産性の向上や職場の満足度が高まることにもつながり、ひいては、住民の福祉の向上にも大きく影響するものと考えます。

そこで質問です。

働き方の見直しにより、時間外勤務時間は、近年、本町では縮減されていると認識していますが、時間外勤務の月平均時間数のここ５年間の推移について、伺います。

総合政策部長　続きまして、２点目の「職員の時間外勤務について」のうち、「月平均時間数の推移」についてでございます。

職員の時間外勤務の状況につきましては、管理職以外の職員における直近５か年度の月平均時間数の実績で申し上げますと、令和元年度は17時間、令和２年度は12時間、令和３年度は13時間、令和４年度は10時間、令和５年度は９時間でございます。

以上でございます。

中田議員　時間外勤務の月平均時間数については、近年、大幅に縮減されているということですね。

時間外勤務の適正化は、これまでもこのように進めてきた本町ですが、もちろん、福知山市のような事例はないと思うのですが、本町において、こうした事例が発生していないかどうか、この報道を機会に、人事課として把握しているのか、伺います。

総合政策部長　次に、「福知山市の事例」についてでございます。

本年２月７日に報道がなされた福知山市の事案につきましては、十数年来の慣例として、始業時刻前の約15分間、正職員２人が管理職の作成したシフトに従い、書類準備やパソコンの起動などに無報酬で従事し、従事できない場合は、職員自ら代わりの要員を手配しなければならなかったといった事態があり、市の調査の結果、他の部署でも、１日に計約１時間半の申告のない時間外勤務をしていたことが判明したものであると承知しております。

本町におきましては、今回の福知山市の事例を受けて各部署に確認いたしましたが、シフトを組んで勤務時間外に職務をさせているなど、いわゆる職務命令に基づく事案は確認できませんでした。しかしながら、本町をはじめ、全国の多くの官公庁においては、職員の勤務時間と窓口受付時間が同一であることが一般的であり、本町においても、業務開始直後の来庁者に速やかに対応できるよう、日頃から始業時刻よりも前に、余裕を持って出勤している職員がシステムの電源を入れるといったことをしている現状もございます。

このため、特に窓口業務を担う職場において、現行の時差勤務制度をより活用できるよう制度の充実とともに、近年、他団体において実施事例が増えてきている開庁時刻や窓口受付時間の見直しについて、積極的に検討し、労務環境の改善及び働き方改革の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

中田議員　今回、確認したところ、職務命令に基づく事案はなかったということですね。

また、時差勤務制度の充実や開庁時間・窓口受付時間の見直しを積極的に検討していくということです。

これについては、ぜひ進めていただきたいと思うのですが、一方で、問題の本質は業務に当たった時間が全て時間外勤務として申請されているのか、認められているのかという点にあると思います。残業していたとしても、出退勤システムでカウントできていなければ、時間外勤務として把握されません。例えば、一般に時間外勤務については、15分以下は切り捨て、30分以上でないと時間外勤務として扱わないといったことが慣例となっている事例も聞きますが、そもそも、労働時間はどのように計測すべきものと認識されているのか、伺います。

総合政策部長　職員の時間外勤務については、全国の自治体同様、本町においても、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に時間外勤務を命ずることができることとしており、管理職以外の職員が時間外勤務を行う場合は、所属長がその必要性や実施予定時間について確認した上で行っているところです。

また、時間外勤務が終了したときは、職員は所属長に実績の承認を受けることとなり、時間外勤務を行った時間に応じて、職員が届け出た実施時間が基本となりますが、職員が当初の実施予定時間を上回って時間外勤務を行った場合や、時間外勤務の実施時間の終わりと実際の退庁時刻との間に大きな乖離がある場合などには、その理由を確認した上で実績を承認することにより、適正かつ適切な時間外勤務の管理に努めております。

なお、時間外勤務については、労働基準法に定める賃金全額払いの原則に基づき、一部の例外を除き、任意の時間単位で切り捨てることなく、１分単位で計算して支給しなければならないものと解釈されており、本町におきましては、その理解に基づいて取り扱っております。

以上でございます。

中田議員　時間外勤務については、一部の例外を除き１分単位で計算して支給しなければならない、本町もその理解に基づいて取り扱っているということです。

人事課はそのように取り扱っていることは理解しましたが、おっしゃるように、時間外勤務については所属長が厳格にその必要性を判断すると、時間外勤務の適性化方針にも記載されています。つまり、その実効性の担保においては、所属長が任意の時間単位で切り捨てることなく、１分単位で計算するという原則を持ち、そのように取り扱っているということが必須であると考えます。

この場合の「所属長」というのは、具体的にどの役職を指すのか、人事課として職員の時間外勤務について、所属長が任意の時間単位で切り捨てることなく１分単位で計算するという原則で取り扱っているかどうか、確認されていますか。また、これまで所属長に対し、この原則を周知したことがあるのかどうか、伺います。

総合政策部長　先ほど御答弁申し上げました時間外勤務の申請や実績を承認する「所属長」については、職員が所属する部署または施設の課長や施設長等でございます。

次に、個々の所属長の取扱い状況については、現在のところ、人事担当部局においては、直接確認しておりませんが、原則を逸脱した指示がなされている旨の職員や職員団体からの申告や、これに関連するような相談も特にございません。また、この原則につきましては、過去に全庁的に周知したことがあるかもしれませんが、近年においては、所属長や職員から取扱方法に係る質問があった際に、個別に説明を行っているのが実態でございます。

しかしながら、改めて管理職員はもとより、全ての職員が労働基準法の趣旨を正しく理解し、適切に取り扱われるよう周知するとともに、本町の時間外勤務の適正化方針にも、その取扱いについて明記してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　よろしくお願いします。

今回、業務に当たった時間の全てが時間外勤務として申請されているのかの一例として、時間外勤務の切捨てや福知山市の事例を挙げましたが、ほかにも始業前の朝礼だったり、時間外勤務の申請そのものがしづらいというような事例もあるかと思います。

これについては、また改めて伺うつもりですが、今回、職員の皆さんにとってよりよい労働環境を構築することは、最初にも申し上げましたが、ひいては住民の福祉の向上にもつながるものですので、今後もより一層、適切な労務管理に努めていただきたいと思います。

以上です。

清水議長　以上で、中田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後２時58分～午後３時25分まで休憩）

清水議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、永山議員の発言を許します。

永山議員（質問者席へ）　これより、通告に基づいて2025年（令和７年）２月定例会議の一般質問を行います。

１つ目の質問、「医療的ケア児を支える体制を　～18歳の壁を越える～」についてです。

今、医学の進歩によって、人工呼吸器などの医療的なケアを必要とする児童、いわゆる「医療的ケア児」というのが増加しています。厚生労働省の資料によれば、その数は10年前に比べると1.5倍、約２万人と推定されています。こうした病気や障害を抱えておられる方、御家族が日常生活を送るには公的な支援が必要不可欠です。

令和３年に制定されました医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律によ

って、18歳未満の子供への支援措置は整いつつあるものの、一方で、成人して以降の受入事業所は全国的に、絶対的に不足しています。この状態で解決すべき課題が多い、これが問題となっています。

そこで、島本町の状況について、伺ってまいります。

まず、本町の医療的ケアを必要とする方、対象者はどれくらいおられるでしょうか、伺います。

健康福祉部長　それでは、永山議員の一般質問に御答弁申し上げます。

１点目、「医療的ケア児を支える体制を　～18歳の壁を越える～」のうち、「対象者」についてでございます。

医療的ケア児は、日常生活及び社会生活を営むために、呼吸管理や喀痰吸引、その他の医療行為である医療的ケアを受けることが不可欠な児童であり、18歳未満の児童では、現在、７名の方を把握しております。

なお、医療的ケアを必要とする18歳以上の障害者につきましては、高齢者も含まれますことから、正確な実数は把握をしておりませんが、令和５年度に実施をいたしました「障害者計画」及び「障害福祉計画（障害児福祉計画）」策定のためのアンケート調査においては、複数回答ではございますが、気管切開部の管理で７名、人工呼吸器の管理で３名、吸引で８名の方が、医療的ケアを受けていると回答されております。

以上でございます。

永山議員　御答弁から、呼吸の管理や痰を取り除くなどの医療的な行為を必要とされる方は、18歳未満の児童を含めますと、島本町内に少なくても10人以上はおられることが分かりました。

こうした病気や障害を抱えておられる方の介護については、さきに述べました事業所の不足など、こういった事情もありまして、多くの場合は御家族がほぼ24時間、子供やその必要な方の介護に当たっているという状況にあります。

そこで、次に、「医療的ケア児やケア者が利用できる支援の制度」について、どのようなものがあるのか、お伺いいたします。

健康福祉部長　次に、「利用できる支援制度」についてでございます。

医療的ケアを必要とする方への支援制度につきましては、生活介護や放課後等デイサービス・日中一時支援などの通所系サービス、短期入所、訪問介護や居宅介護等の訪問系サービス、日常生活用具給付事業による医療機器等の給付などの医療・福祉のサービスを利用することができます。また、要介護認定を受けておられる障害者については、介護保険サービスの御利用も可能でございます。

以上でございます。

永山議員　ただいま複数の制度を挙げていただきましたが、これは一般的に利用できる支援ということですが、このうち島本町では、これらの中からどのような制度が利用でき

るのかについて伺います。

清水議長　暫時休憩いたします。

（午後３時31分～午後３時32分まで休憩）

清水議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉部長　次に、「本町で利用できる支援制度」についてでございます。

先ほど御答弁いたしましたとおり、障害福祉サービスとしての生活介護や放課後等デイサービス等につきましては、医療的ケアを行うことができる看護師や喀痰吸引研修受講者などの配置が必要であり、利用できる事業所は限られます。現時点で、町内にある通所サービスや短期入所サービス等の障害福祉サービス事業所で、医療的ケアを必要とする方にサービス提供可能な事業所はなく、医療的ケアを必要とする方については、高槻市や茨木市など、近隣自治体の事業所を利用されていると認識しております。

以上でございます。

永山議員　御答弁いただきました。

一般的に利用できる支援サービスを挙げていただきましたが、現在、島本町内では利用できる事業所がなく、他市の事業所に通うという状態になっているということが確認できました。他市事業所への移動につきましては、かなり負担もあるところです。可能な限り、島本町内でこうしたサービスが利用できることが望ましい、そのように考えますので、次に、この支援体制を町内で整えるための取組についてを伺います。

島本町では、研修費の補助などを支援する町独自の取組も進めておられます。ですが、これが、今、利用ができない状況というところですので、これについて具体的な内容を伺いますとともに、現時点の支援体制の整備が図られていない状況で、何が課題になっているのか、これについて伺います。

健康福祉部長　次に、「町独自の取組」についてでございます。

医療的ケア対応に関する本町独自の支援制度としては、日中一時支援事業で医療的ケアを要する方を受け入れた場合に、サービス費を１日当たり7,500円加算する医療的ケア対応特別加算や、医療的ケアを有する方へのサービス提供を行う事業所の職員が喀痰吸引等研修を受講した場合の研修費を助成する喀痰吸引等研修費補助制度がございます。

町内の各事業所に向けて、支援制度の御案内をしているところでございますが、各事業所の人員配置等の課題があり、思うように制度の利用につながっていないのが現状でございます。

以上でございます。

永山議員　御答弁いただきました。

サービス費を加算したり、事業所には必要な研修を受けた方が配置されなくてはなりませんが、その研修を受けるための助成制度というのを支援の形、１つされていますけれども、それでも実現が難しい。１つには、社会全体で共通する課題ですが、働き手不

足、こういったこともあると思います。特に、介護の分野での人手不足は深刻です。

この人手不足、人材の不足以外でも、解消すべき課題として、どのようなものがあるのか、改めて伺います。

健康福祉部長　医療的ケアを要する方の受入れに当たっては、看護師等の専門職の人材確保が重要な課題となります。

なお、令和６年度の報酬改定において、医療的ケアを提供する体制の充実を図るための、医療的ケアを要する方を受け入れた際の人員配置や喀痰吸引等の加算は一定拡充されましたが、当該専門職を雇用する人件費の負担も課題となります。また、受け入れる方の状況にもよりますが、医療機器やバギー、ベッド、マット等の備品、設備の整備や経管栄養注入や刻み食などにも対応した食事提供加算、移動中の痰吸引等も想定した車両送迎体制、医療機関との連携体制の整備・構築などが必要となってまいります。

以上でございます。

永山議員　御答弁いただきましたが、人手以外にも様々解決すべき問題があって、課題解決は容易ではないということが分かります。

しかしながら、医療的ケアを巡っては、18歳を境に大きな壁があると言われています。18歳未満では、放課後等デイサービスなどによって、夕方まで支援を受けることができるのに対して、成人を迎えると、利用時間が午後３時、４時ぐらいまでの生活介護ですとか、ショートステイなどの支援が主になってまいります。それだけでも、町外事業所を利用しますと、送り迎えの時間も見なければならず、介護に割かれる時間は生活の多くを占めることになります。

医療的ケア児の問題は、同時に介護者である御家族の生活の質の維持が問題となります。特に、介護のために離職せざるを得ない、介護離職は大きな問題です。課題は挙げられたが、明らかになった課題の解決については、成人後も必要な支援体制が作られていく必要があります。

この体制準備に向けて、多くの医療的ケア児が増えていますので、このまま歳を重ねれば成人を迎えられますので、体制整備も必要になってまいります。その現状について、伺います。

健康福祉部長　次に、「町内で支援を受けられるような体制整備」についてでございます。

昨年、町内の障害福祉サービス事業所等が参画する自立支援協議会を再編いたしまして、専門部会の１つとして「こども・医ケア部会」を設け、医療的ケア対応についての検討や意見交換等を行っているところでございます。今後も、同部会を中心といたしまして、医療的ケア対応を行っておる事業所への見学や、必要な体制や設備等の検討、個別ケースの受入れに向けた調整などを含め、町内で医療的ケアに対応できる事業所の確保を図りますとともに、町外の事業所との連携や活用をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員　現在、町内の事業所にも動きがあるということが分かりました。この点、この先につながっていくようにと期待したいと思います。

障がい児及び医療的ケアを育てる会で紹介されたものですが、京都のある大学が行った2022年の調査では、30代から50代の母親のうち、フルタイムで働いている女性、母親は１割弱、全国の同世代の有配偶者女性の就労率は７割を超えています。介護に当たり、女性の多くが離職して、社会とのつながりを失っていることが分かります。将来の子供だけでなく、自身の生活も支えられない、そういった悲観的な将来しか見えてこないという厳しい状況にあると思います。さらに、家族間でヤングケアラーを生み出してしまうおそれも指摘されています。

島本町として、今の支援制度にとどまらず、あらゆる方面で、引き続き可能性を探り、支援体制をより充実していけるように継続して取り組んでいただきたい。これを述べ、次の質問に移ります。

２つ目の質問です。

「不登校児童や生徒に対する支援　～助成制度の創設を～」についてです。

不登校児童生徒の問題は、言うまでもない大きな問題です。これに対しては社会の支えが必要です。まず、現時点で長期間学校に通えていない、いわゆる不登校の子供の人数、本町では何人になるか、伺います。

教育こども部長　続きまして、２点目の「不登校児童や生徒に対する支援　～助成制度の創設を～」のうち、「不登校の子供の人数」についてでございます。

不登校児童生徒数は、令和５年度には全国で34万人を超えるなど、年々増加している状況となっております。大阪府内の小中学校におきましても同様に、すべての学年で増加していると言われております。

本町の不登校の状況といたしましては、年間30日以上欠席している児童・生徒数は、令和５年度末時点で114人となっており、本町の児童・生徒数の約４％となっております。また、令和６年度につきましては、２学期終了時点で、小学校が51人、中学校が62人、計113人となっております。

各校におきましては、不登校児童生徒が抱える背景は様々であるということを共有した上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携した「チーム学校」として、島本町教育センターにおいて開設している自立支援教室パコやフリースクール等の外部機関とも連携し、一人一人に寄り添った対応を行っているところでございます。

以上でございます。

永山議員　ただいまの御答弁で、連携先として、島本町教育センターに開設している自立支援教室パコと民間で運営されているフリースクールを挙げられましたが、この不登校

児童生徒の居場所については、そのほか、現在はどのようになっているのか、伺います。

教育こども部長　次に、「不登校児童生徒の居場所」についてでございます。

本町におきましては、不登校児童生徒にとっての居場所であり、多様な学びの場の１つとして、また、社会的自立を支援するための場として、島本町教育センターにおいて開設している自立支援教室パコがございますが、そのほかにも、児童生徒一人一人の状況やニーズを踏まえて、複数のフリースクール等の民間施設と連携を行っており、それぞれの施設に通う児童生徒の生活や学習条件について共有しながら、支援に努めているところでございます。

また、学校に登校することはできるものの、通常学級で安心して過ごすことが困難な児童生徒につきましては、学校内において開設している校内教育支援ルームにおいて、児童生徒一人一人のニーズに応じた相談支援や学習支援など、社会的自立に向けた幅広い支援を行っております。

いずれにいたしましても、児童生徒の多様で適切な学習活動の重要性を十分理解し、学校内外の居場所や選択肢を用いて、個々の児童生徒の状況に応じた学習活動等が実施できるよう、今後も様々な機関との連携に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員　ただいま、パコ、そして民間のフリースクール、校内教育支援ルームと、３つの代表的な居場所を御答弁いただきましたが、パコとフリースクールは学校外にある施設です。一方の校内教育支援ルームは、学校内にある施設となっています。

第二中学校の学校だよりによると、たけのこルームの愛称をつけて校内教育支援ルームが運営されていて、そして、火曜日・金曜日の週２回は支援員がおられる、このように紹介されています。学校内にある居場所については、教室と地続きと言える場所であって、ここに通える、通えない、この意味は大きいと言えることから、校内教育支援ルームに注目して、その体制と各学校の状況について伺います。

教育こども部長　学校内において開設している校内教育支援ルームの体制についてでございますが、令和５年度から第二中学校に週２日程度、大阪府教育庁から校内教育支援員が配置され、教職員と密に連携しながら、学校長の方針の下、校内教育支援ルームを運営しております。また、校内教育支援員の配置がない残りの週３日につきましても、教職員が主体となって開設しており、生徒がルームを利用したいときには、いつでも利用することができる体制を構築いたしております。

そのほかの小中学校におきましては、開設の時期や運営の方法等は学校により様々でございますが、多くの学校で今年度途中から開室し、教職員が主体となって、通常の学級で過ごすことが困難な児童生徒の居場所となる教室を確保し、児童生徒一人一人のニーズに応じた相談支援や学習支援など、社会的自立に向けた幅広い支援を行っております。また、現時点において開室に至っていない学校につきましても、子供一人一人の状

況を丁寧に把握しながら、寄り添った対応に努めるとともに、次年度からの開室に向けて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

永山議員　御答弁について、次年度から校内教育支援ルーム開設を進めている学校は、どこの学校でしょうか。また、現時点で支援員配置されている学校は第二中学校のみですが、そもそも、この支援員の主な業務というのはどのようなものでしょうか。学校教育支援ルームを利用する児童生徒にとって、支援員の果たしている役割というのはどのようなものか、お伺いします。

教育こども部長　校内教育支援員の主な業務についてでございますが、大阪府教育庁の不登校等対策支援事業実施要綱第４条に示されておりますが、主なものといたしましては、不登校等児童生徒に対する学習支援及び相談対応等の支援、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする専門職員等との連携、そして、教職員、保護者との連携でございます。

校内教育支援ルームを利用する児童生徒にとって支援員の果たす役割といたしましては、児童生徒一人一人に寄り添いながら、それぞれの学習課題への支援や学校生活等の相談相手になることで、児童生徒が登校しやすくなるような関係づくりに努めたり、校内教育支援ルームから通常学級に通いやすくなるような橋渡しのような役割がございます。

また、次年度の校内教育支援ルームの開室に向けて準備を進めているのは、第一中学校でございまして、これで全ての学校において、校内教育支援ルームを開始することになります。

以上でございます。

永山議員　令和７年度には、全ての学校でこの支援ルームが開設される、開設する予定であるということは分かりました。支援員の果たす役割の大きさも、御答弁から分かりました。

現時点では第二中学校のみということですので、来年度は全ての中学校、小学校で支援ルームが開設される見通しですので、支援員についても少しでも配置されていくことが望ましいと考えます。充実に向けた取組をお願いしたいと思います。

次に、ただいま学校内の施設を見てきましたので、学校外に目を向けて、民間フリースクールについて質問をいたします。

フリースクールに通っている児童生徒について、学習面でのサポートはどのようになっているのか、改めて伺います。

教育こども部長　次に、「フリースクールに通っている不登校児童生徒の学習面でのサポート」についてでございます。

本町におきましては、平成28年４月に作成し、令和６年１月に改訂いたしました「島

本町における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」に基づき、学校及び教育委員会、そして、フリースクールの担当スタッフとの間で密な連携を図っております。当該児童生徒が施設において、どのような環境で、どのように学習を進めていくのかについて、長期的な計画も含めて確認を行うとともに、毎月末には施設から学校に対して、施設における１か月間の活動内容を報告してもらうなど、日々の学習状況が把握できるような体制も整えており、個々の児童生徒の状況に応じた学習活動が実施できるよう努めているところでございます。

また、当該児童生徒が施設に通い、学んでいる間に、学校の授業で実施した学習の内容につきましては、児童生徒や保護者と連携しながら、学級担任が定期的に家庭訪問を行ったり、放課後等に学校で面会を行ったりするなど、当該児童生徒の学習面のサポートに務めております。

以上でございます。

永山議員　御答弁いただきましたが、フリースクールには様々な特色があります。自然の中で過ごすなど、独自性を重視した施設もあれば、学校での学習サポートに重点を置くところもあります。「フリースクールと連携して、学習活動、学習状況を把握する」という御答弁でしたが、山遊びなど体験型の場合を学習と評価して、出席扱いなどの対応が可能なものか、この点について確認をいたします。

教育こども部長　フリースクール等の民間施設に通う児童生徒の出席扱い等の対応につきましては、「島本町における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」に基づき、学校及び教育委員会、そして、フリースクールの担当スタッフとの間で密に連携し、学習や生活の状況を把握することで、「指導要録上の出席扱い」とすることが可能でございます。体験学習は、思考や実践の基盤として、あるいは、思考や知識を働かせ、実践して、よりよい生活をつくり出していくために大切なものであると認識しており、これまでに連携を行った民間施設の中には、いわゆる山遊び等の体験型の学習を中心に置いたカリキュラムを編成している施設が複数ございましたが、学習指導要領における総合的な学習の時間や特別活動等に位置づけた学習内容であるという確認を行うことにより、「指導要録上の出席扱い」とした事例がございます。

以上でございます。

永山議員　御答弁、柔軟な対応であると思います。遊びを学びにという、島本町の教育方針にもかなうものであると考えます。これを評価できると考えます。

とはいえ、不登校の問題については、児童生徒の学年が進むにつれて進学の問題が気になってくると思います。フリースクールに通わせつつ、学力をつけるために塾や通信教育など、費用負担を御家庭で負っておられるところもあります。いわゆるダブルスクールの経済的な負担も大きいと思われます。さらに、学校に通えた日にはいつでも学校給食が食べられるように、あるいは、使っている副教材を利用できるようにということ

で、通えていないのに給食費を払い続けているというようなトリプルの負担、こういったものを御家庭で負担している場合がありますが、島本町の場合は、こうしたことに対してどのように対応されているか、伺います。

教育こども部長　次に、「ダブルスクールやトリプルスクールの経済的負担」についてでございます。

これまでに本町において連携したフリースクール等の民間施設につきましては、費用負担を伴う施設がほとんどであり、経済的負担が生じていることについては認識いたしております。このことから、本町といたしましては、当該児童生徒の状況を踏まえ、保護者の要望に応じて丁寧に合意形成を行った上で、学校の教材費や給食費の徴収を行わないことや、施設に通う際に利用する交通機関の学割定期が発行できるような配慮を行うなど、個々の思いやニーズに可能な限り寄り添った対応に努めているところでございます。

以上でございます。

永山議員　経済的負担に対する配慮ということで、今、御答弁いただきましたが、この点について、２点、伺っていきたいと思います。

まず、給食費等の負担についてです。御希望に添った給食費に対する対応は望ましいと思いますが、一定の指針というものが定めてあるのか、あるいは、学校長の判断というものになっているのか、この点を伺いたい。

また、仮に、御家庭の判断で給食費を払わないという選択をしていた場合、それでも児童生徒が学校で過ごす間に給食を食べられるといった場面では、どのような対応を取っているのか。

まず、この１点目を伺います。

教育こども部長　給食費の対応について、「一定の指針があるのか、あるいは、学校長の判断か」についてでございます。

児童生徒が病気等で事前に連絡できない場合を除き、あらかじめ喫食をしないと分かっている場合は、学校長から教育委員会に連絡いただき、給食を止めております。しかしながら、不登校の児童生徒への配慮といたしまして、児童生徒が学校に登校できない日が続いているものの、登校を目指したいという本人の思いを尊重し、御家庭の希望で給食を停止させない場合、あるいは、朝の時間や放課後等の限られた時間のみ登校していて喫食できないため、御家庭の希望で給食を停止する場合など、柔軟な対応を行っております。

なお、給食停止となっている児童生徒が登校し、給食を喫食したいと希望されれば、当然のことながら給食を提供し、その場合は、後日、改めて給食費を徴収することといたしております。

いずれにいたしましても、児童生徒の気持ちに寄り添い、児童生徒や保護者との信頼

関係を育みながら、継続的な支援に努めているところでございます。

以上でございます。

永山議員　柔軟な対応を取っておられること、給食費の徴収について、後日、対応を取っていること、分かりました。

２つ目の問いです。後半に述べられました通学定期の件についてです。

これについて、学割定期が発行できるよう配慮を行うというふうに述べられましたけれども、今から30年以上前、当時文部省が、登校拒否児童、その当時「登校拒否」という表現でしたが、登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用という名前の通知の中で、通学定期発券については学校長に対応を求めています。通学定期が発行できるように対応すべきことは、これによれば当然のことであって、これをもって「配慮」に挙げるべきではないと考えますが、この点について、お考えを問います。

教育こども部長　フリースクール等の民間施設に通う児童生徒への通学定期の発行についてでございます。

国は、平成５年３月19日付け初中30号及び平成21年３月27日付け事務連絡において、通所する日を指導要録上出席扱いとした児童生徒につきましては、通学定期乗車券を申請することができると通知されております。

なお、通学定期乗車券の発行につきましては、本町独自の制度ではございませんが、学校外の民間施設を利用する児童生徒及びその保護者にとっては、重要な制度の１つであり、学校に対して申請がなされた後、学校が各交通機関ごとに定められた通学証明書を発行し、その証明書をもって、各交通機関で通学定期乗車券を購入することとなっておりますが、それらの証明書を発行する際にも、可能な限り早期に発行に努め、遅滞なく通学定期乗車券が購入できるよう最大限の配慮に努めているというものでございます。

以上でございます。

永山議員　今の答弁ですと、能動的・主体的に発行しているというよりは、速やかに購入できるように事務処理を配慮しているというふうな内容になるのではないかと思います。配慮とは、心のこもった気遣い、取り計らいをするということですので、これを配慮にするべきかどうかというのは違和感があるということだけ申し述べます。

次に、フリースクールに通う家庭の経済的な負担については、ここまで述べてまいりましたが、これに対して助成制度を設ける自治体も増えております。本町でも、助成制度の創設が必要ではないかと考えます。これについて、お考えを問います。

教育こども部長　次に、「フリースクールに通う家庭の助成制度の創設」についてでございます。

先ほども御答弁いたしましたとおり、本町において連携したフリースクール等の民間施設につきましては、費用の負担を伴う施設がほとんどであり、家庭の経済的負担が生

じていることについては認識いたしております。今後、費用の助成につきましては、経済的な負担に対する各家庭の支援ニーズや他の自治体の状況等を注視しながら、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

不登校等で悩む児童生徒にとって重要なことは、学校の教室を、全ての児童生徒が安心して過ごすことができる場所にしていくことでございます。子供が行きたくなる学校とはどのような学校なのか、教職員全体で検討を重ねながら力を尽くしていかなければなりません。それらに加えまして、校内の居場所の１つである校内教育支援ルームや教育センター内の自立支援教室パコの一層の充実を図り、不登校等で悩むより多くの児童生徒をつなげ、一人一人の社会的自立に向けて支援していくことができるよう、引き続き、学校と教育委員会が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員　御答弁いただきました。

今、御答弁の中で、「費用助成について、調査・研究を進めてまいりたい」、このようにおっしゃっていただきましたが、先ほど他の議員も質問の中で述べておられましたが、この「調査・研究」というのは、耳触りはいいものの具体的な取組が見えてきません。そこで、長年利用されておりません奨学金制度などを転じて、通学定期の一部に助成をしたり、学習塾や通信教育代の一部助成などの制度に転じることも検討可能だと思いますが、これについても、御見解を問います。

教育こども部長　町の奨学金制度については、本町の対応実績や府内の自治体における実施状況、国や大阪府が実施する、いわゆる高校授業料の無償化制度の状況などを踏まえ、現在、廃止も含め、全体的な見直しに向けた検討を進めているところでございます。

また、当該奨学金制度の財源を活用したフリースクールに通う家庭への自治体独自の助成制度の創設についてでございますが、今後も継続して、他自治体の状況を調査・研究し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員　調査・研究ということですので、様々、幅広い受け止めができると思いますが、これについては期待したいと思います。

以前から私も申し上げてきましたが、家庭の事情、経済的な事情で人生の選択肢を奪われないということを大人社会が支えるのが奨学金制度の根本です。高校無償化などが進めば、また見直しの必要が出てくると思いますので、そのとき、その時代に合わせて、人生の選択肢を確保する仕組みを見直していく、その１つの在り方が、このフリースクールの助成制度ではないかと思います。

質問の最後、３つ目になります。

「島本町の職員の職場におけるハラスメント防止要綱について」です。

島本町職員の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱とハラスメントの防止等

に関する指針が本町にはございますが、それぞれの関係性と位置づけについて、御説明をお願いいたします。

総合政策部長　続きまして、３点目の「島本町の職員の職場におけるハラスメント防止要綱について」のうち、「要綱と指針の関係性や位置づけについて」でございます。

ハラスメント防止要綱につきましては、職員が互いを尊重し、性別や年齢、職務上の地位等にかかわりなく、能力を最大限発揮できる健全な職場環境の確保を図ることを目的として、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めたものであり、本町におけるハラスメント防止対策の実務の基本に当たるものでございます。

一方、ハラスメント防止指針につきましては、ハラスメント防止要綱第４条の規定に基づき、ハラスメントを防止し、ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項について定めたものであり、ハラスメント防止対策の対象となる職員や職員の基本的な心構え、管理監督職の役割などについて示したものでございます。

以上でございます。

永山議員　御答弁から、規範、それぞれの位置づけについて、まず要綱があって、指針はこれを受けてさらに明確化していく、そのような関係性にあるものと理解いたしました。

これを前提に、指針ではハラスメント防止要綱の対象となる職員の中に、特別職の職員ということが明記されています。しかし、要綱の中の第５条については、職員の啓発及び研修について定めていますが、この書きぶりでは、特別職の職員が含まれていないようにも読めます。そのことから、この第５条の正しい解釈について、伺いたいと思います。

総合政策部長　次に、「要綱の第５条」についてでございます。

ハラスメント防止要綱第５条では、ハラスメント防止のため、職員の意識の啓発及び知識の向上に努めること、また、職員に対し、ハラスメントの防止等に関する研修を実施することについて定めております。この啓発や研修の対象となる職員について、ハラスメント防止要綱では具体的に定めておりませんが、ハラスメント防止指針において、ハラスメント防止対策の対象は、町長、副町長、教育長の特別職をはじめ、一般職、常勤、非常勤等の別を問わず、本町が任用する全ての職員であることを明示しております。

なお、会場や時間帯等の制約から、個別の研修を全ての職員が参加することは困難でございますが、近年、実施しております職員対象のハラスメント防止研修につきましては、特別職の常勤職員も対象としているほか、オンライン形式の研修も活用しているところでございます。

以上でございます。

永山議員　読み方、解釈がここで明らかにされたと思います。

近隣、特に関西圏では、特別職の職員による各種のハラスメントが話題になっていま

す。公職者の倫理観がますます問われるようになっていると思います。今、御答弁にありましたとおり、公務の許す限り、積極的に、今後もこの研修を受講していただきたいと思います。

以上で、永山の一般質問を終わります。

清水議長　以上で、永山議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員（質問者席へ）　それでは、前回の島本町長・町議会議員の改選時より、この４年間、一般質問や常任委員会などで問うてきましたが、限られた時間でしたので、その後などについて、お伺いしてまいります。

１点目、「第11次交通安全基本計画について　No.２」。

令和３年９月議会の一般質問にて、第11次交通安全基本計画について問いました。令和７年度は最終年度であり、また、あの段階では国の第11次に伴い、大阪府として第11次大阪府交通安全計画の策定に向けての案について、大阪府パブリックコメントの募集が終わり、意見集約をされている段階であった状況に、島本町には、まだ何ら通知等はなかったという答弁でありました。

その後、第11次大阪府交通安全計画が策定され、大阪府交通安全対策会議を経て、令和４年度、令和５年度、令和６年度、各年度の実施計画が示されてきました。そこで大阪府下の交通事故発生状況が各年度ごとに示されていますので、その御紹介と、同様に島本町の件数を問います。

都市創造部長　それでは、伊集院議員の一般質問に御答弁申し上げます。

１点目、「第11次交通安全基本計画について　No.２」のうち、「交通事故の発生状況」についてでございます。「大阪府内における交通事故発生状況及び島本町における件数」についてでございます。

一般財団法人大阪府交通安全協会が発行しております「大阪の交通白書」によりますと、令和４年の大阪府の交通事故発生件数は２万5,509件、令和５年は２万5,951件で、前年に比べ442件の増加。令和６年は２万4,780件で、前年に比べ1,171件減少となっており、令和４年から令和６年にかけて810件の減少となっております。

同時に、島本町における交通事故発生件数は、令和４年は30件、令和５年は28件、令和６年は21件であり、令和４年から令和６年にかけて減少傾向となっております。

以上でございます。

伊集院議員　因果関係は明らかではないですが、府の第11次計画に伴って、島本町としても、高齢者、年長者の方たちに自転車でのヘルメット購入への助成などを始めたばかりのところであります。一定、今後も期待しているところであります。

先に確認させていただきます。令和３年９月議会での一般質問で問いました町道高浜幹線についてです。

その後の交通安全対策をされた内容なども踏まえて、その後を問います。

都市創造部長　本町の取組といたしまして、令和３年度以降からこれまでに実施した内容につきましては、交差点の巻込み事故防止対策としてポストコーンの設置、通過車両の速度抑制対策として「スピード落せ」の路面表示の新設、通学児童などの道路横断の安全性の確保を目的とした横断歩道を予告する路面表示、通行する歩行者の安全確保を目的としたグリーンベルトの補修などの工事を実施しております。当該路線におきましては、特に第四小学校の登下校時の交通安全対策に対する御意見が多く、通学路交通安全プログラムにおいて、保護者の皆様が主体となって実施したパトロール結果に基づき、交通安全対策工事を実施したものとなっております。

そのほかにも、交通管理者である高槻警察署において、通学時間帯の見守りを行っていただき、状況に応じて移動式オービスによる対応など交通安全対策に取り組んでいただいており、引き続き各関係機関と連携し、効果的な対策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　分かりました。町としては、できることは実施していただき、関係機関の協力をいただけるところはお願いしてきたという答弁であると考えます。

冒頭に述べました、令和７年度、最終年度となります第11次の計画、国の部分に基づき、大阪府の第11次の計画となり、また、本町にとっても、これに準じていく形になるとは思われますが、この内容の中に、第２節の中から、大阪府としても「講じようとする施策」の「道路交通環境の整備」から、順次、伺っていきます。

最初に、当該計画において、「災害に備えた道路交通環境の整備」として、「地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通を確保する」と記載されております。町における緊急交通路において、現在の地域防災計画で位置づけている路線に変更がないか、問います。

都市創造部長　緊急交通路につきましては、府道などの道路管理者や警察と連携し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、本町が管理する町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線など主要な道路などを選定しており、現時点におきましても、地域防災計画で位置づけしている路線に変更はございません。

以上でございます。

伊集院議員　本町の地域防災計画の見直し、昨年の２月に減額補正された際にもお伝えをしておりますが、この先延ばしになっているのは、大阪府の被害想定の見直しの関係上でしたね。その点において、おそらく今の答弁であると、まだ、この見直しが、大阪府の部分の被害想定が発表されていないというところであろうと思います。

今後、気象情勢も変わってくると、いろんな改正も伴ってくるとお聞きしておりますし、また、島本町にとっても機構改革、改正をされております。この点も踏まえて見直

しをいただきたいと思っておりますので、テーマ以上の内容は、早期に見直しをいただきたいということで、要望でとどめます。

この緊急交通路として位置づけている路線の件ですが、幅員によっては大型車両が通行しにくく、小型車両でないと円滑に輸送できない路線も含まれていると考えていますが、町としての緊急交通路に対する見解を問います。

都市創造部長　緊急交通路につきましては、大阪府が府県間を連絡する主要な道路や市町村庁舎など、市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路などを広域緊急交通路として選定し、広域緊急交通路と、水無瀬川緑地公園や町立第二中学校などの災害時用臨時ヘリポートや災害医療協力病院である水無瀬病院、そのほか避難所などを連結する道路を地域緊急交通路として選定いたしております。

しかしながら、全ての区間で２車線の幅員が確保されておらず、部分的に大型車両が通行しにくい箇所がございますが、災害の際には、緊急車両が当該交通路について一般車両を制限し、緊急車両が優先して使用することも可能となるため、円滑な輸送は可能であるものと認識いたしております。

なお、当該交通路の幅員等の確保につきましては、本町といたしましても重要な課題であるものと認識いたしており、可能な範囲で、拡幅や待避所の設置について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　検討ということなので、大変なところですが、ここは進めていただきたいと思います。

次に、この計画の中に、「生活道路等における人優先の安心・安全な歩道空間の整備」について、ア・イ・ウが示されております、この島本町の状況から、まだまだ講じていかなければならない箇所もありますが、まず、「ア　生活道路における交通対策の推進」について、島本町の取組を問います。

都市創造部長　第11次交通安全基本計画に示されております「道路交通環境の整備」のうち、「ア　生活道路における交通安全対策の推進」についての取組でございますが、交通反則金収入を原資とする国の交通安全対策特別交付金を活用して、道路の路面表示やガードレールの補修、道路反射鏡の整備等を行うなど、本町全域における生活道路において、交通安全対策の推進に向けた取組を行っております。

また、過去には、交通管理者である高槻警察署や地域の自治会等と連携を図り、生活道路におけるゾーン30の区域指定を推進し、交通管理者において最高速度30キロメートルの交通規制を整備していただき、本町といたしましても、当該区域内を通行する車両の速度抑制を目的とした路面表示の設置や、路面のカラー化、ポストコーンの設置などを行うなどの取組を進めてきた経過がございます。

ほかにも、交通管理者である高槻警察署の取組ではございますが、島本町バリアフリ

一基本構想に基づき、生活関連経路を中心に音響式信号機や青信号延長用ボタン付き信号機の整備を実施していただいております。また、小学生の通学時間帯を中心に、移動式オービスによる速度監視を実施していただくなど、交通安全対策の取組を実施していただいているものと認識いたしております。

以上でございます。

伊集院議員　本町も通学路等の交通安全プログラムを策定されてから、努められているのを見てまいりました。

計画の中のイについても同様に問います。

都市創造部長　次に、「イ　通学路等における交通安全の確保」につきましては、平成27年に策定いたしました島本町通学路等交通安全プログラムに基づき、毎年度、町内の各小学校のＰＴＡから通学路に関する要望を提出していただき、本町や大阪府、警察など、各管理者により対応方法を検討し、路肩にグリーンベルトの設置や歩道の滑り止め舗装、ポストコーンの設置、啓発路面表示の設置や更新、柵の設置などを実施し、児童の通学時における交通安全の確保に努めております。

当該プログラムにつきましては、国の重点事業としての位置づけであり、平成28年度より、社会資本整備総合交付金を活用して実施いたしておりますが、今後におきましても、継続して、さらなる通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　次にウになります。

「高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備」について、同様に問います。

都市創造部長　「ウ　高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備」につきましては、平成20年３月に策定いたしました島本町バリアフリー基本構想における短期計画として、優先的にバリアフリー化を図るべき地区として位置づけられた重点整備地区において、視覚障害者誘導用ブロックの設置を実施いたしております。

近年の取組といたしましては、阪急水無瀬駅前に位置する町道高浜１号線において、歩行者・自転車の通行量が多く、また、道路も狭隘であったことから、道路に隣接している水路を活用し、蓋を架設することで、歩行空間の設置を行いました。同様に、阪急水無瀬駅前の町道水無瀬青葉１号幹線におきまして、急勾配であった道路の勾配緩和を図り、車両をはじめ、歩行者・自転車が安全に通行できるよう対策を実施いたしました。

以上でございます。

伊集院議員　島本町において、道路に特化した全体的な像を示した整備計画というのはありますか。また、進捗率はどれくらいか、もし、進捗率で言いにくいのであれば、進捗の内容など問います。

都市創造部長　本町におきましては、道路整備に特化した計画はございませんが、基盤施設の整備の方針を定めた島本町都市計画マスタープランにおいて道路整備の基本方針を

定めており、当該計画の間連計画として、島本町バリアフリー基本構想や、通学路における安全確保に向けた取組を行うことを定めた島本町通学路等交通安全プログラムなどの計画のみならず、住民の皆様からのお声や職員によるパトロールの点検結果などにより、必要に応じて適宜整備や維持管理を実施いたしております。

進捗率につきましては、周辺の土地利用により交通環境も変化していく中で、道路整備が概成することは難しく、進捗率をお示しすることは困難ではございますが、住民の皆様からの歩道や歩行空間に関する御要望など、現状におきましても対策が必要と考えられる路線や抜本的な改良が必要な路線など、様々な課題があるものと認識いたしており、継続して、効果的な対策に取り組み、住民の皆様が安全で安心できる道路交通環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　方針はあれども、基本計画の土台の部分がそれぞれになっているということなので、答弁的に理解しましたが、個別のそれぞれの計画で実施されているのであれば、それ同士の進捗率はそれぞれ示すことができるのではないかと思いますので、町の見解を問います。

都市創造部長　計画ごとの進捗率について、バリアフリー基本構想につきましては、道路整備や生活関連施設におけるトイレ等の施設整備も含めた整備計画の全55項目中、41項目が整備済みであり、項目達成率といたしましては74.5％となっておりますが、未整備の箇所につきましては、道路の拡幅や新設など、財政面における課題や用地買収における地権者協議などの課題があり、項目ごとに整備の難易度も異なることから、単純な進捗率でお示しすることは困難であるものと認識いたしております。

次に、通学路交通安全プログラムにつきましては、ＰＴＡよりいただいた全ての要望箇所について、可能となる対応方法を検討の上、実施いたしておりますが、対応した箇所についてさらなる御要望をいただくことや、次年度に新たな要望をいただくことなどにより、進捗率については、分母が流動的となることから、お示しすることは困難でございます。

そのほか、道路の整備につきましては、住民の皆様からの御要望や職員によるパトロールの点検結果を基に、対応が必要な箇所について課題を整理し、対応方針を、財政面や技術面などあらゆる方向から検討し、優先順位をつけた上で適宜対応しております。

以上でございます。

伊集院議員　答弁をお聞きしていると、本町としては町内を把握し、計画を持って進めるというよりも、住民の皆様からいただく声や要望を各計画に生かされているということであろうというふうに捉まえますが、まずは本町において、ミニ開発などで、袋小路的な住宅も結構多くなってきています。

要望において頑張って応えていっていただけるならば、例えば交通結節点、この辺で

阪急水無瀬駅前とＪＲ島本駅を結ぶ町道高浜桜井幹線においては、やはり日常的に混雑してきているというふうに考えておりますが、当該路線につながれる副路線から、渋滞で車が全く出られないというお声の御相談もいただいております。このアクセス強化、基本計画の中にも府のほうは入っておりますが、この交通安全基本計画を活用し、混雑緩和に向けた取組を進めることができないのかどうか、問います。

都市創造部長　当該路線につきましては、時間帯によっては一時的に混雑していることは、町といたしましても認識いたしております。

当該路線における混雑緩和に向けて、過去に、阪急水無瀬駅のコンビニ付近の交差点において、左折車が横断歩道通行者により左折ができず、直進車が円滑に通行できないなどの要因により混雑しておりましたことから、交通管理者である警察と協議を行い、歩行者信号の時間を短縮し、左折車が左折できる時間を設けることで、当該車線における混雑緩和に努めてまいりました。

今後におきましても、交通状況を注視し、交通管理者である高槻警察署と連携を図り、混雑緩和に向けた効果的な対策を検討してまいります。

以上でございます。

伊集院議員　尽力いただいているのは理解しておりますが、先ほど答弁にありました信号の時間調整をした時期はいつでしたか、確認いたします。

都市創造部長　当該交差点における歩行者用信号機の時間調整につきましては、令和３年９月に、交通管理者である高槻警察署により実施されております。

以上でございます。

伊集院議員　分かりました。

さきの御相談は、令和３年９月以降に改めて受けたものであります。やはり、袋小路等にとって、交通結節点の強化というのは本当に重要であると考えております。第11次計画での重点項目の答弁でもあったように、経営トップ主導によります自主的な安全管理体制の充実強化について、町道においては、やはり町長がトップであります。これまでやっていただいたりはしておりますが、町道高浜桜井幹線における抜本的な対策について、町長としての思い、度合いなどもお伺いしたいと思いますが、見解を問います。

山田町長　第11次交通安全基本計画の基本理念においては、時代のニーズに応える交通安全の取組が求められ、「『人優先』の交通安全思想を基本とし，交通事故のない社会を目指して，あらゆる施策を推進する」と記載されております。

このことを踏まえまして、町域全体を見たときに、抜本的な課題解決には、歩行者と自動車の通行空間が分離された道路整備が効果的であると認識はいたしておりますが、そのためには財政面における課題や用地買収における地権者協議などの課題があり、また、対策によって道路環境がよくなれば、流入交通量の増加や通過車両が速度を出しやすくなるなど、新たな課題についても念頭に、施策を進める必要があると認識いたして

おります。

町道高浜桜井幹線につきましても、地域にお住まいの皆様など、日頃から当該道路を御利用される皆様から直接御意見を伺いながら、一つ一つ課題解決に取り組み、既存のストックを活用しながら、交通環境の改善につながるよう継続して取り組む必要があるものと認識いたしております。

以上でございます。

伊集院議員　確かに、道路が広くなったら、通る道も幅広くなって大変だとかいう声もお聞きしておりますが、先ほどお聞きしているのは町道の高浜桜井幹線である阪急水無瀬駅からＪＲ島本駅までが要所となりますので、この点においては、やはり交通結節点へのアクセスの強化の点に力を入れていただきたいと思っております。

それを踏まえまして、以前より申しておりますＪＲ路線により、山側と阪急側との交通結節点が、はしご車などの緊急車両も通れる路線は、この間の１線となります。また、高槻市側の府道をはじめ、道路整備及び拡幅並びに京都府側も道路の整備及び拡幅を、長年かけ、順次進められておられる中、島本町がほんとに動脈瘤的になることは、以前より容易に想像ができ、問うてまいりましたが、この各パーツ計画の取組は、住民の皆様からの御要望に応える随時の対応されている、この尽力は一定評価させていただいておりますので、引き続きお願いしたいと思いますが、ＪＲ路線から山側の「京となにわが出会う場所（まち）」として、ＪＲ路線から山側の交通結節点へのアクセスの強化、この辺、島本町として、再度、どう計画をされているのか、問います。

都市創造部長　ＪＲ東海道本線を横断するために、緊急車両が円滑に通行できる路線は桜井跨線橋となっておりますが、山崎地区において、踏切はございますが、一定の通行が可能である路線となっており、複数路線は確保している状況となっております。新たにアクセス強化のため路線を新設する計画はございませんが、桜井跨線橋においては、本町が管理する道路の大動脈になっておりますことから、過去から、島本町橋梁長寿命化修繕計画を策定し、地震等に備えた補強工事や老朽化に伴う補修工事を実施し、延命を図っており、引き続き適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

大阪府が管理する西京高槻線におきましては、車同士の離合が困難となる狭隘な区間があり、円滑な通行に支障が生じていることは認識いたしており、市町村間を横断する広域的な路線として、過去から大阪府に対し要望をいたしております。

なお、拡幅などを行うことは、沿道にお住まいの方から用地買収が必要になるなど、抜本的に解決することは困難であると聞き及んでおり、交差点のカラー化や啓発表示、ポストコーンの設置など、可能となる対策を実施し、安全強化に努めていただいております。

今後も引き続き、本町として大阪府に対し、効果的な対策について調査・研究した上で、当該路線の強化に向けた要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　分かりました。その中において、この交通結節点等へのアクセスなど、路線のネットワークの強化、頑張っていただきたいんですが、なかなか島本町だけでは進められない部分もあります。

早いもので、任期も残りわずかとなられます副町長に、大阪府から来られている立場として、広域的な視点で、本町における道路環境における感想など、御意見を賜っておきたいと存じますので、お願いいたします。

髙岸副町長　お答え申し上げます。

本町における道路環境につきましては、主要幹線など町が管理する道路から、国や大阪府が管理する道路に接続することで、広域的なネットワークは形成されておりますものの、本町の特徴といたしましては、町道・府道ともに道路幅員が十分でないものが多く、すれ違いのスペースや歩行空間の確保といった、円滑で安全に通行する上での課題が存在するものと認識いたしております。

これら道路ネットワークの強化につきましては、本町が単独で実施するだけではなく、これまでも要望活動や意見交換等、大阪府と課題を共有し、施策や箇所づけの優先順位がある中でも、可能となる対策をお互いが検討し、講じていくことで、一体的に取り組んできたものと認識いたしております。

今後におきましても、抜本的な対策がなかなか難しい状況は変わらないと思われます。大阪府と課題をしっかり共有するとともに、可能な対策を検討し、実施していくという地道な努力を重なることで、改善を続けてまいる必要があるものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　ありがとうございます。

いろいろとありますが、何としても島本町として大きな課題となっております。この考え方を、最後に町長にも確認させていただきます。

山田町長　ＪＲ東海道本線桜井跨線橋が跨ぐ、大型の緊急車両が容易に通行できる幹線道路などにつきましては、桜井跨線橋を有する町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線の１路線となっておりますけれども、現時点におきましては、アクセスの強化のための新たな幹線道路整備につきましては、道路用地の確保が難しく、また、財政的な課題等から、現実的ではないものと考えております。

このことから、引き続き橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国からの交付金を活用しながら、既存ストックにおける適切な維持管理を行うとともに、災害時においても緊急交通路として活用できるよう努めてまいりたいと考えております。また、府道西京高槻線や柳谷島本線につきましても、幅員が狭い箇所が多数ございますことから、引き続き道路管理者である大阪府に道路拡幅について要望するとともに、連携強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　分かりました。

都市計画道路は、もともと大阪府の計画がありましたが、廃止になる際、災害においていろんな問題を踏まえまして、何とか覚書というか、覚悟を持って付帯決議を出していただき、答弁でも、本町単独でも造っていくというような覚悟を示していただいた経緯があります。

こういった経緯もまた踏まえまして、時間がないので、２番目に入ります。

「骨髄バンクドナー支援助成金制度の創設を！　No.２」です。

令和６年６月議会に、骨髄バンクドナー支援助成金制度の創設を求める一般質問を行いました。

当時、大阪府での骨髄バンクドナーを支援するための助成制度は実施されていませんでしたが、その後の状況を伺うとともに、自主的に実施されている府内の市町村の紹介をいただきました。この動向も、併せてお伺いいたします。

健康福祉部長　続きまして、２点目の「骨髄バンクドナー支援金制度の創設を！　No.２」のうち、「助成金のその後の状況」についてでございます。

大阪府制度では、現時点においても、骨髄バンクドナーを支援するための助成制度は実施されておりません。また、府内市町村の実施状況でございますが、直近で大阪府内自治体の各ホームページを確認したところ、ドナーへの助成を実施している自治体は、令和６年10月から開始の１団体を加えて、計19団体でございます。そのうち、ドナーのほか事業所への助成も実施している自治体は８団体でございます。

以上でございます。

伊集院議員　分かりました。

お聞きしている答弁では、１つ増えている自治体があるということは理解いたしました。１つ増えているところと、町長の当時の答弁は、動向を注視しながら検討していきたいということで、検討されたと思います。現在はどういう見解か、お伺いいたします。

健康福祉部長　令和６年10月から新たに開始されているのは、門真市でございます。

また、「現在における見解」についてでございます。

多くの地域で、多数のドナー登録者を確保していくには、国による制度化が効果的であり、望ましいものと考えており、国の予算化に向けた動向を注視してまいりましたが、令和７年度における厚生労働省の歳出概算予算要求において、ドナー助成制度の創設に係る予算は計上されておりません。しかしながら、骨髄移植等を必要とする患者を１人でも多く救うためには、骨髄等を提供するドナーが多数登録されていることが望ましく、登録の促進に向けた啓発やドナーを引き受けやすい環境づくりの取組が重要であるものと認識しております。

以上でございます。

伊集院議員　分かりました。今、国のほうも予算化の部分というのは国会の運用の中で、新たな施策などを組み込むようなお話がありますので、財政的な部分で予算化ができていない状況と理解しております。

ただ、前回でお話した、金額としても25万円以内、年間21万円ほどのおおよその算定でありましたので、ぜひ、町長、これを進めていただきたいと、最後に見解と意気込みをお聞きして、次の質問に入りたいと思います。

山田町長　多くの地域で多数のドナー登録者を確保していくには、登録の促進に向けた啓発やドナーを引き受けやすい環境づくりなどの取組が重要であるものと考えておりますことから、本町におきましても、府内の他の自治体を参考としながら、本町独自での助成制度の創設も含めまして、しっかりと検討を進める必要があるものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　ぜひとも、お願いしたいと思います。

３番、「各種性暴力に対して問うてきたその後の対策」。

令和３年12月議会での「わいせつ教員対策法の制定から島本町として」、また、令和４年６月議会での「困難な問題を抱える女性への支援　No.１」及び令和５年12月議会での「配偶者等からの暴力への対策強化について」を、一般質問として問うてきました。その後も、時間の範疇の中でお伺いしてまいりましたが、幅広くなります。聞いていきます。

困難な問題を抱える女性の支援に関する法律が令和４年に制定され、令和６年４月から施行されております。福祉、保健、労働、住宅、教育などをはじめ、いろんな分野が連携されなければならないことに、総合調整を図る体制が必要不可欠であり、幾つかの手法を添え見解を問いましたが、現行体制の中で、適切に連携調整を図り対応してまいりたいと答弁がありました。また、今後、国や大阪府の方針、計画を注視しながら、必要な連携について検討されたいと存じます。

改めて、本町としての縦のラインだけではなく、横のつながりも含め、幅広い事業にわたる困難な問題を抱える女性を支援するため体制を検討された、どのように見直しされたか、体制をお伺いいたします。

健康福祉部長　続きまして、３点目の「各種性暴力に対して問うてきたその後の対策」のうち、「困難な問題を抱える女性への支援体制」についてでございます。

令和６年度から、母子父子自立支援員の名称をひとり親家庭・女性支援員に改め、独り親だけでなく、ＤＶ被害者や困難な問題を抱える女性への支援も行うこととしております。また、これまで生活保護受給者への支援を行っていた就労支援員の役割を拡大し、生活保護に限らず、独り親や障害者等も含めた幅広い就労支援を行うよう変更しております。

相談支援では、以前より、女性相談は人権文化センターが実施し、ＤＶ等の相談は福

祉推進課が実施をしております。相談の中から見えてくる困窮・就労・教育・住宅等、様々な課題については、庁内各課の連携を図りながら、女性の自立の支援に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　今の答弁をいただいて、いち早く、結構、本町としては着手いただいていると感謝申し上げます。

具体が見えてまいりましたが、１点、日本版ＤＢＳも公布されております。２年ほどの猶予はありますが、この新たな改革の点においては、施行までの準備期間、それまでの部分より前、公布段階で可能となったものなどにおいては、現在、どのようにされているのか、お伺いするとともに、先ほどの答弁で言うと、こどもの性暴力被害などはどこの所属になるのか、お伺いいたします。

教育こども部長　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力の防止等のための措置に関する法律の公布に際して、「これまでの関連した取組」についてでございます。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力の防止等のための措置に関する法律、いわゆるこども性暴力防止法につきましては、令和６年６月26日に公布され、公布の日から起算して２年６か月を超えない範囲において施行されることとなっております。

今後、施行までの間、詳細な対応等に関するガイドライン等が整備される見込みとなっており、現時点で具体的な取組を行う段階には至っておりませんが、現時点で、子供を性犯罪から守るために教育委員会として取り組んできたことといたしまして、小中学校の講師を任用する際には、特定免許状失効者管理システムにより、令和５年４月１日から、児童生徒に性暴力等を行い、免許失効した者として登録されていないかを確認いたしております。また、幼稚園教諭の任用に当たりましても、同システムにおいて同様の確認を行っております。保育士の任用に対しましては、令和６年４月１日から、保育士特定登録取消者管理システムが運用開始されており、性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者でないか、確認の上、任用手続を行っております。

いずれにいたしましても、これらのシステムは、過去に児童生徒に対して性暴力等を行った者が、再び教壇や保育現場に立つことを防ぐための仕組みの１つとして制度化されたものであり、大変効果的な制度であると認識いたしております。

以上でございます。

総合政策部長　続きまして、私のほうから、こども性暴力防止に係る施策の所属について、御答弁申し上げます。

国においては、こども家庭庁をはじめ、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省等の関係省庁が連携し、こども性暴力防止に向けた総合的な対策を推進されております。これ

を受け、本町におきましては、まず、家庭における児童の性的虐待等については、健康福祉部こども家庭課において虐待通告への対応や相談支援、被害児童の保護等を総括的に担っております。次に、教職員等による性暴力の防止に係る研修や相談対応、性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援等については、教育こども部教育推進課が担っております。教育等の従事者に係る性犯罪前科の有無の確認については、その職種等に応じ、採用事務に携わる部所が担うものでございます。また、10代から20代を主な対象とする、４月の若年層の性暴力被害予防月間には、総合政策部人権文化センターが内閣府の組織と連携を図り、広報誌への啓発記事の掲載やポスター掲示等の取組を行っております。

以上のとおり、こども性暴力防止に係る施策には様々なものがございますが、それぞれの所管省庁や大阪府の関係部局との連携はもとより、必要な場面では庁内での連携を緊密に図りながら、被害防止等の取組を進めてまいります。

以上でございます。

伊集院議員　分かりました。

大阪府の、配偶者等からの暴力への対策強化のタイトルの中で伺いましたＤＶ被害、児童への面前ＤＶなどの対策強化と罰則化、公になりましたが、計画に盛り込むなどの確認もさせていただきました。

関係機関からの構成される協議会の法定化、この点、お聞きしましたが、都道府県には協議会を組織する努力義務が課せられたので、大阪府の動向を伺いましたが――令和５年12月の一般質問で、その際の答弁では、協議会について、現時点では具体的な動向は把握していないという答弁でした。この点について、その後、どうだったのか、お伺いいたします。

総合政策部長　大阪府では、現状、行政のほか、医師会や弁護士会などの関係団体や被害者支援団体で構成される大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークが組織されておりますが、お尋ねの協議会に関しましては、現時点で法改正を踏まえた新たな動きはないと聞き及んでおります。

以上でございます。

清水議長　時間を。

伊集院議員　はい。

その動きがないというのは、都道府県の努力義務なので、現時点では努力義務だからという意識なのか、もしくは現在のネットワーク組織――答弁にありました――これでまかなえるという解釈なのか、想定できれば、答弁求めます。

総合政策部長　大阪府の考え方につきましては、現時点では分かりかねるところではございますが、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークは、設置要綱では連絡会という位置づけであり、検討事項として、関係機関等の相互の連携や情報交換、そ

の他必要な事項と規定されております。そのため、国が都道府県に努力義務を課している法定協議会のように、構成メンバーに守秘義務が課され、議題に基づいて議論し、解決に結びつけるといった組織とは位置づけが異なるものと考えられます。そのため、引き続き大阪府の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　分かりました。

次に、当時、最後の質疑の時間が不足して紹介できなかった件がありますので、女性版骨太の方針2023において、性犯罪・性暴力対策の強化も進めていた中、内容を見る限り、基礎自治体で把握するのが難しいというところの中で、本町としては、相談などキャッチした内容をどういうふうにされているのか。大阪府の状況も含め、お伺いいたします。

健康福祉部長　性犯罪・性暴力対策においては、被害直後からの医療的支援、法律支援、相談を通じた心理的支援を総合的に行うワンストップ支援センターが大きな役割を占めております。大阪府内では、ワンストップ支援センターである「性暴力救援センター・ＳＡＣＨＩＣＯ」や急性期の医療的支援を行う協力医療機関などで構成する「性暴力被害者支援ネットワーク」がサポートを行っており、本町においてはこれまで事例はございませんが、ケースの状況により、緊急時には警察や医療機関への相談に同行する、また、性暴力救援センター・ＳＡＣＨＩＣＯにつなぐ等の支援を行ってまいります。

以上でございます。

伊集院議員　医療とのワンストップセンターでもあるＳＡＣＨＩＣＯ、大阪府内唯一の性暴力救済センターでありました。松原市に府内１か所、なかなか継続にしんどい中、今後のことも踏まえ、また、12月議会には島本町議会の皆様のお力もお借りして、みんなで団結しまして意見書も通しました。

その後、性暴力救済支援センターの見直しや、予算も１億円超えというふうな見通しがあると聞き及んでおります。このＳＡＣＨＩＣＯにおいて、一定の見直しを進められる状況になっておりますが、今後のスケジュールやワンストップ支援センターの見直しにおいて、内閣府の資料を参考にイメージが作成されておりますが、これの動きにおいて御存じか、お伺いいたします。

健康福祉部長　ワンストップ支援センターにつきましては、性犯罪・性暴力被害者への支援として、令和７年度中に大阪府住吉区にある大阪府こころの健康総合センター建物内に移転となり、複数の病院と連携する連携型に運営形態が見直されること、また、専門的なスキルを持った相談員やスーパーバイザーの増員や日中の初期診療を実施するための非常勤医師の確保等に係る費用が、大阪府の予算として計上されていることは把握をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員　分かりました。

予算計上の状況ですので、詳細の今後の部分は置いておきますが、基本的に私としての思い、医療とのワンストップにこだわってきたところがありますが、先ほどの答弁の中で複数の病院と連携する連携型、運営形態が見直されるというところですが、専門的に寄り添う方の増員においても今後は分からないのですが、具体にできるような考え方があるのか、そして、北摂において支援病院などがあるのかどうか、確認させていただきます。

健康福祉部長　協力医療機関につきましては、現在、大阪府内に10医療機関ございまして、ワンストップ支援センターである性暴力救援センター・ＳＡＣＨＩＣＯと連携して、性犯罪・性暴力に遭われた方の診療や証拠物の採取などの医療的支援に取り組んでおられるものと認識しており、北摂では、社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会吹田病院、社会医療法人愛仁会高槻病院がございます。

今後の実施手法といたしましては、既に協力医療機関となっていただいている医療機関と引き続き連携しながら、実施手法等を構築されるのではないかと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　答弁時間がもう間もなくなりますので、また常任委員会でも引き続きやってまいりたいと思います。

大阪府も今までより、町議会の皆さんのお力ももちまして、補助事業から大阪府の責務として実施していただけること……（質問時間終了のベル音）……、この成果において評価し、一般質問を終わりたいと存じます。

以上です。

清水議長　以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日２月28日午前10時から再開したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日２月28日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会とします。

長時間にわたり、御苦労さまでございました。

（午後４時59分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一 般 質 問

福 嶋 議 員　１．突然発生する自然災害に備えるために初動訓練の強化を
　　２．保育待機児童対策強化と幼稚園に満三歳からの受入れを
　　３．福祉ふれあいバス運行と地域公共交通

大久保議員　１．島本町の災害廃棄物仮置場について
　　２．島本町の災害時における防災力の強化について

戸 田 議 員　１．終末期に希望する医療と看取り
　　～人生会議の意義と普及啓発～
　　２．公益通報者保護制度のさらなる体制整備を
　　３．事業系一般ごみの排出抑制と魚あらの再利用促進

中 嶋 議 員　「東大寺公園にドッグランを！」

山 口 議 員　島本町新体育館等整備基本計画について

中 田 議 員　１．下水道の老朽化対策について
　　２．職員の時間外勤務について

永 山 議 員　１．医療的ケア児を支える体制を　～１８歳の壁を越える～
　　２．不登校児童や生徒に対する支援　～助成制度の創設を～
　　３．島本町の職員の職場におけるハラスメント防止要綱について

伊集院議員　１．第１１次交通安全基本計画について　Ｎｏ．２
　　２．骨髄バンクドナー支援助成金制度の創設を！　Ｎｏ．２
　　３．各種性暴力に対して問うてきたその後の対策

令和７年

島 本 町 議 会 ２ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 ２　 号

令 和 ７ 年 ２ 月２８日（金）

島本町議会２月定例会議　会議録（第２号）

年　月　日　　令和７年２月２８日（金）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１３人である。

１番	川嶋　玲子	２番	野口　日利美	３番	山口　博好
４番	中嶋　洵智	５番	大久保　孝幸	６番	福嶋　保雄
８番	中田　みどり	９番	東田　正樹	10番	平井　均
11番	伊集院　春美	12番	清水　貞治	13番	戸田　靖子
14番	永山　優子				

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	髙岸　信之	教育長	横山　寛
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	川畑　幸也	健康福祉部長	原山　郁子
都市創造部長	名越　誠治	上下水道部長	近藤　治彦	消防長	三浦　毅
教育こども部長	岡本　泰三	会計管理者	杣木　利徳		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長　多田　昌人　　書記　浦上　隆志　　書記　村田　健一

令和７年島本町議会２月定例会議議事日程

議事日程第２号

令和７年２月２８日（金）午前１０時開議

日程第１　第　１　号報告　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第２　第　２　号報告　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第３　第　２　号議案　動産の買入れについて

日程第４　第　３　号議案　町道路線の廃止及び認定について

日程第５　第　４　号議案　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第６　第　５　号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第７　第　６　号議案　島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

日程第８　第　７　号議案　島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第９　第　８　号議案　島本町下水道条例の一部改正について

日程第10　第　９　号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第８号）

第１０号議案　令和６年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

第１１号議案　令和６年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第１２号議案　令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第11　第１３号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第１４号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第１５号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について

第１６号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

第１７号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第１８号議案　島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について
第１９号議案　令和７年度島本町一般会計予算
第２０号議案　令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２１号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２２号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第２３号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算
第２４号議案　令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第２５号議案　令和７年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第２６号議案　令和７年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第２７号議案　令和７年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第２８号議案　令和７年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第２９号議案　令和７年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３０号議案　令和７年度島本町水道事業会計予算
第３１号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算
日程第12　第３２号議案　損害賠償の額を定めること及び和解について
第３３号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第９号）

（午前10時00分　開議）

清水議長　おはようございます。

昨日に引き続き、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第１、第１号報告　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

これより、本報告に対する質疑を行います。

戸田議員　第１号報告について、私より１点、お尋ねいたします。

日常生活において、いやが応でも、この個人番号というものに向き合わなくてはならないことに、私は個人的には大変やるせない思いでおります。

法改正により項ずれが生じるものとのことですが、この際、今回の法改正の内容について、住民にどのような影響があるかを含めて、概要を御説明ください。

総合政策部長　今回の法改正につきましては、マイナンバーカード機能の１つであります属性証明機能（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真の証明の機能）をスマートフォンへ搭載することを可能にするものでございます。その結果、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンで本人確認が行えるようになり、マイナンバーカード利用時の利便性の向上が図られるというものでございます。

以上でございます。

清水議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第１号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第２、第２号報告　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

これより、本報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第２号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第３、第２号議案　動産の買入れについてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第２号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第２号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第４、第３号議案　町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第３号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第３号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第５、第４号議案　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第４号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第４号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第６、第５号議案　特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員　第５号議案です。

報酬の支給制限に関する事項を定めるとのことですが、現状はどのようになっているのでしょうか。現状においても支給されていないと認識しております。

総合政策部長　現状につきましては、今回の改正案でお示ししておりますとおり、本町の特別職又は一般職の常勤の職員や町立学校に勤務する府費負担教職員が、本町の特別職・非常勤職員の職を兼ねるときは、週休日に――主に選挙の投票管理者として従事するような場合を除きまして、その特別職に係る報酬は支給しておらず、また、国や大阪府などの関係官公署の職員を委員として委嘱する場合にも、基本的には報酬は支給していない運用ですが、その運用の根拠となる規定は、明確にはないという状況でございます。

以上でございます。

戸田議員　運用の根拠とするため、今回、条例に定めることとされたのは、どういった理由があってのことでしょうか。

総合政策部長　現状の運用につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、現行の条例において、その運用の根拠となる規定が明確に定められていない一方で、他市の条例等においては、その規定を定めている団体もあることを今回確認いたしましたことから、その根拠となる報酬の支給制限に関する規定を本町の条例でも整備することで、より適切な運用を図るというものでございます。

以上でございます。

山口議員　報酬の支給制限で、第３条第２項でございますが、「特別職非常勤職員で関係官公署のうちから任命され、又は委嘱されているものについては、報酬を支給しないこ

とができる。」となっていますが、議案説明では、「報酬を支給しないものとする。」と、ただ、「相手方の状況に応じて、報酬を支給することも可能とするものである。」、この「相手方の状況」というのは、例えばどのようなものですか。

総合政策部長　「相手方の状況」というのは様々あろうかと思うんですが、国や大阪府など関係する官公署の職員を、いろんな形で本町の委員に委嘱している場合かございます。例えば、茨木保健所の職員であったり、大阪府の職員、防災関係であれば自衛隊とかあるわけですけども、通常は、自分の職務の範囲内で派遣をされるというようなことになろうかと思いますので、基本的には支給はないんですけども、元の国や大阪府など、自分と関係のないような職務に就かれるような場合、職務専念義務があるわけですけども、それの免除を受けて参加されるような場合には、支給することもできるというような解釈でございます。

以上でございます。

清水議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

戸田議員　私のほうから討論をさせていただきます。

報酬の支給制限について、一般の常勤の職員又は町立の学校に勤務する府費負担教職員が、本条例の適用を受ける特別職非常勤職員の職を兼ねるときに、受けるべき報酬を支給しないと規定するものです。

これまで運用によって支給していなかったものを条例で規定するものであり、また、他団体においても、そのような事例がよく見られることも確認しております。しかしながら、規定されていない団体もあるということです。同報酬は、もとより生計を維持する効果があるものではなく、また、現状からして支給しないことにより職務に影響を及ぼすものでもなく、また、「勤務時間以外の時間のみ従事する特別職非常勤職員の職務については、この限りではない。」とされていることから、特に問題があるようには思ってはおりません。

しかしながら、なぜか賛成することができかねた。それはおそらく、私たち議員が報酬に加えて審議会報酬を得ていることにあると、私の中では思います。どうもしっくりこない。同様に考えることができるのか、判断はできかねますが、「支給しない」と条

例で規定してしまうことには、やはり賛成できかねるという思いが強くありました。よって、本条例の改正については賛否を表明しない、現時点では、ちょっと判断しかねますので、賛否を表明しないこととさせていただきます。

以上です。

（戸田議員　自席から「何か間違いがありましたか」と発言）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

（午前10時13分　戸田議員　退席）

これより、採決を行います。

第５号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第５号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

（午前10時14分　戸田議員　出席）

清水議長　日程第７、第６号議案　島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第６号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第６号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第８、第７号議案　島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第７号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第７号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第９、第８号議案　島本町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第８号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第８号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10、第９号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算から、第12号議案　令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）までの４件を一括議題といたし

ます。

なお、本案４件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめ御了承願っておきます。

これより、本案４件に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第９号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第８号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第９号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第９号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第10号議案　令和６年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第10号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第10号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第11号議案　令和６年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第11号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第11号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第12号議案　令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第12号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11、第13号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、第31号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算までの19件を一括議題といたします。

それでは、これより第13号議案から第31号議案までの19件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

質疑は、人びとの新しい歩み、戸田議員の順で行います。

なお、本案19件を各常任委員会に付託し、審査することになっています。

今回の大綱質疑は、当初予算（骨格予算）及び関連議案に対する大綱的な質疑である

ことを踏まえ、質疑の内容が範囲を超えないよう、お願いしておきます。

それでは、最初に、人びとの新しい歩みの発言を許します。

中田議員（登壇）　2025年２月定例会議の大綱質疑を、人びとの新しい歩みを代表して行います。

１つ目、「新庁舎における文化情報コーナーの充実について」です。

円滑な行政情報へのアクセスは、住民自治の質の向上や住民との協働を実現する上で不可欠な要素です。庁舎の中で、その役割を担うのは文化・情報コーナーです。先日、拝見させていただいた新庁舎では、それに当たる場所は入口のすぐ横にあり、利便性がよくなると思われる一方で、空間が縮小されているようにも見えましたが、新庁舎においても、住民がこれまでどおり、また、これまで以上の量と質の情報を得ることができるようになっているのでしょうか、伺います。

職員のいる窓口と切り離された個室となっています。どんな情報が、どこあるか分からないとき、気軽に問い合せることができる環境も重要です。この部分はどのように担保されていくおつもりか、伺います。

２．「大阪関西万博への出店の事業効果はどのようにはかるのか」です。

２月半ばのある調査によると、「大阪・関西万博に行きたいと思うか」尋ねたところ、「行きたいとは思わない」が67％、「行きたいと思う」の16％を大きく上回っていたそうです。機運は高まるどころか、低下しています。大阪・関西万博に関しては、会場建設費が膨れ上がる一方で、チケットの前売りはいまだに目標の半分程度と伸び悩み、開催まで２か月を切った今も、一向に盛り上がる気配がありません。

１月臨時会議では、このような万博事業の停滞が本事業にどう影響するのか質疑しました。それに対し、開催日が夏休みで、その時期には多くの方々の来場が見込まれ、大きな影響はないと答弁されていましたが、狙ったとおりの効果が期待できるのか、懸念されます。町の魅力を国内外に発信し、知名度向上や観光誘客等につなげるということですが、その事業効果をどのように測る予定なのか、伺います。

３．「高齢者等の移動支援について」

福祉ふれあいバスは、本町の高齢者等の移動支援の要です。過去に目的の変更や増便等、利用拡充を行っていますが、第９期介護保険事業計画にも記載があるとおり、第８期計画期間中から、75歳以上の高齢者人口が急激に増えていることを踏まえれば、移動支援にはさらなる拡充が必須であると考えます。

現状、福祉ふれあいバスは高齢者等の移動支援として、住民のニーズに十分対応できているのでしょうか、認識を伺います。ニーズに沿った増便や停留所の設定、増設が必要ではないですか。

４．「建築物等の高さ制限に関する検討業務について」です。

町内には、既に多くのマンションが建ち並び、既存の住民からは落胆の声も多く聞か

れる中、３年目となる本検討業務です。２年目には、地権者、事業者、住民にアンケート調査を行っています。その中には、「本検討業務を知っているか」「新たな高さ制限の導入についてどう思うか」についての問いがありました。

対象者や地域別に、どのような傾向が見られましたか。また、これを受け、３年目の業務はどのように進めていくのか、スケジュールも含めて伺います。

５．「ゴミについて」

2025年度は、島本町一般廃棄物処理基本計画改定１年目となります。

計画に基づき、家庭ごみの分け方・出し方において、変更点はありますか。

２年目となる生ごみ処理機等補助金の予算が倍増しています。この数値的根拠について伺います。

６．「歴史文化資料館の利活用は展示機能との両立が必須」

歴史文化資料館の利活用業務について、現状の展示機能を別の場所に移すことを前提とした利活用検討には反対です。都市計画マスタープランに記載されている「歴史文化資料館などの歴史文化資源を観光の観点から生かした空間整備、活用を検討し、魅力ある中心市街地の形成に努める」という方針に反しているからです。資料保管の機能を残したとしても、展示機能がなくなれば資料館としての機能は大きく損なわれますし、そもそも、観光客はあの場所を資料館と認識できなくなるでしょう。ですから、カフェやコミュニティースペースを導入するとしても、都市計画マスタープランに沿った形、従った形で、すなわち、現在の資料展示と両立する形で行うべきです。

確認します。

「利活用」とありますが、現状、欠けている耐震性能や空調機能を整え、資料館としての機能は現状を維持するという選択肢も、当然残っているということでよいですか。

７．「不登校支援の拡充を」

文部科学省の最新の調査によると、全国の小中学校の不登校児童生徒は約34万人、11年連続で過去最多を更新しています。また、全国的に見ると、小中学校の不登校児童生徒のうち、４割近くが学校内外でのサポートを受けていないというデータもあります。

本町でも、不登校児童生徒は増加していますが、本町において、いずれの支援にもつながっていない児童生徒はいるのでしょうか。

学校という場所だけではない学びの多様化を踏まえれば、学校以外で学べる選択肢を充実させることも必要です。その際、家庭の経済格差によって子供の選択肢が狭められないよう、他自治体では民間フリースクールを利用する家庭に補助を行うなどして、財政的に支援しているところもあります。本町でも、検討すべきではないですか。

８．「テニスコートの整備方針は早急に示すべき」

老朽化が著しい東大寺公園テニスコートですが、新体育館整備に伴う水無瀬川緑地公園内での整備は見送られ、今後の対応について、再度検討されることとなりました。

これに当たり、今回、淀川河川公園のテニスコート利用料を補助することで、利用状況の検証を行う社会実験をするとのことですが、淀川河川敷テニスコートの利用低調の原因を探るためであれば、社会実験に当たり、併せて、対象者に、例えば、利用者の構成、年代、利用目的、施設に対する要望等についてのアンケート調査を実施することが必須と考えます。数字だけでは拾えない様々な課題やニーズが見えてくることが期待されるからです。社会実験に併せて、アンケート調査を実施されてはいかがでしょうか。

近隣市町村のテニスコート保有状況を見ると、本町の人口規模からすれば、最低でもテニスコートは２面あることが妥当であると考えます。一方、淀川河川敷のテニスコートは１面あるのみです。補助的に利用させていただくことがあったとしても、それ以外に町として、最低でも２面のテニスコートを整備することは必要です。この点、社会実験終了後、速やかに整備方針が示されるべきです。どのようにお考えか、伺います。

９．「ＰＦＡＳ検出状況とその傾向」

健康への影響が懸念される有機フッ素化合物ＰＦＡＳです。全国的な関心の高まりとともに、先日、ようやく水道法上で「水質基準」に格上げされる方針が示されました。それに先立ち、本町においては、既に数年前から原水や浄水でＰＦＡＳの検査を行っており、数年分とは言え、データが蓄積している状況であると思います。

現時点で、原水、浄水、河川水、離宮の水について、本町のＰＦＡＳ検出状況にどのような傾向が見られるか、伺います。併せて、新年度のＰＦＡＳ検査・調査の在り方と、新たに行われるＰＦＡＳ21種検査の概要について伺います。

10.「雨水について」

地球温暖化により、大雨の頻度や強度が増し、豪雨災害が激甚化・頻発化する中、内水氾濫対策の強化は、地球温暖化対策と併せて重要な課題です。

公共下水道雨水管理総合計画策定業務について、その概要及びどの管路が対象になるのか、伺います。

11.「高槻市との消防指令センターの共同運用について」

消防指令センターの高槻市との共同運用については、令和３年度から取り組まれていた事務です。消防業務は住民の生命・財産に直接かかわるものであり、本町のような小規模自治体においても、引き続き単独で消防本部を設置し、その在り方について住民が直接関与できる現行の体制が維持されるべきと考えます。そのため、消防通信指令業務の広域化への取組として、確実に事務を進める必要があります。

ここまでの両市町で行われた業務をあらためて確認するとともに、令和７年10月の共同運用開始までの業務スケジュールを伺います。

消防行政に係る広域連携のための勉強会は、継続的に行われているか、継続する中で明らかになった課題等があれば、伺います。

総合政策部長　それでは、人びとの新しい歩みを代表されての中田議員の大綱質疑に、御

答弁申し上げます。

１点目の「新庁舎における文化情報コーナーの充実について」のうち、「住民の方の情報の取得」についてでございます。

新庁舎建設に当たりましては、全庁的なペーパーレス化の推進を掲げ、延べ床面積の圧縮に取り組んできたところでございます。そのため、行政資料コーナーにつきましても、近年、資料の閲覧に係る利用は非常に低調であり、長年、閲覧されていない資料も多数見受けられる現状を踏まえ、新庁舎建設を機に整理を行いますが、来庁いただかなくても、町ホームページで必要な行政情報にアクセスしていただけるよう努めるなど、ペーパーレス化のメリットを生かしてまいりたいと考えております。

次に、「お問合せができる環境」についてでございます。

新庁舎の行政資料コーナーには内線電話を設置する予定であり、政策企画課はもとより、各資料の担当課に直接問合せがいただけるようにいたします。また、それに当たりましては、行政資料コーナーに設置する台帳において、担当課やどういった情報が配架されているのかを一覧で御確認いただけるよう、問合せする際の環境を整えたく考えております。

続きまして、２点目の「大阪関西万博への出店の事業効果はどのようにはかるのか」についてでございます。

大阪ウィークは、大阪43市町村の祭典と題して、府内の全自治体が参加し、大阪の地域の魅力を「みなはれ・やりなはれ・たべなはれ」の視点で国内外に発信する参加・体験型イベントであり、春・夏・秋の３期のうち、本町はＥＸＰＯメッセ内で開催されるコアイベントに参加する予定としております。出展は７月29日・30日の２日間で、「たべなはれ」のブース出展及びメッセ内のイベントステージでのパフォーマンスを予定しております。世界中の人々が来場され、島本町をＰＲできる、またとない機会であると捉え、十分に島本町の魅力をＰＲできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、当日はアンケートなどを紙で配布することはできないことから、事業効果の把握については、ステージイベントの観客数やブースへの来客者数のほか、ブースに掲示するＱＲコードからホームページへの誘導数、また、ウェブ上でアンケートに答えてもらうなどの検討をしてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、３点目の「高齢者等の移動支援について」のうち、「福祉ふれあいバスの高齢者の移動支援ニーズへの対応」についてでございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、できる限り町内をくまなくカバーする形で停留箇所を設置し、おおむねマイクロバスが運行できない地域を除いて、半径200～300メートルの範囲内に停留箇所がある状況でございます。また、コロナ禍の数年は利用者数が減少しておりましたが、現在はコロナ禍以前に近い利用者数となっており、本年に実施い

たしました乗降量調査においても、５日間で592人の乗車があり、駅や医療機関を含む公共施設等への外出に一定の役割を果たしており、高齢者等の外出の際の移動手段の１つとして定着しているものと考えております。

しかしながら、高齢者の移動支援に対するニーズにつきましては、外出の際の移動手段以外に、通院や買物に対するニーズなど様々でございます。これらのニーズに、福祉ふれあいバスが現時点で十分に対応できているかという点につきましては、課題があると考えております。

次に、「ニーズに沿った増便や停留箇所の設定、増設」についてでございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、ふれあいセンターを起点・終点とし、９時から17時22分までを運行時間としておりますが、道路状況等により到着が遅れる場合もございます。そのため、新たなルートや停留箇所を追加する余裕がない運行スケジュールとなっており、１台で町内を広くカバーする形での運行であるため、現時点では１日のルートと停留箇所を増やすことは困難な状況でございます。また、バスの増便などの運行拡充などにつきましては、財政的な負担が大きいことや、民間交通事業者に対する圧迫とならないよう各交通事業者と地域交通の観点からの調整が必要であるなどの課題がございます。

議員御指摘のとおり、高齢者の中でも75歳以上の方が急激に増えている状況があり、その後、85歳以上に移行していく状況になると想定しております。また、独り暮らしの高齢者も増えてきていることから、高齢者の移動手段の確保は今以上に大きな課題になってくるものと考えており、その手段の１つである福祉ふれあいバスにつきましても、今後、ルート変更等を検討していく必要があると考えておりますが、その場合、現在、ふれあいバスを利用されている方も含めた、75歳以上、85歳以上の高齢者の割合や、公共施設・駅や医療機関のアクセス状況とそのニーズなど、地域の公共交通としての側面を踏まえつつ、議論・検討していく必要があると考えております。

私からは、以上でございます。

都市創造部長　続きまして、４点目の「建築物等の高さ制限に関する検討業務について」でございます。

まず、建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務における「アンケート調査結果」につきましては、現在、取りまとめ作業を実施しているため、現時点での内容について、御答弁申し上げます。

本業務の認知度といたしましては、事業者アンケートでは半数程度、地権者アンケートでは３割程度、住民アンケートでは、阪急京都線より山側の地域では４分の１程度、阪急京都線より淀川側の地域では２割程度の方が、「本業務を知っている」との御回答をいただいております。また、新たな高さ制限の導入につきましては、住民アンケートでは、阪急京都線より淀川側の地域にお住まいの３分の２程度の方が「導入すべき」と

いう御回答をいただいており、それ以外にお住まいの地域の方は、「導入すべき」との御回答が４分の３程度を占めております。

次に、「令和７年度のスケジュール」につきましては、令和６年度に実施いたしましたアンケート調査に加え、住民の皆様の御意見をお伺いする場として、ワークショップの実施を予定いたしております。ワークショップ実施の後、これまでの業務で検討を行ってまいりました内容についてパブリックコメントを実施し、いただいた御意見を踏まえながら、地域ごとにおける新たな高さ制限導入の是非も含め、適正な高さ規定の方針案等を作成する予定でございます。

続きまして、５点目の「ゴミについて」のうち、「家庭ごみの分け方・出し方の変更点」についてでございます。

令和３年度に改定し、地域の皆様に配布しております「家庭ごみの分け方・出し方」のリーフレットにつきましては、現在、改訂事務を進めております一般廃棄物処理基本計画の内容を反映させるために、当該リーフレットの記載内容の変更を予定いたしております。具体的には、現在、地域の皆様には、菓子箱や包み紙、ティッシュペーパーの箱、レシートなどの雑紙については、可燃ごみで出していただくよう周知しておりますが、今後は、可燃ごみの減量化を図るために再資源化を行うべく、資源ごみとして出していただくよう、記載内容の変更を行う予定をいたしております。

次に、「生ごみ処理機等補助金」についてでございます。

生ごみ処理機等補助金の令和６年度の実績といたしましては20万円となっており、補助金申請の受付開始直後の約１か月で予算額に達し、その後も地域の皆様から多くの問合せをいただいておりました。このことから、当該補助金のニーズは高く、令和７年度も当該制度の交付を継続することと併せて、ごみ減量に対する地域の皆様の意識向上を図ることで、ごみ減量化につなげてまいりたいと考えております。このことを踏まえ、令和７年度については、令和６年度の問合せ状況等を鑑み、予算規模を40万円に拡充したものでございます。

続きまして、６点目の「歴史文化資料館の利活用は展示機能との両立が必須」のうち、「資料館としての機能」についてでございます。

令和６年度及び令和７年度にかけて、歴史文化資料館の利活用を市場調査し、検討している段階であり、検討結果を踏まえて、今後の方向性を決定させていただくことなりますので、現時点では選択肢の１つとして、資料館としての機能を原状維持するという可能性もございます。

なお、移設の是非や移設先、あるいは移設する文化財の種類など、それらの内容については、全庁的な協議の下、様々なメリットやデメリットを町として総合的に判断した上で決定いたしますが、令和６年２月に実施したアンケート調査の結果では、島本駅東側周辺が、「緑が豊かで自然に触れられるエリア」や「歴史や文化に触れられるエリア」

「商業機能が充実し、町外からの来訪者も訪れるエリア」を希望される声が多く、歴史文化資料館の今後の利活用につきましては、「カフェや喫茶店など軽食を楽しめる場所」「イベントをこれまで以上に楽しめる場所」などを求める御意見も多くいただきました。

このような状況の中、現在、これまでの議論を踏まえ、島本町立歴史文化資料館等の利活用に関するサウンディング型市場調査を実施しており、歴史文化資料館に新たな民間活力の導入が可能と判断した際は、歴史文化資料のより適切な展示機能を有する別の場所に移設することを想定いたしております。

続きまして、９点目の「ＰＦＡＳ検出状況とその傾向」のうち、「河川水、離宮の水」についてでございます。

河川水については、新水無瀬橋・新川・水無瀬川の名神高速道路高架下、水無瀬川上流に位置する尺代地区の４地点で、また、離宮の水については保存会において測定を実施しております。河川水及び離宮の水ともに、令和５年度からＰＦＯＡ及びＰＦＡＳの２項目の検査を実施しており、河川水については、新川と新水無瀬橋の２地点で測定いたしております。

検査結果といたしましては、新川の測定値については6.5ナノグラム、新水無瀬橋の測定値については12ナノグラム、離宮の水につきましては測定値が11ナノグラムであり、いずれも基準値である50ナノグラムを下回っており、基準値内となっております。

なお、令和６年度については、現時点におきまして検査結果が出ておらず、傾向については把握できておりませんが、令和７年度も引き続き、国の方針等を踏まえつつ、継続的に検査を行ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分につきまして、御答弁申し上げます。

７点目の「不登校支援の拡充を」のうち、「いずれの支援にもつながっていない児童生徒」についてでございます。

大阪府による令和６年度長期欠席者・不登校児童生徒数及び安全確認調査における本町の令和６年12月時点の結果では、各校の年間30日以上欠席している不登校の児童生徒のうち、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、また、フリースクール等の学校内外の機関等とのつながりがない児童生徒はおりません。

次に、「民間のフリースクールを利用する家庭への財政的支援」についてでございます。

本町において連携したフリースクール等の民間施設につきましては、費用負担を伴う施設がほとんどであり、家庭の経済的負担が生じていることについては認識いたしております。本町といたしましては、保護者の要望に応じて、民間のフリースクールに通う際に利用する交通機関の学割定期が発行できるような配慮を行っておりますが、今後、民間のフリースクールに通う家庭への財政支援につきましては、経済的な負担に対する

各家庭の支援ニーズや大阪府内の他自治体の状況等について、調査・研究してまいりたいと考えております。

続きまして、８点目の「テニスコートの整備方針は早急に示すべき」のうち、「事業アンケート」についてでございます。

町内には、国の淀川河川公園のテニスコートがありますが、本町の東大寺公園テニスコートとの利用料金に大きな差があることもあって、利用は低調であり、利用されれば町内のテニス需要を一定満たす可能性があるため、今後の検討を行うに当たり、その原因を探る必要がございます。そこで、社会実験として、期間を限定した上で、本町の東大寺公園テニスコートと淀川河川公園テニスコートとの利用料金の差額を補助し、利用状況の検証を行うことといたしております。

なお、詳細な制度設計は、今後、さらに検討してまいりますが、利用者は通常どおり淀川河川公園テニスコートを使用し、利用料金を支払った後に、本町に使用料との差額分を請求していただき、補助金を交付するような方法を考えております。

また、事業についてアンケート調査につきましては、成果や課題を把握するために必要なものと認識しており、実施方法や内容等を、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、「２面のテニスコートを整備すべき」についてでございます。

現在、策定中の島本町新体育館等整備基本計画において、東大寺公園テニスコートの移転・整備の可能性について検討した結果、駐車場確保の必要性などから、整備検討区域内にテニスコートを移転整備することは難しいとの判断に至り、今後、検討することといたしております。

住民の皆様に御利用いただくことのできる町内テニスコートといたしましては、本町が管理するものとして東大寺公園に２面及び第二中学校に１面、また、国土交通省が管理するものとして淀川河川公園に１面ございます。そして、民間の管理するものとして、桜井にフットサル場を兼ねたテニスコートが１面ございます。なお、尺代の阪急阪神ホールディングスの管理するテニスコートにつきましては、協定により毎月８のつく日を住民に開放しておりましたが、施設の老朽化により使用できない状態となっているため、閉鎖されたと聞き及んでおります。

このように、町内には町立であるかどうかにかかわらず、複数テニスコートがございますが、総量的な観点も含め、必要なテニスコート数を確保していく必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、今般の水無瀬川緑地公園内での整備については、体育館とプールの整備を行うといたしておりますが、東大寺公園テニスコートについては、老朽化が著しく、早期の対応が求められていることからも、今後の対応策については、できるだけ速やかに一定の方向性を示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

上下水道部長　続きまして、上下水道部所管分につきまして、御答弁申し上げます。

９点目の「ＰＦＡＳ検出状況とその傾向」についてでございます。

有機フッ素化合物ＰＦＡＳのこれまでの水質検査の状況につきましては、令和３年度に自己水源であります７井の原水を、令和５年度には大藪浄水場の浄水及び大沢特設水道浄水場の浄水につきまして、実施いたしました。また、令和６年度には７井の原水と大藪浄水場の浄水、大沢特設水道浄水場の浄水と吉峰川の原水について、ＰＦＯＳとＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳの水質検査を実施いたしております。

検査結果につきましては、大沢特設水道浄水場では、原水に含まれるＰＦＯＳとＰＦＯＡの合算値で16ナノグラムが検出されましたが、浄水では０ナノグラムとの結果となっております。大藪浄水場では、令和３年度と令和６年度の原水に含まれるＰＦＯＳとＰＦＯＡについて、合算値で最小が10ナノグラムで、最大が20ナノグラム、平均が14ナノグラムとの結果となっており、ＰＦＨｘＳは０となっております。７井につきましては、２か年とも各井戸での数値に大きな変動はなく、合算値で最小が10ナノグラムで、最大が20ナノグラム、平均が14ナノグラムとの結果となっております。浄水では、令和５年度と令和６年度の平均値は14ナノグラムでした。傾向につきましては、水無瀬川の伏流水を主な原水としております井戸につきましては、検出状況が低い結果となっております。

新年度の水質検査体制につきましては、令和６年度と同様に、市町村水道水質共同検査を実施するとともに、令和７年度から大阪健康安全基盤研究所におきまして、ＰＦＡＳ21種の検査の受入れが可能となりましたので、水質に含まれる可能性のあるＰＦＡＳについて検査を行う予定でございます。

概要につきましては、大きく２つに分類され、主な用途といたしまして、半導体用反射防止剤や泡消火薬剤等に含まれるスルホン酸としてＰＦＯＳとＰＦＨｘＳを含む８種類及びフッ素ポリマー加工助剤や界面活性剤等に含まれるカルボン酸としてＰＦＯＡを含む13種類でございます。

次に、10点目の「雨水について」でございます。

公共下水道雨水管理総合計画策定業務の概要につきましては、浸水対策を実施すべき地域につきまして、地形や地勢及び河川水路等の状況を勘案し、費用対効果による施設整備の方針を定めまして、優先順位による効率的な浸水対策事業の実施に向けて策定するものでございます。

水路改修等の対象範囲につきましては、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の接続点２－６から２－10で、５つの排水区域を設定しており、約30水路が対象となっております。

なお、主な幹線水路につきましては、柳川雨水幹線外２幹線のバイパス管や新幹線西

側水路及び溝田水路などを予定いたしております。

私からは、以上です。

消 防 長　続きまして、消防本部所管分につきまして、御答弁申し上げます。

11点目の「高槻市との消防指令センターの共同運用について」のうち、「スケジュール」についてでございます。

消防行政に係る広域連携の協議は、これまでの協力関係を基礎として、今後一層の連携強化を図りたく、令和２年12月11日付で、島本町長から高槻市長に対しまして、消防行政に係る広域連携の協議について申入れをいたしました。令和３年８月には、高槻市島本町広域行政勉強会を開催するとともに、高槻市・島本町広域行政勉強会ワーキンググループを設置して調査・検討等を重ね、令和４年１月に、高槻市・島本町広域行政勉強会　事業連携ワーキンググループ報告書を取りまとめました。

その後、令和４年10月には、高槻市、島本町の両議会の議決を得て、地方自治法に基づく高槻市島本町消防指令事務協議会を設置し、令和７年４月から、高槻市消防本部に新指令システムの設置・構築がスタートし、10月の高槻市島本町消防指令センター運用開始を目標に整備に努めているところでございます。また、運用開始後、令和７年度中に既存設備の撤去を行うものでございます。

次に、「消防行政に係る広域連携のための勉強会」についてでございます。

勉強会につきましては終了しており、先ほど御答弁いたしましたとおり、令和４年10月に設置しました高槻市島本町消防指令事務協議会に、両市町の消防職員で構成する高槻市島本町消防指令事務協議会幹事会を設置し、広域連携の課題や消防指令センターの整備に向けた取組について協議・検討を重ねております。なお、現在のところ、特に課題なく取り組めているものと考えております。

以上でございます。

中田議員　再質問をします。

「歴史文化資料館の利活用」についてです。

都市計画マスタープランに沿ってやるならば、利活用とともに展示機能を維持するという選択肢もあると思うのですが、御答弁からは、それを排除するように聞こえたのですが、なぜ、それを排除するのか、伺います。それから、「民間活力の導入」ということを言われていますが、具体的には何なのか。歴史文化の観光に資するような民間活力の導入を行うのですから、展示の質を高めるために民間活力を導入するという意味だと思うのですが、そうでないなら何なのか、御説明ください。

そして、「テニスコート」についてです。

町立でないテニスコートを含め総量的な観点で数を確保していくということですが、それは他の自治体が持っている平均的な数、本町で言えば２面よりも多くのテニスコートを整備するときに、初めて出てくる議論であるべきです。現状、そのミニマム２面の

更新の方針さえ不確かな状況なのですから、検討に際しては、まずは町立以外を総量として含めない、町立のテニスコートの整備方針を示すことを優先すべきではないですか、伺います。

都市創造部長　まず、「歴史文化資料館における展示機能の維持について」でございます。

現在、実施しております島本町立歴史文化資料館等の利活用に関するサウンディング型市場調査は、民間との対話を通じて資料館の利活用の可能性を調査するものであり、現時点で展示機能の移設などを想定しているものの、にぎわいづくり創出の機能と共存するような展示に関する機能維持の可能性を排除はしておらず、多様な可能性を調査している段階でございます。

都市計画マスタープランには、「阪急水無瀬駅周辺とＪＲ島本駅周辺及びそれらを結ぶ沿道一帯については、商業・サービス・観光・交流などの都市機能の充実を図り、にぎわいの創出に努めるエリアであり、歴史文化資源を観光の観点から生かした空間整備、活用など、魅力ある中心市街地の形成に努める。」と記載いたしており、本調査は、その目的の１つの手法として、民間活力の導入を検討しているところであります。また、島本町公共施設総合管理計画においても、歴史文化資料館を「まちのにぎわいづくりに資する活用を検討します。」と明記しております。本町の玄関口に位置する施設であり、全庁的な議論の下、様々なメリットやデメリットを町として総合的に議論し、継続的に検討を進めております。

続きまして、「具体的な機能について」でございます。

サウンディング型市場調査の結果等を踏まえて、今後、議論を進めていく予定といたしており、商業・サービス・観光・交流など多様な都市機能の充実を含めて、にぎわい創出を検討していることから、現時点においては、展示の質を高めるための民間活力の導入を前提としたものではございません。資料の展示を行いながら、にぎわいの創出になる場合は、展示機能を現施設内に有することも可能性の１つであり、限られた財源や職員の中で、民間事業者が主体となり、登録有形文化財である当該建築物を最大限利活用することが、より一層のにぎわいの創出に資すると判断した場合などは、既存の展示機能を別の施設へ移転する可能性もございます。

今後、幅広い可能性の中から、総合的な観点で判断できるよう、当該施設の利活用について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長　本町内には、町立であるかどうかにかかわらず複数のテニスコートがございますが、それらを有効に御利用していただくことが、住民の皆様にとっても選択肢が増えることになり、望ましいと考えております。

町立として整備所有するテニスコート数について、最低限２面を確保するという方針を示すべきとの考えにつきましては、本町としては、限られた予算の中でできる限りの

対応をしてまいりたいと考えておりますが、現時点ではお示しできる段階にはなく、できるだけ速やかに、東大寺公園テニスコートの今後の対応方策について総合的に判断し、一定の方向性をお示ししたいと考えております。

以上でございます。

清水議長　委員会を控えているので、大綱的な範囲でお願いしておきます。

中田議員　歴史文化資料館について、再度問います。町の玄関口の今後の方向性に係る大きな問題だと思っておりますので、その大枠の部分で伺います。

先ほどの御答弁からすると、歴史文化よりもにぎわいの創出を優先しているように聞こえました。歴史文化に基づく観光を振興するに当たって、その考え方は順序が違うのではないでしょうか。この点についてだけ、伺っておきます。

都市創造部長　歴史文化に基づく観光振興の捉え方についての御指摘でございます。

これまでも歴史文化資料館の展示機能を維持しつつ、様々な文化財の企画展示を行い、施設内や前庭にて各種イベント等を実施するなど、歴史文化資源を生かした観光振興に取り組んでまいりました。しかしながら、長年にわたる各種取組において、一定の成果がありつつも、駅前の活性化といった観点からは依然として課題を抱えている中で、当該施設が中心市街地ゾーンにおけるにぎわい創出のポテンシャルを有していることからも、本事業におきましては、これらの課題解決を目指す必要があるため、にぎわいの創出を目的に、さらなる利活用の可能性を追求すべく、これらの視点に一定比重を置いて検討を進めているものでございます。

いずれにいたしましても、当該事業の結果と併せて、これまで取り組んでまいりました資料の展示環境の向上をはじめとする歴史文化保全の取組についても、よりよい環境づくりが必要と考えており、様々な議論を行った上で、町として総合的に判断し、当該施設の利活用を検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

清水議長　以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時06分～午前11時25分まで休憩）

清水議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員（登壇）　2025年（令和７年）２月定例会議、これより、今任期最後の大綱質疑を、会派に所属しない議員として行います、

1990年代以降、日本は規制緩和や構造改革により企業間の競争が活発になれば経済が活性化するという考えに基づき、新自由的な政策へと転換していきました。結果はどうでしょう。バブル崩壊後、回復に向けて新たな挑戦が求められている時代に、解決方法をコストカットに依存しました。中でも、雇用の不安定化が社会にもたらした影響、将

来への影響は取り返しのつかない深刻なものです。臨時的任用職員の人件費を物件費として予算計上するなど、人を人として扱わない非人道的な考え方がなされていたことも、記憶に新しいところです。

民間でできることは民間でと、事業の民営化や民間委託を推し進め、それは派遣事業による雇用にまで及んでいます。自治体消滅論で危機感をあおり、社会課題の根本的な原因を人口動向に求め、地域人口ビジョンの策定や地域戦略立案を基礎自治体に課してきました。ふるさと納税は、納税義務と寄附文化の本質を歪めるにとどまらず、貴重な税を、手数料として民間に手渡しています。「地方分権」とは名ばかり、公共公益のために力を尽くす職員の心が折れないかと、心を痛めることもしばしばでございました。

教育の無償化の議論が国政で展開されていますが、小中学校の現場で教師が抱えている課題を思えば、また、施設の老朽化を思えば、まずはここに予算を費やすことこそが日本の未来を明るくするのではないかという思いを、日々、強くしております。次の時代をどう生きるのか、どういう政治を選択していくのか、今、全ての国民、そして島本町民が問われていると思います。

これより、通告に従って、順次問うてまいります。

「令和７年度の骨格予算編成の基本方針を問う」。

新庁舎移転にかかる費用、学校教育施設の長寿命化と防犯対策、消防指令センター整備事業負担など、大きな歳出増を抱えての予算編成となっており、約25億円の積立基金を取り崩しての骨格予算です。各課から出された要求の調整に苦慮されたと拝察します。

このことは、改選後の肉づけ予算にどのように影響すると考えればよいでしょう。骨格予算編成における基本的な考え方と調整について、御説明ください。

令和６年人事院勧告に準じて行う改正により、恒常的な歳出増となる人件費の増額について、令和７年度の見込み影響額と今後の町政にもたらす影響について、お考えをお示しください。

2)点目、「情報システムに係る業務委託の適正化を」。

多くのシステム改修費が恒常的な負担になっています。情報システム関連の契約については、外部事業者の専門的な視点を生かした分析と適正化が必要と考えます。歴史的にノウハウが積み上げられてきた建設土木工事等に係る契約に比べ、情報システム関連の契約には多くの課題が残されています。

使用料・賃借料に係る契約書・仕様書を見直す支援を外部事業者に委託し、そのノウハウの提供を得ようとしておられる自治体が兵庫県にございます。本来的には、国・府県レベルで取り組むべき重要課題であるかと思いますが、本町においても、適正化は避けて通れない課題ではないかと考えます。お考えをお示しください。

ガバメントクラウド活用に係る標準準拠システムへの移行に、多額の費用が計上されています。政府は、米国クラウド法に基づく要請への対策を取っているのでしょうか。

アメリカの管轄権に服する企業のサービスを使用している場合、日本人の個人情報が海外に流出するのではないか。この点、どのようになっているのでしょう。為替の影響でコスト削減効果は薄れ、情報漏洩の懸念だけが残されているのではないかと危惧します。

3)「コンパクトシティは都市のダイエット・体質改善です」。

コンパクトシティの定義は、曖昧かつ多様で、万人共通の理解として定まったものではありません。鉄道駅周辺への集約と高層化をコンパクトシティと考える発想は、中心市街地活性化における一極集中との混同による誤解と考えます。

私は、中長期的な都市の体質改善により、持続可能なまちづくりを目指すことこそがコンパクトシティと考え、そのための手法として、景観計画、建築物の高さ制限、立地適正化計画が有効であることを訴えてまいりました。

立地適正化計画は、人口増に対応する従前の都市計画ではなく、人口減少後の人口密度の維持を主眼において面的に誘導していく計画です。一方、建築物等の適切な高さ規定は、まちの空間を空に向かって無秩序に広げていくことを法的に抑制するものです。いずれも街区の秩序や暮らしやすさを保ちながら、全体として、自治体規模にふさわしい人口規模に誘導していくものと考えます。

建築物等の適正な高さ規定につき、令和７年度の検討業務の具体的なスケジュール、年度末の到達目標について、お示しください。

令和６年度の各種アンケート調査を踏まえて、新たな課題と認識されたことはあるでしょうか。また、事業所の意向調査により明らかになったことがあるようでしたら、お示しください。

4)点目、「高槻市・島本町共同消防指令センターによる広域行政」。

両市町の調印が実現して以来、数年にわたり協議を進めてこられました。これまでの経緯と令和７年度のスケジュールについて、御説明ください。

高槻市・島本町広域行政勉強会　事業連携ワーキング報告書において、共同運用を10年間実施した場合の財政効果を、高槻市：約６億9,000万円、島本町：約６億円と見込んでおられました。財政規模・人口規模からすれば、本町の財政的効果は、率にして高槻市のおよそ10倍です。令和７年度の両市町の費用負担を予算ベースでお示しいただき、その積算根拠についても、御説明ください。

共同消防指令センターは、本町が単独で行うことが事実上不可能な消防・救命・救急活動を可能にするものと期待しております。どのような効果が得られるのか、仕様書に基づき御説明ください。

5)「水道水の安全安心と安定した供給のために」。

広瀬取水井の新設工事の最終年度を迎え、水道事業認可変更申請書を作成されます。新たな取水の許可申請ですから、その重要性は理解しているつもりですが、業務委託料は1,400万円と、極めて高額です。

一般論として、こういった申請に係る図書の委託業務の予算額の積算根拠は、どのように見積もられるものなのでしょう。積算根拠について御説明ください。また、中央監視テレメーター装置の専用回線の更新工事につき、その必要性と、広瀬取水井新設との関連性について、御説明ください。

能登半島地震で課題が明らかになった管の耐震化を、さらに積極的に進めていくことになるのでしょうか。老朽配水管布設替工事の工事請負費が２億3,100万円と、かなりの額になっています。対象地区等、入札・発注、工事工程について、概要、御説明ください。

最後になります。

6)点目、「山崎ポンプ場雨水ポンプ増設と桜井地区の下水道敷設」。

山崎ポンプ場雨水ポンプ増設につき、第３ポンプを新たに設置することによって得られる効果について、周辺水路の機能拡充や自家発電機能拡充との関連を含めて、改めて御説明ください。

令和７年度の工事の委託料は２億5,500万円ですが、期間を令和７年度から９年度、限度額を16億1,400万円として債務負担行為を設定されています。今後の工事工程、スケジュール、財源の確保につき、現時点での見通しを御説明ください。

流域関連公共下水道事業計画変更認可図書作成業務と管更生実施設計業務について、御説明ください。流域関連公共下水道事業計画変更認可図書作成業務については、おそらく桜井地区の下水道敷設に係るものと認識しますが、当該地区を市街化区域に編入することなく敷設することとなった経緯と都市計画税の公平性について、御説明ください。

以上、よろしくお願いいたします。

総務部長　それでは、戸田議員の大綱質疑に御答弁申し上げます。

1)点目の「令和７年度の骨格予算編成の基本方針を問う」のうち、「骨格予算編成における基本的な考え方」についてでございます。

令和７年度予算におきましては、町長の改選期に当たることから、経常的経費のほか、債務負担行為を設定するなどあらかじめ計画的に事業を行っているもの、建設事業のうち既に実施設計を終えているものに係る経費等、新しく施策的判断を要しないものを中心に予算を編成しており、令和７年４月に執行の町長及び町議会議員選挙後に、改めて肉づけ予算となる補正予算を提出するものでございます。

議員御指摘のとおり、令和７年度当初予算は約25億円の基金を取り崩す予算となっており、引き続き、個々の事業の必要性、費用対効果などを十分に勘案し、予算の編成に取り組んでいく必要があるものと考えております。

次に、「人件費増額が今後の町政に及ぼす影響」についてでございます。

令和６年人事院勧告に準じて行う改定による影響額は、概算になりますが、一般会計で申しますと、令和６年度当初予算からの増額分約３億円のうち、大部分に当たる額が

当該改定によるものでございます。

なお、人事院勧告に準じた人件費の増減については、理論上、普通交付税によって措置されることとなっており、国も、来年度の地方財政計画では給与改定分を措置したと説明しております。ただし、普通交付税の算定上、実際の人件費の措置額については測定することは困難であり、引き続き、今後の状況を見極める必要があると認識しております。

以上でございます。

総合政策部長　続きまして、2)点目の「情報システムに係る業務委託の適正化を」のうち、「情報システム関連の契約に係る課題」についてでございます。

自治体の情報システム関係経費につきましては、これまで開発ベンダーしか対応ができない状態、いわゆるベンダーロックインとなって随意契約となり、価格競争が起こらないことが課題となっておりましたが、現在、移行に向けた事務を進めております自治体情報システムの標準化により、この点については、一定の解決が図られていくものと期待しているところでございます。

御紹介いただきました、外部事業者に使用料・賃借料に係る契約書や仕様書を見直す支援を委託することにつきましては、先行して取り組まれている西宮市の議事録を拝見したところ、情報システム関連の費用の効果額は約130万円で、そのうち50％は成果連動支払額として事業者に支払うこととなり、予算規模で比較すると、本町ではあまり大きな効果が期待できないのではないかと考えております。しかしながら、事例が少ない新たな取組でありますことから、先行して取り組まれている自治体における実績や効果などについては、引き続き、調査してまいりたいと考えております。

なお、本町におけるデジタル関連の契約等につきましては、近年、事務職の社会人経験枠にデジタルコースを設け、デジタルに精通した職員を採用しており、システム導入や改修の際には、行革デジタル推進課の職員が事前相談に応じるとともに、仕様内容や見積額を精査し、システム関連費用の節減に努めているところでございます。

次に、「標準準拠システムへの移行」についてでございます。

ガバメントクラウドにつきましては、政府が事業者を調達する要件として、準拠法は日本法、国際裁判管轄は東京地方裁判所とし、データの保存場所も日本国内としており、現在、デジタル庁のガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスに認定されているのは、Ａｍａｚｏｎ、Ｇｏｏｇｌｅ、Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ、Ｏｒａｃｌｅ、さくらインターネットの５社のクラウドサービスです。うち、本町を含め多くの団体がＡｍａｚｏｎ社のＡｍａｚｏｎ　Ｗｅｂ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓを利用すると聞き及んでおります。

過去の国会答弁によりますと、米国のクラウド法は、米国政府に無制限のアクセスを認めるものではなく、犯罪捜査という極めて限定された場合において、裁判所の令状等に基づく手続により、米国の管轄にあるクラウドサービス事業者に対して開示請求が行

われるものであり、一般の行政事務の遂行に係るシステムを利用対象としているガバメントクラウドについては、そもそも、当該データ提供の要請が行われることは想定し難く、また、その上で万が一米国のクラウド法に基づく要請があった場合には、クラウドサービス事業者からデータの所有者である日本国政府に通知が行われ、外国主権免除法に基づく主権免除の適用を米国に求めることで、開示が行われないものと考えているところでございます。

なお、ガバメントクラウドの利用に当たりましては、地方公共団体が管理するストレージやデータベース内のデータは、個別領域固有の暗号鍵を地方公共団体もしくは同団体から業務委託されたガバメントクラウド運用管理補助者が管理し、同鍵を用いて暗号化することとなっており、仮に誰かがデータを取得したとしても、その内容を読み取ることができない措置が講じられております。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、適切に移行事務を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

都市創造部長　続きまして、3)点目の「コンパクトシティは都市のダイエット・体質改善です」のうち、「建築物の適切な高さ規定」についてでございます。

令和７年度におきましては、令和６年度に実施いたしましたアンケート調査に加え、住民の皆様の御意見をお伺いする場としてワークショップの実施を予定いたしております。ワークショップ実施の後、これまでの業務で検討を行ってまいりました内容についてパブリックコメントを実施し、いただいた御意見を踏まえながら、地域ごとにおける新たな高さ制限導入の是非も含め、適正な高さ規定の方針を示した方針案等を作成する予定でございます。

次に、「アンケート調査から見えた課題」についてでございます。

建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務におけるアンケート調査結果につきましては、現在、取りまとめ作業を実施しているため、現時点で判明している内容について、御答弁申し上げます。

まず、前提として、これまでの検討業務においては、上位・関連計画の整理や事例調査等を踏まえ、新たな高さ規制の導入に向けた課題として、「地域の特性に応じた地域分けの検討の必要性」「空間的要素と人的要素の総合的な把握・検討の必要性」「政策目的の更なる明確化」「『高さ』に係る多面的な観点からの詳細な検討の必要性」の４点を、課題として挙げたところでございます。

その上で、各種アンケート調査により判明した新たな課題等につきましては、住民アンケートにおいて、「新たな高さ制限を導入すべきではない」を選ばれた方につきましては、その理由として、「制限により、土地活用の自由度が少なくなるため」「人口増加は望ましいことであるため」「土地の高度利用を進めて経済の活性化を図る必要があ

るため」などの回答をいただいたことが挙げられます。また、これに加えて、事業所アンケートにおいて実施した、高さ規制を導入した場合の町の経済に与える具体的な影響に関する設問では、「プラスの影響がある」という意見より、「マイナスの影響がある」という意見がわずかながら多い結果となっていることから、土地活用時における過度な制限、人口増加の抑制、地域経済に対する影響などについては、仮に高さ制限を導入する際にも、一定の配慮が必要であるものと認識いたしております。

私からは、以上でございます。

消 防 長　続きまして、消防本部所管分につきまして、御答弁申し上げます。

4)点目の「高槻市・島本町共同消防指令センターによる広域行政」のうち、「これまでの経緯と今後のスケジュール」についてでございます。

消防行政に係る広域連携の協議は、これまでの協力関係を基礎として、今後一層の連携強化を図りたく、令和２年12月11日付で、島本町長から高槻市長に対しまして、消防行政に係る広域連携の協議について申入れをいたしました。令和３年８月には、高槻市島本町広域行政勉強会を開催するとともに、高槻市・島本町広域行政勉強会ワーキンググループを設置して調査・検討等を重ね、令和４年１月に高槻市・島本町広域行政勉強会　事業連携ワーキング報告書を取りまとめました。

その後、令和４年10月には、高槻市、島本町の両議会の議決を経て、地方自治法に基づく高槻市島本町消防指令事務協議会を設置し、令和７年４月から、高槻市消防本部に新指令システムの設置・構築がスタートし、10月の高槻市島本町消防指令センター運用開始を目標に、整備に努めているところでございます。また、運用開始後、令和７年度中に既存設備の撤去を行うものでございます。

次に、「両市町の予算」についてでございます。

共同運用に当たり、消防指令センターのシステム更新を行うための整備費や運営費について、高槻市及び島本町が共同で使用する指令装置等は両市町が共同で負担し、単独で使用する署所端末装置や車両運用端末装置等は両市町それぞれが負担するものでございます。負担割合につきましては、高槻市・島本町広域行政勉強会　事業連携ワーキング報告書に定める標準財政規模と住民基本台帳人口を50対50で案分した割合の平均を、両市町の負担割合として負担するものでございます。消防指令センター整備事業費用につきましては、総額11億5,467万円、運用費用につきましては、総額２億7,632万1,000円でございます。

島本町の負担分としまして、節　負担金、補助金及び交付金、細節　負担金において、消防指令センター整備事業負担金２億2,696万9,000円、消防指令センター共同運用負担金1,534万6,000円を予算計上しているものでございます。

次に、「共同運用で得られる効果」についてでございます。

本町が単独で消防指令センターを整備した場合は、予算規模からも、現行のシステム

を更新することにとどまることとなり、このたび整備されるような高機能な消防指令センターの整備については、事実上困難であるものと考えております。今回の共同整備は、通信指令業務を共同で１か所に集約することにより、高機能な指令システムが構築され、受信、処理能力を向上、大規模災害の発生時や消防救急活動時など消防体制の強化につながるものでございます。

具体な例を挙げますと、通報時に指令装置と連動させて、通報者の位置の特定ができ、災害地点周辺の地図表示を行うことができる地図検索装置のほか、スマートフォンからの１１９番通報の際に、通報者が撮影する映像から通報現場の詳しい状況を確認できるＬｉｖｅ１１９システム、より速やかな活動をするため車両の現在地の確認並びに車両と指令室間における車両動態情報、車両位置情報及び文字情報等の送受信を行う車両運用端末装置、出動車両運用管理装置、災害状況の把握や現場情報の入手を撮影し、初動体制の強化が図れる消防用高所監視装置などが整備され、映像については指令室、作戦室、消防署、災害対策本部等に送信することもできます。

本町において、これまで整備されていなかった高機能な消防指令システムを活用することで、これまで以上に迅速・適切な消防活動により、住民の皆様に安心安全を御提供できるものでございます。

私からは、以上でございます。

上下水道部長　続きまして、上下水道部所管分につきまして、御答弁申し上げます。

5)点目の「水道水の安全安心と安定した供給のために」のうち、「広瀬取水井新設工事及び中央監視テレメーター専用回線更新工事」についてでございます。

広瀬取水井新設工事に伴う水道事業認可図書作成業務につきましては、大阪府の認可を得るための申請書類等を作成する業務でございます。積算根拠につきましては、他の水道事業体も採用しております設計等業務委託積算歩掛を標準歩掛として、積算をしております。

なお、前回の認可変更申請時に作成しております既存の資料等も活用できることから、事業費の削減を行いながら算出した金額となっております。

次に、「中央監視テレメーター装置専用回線更新工事の必要性と広瀬取水井新設工事との関連性」についてでございます。

現在、各井戸や配水池等から大藪浄水場の中央監視装置へ水位観測等のデータの送受信に使用しております専用回線はアナログ回線となっておりますが、令和11年３月31日をもちましてアナログ回線の提供が終了することから、期限内に光回線へ切り替える必要がございます。また、現在、鋭意工事を進めております広瀬取水井新設工事が令和７年度末の完成予定となっており、これについては、新たに当該取水井のデータを大藪浄水場の中央監視装置に専用回線で送受信する必要がございます。

以上の状況を踏まえまして、広瀬取水井の新設に合わせまして、全ての対象施設の専

用回線を令和７年度に光回線に更新することで、中央監視装置の改修などの効率化が図られ、更新費用の削減につながるものと考えたものでございます。

次に、「老朽配水管布設替工事の工事請負費」についてでございます。

老朽配水管布設替工事の工事請負費につきましては、令和３年度に策定いたしました水道管路更新等計画に基づきまして、耐震性のある耐震管を使用し、老朽配水管の更新を進めるものでございます。対象地区は、水無瀬地区と広瀬地区及び桜井地区の３地区の一部で、更新する水道管の総延長といたしまして約900メートルでございます。入札と発注時期は夏頃を予定しており、工事工程につきましては、令和７年度末までには、対象地区の工事が竣工予定でございます。

続きまして、6)点目の「山崎ポンプ場雨水ポンプ増設と桜井地区の下水道敷設」についてでございます。

山崎ポンプ場雨水ポンプ増設につきましては、公共下水道事業計画に基づきまして、令和２年度から事業に着手いたしております。公共下水道山崎雨水幹線の整備により、１時間当たりの降雨強度が48.4ミリとなることによりまして、周辺水路の機能が拡充することにより、山崎ポンプ場への雨水流量の増量が可能となることに合わせ、雨水ポンプ井に流入した雨水を効率よく排水させる目的で、雨水ポンプや関連する附帯設備等の増設を行うものでございます。併せまして、老朽化が進む自家発電装置の更新工事を行っており、停電時における施設の稼働時間が、既設の自家発電装置より長時間の運転が可能になるなど、機能を拡充することによりまして、災害時の体制強化を図るものでございます。

今後の工事工程、スケジュールにつきましては、日本下水道事業団との協定を令和７年４月頃に締結予定で、その後、日本下水道事業団におきまして工事発注を夏頃までに行う予定となっております。発注業者が決定後、ポンプ設備や水処理設備及び電気設備の各設計期間といたしまして約６か月程度、工場での機器製作に約11か月程度、据付工事期間に約６か月程度、準備期間等を含む全体の工事期間といたしましては、約25か月程度を見込んでおります。

次に、「流域関連公共下水道事業計画変更図書作成業務及び管更生実施設計業務」についてでございます。

流域関連公共下水道事業計画変更図書作成業務につきましては、現在、桜井二丁目及び三丁目地区の汚水整備が令和７年度末に終わる予定で、町内における市街化区域の公共下水道の面整備が完了となります。このため、市街化調整区域ではございますが、既成住宅地である桜井四丁目及び桜井五丁目地区の汚水整備に向け、下水道法に基づく事業計画の変更に向け、大阪府との協議を進めておりまして、大阪府への申請図書を作成するものでございます。

管更生実施設計業務につきましては、令和４年度に実施いたしました公共下水道島本

１号汚水幹線内のテレビカメラによる調査結果が腐食Ｂ判定となり、当該幹線は今後腐食が進む可能性があることから、予防保全の観点からも早期の対策が望ましいことから、管更生工法による改築工事を行うため、実施設計を行うものでございます。

次に、下水道敷設予定の桜井四丁目及び五丁目地域の一部を市街化区域に編入することなく敷設することになった経緯でございます。

市街化区域への編入につきましては、大阪府の北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランに即する必要がございます。本町といたしましては、下水道に係る都市計画の変更に際し、これまでと同様に当該地区を市街化区域に編入し、整備する方向で考えておりました。しかしながら、都市計画区域マスタープランの「市街化区域への編入を検討する区域」における「既成市街地」の位置づけにつきましては、「『生活拠点からの徒歩圏の区域』又は『主要な幹線道路沿道の区域』で、現行の市街化区域と一体の市街地形成が図られ、より良好な市街地の形成及び保全を図っていくべき区域」となってございます。

これに対しまして、具体的な条件として、当該地区は既に市街地が形成されており、下水道の敷設以外に新たな都市基盤整備など、より良好な市街地の形成及び保全の予定をされていない地区であり、大阪府に当該地区を市街化区域へ編入することの是非について確認いたしましたところ、市街化区域への編入に係る条件を満たさない旨の回答があったことから、当該地区の市街化区域への編入を断念し、市街化調整区域のままで下水道の整備を行うこととしたものでございます。

以上でございます。

総務部長　次に、「都市計画税の公平性」についてでございます。

島本町税条例第105条第１項は、都市計画税の納税義務者について規定しておりますが、市街化区域に加えて、市街化調整区域内に所在する公共下水道事業の計画区域外の土地のうち、例外的に敷地に接する下水道への接続を認めた区域も課税の対象としております。そういった経緯もありますことから、今回の計画変更に伴い、公共下水道事業計画の対象区域となる桜井地区につきましても、市街化調整区域ではありますが、条例改正を来年度末までに行い、都市計画税の課税対象区域に加える方向で検討しているところでございます。

以上でございます。

上下水道部長　申し訳ございません。6)点目の山崎ポンプ場の財源の部分の答弁が漏れておりましたので、今から答弁させていただきます。

財源の確保につきましては、従来の防災・安全交付金より、下水道の浸水対策事業を計画的かつ集中的に支援することを目的とした浸水対策に係る個別補助事業の大規模雨水処理施設整備事業を活用し、事業を円滑に進めてまいります。

申し訳ございませんでした。

戸田議員　今回の大綱質疑は、私のかねてからの課題意識、より今日的なテーマを選択いたしました。

建物の高さ制限、そして、それによる人口増、それが地域経済の活性化になるというような考え方もあるかとは思います。けれども、今現在、もう世の中はインターネットであらゆるものが手に入る時代です。まちは人口の増ではなく、住む人にとっての魅力、そして、それが……(「大綱ですよ」と呼ぶ者あり)……、歴史、ちょっとお静かにお願いします。歴史や景観や、緩やかな、温かい人のつながりではないかと私自身は思っています。

特に、情報システムの関連の予算計上は、恒常的かつ額の規模からして、行財政改革に欠かせない重要な課題と考えております。丁寧な御答弁、いただきました。契約において仕様書等を見直す支援を委託することについては、想定できる効果額からして現実的ではないこと、私の調査不足であったと思います……(「質疑して」と呼ぶ者あり)……。基礎自治体でできることは限られているとは言え、本町の自治体規模でデジタル推進課を置いているということは非常に評価されてよいと思いますので、引き続き、これについては調査・研究をすることお願いしておきたい。

質疑になります。お伝えしてはいなかったんですが、上下水道部長に１点、お尋ねしたいと思います。

公共下水道島本１号汚水幹線内のテレビカメラによる調査結果により、腐食Ｂ判定となったというような御答弁で、実際、予算計上されていますが、これは、今、テレビ等で報道されている大きな事故を受けて緊急調査により判明したものなのか、それより以前に課題意識を持って調査されていたものなのか、確認させていただきます。

以上です。

上下水道部長　調査結果につきましては、従前の調査で判明しておりましたので、今回、埼玉県であったような事故以前から、既にやる計画で事務を進めておりました。

以上でございます。

清水議長　以上で、戸田議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後０時05分～午後０時06分まで休憩）

清水議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第13号議案から第31号議案までの19件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　御異議なしと認めます。

よって、第13号議案から第31号議案までの19件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後０時07分～午後１時30分まで休憩）

清水議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

議会事務局長　それでは、委員会の日程について御報告いたします。

総務建設水道常任委員会は３月７日（金）、民生教育消防常任委員会は３月10日（月）、開議時間は、いずれも午前10時でございます。

以上でございます。

清水議長　お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

日程第12、第32号議案　損害賠償の額を定めること及び和解について及び第33号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第９号）の２件を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

本案２件は、秘密会で審議したいと思います。

秘密会とするには、地方自治法第115条の規定により、出席議員の３分の２以上の者の賛成を必要とし、討論を用いないで決定することになっています。ただいまの出席議員数は13名であり、その３分の２は９名です。

これより、採決を行います。

本案２件を秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、本案２件については、秘密会で審議することに決定いたしました。

ただいまから、島本町議会会議規則第96条の規定により、議長が指名する者として、山田町長、髙岸副町長、横山教育長、川畑総務部長、岡本教育こども部長、議会事務局職員並びに速記者以外の出席者及び傍聴人の退場を命じます。

この際、暫時休憩いたします。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

清水議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から３月16日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　御異議なしと認めます。

よって、明日から３月16日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

次会は、３月17日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変御苦労さまでした。

（午後１時44分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第　１　号報告　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
第　２　号報告　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
第　２　号議案　動産の買入れについて
第　３　号議案　町道路線の廃止及び認定について
第　４　号議案　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第　５　号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第　６　号議案　島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について
第　７　号議案　島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第　８　号議案　島本町下水道条例の一部改正について
第　９　号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第８号）
第１０号議案　令和６年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
第１１号議案　令和６年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
第１２号議案　令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
第１３号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第１４号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第１５号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
第１６号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について
第１７号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第１８号議案　島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について
第１９号議案　令和７年度島本町一般会計予算
第２０号議案　令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２１号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２２号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第２３号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算
第２４号議案　令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

第２５号議案　令和７年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第２６号議案　令和７年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第２７号議案　令和７年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第２８号議案　令和７年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第２９号議案　令和７年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３０号議案　令和７年度島本町水道事業会計予算
第３１号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算
第３２号議案　損害賠償の額を定めること及び和解について
第３３号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第９号）

令和７年

島 本 町 議 会 ２ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 ３　 号

令 和 ７ 年 ３ 月１７日（月）

島本町議会２月定例会議　会議録（第４号）

年　月　日　　令和７年３月１７日（月）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１３人である。

１番　川嶋　玲子	２番　野口　日利美	３番　山口　博好
４番　中嶋　洵智	５番　大久保　孝幸	６番　福嶋　保雄
８番　中田　みどり	９番　東田　正樹	10番　平井　均
11番　伊集院　春美	12番　清水　貞治	13番　戸田　靖子
14番　永山　優子		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	髙岸　信之	教育長	横山　寛
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	川畑　幸也	健康福祉部長	原山　郁子
都市創造部長	名越　誠治	上下水道部長	近藤　治彦	消防長	三浦　毅
教育こども部長	岡本　泰三	会計管理者	杣木　利徳		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長　多田　昌人　　書記　村田　健一

令和７年島本町議会２月定例会議議事日程

議事日程第３号

令和７年３月１７日（月）午前１０時開議

日程第１　第１３号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第１４号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第１５号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について

第１６号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

第１７号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第１８号議案　島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について

第１９号議案　令和７年度島本町一般会計予算

第２０号議案　令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算

第２１号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算

第２２号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算

第２３号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算

第２４号議案　令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

第２５号議案　令和７年度島本町大字山崎財産区特別会計予算

第２６号議案　令和７年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算

第２７号議案　令和７年度島本町大字桜井財産区特別会計予算

第２８号議案　令和７年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算

第２９号議案　令和７年度島本町大字大沢財産区特別会計予算

第３０号議案　令和７年度島本町水道事業会計予算

第３１号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算

日程第２　第３４号議案　島本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

日程第３　第３５号議案　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第４　第３６号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第５　第３７号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第１０号）

第３８号議案　令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

日程第６　第３９号議案　令和６年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）

日程第７　第４０号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第１号）

日程第８　第　１　号決議案　１１自治会からＪＲ島本駅に関わる要望活動において島本町として課題解決に向けた取組を求める決議

（午前10時00分　開議）

清水議長　おはようございます。

公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

傍聴される方におかれましては、スマートフォンなどは電源をお切りいただくか、マナーモードにして音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますよう、また、どうしても使用しなければならない場合は、音声を放送しているロビーで使用していただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

日程第１、第13号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、第31号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算までの19件を一括議題といたします。

なお、本案19件につきましては、去る２月28日の本会議において、所管の常任委員会に付託していたもので、既に審査が終了しております。

よって、これより各常任委員会委員長の報告を求めます。

それでは、まず、総務建設水道常任委員会委員長の報告を求めます。

東田委員長（登壇）　おはようございます。

それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る２月28日の本会議において、本委員会に付託されました第13号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について外11件について、３月７日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件12件を一括議題として、所管部局ごとに審査を行いました。また、付託案件については、既に本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため、執行部からの補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、同日に討論、採決を行いました。

採決の結果、付託された案件については、全て全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録を御覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員会報告といたします。

清水議長　次に、民生教育消防常任委員会委員長の報告を求めます。

大久保委員長（登壇）　それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る２月28日の本会議において、本委員会に付託されました第15号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について外７件について、３月10日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件８件を一括議題として、所管部局ごとに審査を行いました。また、付託案件については、既に本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため、執行部からの補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、同日に討論、採決を行いました。

採決の結果、付託された案件については、全て全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録を御覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員会報告といたします。

清水議長　これより、委員長報告に対する質疑を行いますが、審議が円滑に行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案19件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第13号議案から、順次、討論、採決を行います。

ただし、第25号議案から第29号議案までの各財産区特別会計予算の５件は一括して行いますので、あらかじめ御了承願っておきます。

それでは、第13号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第13号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第13号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第14号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第14号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第14号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第15号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第15号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第15号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第16号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第16号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第16号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第17号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第17号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第17号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第18号議案　島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第18号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第18号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第19号議案　令和７年度島本町一般会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第19号議案　令和７年度一般会計予算に対して、賛成の討論を行います。

町長の改選を前にした令和７年度の当初予算は、新庁舎移転、大阪府衛星無線等再整備工事負担金、人権文化センター改修工事、公園施設長寿命化計画更新工事、学校教育施設長寿命化と防犯対策、消防指令センター整備事業など、大きな歳出を含み、約25億円の積立基金を取り崩しての骨格予算です。

これをもって、本町の財政が厳しい、著しく危機に陥っているかというと、必ずしもそうではなく、財政課題を理由にして、町の課題を先送りにしないという姿勢にほかならないと私は受け止めています。一部施策的なものも含まれていますが、特に疑義はなく、いずれも必要なものと認めます。

さて、歳出規模が拡大する中での臨時財政対策債の皆減です。平成13年度に創設され、当初３年と見込んで「臨時」と名づけられながら、事実上、経常的な財源として20年以上も発行されてきた臨時財政対策債の皆減に、社会経済の転換期が見てとれます。令和６年人事院勧告に準じて、およそ30年ぶりの高い水準の賃金アップも実現しております。

５月には、新庁舎移転を控えています。マイナンバー、ガバメントクラウド、各種システム改修等々、基礎自治体の判断が及ばないところでデジタル化が進められていくという現実がありますが、職員の皆さんにおかれましては、今、新たな気持ちで、本町の住民福祉の向上に努めていただきたいと、心より願っております。

こども家庭センター、こどもすこやかセンターの本格的な開設により、児童発達支援と保護者支援が、より適切・迅速に行える環境になると期待しています。本町には療育機関がなく、療育への取組は過去からの大きな課題ですが、今、保育所・幼稚園の現場に療育の課題が移行していることをよくよく認識しておかなければなりません。保育所・幼稚園、小中学校での発達支援との連携により、共に経験値を高めていくことが重要と考えています。この点、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

子宮頸がん検診につき、これまでは細胞診で行われていましたが、近い将来、加えて

ＨＰＶ検査の単独検査を導入することとなり、補助金を活用してのシステム改修実施がなされます。定期的にこれらの検査を受けていれば早期発見がより可能となり、ＨＰＶワクチン接種の必要性は低くなるという考え方が可能かと個人的には思っております。また、新たに帯状疱疹ワクチン予防接種が、65歳以上の一部年齢を対象にして、予防接種法に基づく定期接種となります。新型コロナワクチンについても、今、市民の思いは様々です。行政としてできることは、医療・医薬に対する個々人のリテラシーについての啓発事業であると思っております。今後の課題としていただきますよう、伏してお願いしておきます。

令和６年度からのコミュニティカフェの取組に期待します。福祉の担い手不足が深刻ですが、誰か特定の人が担い手になるのではなく、緩やかなつながりの輪が求められているように感じます。地域住民のつながりに社会福祉のプロの目が届くことは、大変重要です。引き続き、拠点づくりに努めてください。

保育の環境整備についてです。第一幼稚園を、幼稚園として維持しつつ保育需要に応じるという政策判断です。３年保育の導入、開園時間の延長、第二保育所との親子方式による給食導入、加えて、島本駅西地区に新たな小規模事業所を配置するという総合的な視座・姿勢に敬意を表します。本町における第２期保育基盤整備加速化方針に値すると私は受け止めており、評価します。開発に伴う、あるいは、社会の変容による保育需要に行政は応えなければならず、国の言うこども誰でも通園制度を考えても、必要かつ重要な施策と考えます。現場の声を聞き、進めていただきますようお願いいたします。

民間学童保育室の募集に係る制度設計を大変評価しております。よく練られていると感じました。スペース貸付けにより歳入が見込まれることも町財政にとっては好ましいことであり、土地区画整理事業において、このような視点が加えられたことは一定望ましいこと、評価されてよいと思います。関西電力社宅跡に計画されているマンションにも、学童保育室のスペースがございます。こちらは、民間の民間による学童保育室になりますが、まちづくりの付加価値になるという考え方が開発事業者側にあると思われ、島本町が大きく変わっていくのを感じているところです。

高槻市・島本町の消防指令センターの共同運用です。両市町の良好な関係性があってこそ実現した広域連携であったと思っております。高槻市の御理解、御協力に、改めて感謝申し上げます。財政削減効果や応援要請時間の短縮だけではなく、高機能な指令システムの構築により、地図検索、Ｌｉｖｅ１１９システムというようなものが可能になり、また、何より災害状況を映像で把握し、指令室、作戦室、消防署、災害対策本部等に映像を送信することも可能とのことです。本町単独での整備は、おそらく事実上不可能であったと思われる機能向上に、大いに期待し、評価するものです。

小中学校給食支援事業についてです。近隣自治体が給食無償化を実施されている中、本町でできる保護者の経済的負担軽減としては、可能な限りの配慮がなされていると感

じています。これに充てられている財源は約5,200万円、これだけあれば多くの教育事業が可能になり、暫定的ではあっても教師の加配さえ可能ではなかったかと私は考えます。自治体間格差をこれ以上容認していくことはできず、給食無償化は、教科書がそうであるように、国政において実現するべきものと強く感じております。引き続き、要望に努めてください。

歴史文化資料館の耐震化課題についてです。現在の建物の耐震化工法を検討するに当たり、民間活力の導入を視野に入れた利活用を考えることを排除せず、にぎわい創造と同時進行的に検討するというストーリーであったかと思います。維持管理補修に多額の費用を要する文化財は、活用しながら後世に残していくという国の方針があると認識しますし、また、民間においては町屋等々でも普及している手法です。今のままでは空調設備もなく、働く環境としての改善は必須です。このことにずっと心を痛めてきた者としては、一定方向性が示され、何らかの施策を施されるという姿勢を評価しております。

思うに、インバウンドによるオーバーツーリズムで明らかなように、観光客がもたらすにぎわいは、地域住民の暮らしを著しく脅かすという側面を持っています。また、歴史文化資料館周辺は、観光地としての魅力が、どこに、どれほどあるのかを冷静に分析する必要があります。楠木正成は時代によってその評価が異なり、伝承によるものと歴史的資料に基づく検証、どちらも大切にしていかなければなりません。また、昭和時代の戦意高揚にこの地が利用されたことも、語り継いでいかなければならない。地域住民の暮らしの豊かさを第一に考え、昭和の歴史的建造物に見合ったクオリティーを重視していただきたい。何より文化施策の後退を招くことがないよう、本件は文化財保護審議会に諮りつつ、丁寧に努めていただきたい。このことをお伝えしておきます。

森林環境譲与税を活用したデータに基づいて、桜井地区の森林保全整備に着手されます。引き続き、計画的な森林整備に努めてください。

公園の緑化を進め、公園を核とした街区の魅力と住みやすさにつなげていくことに、本町の伸びしろがある、私はそう考えています。遊具の整備にとどまらず、公園を核にした街区のデザイン、まちづくりに力を注いでいただくようお願いしておきます。

建築物の高さ制限に係る検討、百山地区テニスコート跡の都市計画変更は、慎重かつ丁寧に進めなければなりません。都市計画による中長期的な都市の体質改善により、持続可能なまちづくりを目指す手法として、景観計画、建築物の高さ制限、立地適正化計画が有効であることを、私は長く訴えてまいりました。あまり知られていないことですが、そもそも、コンパクトシティは脱炭素を目指すという狙いがあったものです。市街化、外延化の抑制が、自然環境のみならずCO_2排出の削減につながるという考え方に基づいています。

本町においても、環境基本計画の策定の過程における市民参加の学びにおいて、醍醐コミュニティバスが取り上げられました。コンパクトシティは、交通、環境負荷、燃料

消費量を下げるための都市構造、特に都市のインフラ、中でも交通が決定的に重要かつ効果的であるという考え方に基づいている。こういった視点を持った地域運営が求められると考えるならば、福祉ふれあいバスの拡充について、高齢化対策という視点で健康福祉部が担当するのには限界がある、私はそう考えています。よって、総合的な政策課題に位置づけていくのが望ましいのではないかと申し添えておきたい。

最後に、このことを申し添えまして、令和７年度当初予算に対する賛成の討論といたします。

黄砂が大変たくさん飛んでおりまして、声にちょっとお聞き苦しい点があったと思います。失礼いたしました。

以上でございます。

清水議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員　第19号議案　令和７年度島本町一般会計予算に対しまして、自由民主クラブを代表いたし、討論を行います。

令和７年度の一般会計の総額は165億6,900万円で、骨格予算としては、ほぼ過去最高額であるという部分、そして、財源不足を補う基金の取崩し額は約25億円と、これも過去の経緯で言えば２～３番ほどの大きな額となっております。

歳入においては、現在の国政の状況も踏まえ、所得の壁の見直しについて、地方への財源の部分が減る状況も見据えていかなければならない状況でありますので、今後の動向は注意すべきということを申し添えます。

また、先ほどもありましたが、過去より質疑でも申してきた臨時財政対策債の廃目においても、やはり皆減されたことに一定の見直しができたこと、評価しているところであります。

今回は骨格予算ですので、各常任委員会においては、是正や構造見直しなど要望も述べてきましたので、この点の詳細においては重ねることは差し控えさせていただきますが、大きな観点のみ、苦言も含め述べさせていただきます。

今回のこの骨格予算といえども、長年の大きな課題でありました新庁舎建て替えにおいては、必要予算として認めるものの、これまで述べてきたように、やはり凍結されていた期間、国も要望から延長してくれた特定財源でありました市町村役場機能緊急保全事業の要件から外れないためにも、議会主導で進められてきました。しかしながら、この凍結期間において、物価高騰の影響を目の当たりにすることになってしまったこと、いまだに悔しい思いがあります。

今後におきまして、先般の総務建設水道常任委員会でも答弁にありました、水道においては地下水を活用される部分がありました。もともと、この建て直しに必要な部分においては、３階の女性トイレになりますと、月曜日、真っ黒な水が上がって、砂利も上

がってくる状況でありますので、やはり大変な修理費用がかかっているということも申し添えてきました。答弁の中、また、後ほどの確認では、水道においても切替えができるということにおいて、一定納得させていただきます。

15日に新庁舎が各種団体に一般公開をされました。災害時の司令塔の本拠地ともなります新庁舎であります。いろんな御意見、種々あろうかと推測しますが、施策予算に形になることを願っております。

大きな課題の中の１つ、物価高騰の影響を受けた金額が上がった分が、残念ながら、長年の課題である清掃工場の方向性においても、この８年間、経過報告や動きなど、議会への状況説明もほぼなかったこと、並びに、焼却場で言えば、今回、３代目となる現在の清掃工場においても、令和７年度ではこの施設は35年となります。この骨格予算においても、必要予算が年々上がる状況でありますことや、本町には活断層があること及び関西においては南海トラフ地震の30年以内の発生率80％程度に引き上げられることなど、やはり備えることにおいて積極的に尽力していかなければならないと苦言を申し添えます。

骨格予算ですので、省略させていただきますが、最後に、この議場では我々現職の議員も最後の議会となる予定であります。私もほぼ20年、この議会で島本町に対しての皆様の訴え、そして、行政の皆さんの尽力を目の当たりにしてきました。しかしながら、島本町もまだまだ山積している課題もございますので、しっかりと皆様とともに頑張っていかなければならないということを申し添え、住民の皆様に直結しています必要経常経費であります骨格予算におきまして、賛成の討論とさせていただきます。

清水議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員　第19号議案　令和７年度島本町一般会計予算について、大阪維新の会を代表し、討論を行います。

令和７年度当初予算は、歳入歳出総額165億6,900万円を計上し、予算規模としては前年度当初予算に比べ３億4,400万円、率にして2.0％の減となり、改選期の骨格予算としましては過去最高の額と認識いたします。

歳入では、町の自主財源の多くを占める町税や地方交付税が減額となるなど、町税、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税なども含めた一般財源は、前年度比約１億8,000万円の減額が見込まれております。歳出につきましては、新庁舎への移転に係る経費、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に係る経費や人事院勧告に伴う人件費の増額等を計上し、一般財源に不足が生じたことから、約25億円の積立基金を取り崩すこととなり、本町の厳しい財政状況が、ますます顕在化した予算編成となりました。

総合政策部所管分について。

４月13日開幕の大阪万博についての予算が計上されており、期待が膨らみます。本町

における万博関連の予算は合計92万5,000円となっており、必要最小限の予算組みで大丈夫なのかと不安を覚えますが、島本町を十分に、存分にアピールできることを切に希望します。

総務部所管分について。

過去８月に南海トラフ地震臨時情報が初めて発表され、今後30年以内の発生確率が70～80％と予想されており、島本町も被災地となります。引き続き、防災費の確保を図り、町民の防災意識の向上も含め、来る地震災害に向け着実に準備していただきたいと思います。

また、庁舎の移転につきましては、大きなミスや事故がないよう、事前に準備をしっかりと計画した上で実行していただきたいと思います。

そして、地球温暖化対策として非化石証書の購入等が今年度も上がっておりますが、これほど切り詰めた予算案を提出している中において、本当に島本町にとって、地球温暖化対策に予算を投じる必要性かあるのか。アメリカ合衆国におきましてはトランプ大統領が就任され、地球温暖化対策についても大きな転換期に世界は入りました。今後、政府の動向も見極め、適切な対応をお願いします。

都市創造部所管分について。

ふるさと納税は本町にとって大きな収入源となっています。難しい課題であることは重々承知しておりますが、さらなる上の目標を設定し、早く10億円の大台を突破できるよう試行錯誤を繰り返し、ぜひとも大きな仕事を成し遂げていただけたらと期待します。

また、毎年のことですが、清掃工場施設改修工事に多くの予算が割かれています。抜本的な解決を模索しなくてはならない状況です。そして、その音頭を取れるのは行政のトップである町長であり、この４年間でほとんど進んでいないこの問題をどうするのか、また、どうしたらいいのかを、曖昧な態度ではなく、強い志を持って示していただきたいと思います。ぜひとも、本町の課題克服のスタートが切れるように、町長のリーダーシップと行動力を存分に発揮していただきたいと思います。

消防本部所管分について。

全国的に消防団員が不足の傾向にありますが、本町の消防団員は大きな団員不足には至っていないということです。しかしながら、今後とも超高齢化が進む本町の安心安全を守るためにも、女性団員も視野に入れて、団員の確保に努めていただくようお願いします。

消防指令センター共同運用が令和７年10月より、いよいよ運用開始が予定されております。今後とも消防広域化を視野に入れた消防体制の構築・強化ができますよう、御尽力をお願いします。

健康福祉部所管分について。

子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金について、事業内容の見直しを

行い、よりよい子どもの居場所づくりに尽力されていることを評価いたします。今後とも、子供が家庭で十分な食事が取れないなどの問題が生じていないのか、情報収集もお願いをしておきます。

避難行動要支援者個別避難計画作成業務について、いつ起こるか分からない大震災や大水害に備えて、早期に作成を実現し、安全な避難計画の実施につなげていただくよう要望します。

Ａ類疾病等予防接種について、令和７年度から65歳以上の方などを対象に、帯状疱疹ワクチンの定期接種が始まります。令和７年度から５年間の経過措置として、その年度に70・75・80・85・90・95・100歳になる方も対象となり、令和７年度に限り100歳以上の方は全員対象となるということです。接種に当たりましては副作用など十分に留意をされ、円滑な接種業務が行われますようお願いいたします。

教育こども部所管分について。

英語指導助手業務について、従来のＡＬＴによる英語授業の補助に加えまして、我が会派の要望しておりましたオンライン英会話授業を取り入れていただきました。中学校の生徒の反応も、アンケート調査によりますと、好意的な反応が95.7％とのことです。今後は、ＡＩによるオンライン英会話授業も視野に入れ、小中一貫教育も見据えて、小学校での拡充を要望します。

北朝鮮による日本人拉致問題に対する学校教育の取組について、令和５年における国内の行方不明者の状況は、統計の残る昭和31年以降で最少を記録した令和２年から３年連続で増加し、９万144人、前年比5,234人増加となっております。拉致問題の専門家によりますと、最近まで日本人の拉致が行われていた可能性があるとの指摘があります。私たちの大切な子供を守るためにも、今後のさらなる学校教育の取組を強く要望いたします。

淀川河川公園（島本地区）テニスコート利用料補助実証実験について、東大寺公園テニスコートの老朽化が進んでおり、このままでは使用不能になるのも時間の問題です。今回、水無瀬川緑地公園での整備を見送り、今後の対応について再検討されるということですが、行政や各議員にも要望を挙げられておられる町民の皆様の御意見・要望がなるべく反映されますように、早期の対応をお願いいたします。

小中学校給食支援事業について、国会の議論を経まして、私たち日本維新の会の要望しておりました教育無償化、小学校については令和８年度より実施できる見込みとなりました。引き続き、中学校の給食無償化が実現できるように御尽力いただきますようお願いいたします。

最後に、大きな予算を投じてきました新庁舎の建設もめどが立ちました。新たに新庁舎への移転に係る経費が計上されるようになりました。新庁舎の内覧も実施され、移転スケジュールも出てきている中、新たな気持ちで新庁舎にて仕事ができることに期待を

寄せております。

さて、今回の予算編成は、職員の皆様が真摯に行財政改革に取り組まれたものと理解をしますが、年々、予算規模は大きくなっており、冒頭でも述べましたが、一般財源の不足から約25億円の積立基金を取り崩し、今後も厳しい財政状況が続くことがかいま見える予算編成となっております。今後の行政運営に対して一抹の不安は隠しきれませんが、人口動態などによる収支の増減見積りなど、しっかりと今後の財政状況を分析していただき、小規模自治体である本町に見合った住民サービスに注力していただくよう強く要望し、賛成の討論とします。

清水議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員　第19号議案　令和７年度島本町一般会計予算について、人びとの新しい歩みを代表し、賛成の討論を行います。

改選を控えた骨格予算です。高騰する光熱費や職員をはじめ契約先の人件費の増加、その他を反映した必要的経費と、既に取り組まれてきた事業・計画を遂行するのに必要な費用が盛り込まれています。

住民課、戸籍についてです。令和４年度から窓口業務に労働者派遣を導入してきましたが、３年の契約期間を迎え、新年度は直接雇用となります。この間の業務の在り方を検討し契約形態を見直している点、費用面だけでなく、望ましい判断であると考えます。

子ども食堂についてです。校区ごとに設置を目指してきた子ども食堂は、子供の居場所、地域の居場所として機能しており、開設支援から安定的な運営へと、さらに充実した支援を目指す段階に進んでいることを反映した補助の見直しとして評価をいたします。

教育こども部所管の奨学金についてです。廃止を含めた見直しが検討されてきた奨学金について、７年度も予算計上されています。家庭の経済的事情により将来のための選択肢が狭められないように、公共が責任を持って、この制度を維持していく必要があります。高校の無償化によってニーズの低下はあっても、制度そのものの精神は不変です。時代のニーズを捉え、制度の精神を生かした新しい仕組みに変えていくことが必要であり、今後につなげることを期待いたします。

生涯学習課、島本町立図書館での視覚障害等をお持ちの方のサービス、サピエの導入についてです。視覚障害のある方が知識を得るための、情報を得るための壁を少しでも低くする、意味のあるサービスの導入であると考えます。福祉的な視点を生かしたサービスは、図書館のほかの場面でも生かされていて、その１つの表れと受け止めます。

ここまで述べてきたものについて、住民利益の向上に資する予算であると評価をいたします。

ここから、計上を認めるものの、業務の在り方について一定の見直しが図られるべきと考える２つの事業について述べます。

まず、１つは、建築物等の高さ制限に関する検討業務についてです。

これについては、速やかに高さ制限を実現すべく、実現までの時間を可能な限り短縮できるような見直しが必要であると考えます。令和６年度に、住民、事業者、地権者を対象にしたアンケートでは、それぞれが高さ制限の必要性に理解を示しているということ。また、時機を逸すれば、制限を置いたものの、もはや町内どこにも高層建築物を建てる場所は存在しないという最悪の事態になりかねないこと。以上から、早期の実現を求めるものです。

加えて、丁寧に時間をかける理由として、私権制限を伴う点を挙げておられることについては、そこに重要な視点が欠けているということを指摘します。当然、私権の制限については慎重であるべきですが、そもそも、私権というのは、所有権に代表されるような経済的利益に限られるものではありません。良好な景観、生活環境を享受する利益もまた、私権として保護されるべき権利です。高さ制限の実現に時間をかければ、一方で、こうした権利が大きく損なわれ、回復ができなくなるという視点は、ここまで十分に考慮されてきませんでした。時間をかけさえすれば丁寧であるかのような思い込みは、改めるべきです。建築物等の高さ制限は、島本町の長年の課題です。高さ制限を求める請願や直接請求が示してきた住民の声に対して、先延ばしをせず、向き合う覚悟を求めます。巧言を弄しても、覚悟のあるなしは見透かされます。

次に、島本町立歴史文化資料館の展示機能を別の場所に移す可能性を含む歴史文化資料館利活用業務についてです。

これについては、予算案そのものに反対するに足るほど重大で根深い問題を含んでおり、その方向性の根本的な見直し、修正は必須と言えます。その理由は、このままでは住民の信頼を裏切り、住民を欺くことになりかねないと言えるからです。

まず、第１に、この業務が都市計画マスタープランに反しているという点です。島本町都市計画マスタープランは、ＪＲ島本駅周辺を「歴史文化資料館をはじめ、旧西国街道や史跡桜井駅跡、水無瀬神宮などの歴史文化資料が数多くあることから、地域住民が日常的にそれらに親しみ、郷土愛を深められるよう、歴史文化資源の保全・活用を推進する地域である。」と明記しています。ここで、「歴史文化資料館」という単語を字義どおり読めば、資料等を展示して、住民の郷土理解と文化的な向上を図る役割を担う施設全体を意味すると考えるのが一般的理解です。にもかかわらず、資料館から展示機能を切り分ける形で駅前のにぎわいづくりを進めるというのは、行政自ら都市計画マスタープランに背くことにほかなりません。

もちろん、行政が定める計画に法的な拘束力はありませんが、都市計画マスタープランは、膨大な時間と予算を費やし、住民参加の下で定められる法定の計画です。加えて、住民に対し、行政の方向性を示すという意味で、住民と行政の信頼関係を基礎づける性質も有しているものです。決して、一方的にほごにして許されるものではありません。このまま方向性を見直さずに業務を進めるというのは、住民の信頼を裏切る行為にほか

ならない、このように指摘いたします。

第２に、歴史文化資料館利活用業務を進めるにあたり、作為的な文言の置き換えを行っているという点です。さきに述べたとおり、歴史文化資料館は登録有形文化財である旧麗天館という建物に資料館としての機能を持たせた、全体で１つの施設です。これは、島本町歴史文化資料館設置条例からも明白です。しかし、駅前のにぎわいづくりという業務の中では、「歴史文化資料館」という単語は、「登録有形文化財としての旧麗天館という建物」という意味にすり替えて使われています。意図的かどうかは分かりませんが、ここまでの答弁や資料から、それが見てとれます。こうした住民に分かりにくい言葉のすり替えは、事実や事業の在り方に誤解を生じさせるという点で、住民を欺くに等しく、行政の独善として厳しい非難に値する行為です。

本件業務は、信頼を損なう２つの問題を含んでいることから、根本的な見直しを要します。そして、今、指摘した２つの問題点、とりもなおさず山田町政の歴史文化を軽視する姿勢の表れであり、これについては山田町長に猛省を求めます。

最後に、所管の総務建設水道常任委員会では、問いに対して、問いの言い換えで返すような答弁が繰り返される場面がありました。二元代表制の下、行政と議会とが十分な議論の下で予算審議を行うという地方自治の在り方から、大変問題であり、是正すべきと指摘いたします。

以上、２つの事業では、数々の問題点を指摘いたしましたが、そのほか、一般会計予算全体については住民福祉にかなうものと評価をし、賛成といたします。

清水議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第19号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第19号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時53分～午前11時10分まで休憩）

清水議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第20号議案　令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第20号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第20号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第21号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第21号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第21号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第22号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第22号議案　島本町後期高齢者医療特別会計予算につき、賛成の討論を行います。

令和８年度から始まる子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修業務935万円が計上されています。常任委員会での質疑では述べられませんでしたが、討論させていただきます。

子育てに関する負担を軽減し、少子化トレンドの反転につなげていけるよう、社会全体でこどもや子育て世帯を応援する機運を高めるとのことですが、国はそう言っています。この支援金は、医療・介護の徹底した歳出改革――すなわち削減、賃上げによる実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で導入するというもので、高齢者や事業者を含む全世代・全経済主体が、医療保険料とあわせて所得に応じて負担することになると、国は述べています。昨今のにわかな賃上げの背景には、このことがあるのではないかと疑ってみたくもなります。

この令和８年度から10年度にかけて段階的に構築されるものと認識しております。しかしながら、どのような手法で、どのように負担することになるのか、国民はまだ、この詳細を多くは知り得ていません。医療・介護の徹底した歳出改革により、社会負担軽減効果の範囲内で導入するという考え方には、なかなか納得できかねるものがあります。

結婚、育児を望む若い世代を支援することに疑義はありませんが、国が言うところの少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスというものを迎えるまで、税の使い道を若年層に向けてこなかったことにより起こったことであり、一体何をしていたのかと、改めて思っております。

システム改修の必要性を否定するものではありませんが、このことを申し上げて、賛成の討論といたします。

清水議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第22号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第22号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第23号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第23号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第23号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第24号議案　令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第24号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第24号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第25号議案から第29号議案までの令和７年度島本町各財産区特別会計予算（５件）に対する討論を、一括して行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案（５件）に対する委員長の報告は、可決であります。

第25号議案から第29号議案までの５件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第25号議案から第29号議案までの５件は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第30号議案　令和７年度島本町水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第30号議案　令和７年度島本町水道事業会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

水道ビジョン中間改訂業務が行われます。2021年に策定した水道事業ビジョンでは、2033年までは施設の維持更新をしながら現状の水道料金を維持できる見込みが示されたものですが、以前の答弁では、この期間中であっても、物価高騰の影響等で水道料金だけでは経費を賄えない事態が起こり得る、つまり、料金値上げの可能性もあるということについて言及されていたかと思います。昨今の人件費や資材高騰の状況を見れば、これが現実味を帯びてきたのではないかと危惧するところです。

いずれにしても、水道事業の持続可能な運営には、水道料金のことも含め、現状やその課題に対する住民の理解が不可欠です。これまでも再三述べてきたことですが、住民理解を深めるために、これまで以上に分かりやすい発信等の取組を行うことは必須であるということは申し述べておきます。

新たに行うＰＦＡＳ21種検査についてです。積極的に実態調査に取り組む姿勢は評価するものです。これらデータの蓄積及びその分析と併せ、できる限りＰＦＡＳの値を抑えた水道水が供給されるよう、ＰＦＡＳ低減策を進め、水道水の安全性を確保していってください。

その他、広瀬取水井新設工事、第二送水管基本検討業務、老朽配水管布設替工事など、必要な予算と認め、賛成の討論とします。

清水議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第30号議案　令和７年度島本町水道事業会計予算に、賛成の討論を行います。

資本的支出における広瀬取水井新設と、それに伴う導水管新設工事と水道事業認可変

更申請書作成業務は、開発による給水人口増への対応として必要なものと認めます。加えて、令和11年３月31日のアナログ回線の廃止を踏まえて、中央監視テレメータ装置専用回線等更新工事により光回線へと切り替えるという御判断です。これら、先を見据えた対策を評価いたします。

老朽配水管布設替工事の２億3,100万円については、耐震性能のある管路へと計画的に進めていくために必要不可欠なものです。災害対策として重要です。

収益的支出としては、期間を前倒ししての水道事業ビジョン中間改訂業務850万円が計上されています。上水道は、住民の命と暮らしを守り、支える最重要インフラです。加えて、地下水を資源とした本町の上水道は、町のブランディングに係る重要な要素であることから、住民に、より見えやすい手法で改訂業務を進めていただきたいと思っています。この点、切にお願いいたします。

以上をもって、賛成の討論といたします。

清水議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第30号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第30号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第31号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第31号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

汚水管の劣化対策についてです。2017年に破損し、道路沈下を起こした公共下水道島本１号汚水幹線については、これまでも対応されてきたことと思いますが、新年度は緊急度判定が低いランクの部位についても、前倒しで管更生の実施設計が行われます。先日起こった八潮市の汚水管の破損による事故に見られるよう、インフラの劣化・老朽化は放置しておくと重大な事故につながる可能性があります。住民の安心安全のためにも、

予防保全の観点から早めの対策に取り組まれていることは評価するものです。

その他、山崎地区の内水対策として、山崎ポンプ場３つ目となる雨水ポンプ増設工事など、必要な予算と認め、賛成の討論とします。

清水議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第31号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算につき、賛成の討論を行います。

令和２年度から順次着手されておりました山崎ポンプ場雨水ポンプの増設に係わる関連工事、周辺水路の機能拡充を含めて、内水被害対策に欠かせないものです。引き続き、災害対策としての体制強化に努めてください。

令和７年度は、いよいよ第３の雨水ポンプ増設工事に着手されます。その工事委託料２億5,500万円が計上され、浸水対策に係る国の個別補助制度、大規模雨水処理施設整備事業１億2,750万円を財源とされていること、大いに評価いたします。

令和７年度末に、桜井二丁目・三丁目地区の市街化区域の公共下水道の面整備が完了予定とのことで、隣接する桜井四丁目・五丁目地区の既存住宅街の汚水整備に向けて、大阪府との協議を進めてこられました。大阪府への申請図書を作成されるとのことです。当該地区の市街化区域への編入は認められないというような状況で、市街化調整区域のまま下水道の整備を行うことになるとのこと。この点、地元住民への丁寧な説明が要ると思われます。

公共下水道島本１号汚水幹線は、構造上、腐食が進みやすいため、引き続き予防保全と早期対策に努めてください。予防保全に向けて、調査等をされて予算計上していただいている点、評価しております。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

清水議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第31号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第31号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第２、第34号議案　島本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正につい

てを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより、採決を行います。

第34号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第34号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第３、第35号議案　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第35号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第35号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第４、第36号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第36号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第36号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第５、第37号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第10号）及び第38号議案　令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）の２件を一括議題といたします。

なお、本案２件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめ御了承願っておきます。

これより、本案２件に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第37号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第10号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第37号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第37号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第38号議案　令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第38号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第38号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第６、第39号議案　令和６年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第39号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第39号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第７、第40号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第40号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第40号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第８、第１号決議案　１１自治会からＪＲ島本駅に関わる要望活動において島本町として課題解決に向けた取組を求める決議を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより、採決を行います。

第１号決議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

清水議長　起立全員であります。

よって、第１号決議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、２月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、任期満了日である４月29日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水議長　御異議なしと認めます。

よって、明日から、４月29日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和７年島本町議会２月定例会議を閉じまして、散会といたします。

皆様、本日は大変御苦労さまでした。

（午前11時37分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第１３号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第１４号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第１５号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
第１６号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について
第１７号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第１８号議案　島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について
第１９号議案　令和７年度島本町一般会計予算
第２０号議案　令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２１号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２２号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第２３号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算
第２４号議案　令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第２５号議案　令和７年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第２６号議案　令和７年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第２７号議案　令和７年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第２８号議案　令和７年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第２９号議案　令和７年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３０号議案　令和７年度島本町水道事業会計予算
第３１号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算
第３４号議案　島本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
第３５号議案　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第３６号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第３７号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第１０号）
第３８号議案　令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
第３９号議案　令和６年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）
第４０号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第１号）

第 1 号決議案　１１自治会からＪＲ島本駅に関わる要望活動において島本町として課題解決に向けた取組を求める決議

令和７年島本町議会２月定例会議の結果は次のとおりである。

事件番号	件名	結果
一般質問	１．突然発生する自然災害に備えるために初動訓練の強化を ２．保育待機児童対策強化と幼稚園に満三歳からの受入れを ３．福祉ふれあいバス運行と地域公共交通	２月２７日 福嶋議員
	１．島本町の災害廃棄物仮置場について ２．島本町の災害時における防災力の強化について	〃 大久保議員
	１．終末期に希望する医療と看取り ～人生会議の意義と普及啓発～ ２．公益通報者保護制度のさらなる体制整備を ３．事業系一般ごみの排出抑制と魚あらの再利用促進	〃 戸田議員
	「東大寺公園にドッグランを！」	〃 中嶋議員
	島本町新体育館等整備基本計画について	〃 山口議員
	１．下水道の老朽化対策について ２．職員の時間外勤務について	〃 中田議員
	１．医療的ケア児を支える体制を ～１８歳の壁を越える～ ２．不登校児童や生徒に対する支援 ～助成制度の創設を～ ３．島本町の職員の職場におけるハラスメント防止要綱について	〃 永山議員
	１．第１１次交通安全基本計画について　Ｎｏ．２ ２．骨髄バンクドナー支援助成金制度の創設を！　Ｎｏ．２ ３．各種性暴力に対して問うてきたその後の対策	〃 伊集院議員
第１号報告	島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	２月２８日 報告を承る
第２号報告	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	〃 報告を承る
第２号議案	動産の買入れについて	〃 原案可決
第３号議案	町道路線の廃止及び認定について	〃 原案可決
第４号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第５号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃 原案可決

事件番号	件名	結果
第６号議案	島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について	２月２８日 原案可決
第７号議案	島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原案可決
第８号議案	島本町下水道条例の一部改正について	〃 原案可決
第９号議案	令和６年度島本町一般会計補正予算（第８号）	〃 原案可決
第１０号議案	令和６年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	〃 原案可決
第１１号議案	令和６年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	〃 原案可決
第１２号議案	令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	〃 原案可決
第３２号議案	損害賠償の額を定めること及び和解について	〃 原案可決
第３３号議案	令和６年度島本町一般会計補正予算（第９号）	〃 原案可決
第１３号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	３月１７日 原案可決
第１４号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第１５号議案	島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第１６号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	〃 原案可決
第１７号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	〃 原案可決
第１８号議案	島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第１９号議案	令和７年度島本町一般会計予算	〃 原案可決
第２０号議案	令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算	〃 原案可決
第２１号議案	令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算	〃 原案可決
第２２号議案	令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算	〃 原案可決

事件番号	件名	結果
第２３号議案	令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算	３月１７日 原案可決
第２４号議案	令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	〃 原案可決
第２５号議案	令和７年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	〃 原案可決
第２６号議案	令和７年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	〃 原案可決
第２７号議案	令和７年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	〃 原案可決
第２８号議案	令和７年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	〃 原案可決
第２９号議案	令和７年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	〃 原案可決
第３０号議案	令和７年度島本町水道事業会計予算	〃 原案可決
第３１号議案	令和７年度島本町下水道事業会計予算	〃 原案可決
第３４号議案	島本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第３５号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	〃 原案可決
第３６号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原案可決
第３７号議案	令和６年度島本町一般会計補正予算（第１０号）	〃 原案可決
第３８号議案	令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）	〃 原案可決
第３９号議案	令和６年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）	〃 原案可決
第４０号議案	令和７年度島本町一般会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第１号決議案	１１自治会からＪＲ島本駅に関わる要望活動において島本町として課題解決に向けた取組を求める決議	〃 原案可決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年３月１７日

島本町議会議長　大久保孝幸

清水貞治

署名議員（３番）　山口博好

署名議員（14番）　永山優子

令　和　7　年

島本町議会２月定例会議議案

島　　本　　町

令和７年島本町議会２月定例会議議事日程

議事日程第１号

令和７年２月２７日（木）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一　般　質　問

日程第３　第　１　号報告　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第４　第　２　号報告　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第５　第　２　号議案　動産の買入れについて

日程第６　第　３　号議案　町道路線の廃止及び認定について

日程第７　第　４　号議案　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第８　第　５　号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第９　第　６　号議案　島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

日程第10　第　７　号議案　島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11　第　８　号議案　島本町下水道条例の一部改正について

日程第12　第　９　号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第８号）

第１０号議案　令和６年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

第１１号議案　令和６年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第１２号議案　令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第13　第１３号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第１４号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第１５号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について

第１６号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

第１７号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第１８号議案　島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について
第１９号議案　令和７年度島本町一般会計予算
第２０号議案　令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２１号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２２号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第２３号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算
第２４号議案　令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第２５号議案　令和７年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第２６号議案　令和７年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第２７号議案　令和７年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第２８号議案　令和７年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第２９号議案　令和７年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３０号議案　令和７年度島本町水道事業会計予算
第３１号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算
日程第14　第３２号議案　損害賠償の額を定めること及び和解について
第３３号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第９号）

（議事日程第１号）

日程第２　一 般 質 問

福 嶋 議 員　１．突然発生する自然災害に備えるために初動訓練の強化を

２．保育待機児童対策強化と幼稚園に満三歳からの受入れを

３．福祉ふれあいバス運行と地域公共交通

大久保議員　１．島本町の災害廃棄物仮置場について

２．島本町の災害時における防災力の強化について

戸 田 議 員　１．終末期に希望する医療と看取り

～人生会議の意義と普及啓発～

２．公益通報者保護制度のさらなる体制整備を

３．事業系一般ごみの排出抑制と魚あらの再利用促進

中 嶋 議 員　「東大寺公園にドッグランを！」

山 口 議 員　島本町新体育館等整備基本計画について

中 田 議 員　１．下水道の老朽化対策について

２．職員の時間外勤務について

永 山 議 員　１．医療的ケア児を支える体制を　～１８歳の壁を越える～

２．不登校児童や生徒に対する支援　～助成制度の創設を～

３．島本町の職員の職場におけるハラスメント防止要綱について

伊集院議員　１．第１１次交通安全基本計画について　Ｎｏ．２

２．骨髄バンクドナー支援助成金制度の創設を！　Ｎｏ．２

３．各種性暴力に対して問うてきたその後の対策

令和７年島本町議会２月定例会議議事日程

議事日程第２号

令和７年２月２８日（金）午前１０時開議

日程第１　第　１　号報告　島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第２　第　２　号報告　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第３　第　２　号議案　動産の買入れについて

日程第４　第　３　号議案　町道路線の廃止及び認定について

日程第５　第　４　号議案　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第６　第　５　号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第７　第　６　号議案　島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

日程第８　第　７　号議案　島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第９　第　８　号議案　島本町下水道条例の一部改正について

日程第10　第　９　号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第８号）

第１０号議案　令和６年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

第１１号議案　令和６年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第１２号議案　令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第11　第１３号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第１４号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第１５号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について

第１６号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

第１７号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第１８号議案　島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について

第１９号議案　令和７年度島本町一般会計予算
第２０号議案　令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２１号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２２号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第２３号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算
第２４号議案　令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第２５号議案　令和７年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第２６号議案　令和７年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第２７号議案　令和７年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第２８号議案　令和７年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第２９号議案　令和７年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３０号議案　令和７年度島本町水道事業会計予算
第３１号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算
日程第12　第３２号議案　損害賠償の額を定めること及び和解について
第３３号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第９号）

第　１　号報告

島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１月２２日専決

島本町長　　山　田　紘　平

島本町条例第　　号

島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年島本町条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

第１号報告資料

島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

１　報告理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、専決処分したもの。

２　報告の概要

項ずれが生じるため、引用条項を改めるもの。

３　新旧対照表

４　施行期日

令和７年４月１日

第 1 号報告　参考資料

島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（定義） 第２条　略 ⑴　略 ⑵　特定個人情報　法第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。 ⑶　個人番号利用事務実施者　法第２条第１３項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 ⑷　情報提供ネットワークシステム　法第２条第１５項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 ⑸・⑹　略	（定義） 第２条　略 ⑴　略 ⑵　特定個人情報　法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 ⑶　個人番号利用事務実施者　法第２条第１２項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 ⑷　情報提供ネットワークシステム　法第２条第１４項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 ⑸・⑹　略

第　２　号報告

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１月２８日専決

島本町長　　山　田　紘　平

島本町条例第　　号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年島本町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１８条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

第２号報告資料

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

１　報告理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、専決処分したもの。

２　報告の概要

当該法律における公務員の特例に関する規定の整理に伴い、引用条項の整理を行うもの。

３　新旧対照表

４　施行期日

令和７年４月１日

第２号報告　参考資料

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（部分休業の承認） 第１８条　略 ２　略 ３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業の承認） 第１８条　略 ２　略 ３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第　２　号議案

動産の買入れについて

町立中学校教員が使用する指導書を次のとおり買い入れる。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

買入れ金額　　金７，２９３，５５０円

買　入　れ　先　　住所　高槻市南松原町４番１２号

氏名　有限会社　長谷川商店

代表取締役　長谷川　　勲

提案理由

買入れ業者の確定に伴い、物品売買契約を締結したいため。

第　２　号議案資料

動産の買入れについて

１　動産の内容

町立中学校教員用指導書

２　買入れ金額

金７，２９３，５５０円

３　契約方法

随意契約（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による。）

４　参考資料（別添）

購入数量表

第２号議案　参考資料

教科書の採択替えに伴う中学校教員用指導書購入数量表

令和7年2月27日

	指導書	
		デジタルライセンス数 （指導書同梱版を含む）
第一中学校	102冊	31ライセンス
第二中学校	133冊	34ライセンス
合計	235冊	65ライセンス

第　３　号議案

町道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項及び第１０条第３項の規定により、次のとおり路線を廃止し、及び認定する。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

道路の廃止及び新設に伴い、路線の廃止及び認定を行うもの。

島本町道廃止路線調書

廃 止 路 線

路線番号	路 線 名	起 終 点 地 番		重 要 な 経 過 地
4079	広瀬67号線	起点	広瀬三丁目461－7番地先	4007号線交点から終点に至る。
		終点	広瀬三丁目1494－3番地先	

島本町道認定路線調書

認 定 路 線

路線番号	路 線 名	起 終 点 地 番		重 要 な 経 過 地
4079	広瀬67号線	起点	広瀬三丁目461－7番地先	広瀬16号線交点から広瀬35号線に至る。
		終点	広瀬三丁目350－4番地先	
4114	広瀬102号線	起点	広瀬三丁目350－4番地先	広瀬67号線交点から終点に至る。
		終点	広瀬三丁目350－8番地先	
4115	広瀬103号線	起点	広瀬五丁目627－2番地先	広瀬62号線交点から終点に至る。
		終点	広瀬五丁目624－6番地先	
5073	桜井68号線	起点	桜井五丁目1073番地先	桜井64号線交点から終点に至る。
		終点	桜井五丁目1068番地先	
5074	桜井69号線	起点	桜井三丁目1101－1番地先	桜井60号線交点から終点に至る。
		終点	桜井三丁目1102番地先	

第 3 号議案資料

町道路線の廃止及び認定について

1　提案理由

道路の廃止及び新設に伴い、路線の廃止及び認定を行うもの。

2　議案の概要

⑴　根拠法令　路線の廃止　道路法第１０条第３項

路線の認定　道路法第８条第２項

⑵　廃止路線　１路線

⑶　認定路線　５路線

3　参考資料

⑴　路線廃止図

⑵　廃止詳細図

⑶　路線認定図

⑷　認定詳細図

4　廃止及び認定予定日

令和７年３月３１日

第 3 号議案　参考資料

目　　次

路線廃止図 …… 2

廃止詳細図 (4079)広瀬67号線 …… 3

路線認定図(1/2) …… 4

路線認定図(2/2) …… 5

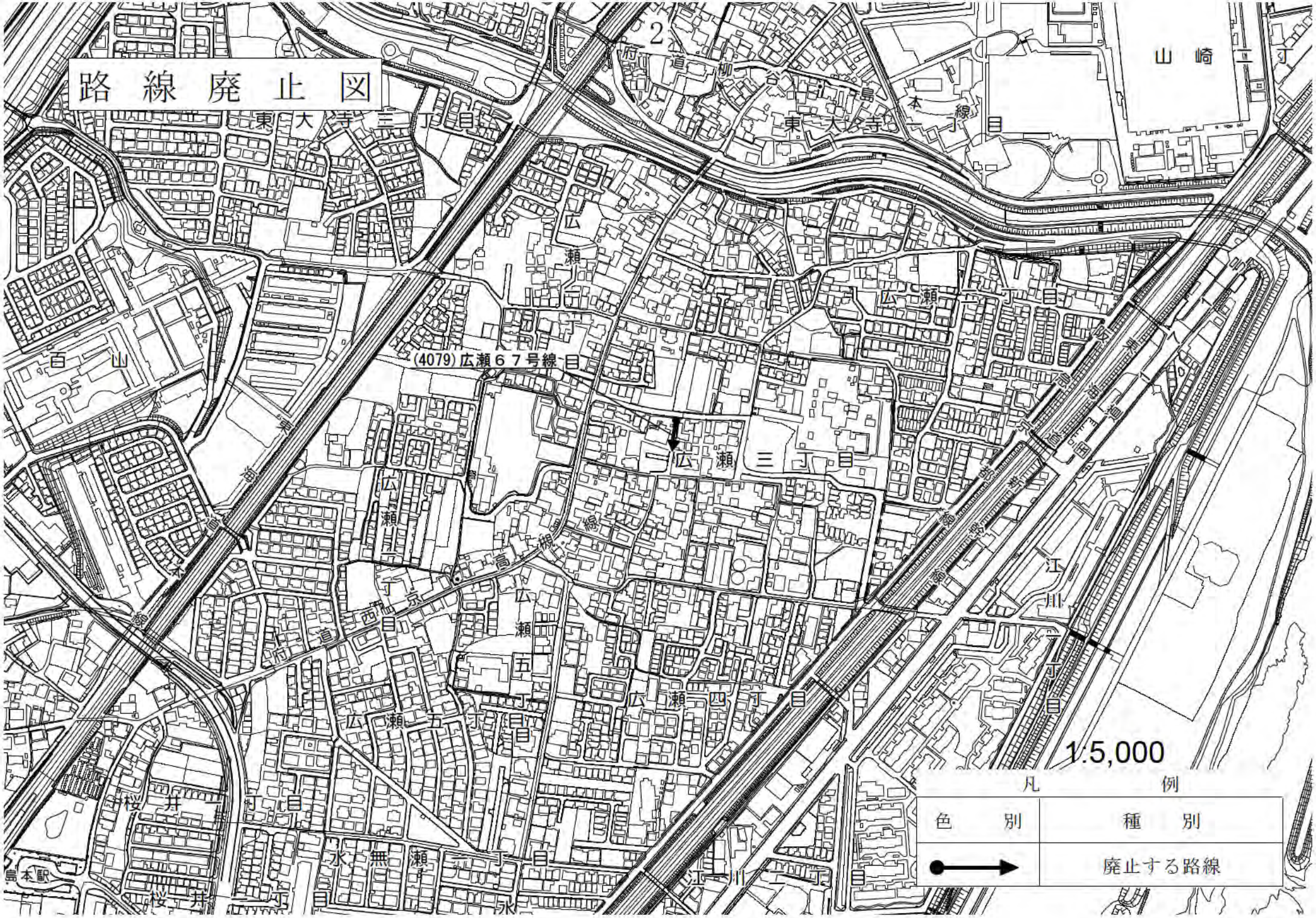
認定詳細図 (4079)広瀬67号線 …… 6

認定詳細図 (4114)広瀬102号線 …… 6

認定詳細図 (4115)広瀬103号線 …… 7

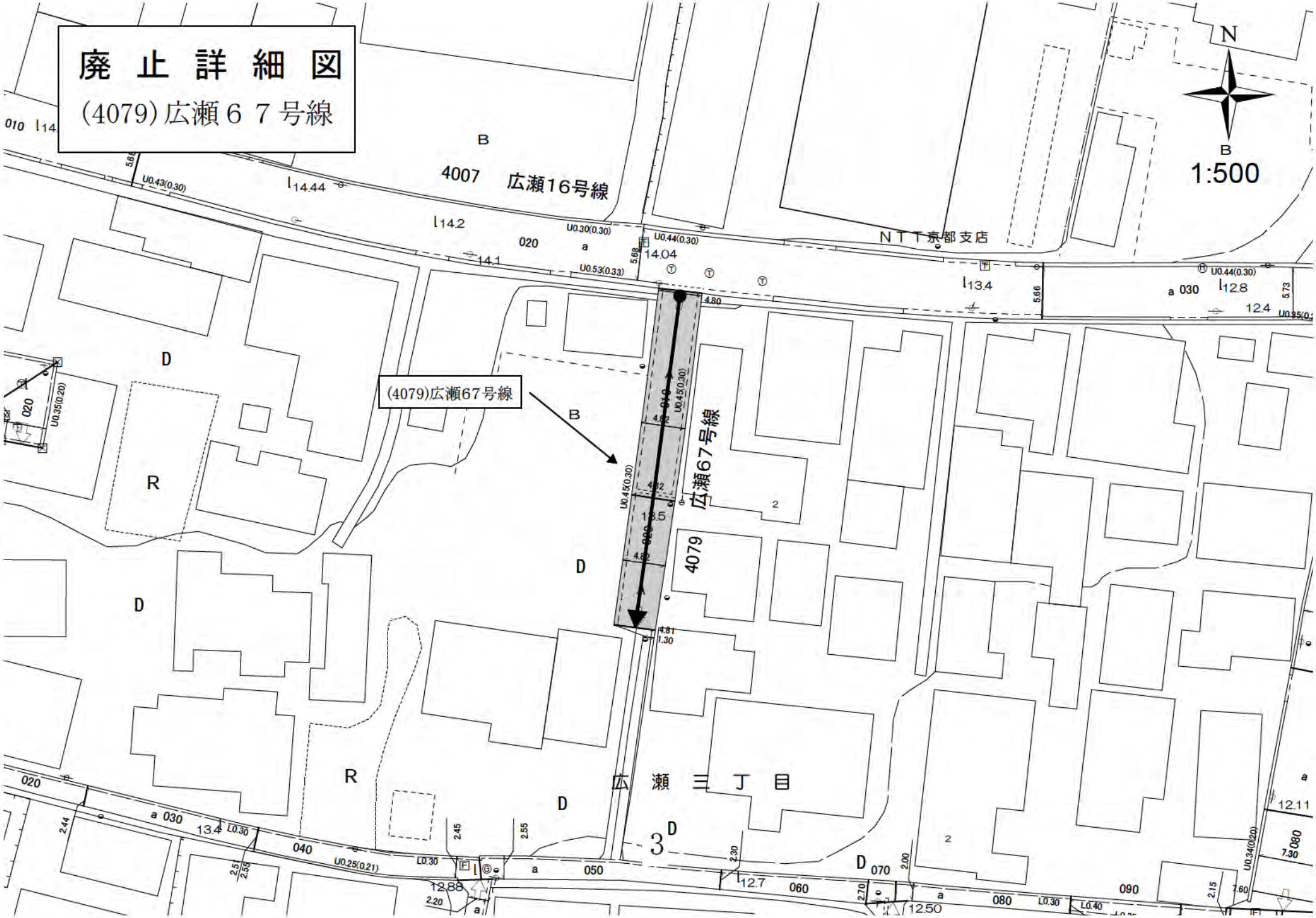
認定詳細図 (5073)桜井68号線 …… 8

認定詳細図 (5074)桜井69号線 …… 9

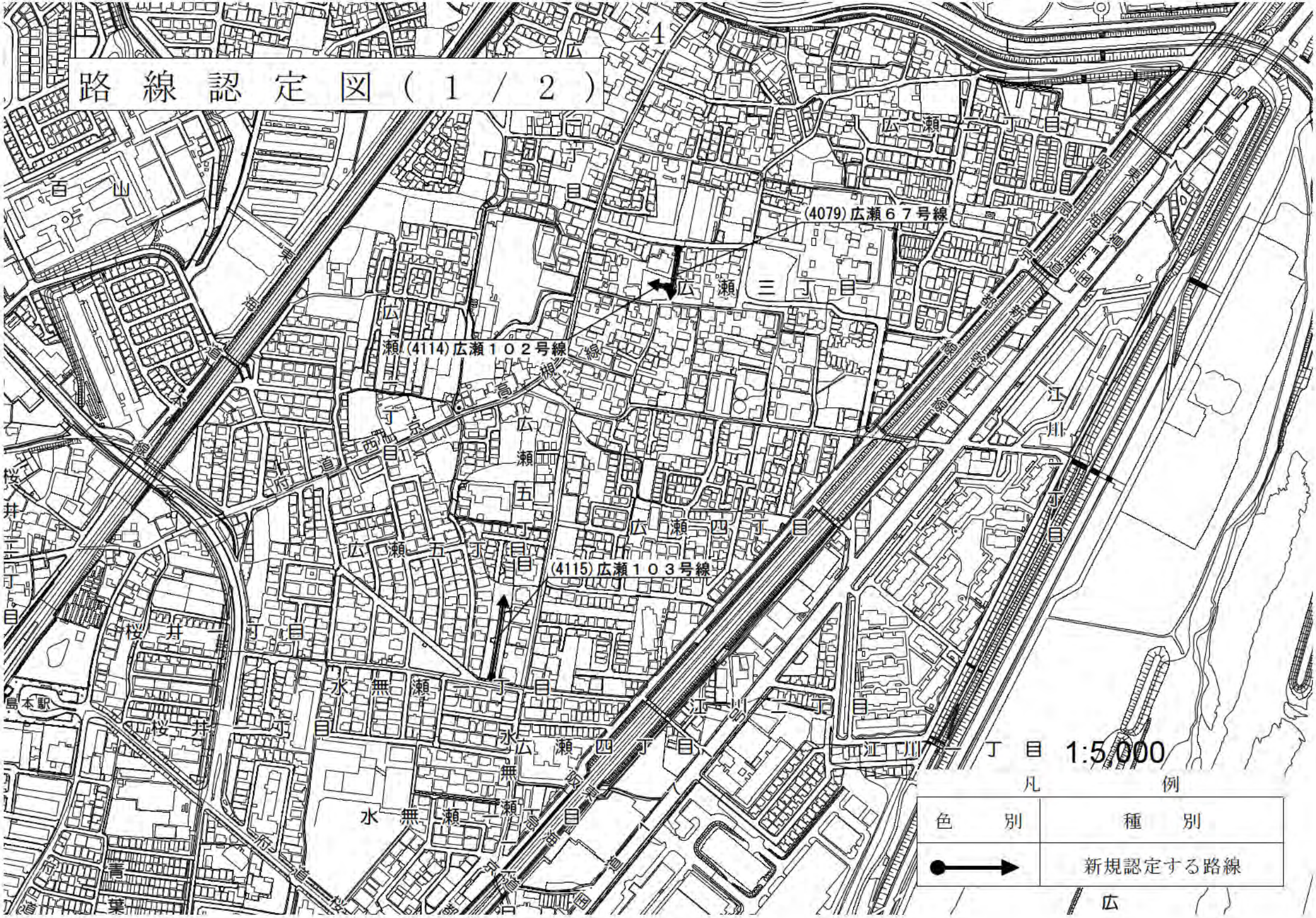

路線廃止図
(4079)広瀬６７号線
広瀬三丁目
1:5,000
凡例
色別
種別
廃止する路線

廃 止 詳 細 図

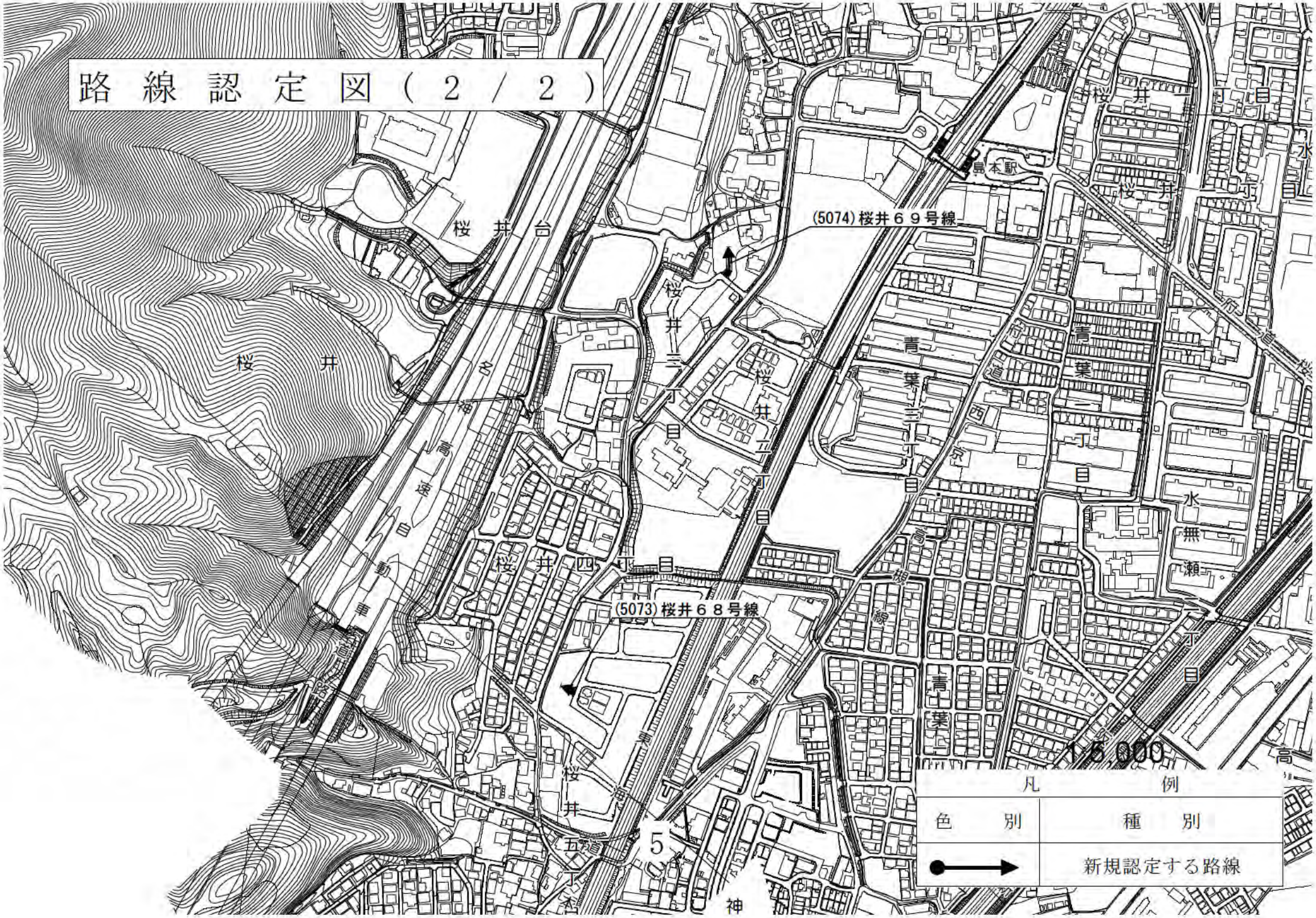
(4079)広瀬６７号線

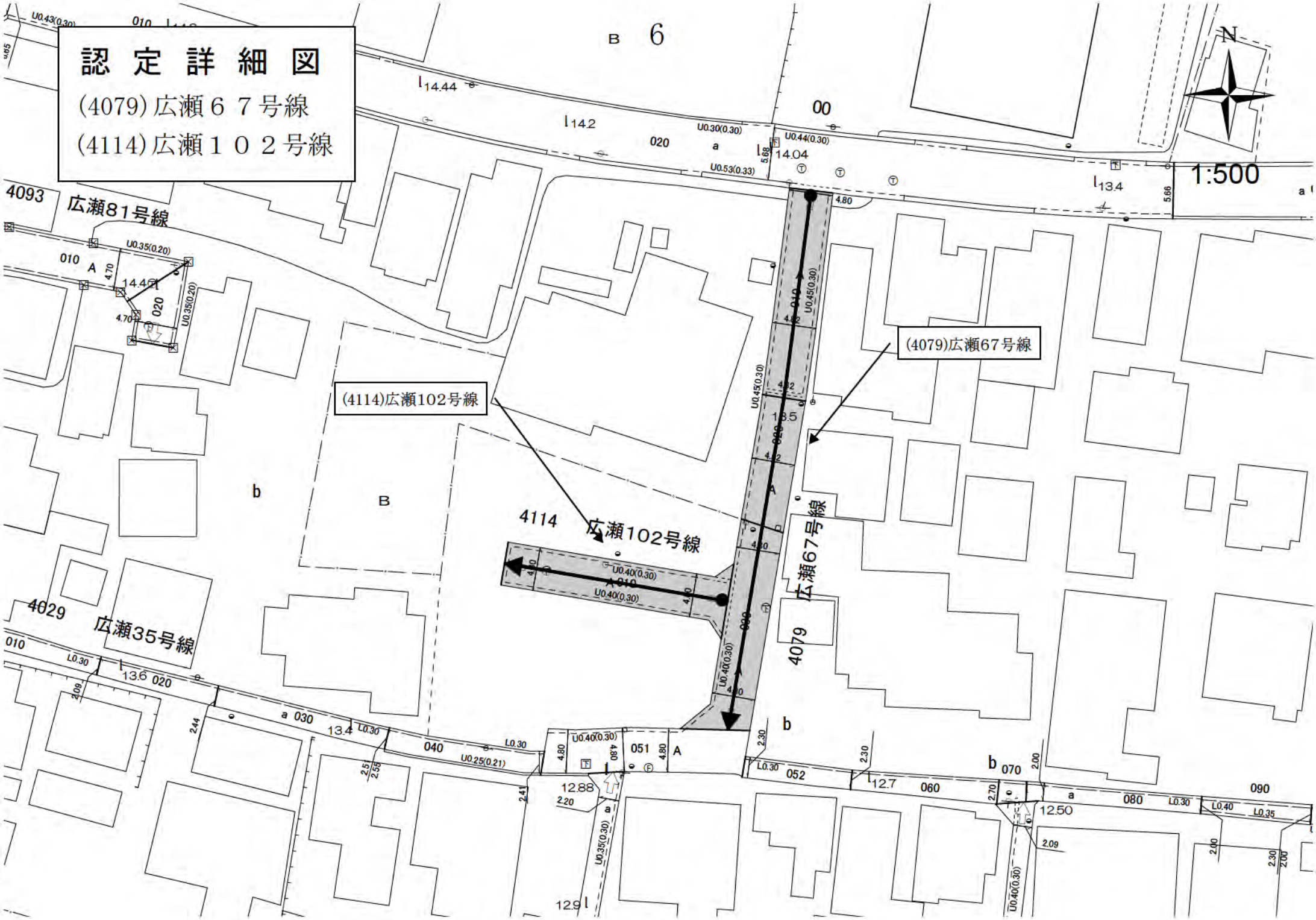


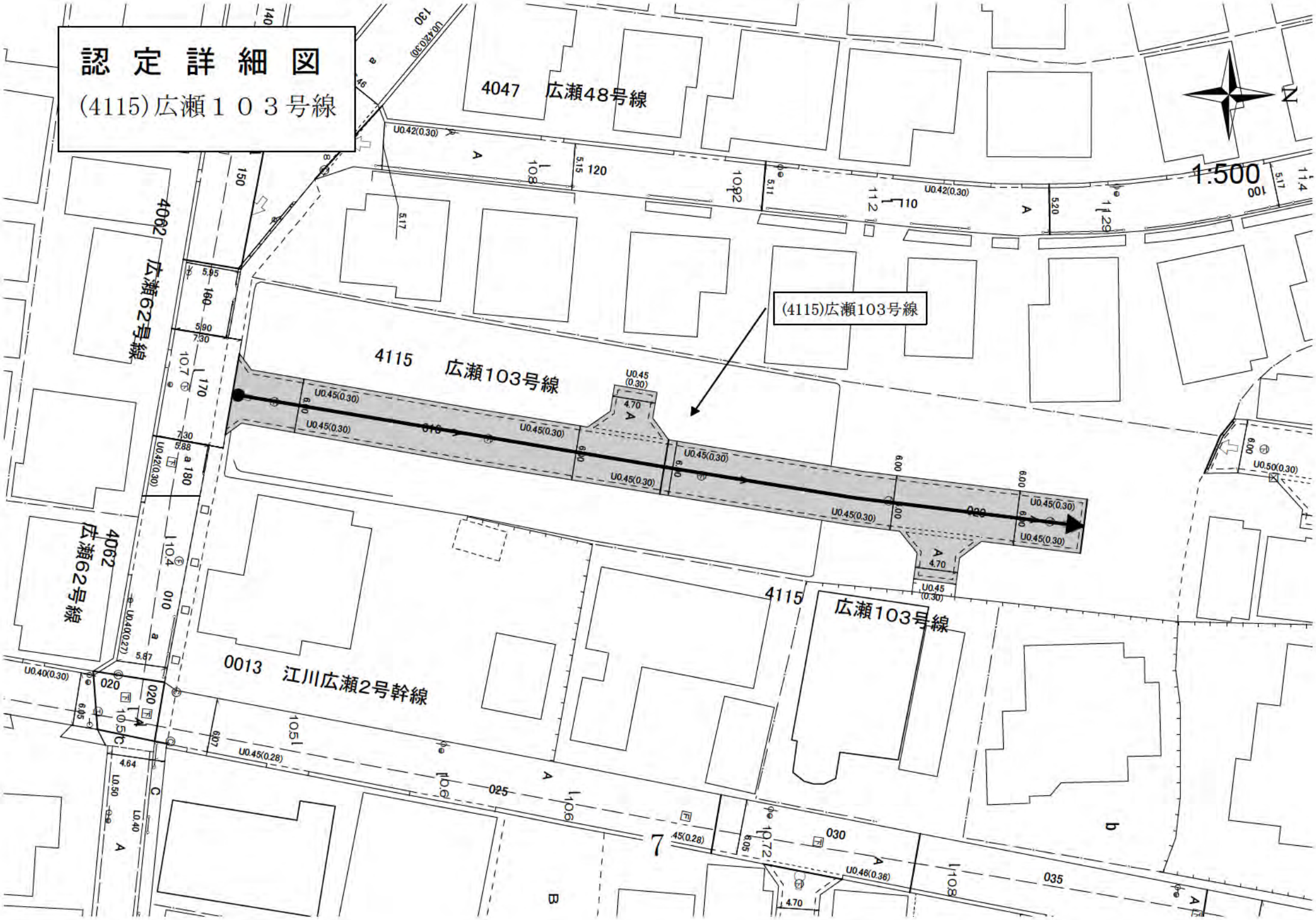
路線認定図（１／２）

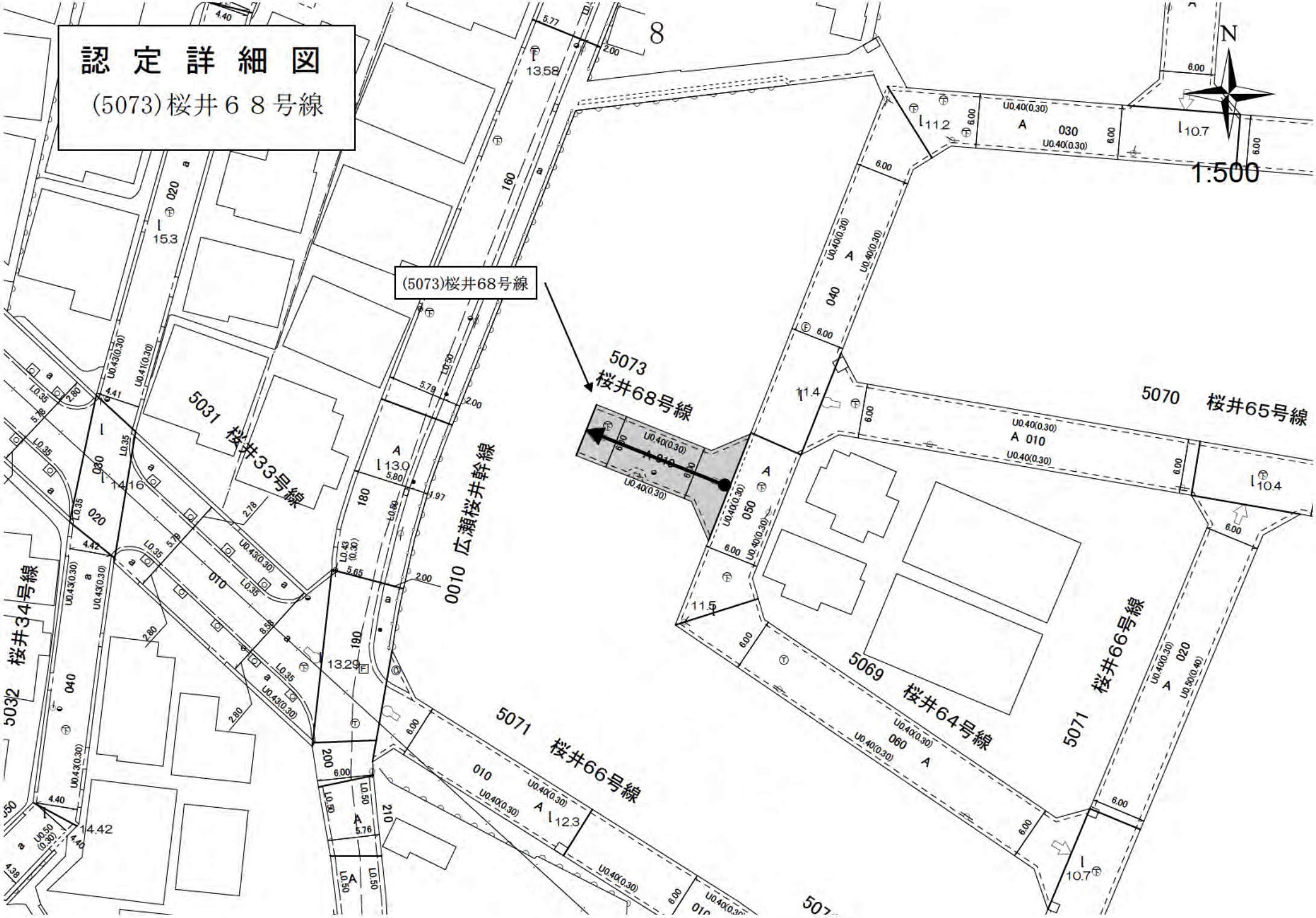

(4079)広瀬６７号線
(4114)広瀬１０２号線
(4115)広瀬１０３号線
1:5,000
凡例
色別
種別
新規認定する路線

路線認定図（２／２）


(5074)桜井６９号線
(5073)桜井６８号線
桜井台
桜井
桜井三丁目
桜井二丁目
桜井四丁目
桜井五丁目
青葉二丁目
青葉三丁目
水無瀬一丁目
桜井一丁目
水無瀬二丁目
島本駅
高速自動車道路
名神高速道路
京都縦貫線
15,000
凡例
色別
種別
新規認定する路線

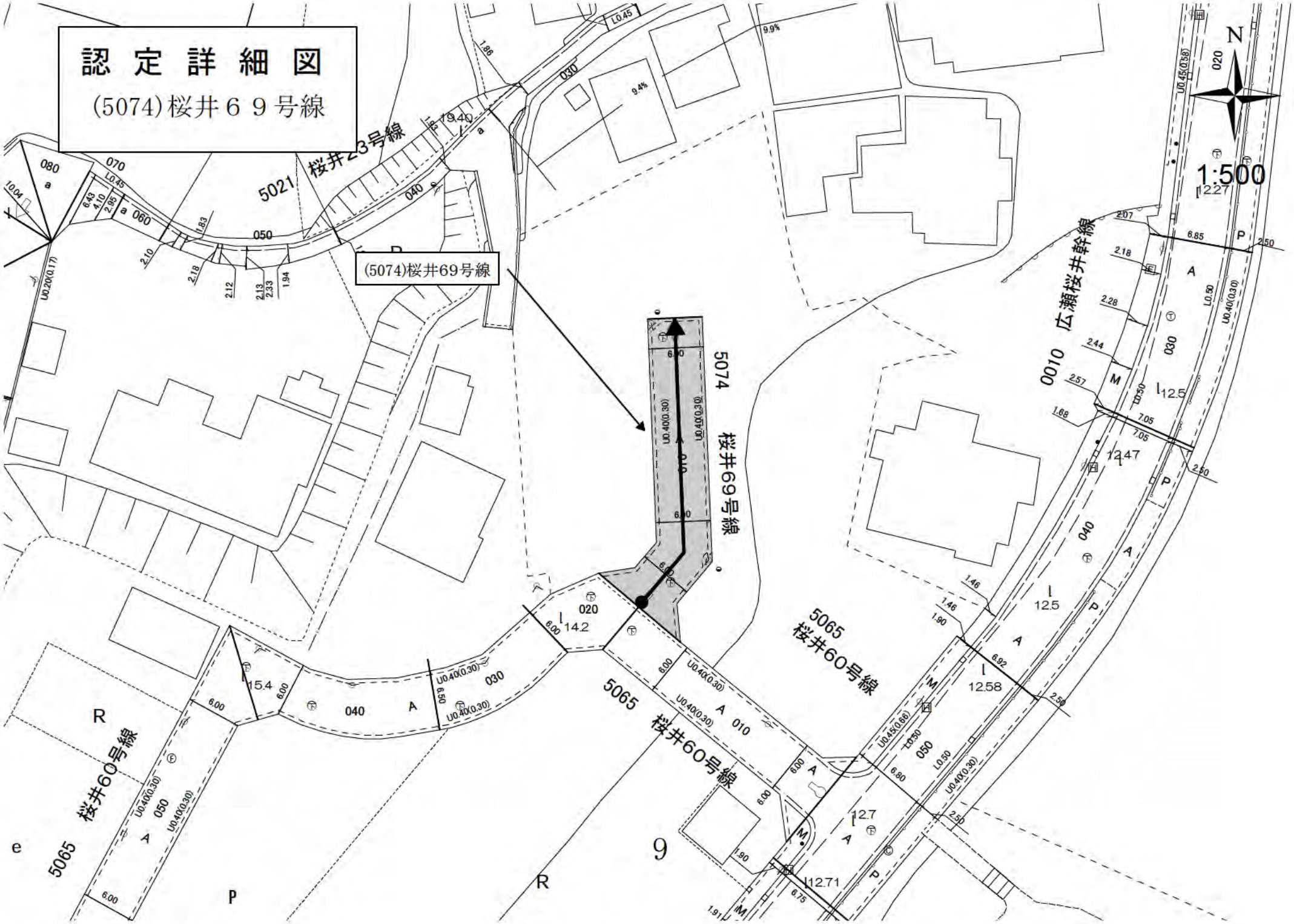

認定詳細図
(4079)広瀬６７号線
(4114)広瀬１０２号線
1:500
N
(4079)広瀬67号線
(4114)広瀬102号線
4093 広瀬81号線
4029 広瀬35号線
4114 広瀬102号線
広瀬67号線
4079


認定詳細図
(4115)広瀬１０３号線
4047 広瀬48号線
4062 広瀬62号線
4115 広瀬103号線
(4115)広瀬103号線
0013 江川広瀬2号幹線
N
1:500


認定詳細図
(5073)桜井６８号線
(5073)桜井68号線
5073
桜井68号線
5031 桜井33号線
0010 広瀬桜井幹線
5070 桜井65号線
5071 桜井66号線
5069 桜井64号線
桜井34号線
N
1:500

認定詳細図

(5074)桜井６９号線



第　４　号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、及び年次有給休暇の付与の取扱いを見直すため、所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和２６年島本町条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第４項中「養育」とあり、第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項」を「養育する」とあり、及び前２項」に、「養育」とあるのは」を「養育する」とあるのは」に、「介護」」を「介護する」」に改める。

第１３条第１項中「１年度ごと」を「一の年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。以下同じ。）ごと」に、「１年度に」を「一の年度に」に、「応じて」を「応じ」に、「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同項第１号中「及び第３号」を「から第４号まで」に改め、同項第２号中「次号に掲げる職員以外の職員であって、」を削り、「もの」を「者（次号に掲げる職員を除く。）及び当該年度の初日から引き続き休職又は停職により勤務しない職員であって、当該年度の中途において復職するもの」に改め、同項に次の１号を加える。

⑷　休職又は停職により、当該年度の初日から末日までの全期

間にわたって勤務しない職員　０日

第１６条第１項中「定める者」の次に「（第１７条の２第１項において「配偶者等」という。）」を加える。

第１７条の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第１７条の２　任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１７条の３　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

⑶　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日以後においてこの条例による改正後の第９条第２項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による請求（その３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする職員は、同日前においても、同項の規定の例により、当該請求をすることができる。

第４号議案資料

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

１　提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

⑴　育児のための時間外勤務の制限（超過勤務の免除）の対象となる子の範囲を、３歳未満の子から小学校就学前の子に拡大するもの（第９条関係）。

⑵　当該年度の初日から引き続き休職又は停職により勤務しない職員に係る年次有給休暇の付与日数について定めるもの（第１３条関係）。

⑶　介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知等の措置について任命権者に義務付けるもの（第１７条の２及び第１７条の３関係）。

⑷　その他文言の整理を行うもの。

３　新旧対照表

４　施行期日

令和７年４月１日

第 4 号議案　参考資料

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第９条　略 ２　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第７条第１項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３　略 ４　前３項の規定は、第１６条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第３項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第１６条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるとこ	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第９条　略 ２　任命権者は、３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第７条第１項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３　略 ４　前３項の規定は、第１６条第１項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第３項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第１６条第１項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるとこ

改　　正　　案	現　　行
ろにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。	ろにより、当該要介護者を介護」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
５　略	５　略
（年次有給休暇） 第１３条　年次有給休暇は、一の年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。 ⑴　次号から第４号までに掲げる職員以外の職員　２０日（短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数） ⑵　当該年度の中途において新たに職員となる者（次号に掲げる職員を除く。）及び当該年度の初日から引き続き休職又は停職により勤務しない職員であって、当該年度の中途において復職するもの　その年度の在職期間を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数 ⑶　略 ⑷　休職又は停職により、当該年度の初日から末日までの全期間にわたって勤務しない職員　０日	（年次有給休暇） 第１３条　年次有給休暇は、１年度ごとにおける休暇とし、その日数は、１年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 ⑴　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　２０日（短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数） ⑵　次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年度の中途において新たに職員となるもの　その年度の在職期間を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数 ⑶　略
２・３　略	２・３　略
（介護休暇） 第１６条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第１７条の２第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をする	（介護休暇） 第１６条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をする

改　　正　　案	現　　行
ため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２・３　略 （病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認） 第１７条　略 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第１７条の２　任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第１７条の３　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 ⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 ⑶　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 （委任） 第１８条　略	ため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２・３　略 （病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認） 第１７条　略 （委任） 第１８条　略

第　５　号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

報酬の支給制限に関する事項を定めるため、所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４５年島本町条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「条例は」の次に「、他の条例に特別の定めがある場合を除き」を加え、「「職員」を「「特別職非常勤職員」に、「について、」を「に関し」に改める。

第２条中「職員」を「特別職非常勤職員」に改め、同条第１号中「規定する職」を「掲げる職」に、「規定する額」を「定める額」に改め、同条第２号中「規定する職」を「掲げる職」に、「規定する額」を「定める額」に改める。

第３条を次のように改める。

（報酬の支給制限）

第３条　本町の常勤の職員又は島本町立の学校に勤務する府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）第１条に規定する職員をいう。）（以下この項において「常勤の職員等」という。）がこの条例の適用を受ける特別職非常勤職員の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職非常勤職員として受けるべき報酬は、支給しない。ただし、常勤の職員等が正規の勤務時間以外の時間においてのみその兼ねる特別職

非常勤職員の職務に従事するときは、この限りでない。

２　特別職非常勤職員で関係官公署の職員のうちから任命され、又は委嘱されているものについては、報酬を支給しないことができる。

第４条の見出しを「（報酬の支給日）」に改める。

第５条の前の見出しを「（報酬の支給方法）」に改め、同条第３項中「及び費用弁償」を削り、「職員」を「特別職非常勤職員」に改める。

第６条第３項中「職員」を「特別職非常勤職員」に改める。

第７条中「職員」を「特別職非常勤職員」に、「支給しない」を「、支給しない」に改める。

第８条を第９条とし、第７条の次に次の１条を加える。

（費用弁償）

第８条　特別職非常勤職員が会議への出席その他の公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規定による旅費の額及びその支給方法については、島本町職員旅費条例（昭和２４年島本町条例第３４号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、第２条第１号に掲げる職にあっては同条例別表町長副町長の項の規定を、同条第２号に掲げる職にあっては同表会計管理者、部長、次長、課長又はこれに相当する職の項の規定を準用する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第　5　号議案資料

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1　提案理由

報酬の支給制限に関する事項を定めるため、所要の改正を行うもの。

2　議案の概要

⑴　本町の常勤の職員等又は関係官公署の職員が特別職非常勤職員の職を兼ねる場合における報酬の支給制限について定めるもの（第3条関係）。

⑵　その他規定の整理を行うもの。

3　新旧対照表

4　施行期日

公布の日

第 5 号議案　参考資料

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（趣旨） 第１条　この条例は、他の条例に特別の定めがある場合を除き、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条の２第５項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職非常勤職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し　必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は　、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条の２第５項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「職員　」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。
（報酬の額） 第２条　特別職非常勤職員の報酬は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第３条第３項第１号、第２号及び第３号の２に掲げる職　別表第１に定める額 ⑵　法第３条第３項第３号に掲げる職　別表第２に定める額	（報酬の額） 第２条　職員　の報酬は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第３条第３項第１号、第２号及び第３号の２に規定する職　別表第１に規定する額 ⑵　法第３条第３項第３号に規定する職　別表第２に規定する額
（報酬の支給制限） 第３条　本町の常勤の職員又は島本町立の学校に勤務する府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）第１条に規定する職員をいう。）（以下この項において「常勤の職員等」という。）がこの条例の適用を受ける特別職非常勤職員の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職非常勤職員として受けるべき報酬は、支給しない。ただし、常勤の職員等が正規の勤務時間以外の時間においてのみその兼ねる特別職非常勤職員の職務に従事するときは、この限りでない。 ２　特別職非常勤職員で関係官公署の職員のうちから任命され、又は委嘱されているものについては、報酬を支給しないことができる。	（費用弁償） 第３条　職員が会議への出席その他の公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 ２　前項の規定による旅費の額及び支給方法は、前条第１号に掲げる職にあっては島本町職員旅費条例（昭和２４年島本町条例第３４号）別表に規定する町長副町長の項の規定を準用し、同条第２号に掲げる職にあっては同表に規定する会計管理者、部長、次長、課長又はこれに相当する職の項の規定を準用する。

改　　正　　案	現　　行
（報酬の支給日） 第４条　略	（支給日） 第４条　略
（報酬の支給方法） 第５条　略 ２　略 ３　報酬の支払は、特別職非常勤職員の申出により、口座振替の方法により行うことができる。	（支給方法） 第５条　略 ２　略 ３　報酬及び費用弁償の支払は、職員の申出により、口座振替の方法により行うことができる。
第６条　略 ２　略 ３　前２項の規定にかかわらず、特別職非常勤職員が死亡したときは、死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。	第６条　略 ２　略 ３　前２項の規定にかかわらず、職員が死亡したときは、死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。
（報酬の減額） 第７条　特別職非常勤職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない時間に係る報酬は、支給しない。	（報酬の減額） 第７条　職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない時間に係る報酬は支給しない。
（費用弁償） 第８条　特別職非常勤職員が会議への出席その他の公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 ２　前項の規定による旅費の額及びその支給方法については、島本町職員旅費条例（昭和２４年島本町条例第３４号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、第２条第１号に掲げる職にあっては同条例別表町長副町長の項の規定を、同条第２号に掲げる職にあっては同表会計管理者、部長、次長、課長又はこれに相当する職の項の規定を準用する。	
（委任） 第９条　略	（委任） 第８条　略

第　6　号議案

島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

島本町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　7　年　2　月27日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令の改正内容に準じて、所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

島本町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

島本町職員の退職手当に関する条例（昭和５１年島本町条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１１項第４号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第１４項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第１０項中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第１０条第１１項（第４号に係る部分に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した島本町職員の退職手当に関する条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条

例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第 6 号議案資料

島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1　提案理由

国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令の改正内容に準じて、所要の改正を行うもの。

2　議案の概要

⑴　雇用保険法に基づく就業促進手当のうち就業手当が廃止されることに伴い、規定を整理するもの（第１０条関係）。

⑵　雇用保険法に基づく地域延長給付の暫定措置が２年間延長されることに伴い、規定を整理するもの（附則第１０項関係）。

3　新旧対照表

4　施行期日

令和７年４月１日

第 6 号議案　参考資料

島本町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（失業者の退職手当） 第１０条　略 ２～１０　略 １１　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 ⑴～⑶　略 ⑷　安定した職業に就いた者　雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 ⑸・⑹　略 １２・１３　略 １４　第１１項第４号に掲げる退職手当の支給があったときは、第１項、第３項又は第１１項の規定の適用については、雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。 １５～１７　略	（失業者の退職手当） 第１０条　略 ２～１０　略 １１　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 ⑴～⑶　略 ⑷　職業　に就いたもの　雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 ⑸・⑹　略 １２・１３　略 １４　第１１項第４号に掲げる退職手当の支給があったときは、第１項、第３項又は第１１項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める　日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。 ⑴　雇用保険法第５６条の３第１項第１号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数 ⑵　雇用保険法第５６条の３第１項第１号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該就業促進手当について同条第５項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数 １５～１７　略

改　　正　　案	現　　行
附　則 １０　令和９年３月３１日以前に退職した職員に対する第１０条第１０項の規定の適用については、同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ　特定退職者であって、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、町長が同法第２４条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。	附　則 １０　令和７年３月３１日以前に退職した職員に対する第１０条第１０項の規定の適用については、同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ　特定退職者であって、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、町長が同法第２４条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。

第　７　号議案

島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年島本町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１８条第１項第２号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

第 7 号議案資料

島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1　提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(国基準)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2　議案の概要

栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることを受け、「栄養士」の配置等を求めている部分につき「管理栄養士」を追加するもの。

3　新旧対照表

4　施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

第 7 号議案　参考資料

島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（食事の提供の特例） 第１８条　次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。この条において同じ。）は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。この項において同じ。）に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ⑴　略 ⑵　当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、町等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 ⑶～⑸　略 ２　略	（食事の提供の特例） 第１８条　次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。この条において同じ。）は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。この項において同じ。）に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ⑴　略 ⑵　当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ⑶～⑸　略 ２　略

第　８　号議案

島本町下水道条例の一部改正について

島本町下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

常駐及び専任規制に該当する規定の緩和、その他所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

島本町下水道条例の一部を改正する条例

島本町下水道条例（昭和６３年島本町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第７条の２第１項第２号を次のように改める。

⑵　営業所ごとに責任技術者を選任していること。

第９条第１項第１１号を次のように改める。

⑾　前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成６年大阪府条例第６号)により、当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第４号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）　当該排水基準に係る数値

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

第 8 号議案資料

島本町下水道条例の一部改正について

1　提案理由

常駐及び専任規制に該当する規定の緩和、その他所要の改正を行うもの。

2　議案の概要

責任技術者について営業所ごとに専属する者から選任する者への見直し、及び排水基準について整備を行うもの。

3　新旧対照表

4　施行期日

令和７年４月１日

第 8 号議案　参考資料

島本町下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（指定工事店） 第７条の２　指定工事店は、次の各号に掲げる条件を備えた者のうちから、その者の申請に基づき管理者が指定する。 ⑴　略 ⑵　営業所ごとに責任技術者を選任していること。 ⑶　略 ２～４　略	（指定工事店） 第７条の２　指定工事店は、次の各号に掲げる条件を備えた者のうちから、その者の申請に基づき管理者が指定する。 ⑴　略 ⑵　専属の責任技術者を有すること。 ⑶　略 ２～４　略
（除害施設の設置等） 第９条　継続して次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第１２条の２第１項又は第５項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下この条及び第１１条において同じ。）を排除して公共下水道を使用しようとする者は、除害施設を設け、又は必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にしてこれを排除しなければならない。 ⑴～⑽　略 ⑾　前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成６年大阪府条例第６号）により、当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第４号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）　当該排水基準に係る数値 ２　略	（除害施設の設置等） 第９条　継続して次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第１２条の２第１項又は第５項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下この条及び第１１条において同じ。）を排除して公共下水道を使用しようとする者は、除害施設を設け、又は必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にしてこれを排除しなければならない。 ⑴～⑽　略 ⑾　色又は臭気　放流先で支障を来すような色又は、臭気を帯びてないもの ２　略

第　９　号議案

令和６年度島本町一般会計補正予算（第８号）

令和６年度島本町の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１０９，３７１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８，１８５，６７０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
11 地方交付税		1,971,195	170,034	2,141,229
	1 地方交付税	1,971,195	170,034	2,141,229
15 国庫支出金		2,916,440	△47,457	2,868,983
	1 国庫負担金	1,834,200	△16,880	1,817,320
	2 国庫補助金	1,061,373	△30,577	1,030,796
16 府支出金		1,174,255	△5,343	1,168,912
	1 府負担金	831,768	1,388	833,156
	2 府補助金	282,239	△5,648	276,591
	3 府委託金	60,248	△1,083	59,165
17 財産収入		7,797	266	8,063
	1 財産運用収入	7,797	266	8,063
18 寄附金		401,032	1,060	402,092

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄附金	401,032	1,060	402,092
19 繰入金		1,959,876	△500	1,959,376
	1 特別会計繰入金	32,430	△500	31,930
20 諸収入		287,882	△89	287,793
	4 雑入	284,024	△89	283,935
21 町債		2,754,999	△8,600	2,746,399
	1 町債	2,754,999	△8,600	2,746,399
歳入合計		18,076,299	109,371	18,185,670

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		126,283	△1,445	124,838
	1 議会費	126,283	△1,445	124,838
2 総務費		4,652,795	203,513	4,856,308
	1 総務管理費	4,344,390	216,686	4,561,076
	2 徴税費	167,572	△4,907	162,665
	3 戸籍住民基本台帳費	119,360	△8,128	111,232
	5 統計調査費	753	△138	615
3 民生費		6,637,172	△35,742	6,601,430
	1 社会福祉費	3,505,187	5,187	3,510,374
	2 児童福祉費	2,791,014	△40,729	2,750,285
	3 生活保護費	340,970	△200	340,770
4 衛生費		1,332,477	△13,015	1,319,462

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	1 保健衛生費	634,461	△1,467	632,994
	2 環境衛生費	50,613	△1,779	48,834
	3 清掃費	647,403	△9,769	637,634
5 農林水産業費		67,110	△1,858	65,252
	1 農業費	56,101	△1,858	54,243
6 商工費		253,059	△42	253,017
	1 商工費	253,059	△42	253,017
7 土木費		931,571	△2,323	929,248
	1 土木管理費	123,736	△200	123,536
	2 道路橋りょう費	129,456	0	129,456
	3 河川費	16,866	△945	15,921
	4 都市計画費	592,335	△1,178	591,157

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 交通防犯対策費	45,140	0	45,140
8 消防費		444,352	△1,286	443,066
	1 消防費	444,352	△1,286	443,066
9 教育費		2,426,869	△38,431	2,388,438
	1 教育総務費	448,435	△31,111	417,324
	4 幼稚園費	163,841	△1,851	161,990
	5 社会教育費	256,397	△5,469	250,928
歳出合計		18,076,299	109,371	18,185,670

第２表　　繰 越 明 許 費 補 正

（追　加）

款	項	事　　業　　名	金　　額
総　務　費	総　務　管　理　費	防災用備品購入	４，８０９千円
総　務　費	総　務　管　理　費	指定金融機関派出所移転業務委託	１，４０５千円
衛　生　費	保　健　衛　生　費	出産・子育て応援給付金事業	９，４８０千円

第２表　　債務負担行為補正

（追　加）

事　　項	期　　間	限　度　額
議会配信用機器購入	(自)令和６年度 (至)令和７年度	６２０千円
振り仮名の法改正に伴う臨時受付窓口業務委託	(自)令和６年度 (至)令和７年度	６，０２２千円

第 3 表　　地 方 債 補 正

（変 更）

起債の目的	補正前								補正後							
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	その他				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	その他
	千円		4.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		年以内	年以内	年賦又は半年賦元利均等又は元金均等	町財政の都合又は融通条件により、据置期間及び償還期限の短縮又は繰上償還若しくは借換をすることができる。	千円		%以内		年以内	年以内		
人権文化センター整備事業債	7,000	証書借入		政府その他	15	3			6,100	補正前に同じ						
保育所整備事業債	47,700	〃		政府その他	30	5			43,900							
清掃施設整備事業債	139,600	〃		政府その他	20	3			136,100							
消防施設整備事業債	3,900	〃		政府その他	30	5			3,500							

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
11 地方交付税	1,971,195	170,034	2,141,229
15 国庫支出金	2,916,440	△47,457	2,868,983
16 府支出金	1,174,255	△5,343	1,168,912
17 財産収入	7,797	266	8,063
18 寄附金	401,032	1,060	402,092
19 繰入金	1,959,876	△500	1,959,376
20 諸収入	287,882	△89	287,793
21 町債	2,754,999	△8,600	2,746,399
歳　　入　　合　　計	18,076,299	109,371	18,185,670

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 議会費	126,283	△1,445	124,838	0	0	0	0	△1,445
2 総務費	4,652,795	203,513	4,856,308	589	0	△900	1,326	202,498
3 民生費	6,637,172	△35,742	6,601,430	△20,085	561	△3,800	△500	△11,918
4 衛生費	1,332,477	△13,015	1,319,462	△337	△479	△3,500	△89	△8,610
5 農林水産業費	67,110	△1,858	65,252	0	△142	0	0	△1,716
6 商工費	253,059	△42	253,017	0	0	0	0	△42
7 土木費	931,571	△2,323	929,248	△23,939	△945	0	0	22,561
8 消防費	444,352	△1,286	443,066	0	0	△400	0	△886
9 教育費	2,426,869	△38,431	2,388,438	△3,685	△4,200	0	0	△30,546
歳　出　合　計	18,076,299	109,371	18,185,670	△47,457	△5,205	△8,600	737	169,896

２．歳入

（款）　11.地方交付税　　（項）　1.地方交付税　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　額		
1 地方交付税	1,971,195	170,034	2,141,229	1 地方交付税	170,034	普通交付税	170,034
計	1,971,195	170,034	2,141,229				

（款）　15.国庫支出金　　（項）　1.国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,763,228	△ 18,178	1,745,050	1 社会福祉費負担金	△ 882	国民健康保険基盤安定交付金	△ 410
						生活困窮者自立支援事業等負担金	△ 446
						未就学児均等割保険料負担金	△ 55
						産前産後保険料負担金	29
				2 児童福祉費負担金	33,010	施設型給付費負担金	33,010
				3 児童手当負担金	△ 40,254	児童手当負担金	△ 40,254
				4 児童扶養手当負担金	△ 10,052	児童扶養手当負担金	△ 10,052
2 教育費国庫負担金	70,972	1,298	72,270	1 幼稚園費負担金	1,298	施設型給付費負担金	1,298
計	1,834,200	△ 16,880	1,817,320				

（款） 15.国庫支出金　　（項） 2.国庫補助金　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金	590,506	589	591,095	1 総務管理費補助金	△ 1,815	デジタル田園都市国家構想交付金	△ 1,815
				2 新しい地方経済・生活環境創生交付金	2,404	新しい地方経済・生活環境創生交付金	2,404
2 民生費国庫補助金	163,779	△ 8,216	155,563	1 児童福祉費補助金	△ 6,349	子ども・子育て支援交付金	△ 6,289
						子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	△ 60
				2 ひとり親家庭福祉費補助金	△ 1,867	母子家庭等対策総合支援事業費補助金	△ 1,867
3 衛生費国庫補助金	69,591	474	70,065	1 保健衛生費補助金	750	風しん抗体検査事業費補助金	△ 130
						出産・子育て応援交付金	880
				2 清掃費補助金	△ 276	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	△ 276
4 土木費国庫補助金	87,546	△ 23,939	63,607	1 社会資本整備総合交付金	△ 17,559	防災・安全交付金	△ 17,559
				2 道路橋りょう費補助金	△ 6,380	道路更新防災等対策事業費補助金	△ 6,380
5 教育費国庫補助金	149,951	515	150,466	1 社会資本整備総合交付金	515	防災・安全交付金	515

（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
計	1,061,373	△ 30,577	1,030,796				

（款） 16. 府支出金　　（項） 1. 府負担金

1 民生費府負担金	796,236	598	796,834	1 社会福祉費負担金	△ 11,119	国民健康保険基盤安定交付金	△ 5,571
						後期高齢者医療基盤安定交付金	△ 5,760
						未就学児均等割保険料負担金	198
						産前産後保険料負担金	14
				2 児童福祉費負担金	20,457	施設型給付費負担金	20,457
				3 児童手当負担金	△ 8,740	児童手当負担金	△ 8,740
2 教育費府負担金	35,532	790	36,322	1 幼稚園費負担金	790	施設型給付費負担金	790
計	831,768	1,388	833,156				

（款） 16. 府支出金　　（項） 2. 府補助金

2 民生費府補助金	223,002	△ 5,681	217,321	1 児童福祉費補助金	△ 5,681	子ども・子育て支援交付金	△ 5,681
3 衛生費府補助金	7,662	△ 276	7,386	1 清掃費補助金	△ 276	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	△ 276

（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
4 農林水産業費府補助金	1,303	△ 142	1,161	1 農業費補助金	△ 142	農業委員会費補助金	△ 142
8 教育費府補助金	11,285	451	11,736	1 幼稚園費補助金	451	施設型給付費補助金	451
計	282,239	△ 5,648	276,591				

（款） 16. 府支出金　　（項） 3. 府委託金

1 総務費府委託金	52,658	△ 138	52,520	1 統計調査費委託金	△ 138	農林業センサス委託金	△ 50
						国勢調査調査区設定委託金	△ 88
4 土木費府委託金	6,056	△ 945	5,111	1 河川費委託金	△ 945	水無瀬川除草委託金	△ 945
計	60,248	△ 1,083	59,165				

（款） 17. 財産収入　　（項） 1. 財産運用収入

2 利子及び配当金	1,968	266	2,234	1 利子及び配当金	266	各基金の収益金収入	266
計	7,797	266	8,063				

（款） 18. 寄附金　　（項） 1. 寄附金　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
3 民生費寄附金	0	1,060	1,060	1 児童福祉費寄附金	1,060	子育て支援協力金	1,060
計	401,032	1,060	402,092				

（款） 19. 繰入金　　（項） 1. 特別会計繰入金

1 介護保険事業特別会計繰入金	32,430	△ 500	31,930	1 介護保険事業特別会計繰入金	△ 500	介護保険事業特別会計繰入金	△ 500
計	32,430	△ 500	31,930				

（款） 20. 諸収入　　（項） 4. 雑入

1 空地除草費徴収金	89	△ 89	0	1 空地除草費徴収金	△ 89	空地除草委託徴収金	△ 89
計	284,024	△ 89	283,935				

（款） 21. 町債　　（項） 1. 町債

1 総務債	1,939,300	△ 900	1,938,400	1 人権文化センター整備事業債	△ 900	人権文化センター整備事業債	△ 900

（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
2 民生債	47,700	△ 3,800	43,900	1 児童福祉施設整備事業債	△ 3,800	町立保育所整備事業債	△ 3,800
3 衛生債	139,600	△ 3,500	136,100	1 清掃施設整備事業債	△ 3,500	清掃工場施設整備事業債	△ 3,500
5 消防債	3,900	△ 400	3,500	1 消防施設整備事業債	△ 400	消防施設整備事業債	△ 400
計	2,754,999	△ 8,600	2,746,399				

３．歳出

（款）　1.議会費　　（項）　1.議会費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 議会費	126,283	△1,445	124,838	0	0	0	△1,445	7 報償費	△10	報償金	△10
										議員研修講師謝礼	△10
								8 旅費	△335	費用弁償	△264
										議員調査研修	△264
										特別旅費	△71
								11 役務費	△891	筆耕翻訳料	△891
										議会議事速記料	△756
										常任委員会等反訳料	△135
								13 使用料及び賃借料	△209	使用料	△8
										駐車料	△4
										有料道路通行料	△4
										賃借料	△201
										車両借上	△201
計	126,283	△1,445	124,838	0	0	0	△1,445				

（款）　2.総務費　　（項）　1.総務管理費

1 一般管理費	566,982	10,695	577,677	0	0	0	10,695	1 報酬	△105	特別職非常勤職員報酬	△105

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										特別職報酬等審議会委員	△105
								2 給料	△3,500	職員給	△3,500
										一般職給	△3,500
								3 職員手当等	19,431	諸手当	19,431
										地域手当	△210
										退職手当	19,641
								4 共済費	△1,800	職員共済組合	
								7 報償費	△100	報償金	△100
										職員研修講師謝礼	△100
								8 旅費	△528	普通旅費	△69
										一般職	△69
										特別旅費	△459
										一般職	△459
								10 需用費	△1,287	消耗品費	△1,287
										事務用消耗品	△1,287
								11 役務費	△86	通信運搬費	△86
										郵便料	△86

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								12 委託料	△1,204	事務等委託料	△1,204
										職員採用試験業務	△581
										職員昇格試験業務	△23
										各種職員健康診断	△600
								17 備品購入費	△46	庁用器具費	△46
										事務用備品	△46
								18 負担金、補助及び交付金	△80	負担金	△80
										各種研修会参加等負担	△80
2 財産管理費	2,375,550	△1,794	2,373,756	0	0	0	△1,794	10 需用費	△341	光熱水費	△341
										非化石証書購入	△341
								11 役務費	△212	火災・損害保険料	△212
										全国町村会総合賠償補償保険	△212
								13 使用料及び賃借料	△1,241	賃借料	△1,241
										臨時駐車場用地賃借料	△1,241
3 防災計画費	17,081	4,809	21,890	国庫支出金 2,404	0	0	2,405	17 備品購入費	4,809	機械器具費	4,809
										防災用備品	4,809

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
4 電算処理費	380,741	△35,722	345,019	国庫支出金 △2,286	0	0	△33,436	8 旅費	△14	特別旅費
								10 需用費	△1,900	消耗品費 △1,900 電算事務用消耗品 △1,900
								11 役務費	△3,798	通信運搬費 △55 携帯電話等使用料 △55 電算関連通信運搬費 △3,718 インターネット回線使用料 △36 ＬＧＷＡＮ府域ネットワーク回線使用料 △2,591 クラウド回線使用料 △1,091 電算関連手数料 △25 パソコン廃棄手数料 △10 クレジットカード等決済手数料 △15
								12 委託料	△6,271	電算関連委託料 △6,271 自治体クラウド改修業務 △1,072

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										電算機器設定業務	△627
										統合型ＧＩＳ関連業務	△4,572
								13 使用料及び賃借料	△23,266	電算関連使用料	△22,949
										サービス使用料	△22,949
										電算関連賃借料	△317
										電算機器等借上	△317
								14 工事請負費	△473	工事請負費	△473
										電算機器等設置工事	△473
5 財務会計費	29,483	295	29,778	0	0	0	295	12 委託料	295	事務等委託料	295
										派出業務	295
6 企画費	708	△146	562	0	0	0	△146	1 報酬	△67	特別職非常勤職員報酬	△67
										まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員	△67
								8 旅費	△18	費用弁償	△3
										普通旅費	△15
								10 需用費	△53	消耗品費	△53
										事務用消耗品	△53

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
								13 使用料及び賃借料	△8	賃借料 △8 電子複写機借上 △8
7 広報費	20,216	△2,181	18,035	0	0	0	△2,181	8 旅費	△15	費用弁償
								10 需用費	△2,087	印刷製本費 △2,087 広報しまもと・議会だより等 △2,082 町封筒 △5
								17 備品購入費	△79	図書購入費 △79 広報用ソフト △79
8 自治推進費	7,533	△826	6,707	0	0	0	△826	1 報酬	△158	特別職非常勤職員報酬 △158 情報公開・個人情報保護運営審議会委員 △158
								8 旅費	△8	費用弁償 △4 普通旅費 △4
								11 役務費	△65	通信運搬費 △65 郵便料 △65
								13 使用料及び賃借料	△15	賃借料 △15 電子複写機借上 △15

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
								18 負担金、補助及び交付金	△580	補助金 △580 自治会 △348 公募型公益活動支援事業補助金 △232
9 人権推進費	4,187	△234	3,953	0	0	0	△234	7 報償費	△60	報償金 △60 人権講座講師謝礼 △60
								12 委託料	△174	事務等委託料 △174 手話通訳 △24 動画編集等業務 △150
10 男女共同参画推進費	965	△44	921	0	0	0	△44	12 委託料	△44	事務等委託料 △44 保育等業務 △44
11 人権文化センター費	18,261	△70	18,191	0	△900	0	830	1 報酬	△60	特別職非常勤職員報酬 △60 人権文化センター運営委員会委員 △60
								12 委託料	13	事務等委託料 △146 清掃業務 △30 消防設備点検 △38 公用車定期点検 △12

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										施設開閉等業務 △66 工事関連委託料 △336 人権文化センター改修工事設計業務 △336 電算関連委託料 495 受付業務システム改修 495
								22 償還金、利子及び割引料	△23	償還金 △23 人権文化センター使用料還付金 △23
13 財政調整基金等積立金	581,246	241,964	823,210	0	0	1,326	240,638	24 積立金	241,964	積立金 241,964 各基金収益金積立て 266 公共施設整備積立基金積立て 191,144 減債基金積立て 49,494 財政調整基金積立て（子育て支援協力金分） 1,060

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
14 ふれあいセンター管理費	341,286	△60	341,226	0	0	0	△60	11 役務費	△60	電算関連通信運搬費 △60 インターネット回線使用料 △60
計	4,344,390	216,686	4,561,076	国庫支出金 118	△900	1,326	216,142			

（款） 2.総務費　　（項） 2.徴税費

1 税務総務費	135,161	△4,907	130,254	0	0	0	△4,907	2 給料	△950	職員給 △950 一般職給 △950
								3 職員手当等	△2,457	諸手当 △2,457 地域手当 △57 期末手当 △1,100 勤勉手当 △1,300
								4 共済費	△1,500	職員共済組合
計	167,572	△4,907	162,665	0	0	0	△4,907			

（款）　2.総務費　　（項）　3.戸籍住民基本台帳費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	119,360	△8,128	111,232	国庫支出金 471	0	0	△8,599	3 職員手当等	△2,400	諸手当 △2,400 時間外勤務手当 △2,400
								4 共済費	30	職員共済組合
								11 役務費	△117	手数料 △117 コンビニ交付手数料 △117
								12 委託料	△4,979	事務等委託料 565 旅券発給事務 981 窓口事務等派遣業務 △416 電算関連委託料 △5,544 コンビニ交付システム構築業務 △5,544
								13 使用料及び賃借料	△547	電算関連使用料 △547 コンビニ交付システムクラウドサービス使用料 △547
								18 負担金、補助及び交付金	△115	電算関連負担金 △115 コンビニ交付運営負担金 △115

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
計	119,360	△8,128	111,232	国庫支出金 471	0	0	△8,599			

（款） 2.総務費　　（項） 5.統計調査費

1 諸統計費	753	△138	615	0	0	0	△138	1 報酬	△88	会計年度任用職員報酬 △88 事務職 △88
								3 職員手当等	△50	諸手当 △50 時間外勤務手当 △50
計	753	△138	615	0	0	0	△138			

（款） 3.民生費　　（項） 1.社会福祉費

1 社会福祉総務費	199,664	△494	199,170	国庫支出金 △446	0	0	△48	3 職員手当等	1,000	諸手当 1,000 時間外勤務手当 1,000
								4 共済費	△900	職員共済組合
								19 扶助費	△594	扶助費 △594 住居確保給付金 △594

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
4 高齢者福祉費	27,557	0	27,557	0	0	△500	500			
5 国民健康保険費	295,294	12,764	308,058	国庫支出金 △436 府支出金 △5,359	0	0	18,559	27 繰出金	12,764	他会計繰出金 12,764 国民健康保険事業特別会計繰出し 16,591 国民健康保険基盤安定繰出し △3,827
6 後期高齢者医療費	535,320	990	536,310	府支出金 △5,760	0	0	6,750	18 負担金、補助及び交付金	8,670	負担金 8,670 大阪府後期高齢者医療広域連合事務負担金 △5,645 前年度後期高齢者医療療養給付費負担金精算金 14,315
								27 繰出金	△7,680	他会計繰出金 △7,680 後期高齢者医療基盤安定繰出し △7,680
7 介護保険費	487,901	△8,073	479,828	0	0	0	△8,073	27 繰出金	△8,073	他会計繰出金 △8,073 介護保険事業特別会計繰出し △8,073

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
計	3,505,187	5,187	3,510,374	国庫支出金 △882 府支出金 △11,119	0	△500	17,688				

（款） 3.民生費　　（項） 2.児童福祉費

1 児童福祉総務費	233,454	△6,556	226,898	0	△100	0	△6,456	2 給料	△2,600	職員給	△2,600
										一般職給	△2,600
								3 職員手当等	△2,956	諸手当	△2,956
										地域手当	△156
										時間外勤務手当	△100
										期末手当	△1,200
										勤勉手当	△1,500
								4 共済費	△1,000	職員共済組合	

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
2 児童措置費	1,370,991	64,742	1,435,733	国庫支出金 32,975 府支出金 20,365	0	0	11,402	18 負担金、補助及び交付金	△4,000	補助金 △4,000 地域子育て支援拠点事業補助 △4,000
								19 扶助費	68,742	扶助費 68,742 私立保育園施設型給付費 44,256 認定こども園施設型給付費 24,486
3 児童福祉施設費	345,353	△4,886	340,467	国庫支出金 △60	△3,700	0	△1,126	7 報償費	△120	報償金 △120 保育士研修講師謝礼 △120
								11 役務費	△18	筆耕翻訳料 △18 卒園証書 △18
								14 工事請負費	△4,748	工事請負費 △4,748 第二保育所内部床材等改修工事 △4,748
4 ひとり親家庭福祉費	140,678	△32,645	108,033	国庫支出金 △11,919	0	0	△20,726	19 扶助費	△32,645	扶助費 △32,645 ひとり親家庭高等職業訓練促進助成 △2,489

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										児童扶養手当	△30,156
5 児童手当費	696,224	△61,550	634,674	国庫支出金 △40,254 府支出金 △8,740	0	0	△12,556	19 扶助費	△61,550	扶助費 児童手当	△61,550 △61,550
6 こども家庭費	4,314	166	4,480	国庫支出金 55 府支出金 55	0	0	56	1 報酬	166	会計年度任用職員報酬 事務補助員	166 166
計	2,791,014	△40,729	2,750,285	国庫支出金 △19,203 府支出金 11,680	△3,800	0	△29,406				

（款） 3. 民生費　　（項） 3. 生活保護費

1 生活保護総務費	52,794	△200	52,594	0	0	0	△200	3 職員手当等	△200	諸手当 時間外勤務手当	△200 △200

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
計	340,970	△200	340,770	0	0	0	△200			

（款） 4.衛生費　　（項） 1.保健衛生費

1 保健衛生総務費	150,838	△1,048	149,790	0	0	0	△1,048	2 給料	△800	職員給 △800 一般職給 △800
								3 職員手当等	△48	諸手当 △48 地域手当 △48
								4 共済費	△200	職員共済組合
2 保健ヘルス事業費	68,668	△213	68,455	0	0	0	△213	1 報酬	△105	会計年度任用職員報酬 △105 看護師・保健師 △105
								3 職員手当等	△36	諸手当 △36 会計年度任用職員期末手当 △15 会計年度任用職員勤勉手当 △21
								17 備品購入費	△72	庁用器具費 △72 事業用備品 △72

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
3 子育て支援事業費	106,644	22	106,666	国庫支出金 69 府支出金 △203	0	0	156	12 委託料	880	電算関連委託料 880 システム改修業務 880
								17 備品購入費	△1,216	庁用器具費 △1,216 事業用備品 △1,216
								22 償還金、利子及び割引料	358	償還金 358 保健衛生費国庫補助金返還金 358
4 予防費	305,321	△228	305,093	国庫支出金 △130	0	0	△98	1 報酬	31	会計年度任用職員報酬 31 看護師等（予防接種） 31
								12 委託料	△259	事務等委託料 △259 風しんクーポン印刷業務委託 △259
計	634,461	△1,467	632,994	国庫支出金 △61 府支出金 △203	0	0	△1,203			

（款）　4.衛生費　　（項）　2.環境衛生費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 生活環境総務費	36,353	△617	35,736	国庫支出金 △276 府支出金 △276	0	△89	24	3 職員手当等	300	諸手当 時間外勤務手当	300 300
								12 委託料	△89	事務等委託料 空地除草	△89 △89
								18 負担金、補助及び交付金	△828	補助金 合併処理浄化槽設置整備事業補助	△828 △828
2 環境保全費	14,260	△1,162	13,098	0	0	0	△1,162	1 報酬	△120	特別職非常勤職員報酬 環境保全審議会委員	△120 △120
								8 旅費	△13	費用弁償	
								12 委託料	△1,029	事務等委託料 水質分析業務 騒音測定業務	△1,029 △698 △331
計	50,613	△1,779	48,834	国庫支出金 △276 府支出金 △276	0	△89	△1,138				

（款）　4.衛生費　　（項）　3.清掃費　　（単位　：　千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
2 塵芥処理費	581,813	△9,769	572,044	0	△3,500	0	△6,269	10 需用費	△4,650	消耗品費	△1,150
										処理用薬品等	△1,150
										光熱水費	△3,500
										電気使用料	△3,500
								12 委託料	△5,119	事務等委託料	△388
										一般廃棄物処理基本計画改定業務	△388
										工事関連委託料	△4,731
										清掃工場維持改修設計等業務	△4,731
計	647,403	△9,769	637,634	0	△3,500	0	△6,269				

（款）　5.農林水産業費　　（項）　1.農業費

2 農業総務費	26,309	△1,858	24,451	府支出金 △142	0	0	△1,716	2 給料	△400	職員給	△400
										一般職給	△400
								3 職員手当等	△1,374	諸手当	△1,374
										地域手当	△24

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										時間外勤務手当 △600 期末手当 △350 勤勉手当 △400
								11 役務費	△84	筆耕翻訳料 △84 農業委員会議事録反訳料 △84
計	56,101	△1,858	54,243	府支出金 △142	0	0	△1,716			

（款） 6. 商工費　　（項） 1. 商工費

1 商工振興費	250,520	△42	250,478	0	0	0	△42	7 報償費	△42	報償金 △42 講師謝礼 △42
計	253,059	△42	253,017	0	0	0	△42			

（款） 7. 土木費　　（項） 1. 土木管理費

1 土木総務費	78,643	△200	78,443	0	0	0	△200	4 共済費	△200	職員共済組合

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
計	123,736	△200	123,536	0	0	0	△200			

（款） 7.土木費　　（項） 2.道路橋りょう費

1 道路維持費	101,456	0	101,456	国庫支出金 △6,380	0	0	6,380			
2 道路新設改良費	28,000	0	28,000	国庫支出金 △11,596	0	0	11,596			
計	129,456	0	129,456	国庫支出金 △17,976	0	0	17,976			

（款） 7.土木費　　（項） 3.河川費

1 河川維持費	16,866	△945	15,921	国庫支出金 △487 府支出金 △945	0	0	487	12 委託料	△945	事務等委託料 △945 水無瀬川除草 △945

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
計	16,866	△945	15,921	国庫支出金 △487 府支出金 △945	0	0	487			

（款） 7. 土木費　　（項） 4. 都市計画費

1 都市計画総務費	84,944	△1,078	83,866	0	0	0	△1,078	1 報酬	△38	特別職非常勤職員報酬 △38 建設事業再評価委員会委員 △38
								2 給料	△600	職員給 △600 一般職給 △600
								3 職員手当等	△336	諸手当 △336 地域手当 △36 時間外勤務手当 △300
								4 共済費	△100	職員共済組合
								8 旅費	△4	費用弁償

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
2 浸水対策事業費	11,201	△100	11,101	0	0	0	△100	14 工事請負費	△100	工事請負費 △100 雨水対策工事 △100
3 公園費	56,190	0	56,190	国庫支出金 △4,970	0	0	4,970			
計	592,335	△1,178	591,157	国庫支出金 △4,970	0	0	3,792			

（款） 7. 土木費　　（項） 6. 交通防犯対策費

1 交通安全対策費	19,452	0	19,452	国庫支出金 △506	0	0	506			
計	45,140	0	45,140	国庫支出金 △506	0	0	506			

（款） 8. 消防費　　（項） 1. 消防費

1 非常備消防費	22,870	611	23,481	0	0	0	611	7 報償費	1,035	報償金 1,035 消防団員退職報償金 1,022

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										消防団員退職記念品	13
								8 旅費	△6	費用弁償	△6
										消防団員出張旅費	△6
								10 需用費	△78	食糧費	△8
										消防訓練賄	△8
										光熱水費	△70
										分団詰所電気使用料	△70
								12 委託料	△40	事務等委託料	△40
										公用車定期点検	△40
								13 使用料及び賃借料	△5	賃借料	△5
										車両借上	△5
								17 備品購入費	△295	機械器具費	△295
										消防ホース等	△295
2 常備消防費	421,482	△1,897	419,585	0	△400	0	△1,497	2 給料	△1,800	職員給	△1,800
										一般職給	△1,800
								3 職員手当等	1,702	諸手当	1,702
										地域手当	△108
										住居手当	220

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										通勤手当	180
										夜間勤務手当	350
										休日給	360
										管理職特別勤務手当	700
								4 共済費	△400	職員共済組合	
								10 需用費	△478	光熱水費	△478
										電気使用料	△478
								12 委託料	△462	事務等委託料	△462
										自家発電機保守点検	△314
										消防設備等法定点検	△22
										冷暖房機保守点検業務	△73
										昇任試験委託業務	△53
								13 使用料及び賃借料	△85	賃借料	△85
										電子複写機借上	△85
								14 工事請負費	△374	工事請負費	△374
										消防施設整備工事	△374
計	444,352	△1,286	443,066	0	△400	0	△886				

（款）　9.教育費　　（項）　1.教育総務費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
2 事務局費	235,276	△4,917	230,359	0	0	0	△4,917	1 報酬	△15	特別職非常勤職員報酬 △15 奨学生選定委員会委員 △15
								2 給料	△300	職員給 △300 一般職給 △300
								3 職員手当等	△818	諸手当 △818 地域手当 △18 期末手当 △500 勤勉手当 △300
								4 共済費	△300	職員共済組合
								7 報償費	△1,460	報償金 △1,460 教職員研修講師謝礼 △550 指導協力者派遣謝礼 △910
								12 委託料	△1,824	電算関連委託料 △1,824 給食献立システム導入業務 △1,405 給食献立システム保守業務 △84

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										電算システム運用支援業務 △335
								20 貸付金	△200	貸付金 △200 奨学資金 △200
3 教育センター費	17,779	△550	17,229	0	0	0	△550	1 報酬	△300	会計年度任用職員報酬 △300 事務職 △300
								7 報償費	△250	報償金 △250 学習アドバイザー謝礼 △250
4 放課後子ども支援費	194,408	△25,644	168,764	国庫支出金 △4,200 府支出金 △4,200	0	0	△17,244	1 報酬	△13,141	会計年度任用職員報酬 △13,141 指導員 △13,141
								18 負担金、補助及び交付金	△12,600	補助金 △12,600 民間学童保育設立補助金 △12,600
								22 償還金、利子及び割引料	97	償還金 97 教育総務費府補助金返還金 97

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
計	448,435	△31,111	417,324	国庫支出金 △4,200 府支出金 △4,200	0	0	△22,711			

（款） 9.教育費　　（項） 4.幼稚園費

1 幼稚園費	163,841	△1,851	161,990	0	0	0	△1,851	2 給料	△200	職員給 △200 一般職給 △200
								3 職員手当等	△412	諸手当 △412 地域手当 △12 時間外勤務手当 △400
								4 共済費	△200	職員共済組合
								11 役務費	△9	筆耕翻訳料 △9 修了証書浄書 △9
								12 委託料	△1,030	事務等委託料 △1,030 玄関管理業務 △1,030
計	163,841	△1,851	161,990	0	0	0	△1,851			

（款）　9.教育費　　（項）　5.社会教育費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 社会教育総務費	96,787	△3,254	93,533	0	0	0	△3,254	2 給料	△900	職員給	△900
										一般職給	△900
								3 職員手当等	△2,154	諸手当	△2,154
										地域手当	△54
										時間外勤務手当	△1,600
										期末手当	△300
										勤勉手当	△200
								4 共済費	△200	職員共済組合	
2 青少年費	5,693	△1,437	4,256	0	0	0	△1,437	1 報酬	△106	会計年度任用職員報酬	△106
										事業補助員	△106
								7 報償費	△324	報償金	△324
										青少年指導員謝礼	△324
								13 使用料及び賃借料	△207	賃借料	△207
										二十歳のつどい用物品借上	△207
								18 負担金、補助及び交付金	△800	補助金	△800
										いきいき・ふれあい教育事業実行委員会	△800

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
4 歴史文化資料館管理費	19,108	0	19,108	国庫支出金 515	0	0	△515				
6 図書館費	52,759	△253	52,506	0	0	0	△253	17 備品購入費	△253	庁用器具費 駅前ブックポスト	△253 △253
7 スポーツ推進費	48,171	△525	47,646	0	0	0	△525	1 報酬	△525	特別職非常勤職員報酬 スポーツ推進委員	△525 △525
計	256,397	△5,469	250,928	国庫支出金 515	0	0	△5,984				

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位:千円）

区　　分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1.普通債	6,451,994	6,367,161	2,761,900	605,058	8,524,003
(1)総務債	480,313	624,669	1,938,400	64,059	2,499,010
(2)民生債	409,479	467,397	43,900	25,915	485,382
(3)衛生債	879,366	872,659	136,100	128,217	880,542
(4)農林水産業債	1,300	1,138	0	162	976
(5)土木債	1,227,774	1,071,388	79,400	146,730	1,004,058
(6)消防債	94,117	80,623	52,300	11,901	121,022
(7)教育債	3,339,207	3,233,586	511,800	225,124	3,520,262
(8)災害復旧債	20,438	15,701	0	2,950	12,751
2.その他	5,742,006	5,289,818	33,299	528,087	4,795,030
(1)減税補填債	26,389	14,614	0	7,514	7,100
(2)減収補填債	19,138	19,138	0	1,126	18,012
(3)臨時財政対策債	5,696,479	5,256,066	33,299	519,447	4,769,918
合　　計	12,194,000	11,656,979	2,795,199	1,133,145	13,319,033

給　与　費　明　細　書

1　特　別　職

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当（千円）	地域手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	長等	3	－	25,920	11,244	1,556	457	39,177	6,861	46,038	
	議員	14	53,424	－	23,216	－	－	76,640	14,485	91,125	
	その他	639	30,575	－	－	－	－	30,575	－	30,575	
	計	656	83,999	25,920	34,460	1,556	457	146,392	21,346	167,738	
補正前	長等	3	－	25,920	11,244	1,556	457	39,177	6,861	46,038	
	議員	14	53,424	－	23,216	－	－	76,640	14,485	91,125	
	その他	660	31,663	－	－	－	－	31,663	－	31,663	
	計	677	85,087	25,920	34,460	1,556	457	147,480	21,346	168,826	
比較	長等	0	－	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	－	0	－	－	0	0	0	
	その他	△ 21	△ 1,088	－	－	－	－	△ 1,088	－	△ 1,088	
	計	△ 21	△ 1,088	0	0	0	0	△ 1,088	0	△ 1,088	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	242 (411)	538,960	886,686	804,812	2,230,458	395,591	2,626,049
補正前	242 (419)	552,503	898,736	795,620	2,246,859	402,361	2,649,220
比 較	0 (△8)	△ 13,543	△ 12,050	9,192	△ 16,401	△ 6,770	△ 23,171

［注］（ ）内は、短時間勤務職員【外書】

	区 分	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日給 (千円)	管理職特別勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)	会計年度任用職員期末手当 (千円)	会計年度任用職員勤勉手当 (千円)
職員手当の内訳	補 正 後	57,797	16,993	21,704	2,350	72,708	213,855	177,487	7,184	2,370	37,122	50,241	67,704
	補 正 前	58,520	16,773	21,524	2,000	77,058	217,305	181,187	6,824	1,670	17,481	50,256	67,725
	比 較	△ 723	220	180	350	△ 4,350	△ 3,450	△ 3,700	360	700	19,641	△ 15	△ 21

（2）給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		備　考		
給　料	△ 12,050	給与改定に伴う増減分	0			
		普通昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	△ 12,050			
職員手当	9,228	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	9,228	地域手当	△ 723	千円
				住居手当	220	千円
				通勤手当	180	千円
				夜勤手当	350	千円
				時間外勤務手当	△ 4,350	千円
				期末手当	△ 3,450	千円
				勤勉手当	△ 3,700	千円
				休日給	360	千円
				管理職特別勤務手当	700	千円
				退職手当	19,641	千円

［注］会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

第９号議案参考資料

繰越明許費に関する資料

（単位：千円）

事　業　名	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
防災用備品購入	0	4,809	4,809	4,809
予　算　科　目	(款)総務費　(項)総務管理費　(目)防災計画費			
細節の内訳	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
機械器具費	0	4,809	4,809	4,809
			0	
			0	

繰越の理由

令和６年度の国の補正予算により措置された国庫補助金を活用し、防災用備品を購入するため。

（単位：千円）

事　業　名	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
指定金融機関派出所移転業務委託	1,110	295	1,405	1,405
予　算　科　目	(款)総務費　(項)総務管理費　(目)財務会計費			
細節の内訳	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
事務等委託料	1,110	295	1,405	1,405
			0	
			0	

繰越の理由

新庁舎建設事業にかかる移転について、年度内に完了しない見込みであるため翌年度に繰り越すもの。

（単位：千円）

事　業　名	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
出産･子育て応援給付金事業	30,000	880	30,880	9,480
予　算　科　目	(款)衛生費(項)保健衛生費(目)子育て支援事業費			
細節の内訳	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
電算関連委託料	0	880	880	880
扶助費	30,000	0	30,000	8,600
			0	

繰越の理由

出産・子育て応援給付金の給付及び妊婦のための支援給付のためのシステム改修業務について、年度内に完了しない見込みであるため翌年度に繰り越すもの。

第9号議案参考資料

債務負担行為（追加設定）に関する資料

（単位：千円）

事　　項　　名	限度額	財　源　内　訳			
議会配信用機器購入	620	一　般　財　源	620	特　定　財　源（　　）	0
事　業　の　内　容					
議会のインターネット中継を実施するため、新庁舎の議場及び議会事務局内に設置予定の議会運営システムに接続する議会配信用機器を購入するもの。					
追加設定の理由					
新庁舎の議場及び議会事務局内に議会運営システムが令和7年4月に設置される予定であり、当該システムに接続する議会配信用機器を購入して同時期に設置するには、令和6年度中に契約を締結する必要があるため。					

（単位：千円）

事　　項　　名	限度額	財　源　内　訳			
振り仮名の法改正に伴う臨時受付窓口業務委託	6,022	一　般　財　源	6,022	特　定　財　源（　　）	0
事　業　の　内　容					
戸籍への振り仮名記載のための届出の受付及び電話対応等を委託するもの。					
追加設定の理由					
振り仮名の法制化に係る改正戸籍法の施行日である令和7年5月26日から円滑に窓口受付、電話対応を開始できるよう、令和6年度中に契約を締結する必要があるため。					

第１０号議案

令和６年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和６年度島本町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１２，８１８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，３７０，５０７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		608,913	54	608,967
	1 国民健康保険料	608,913	54	608,967
5 繰入金		298,605	12,764	311,369
	1 一般会計繰入金	295,294	12,764	308,058
歳　　入　　合　　計		3,357,689	12,818	3,370,507

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 基金積立金		22,390	12,796	35,186
	1 基金積立金	22,390	12,796	35,186
6 諸支出金		5,164	22	5,186
	1 償還金利子及び還付加算金	5,164	22	5,186
歳　　出　　合　　計		3,357,689	12,818	3,370,507

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
1 国民健康保険料	608,913	54	608,967
5 繰入金	298,605	12,764	311,369
歳　　入　　合　　計	3,357,689	12,818	3,370,507

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				
				特　定　財　源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
5 基金積立金	22,390	12,796	35,186	0	0	0	0	12,796
6 諸支出金	5,164	22	5,186	0	0	0	0	22
歳　出　合　計	3,357,689	12,818	3,370,507	0	0	0	0	12,818

２．歳入

（款）　1.国民健康保険料　　（項）　1.国民健康保険料　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　額		
1 国民健康保険料	608,913	54	608,967	1 医療給付費分現年分	41	医療給付費分現年分	41
				2 後期高齢者支援金分現年分	13	後期高齢者支援金分現年分	13
計	608,913	54	608,967				

（款）　5.繰入金　　（項）　1.一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	295,294	12,764	308,058	1 保険基盤安定繰入金	△ 3,716	保険基盤安定繰入金	△ 3,716
				2 未就学児均等割保険料繰入金	△ 111	未就学児均等割保険料繰入金	△ 111
				3 産前産後保険料繰入金	57	産前産後保険料繰入金	57
				4 財政安定化支援事業繰入金	16,534	財政安定化支援事業繰入金	16,534
計	295,294	12,764	308,058				

３．歳出

（款）　5. 基金積立金　　（項）　1. 基金積立金　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 財政調整基金積立金	22,390	12,796	35,186	0	0	0	12,796	24 積立金	12,796	積立金 12,796 国保財政調整基金積立金 12,796
計	22,390	12,796	35,186	0	0	0	12,796			

（款）　6. 諸支出金　　（項）　1. 償還金利子及び還付加算金

2 償還金	1,964	22	1,986	0	0	0	22	22 償還金、利子及び割引料	22	償還金 22 前年度国庫補助金償還金 22
計	5,164	22	5,186	0	0	0	22			

第１１号議案

令和６年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

令和６年度島本町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７，６８０千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７３０，３７７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		122,824	△7,680	115,144
	1 一般会計繰入金	122,824	△7,680	115,144
歳　　入　　合　　計		738,057	△7,680	730,377

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		719,667	△7,680	711,987
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	719,667	△7,680	711,987
歳　　出　　合　　計		738,057	△7,680	730,377

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
3 繰入金	122,824	△7,680	115,144
歳　　入　　合　　計	738,057	△7,680	730,377

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	719,667	△7,680	711,987	0	0	0	0	△7,680
歳　出　合　計	738,057	△7,680	730,377	0	0	0	0	△7,680

２．歳入

（款）　3.繰入金　　（項）　1.一般会計繰入金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　額		
2 保険基盤安定繰入金	105,085	△ 7,680	97,405	1 保険基盤安定繰入金	△ 7,680	保険基盤安定繰入金	△ 7,680
計	122,824	△ 7,680	115,144				

３．歳出

（款）　2.後期高齢者医療広域連合納付金　（項）　1.後期高齢者医療広域連合納付金　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	719,667	△7,680	711,987	0	0	0	△7,680	18 負担金、補助及び交付金	△7,680	負担金　△7,680 保険基盤安定負担金　△7,680
計	719,667	△7,680	711,987	0	0	0	△7,680			

第１２号議案

令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和６年度島本町の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ８，１６６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，１９８，２９５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 国庫支出金		626,422	407	626,829
	2 国庫補助金	105,641	407	106,048
7 繰入金		598,435	△8,573	589,862
	1 一般会計繰入金	487,754	△8,073	479,681
	2 基金繰入金	110,681	△500	110,181
歳　　入　　合　　計		3,206,461	△8,166	3,198,295

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		77,122	△7,666	69,456
	1 総務管理費	51,623	△7,666	43,957
3 地域支援事業費		155,577	0	155,577
	3 包括的支援事業費	56,591	0	56,591
4 諸支出金		39,697	△500	39,197
	2 繰出金	32,430	△500	31,930
歳　　出　　合　　計		3,206,461	△8,166	3,198,295

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
3 国庫支出金	626,422	407	626,829
7 繰入金	598,435	△8,573	589,862
歳　　入　　合　　計	3,206,461	△8,166	3,198,295

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 総務費	77,122	△7,666	69,456	0	0	0	0	△7,666
3 地域支援事業費	155,577	0	155,577	500	0	0	△500	0
4 諸支出金	39,697	△500	39,197	△500	0	0	0	0
歳　出　合　計	3,206,461	△8,166	3,198,295	0	0	0	△500	△7,666

２．歳入

（款）　3.国庫支出金　　（項）　2.国庫補助金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　額		
3 介護保険事業費補助金	0	407	407	1 介護保険事業費補助金	407	介護保険事業費補助金	407
計	105,641	407	106,048				

（款）　7.繰入金　　（項）　1.一般会計繰入金

5 その他一般会計繰入金	43,120	△ 8,073	35,047	1 その他一般会計繰入金	△ 8,073	その他一般会計繰入金	△ 8,073
計	487,754	△ 8,073	479,681				

（款）　7.繰入金　　（項）　2.基金繰入金

1 介護保険給付準備基金繰入金	110,681	△ 500	110,181	1 介護保険給付準備基金繰入金	△ 500	介護保険給付準備基金繰入金	△ 500
計	110,681	△ 500	110,181				

３．歳出

（款）　1.総務費　　（項）　1.総務管理費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	51,623	△7,666	43,957	0	0	0	△7,666	12 委託料	△7,666	電算関連委託料　△7,666 介護保険システム改修　△7,666
計	51,623	△7,666	43,957	0	0	0	△7,666			

（款）　3.地域支援事業費　　（項）　3.包括的支援事業費

1 包括的支援事業費	56,591	0	56,591	国庫支出金 500	0	△500	0			
計	56,591	0	56,591	国庫支出金 500	0	△500	0			

（款）　4.諸支出金　　（項）　2.繰出金

1 一般会計繰出金	32,430	△500	31,930	国庫支出金 △500	0	0	0	27 繰出金	△500	他会計繰出金　△500 一般会計繰出し　△500
計	32,430	△500	31,930	国庫支出金 △500	0	0	0			

第１３号議案

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年２月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

令和６年人事院勧告の改正内容に準じて改正するもの。

島本町条例第　　号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年島本町条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第１２条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第３項中「前項第１号及び第３号から第６号まで」を「前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円、前項第２号から第５号まで」に改め、「、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円」を削り、同条第４項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の１項を加える。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第１３条を次のように改める。

第１３条　削除

第１３条の２第２項中「１００分の６」を「１００分の１２」

に改める。

第１９条の２第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後１０時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第３項中「に定める額」の次に「（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を加え、同項第１号中「（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を削り、同条第４項中「に定める」を「に規定する」に、「町長が」を「規則で」に改める。

第２０条第４項中「１００分の２２０」を「１００分の９５」に改める。

第２１条第２項第１号中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び特定任期付職員」を加え、同項に次の１号を加える。

⑶　前項の職員のうち特定任期付職員　当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に１００分の８７．５を乗じて得た額の総額

第２１条の３を削る。

第２２条中「、扶養手当」、「、住居手当」及び「、管理職員特別勤務手当、通勤手当」を削り、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び勤勉手当」に、「町長が」を「規則で」に改める。

第２４条の２中「、第１２条、第１３条及び第１３条の３」を「及び第１２条」に改める。

第２４条の３第１項中「、第１３条」を削り、「、第１５条」を「及び第１５条」に改め、「及び第２１条」を削り、同条第３項中「、第１３条」を削る。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600

45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				

	93	258,100	299,200	348,400				
	94		299,400	348,800				
	95		299,700	349,200				
	96		300,100	349,500				
	97		300,300	349,800				
	98		300,600	350,200				
	99		301,000	350,600				
	100		301,400	351,000				
	101		301,600	351,500				
	102		301,900	351,900				
	103		302,200	352,300				
	104		302,500	352,700				
	105		302,700	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
	126							
	127							
	128							
定年前再任用短時間勤務職員			基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		
			219,500	260,000	279,700	294,900		

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

2　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表第１の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4　切替日から令和８年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第１２条の規定の適用については、

同条第２項中「⑸　重度の障害者」とあるのは

「⑸　重度の障害者

⑹　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、同項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

（令和８年３月３１日までの間における地域手当に関する経過措置）

５　切替日から令和８年３月３１日までの間における改正後の条例第１３条の２第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２」とあるのは、「１００分の１０」とする。

（その他の経過措置の規則への委任）

６　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（島本町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

７　島本町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４３年島本町条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「法」という。」を削る。

第２条第２項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第５条第２項中「の各号」を削り、「主として」を「、主として」に改め、同項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第

３号から第６号までを１号ずつ繰り上げる。

第１１条の２第１項中「、第９条及び第１０条」を「から第１０条まで」に改め、同条第２項中「勤務を要しない日」を「週休日」に、「において勤務する」を「に勤務をした」に改め、同条第３項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後１０時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第１３条の２を削る。

第１６条第２項中「（配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第１８条第１項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第１９条中「、第５条の３」を削り、「任期付職員採用条例」を「一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成２５年島本町条例第４号。以下「任期付職員採用条例」という。）」に改める。

第２０条中「から第５条まで」を「、第５条」に、「、第８条」を「及び第８条」に改め、「及び第１３条」を削り、「特定任期付職員」を「任期付職員採用条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」に改める。

附則第２項を削り、附則第１項の見出し及び項番号を削る。

（島本町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

8　切替日から令和８年３月３１日までの間における前項の規定による改正後の島本町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第５条第２項及び第１６条第２項の規定の適用については、同条例第５条第２項中「⑸　重度の障害者」とあるのは

「⑸　重度の障害者

⑹　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第１６条第２項において同じ。）　」

と、同条例第１６条第２項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「配偶者」とする。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

9　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年島本町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

附則第１４条第７項中「、第１２条、第１３条及び第１３条の３」を「及び第１２条」に改める。

附則別表　号給の切替表（附則第２項関係）

旧号給	新号給				
	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1

2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21

38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	

74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				

１１０	１０６				
１１１	１０７				
１１２	１０８				
１１３	１０９				

第１３号議案資料

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

１　提案理由

令和６年人事院勧告の改正内容に準じて改正するもの。

２　議案の概要

⑴　扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を１人当たり１３，０００円に引き上げるもの（第１２条関係）。

⑵　地域手当の支給割合を１００分の６から１００分の１２に引き上げるもの（第１３条の２関係）。

⑶　管理職員特別勤務手当の平日深夜に係る支給対象時間帯の開始時刻を午前零時から午後１０時に繰り上げるもの（第１９条の２関係）。

⑷　特定任期付職員の賞与について、期末手当及び特定任期付職員業績手当を支給する形から期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編するもの（第２０条、第２１条及び第２１条の３関係）。

⑸　定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に新たに住居手当を支給するようにするもの（第２４条の２及び整備条例附則第１４条関係）。

⑹　給料表の３級から７級までにおける初号近辺の号給を削り、各級の初号の額を引き上げるもの（別表第１関係）。

⑺　その他文言の整理を行うもの。

３　新旧対照表

４　施行期日

令和７年４月１日

第１３号議案　参考資料

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（給料） 第２条　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当は含まないものとする。	（給料） 第２条　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び特殊勤務手当は含まないものとする。
（扶養手当） 第１２条　略 ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	（扶養手当） 第１２条　略 ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 ⑴　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
⑴～⑸　略 ３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円、前項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円とする。	⑵～⑹　略 ３　扶養手当の月額は、前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円とする。
４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	

改　　正　　案	現　　行
第１３条　削除	第１３条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 ⑴　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 ⑵　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） ２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 ３　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 ⑴　扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合 ⑵　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

改　　正　　案	現　　行
	⑶　職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
（地域手当） 第１３条の２　略 ２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の額に１００分の１２を乗じて得た額とする。	（地域手当） 第１３条の２　略 ２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の額に１００分の６　を乗じて得た額とする。
（管理職員特別勤務手当） 第１９条の２　管理又は監督の複雑、困難及び責任の度合が高い職員として町長が定める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条に規定する週休日又は勤務時間条例第１０条に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の　　午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）とする。 ⑴　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、１２，０００円を超えない範囲内において規則で定める額 ⑵　略 ４　前３項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	（管理職員特別勤務手当） 第１９条の２　管理又は監督の複雑、困難及び責任の度合が高い職員として町長が定める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条に規定する週休日又は勤務時間条例第１０条に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した　場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間　　であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した　場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額　　とする。 ⑴　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、１２，０００円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額） ⑵　略 ４　前３項に定める　もののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、町長が定める。

改　　正　　案	現　　行
（期末手当） 第２０条　略 ２・３　略 ４　特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは、「１００分の９５　」とする。 ５～８　略	（期末手当） 第２０条　略 ２・３　略 ４　特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは、「１００分の２２０」とする。 ５～８　略
（勤勉手当） 第２１条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に町長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０５を乗じて得た額の総額 ⑵　略 ⑶　前項の職員のうち特定任期付職員　当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に１００分の８７．５を乗じて得た額の総額 ３～５　略	（勤勉手当） 第２１条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に町長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０５を乗じて得た額の総額 ⑵　略 ３～５　略
（通勤手当） 第２１条の２　略 ２～６　略	（通勤手当） 第２１条の２　略 ２～６　略
	（特定任期付職員業績手当） 第２１条の３　任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

改　　正　　案	現　　行
（管理職手当等の支給方法） 第２２条　管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、必要な事項は、規則で定める。	（管理職手当等の支給方法） 第２２条　管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当の支給方法に関し、必要な事項は、町長が定める。
（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第２４条の２　第４条から第９条まで及び第１２条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第２４条の２　第４条から第９条まで、第１２条、第１３条及び第１３条の３の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
（特定任期付職員等についての適用除外） 第２４条の３　第３条、第４条から第９条まで、第１２条、第１３条の３及び第１５条から第１７条の２まで の規定は、特定任期付職員には適用しない。 ２　略 ３　第３条、第４条から第９条まで、第１２条及び第１３条の３の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。	（特定任期付職員等についての適用除外） 第２４条の３　第３条、第４条から第９条まで、第１２条、第１３条、第１３条の３、第１５条　から第１７条の２まで及び第２１条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 ２　略 ３　第３条、第４条から第９条まで、第１２条、第１３条及び第１３条の３の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。
別表第１（第３条関係） （別紙）	別表第１（第３条関係） （別紙）

【新旧対照表別紙】

別表第１（第３条関係）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	１級		２級		３級		４級		５級		６級		７級	
	号給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	183,500	230,000	230,000	261,300	265,300	287,300	298,800	309,800	321,300	335,000	355,200	373,400	408,300
	2	184,600	184,600	231,500	231,500	262,300	266,300	288,900	300,300	311,500	323,100	336,900	356,900	376,000	410,200
	3	185,800	185,800	233,000	233,000	263,300	267,300	290,400	301,800	313,200	324,900	338,700	358,500	378,300	412,100
	4	186,900	186,900	234,500	234,500	264,300	268,300	291,900	303,200	314,700	326,600	340,500	360,100	380,500	413,900
	5	188,000	188,000	236,000	236,000	265,300	269,300	293,400	304,600	316,100	328,300	342,200	361,700	382,400	415,700
	6	189,700	189,700	237,500	237,500	266,300	270,300	294,900	305,700	317,400	330,000	343,900	363,500	384,700	417,500
	7	191,300	191,300	239,000	239,000	267,300	271,300	296,300	306,700	318,700	331,700	345,500	365,000	386,800	419,300
	8	192,900	192,900	240,500	240,500	268,300	272,300	297,600	307,900	320,000	333,400	347,200	366,600	388,800	421,100
	9	194,500	194,500	242,000	242,000	269,300	273,300	298,800	309,100	321,300	335,000	348,800	368,000	390,800	422,700
	10	196,200	196,200	243,400	243,400	270,300	274,300	300,300	310,700	323,100	336,700	350,500	369,600	393,100	424,200
	11	197,800	197,800	244,800	244,800	271,300	275,300	301,800	312,300	324,900	338,400	352,100	371,200	395,300	425,700
	12	199,400	199,400	246,200	246,200	272,300	276,400	303,200	313,900	326,600	340,000	353,700	372,700	397,500	427,200
	13	201,000	201,000	247,400	247,400	273,300	277,400	304,600	315,400	328,300	341,500	355,200	374,600	399,700	428,700
	14	202,700	202,700	248,600	248,600	274,300	278,700	305,700	317,000	330,000	343,100	356,900	376,500	402,000	430,000
	15	204,400	204,400	249,800	249,800	275,300	280,000	306,700	318,600	331,700	344,700	358,500	378,400	404,200	431,300
	16	206,100	206,100	251,000	251,000	276,400	281,200	307,900	320,200	333,400	346,200	360,100	380,200	406,500	432,500
	17	207,400	207,400	252,100	252,100	277,400	282,500	309,100	321,700	335,000	347,600	361,700	381,700	408,300	433,700
	18	209,000	209,000	253,200	253,200	278,700	283,800	310,700	323,400	336,700	349,300	363,500	383,500	410,200	435,000
	19	210,600	210,600	254,300	254,300	280,000	285,000	312,300	325,000	338,400	350,900	365,000	385,200	412,100	436,300
	20	212,100	212,100	255,400	255,400	281,200	286,200	313,900	326,600	340,000	352,500	366,600	386,800	413,900	437,500
	21	213,600	213,600	256,400	256,400	282,500	287,300	315,400	328,000	341,500	353,700	368,000	388,500	415,700	438,700
	22	215,200	215,200	257,400	257,400	283,800	288,500	317,000	329,700	343,100	355,200	369,600	389,900	417,500	439,500
	23	216,800	216,800	258,400	258,400	285,000	289,800	318,600	331,400	344,700	356,700	371,200	391,300	419,300	440,300
	24	218,400	218,400	259,400	259,400	286,200	291,100	320,200	333,000	346,200	358,200	372,700	392,700	421,100	441,100
	25	220,000	220,000	260,400	260,400	287,300	292,400	321,700	334,200	347,600	359,900	374,600	394,100	422,700	441,700
	26	221,700	221,700	261,300	261,300	288,500	293,400	323,400	336,100	349,300	361,700	376,500	395,300	424,200	442,300
	27	223,000	223,000	262,200	262,200	289,800	294,400	325,000	337,800	350,900	363,400	378,400	396,500	425,700	442,900
	28	224,300	224,300	263,100	263,100	291,100	295,500	326,600	339,400	352,500	365,100	380,200	397,500	427,200	443,500
	29	225,600	225,600	263,900	263,900	292,400	296,600	328,000	340,900	353,700	366,500	381,700	398,600	428,700	444,200
	30	226,700	226,700	264,700	264,700	293,400	297,800	329,700	342,500	355,200	367,800	383,500	399,800	430,000	445,000
	31	227,800	227,800	265,500	265,500	294,400	298,900	331,400	344,100	356,700	369,000	385,200	400,900	431,300	445,400
	32	228,900	228,900	266,300	266,300	295,500	300,100	333,000	345,700	358,200	370,400	386,800	402,000	432,500	446,100
	33	230,000	230,000	267,000	267,000	296,600	301,300	334,200	347,400	359,900	371,500	388,500	402,700	433,700	446,600
	34	231,100	231,100	267,800	267,800	297,800	302,600	336,100	349,200	361,700	372,400	389,900	403,400	435,000	447,000
	35	232,200	232,200	268,600	268,600	298,900	303,900	337,800	351,000	363,400	373,400	391,300	404,100	436,300	447,400
	36	233,300	233,300	269,300	269,300	300,100	305,200	339,400	352,800	365,100	374,500	392,700	404,800	437,500	447,800
	37	234,400	234,400	270,000	270,000	301,300	306,500	340,900	354,300	366,500	375,300	394,100	405,400	438,700	448,200
	38	235,400	235,400	270,800	270,800	302,600	307,800	342,500	355,700	367,800	376,200	395,300	406,000	439,500	448,600
	39	236,400	236,400	271,600	271,600	303,900	309,100	344,100	357,100	369,000	377,100	396,500	406,500	440,300	449,000
	40	237,300	237,300	272,300	272,300	305,200	310,400	345,700	358,500	370,400	377,900	397,500	406,900	441,100	449,300
	41	238,200	238,200	273,000	273,000	306,500	311,700	347,400	360,000	371,500	378,700	398,600	407,300	441,700	449,600
	42	239,100	239,100	273,800	273,800	307,800	313,000	349,200	360,800	372,400	379,500	399,800	407,500	442,300	450,000
	43	239,900	239,900	274,600	274,600	309,100	314,300	351,000	361,800	373,400	380,300	400,900	407,800	442,900	450,300
	44	240,700	240,700	275,300	275,300	310,400	315,400	352,800	362,800	374,500	381,000	402,000	408,100	443,500	450,600
	45	241,400	241,400	276,000	276,000	311,700	316,300	354,300	363,700	375,300	381,700	402,700	408,400	444,200	450,900
	46	242,000	242,000	276,700	276,700	313,000	317,600	355,700	364,800	376,200	382,400	403,400	408,700	445,000	
	47	242,600	242,600	277,400	277,400	314,300	318,900	357,100	365,700	377,100	383,100	404,100	409,000	445,400	
	48	243,200	243,200	278,100	278,100	315,400	320,200	358,500	366,700	377,900	383,800	404,800	409,300	446,100	

職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
	号給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
	49	243,800	243,800	278,800	278,800	316,300	321,400	360,000	367,600	378,700	384,300	405,400	409,500	446,600	
	50	244,400	244,400	279,500	279,500	317,600	322,700	360,800	368,300	379,500	384,900	406,000	409,800	447,000	
	51	245,000	245,000	280,200	280,200	318,900	323,900	361,800	369,000	380,300	385,500	406,500	410,100	447,400	
	52	245,500	245,500	280,900	280,900	320,200	325,100	362,800	369,600	381,000	386,200	406,900	410,400	447,800	
	53	246,000	246,000	281,500	281,500	321,400	326,400	363,700	370,000	381,700	386,600	407,300	410,600	448,200	
	54	246,400	246,400	282,200	282,200	322,700	327,500	364,800	370,600	382,400	387,200	407,500	410,900	448,600	
	55	246,700	246,700	282,800	282,800	323,900	328,600	365,700	371,300	383,100	387,800	407,800	411,200	449,000	
	56	247,000	247,000	283,500	283,500	325,100	329,700	366,700	372,000	383,800	388,300	408,100	411,500	449,300	
	57	247,300	247,300	284,100	284,100	326,400	330,400	367,600	372,300	384,300	388,700	408,400	411,700	449,600	
	58	247,600	247,600	284,800	284,800	327,500	331,300	368,300	373,000	384,900	389,300	408,700	412,000	450,000	
	59	247,900	247,900	285,400	285,400	328,600	332,000	369,000	373,700	385,500	389,900	409,000	412,300	450,300	
	60	248,200	248,200	286,100	286,100	329,700	332,800	369,600	374,300	386,200	390,400	409,300	412,500	450,600	
	61	248,500	248,500	286,700	286,700	330,400	333,600	370,000	374,600	386,600	390,800	409,500	412,700	450,900	
	62	248,800	248,800	287,400	287,400	331,300	334,000	370,600	375,100	387,200	391,300	409,800	413,000		
	63	249,100	249,100	288,000	288,000	332,000	334,600	371,300	375,700	387,800	391,800	410,100	413,300		
	64	249,400	249,400	288,500	288,500	332,800	335,300	372,000	376,300	388,300	392,400	410,400	413,500		
	65	249,700	249,700	289,000	289,000	333,600	336,100	372,300	376,600	388,700	392,700	410,600	413,700		
	66	250,000	250,000	289,600	289,600	334,000	336,800	373,000	377,200	389,300	393,100	410,900	414,000		
	67	250,300	250,300	290,100	290,100	334,600	337,500	373,700	377,900	389,900	393,500	411,200	414,300		
	68	250,600	250,600	290,700	290,700	335,300	338,100	374,300	378,500	390,400	393,900	411,500	414,500		
	69	250,900	250,900	291,200	291,200	336,100	338,600	374,600	378,900	390,800	394,200	411,700	414,700		
	70	251,200	251,200	291,700	291,700	336,800	339,200	375,100	379,400	391,300	394,500	412,000	415,000		
	71	251,500	251,500	292,300	292,300	337,500	339,700	375,700	380,000	391,800	394,800	412,300	415,300		
	72	251,800	251,800	292,900	292,900	338,100	340,300	376,300	380,500	392,400	395,000	412,500	415,500		
	73	252,100	252,100	293,400	293,400	338,600	340,600	376,600	381,000	392,700	395,200	412,700	415,700		
	74	252,400	252,400	293,900	293,900	339,200	341,100	377,200	381,600	393,100	395,500	413,000			
	75	252,700	252,700	294,300	294,300	339,700	341,500	377,900	382,100	393,500	395,800	413,300			
	76	253,000	253,000	294,600	294,600	340,300	341,900	378,500	382,400	393,900	396,000	413,500			
	77	253,300	253,300	294,800	294,800	340,600	342,300	378,900	382,800	394,200	396,200	413,700			
	78	253,600	253,600	295,100	295,100	341,100	342,800	379,400	383,300	394,500	396,500	414,000			
	79	253,900	253,900	295,300	295,300	341,500	343,300	380,000	383,700	394,800	396,800	414,300			
	80	254,200	254,200	295,600	295,600	341,900	343,800	380,500	384,100	395,000	397,000	414,500			
	81	254,500	254,500	295,800	295,800	342,300	344,100	381,000	384,500	395,200	397,200	414,700			
	82	254,800	254,800	296,000	296,000	342,800	344,500	381,600	385,000	395,500	397,500	415,000			
	83	255,100	255,100	296,300	296,300	343,300	344,900	382,100	385,400	395,800	397,800	415,300			
	84	255,400	255,400	296,500	296,500	343,800	345,300	382,400	385,800	396,000	398,000	415,500			
	85	255,700	255,700	296,800	296,800	344,100	345,600	382,800	386,100	396,200	398,200	415,700			
	86	256,000	256,000	297,100	297,100	344,500	346,000	383,300		396,500					
	87	256,300	256,300	297,400	297,400	344,900	346,400	383,700		396,800					
	88	256,600	256,600	297,700	297,700	345,300	346,800	384,100		397,000					
	89	256,900	256,900	298,000	298,000	345,600	347,000	384,500		397,200					
	90	257,200	257,200	298,300	298,300	346,000	347,400	385,000		397,500					
	91	257,500	257,500	298,600	298,600	346,400	347,800	385,400		397,800					
	92	257,800	257,800	299,000	299,000	346,800	348,200	385,800		398,000					
	93	258,100	258,100	299,200	299,200	347,000	348,400	386,100		398,200					
	94			299,400	299,400	347,400	348,800								
	95			299,700	299,700	347,800	349,200								
	96			300,100	300,100	348,200	349,500								
	97			300,300	300,300	348,400	349,800								
	98			300,600	300,600	348,800	350,200								
	99			301,000	301,000	349,200	350,600								
	100			301,400	301,400	349,500	351,000								

職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
	号給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
	101			301,600	301,600	349,800	351,500								
	102			301,900	301,900	350,200	351,900								
	103			302,200	302,200	350,600	352,300								
	104			302,500	302,500	351,000	352,700								
	105			302,700	302,700	351,500	353,200								
	106			303,000	303,000	351,900	353,600								
	107			303,300	303,300	352,300	353,900								
	108			303,600	303,600	352,700	354,200								
	109			303,800	303,800	353,200	354,700								
	110			304,200	304,200	353,600									
	111			304,600	304,600	353,900									
	112			304,900	304,900	354,200									
	113			305,100	305,100	354,700									
	114			305,300	305,300										
	115			305,600	305,600										
	116			306,000	306,000										
	117			306,200	306,200										
	118			306,400	306,400										
	119			306,700	306,700										
	120			307,000	307,000										
	121			307,400	307,400										
	122			307,600	307,600										
	123			307,900	307,900										
	124			308,200	308,200										
	125			308,500	308,500										
	126														
	127														
	128														
定年前再任用短時間勤務職員				基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額					
				216,200	219,500	256,200	260,000	275,600	279,700	290,700	294,900				

○島本町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（附則第７項関係）

改　　正　　案	現　　行
（この条例の目的） 第１条　この条例は、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３８条第４項の規定に基づき、上下水道事業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。	（この条例の目的） 第１条　この条例は、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）第３８条第４項の規定に基づき、上下水道事業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。
（給与の種類） 第２条　略 ２　手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。	（給与の種類） 第２条　略 ２　手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。
（扶養手当） 第５条　略 ２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 ⑴～⑸　略	（扶養手当） 第５条　略 ２　扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主として　その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 ⑴　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） ⑵～⑹　略
（管理職員特別勤務手当） 第１１条の２　第８条から第１０条まで　の規定については、第４条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）には適用しない。 ２　管理職員特別勤務手当は、管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日　又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした　場合に支給する。 ３　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の　午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外	（管理職員特別勤務手当） 第１１条の２　第８条、第９条及び第１０条の規定については、第４条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）には適用しない。 ２　管理職員特別勤務手当は、管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日（次項において「週休日等」という。）において勤務する場合に支給する。 ３　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から　午前５時までの間　であって正規の勤務時間以外

改　　正　　案	現　　行
の時間に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	の時間に勤務した　場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
（勤勉手当） 第１３条　略	（勤勉手当） 第１３条　略
	（特定任期付職員業績手当） 第１３条の２　特定任期付職員業績手当は、一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成２５年条例第４号。以下「任期付職員採用条例」という。）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。
（退職手当） 第１４条　略 ２～５　略	（退職手当） 第１４条　略 ２～５　略
（給与の減額） 第１６条　略 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、	（給与の減額） 第１６条　略 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者　　、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、

改　　正　　案	現　　行
疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
（会計年度任用企業職員の給与） 第１８条　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員として任用される職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当及び特殊勤務手当とする。 ２　略	（会計年度任用企業職員の給与） 第１８条　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員として任用される職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、通勤手当及び特殊勤務手当とする。 ２　略
（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第１９条　第５条及び第１４条の規定は、地方公務員法第２２条の４第１項若しくは第２２条の５第１項又は一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成２５年島本町条例第４号。以下「任期付職員採用条例」という。）第４条の規定により採用された職員には適用しない。	（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第１９条　第５条、第５条の３及び第１４条の規定は、地方公務員法第２２条の４第１項若しくは第２２条の５第１項又は任期付職員採用条例第４条の規定により採用された職員には適用しない。
（特定任期付職員についての適用除外） 第２０条　第４条、第５条、第５条の３及び第８条から第１０条までの規定は、任期付職員採用条例第２条第１項の規定により任	（特定任期付職員についての適用除外） 第２０条　第４条から第５条まで、第５条の３、第８条　から第１０条まで及び第１３条の規定は、特定任期付職員

改　　正　　案	現　　行
期を定めて採用された職員には適用しない。 附　則 略	には適用しない。 附　則 （施行期日） １　略 （読み替え） ２　この条例中「管理者」とあるのは、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条但し書及び同法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第８条の２の規定にもとづき水道事業に管理者を置かない場合は「管理者の権限を行う町長」と読み替えるものとする。

○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年島本町条例第２３号）（附則第９項関係）

改　　正　　案	現　　行
附　則 （一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第１４条　略 ２～６　略 ７　一般職の職員の給与に関する条例第４条から第９条まで及び第１２条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 ８　略	附　則 （一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第１４条　略 ２～６　略 ７　一般職の職員の給与に関する条例第４条から第９条まで、第１２条、第１３条及び第１３条の３の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 ８　略

第１４号議案

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

令和６年人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年島本町条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項中「１００分の６」を「１００分の１２」に改める。

別表第１の３級の欄を次のように改める。

３級
給料月額
２６５，３００
２６６，３００
２６７，３００
２６８，３００
２６９，３００
２７０，３００
２７１，３００
２７２，３００
２７３，３００
２７４，３００
２７５，３００

２７６，４００
２７７，４００
２７８，７００
２８０，０００
２８１，２００
２８２，５００
２８３，８００
２８５，０００
２８６，２００
２８７，３００
２８８，５００
２８９，８００
２９１，１００
２９２，４００
２９３，４００
２９４，４００
２９５，５００
２９６，６００
２９７，８００
２９８，９００
３００，１００
３０１，３００
３０２，６００

３０３，９００
３０５，２００
３０６，５００
３０７，８００
３０９，１００
３１０，４００
３１１，７００
３１３，０００
３１４，３００
３１５，４００
３１６，３００
３１７，６００
３１８，９００
３２０，２００
３２１，４００
３２２，７００
３２３，９００
３２５，１００
３２６，４００
３２７，５００
３２８，６００
３２９，７００
３３０，４００

３３１，３００
３３２，０００
３３２，８００
３３３，６００
３３４，０００
３３４，６００
３３５，３００
３３６，１００
３３６，８００
３３７，５００
３３８，１００
３３８，６００
３３９，２００
３３９，７００
３４０，３００
３４０，６００
３４１，１００
３４１，５００
３４１，９００
３４２，３００
３４２，８００
３４３，３００
３４３，８００

344,100
344,500
344,900
345,300
345,600
346,000
346,400
346,800
347,000
347,400
347,800
348,200
348,400
348,800
349,200
349,500
349,800
350,200
350,600
351,000
351,500
351,900
352,300

３５２，７００
３５３，２００
３５３，６００
３５３，９００
３５４，２００
３５４，７００

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る給与について適用し、同日前の勤務に係る給与については、なお従前の例による。

3　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の第４条第４項の規定の適用については、同項中「１００分の１２」とあるのは、「１００分の１０」とする。

第１４号議案資料

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

１　提案理由

令和６年人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

⑴　地域手当相当額の支給割合を１００分の６から１００分の１２に引き上げるもの（第４条関係）。

⑵　給料表の３級における初号近辺の号給を削り、３級の初号の額を引き上げるもの（別表第１関係）。

３　新旧対照表

４　施行期日

令和７年４月１日

第１４号議案　参考資料

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（第１号会計年度任用職員の報酬） 第４条　略 ２・３　略 ４　前３項の「基準月額」とは、これらの規定に規定する第１号会計年度任用職員の１週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、責任及び職務経験等に照らして第１６条から第１８条までの規定を適用して得た額に、当該額に１００分の１２を乗じて得た額を加算した額とする。 別表第１（第１６条関係） （別紙）	（第１号会計年度任用職員の報酬） 第４条　略 ２・３　略 ４　前３項の「基準月額」とは、これらの規定に規定する第１号会計年度任用職員の１週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、責任及び職務経験等に照らして第１６条から第１８条までの規定を適用して得た額に、当該額に１００分の６　を乗じて得た額を加算した額とする。 別表第１（第１６条関係） （別紙）

【新旧対照表別紙】

別表第１（第１６条関係）

（単位：円）

職務の級	１級		２級		３級	
号給	給料月額		給料月額		給料月額	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
1	183,500	183,500	230,000	230,000	261,300	265,300
2	184,600	184,600	231,500	231,500	262,300	266,300
3	185,800	185,800	233,000	233,000	263,300	267,300
4	186,900	186,900	234,500	234,500	264,300	268,300
5	188,000	188,000	236,000	236,000	265,300	269,300
6	189,700	189,700	237,500	237,500	266,300	270,300
7	191,300	191,300	239,000	239,000	267,300	271,300
8	192,900	192,900	240,500	240,500	268,300	272,300
9	194,500	194,500	242,000	242,000	269,300	273,300
10	196,200	196,200	243,400	243,400	270,300	274,300
11	197,800	197,800	244,800	244,800	271,300	275,300
12	199,400	199,400	246,200	246,200	272,300	276,400
13	201,000	201,000	247,400	247,400	273,300	277,400
14	202,700	202,700	248,600	248,600	274,300	278,700
15	204,400	204,400	249,800	249,800	275,300	280,000
16	206,100	206,100	251,000	251,000	276,400	281,200
17	207,400	207,400	252,100	252,100	277,400	282,500
18	209,000	209,000	253,200	253,200	278,700	283,800
19	210,600	210,600	254,300	254,300	280,000	285,000
20	212,100	212,100	255,400	255,400	281,200	286,200
21	213,600	213,600	256,400	256,400	282,500	287,300
22	215,200	215,200	257,400	257,400	283,800	288,500
23	216,800	216,800	258,400	258,400	285,000	289,800
24	218,400	218,400	259,400	259,400	286,200	291,100
25	220,000	220,000	260,400	260,400	287,300	292,400
26	221,700	221,700	261,300	261,300	288,500	293,400
27	223,000	223,000	262,200	262,200	289,800	294,400
28	224,300	224,300	263,100	263,100	291,100	295,500
29	225,600	225,600	263,900	263,900	292,400	296,600
30	226,700	226,700	264,700	264,700	293,400	297,800
31	227,800	227,800	265,500	265,500	294,400	298,900
32	228,900	228,900	266,300	266,300	295,500	300,100
33	230,000	230,000	267,000	267,000	296,600	301,300
34	231,100	231,100	267,800	267,800	297,800	302,600
35	232,200	232,200	268,600	268,600	298,900	303,900
36	233,300	233,300	269,300	269,300	300,100	305,200
37	234,400	234,400	270,000	270,000	301,300	306,500
38	235,400	235,400	270,800	270,800	302,600	307,800
39	236,400	236,400	271,600	271,600	303,900	309,100
40	237,300	237,300	272,300	272,300	305,200	310,400
41	238,200	238,200	273,000	273,000	306,500	311,700
42	239,100	239,100	273,800	273,800	307,800	313,000
43	239,900	239,900	274,600	274,600	309,100	314,300
44	240,700	240,700	275,300	275,300	310,400	315,400
45	241,400	241,400	276,000	276,000	311,700	316,300
46	242,000	242,000	276,700	276,700	313,000	317,600
47	242,600	242,600	277,400	277,400	314,300	318,900
48	243,200	243,200	278,100	278,100	315,400	320,200

職務の級	1級		2級		3級	
号給	給料月額		給料月額		給料月額	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
49	243,800	243,800	278,800	278,800	316,300	321,400
50	244,400	244,400	279,500	279,500	317,600	322,700
51	245,000	245,000	280,200	280,200	318,900	323,900
52	245,500	245,500	280,900	280,900	320,200	325,100
53	246,000	246,000	281,500	281,500	321,400	326,400
54	246,400	246,400	282,200	282,200	322,700	327,500
55	246,700	246,700	282,800	282,800	323,900	328,600
56	247,000	247,000	283,500	283,500	325,100	329,700
57	247,300	247,300	284,100	284,100	326,400	330,400
58	247,600	247,600	284,800	284,800	327,500	331,300
59	247,900	247,900	285,400	285,400	328,600	332,000
60	248,200	248,200	286,100	286,100	329,700	332,800
61	248,500	248,500	286,700	286,700	330,400	333,600
62	248,800	248,800	287,400	287,400	331,300	334,000
63	249,100	249,100	288,000	288,000	332,000	334,600
64	249,400	249,400	288,500	288,500	332,800	335,300
65	249,700	249,700	289,000	289,000	333,600	336,100
66	250,000	250,000	289,600	289,600	334,000	336,800
67	250,300	250,300	290,100	290,100	334,600	337,500
68	250,600	250,600	290,700	290,700	335,300	338,100
69	250,900	250,900	291,200	291,200	336,100	338,600
70	251,200	251,200	291,700	291,700	336,800	339,200
71	251,500	251,500	292,300	292,300	337,500	339,700
72	251,800	251,800	292,900	292,900	338,100	340,300
73	252,100	252,100	293,400	293,400	338,600	340,600
74	252,400	252,400	293,900	293,900	339,200	341,100
75	252,700	252,700	294,300	294,300	339,700	341,500
76	253,000	253,000	294,600	294,600	340,300	341,900
77	253,300	253,300	294,800	294,800	340,600	342,300
78	253,600	253,600	295,100	295,100	341,100	342,800
79	253,900	253,900	295,300	295,300	341,500	343,300
80	254,200	254,200	295,600	295,600	341,900	343,800
81	254,500	254,500	295,800	295,800	342,300	344,100
82	254,800	254,800	296,000	296,000	342,800	344,500
83	255,100	255,100	296,300	296,300	343,300	344,900
84	255,400	255,400	296,500	296,500	343,800	345,300
85	255,700	255,700	296,800	296,800	344,100	345,600
86	256,000	256,000	297,100	297,100	344,500	346,000
87	256,300	256,300	297,400	297,400	344,900	346,400
88	256,600	256,600	297,700	297,700	345,300	346,800
89	256,900	256,900	298,000	298,000	345,600	347,000
90	257,200	257,200	298,300	298,300	346,000	347,400
91	257,500	257,500	298,600	298,600	346,400	347,800
92	257,800	257,800	299,000	299,000	346,800	348,200
93	258,100	258,100	299,200	299,200	347,000	348,400
94			299,400	299,400	347,400	348,800
95			299,700	299,700	347,800	349,200
96			300,100	300,100	348,200	349,500
97			300,300	300,300	348,400	349,800
98			300,600	300,600	348,800	350,200
99			301,000	301,000	349,200	350,600
100			301,400	301,400	349,500	351,000

職務の級	１級		２級		３級	
号給	給料月額		給料月額		給料月額	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
101			301,600	301,600	349,800	351,500
102			301,900	301,900	350,200	351,900
103			302,200	302,200	350,600	352,300
104			302,500	302,500	351,000	352,700
105			302,700	302,700	351,500	353,200
106			303,000	303,000	351,900	353,600
107			303,300	303,300	352,300	353,900
108			303,600	303,600	352,700	354,200
109			303,800	303,800	353,200	354,700
110			304,200	304,200	353,600	
111			304,600	304,600	353,900	
112			304,900	304,900	354,200	
113			305,100	305,100	354,700	
114			305,300	305,300		
115			305,600	305,600		
116			306,000	306,000		
117			306,200	306,200		
118			306,400	306,400		
119			306,700	306,700		
120			307,000	307,000		
121			307,400	307,400		
122			307,600	307,600		
123			307,900	307,900		
124			308,200	308,200		
125			308,500	308,500		

第１５号議案

島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の
一部改正について

島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　7　年　2　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和５７年島本町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第１項第１号中「所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の１２月３１日において生計を維持したもの」を「加算対象扶養親族等（児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号以下「法」という。）第９条第１項及び第９条の２に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する控除扶養親族をいう。次号において同じ。）に該当しない３０歳以上７０歳未満の扶養親族（所得税法に規定する扶養親族をいう。次号において同じ。）以外のものをいう。）及び生計維持児童（法第９条第１項及び第９条の２に規定する児童をいう。）」に改め、同項第２号中「扶養親族等」を「加算対象扶養親族等（法第１０条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない３０歳以上７０歳未満の扶養親族以外のものをいう。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

第１５号議案資料

島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について

１　提案理由

大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、扶養親族の範囲を改めるもの。

３　新旧対照表

４　施行期日

公布の日

第１５号議案　参考資料

島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（所得の制限） 第２条の２　略 ⑴　ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（１月から９月までに新たに適用を受けようとする者については、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の加算対象扶養親族等（児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号以下「法」という。）第９条第１項及び第９条の２に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する控除扶養親族をいう。次号において同じ。）に該当しない３０歳以上７０歳未満の扶養親族（所得税法に規定する扶養親族をいう。次号において同じ。）以外のものをいう。）及び生計維持児童（法第９条第１項及び第９条の２に規定する児童をいう。）の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 ⑵　ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の加算対象扶養親族等（法第１０条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない３０歳以上７０歳未満の扶養親族以外のものをいう。）の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 ２～４　略	（所得の制限） 第２条の２　略 ⑴　ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（１月から９月までに新たに適用を受けようとする者については、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の１２月３１日において生計を維持したもの の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 ⑵　ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等 の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 ２～４　略

第１６号議案

島本町国民健康保険条例の一部改正について

島本町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

島本町国民健康保険条例の一部を改正する条例

島本町国民健康保険条例（昭和４１年島本町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２０条第１項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第２０条の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第１６号議案資料

島本町国民健康保険条例の一部改正について

１　提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

国民健康保険料の軽減判定所得を次のとおり拡大する（第２０条関係）。

⑴　５割軽減対象所得

（現　行）　４３万円＋２９万５千円×被保険者数

（改正後）　４３万円＋３０万５千円×被保険者数

⑵　２割軽減対象所得

（現　行）　４３万円＋５４万５千円×被保険者数

（改正後）　４３万円＋５６万円　　×被保険者数

３　新旧対照表

４　施行期日

令和７年４月１日

第１６号議案　参考資料

島本町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（保険料の減額） 第２０条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第１２条又は第１５条の２の基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第１５条の５の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。 ⑴　略 ⑵　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第３１４条の２第２項に掲げる金額に、３０万５，０００円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの 　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ　略 ⑶　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項に掲げる金額に、５６万円　　に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を合算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前２号に該当する者以外のもの 　アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額	（保険料の減額） 第２０条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第１２条又は第１５条の２の基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第１５条の５の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。 ⑴　略 ⑵　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第３１４条の２第２項に掲げる金額に、２９万５，０００円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの 　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ　略 ⑶　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項に掲げる金額に、５４万５，０００円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を合算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前２号に該当する者以外のもの 　アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

改　　正　　案	現　　行
ア・イ　略 ２～４　略	ア・イ　略 ２～４　略

第１７号議案

島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

島本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　7　年　2　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

島本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

島本町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年島本町条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に改め、同号ただし書中「１４，２００円」を「１４，５００円」に改め、同条第３項中「又は第３号から第６号までのいずれか」を削り、「２１７円」を「１００円」に、「３３３円」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改め、同条第４項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「１２，５００」を「１２，９００」に、「１３，３５０」を「１３，７００」に、「１４，２００」を「１４，５００」に、「１０，８００」を「１１，３００」に、「１１，６５０」を「１２，１００」に、「９，１００」を「９，７００」に、「９，９５０」を「１０，５００」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の島本町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、令和７年４月１日以後に支給すべき事由の生じた新条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

第１７号議案資料

島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

１　提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改定するもの。

３　新旧対照表

４　施行期日

令和７年４月１日

第１７号議案　参考資料

島本町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（補償基礎額） 第５条　略 ２　略 ⑴　略 ⑵　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、９，７００円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、１４，５００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 ３　次の各号のいずれかに該当する者、消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に第１号に該当する扶養親族については１人につき１００円を、第２号に該当する扶養親族については１人につき３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 ⑴～⑹　略 ４　扶養親族たる子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間	（補償基礎額） 第５条　略 ２　略 ⑴　略 ⑵　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、９，１００円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、１４，２００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 ３　次の各号のいずれかに該当する者、消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に第１号又は第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円を、第２号に該当する扶養親族については１人につき３３３円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 ⑴～⑹　略 ４　扶養親族たる子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下この項において

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、１６７円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定よる額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第５条関係）
<table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>１０年未満</th><th>１０年以上２０年未満</th><th>２０年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>円
１２，９００</td><td>円
１３，７００</td><td>円
１４，５００</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>１１，３００</td><td>１２，１００</td><td>１２，９００</td></tr><tr><td>班長及び団員</td><td>９，７００</td><td>１０，５００</td><td>１１，３００</td></tr></table></td><td>「特定期間」という。）にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、１６７円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定よる額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第５条関係）
<table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>１０年未満</th><th>１０年以上２０年未満</th><th>２０年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>円
１２，５００</td><td>円
１３，３５０</td><td>円
１４，２００</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>１０，８００</td><td>１１，６５０</td><td>１２，５００</td></tr><tr><td>班長及び団員</td><td>９，１００</td><td>９，９５０</td><td>１０，８００</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>備考
１　略
２　略</td><td>備考
１　略
２　略</td></tr>
</table>

第１８号議案

島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について

島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　7　年　2　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い改正するもの。

島本町条例第　　号

島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部を改正する条例

島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例（昭和３９年島本町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第２条関係)

階級	勤務年数						
	５年以上１０年未満	１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満	２５年以上３０年未満	３０年以上３５年未満	３５年以上
団長	円 ２３９，０００	円 ３４４，０００	円 ４５９，０００	円 ５９４，０００	円 ７７９，０００	円 ９７９，０００	円 １，０７９，０００
副団長	２２９，０００	３２９，０００	４２９，０００	５３４，０００	７０９，０００	９０９，０００	１，００９，０００
分団長	２１９，０００	３１８，０００	４１３，０００	５１３，０００	６５９，０００	８４９，０００	９４９，０００
副分団長	２１４，０００	３０３，０００	３８８，０００	４７８，０００	６２４，０００	８０９，０００	９０９，０００
班長	２０４，０００	２８３，０００	３５８，０００	４３８，０００	５６４，０００	７３４，０００	８３４，０００

団員	２００，０００	２６４，０００	３３４，０００	４０９，０００	５１９，０００	６８９，０００	７８９，０００

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表の規定は、令和７年４月１日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

第１８号議案資料

島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について

１　提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い改正するもの。

２　議案の概要

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「３５年以上」区分を追加するため、所要の改正を行うもの。

３　新旧対照表

４　施行期日

令和７年４月１日

第１８号議案　参考資料

島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

改正案

別表（第２条関係）

階級	勤務年数						
	５年以上１０年未満	１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満	２５年以上３０年未満	３０年以上３５年未満	３５年以上
団長	円 ２３９，０００	円 ３４４，０００	円 ４５９，０００	円 ５９４，０００	円 ７７９，０００	円 ９７９，０００	円 １，０７９，０００
副団長	２２９，０００	３２９，０００	４２９，０００	５３４，０００	７０９，０００	９０９，０００	１，００９，０００
分団長	２１９，０００	３１８，０００	４１３，０００	５１３，０００	６５９，０００	８４９，０００	９４９，０００
副分団長	２１４，０００	３０３，０００	３８８，０００	４７８，０００	６２４，０００	８０９，０００	９０９，０００
班長	２０４，０００	２８３，０００	３５８，０００	４３８，０００	５６４，０００	７３４，０００	８３４，０００
団員	２００，０００	２６４，０００	３３４，０００	４０９，０００	５１９，０００	６８９，０００	７８９，０００

現行

別表（第２条関係）

階級	勤務年数					
	５年以上１０年未満	１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満	２５年以上３０年未満	３０年以上
団長	円 ２３９，０００	円 ３４４，０００	円 ４５９，０００	円 ５９４，０００	円 ７７９，０００	円 ９７９，０００
副団長	２２９，０００	３２９，０００	４２９，０００	５３４，０００	７０９，０００	９０９，０００
分団長	２１９，０００	３１８，０００	４１３，０００	５１３，０００	６５９，０００	８４９，０００
副分団長	２１４，０００	３０３，０００	３８８，０００	４７８，０００	６２４，０００	８０９，０００
班長	２０４，０００	２８３，０００	３５８，０００	４３８，０００	５６４，０００	７３４，０００
団員	２００，０００	２６４，０００	３３４，０００	４０９，０００	５１９，０００	６８９，０００

令和７年度

予　　算　　書

一　　般　　会　　計
土　地　取　得　事　業　特　別　会　計
国　民　健　康　保　険　事　業　特　別　会　計
後　期　高　齢　者　医　療　特　別　会　計
介　護　保　険　事　業　特　別　会　計
大沢地区特設水道施設事業特別会計
財　産　区　特　別　会　計　（　五　財　産　区　）

大　阪　府　島　本　町

令 和 7 年 度　各 会 計 歳 入 歳 出 予 算

（単位:千円、%）

区　　分	令和7年度予算額	令和6年度予算額	比　　較	増 減 率
一　　般　　会　　計	16,569,000	16,913,000	△ 344,000	△ 2.0
特　　別　　会　　計	7,400,636	7,411,659	△ 11,023	△ 0.1
土 地 取 得 事 業 特 別 会 計	278,000	277,000	1,000	0.4
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	3,200,927	3,330,048	△ 129,121	△ 3.9
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	675,314	704,615	△ 29,301	△ 4.2
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	3,235,895	3,096,896	138,999	4.5
大沢地区特設水道施設事業特別会計	10,500	3,100	7,400	238.7
財産区特別会計　歳出予算額(五財産区)	5,707	5,190	517	10.0
計	23,975,343	24,329,849	△ 354,506	△ 1.5

第１９号議案

令和７年度　島本町一般会計予算

令和７年度島本町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１６，５６９，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 町税		5,089,230
	1 町民税	2,401,739
	2 固定資産税	2,113,998
	3 軽自動車税	39,066
	4 町たばこ税	118,591
	5 特別土地保有税	1
	6 都市計画税	415,835
2 地方譲与税		58,282
	1 地方揮発油譲与税	12,000
	2 自動車重量譲与税	41,000
	3 森林環境譲与税	5,282
3 利子割交付金		11,000
	1 利子割交付金	11,000
4 配当割交付金		47,000
	1 配当割交付金	47,000
5 株式等譲渡所得割交付金		75,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	75,000

（単位：千円）

款	項	金　　額
6 法人事業税交付金		70,000
	1 法人事業税交付金	70,000
7 地方消費税交付金		772,000
	1 地方消費税交付金	772,000
8 ゴルフ場利用税交付金		40,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	40,000
9 環境性能割交付金		17,000
	1 環境性能割交付金	17,000
10 地方特例交付金		40,000
	1 地方特例交付金	40,000
11 地方交付税		1,646,000
	1 地方交付税	1,646,000
12 交通安全対策特別交付金		3,000
	1 交通安全対策特別交付金	3,000
13 分担金及び負担金		2,266
	1 負担金	2,266
14 使用料及び手数料		302,595

（単位：千円）

款	項	金　　額
	1 使用料	267,264
	2 手数料	35,331
15 国庫支出金		2,963,917
	1 国庫負担金	2,249,122
	2 国庫補助金	689,752
	3 国庫委託金	25,043
16 府支出金		1,314,216
	1 府負担金	891,807
	2 府補助金	336,572
	3 府委託金	85,837
17 財産収入		10,452
	1 財産運用収入	10,452
18 寄附金		401,032
	1 寄附金	401,032
19 繰入金		2,521,159
	1 特別会計繰入金	375
	2 基金繰入金	2,520,784

（単位：千円）

款	項	金　　額
20 諸収入		205,551
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000
	2 町預金利子	12
	3 貸付金返還収入	837
	4 雑入	201,702
21 町債		979,300
	1 町債	979,300
歳　　入　　合　　計		16,569,000

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 議会費		131,874
	1 議会費	131,874
2 総務費		3,081,086
	1 総務管理費	2,705,274
	2 徴税費	161,581
	3 戸籍住民基本台帳費	140,723
	4 選挙費	48,658
	5 統計調査費	24,000
	6 監査委員費	850
3 民生費		6,658,860
	1 社会福祉費	3,107,946
	2 児童福祉費	3,200,369
	3 生活保護費	350,544
	4 災害救助費	1
4 衛生費		1,133,800
	1 保健衛生費	455,834
	2 環境衛生費	48,845

（単位：千円）

款	項	金　　額
	3 清掃費	629,121
5 農林水産業費		64,983
	1 農業費	56,387
	2 林業費	8,596
6 商工費		249,861
	1 商工費	249,861
7 土木費		937,870
	1 土木管理費	140,951
	2 道路橋りょう費	104,929
	3 河川費	15,722
	4 都市計画費	610,195
	5 住宅費	18,414
	6 交通防犯対策費	47,659
8 消防費		784,494
	1 消防費	784,494
9 教育費		2,299,563
	1 教育総務費	484,748

（単位：千円）

款	項	金　　額
	2 小学校費	877,897
	3 中学校費	462,054
	4 幼稚園費	230,994
	5 社会教育費	243,870
10 災害復旧費		22,024
	1 災害復旧費	22,024
11 公債費		1,189,585
	1 公債費	1,189,585
12 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
歳　　出　　合　　計		16,569,000

第２表　　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
本会議・常任委員会等反訳料	(自)　令和７年度 (至)　令和11年度	10,594 千円
新庁舎広場棟備品購入	(自)　令和７年度 (至)　令和８年度	8,611 千円
個人番号系仮想環境システム等借上	(自)　令和７年度 (至)　令和10年度	84,700 千円
自治体クラウド導入事業(延長分)	(自)　令和７年度 (至)　令和８年度	105,358 千円
自治体クラウド改修業務委託(延長分)	(自)　令和７年度 (至)　令和８年度	467 千円
第五次LGWANネットワーク整備事業	(自)　令和７年度 (至)　令和12年度	34,281 千円
空き瓶等の選別及び再資源化業務委託	(自)　令和７年度 (至)　令和８年度	9,092 千円

事　　項	期　　間	限　　度　　額
第二小学校北館校舎長寿命化改修事業	(自)　令 和 7 年 度 (至)　令 和 8 年 度	466,290 千円
町立中学校受変電設備改修工事	(自)　令 和 7 年 度 (至)　令 和 8 年 度	78,617 千円
図書館雑誌購入	(自)　令 和 7 年 度 (至)　令 和 8 年 度	2,025 千円

第３表　　地　　方　　債

起　　債　　の　　目　　的	限度額	起債の方法	利率	償　　還　　の　　方　　法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還の方法	その他
	千円				年以内	年以内		
庁　舎　整　備　事　業　債	134,200	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政　府 その他	30	5	年賦又は半年賦元利均等又は元　金　均　等	町財政の都合又は融通条件により、据置期間及び償還期限の短縮又は繰上償還若しくは借換をすることができる。
人権文化センター整備事業債	12,600	〃		政　府 その他	15	3	〃	
ふれあいセンター整備事業債	36,900	〃		政　府 その他	15	3	〃	
防災情報設備更新事業債	17,900	〃		政　府 その他	15	3	〃	
デジタル推進活用事業債	97,500	〃		政　府 その他	5	1	〃	
保　育　所　整　備　事　業　債	5,600	〃		政　府 その他	30	5	〃	
清　掃　施　設　整　備　事　業　債	125,300	〃		政　府 その他	20	3	〃	

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還の方法	その他
	千円				年以内	年以内		
公園施設整備事業債	14,800	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他	30	5	年賦又は半年賦元利均等又は元金均等	町財政の都合又は融通条件により、据置期間及び償還期限の短縮又は繰上償還若しくは借換をすることができる。
浸水対策事業債	3,600	〃		政府その他	30	5	〃	
道路・橋りょう事業債	34,600	〃		政府その他	30	5	〃	
河川・水路整備事業債	5,600	〃		政府その他	30	5	〃	
消防施設整備事業債	248,600	〃		政府その他	30	5	〃	
学校教育施設等整備事業債	242,100	〃		政府その他	30	5	〃	

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 町税	5,089,230	5,126,254	△37,024
2 地方譲与税	58,282	56,899	1,383
3 利子割交付金	11,000	3,000	8,000
4 配当割交付金	47,000	41,000	6,000
5 株式等譲渡所得割交付金	75,000	44,000	31,000
6 法人事業税交付金	70,000	52,000	18,000
7 地方消費税交付金	772,000	671,000	101,000
8 ゴルフ場利用税交付金	40,000	42,000	△2,000
9 環境性能割交付金	17,000	16,000	1,000
10 地方特例交付金	40,000	184,000	△144,000
11 地方交付税	1,646,000	1,678,000	△32,000
12 交通安全対策特別交付金	3,000	3,000	0
13 分担金及び負担金	2,266	2,041	225
14 使用料及び手数料	302,595	291,527	11,068
15 国庫支出金	2,963,917	2,517,888	446,029
16 府支出金	1,314,216	1,098,538	215,678
17 財産収入	10,452	4,827	5,625
18 寄附金	401,032	401,032	0
19 繰入金	2,521,159	1,701,318	819,841
20 諸収入	205,551	241,876	△36,325
21 町債	979,300	2,736,800	△1,757,500

一般会計

1．総括

（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
歳入合計	16,569,000	16,913,000	△344,000

（歳　出）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	本年度予算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 議会費	131,874	129,149	2,725	0	0	0	73	131,801
2 総務費	3,081,086	4,310,695	△1,229,609	188,706	165,474	201,600	75,343	2,449,963
3 民生費	6,658,860	6,093,457	565,403	2,305,118	1,034,788	5,600	254,392	3,058,962
4 衛生費	1,133,800	1,134,506	△706	46,672	11,654	125,300	71,667	878,507
5 農林水産業費	64,983	67,369	△2,386	0	2,882	0	333	61,768
6 商工費	249,861	251,897	△2,036	4,017	852	0	7,016	237,976
7 土木費	937,870	893,740	44,130	70,391	8,900	58,600	41,601	758,378
8 消防費	784,494	433,628	350,866	0	283	248,600	3,858	531,753
9 教育費	2,299,563	2,388,061	△88,498	304,560	89,383	339,600	222,366	1,343,654
10 災害復旧費	22,024	22,024	0	0	0	0	0	22,024
11 公債費	1,189,585	1,173,474	16,111	0	0	0	981,784	207,801
12 予備費	15,000	15,000	0	0	0	0	0	15,000
歳　出　合　計	16,569,000	16,913,000	△344,000	2,919,464	1,314,216	979,300	1,658,433	9,697,587

２．歳入

（款）　1.町税　　（項）　1.町民税　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1 個人	1,895,619	1,756,988	138,631	1 現年課税分	1,890,018	町民税個人分	1,890,018
						・均等割	48,405
						・所得割	1,841,613
				2 滞納繰越分	5,601	滞納繰越分	5,601
2 法人	506,120	783,063	△ 276,943	1 現年課税分	505,561	町民税法人分	505,561
						・均等割	54,641
						・法人税割	450,920
				2 滞納繰越分	559	滞納繰越分	559
計	2,401,739	2,540,051	△ 138,312				

（款）　1.町税　　（項）　2.固定資産税

1 固定資産税	2,087,763	2,008,582	79,181	1 現年課税分	2,085,882	固定資産税	2,085,882
						・土　地	676,466
						・家　屋	1,004,892
						・償却資産	404,524
				2 滞納繰越分	1,881	滞納繰越分	1,881
2 国有資産等所在市町村交付金	26,235	26,235	0	1 現年課税分	26,235	大阪府	26,235
計	2,113,998	2,034,817	79,181				

1 町税　2 固定資産税

（款）　1.町税　　（項）　3.軽自動車税　　（単位 ： 千円）

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 環境性能割	2,185	1,867	318	1 現年課税分	2,185	環境性能割	2,185
2 種別割	36,881	35,856	1,025	1 現年課税分	36,655	種別割	36,655
				2 滞納繰越分	226	滞納繰越分	226
計	39,066	37,723	1,343				

（款）　1.町税　　（項）　4.町たばこ税

1 町たばこ税	118,591	115,315	3,276	1 現年課税分	118,591	町たばこ税	118,591
計	118,591	115,315	3,276				

（款）　1.町税　　（項）　5.特別土地保有税

1 特別土地保有税	1	1	0	1 滞納繰越分	1	滞納繰越分	1
計	1	1	0				

（款）　1.町税　　（項）　6.都市計画税

1 都市計画税	415,835	398,347	17,488	1 現年課税分	415,483	都市計画税	415,483
						・土　地	195,348
						・家　屋	220,135
				2 滞納繰越分	352	滞納繰越分	352
計	415,835	398,347	17,488				

（款）　2.地方譲与税　　（項）　1.地方揮発油譲与税　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 地方揮発油譲与税	12,000	12,000	0	1 地方揮発油譲与税	12,000	地方揮発油譲与税	12,000
計	12,000	12,000	0				

（款）　2.地方譲与税　　（項）　2.自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	41,000	40,000	1,000	1 自動車重量譲与税	41,000	自動車重量譲与税	41,000
計	41,000	40,000	1,000				

（款）　2.地方譲与税　　（項）　3.森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	5,282	4,899	383	1 森林環境譲与税	5,282	森林環境譲与税	5,282
計	5,282	4,899	383				

（款）　3.利子割交付金　　（項）　1.利子割交付金

1 利子割交付金	11,000	3,000	8,000	1 利子割交付金	11,000	利子割交付金	11,000
計	11,000	3,000	8,000				

（款）　4.配当割交付金　　（項）　1.配当割交付金

1 配当割交付金	47,000	41,000	6,000	1 配当割交付金	47,000	配当割交付金	47,000
計	47,000	41,000	6,000				

4 配当割交付金　1 配当割交付金

（款）　5. 株式等譲渡所得割交付金　　（項）　1. 株式等譲渡所得割交付金　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 株式等譲渡所得割交付金	75,000	44,000	31,000	1 株式等譲渡所得割交付金	75,000	株式等譲渡所得割交付金	75,000
計	75,000	44,000	31,000				

（款）　6. 法人事業税交付金　　（項）　1. 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	70,000	52,000	18,000	1 法人事業税交付金	70,000	法人事業税交付金	70,000
計	70,000	52,000	18,000				

（款）　7. 地方消費税交付金　　（項）　1. 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	772,000	671,000	101,000	1 地方消費税交付金	772,000	地方消費税交付金	296,000
						社会保障財源交付金	476,000
計	772,000	671,000	101,000				

（款）　8. ゴルフ場利用税交付金　　（項）　1. ゴルフ場利用税交付金

1 ゴルフ場利用税交付金	40,000	42,000	△ 2,000	1 ゴルフ場利用税交付金	40,000	ゴルフ場利用税交付金	40,000
計	40,000	42,000	△ 2,000				

（款）　9.環境性能割交付金　　（項）　1.環境性能割交付金　　（単位　：　千円）

目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1 環境性能割交付金	17,000	16,000	1,000	1 環境性能割交付金	17,000	環境性能割交付金	17,000
計	17,000	16,000	1,000				

（款）　10.地方特例交付金　　（項）　1.地方特例交付金

1 地方特例交付金	40,000	184,000	△ 144,000	1 地方特例交付金	40,000	減収補填特例交付金	40,000
計	40,000	184,000	△ 144,000				

（款）　11.地方交付税　　（項）　1.地方交付税

1 地方交付税	1,646,000	1,678,000	△ 32,000	1 地方交付税	1,646,000	普通交付税	1,510,000
						特別交付税	136,000
計	1,646,000	1,678,000	△ 32,000				

（款）　12.交通安全対策特別交付金　　（項）　1.交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	3,000	3,000	0	1 交通安全対策特別交付金	3,000	交通安全対策特別交付金	3,000
計	3,000	3,000	0				

12 交通安全対策特別交付金　1 交通安全対策特別交付金

（款） 13. 分担金及び負担金　　（項） 1. 負担金　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 民生費負担金	441	398	43	1 高齢者福祉費負担金	360	高齢者援護施設入所個人負担金	360
				2 福祉医療助成費負担金	21	未熟児養育医療個人徴収金	21
				3 児童福祉費負担金	60	日本スポーツ振興センター掛金保護者負担金	60
2 衛生費負担金	581	406	175	1 保健衛生費負担金	581	予防接種負担金	581
3 土木費負担金	12	18	△ 6	1 土木管理費負担金	12	放置自転車等移動保管料	12
4 教育費負担金	1,232	1,219	13	1 教育総務費負担金	1,232	日本スポーツ振興センター掛金保護者負担金	1,232
計	2,266	2,041	225				

（款） 14. 使用料及び手数料　　（項） 1. 使用料

1 総務使用料	10,703	9,973	730	1 役場庁舎使用料	10	電柱等土地使用料	10
				2 ふれあいセンター使用料	10,081	ふれあいセンター使用料	8,636
						レストラン使用料	1,440
						電柱等土地使用料	5
				3 人権文化センター使用料	611	人権文化センター使用料	611
				4 集会所使用料	1	電柱等土地使用料	1
2 民生使用料	116,421	112,294	4,127	1 保育所保育料	116,421	保育所保育料	115,989
						・町立保育所分	41,805

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
						・私立保育所分	74,184
						保育所時間外保育料	432
3 衛生使用料	2	2	0	1 ごみ集積場所使用料	2	電柱等土地使用料	2
4 農林水産使用料	53	10	43	1 山林使用料	53	旧町立キャンプ場用地	53
5 土木使用料	82,736	85,728	△ 2,992	1 道路使用料	25,596	町道占用料	25,596
				2 住宅使用料	56,320	町営住宅使用料	51,524
						町営住宅駐車場使用料	3,864
						町営住宅集会所使用料	932
				3 公園使用料	162	公園使用料	45
						公園占用料	117
				4 法定外公共物使用料	658	法定外公共物占用料	658
6 消防使用料	2	2	0	1 消防使用料	2	電柱等土地使用料	2
7 教育使用料	57,347	50,501	6,846	1 幼稚園使用料	122	幼稚園預かり保育料	122
				2 社会教育施設使用料	7,410	町立体育館使用料	3,685
						テニスコート使用料	1,464
						学校教育施設開放使用料	2,110
						町立歴史文化資料館使用料	149
						電柱等土地使用料	2
				3 学童保育室使用料	49,754	学童保育室保育料	49,754
						・保育料	46,095
						・延長保育料	3,659

14 使用料及び手数料　1 使用料

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
				4 学校施設使用料	61	電柱等土地使用料	61
計	267,264	258,510	8,754				

（款） 14.使用料及び手数料　　（項） 2.手数料

1 総務手数料	12,006	10,749	1,257	1 戸籍住民基本台帳手数料	10,428	戸籍住民基本台帳手数料	10,428
						・住民票交付等手数料	3,921
						・印鑑登録・証明交付手数料	2,700
						・戸籍謄・抄本交付手数料	3,807
				2 徴税手数料	1,578	町税諸証明手数料	1,576
						町税督促手数料	1
						滞納繰越分（町税諸証明手数料）	1
2 衛生手数料	22,947	21,972	975	1 清掃手数料	22,484	し尿処理手数料	2,300
						ごみ処理手数料	18,604
						犬・ねこ等の死体搬送処理手数料	30
						一般廃棄物処理業許可申請等手数料	50
						浄化槽汚泥処分手数料	1,500
				2 環境衛生手数料	463	犬の登録手数料	23
						狂犬病予防注射済票交付手数料	440
3 土木手数料	13	13	0	1 土木総務手数料	13	優良住宅認定等手数料	13
4 消防手数料	365	283	82	1 危険物等取扱手数料	365	危険物等取扱手数料	365
計	35,331	33,017	2,314				

（款） 15. 国庫支出金　　（項） 1. 国庫負担金　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	2,161,754	1,588,057	573,697	1 社会福祉費負担金	60,491	国民健康保険基盤安定交付金	33,747
						低所得者保険料軽減負担金	13,703
						生活困窮者自立支援事業等負担金	12,556
						未就学児均等割保険料負担金	444
						産前産後保険料負担金	41
				2 障害者福祉費負担金	579,908	特別障害者手当等給付費国庫負担金	13,324
						障害者医療費国庫負担金（更生医療・育成医療）	11,910
						障害者自立支援給付費負担金	436,803
						障害児通所給付費負担金	117,871
				3 ひとり親家庭福祉費負担金	3,000	児童入所施設措置費等負担金（母子・助産）	3,000
				4 児童福祉費負担金	551,176	施設型給付費負担金	437,588
						地域型保育給付費負担金	108,392
						施設等利用給付費負担金	5,196
				5 福祉医療助成費負担金	448	未熟児養育医療負担金	448
				6 児童手当負担金	713,653	児童手当負担金	713,653
				7 児童扶養手当負担金	34,972	児童扶養手当負担金	34,972
				8 生活保護費負担金	218,106	生活保護費負担金	218,106
2 教育費国庫負担金	87,368	70,972	16,396	1 幼稚園費負担金	87,368	施設型給付費負担金	41,848
						施設等利用給付費負担金	45,520

（単位 ： 千円）

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
計	2,249,122	1,659,029	590,093			

（款） 15.国庫支出金　　（項） 2.国庫補助金

1 総務費国庫補助金	218,748	464,127	△ 245,379	1 総務管理費補助金	204,298	社会保障・税番号制度補助金 7,499 デジタル基盤改革支援補助金 148,329 地方創生臨時交付金 44,453 新しい地方経済・生活環境創生交付金 4,017
				2 戸籍住民基本台帳費補助金	14,450	個人番号通知書・個人番号カード関連事務交付金 14,450
2 民生費国庫補助金	169,529	147,014	22,515	1 社会福祉費補助金	10,921	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 10,051 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金 870
				2 障害者福祉費補助金	36,185	障害者地域生活支援事業補助金 36,185
				3 児童福祉費補助金	117,802	子ども・子育て支援交付金 101,523 保育対策総合支援事業費補助金 14,302 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 217 次世代育成支援対策施設整備交付金 1,760
				4 ひとり親家庭福祉費補助金	4,621	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 4,621
3 衛生費国庫補助金	38,107	26,343	11,764	1 保健衛生費補助金	37,831	感染症予防事業費等補助金 170

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
						母子保健衛生費国庫補助金	3,319
						出産・子育て応援交付金	34,342
				2 清掃費補助金	276	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	276
4 土木費国庫補助金	70,391	67,141	3,250	1 社会資本整備総合交付金	55,932	防災・安全交付金	55,932
				2 道路橋りょう費補助金	14,459	道路更新防災等対策事業費補助金	14,459
5 教育費国庫補助金	192,977	147,764	45,213	1 教育総務費補助金	2,356	要保護児童生徒援助費補助金	135
						・小学校	6
						・中学校	129
						特別支援教育就学奨励費補助金	1,345
						・小学校	860
						・中学校	485
						教育支援体制整備事業費補助金	876
				2 学校施設整備費補助金	184,163	学校施設環境改善交付金	62,084
						公立学校情報機器整備費補助金	121,183
						公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金	896
				3 社会教育費補助金	6,458	埋蔵文化財緊急調査費補助金	4,705
						文化財調査活用費補助金	1,753
計	689,752	852,389	△ 162,637				

15 国庫支出金　2 国庫補助金

（款）　15. 国庫支出金　　（項）　3. 国庫委託金　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
1 総務費国庫委託金	18,428	261	18,167	1 総務管理費委託金	20	自衛官募集事務委託金	20
				2 戸籍住民基本台帳費委託金	254	在留関連事務委託金	227
						・中長期在留者事務委託金	227
						人口動態調査事務委託金	27
				3 選挙費委託金	18,154	参議院議員選挙事務委託金	18,149
						在外選挙人名簿登録事務委託金	5
2 民生費国庫委託金	6,615	6,209	406	1 児童福祉費委託金	228	特別児童扶養手当事務委託金	228
				2 国民年金費委託金	6,387	国民年金事務委託金	6,202
						年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金	185
計	25,043	6,470	18,573				

（款）　16. 府支出金　　（項）　1. 府負担金

1 民生費府負担金	848,124	724,532	123,592	1 社会福祉費負担金	191,518	民生委員事務負担金	156
						国民健康保険基盤安定交付金	107,325
						後期高齢者医療基盤安定交付金	76,944
						低所得者保険料軽減負担金	6,851
						未就学児均等割保険料負担金	222
						産前産後保険料負担金	20
				2 障害者福祉費負担金	283,290	自立支援医療府費負担金（更生医療・育成医療）	5,247
						障害者自立支援給付費負担金	219,108

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
						障害児通所給付費負担金	58,935
				3 行旅病人死亡人取扱負担金	699	行旅病人死亡人取扱負担金	699
				4 ひとり親家庭福祉費負担金	1,500	児童入所施設措置費等負担金（母子・助産）	1,500
				5 児童福祉費負担金	275,587	施設型給付費負担金	218,793
						地域型保育給付費負担金	54,196
						施設等利用給付費負担金	2,598
				6 福祉医療助成費負担金	224	未熟児養育医療負担金	224
				7 児童手当負担金	94,053	児童手当負担金	94,053
				8 生活保護費負担金	1,253	生活保護費負担金（居所不明分）	1,253
2 教育費府負担金	43,683	35,532	8,151	1 幼稚園費負担金	43,683	施設型給付費負担金	20,923
						施設等利用給付費負担金	22,760
計	891,807	760,064	131,743				

（款） 16.府支出金　　（項） 2.府補助金

1 総務費府補助金	62,371	12,110	50,261	1 総務管理費補助金	55,331	総合相談事業交付金	3,136
						隣保事業届出事務交付金	23
						旅券発給事務取扱交付金	1,414
						地方改善施設整備費補助金	50,618
						特定非営利活動法人事務交付金	140

16 府支出金　2 府補助金

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
				2 人権文化センター費補助金	7,040	人権文化センター運営補助金	7,040
2 民生費府補助金	222,846	220,838	2,008	1 地域福祉・子育て支援交付金	59,148	地域福祉・高齢者福祉交付金	23,141
						新子育て支援交付金	36,007
				2 社会福祉費補助金	68	遺家族等援護事務交付金	40
						母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務交付金	4
						助産施設・母子生活支援施設事務交付金	24
				3 障害者福祉費補助金	20,102	身体障害者手帳無料診断事業補助金	330
						障害者相談員事務交付金	41
						障害者福祉関係事務交付金	479
						重度障害者住宅改造助成事業補助金	1,000
						障害者地域生活支援事業補助金	18,219
						自殺対策緊急強化事業補助金	33
				4 高齢者福祉費補助金	1,242	在宅高齢者福祉対策補助金	1,150
						老人福祉センター事務交付金	23
						特別養護老人ホーム設置認可事務補助金	23
						老人デイサービスセンター等設置事務補助金	23
						有料老人ホーム設置届出等事務交付金	23
				5 介護保険費補助金	75	社会福祉法人等利用者負担軽減事業補助金	75
				6 児童福祉費補助金	92,569	認可外保育施設届出等事務交付金	75
						保育所・児童館事務交付金	107
						子ども・子育て支援交付金	88,812

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節 区分	節 金額	説明	
						保育対策総合支援事業費補助金	3,575
				7 ひとり親家庭福祉費補助金	1,093	ひとり親家庭等日常生活支援事業補助金	1,093
				8 福祉医療助成費補助金	48,549	年長者医療費助成事業補助金	29
						障害者医療費助成事業補助金	30,700
						ひとり親家庭医療費助成事業補助金	8,330
						乳幼児医療費助成事業補助金	9,490
3 衛生費府補助金	4,029	7,395	△ 3,366	1 保健衛生費補助金	3,426	健康増進事業補助金	948
						風しんワクチン等接種補助事業費補助金	201
						造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助金	47
						出産・子育て応援交付金	2,171
						予防接種被害調査委員会補助金	59
				2 公害対策費補助金	304	公害対策事務交付金	212
						悪臭基準設定等事務交付金	23
						騒音振動基準設定等事務交付金	69
				3 清掃費補助金	276	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	276
				4 環境衛生費補助金	23	獣医師法事務交付金	23
4 農林水産業費府補助金	1,085	1,303	△ 218	1 農業費補助金	1,039	農業委員会交付金	615
						鳥獣捕獲許可等事務交付金	78
						経営所得安定対策等推進事業費補助金	185
						農業経営計画認定申請受理等事務交付金	23
						果樹経営計画認定等事務交付金	23

16 府支出金　2 府補助金

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
						農地利用意向確認等事務交付金	23
						農用地区域内開発行為許可等事務交付金	23
						ふ化業者登録等事務交付金	23
						家畜市場登録等事務交付金	23
						輸出水産物事業場登録等事務交付金	23
				2 林業費補助金	46	府立自然公園行為許可申請事務交付金	23
						都市緑地法事務交付金	23
5 商工費府補助金	309	309	0	1 商工費補助金	115	商工会法等事務取扱交付金	46
						ガス事業法・電気用品安全法事務交付金	46
						商店街整備計画等認定等事務交付金	23
				2 消費対策費補助金	194	指定物資販売価格表示等事務交付金	109
						地方消費者行政強化交付金	85
6 土木費府補助金	2,461	2,285	176	1 道路橋りょう費補助金	23	一般自動車道測量等事務交付金	23
				2 河川費補助金	243	土砂災害特別警戒区域内家屋移転・補強補助	243
				3 都市計画費補助金	2,126	震災対策推進事業補助金	1,620
						国土法・公拡法届出事務交付金	69
						都市計画法事務交付金	69
						住宅供給法事務交付金	184
						密集法事務交付金	69
						都市再開発法事務交付金	69
						地方拠点法事務交付金	23

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
						土地区画整理法事務交付金	23
				4 交通安全対策費補助金	23	路外駐車場設置届出等事務交付金	23
				5 住宅まちづくり費補助金	46	終身建物賃貸借事業事務交付金	23
						優良住宅事務交付金	23
7 消防費府補助金	283	283	0	1 消防費補助金	283	保安三法事務交付金	283
8 教育費府補助金	17,188	9,703	7,485	1 教育総務費補助金	3,126	教育統計調査交付金	11
						教育コミュニティづくり推進事業費補助金	700
						市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金	50
						スクールソーシャルワーカー補助金	783
						スクールサポートスタッフ配置事業費補助金	1,582
				2 社会教育費補助金	39	文化財保護法事務交付金	39
				3 幼稚園費補助金	14,023	施設型給付費補助金	14,023
9 振興補助金	26,000	24,000	2,000	1 振興補助金	26,000	市町村振興補助金	26,000
計	336,572	278,226	58,346				

（款） 16. 府支出金　　（項） 3. 府委託金

1 総務費府委託金	77,386	52,658	24,728	1 総務管理費委託金	673	大気汚染測定局管理委託金	217
						人権啓発事業委託金	456
				2 徴税費委託金	52,742	個人府民税徴収取扱費交付金	52,742
				3 統計調査費委託金	23,971	農林業センサス委託金	31

16 府支出金　3 府委託金

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
						国勢調査委託金	23,752
						経済センサス準備委託金	179
						経済センサス調査区管理委託金	9
2 衛生費府委託金	54	60	△ 6	1 環境衛生費委託金	54	所有者不明犬等処理交付金	54
3 農林水産業費府委託金	1,820	1,474	346	1 林業費委託金	1,820	環状自然歩道維持管理委託金	1,820
4 土木費府委託金	6,577	6,056	521	1 土木総務費委託金	340	建築基準法施行事務取扱交付金	40
						福祉のまちづくり条例事務処理交付金	23
						不法屋外広告物除去事務交付金	200
						自然環境保全条例事務処理交付金	77
				2 河川費委託金	5,892	水無瀬川除草委託金	5,892
				3 都市計画費委託金	345	都市計画法等事務取扱交付金	345
計	85,837	60,248	25,589				

（款） 17. 財産収入　　（項） 1. 財産運用収入

1 財産貸付収入	6,521	2,859	3,662	1 土地建物貸付収入	6,521	町有地賃貸料	6,521
2 利子及び配当金	3,931	1,968	1,963	1 利子及び配当金	3,931	各基金の収益金収入	3,931
計	10,452	4,827	5,625				

（款） 18. 寄附金　　（項） 1. 寄附金

1 一般寄附金	400,010	400,010	0	1 一般寄附金	400,010	一般寄附金	10

（単位 ： 千円）

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
						ふるさと島本応援寄附金	400,000
2 総務費寄附金	1,022	1,022	0	1 総務管理費寄附金	22	島本駅接近警告音寄附金	22
				2 企業版ふるさと納税寄附金	1,000	企業版ふるさと納税寄附金	1,000
計	401,032	401,032	0				

（款） 19. 繰入金　　（項） 1. 特別会計繰入金

1 介護保険事業特別会計繰入金	375	500	△ 125	1 介護保険事業特別会計繰入金	375	介護保険事業特別会計繰入金	375
計	375	500	△ 125				

（款） 19. 繰入金　　（項） 2. 基金繰入金

1 公共施設整備積立基金繰入金	970,000	700,000	270,000	1 公共施設整備積立基金繰入金	970,000	公共施設整備積立基金繰入金	970,000
2 財政調整基金繰入金	1,342,243	837,997	504,246	1 財政調整基金繰入金	1,342,243	財政調整基金繰入金	1,342,243
3 減債基金繰入金	53,362	10,000	43,362	1 減債基金繰入金	53,362	減債基金繰入金	53,362
4 ふるさと応援基金繰入金	150,000	150,000	0	1 ふるさと応援基金繰入金	150,000	ふるさと応援基金繰入金	150,000
5 森林保全整備基金繰入金	5,179	2,821	2,358	1 森林保全整備基金繰入金	5,179	森林保全整備基金繰入金	5,179

19 繰入金　2 基金繰入金

（単位 ： 千円）

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
計	2,520,784	1,700,818	819,966			

（款） 20.諸収入　　（項） 1.延滞金、加算金及び過料

1 延滞金	3,000	3,000	0	1 延滞金	3,000	町税延滞金 3,000
計	3,000	3,000	0			

（款） 20.諸収入　　（項） 2.町預金利子

1 町預金利子	12	1	11	1 預金利子	12	預金利子 12
計	12	1	11			

（款） 20.諸収入　　（項） 3.貸付金返還収入

1 奨学貸付金返還収入	837	857	△ 20	1 奨学貸付金返還収入	837	滞納繰越分（奨学貸付金返還収入） 837
計	837	857	△ 20			

（款） 20.諸収入　　（項） 4.雑入

1 空地除草費徴収金	89	89	0	1 空地除草費徴収金	89	空地除草委託徴収金 89
2 消防団員退職報償金	3,395	3,395	0	1 消防団員退職報償金	3,395	消防団員退職報償金 3,395

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
3 雑入	198,218	234,534	△ 36,316	1 消防団員公務災害補償金	1	消防団員等公務災害補償	1
				2 雑入	198,217	鳥獣被害防止総合対策交付金	270
						広報等広告収入	397
						夏まつり電気使用料負担金	16
						ふれあいセンター電気・水道使用料負担金	2,310
						ふれあいセンター清掃費負担金	711
						市町村振興宝くじ市町村交付金	21,710
						職員福利厚生事業費等取扱事務費	552
						全国消防グループ保険事務費	1
						町営住宅共益費	6,110
						西谷踏切共同溝（送水管）費用負担	62
						町営住宅一般利用駐車場利用料	2,592
						建築基準法施行事務費用負担	721
						電柱等土地使用対価	11
						尺代グラウンド使用料	15
						庁舎電気等使用料	157
						コピー使用料	534
						保育士等給食費負担	6,203
						各教室等参加負担金	154
						施設電気等使用料	116
						埋蔵文化財発掘調査負担金	4,151
						ナンバープレート弁償金	1

20 諸収入　4 雑入

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
						健康診査個人徴収金	2,646
						清掃工場リサイクルごみ売却	3,579
						郷土かるた売却	14
						文化財紹介冊子売却	59
						都市計画図等地図売却	2
						水無瀬駅自転車駐車場用地費用負担	3,903
						放置自転車等売却	22
						緊急通報装置利用者負担金	110
						情報公開等写しの交付費用負担	2
						消防団員福祉共済制度返戻金	33
						農業委員大会駐車料返還金	6
						臨床教育実習負担金	165
						ふるさと納税取扱事業者利用料返還金	49
						生活保護法７８条徴収金（滞納繰越分）	290
						保育所給食費（町立分）	9,042
						不用資料等売却	18
						オンライン手続きサービス請求郵送料	63
						小学校給食費	102,139
						中学校給食費	19,305
						滞納繰越分（小学校給食費）	67
						滞納繰越分（中学校給食費）	76
						水無瀬川緑地公園外電気使用料負担金	33
						後期高齢者医療広域連合保健事業委託金	9,800

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	201,702	238,018	△ 36,316			

（款） 21.町債　　（項） 1.町債

1 総務債	299,100	1,837,600	△ 1,538,500	1 庁舎整備事業債	134,200	庁舎整備事業債	134,200
				2 人権文化センター整備事業債	12,600	人権文化センター整備事業債	12,600
				3 ふれあいセンター整備事業債	36,900	ふれあいセンター整備事業債	36,900
				4 防災情報設備更新事業債	17,900	防災情報設備更新事業債	17,900
				5 デジタル活用推進事業債	97,500	デジタル活用推進事業債	97,500
2 民生債	5,600	47,700	△ 42,100	1 児童福祉施設整備事業債	5,600	町立保育所整備事業債	5,600
3 衛生債	125,300	139,600	△ 14,300	1 清掃施設整備事業債	125,300	清掃工場施設整備事業債	125,300
4 土木債	58,600	62,800	△ 4,200	1 都市計画事業債	14,800	公園長寿命化事業債	14,800
				2 浸水対策事業債	3,600	浸水対策事業債	3,600
				3 道路・橋りょう事業債	34,600	橋りょう補修・補強事業債	11,700
						道路整備・維持補修事業債	22,900
				4 河川・水路事業債	5,600	緊急浚渫推進事業債	5,600

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
5 消防債	248,600	3,900	244,700	1 消防施設整備事業債	248,600	消防施設整備事業債	248,600
6 教育債	242,100	511,800	△ 269,700	1 学校教育施設等整備事業債	242,100	第一小学校整備事業債	18,900
						第二小学校整備事業債	84,300
						第二中学校整備事業債	24,700
						学校施設等防犯対策事業債	51,300
						町立中学校施設整備事業債	55,600
						町立幼稚園整備事業債	7,300
(廃) 臨時財政対策債	-	133,400	△ 133,400				
計	979,300	2,736,800	△ 1,757,500				

３．歳出

（款）　1.議会費　　（項）　1.議会費　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 議会費	131,874	129,149	2,725	0	0	73	131,801	1 報酬	56,434	議員報酬	56,434
										議長	4,613
										副議長	4,087
										議員（１２名）	47,734
								2 給料	13,770	職員給	13,770
										一般職給３名	13,770
								3 職員手当等	34,421	諸手当	34,421
										地域手当	1,534
										扶養手当	270
										住居手当	336
										通勤手当	273
										管理職手当	1,296
										時間外勤務手当	90
										期末手当	3,551
										勤勉手当	2,983
										休日給	10
										議員期末手当	24,078
								4 共済費	18,230	議員共済会	13,316
										議員共済負担金	13,106
										議員共済会事務費負担金	210
										職員共済組合	4,888
										公務員災害補償基金	26
								7 報償費	100	報償金	100

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										議員研修講師謝礼	100
								8 旅費	1,486	費用弁償	1,277
										議員調査研修	1,140
										議員出張旅費	114
										参考人	23
										普通旅費	7
										特別旅費	202
								9 交際費	220	議長交際費	220
								10 需用費	1,067	消耗品費	1,001
										法規等追録	324
										刊行図書	145
										事務用消耗品	532
										食糧費	16
										会議・来客賄	16
										修繕料	50
										備品修理	50
								11 役務費	3,793	通信運搬費	39
										郵便料	39
										電算関連通信運搬費	681
										インターネット回線使用料	681
										筆耕翻訳料	3,073
										本会議・常任委員会等反訳料	3,073

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								12 委託料	102	事務等委託料	102
										手話通訳者派遣業務	102
								13 使用料及び賃借料	1,041	使用料	36
										駐車料	7
										有料道路通行料	29
										賃借料	543
										電子複写機借上	168
										車両借上	375
										電算関連賃借料	462
										電算機器等借上	462
								17 備品購入費	630	庁用器具費	620
										議場等備品	620
										図書購入費	10
										議会図書	10
								18 負担金、補助及び交付金	580	負担金	580
										大阪府町村議長会	510
										北部地区議長会	70
計	131,874	129,149	2,725	0	0	73	131,801				

（款） 2.総務費 （項） 1.総務管理費

1 一般管理費	620,188	573,223	46,965	国庫支出金	4,400	422	607,227	1 報酬	8,388	特別職非常勤職員報酬	645
				25						産業医（１名）	360

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
				府支出金 8,114						非常勤職員公務災害補償等認定委員会委員（４名） 60 非常勤職員公務災害補償等審査会委員（２名） 30 法令遵守推進委員会委員（１名） 15 特別職報酬等審議会委員（７名） 105 行政不服審査会委員（５名） 75 会計年度任用職員報酬 7,743 安全管理専門員 2,857 事務職 4,652 保健師 234
								2 給料	212,114	職員給 212,114 特別職給２名 18,060 一般職給４８名 194,054
								3 職員手当等	201,835	諸手当 201,835 地域手当 23,153 扶養手当 6,072 住居手当 3,651 通勤手当 4,273 管理職手当 13,344 時間外勤務手当 7,217

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										期末手当	56,986
										勤勉手当	40,992
										休日給	486
										退職手当	40,652
										児童手当	4,140
										会計年度任用職員期末手当	369
										会計年度任用職員勤勉手当	500
								4 共済費	165,174	職員共済組合	72,258
										公務員災害補償基金	373
										社会保険料等	92,543
								7 報償費	200	報償金	100
										職員研修講師謝礼	100
										賞賜金	100
										功労者表彰	100
								8 旅費	1,426	費用弁償	421
										普通旅費	277
										特別職	51
										一般職	226
										特別旅費	728
										特別職	162
										一般職	566
								9 交際費	200	町交際費	200

2 総務費　1 総務管理費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								10 需用費	5,698	消耗品費	5,525
										庁用機器管理消耗品	90
										法規等追録	580
										事務用消耗品	4,715
										刊行図書	123
										作業服	17
										食糧費	20
										来客賄	20
										印刷製本費	65
										諸用紙	39
										町封筒等	26
										修繕料	88
										庁用機器修理	88
								11 役務費	301	通信運搬費	301
										郵便料	301
								12 委託料	14,929	事務等委託料	9,945
										職員研修業務（管理職等）	330
										例規サポートシステム	2,068
										法規審査業務	810
										紙類リサイクル処理	390
										職員採用試験業務	660
										職員昇格試験業務	224
										紙折り機保守点検	42

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										各種職員健康診断 3,998 顧問弁護士業務 660 タイムカード等作成業務 723 債権管理研修業務 40 電算関連委託料 4,984 人事給与システム改修業務 1,837 文書管理・電子決裁システム移設業務 583 タイムレコーダー導入業務 2,401 タイムレコーダー保守業務 163
								13 使用料及び賃借料	7,022	使用料 133 有料道路通行料 20 駐車料 7 行政手続等実務検索システム使用料 106 電算関連使用料 6,308 コリンズ検索使用料 10 契約実務検索システム使用料 106

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										文書管理・電子決裁システム使用料 3,096 人事給与システム使用料 3,096 賃借料 581 タクシー借上 30 電子複写機借上 164 圧着機借上 387
								18 負担金、補助及び交付金	2,901	負担金 651 大阪府町村長会 360 各種研修会参加等負担 270 大阪府市町村非常勤職員公務災害補償分担金 15 北方領土返還運動推進大阪府民会議負担金 6 補助金 2,250 島本町職員互助会補助金 1,782 水道事業会計補助金（児童手当給付分） 468
2 財産管理費	387,108	2,243,290	△1,856,182	府支出金 217	130,700	45,312	210,879	8 旅費	15	普通旅費 15
								10 需用費	22,166	消耗品費 815 施設管理消耗品 644 公用車用消耗品 171

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										燃料費	637
										公用車燃料	609
										自家発電機用燃料	28
										光熱水費	19,465
										庁舎電気使用料	16,055
										庁舎ガス使用料	25
										庁舎水道・下水道使用料	2,771
										非化石証書購入	297
										電気使用料	317
										修繕料	1,249
										庁舎施設修理	500
										公用車修理	749
								11 役務費	14,897	通信運搬費	6,557
										電話使用料	6,536
										郵便料	21
										手数料	153
										簡易専用水道定期検査	20
										運転記録証明書発行	2
										タイヤ脱着作業	93
										自動車検査手数料	8
										廃家電リサイクル料	30
										火災・損害保険料	7,697

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										全国町村会総合賠償補償保険	3,108
										町有施設建物火災共済	4,589
										自動車損害保険料	490
								12 委託料	81,645	事務等委託料	81,645
										電気機械設備管理他	2,072
										電話交換、受付業務	10,890
										警備業務	17,147
										清掃業務	7,768
										建築環境衛生管理	1,162
										電話設備保守点検	655
										消防設備法定点検	451
										公用車定期点検	260
										公有財産測量等	700
										冷暖房機等保守点検	2,200
										水質検査業務	43
										エレベーター保守点検	836
										下水マンホールポンプ点検	682
										除草・剪定業務	365
										公用車運転業務	130
										警備業務（機械）	143
										備品処分等業務	9,962
										庁舎移転業務	24,530

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										物品等撤去処分業務	1,649
								13 使用料及び賃借料	646	使用料	159
										テレビ受信料	37
										駐車料	20
										電話ケーブル共架料	6
										ＣＡＴＶ聴取料	16
										有料道路通行料	80
										賃借料	487
										タクシー借上	25
										臨時駐車場用地賃借料	462
								14 工事請負費	174,930	工事請負費	174,930
										電話交換機更新工事	269
										庁舎改修工事	321
										新庁舎建設工事	157,239
										新庁舎電話設備等工事	17,101
								17 備品購入費	91,894	庁用器具費	91,894
										事務机・椅子他	91,894
								18 負担金、補助及び交付金	839	負担金	839
										地下水利用対策協議会	14
										火災予防協会	50
										安全運転管理者部会等	20
										学童保育室等施設（桜井二丁目地内）月額費用負担金	755
								26 公課費	76	自動車重量税	76

2 総務費　1 総務管理費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
3 防災計画費	55,267	16,619	38,648	0	17,900	0	37,367	1 報酬	513	特別職非常勤職員報酬	473
										防災会議委員（２１名）	315
										国民保護協議会委員（２１名）	158
										消防団員報酬	40
										消防団員報酬	40
								8 旅費	46	費用弁償	15
										普通旅費	31
								10 需用費	2,932	消耗品費	2,606
										防災訓練用消耗品	100
										事務用消耗品	89
										防災備蓄用消耗品	1,827
										防災用作業服	340
										防災啓発用消耗品	250
										燃料費	20
										防災訓練用燃料	10
										自家発電機用燃料	10
										印刷製本費	2
										町封筒	2
										光熱水費	174
										防災行政無線電気使用料	132
										防災倉庫等電気使用料	42

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										修繕料	100
										備品等修理	100
										賄材料費	30
										防災訓練用賄材料	30
								11 役務費	640	通信運搬費	640
										郵便料	103
										電話使用料	537
								12 委託料	4,048	事務等委託料	4,048
										防災備品点検業務	179
										防災資材等引き取り業務	300
										防災行政無線保守点検	3,569
								13 使用料及び賃借料	1,377	使用料	711
										防災行政無線電波使用料	33
										防災情報システム回線使用料	678
										賃借料	666
										防災訓練用備品借上	438
										電子複写機借上	16
										車両借上	212
								14 工事請負費	26,148	工事請負費	26,148
										防災行政無線設備移設工事	26,148
								17 備品購入費	6,490	機械器具費	6,490

2 総務費　1 総務管理費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										防災用備品	6,490
								18 負担金、補助及び交付金	13,073	負担金	11,948
										無線従事者資格取得講習会	42
										大阪府防災情報充実強化事業	256
										防災士資格取得負担金	192
										大阪府衛星無線等再整備工事負担金	11,458
										補助金	1,125
										自主防災組織育成補助	1,125
4 電算処理費	891,890	380,589	511,301	国庫支出金 142,404	0	0	749,486	1 報酬	1,223	会計年度任用職員報酬	1,223
										事務職	1,223
								8 旅費	31	費用弁償	18
										普通旅費	13
								10 需用費	4,692	消耗品費	4,542
										電算事務用消耗品	4,542
										修繕料	150
										電算関連修繕料	150
								11 役務費	6,725	通信運搬費	480
										郵便料	14
										携帯電話等使用料	466
										電算関連通信運搬費	6,205

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										インターネット回線使用料 1,856 ＬＧＷＡＮ府域ネットワーク回線使用料 398 本庁・施設間回線使用料 3,525 回線使用料 426 電算関連手数料 40 パソコン廃棄手数料 10 クレジットカード等決済手数料 30
								12 委託料	631,428	電算関連委託料 631,428 電算システム運用支援 12,342 電算機器保守点検 1,749 自治体クラウド改修業務 622 ＬＧＷＡＮ府域ネットワーク保守 1,290 電算機器設定業務 759 新庁舎移転対応業務 246,521 標準化対応業務 336,803 ＡＤサーバー関連業務 17,864 グループウェア関連業務 6,380

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										中間サーバー関連業務 2,365
										ＬＧＷＡＮ関連業務 4,733
								13 使用料及び賃借料	238,571	電算関連使用料 197,506
										自治体クラウド使用料 140,477
										サービス使用料 3,024
										データセンター使用料 2,507
										ＧＩＳ使用料 2,747
										ＡＩ－ＯＣＲ・ＲＰＡ使用料 2,937
										ガバメントクラウド使用料 45,814
										賃借料 7
										電子複写機借上 7
										電算関連賃借料 41,058
										ＬＧＷＡＮ府域ネットワーク機器賃貸借 1,730
										電算機器等借上 39,328
								17 備品購入費	1,945	電算関連備品費 1,945
										ＯＡ機器 1,945
								18 負担金、補助及び交付金	7,275	電算関連負担金 45
										地方公共団体情報システム機構負担金 45
										交付金 7,230

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										中間サーバー・プラットフォーム運営交付金	7,230
5 財務会計費	36,932	28,823	8,109	0	0	0	36,932	8 旅費	20	普通旅費	20
								10 需用費	270	消耗品費	245
										事務用消耗品	73
										刊行図書	85
										法規等追録	87
										印刷製本費	25
										会計帳簿等	13
										町封筒	12
								11 役務費	1,703	通信運搬費	1,702
										郵便料	75
										回線使用料	1,627
										手数料	1
										送金手数料	1
								12 委託料	25,042	事務等委託料	21,196
										派出業務	19,987
										口座振替データ伝送業務	1,209
										電算関連委託料	3,846
										起債管理システム保守	55
										財務会計システム保守業務	1,030

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										公会計システム保守業務 440 起債管理システム更新業務 2,321
								13 使用料及び賃借料	9,810	賃借料 509 電子複写機借上 509 電算関連賃借料 9,301 財務会計システム賃貸借 8,378 賃金・報酬管理システム賃貸借 923
								17 備品購入費	87	電算関連備品費 87 事務用備品 87
6 企画費	1,446	646	800	0	0	22	1,424	1 報酬	225	特別職非常勤職員報酬 225 まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員（１０名） 225
								7 報償費	300	報償金 300 出展者謝礼 300
								8 旅費	97	費用弁償 15 普通旅費 82
								10 需用費	39	消耗品費 39 事務用消耗品 39
								11 役務費	10	通信運搬費 10

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										郵便料 10
								12 委託料	432	事務等委託料 432 企業版ふるさと納税事務支援業務 132 万博出展コーディネート業務 300
								13 使用料及び賃借料	81	使用料 71 有料道路通行料 3 駐車料 68 賃借料 10 電子複写機借上 10
								18 負担金、補助及び交付金	262	負担金 262 青葉会 40 島本駅接近警告音負担金 22 大阪・関西万博会場出展負担金 200
7 広報費	21,479	19,305	2,174	0	0	0	21,479	1 報酬	3,088	会計年度任用職員報酬 3,088 事務職 311 広報編集 2,777
								8 旅費	7	普通旅費 7
								10 需用費	10,980	消耗品費 477 事務用消耗品 48 新聞購読料 429

2 総務費　1 総務管理費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										印刷製本費	10,335
										広報しまもと・議会だより等	10,324
										町封筒	11
										修繕料	168
										広報板等修理	168
								11 役務費	81	通信運搬費	81
										郵便料	81
								12 委託料	2,779	事務等委託料	2,779
										広報等配布業務	2,779
								13 使用料及び賃借料	3,336	使用料	714
										イラストサイト使用料	47
										ｉＪＡＭＰ情報提供料	667
										電算関連使用料	2,617
										しまもとタウンメール配信システム使用料	132
										町ホームページ作成システム使用料	1,693
										ＬＩＮＥ配信システム使用料	792
										賃借料	5
										電子複写機借上	5
								14 工事請負費	220	工事請負費	220
										広報板移設工事	220

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								17 備品購入費	951	庁用器具費	462
										パソコン等	462
										図書購入費	489
										広報用ソフト	489
								18 負担金、補助及び交付金	37	負担金	37
										日本広報協会	15
										広報研修会参加負担金	22
8 自治推進費	7,071	7,533	△462	0	0	2	7,069	1 報酬	301	特別職非常勤職員報酬	301
										情報公開・個人情報保護審査会委員（５名）	188
										情報公開・個人情報保護運営審議会委員（５名）	113
								7 報償費	50	報償金	50
										研修講師謝礼	50
								8 旅費	32	費用弁償	26
										普通旅費	6
								10 需用費	29	消耗品費	29
										事務用消耗品	24
										刊行図書	5
								11 役務費	457	通信運搬費	51
										郵便料	51
										火災・損害保険料	406
										住民活動災害保険	406

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
								13 使用料及び賃借料	427	使用料 40 情報公開・個人情報保護ＷＥＢ使用料 40 賃借料 387 タクシー借上 379 電子複写機借上 8
								18 負担金、補助及び交付金	5,775	補助金 5,775 自治会 3,825 コミュニティセンター 1,350 自治会集会所ＡＥＤ設置 100 公募型公益活動支援事業補助金 500
9 人権推進費	4,185	4,187	△2	府支出金 456	0	0	3,729	1 報酬	165	特別職非常勤職員報酬 165 人権啓発施策審議会委員（１３名） 165
								7 報償費	270	報償金 270 人権行政協力報償 180 人権講座講師謝礼 90
								8 旅費	28	費用弁償 5 普通旅費 23
								10 需用費	315	消耗品費 315 事務用消耗品 29 啓発用消耗品 229

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										刊行図書	25
										新聞購読料	32
								11 役務費	34	通信運搬費	34
										郵便料	34
								12 委託料	649	事務等委託料	649
										人権・平和啓発講演会等	400
										法律等総合相談業務	64
										手話・文字通訳	35
										動画編集等業務	150
								17 備品購入費	50	図書購入費	50
										啓発用書籍等	50
								18 負担金、補助及び交付金	2,674	負担金	224
										日本非核宣言自治体協議会	20
										人権啓発・人材養成事業市町村分担金	121
										人権教育啓発推進センター	20
										研修会等参加負担	20
										人権政策確立要求大阪実行委員会	10
										三島人権擁護委員協議会	33

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										補助金 2,450
										島本町人権まちづくり協会補助金 2,450
10 男女共同参画推進費	741	965	△224	府支出金 122	0	0	619	7 報償費	172	報償金 172
										男女共同参画講座講師謝礼 172
								8 旅費	8	普通旅費 8
								10 需用費	53	消耗品費 53
										事務用消耗品 33
										刊行図書 6
										啓発用消耗品 14
								11 役務費	5	通信運搬費 5
										郵便料 5
								12 委託料	458	事務等委託料 458
										女性相談業務 436
										保育等業務 22
								17 備品購入費	45	図書購入費 45
										啓発用書籍等 45
11 人権文化センター費	79,610	17,136	62,474	府支出金 52,438	12,600	703	13,869	1 報酬	2,322	特別職非常勤職員報酬 120
										人権文化センター運営委員会委員（８名） 120
										会計年度任用職員報酬 2,202
										事務職 2,202
								7 報償費	935	報償金 935

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										地域交流促進事業謝礼	133
										青少年人権教育事業謝礼	802
								8 旅費	18	普通旅費	18
								10 需用費	2,590	消耗品費	417
										施設管理消耗品	300
										事務用消耗品	81
										事業用消耗品	36
										燃料費	65
										ＬＰガス	20
										公用車燃料	45
										食糧費	1
										会議等賄	1
										印刷製本費	4
										町封筒	4
										光熱水費	1,605
										電気使用料	1,530
										水道・下水道使用料	75
										修繕料	480
										施設修理	400
										公用車修理	80
										賄材料費	18
										講座材料費	18
								11 役務費	384	通信運搬費	236

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										電話使用料	158
										郵便料	10
										インターネット使用料	68
										手数料	102
										ピアノ調律	31
										カーテンクリーニング	62
										車検等手数料	3
										電算機器撤去	6
										自動車損害保険料	46
								12 委託料	6,426	事務等委託料	4,260
										警備業務（機械）	114
										電気・空調設備管理	1,204
										清掃業務	932
										消防設備点検	110
										電力設備定期精密試験	130
										施設除草	261
										人権ケースワーク事業	670
										防火対象物点検	66
										公用車定期点検	20
										エレベータ保守点検	753
										工事関連委託料	1,690
										人権文化センター改修工事監理業務	1,690
										電算関連委託料	476

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										受付業務システム保守 476
								13 使用料及び賃借料	82	賃借料 82 電子複写機借上 82
								14 工事請負費	65,802	工事請負費 65,802 人権文化センター改修工事 65,802
								17 備品購入費	179	庁用器具費 179 管理用備品 179
								18 負担金、補助及び交付金	850	負担金 80 大阪府人権福祉施設連絡協議会 76 隣保館職員研修会 4 補助金 770 しまもとふれあいフェスタ実行委員会 770
								22 償還金、利子及び割引料	13	償還金 13 人権文化センター使用料還付金 13
								26 公課費	9	自動車重量税 9
12 公平委員会費	154	145	9	0	0	0	154	1 報酬	116	委員報酬 116 公平委員会委員（３名） 116
								8 旅費	19	費用弁償 17 普通旅費 2

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								10 需用費	14	消耗品費	14
										刊行図書	14
								11 役務費	2	通信運搬費	2
										郵便料	2
								13 使用料及び賃借料	3	賃借料	3
										電子複写機借上	3
13 財政調整基金等積立金	403,716	401,753	1,963	0	0	3,716	400,000	24 積立金	403,716	積立金	403,716
										各基金収益金積立て	3,716
										ふるさと応援基金積立て	400,000
14 ふれあいセンター管理費	195,487	341,286	△145,799	府支出金 26,000	36,000	13,097	120,390	10 需用費	7,973	消耗品費	410
										管理用消耗品	400
										事務用消耗品	10
										修繕料	7,563
										施設・備品修理	7,563
								11 役務費	295	通信運搬費	3
										郵便料	3
										電算関連通信運搬費	274
										インターネット回線使用料	274
										手数料	18
										関西電力送配電手数料	18
								12 委託料	146,169	事務等委託料	143,953
										指定管理料	142,853

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										物品等撤去処分	100
										剪定業務	1,000
										電算関連委託料	2,216
										受付業務システム保守	2,216
								14 工事請負費	40,000	工事請負費	40,000
										ふれあいセンター照明器具等ＬＥＤ更新工事	40,000
								17 備品購入費	950	庁用器具費	950
										施設管理用備品	950
								22 償還金、利子及び割引料	100	償還金	100
										ふれあいセンター使用料還付金	100
計	2,705,274	4,035,500	△1,330,226	国庫支出金 142,429 府支出金 87,347	201,600	63,274	2,210,624				

（款） 2.総務費 （項） 2.徴税費

1 税務総務費	131,691	126,882	4,809	府支出金 45,837	0	0	85,854	1 報酬	5,739	会計年度任用職員報酬	5,739
										事務職	5,739
								2 給料	45,283	職員給	45,283
										一般職給１２名	45,283
								3 職員手当等	36,735	諸手当	36,735

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										地域手当	4,821
										扶養手当	1,746
										住居手当	1,277
										通勤手当	909
										管理職手当	1,176
										時間外勤務手当	3,937
										期末手当	11,445
										勤勉手当	9,614
										休日給	40
										児童手当	1,770
								4 共済費	15,532	職員共済組合	15,451
										公務員災害補償基金	81
								8 旅費	142	費用弁償	12
										普通旅費	130
								10 需用費	2,711	消耗品費	1,779
										法規等追録	1,547
										刊行図書	171
										事務用消耗品	61
										印刷製本費	932
										封筒等	416
										納付書等諸用紙	516
								11 役務費	51	電算関連手数料	51
										クレジットカード決済手数料	2

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										キャッシュレス決済手数料 49
								12 委託料	4,155	電算関連委託料 4,155 ｅＬＴＡＸシステム更改業務 220 固定資産税地図情報システム移設業務 139 固定資産税（家屋）評価システム移設業務 3,796
								13 使用料及び賃借料	272	使用料 1 駐車料 1 電算関連使用料 101 オンライン手続きサービス使用料 93 キャッシュレス決済使用料 8 賃借料 170 電子複写機借上 170
								18 負担金、補助及び交付金	3,906	負担金 875 軽自動車税申告事務取扱 373 茨木地区税務協議会 58 資産評価システム研究センター 60

2 総務費　2 徴税費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										租税教育推進（連絡）協議会	11
										大阪府域地方税徴収機構	365
										研修会参加負担金	8
										電算関連負担金	3,031
										地方税共同機構	3,031
								22 償還金、利子及び割引料	17,165	償還金	17,000
										町税過誤納還付金	17,000
										還付加算金	165
										町税還付加算金	165
2 賦課徴収費	29,780	31,683	△1,903	府支出金 6,905	0	1,585	21,290	10 需用費	2,580	消耗品費	68
										事業用消耗品	68
										印刷製本費	2,512
										納付書等諸用紙	2,248
										封筒等	264
								11 役務費	7,981	通信運搬費	5,852
										納付書、督促状等郵送料	5,852
										手数料	2,129
										口座振替	131
										普通徴収事務取扱	1
										特別徴収磁気テープ処理	159

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										財産調査照会 3 コンビニ収納・アプリ決済取扱 1,635 軽自動車検査情報提供料 40 軽自動車税徴収取扱費 158 小型二輪検査情報提供料 2
								12 委託料	15,991	事務等委託料 9,430 固定資産税（土地）評価支援業務 3,528 固定資産税標準地時点修正業務 907 固定資産税鑑定評価（土地）に関する業務 4,764 コンビニ収納・アプリ決済代行業務 231 電算関連委託料 6,561 固定資産税地図情報システム更新業務 4,961 ｅＬＴＡＸシステム更改業務 330 固定資産税（家屋）評価システム保守業務 291

2 総務費　2 徴税費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										登記履歴管理・課税連携システム標準化対応業務 979
								13 使用料及び賃借料	3,228	電算関連使用料 3,228 地方税電子申告支援サービス使用料 1,116 地方税共通納税システムサービス使用料 1,254 登記履歴管理・課税連携システム使用料 858
3 固定資産評価審査委員会費	110	170	△60	0	0	0	110	1 報酬	87	委員報酬 87 固定資産評価審査委員会委員（３名） 87
								8 旅費	9	費用弁償 7 普通旅費 2
								10 需用費	2	消耗品費 2 事務用消耗品 2
								11 役務費	5	通信運搬費 5 郵便料 5
								13 使用料及び賃借料	3	賃借料 3 電子複写機借上 3
								18 負担金、補助及び交付金	4	負担金 4 研修会参加負担金 4

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
計	161,581	158,735	2,846	府支出金 52,742	0	1,585	107,254			

（款） 2.総務費　　（項） 3.戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	140,723	109,536	31,187	国庫支出金 28,128 府支出金 1,414	0	10,484	100,697	1 報酬	15,181	会計年度任用職員報酬 15,181 事務職 9,069 住民課窓口専門員 6,112
								2 給料	25,607	職員給 25,607 一般職給７名 25,607
								3 職員手当等	22,232	諸手当 22,232 地域手当 2,799 扶養手当 1,206 通勤手当 467 管理職手当 1,176 時間外勤務手当 1,500 期末手当 6,520 勤勉手当 5,477 休日給 20 児童手当 1,080 会計年度任用職員期末手当 844 会計年度任用職員勤勉手当 1,143

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								4 共済費	8,529	職員共済組合	8,486
										公務員災害補償基金	43
								8 旅費	115	費用弁償	70
										普通旅費	15
										特別旅費	30
								10 需用費	829	消耗品費	673
										事務用消耗品	449
										法規等追録	224
										印刷製本費	156
										改竄防止用紙	134
										封筒	22
								11 役務費	2,581	通信運搬費	1,483
										郵便料	1,433
										電話使用料	50
										電算関連通信運搬費	264
										戸籍情報システムクラウドネットワーク使用料	264
										手数料	506
										コンビニ交付手数料	506
										電算関連手数料	328
										キャッシュレス決済手数料	320
										クレジットカード決済手数料	8

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
								12 委託料	51,662	事務等委託料 12,865 旅券発給事務 4,412 振り仮名関連委託業務 8,453 電算関連委託料 38,797 住民基本台帳ネットワークシステム管理 7,957 戸籍システム改修業務 10,868 戸籍システム構築業務 11,926 戸籍システム関係移転業務 2,079 住民基本台帳ネットワークシステム関係移転業務 1,209 戸籍事務内連携サーバー関係移転業務 380 在留関係情報連携端末移転業務 110 コンビニ交付システム標準化改修業務 4,268
								13 使用料及び賃借料	13,287	電算関連使用料 10,222 オンライン手続きサービス使用料 93 戸籍情報システムクラウド使用料 6,510

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										コンビニ交付システムクラウドサービス使用料 3,611 キャッシュレス決済使用料 8 賃借料 152 電子複写機借上 152 電算関連賃借料 2,913 住民基本台帳ネットワークシステム賃貸借 2,913
								17 備品購入費	4	庁用器具費 4 事務用備品 4
								18 負担金、補助及び交付金	696	負担金 5 戸籍住民基本台帳事務協議会 5 電算関連負担金 691 コンビニ交付運営負担金 691
計	140,723	109,536	31,187	国庫支出金 28,128 府支出金 1,414	0	10,484	100,697			

（款）　2.総務費　　（項）　4.選挙費　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 選挙管理委員会費	646	583	63	0	0	0	646	1 報酬	462	委員報酬	462
										選挙管理委員会委員（４名）	462
								8 旅費	26	普通旅費	14
										特別旅費	12
								10 需用費	108	消耗品費	52
										事務用消耗品	5
										刊行図書	47
										印刷製本費	56
										町封筒	6
										政治活動用証票	50
								11 役務費	13	通信運搬費	13
										郵便料	13
								13 使用料及び賃借料	11	賃借料	11
										電子複写機借上	11
								18 負担金、補助及び交付金	26	負担金	26
										選挙管理委員会近畿支会	26
2 選挙常時啓発事業費	159	136	23	0	0	0	159	8 旅費	4	費用弁償	2
										普通旅費	2
								10 需用費	54	消耗品費	54
										事務用消耗品	2
										啓発用消耗品	52
								11 役務費	96	通信運搬費	96

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										郵便料	96
								13 使用料及び賃借料	5	賃借料	5
										電子複写機借上	5
3 町長及び町議会議員選挙費	29,704	4,676	25,028	0	0	0	29,704	1 報酬	2,478	委員報酬	126
										選挙管理委員会委員（４名）	126
										特別職非常勤職員報酬	548
										投票所の投票管理者（９名）	116
										期日前投票所の投票管理者（１名）	12
										開票管理者（１名）	11
										投票所の投票立会人（３６名）	197
										期日前投票所の投票立会人（１８名）	87
										開票立会人（１４名）	125
										会計年度任用職員報酬	1,804
										事務職	1,804
								3 職員手当等	4,083	諸手当	4,083
										時間外勤務手当	3,613
										管理職特別勤務手当	470
								7 報償費	12	報償金	12
										選挙協力報償	12

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								8 旅費	75	費用弁償	70
										普通旅費	5
								10 需用費	778	消耗品費	224
										事務用消耗品	216
										刊行図書	8
										燃料費	5
										マイクロバス燃料	5
										食糧費	30
										選挙賄	30
										印刷製本費	469
										選挙公報	469
										修繕料	50
										備品修理	50
								11 役務費	4,616	通信運搬費	4,616
										郵便料	4,616
								12 委託料	3,272	事務等委託料	3,272
										マイクロバス運行業務	19
										公報等宅配業務	412
										ポスター掲示場作製等業務	2,789
										鍵開閉等業務	49
										体育館受付管理業務	3
								13 使用料及び賃借料	1,089	使用料	31
										投票所使用料	12

2 総務費　4 選挙費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										公営個人演説会場使用料 19 賃借料 1,058 投票箱・立会人送迎用タクシー借上 86 投開票所机・椅子等借上 869 電子複写機借上 103
								18 負担金、補助及び交付金	13,301	交付金 13,301 不在者投票取扱事務交付金 108 選挙公営交付金 13,193
4 参議院議員選挙費	18,149	0	18,149	国庫支出金 18,149	0	0	0	1 報酬	4,092	委員報酬 233 選挙管理委員会委員（４名） 233 特別職非常勤職員報酬 887 投票所の投票管理者（９名） 116 期日前投票所の投票管理者（６名） 68 開票管理者（１名） 11 投票所の投票立会人（３６名） 197

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										期日前投票所の投票立会人（６６名）	317
										開票立会人（２０名）	178
										会計年度任用職員報酬	2,972
										事務職	2,972
								3 職員手当等	4,761	諸手当	4,761
										時間外勤務手当	4,219
										休日給	72
										管理職特別勤務手当	470
								7 報償費	12	報償金	12
										選挙協力報償	12
								8 旅費	90	費用弁償	79
										普通旅費	11
								10 需用費	729	消耗品費	221
										事務用消耗品	140
										啓発用消耗品	61
										刊行図書	20
										燃料費	5
										マイクロバス燃料	5
										食糧費	30
										選挙賄	30
										印刷製本費	373
										投票所入場券等	111
										啓発チラシ	262

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										修繕料	100
										備品修理	100
								11 役務費	2,749	通信運搬費	2,497
										郵便料	2,413
										臨時電話使用料	84
										手数料	252
										交付機・計数機点検	241
										黒布等クリーニング	11
								12 委託料	4,074	事務等委託料	4,074
										ポスター掲示場作製等業務	3,432
										鍵開閉等業務	49
										マイクロバス運行業務	19
										公報等宅配業務	571
										体育館受付管理業務	3
								13 使用料及び賃借料	1,147	使用料	31
										投票所使用料	12
										公営個人演説会場使用料	19
										賃借料	1,116
										投票箱・立会人送迎用タクシー借上	86
										投開票所机・椅子等借上	927

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										電子複写機借上	103
								17 備品購入費	495	庁用器具費	495
										投開票所備品	495
計	48,658	5,395	43,263	国庫支出金 18,149	0	0	30,509				

（款） 2. 総務費　　（項） 5. 統計調査費

1 諸統計費	24,000	753	23,247	府支出金 23,971	0	0	29	1 報酬	15,544	特別職非常勤職員報酬	15,544
										国勢調査指導員及び調査員（２１５名）	15,544
								3 職員手当等	2,650	諸手当	2,650
										時間外勤務手当	2,650
								7 報償費	22	報償金	22
										調査協力謝礼	22
								8 旅費	39	普通旅費	39
								10 需用費	197	消耗品費	197
										統計事務消耗品	197
								11 役務費	419	通信運搬費	419
										郵便料	319
										電話使用料	100
								12 委託料	5,083	事務等委託料	5,083
										調査区要図等作成業務	545

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										国勢調査実施補助等業務	3,037
										用品保管等業務	1,501
								14 工事請負費	46	工事請負費	46
										電話回線増設工事	46
計	24,000	753	23,247	府支出金 23,971	0	0	29				

（款）　2.総務費　　（項）　6.監査委員費

1 監査委員費	850	776	74	0	0	0	850	1 報酬	528	委員報酬	528
										監査委員（２名）	528
								8 旅費	119	費用弁償	103
										普通旅費	16
								10 需用費	27	消耗品費	22
										事務用消耗品	17
										刊行図書	5
										食糧費	5
										来客・会議賄	5
								11 役務費	19	通信運搬費	19
										郵便料	7
										全国都市監査委員会ＨＰ閲覧料	12
								12 委託料	121	事務等委託料	121

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										工事技術監査業務	121
								13 使用料及び賃借料	32	賃借料	32
										電子複写機借上	32
								18 負担金、補助及び交付金	4	負担金	4
										全国町村監査委員協議会	4
計	850	776	74	0	0	0	850				

（款） 3. 民生費　　（項） 1. 社会福祉費

1 社会福祉総務費	198,656	189,112	9,544	国庫支出金 19,726 府支出金 21,289	0	5,050	152,591	1 報酬	1,918	特別職非常勤職員報酬	675
										民生委員推薦会委員（７名）	225
										地域福祉審議会委員（１５名）	225
										障害者施策推進協議会委員（１５名）	225
										会計年度任用職員報酬	1,243
										事務職	1,243
								2 給料	48,725	職員給	48,725
										一般職給１３名	48,725
								3 職員手当等	39,913	諸手当	39,913
										地域手当	5,216
										扶養手当	1,728

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										住居手当	336
										通勤手当	882
										管理職手当	1,704
										時間外勤務手当	7,330
										期末手当	11,487
										勤勉手当	9,649
										休日給	81
										児童手当	1,500
								4 共済費	17,258	職員共済組合	17,168
										公務員災害補償基金	90
								7 報償費	2,724	報償金	2,724
										地域福祉推進事務協力報償	2,655
										戦没者追悼式粗品	19
										重層的支援体制勉強会講師報償	50
								8 旅費	38	費用弁償	13
										普通旅費	25
								10 需用費	541	消耗品費	287
										事務用消耗品	287
										印刷製本費	254
										町封筒	254
								11 役務費	105	通信運搬費	103
										郵便料	103

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										火災・損害保険料 2 就労体験等参加者保険料 2
								12 委託料	31,906	事務等委託料 31,906 法律等相談（社会福祉協議会） 1,410 奉仕員等養成（社会福祉協議会） 460 コミュニティソーシャルワーカー配置事業（社会福祉協議会） 9,996 戦没者追悼関係業務 304 生活困窮者自立相談支援事業 11,656 生活困窮者家計相談支援事業 7,772 避難行動要支援者個別避難計画作成業務 308
								13 使用料及び賃借料	673	使用料 39 駐車料 5 有料道路通行料 34 賃借料 634 電子複写機借上 528 車両借上 106

3 民生費　1 社会福祉費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
								18 負担金、補助及び交付金	52,785	負担金 3,816 北摂ブロック福祉有償運送運営協議会 20 高槻・島本社会を明るくする運動 50 ホームレス広域対応自立相談支援事業負担金 94 生活困窮者居住支援事業負担金 2,112 生活困窮者就労準備支援事業負担金 1,540 補助金 48,969 社会福祉協議会運営助成 32,053 民生委員児童委員協議会 450 保護司会 36 福祉ボランティア活動助成（社会福祉協議会） 1,159 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会） 1,977 小地域ネットワーク活動推進事業（社会福祉協議会） 10,020 火葬料補助金 2,160

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										遺族会 162
										子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金 952
								19 扶助費	2,070	扶助費 2,070
										原子爆弾被爆者福祉金 330
										住居確保給付金 1,740
2 障害者福祉費	1,260,386	958,990	301,396	国庫支出金 616,051 府支出金 304,991	0	0	339,344	1 報酬	10,051	特別職非常勤職員報酬 1,287
										障害支援区分審査会の委員（7名） 1,287
										会計年度任用職員報酬 8,764
										障害者相談支援員 4,885
										手話通訳 3,879
								3 職員手当等	2,722	諸手当 2,722
										会計年度任用職員期末手当 1,156
										会計年度任用職員勤勉手当 1,566
								7 報償費	164	報償金 164
										障害者相談員謝礼 84
										講師謝礼 80
								8 旅費	481	費用弁償 445
										普通旅費 36
								10 需用費	229	消耗品費 209
										事務用消耗品 196

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										刊行図書	13
										修繕料	20
										貸出用備品車いす修理	20
								11 役務費	2,507	通信運搬費	713
										郵便料	713
										手数料	1,779
										成年後見等鑑定手数料	225
										主治医意見書作成	406
										自立支援医療（更生医療・育成医療）審査支払手数料	43
										障害福祉サービス等審査支払手数料	1,105
										火災・損害保険料	15
										行事保険	15
								12 委託料	19,657	事務等委託料	12,772
										障害者スポーツ教室・大会	447
										精神障害者グループワーク	219
										障害者相談支援事業	9,000
										手話通訳者等派遣	84
										通学通所移動支援者派遣	375
										知的障害者口腔ケア	275

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										成年後見親族関係図等作成業務 145 障害支援区分認定調査業務 495 発達障害児療育等支援事業 1,700 配食サービス 32 電算関連委託料 6,885 障害者福祉システム改修業務 6,413 電算機器移設業務 472
								18 負担金、補助及び交付金	8,256	負担金 2 研修会参加負担金 2 補助金 8,254 障害者雇用奨励金等 708 障害者事業所運営安定化補助金 840 身体障害者福祉協会 117 障害者グループホーム開設支援事業補助金 2,000 障害者自発的活動支援補助金 250 障害者喀痰吸引等研修費補助金 150

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										重度重複障害者支援事業補助金	3,069
										短期入所安心配置事業補助金	1,120
								19 扶助費	1,216,319	扶助費	1,216,319
										福祉手当	17,767
										補装具	5,815
										自立支援医療（更生医療）	20,700
										日常生活用具給付	8,884
										身体障害者手帳等交付診断料	1,595
										障害者住宅改造助成	2,000
										障害者自動車改造等助成	200
										移送サービス	1,080
										おむつ代給付	240
										計画相談支援等	4,626
										高額障害福祉サービス費	240
										施設入所支援	43,434
										居宅介護等	90,100
										生活介護	316,512
										短期入所	42,874

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										共同生活援助（グループホーム）　138,720 就労継続支援　170,741 障害児通所支援等　235,652 特例障害福祉サービス給付費　60 移動支援事業　24,360 日中一時支援事業　21,780 自立訓練　21,264 成年後見人等報酬助成　1,560 療養介護　17,151 身体障害者（児）訪問入浴サービス　3,629 自立支援医療（育成医療）　288 軽度難聴児補聴器交付　55 就労移行支援　19,992 就労定着支援　4,200 就労選択支援　800
3 行旅病人及び死亡人取扱費	722	722	0	府支出金　699	0	0	23	11 役務費	42	広告料　22 官報公告　22 手数料　20 永年管理手数料　20
								12 委託料	678	事務等委託料　678

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										行旅病人死亡人取扱	678
								19 扶助費	2	扶助費	2
										行旅病人措置費（交通費等）	2
4 高齢者福祉費	28,537	27,200	1,337	府支出金 4,275	0	845	23,417	1 報酬	3,277	特別職非常勤職員報酬	90
										高齢者援護施設入所判定委員会委員（６名）	90
										会計年度任用職員報酬	3,187
										水中歩行監視員	1,529
										事務職	1,658
								7 報償費	283	報償金	283
										高齢者祝品	92
										高齢者趣味の教室講師謝礼	150
										水中歩行講師謝礼	41
								8 旅費	14	費用弁償	5
										普通旅費	9
								10 需用費	986	消耗品費	66
										事業用消耗品	66
										燃料費	861
										福祉ふれあいバス燃料	861
										印刷製本費	59
										封筒	59
								11 役務費	839	通信運搬費	730

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										郵便料 696
										緊急通報装置電話使用料 34
										火災・損害保険料 109
										事業保険 109
								12 委託料	12,526	事務等委託料 12,526
										福祉ふれあいバス運行業務 4,562
										配食サービス 1,664
										緊急通報システム管理 3,636
										街かどデイハウス 2,664
								13 使用料及び賃借料	1,726	賃借料 1,726
										福祉ふれあいバス借上 1,714
										電子複写機借上 12
								18 負担金、補助及び交付金	2,795	補助金 2,795
										年長者単位クラブ 1,281
										年長者クラブ連合会 510
										高齢者健康と生きがいづくり推進事業補助金 950
										ひとり暮らし高齢者の会すみれ会 54
								19 扶助費	6,091	扶助費 6,091
										高齢者援護施設入所措置 2,004

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										日常生活用具 30 外国人高齢者福祉金 60 移送サービス 3,456 高齢者虐待措置入所 166 補聴器購入助成 375
5 国民健康保険費	275,373	291,807	△16,434	国庫支出金 34,232 府支出金 107,567	0	0	133,574	12 委託料	876	電算関連委託料 876 電算機器移設業務 876
								27 繰出金	274,497	他会計繰出金 274,497 国民健康保険事業特別会計繰出し 85,510 国民健康保険基盤安定繰出し 188,987
6 後期高齢者医療費	568,287	534,794	33,493	府支出金 76,944	0	4,750	486,593	1 報酬	3,517	会計年度任用職員報酬 3,517 保健師 1,893 管理栄養士 1,624
								3 職員手当等	605	諸手当 605 会計年度任用職員期末手当 257 会計年度任用職員勤勉手当 348
								8 旅費	132	費用弁償 100 普通旅費 32
								10 需用費	424	消耗品費 371 事務用消耗品 371

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										印刷製本費 53
										封筒等 53
								11 役務費	66	通信運搬費 66
										郵便料 66
								12 委託料	1,559	電算関連委託料 1,559
										電算機器移設業務 1,559
								13 使用料及び賃借料	6	賃借料 6
										電子複写機借上 6
								18 負担金、補助及び交付金	430,894	負担金 430,894
										大阪府後期高齢者医療広域連合事務負担金 26,874
										後期高齢者医療療養給付費負担金 404,020
								27 繰出金	131,084	他会計繰出金 131,084
										後期高齢者医療特別会計繰出し 28,492
										後期高齢者医療基盤安定繰出し 102,592
7 介護保険費	502,650	486,660	15,990	国庫支出金 13,703 府支出金 6,995	0	0	481,952	10 需用費	1	消耗品費 1
										事務用消耗品 1
								11 役務費	51	通信運搬費 1
										郵便料 1
										手数料 50

3 民生費　1 社会福祉費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										住宅改修支援事業手数料 50
								12 委託料	792	電算関連委託料 792 電算機器移設業務 792
								13 使用料及び賃借料	1	賃借料 1 電子複写機借上 1
								19 扶助費	101	扶助費 101 社会福祉法人等利用者負担軽減事業助成 101
								27 繰出金	501,704	他会計繰出金 501,704 介護保険事業特別会計繰出し 474,297 介護保険低所得者保険料軽減繰出し 27,407
8 福祉医療助成費	268,754	273,568	△4,814	国庫支出金 448 府支出金 61,773	0	112,021	94,512	8 旅費	4	普通旅費 4
								10 需用費	45	印刷製本費 45 封筒、医療証 45
								11 役務費	6,179	通信運搬費 161 郵便料 161 手数料 6,018 医療費助成審査支払手数料 6,018
								19 扶助費	262,526	扶助費 262,526

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										年長者医療（経過措置分）	
											50
										障害者医療	81,120
										ひとり親家庭医療	15,960
										子ども医療	164,500
										未熟児養育医療	896
9 国民年金費	4,581	3,954	627	国庫支出金	0	0	0	1 報酬	3,250	会計年度任用職員報酬	3,250
				4,581						年金相談員	3,250
								3 職員手当等	964	諸手当	964
										会計年度任用職員期末手当	
											409
										会計年度任用職員勤勉手当	
											555
								8 旅費	184	費用弁償	176
										普通旅費	8
								10 需用費	26	消耗品費	26
										事務用消耗品	26
								11 役務費	125	通信運搬費	125
										郵便料	125
								13 使用料及び賃借料	32	賃借料	32
										電子複写機借上	32
（廃）物価高騰対策支援事業費	－	370,812	△370,812								

3 民生費　1 社会福祉費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
計	3,107,946	3,137,619	△29,673	国庫支出金 688,741 府支出金 584,533	0	122,666	1,712,006			

（款）　3. 民生費　　（項）　2. 児童福祉費

1 児童福祉総務費	238,424	216,552	21,872	府支出金 182	100	0	238,142	1 報酬	4,362	特別職非常勤職員報酬 225 子ども・子育て会議委員（１０名） 225 会計年度任用職員報酬 4,137 事務補助員 1,203 管理栄養士 2,934
								2 給料	110,559	職員給 110,559 一般職給３０名 110,559
								3 職員手当等	85,296	諸手当 85,296 地域手当 11,890 扶養手当 3,450 住居手当 1,722 通勤手当 1,757 管理職手当 4,884 時間外勤務手当 7,808 期末手当 26,904 勤勉手当 22,566

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										休日給	90
										児童手当	3,295
										会計年度任用職員期末手当	395
										会計年度任用職員勤勉手当	535
								4 共済費	37,344	職員共済組合	37,168
										公務員災害補償基金	176
								8 旅費	333	費用弁償	301
										普通旅費	32
								10 需用費	87	消耗品費	83
										事務用消耗品	83
										印刷製本費	4
										町封筒	4
								11 役務費	12	通信運搬費	12
										郵便料	12
								12 委託料	242	電算関連委託料	242
										子ども・子育てシステム改修業務	242
								13 使用料及び賃借料	189	賃借料	189
										電子複写機借上	189

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
2 児童措置費	1,598,802	1,369,167	229,635	国庫支出金 620,243 府支出金 342,883	0	74,184	561,492	18 負担金、補助及び交付金	364,889	補助金 364,889 保育士処遇改善等補助 65,055 支援保育事業補助 124,923 主食費補助 552 延長保育事業補助 8,240 一時預かり事業補助（一般型） 9,259 地域子育て支援拠点事業補助 33,041 休日園庭開放事業補助 647 発達相談員配置補助 999 一時預かり事業補助（幼稚園型Ⅰ） 4,571 認定こども園特別支援教育・保育経費補助 784 病児保育事業補助（病児対応型） 9,443 病児保育事業補助（体調不良児対応型） 22,480 保育士町配置基準補助 63,441 医療的ケア児保育支援事業補助 21,454
								19 扶助費	1,233,913	扶助費 1,233,913

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										私立保育園施設型給付費 563,811 認定こども園施設型給付費 458,548 小規模保育事業地域型保育給付 201,162 施設等利用給付費 10,392
3 児童福祉施設費	361,283	343,074	18,209	国庫支出金 3,233 府支出金 4,573	5,500	57,542	290,435	1 報酬	212,724	特別職非常勤職員報酬 1,108 町立保育所嘱託医（４名） 1,108 会計年度任用職員報酬 211,616 延長保育士 33,243 保育所保育士 153,179 用務員 3,301 看護師 7,066 事務補助員 2,486 保育所支援員 10,275 スクールカウンセラー 708 発達相談員 364 保育所保育士（園庭開放） 794 発達支援指導員 200
								3 職員手当等	49,566	諸手当 49,566

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										会計年度任用職員期末手当	21,049
										会計年度任用職員勤勉手当	28,517
								7 報償費	300	報償金	300
										保育士研修講師謝礼	300
								8 旅費	1,590	費用弁償	1,541
										普通旅費	49
								10 需用費	41,298	消耗品費	3,614
										給食用消耗品	1,420
										施設管理消耗品	491
										事務用消耗品	492
										保育用消耗品	683
										衛生管理消耗品	390
										事業用消耗品	58
										刊行図書	80
										印刷製本費	53
										町封筒等	37
										保育証書等	16
										光熱水費	10,460
										電気使用料	4,160
										ガス使用料	2,817
										水道・下水道使用料	3,483
										修繕料	1,948

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										保育所施設修理	1,853
										保育所備品修理	95
										賄材料費	25,223
										保育所給食材料	25,211
										育児セミナー試食賄材料	12
								11 役務費	806	通信運搬費	453
										保育所電話使用料	122
										郵便料	331
										電算関連通信運搬費	237
										インターネット回線使用料	237
										手数料	101
										保育料口座振替	70
										ピアノ調律	27
										計量器点検	4
										火災・損害保険料	15
										子育て支援事業行事保険	15
								12 委託料	44,076	事務等委託料	41,331
										警備業務（機械）	361
										電気機械設備管理	2,500
										消防設備法定点検	124
										給食リフト点検	88

3 民生費　2 児童福祉費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										児童・職員検診	406
										剪定業務	46
										廃油処分	4
										食品等細菌検査	142
										保健指導業務	24
										遊具点検	77
										空調設備保守点検	221
										給食業務	32,604
										側溝砂上げ等清掃業務	109
										害虫防除業務	363
										玄関管理業務	3,400
										エレベーター保守点検業務	528
										給食室ダクト等清掃業務	334
										工事関連委託料	500
										町立第二保育所給食室他改修設計業務	500
										電算関連委託料	2,245
										保育所栄養管理システム保守業務	94
										フレッツ光閉域網（ＳＤｘ）設定業務	2,033

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										ＬＧＷＡＮ－ＡＳＰ間接続設定業務	118
								13 使用料及び賃借料	389	使用料	35
										テレビ受信料	35
										電算関連使用料	212
										保育所運営管理システム使用料	212
										賃借料	142
										第二保育所駐車場用地	122
										タクシー借上	20
								14 工事請負費	6,892	工事請負費	6,892
										保育所施設整備	750
										町立幼稚園及び保育所ＬＥＤ化工事（保育所）	6,142
								15 原材料費	27	工事材料費	27
										施設補修用材料	27
								17 備品購入費	3,397	庁用器具費	3,092
										管理備品	779
										保育備品	2,313
										図書購入費	171
										絵本等	171
										電算関連備品費	134
										パソコン用ソフト	42
										事務用機器	92

3 民生費　2 児童福祉費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
								18 負担金、補助及び交付金	218	負担金 218 大阪府社会福祉協議会 48 日本スポーツ振興センター共済掛金 97 保育士等研修参加負担 62 茨木保健所管内集団給食研究会 6 高槻集団給食研究会 5
4 ひとり親家庭福祉費	124,343	137,956	△13,613	国庫支出金 42,955 府支出金 2,597	0	0	78,791	1 報酬	2,491	会計年度任用職員報酬 2,491 ひとり親家庭・女性支援員 2,491
								3 職員手当等	758	諸手当 758 会計年度任用職員期末手当 322 会計年度任用職員勤勉手当 436
								8 旅費	252	費用弁償 252
								11 役務費	153	通信運搬費 115 郵便料 115 火災・損害保険料 38 ひとり親家庭等日常生活支援員事業保険 38
								12 委託料	3	事務等委託料 3

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										児童扶養手当障害判定業務 3
								18 負担金、補助及び交付金	90	補助金 90 母子寡婦福祉会 90
								19 扶助費	120,596	扶助費 120,596 ひとり親家庭等児童福祉金 3,270 ひとり親家庭自立支援教育訓練助成 400 ひとり親家庭等日常生活支援事業 1,459 ひとり親家庭高等職業訓練促進助成 3,801 ひとり親家庭資格取得助成 50 児童扶養手当 104,916 母子生活支援施設措置費 5,400 助産施設措置費 600 ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援 450 養育費履行確保等支援事業補助金 250

3 民生費　2 児童福祉費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
5 児童手当費	854,908	561,250	293,658	国庫支出金 713,653 府支出金 94,053	0	0	47,202	11 役務費	226	通信運搬費 226 郵便料 226	
								12 委託料	3,882	電算関連委託料 3,882 児童手当システム改修業務 3,882	
								19 扶助費	850,800	扶助費 850,800 児童手当 850,800	
6 こども家庭費	22,609	0	22,609	国庫支出金 12,879 府支出金 4,714	0	0	5,016	1 報酬	12,751	会計年度任用職員報酬 12,751 家庭児童相談員 11,378 事務補助員 1,243 家庭児童相談スーパーバイザー（心理職） 130	
								3 職員手当等	2,979	諸手当 2,979 会計年度任用職員期末手当 1,265 会計年度任用職員勤勉手当 1,714	
								7 報償費	50	報償金 50 要保護児童対策研修講師謝礼 50	
								8 旅費	410	費用弁償 355 普通旅費 55	
								10 需用費	115	消耗品費 106 事務用消耗品 89	

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										ファミリーサポートセンター消耗品 17
										印刷製本費 9
										町封筒 9
								11 役務費	311	通信運搬費 230
										郵便料 230
										火災・損害保険料 81
										ファミリーサポートセンター事業保険 81
								12 委託料	3,882	事務等委託料 147
										子育て短期支援業務 147
										工事関連委託料 3,520
										こども家庭課執務室改修設計業務 3,520
										電算関連委託料 215
										家庭児童相談システム新庁舎移転業務 215
								13 使用料及び賃借料	2,111	賃借料 189
										電子複写機借上 189
										電算関連賃借料 1,922
										家庭児童相談システム借上 1,922

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
計	3,200,369	2,627,999	572,370	国庫支出金 1,392,963 府支出金 449,002	5,600	131,726	1,221,078			

（款）　3. 民生費　　（項）　3. 生活保護費

1 生活保護総務費	59,735	39,662	20,073	国庫支出金 5,308	0	0	54,427	1 報酬	7,135	特別職非常勤職員報酬 288 福祉事務所嘱託医（１名） 288 会計年度任用職員報酬 6,847 生活保護相談支援員 2,553 就労支援員 2,491 事務職 1,803
								2 給料	15,829	職員給 15,829 一般職給４名 15,829
								3 職員手当等	14,053	諸手当 14,053 地域手当 1,717 扶養手当 672 通勤手当 190 管理職手当 660 時間外勤務手当 786 期末手当 4,062 勤勉手当 3,412

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										休日給	45
										児童手当	360
										会計年度任用職員期末手当	913
										会計年度任用職員勤勉手当	1,236
								4 共済費	5,344	職員共済組合	5,322
										公務員災害補償基金	22
								8 旅費	404	費用弁償	369
										普通旅費	35
								10 需用費	79	消耗品費	79
										事務用消耗品	12
										刊行図書	67
								11 役務費	1,166	通信運搬費	792
										郵便料	792
										電算関連通信運搬費	91
										回線（閉域網）使用料	69
										庁舎移転対応業務	22
										手数料	283
										医療費等審査支払	254
										調査手数料	29
								12 委託料	8,031	事務等委託料	307
										精神科審査	144
										レセプト点検	163

3 民生費　3 生活保護費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										電算関連委託料 7,724 生活保護システム保守業務 300 生活保護システム改修業務 7,045 生活保護システム移転業務 379
								13 使用料及び賃借料	7,472	電算関連使用料 7,472 生活保護システム使用料 7,472
								17 備品購入費	198	庁用器具費 198 生活保護システム機器 198
								18 負担金、補助及び交付金	24	負担金 24 近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会負担金 8 医療扶助オンライン資格確認運営負担金 16
2 扶助費	290,809	288,176	2,633	国庫支出金 218,106 府支出金 1,253	0	0	71,450	19 扶助費	290,809	扶助費 290,809 生活扶助 72,409 医療扶助 161,790 住宅扶助 45,706 教育扶助 1,736 生業、葬祭等扶助 1,788 保護施設事務費 2,268

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										介護扶助	4,132
										就労自立給付金	180
										進学・就職準備給付金	800
計	350,544	327,838	22,706	国庫支出金 223,414 府支出金 1,253	0	0	125,877				

（款） 3. 民生費　　（項） 4. 災害救助費

1 災害救助費	1	1	0	0	0	0	1	19 扶助費	1	扶助費	1
										災害弔慰金	1
計	1	1	0	0	0	0	1				

（款） 4. 衛生費　　（項） 1. 保健衛生費

1 保健衛生総務費	143,320	142,550	770	0	0	0	143,320	1 報酬	2,644	特別職非常勤職員報酬	158
										予防接種健康被害調査委員会委員（１０名）	75
										地域医療・保健事業推進協議会委員（１１名）	83
										会計年度任用職員報酬	2,486
										事務職	2,486
								2 給料	52,473	職員給	52,473

4 衛生費　1 保健衛生費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										一般職給１４名	52,473
								3 職員手当等	34,597	諸手当	34,597
										地域手当	5,317
										扶養手当	36
										住居手当	912
										通勤手当	1,045
										管理職手当	660
										時間外勤務手当	3,389
										期末手当	12,365
										勤勉手当	10,387
										休日給	126
										児童手当	360
								4 共済費	17,244	職員共済組合	17,144
										公務員災害補償基金	100
								8 旅費	8	費用弁償	8
								11 役務費	6	通信運搬費	6
										郵便料	6
								18 負担金、補助及び交付金	34,546	負担金	34,105
										高槻島本夜間休日応急診療所	10,813
										二次救急圏域市町負担金	1,659
										障害者歯科診療運営負担金	3,678

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										三島二次医療圏救命救急センタ
										一事業負担金 17,955
										補助金 441
										看護学校運営補助金 136
										水道事業会計補助金（統合水道
										公債費） 305
								23 投資及び出資金	1,802	出資金 1,802
										水道事業会計出資金（統合水道
										公債費） 1,802
2 保健ヘルス事業費	71,757	68,621	3,136	国庫支出金 170 府支出金 1,529	0	2,646	67,412	1 報酬	556	会計年度任用職員報酬 556
										保育士 118
										看護師・保健師 438
								7 報償費	21	報償金 21
										健康教育指導謝礼 21
								8 旅費	49	費用弁償 22
										普通旅費 27
								10 需用費	1,297	消耗品費 300
										刊行図書 72
										事業用消耗品 228
										印刷製本費 957
										各種検診記録票等 956
										町封筒 1
										修繕料 40
										検診用器具等修理 40

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								11 役務費	461	通信運搬費	251
										郵便料	251
										手数料	80
										クリーニング、検査等手数料	80
										火災・損害保険料	130
										事業保険	130
								12 委託料	69,169	事務等委託料	67,849
										住民健（検）診等	67,849
										電算関連委託料	1,320
										システム改修業務	1,320
								13 使用料及び賃借料	85	賃借料	85
										電子複写機借上	85
								17 備品購入費	117	庁用器具費	117
										事業用備品	117
								18 負担金、補助及び交付金	2	負担金	2
										各種研修参加負担金	2
3 母子保健事業費	106,635	0	106,635	国庫支出金 46,226 府支出金 9,138	0	0	51,271	1 報酬	22,710	会計年度任用職員報酬	22,710
										看護師・保健師・助産師・管理栄養士	16,676
										保育士・発達支援指導員・発達相談員	4,811
										事務職	1,223

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								3 職員手当等	4,749	諸手当	4,749
										会計年度任用職員期末手当	2,017
										会計年度任用職員勤勉手当	2,732
								7 報償費	892	報償金	892
										幼児経過観察健診謝礼	327
										子育て講座講師謝礼	135
										パパママクラス講師謝礼	40
										３歳６か月児健康診査講師謝礼	300
										幼児教室講師謝礼	90
								8 旅費	459	費用弁償	406
										普通旅費	53
								10 需用費	1,346	消耗品費	1,155
										事業用消耗品	362
										乳幼児用絵本	793
										印刷製本費	191
										妊婦・乳幼児健診用紙等	191
								11 役務費	529	通信運搬費	347
										郵便料	347
										手数料	77

4 衛生費　1 保健衛生費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										口座振込手数料 77 火災・損害保険料 105 子育て支援事業行事保険 105
								12 委託料	43,677	事務等委託料 42,082 産前産後ヘルパー派遣業務 1,432 健康診査 37,512 産後ケア業務 2,737 屈折検査機器保守点検 121 ペアレントトレーニング業務 280 電算関連委託料 1,595 システム改修業務 1,595
								17 備品購入費	122	図書購入費 122 絵本等 122
								19 扶助費	32,151	扶助費 32,151 妊婦支援給付金 30,000 妊産婦健康診査（府外受診） 1,765 乳児健康診査（府外受診） 326 低所得妊婦初回産科受診料 60

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
4 予防費	123,732	129,260	△5,528	府支出金 307	0	581	122,844	1 報酬	2,117	会計年度任用職員報酬 看護師等（予防接種）	2,117 2,117
								3 職員手当等	677	諸手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当	677 288 389
								8 旅費	9	費用弁償 普通旅費	2 7
								10 需用費	838	消耗品費 事業用消耗品 印刷製本費 予防接種手帳等	101 101 737 737
								11 役務費	589	通信運搬費 郵便料	589 589
								12 委託料	116,278	事務等委託料 Ａ類疾病等予防接種 電算関連委託料 予防接種システム改修業務	115,755 115,755 523 523
								18 負担金、補助及び交付金	810	負担金 予防接種負担金	810 810
								19 扶助費	2,414	扶助費	2,414

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										予防接種扶助	1,917
										風しん予防接種扶助	402
										造血細胞移植後予防接種扶助	95
5 特設水道費	10,390	2,990	7,400	0	0	0	10,390	27 繰出金	10,390	他会計繰出金	10,390
										大沢地区特設水道施設事業特別会計繰出し	10,390
(廃) 子育て支援事業費	-	95,266	△95,266								
計	455,834	438,687	17,147	国庫支出金 46,396 府支出金 10,974	0	3,227	395,237				

（款）　4. 衛生費　　（項）　2. 環境衛生費

1 生活環境総務費	38,159	34,454	3,705	国庫支出金 276 府支出金 414	0	552	36,917	1 報酬	1,223	会計年度任用職員報酬	1,223
										事務職	1,223
								2 給料	16,343	職員給	16,343
										一般職給４名	16,343
								3 職員手当等	13,331	諸手当	13,331
										地域手当	1,742
										扶養手当	414
										住居手当	336

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										通勤手当	264
										管理職手当	660
										時間外勤務手当	1,889
										期末手当	4,137
										勤勉手当	3,475
										休日給	54
										児童手当	360
								4 共済費	5,835	職員共済組合	5,806
										公務員災害補償基金	29
								10 需用費	22	消耗品費	22
										事務用消耗品	3
										事業用消耗品	19
								11 役務費	291	通信運搬費	123
										郵便料	123
										手数料	168
										狂犬病予防注射事務手数料	168
								12 委託料	200	事務等委託料	200
										空地除草	90
										防疫業務	110
								18 負担金、補助及び交付金	914	負担金	11
										大阪府合併処理浄化槽普及促進市町村協議会	11
										補助金	903

4 衛生費　2 環境衛生費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										合併処理浄化槽設置整備事業補助 828 所有者不明猫避妊・去勢手術補助金 75
2 環境保全費	10,686	14,260	△3,574	府支出金 212	0	5,000	5,474	1 報酬	210	特別職非常勤職員報酬 210 環境保全審議会委員（１４名） 210
								7 報償費	30	報償金 30 水質環境モニタリング講師謝礼 30
								8 旅費	46	費用弁償 13 普通旅費 33
								10 需用費	557	消耗品費 389 事務用消耗品 41 事業用消耗品 248 作業服 100 燃料費 77 公用車燃料 77 印刷製本費 61 町封筒 4 環境啓発冊子 57 修繕料 30 公用車修理 30
								11 役務費	43	通信運搬費 18

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										郵便料 18
										火災・損害保険料 10
										モニタリング事業保険 10
										自動車損害保険料 15
								12 委託料	6,949	事務等委託料 6,949
										水質分析業務 4,037
										地下水観測井水位測定業務 1,402
										騒音測定業務 1,500
										公用車法定点検 10
								13 使用料及び賃借料	99	賃借料 99
										電子複写機借上 6
										給水器 93
								18 負担金、補助及び交付金	2,752	補助金 2,752
										島本町地下水利用対策協議会水準点測量調査費補助 2,352
										環境基本計画推進事業補助 400
計	48,845	48,714	131	国庫支出金 276 府支出金 626	0	5,552	42,391			

（款）　4.衛生費　　（項）　3.清掃費　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 清掃総務費	26,935	25,901	1,034	0	3,200	50	23,685	2 給料	11,607	職員給	11,607
										一般職給３名	11,607
								3 職員手当等	9,116	諸手当	9,116
										地域手当	1,269
										扶養手当	414
										通勤手当	134
										管理職手当	660
										時間外勤務手当	524
										期末手当	2,668
										勤勉手当	2,199
										休日給	648
										児童手当	600
								4 共済費	4,129	職員共済組合	4,037
										公務員災害補償基金	92
								7 報償費	520	報償金	520
										研修講師謝礼	20
										集団回収報償	500
								8 旅費	45	普通旅費	45
								10 需用費	625	印刷製本費	625
										家庭ごみの分け方・出し方	625
								11 役務費	48	通信運搬費	48
										郵便料	48
								12 委託料	160	事務等委託料	160

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										家庭ごみの分け方・出し方配布業務 160
								13 使用料及び賃借料	275	使用料 264 ごみ分別アプリ使用料 264 賃借料 11 電子複写機借上 11
								18 負担金、補助及び交付金	400	補助金 400 生ごみ処理機等補助金 400
								22 償還金、利子及び割引料	10	償還金 10 清掃手数料過誤納還付金 10
2 塵芥処理費	561,163	581,813	△20,650	府支出金 54	122,100	59,038	379,971	10 需用費	78,693	消耗品費 22,164 処理用薬品等 18,553 施設管理消耗品 193 作業用消耗品 186 事務用消耗品 57 施設設備維持改修消耗品 1,925 ごみ収集用消耗品 1,250 燃料費 1,653 公用車燃料 198 燃焼用重油 1,452 ＬＰガス、灯油他 3

4 衛生費　3 清掃費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										光熱水費	53,160
										電気使用料	48,000
										水道使用料	5,160
										修繕料	1,716
										施設修理	1,000
										公用車修理	716
								11 役務費	321	通信運搬費	118
										電話使用料	118
										手数料	59
										トラックスケール定期検査	50
										自動車検査手数料	9
										自動車損害保険料	144
								12 委託料	323,142	事務等委託料	319,223
										塵芥、不燃物収集	95,436
										排ガス等分析	5,760
										焼却・粗大ごみ処理設備保守点検	38,940
										電気計装管理業務	57,631
										粗大ごみ処理施設運転等業務	64,900
										焼却灰等処理処分	22,780
										ごみ臨時収集	8,972
										警備業務	687

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										消防設備等法定点検	132
										清掃業務	160
										びん処分	9,724
										リサイクル家電運搬業務	99
										貯水槽点検清掃業務	77
										樹木伐採業務	300
										ごみ搬入指導業務	2,904
										公用車定期点検	40
										使用済小型家電リサイクル運搬業務	1,949
										リサイクルごみ分別等業務	8,732
										工事関連委託料	3,919
										清掃工場維持改修設計等業務	3,919
								13 使用料及び賃借料	11	賃借料	11
										電子複写機借上	11
								14 工事請負費	157,686	工事請負費	157,686
										清掃工場施設改修工事	157,686
								18 負担金、補助及び交付金	1,188	負担金	1,188
										汚染負荷量賦課金	100
										フェニックス負担金	1,019

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										全国都市清掃会議負担金	30
										研修会参加負担金	39
								26 公課費	122	自動車重量税	122
3 し尿処理費	41,023	39,391	1,632	0	0	3,800	37,223	10 需用費	4	印刷製本費	4
										町封筒	4
								11 役務費	84	通信運搬費	72
										郵便料	72
										手数料	12
										口座振替	12
								12 委託料	40,440	事務等委託料	40,440
										し尿収集	15,576
										し尿処理事務	24,864
								13 使用料及び賃借料	495	使用料	495
										し尿処理手数料管理システム使用料	495
計	629,121	647,105	△17,984	府支出金 54	125,300	62,888	440,879				

（款）　5. 農林水産業費　　（項）　1. 農業費

1 農業委員会費	2,159	2,098	61	0	0	6	2,153	1 報酬	1,907	委員報酬	1,832
										農業委員会委員（１４名）	1,832

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										特別職非常勤職員報酬	75
										農地和解仲介委員（１０名）	75
								8 旅費	9	費用弁償	9
								9 交際費	20	委員会交際費	20
								10 需用費	31	消耗品費	31
										農業委員業務必携・手帳他	31
								11 役務費	37	通信運搬費	37
										郵便料	37
								13 使用料及び賃借料	155	使用料	8
										駐車料	5
										有料道路通行料	3
										賃借料	147
										車両借上	147
2 農業総務費	28,301	26,726	1,575	府支出金	0	0	27,502	2 給料	11,900	職員給	11,900
				799						一般職給３名	11,900
								3 職員手当等	10,360	諸手当	10,360
										地域手当	1,319
										扶養手当	510
										通勤手当	519
										管理職手当	780
										時間外勤務手当	1,385
										期末手当	3,042

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										勤勉手当	2,555
										休日給	10
										児童手当	240
								4 共済費	4,397	職員共済組合	4,375
										公務員災害補償基金	22
								8 旅費	14	普通旅費	11
										特別旅費	3
								10 需用費	49	消耗品費	49
										事務用消耗品	49
								11 役務費	8	通信運搬費	8
										郵便料	8
								12 委託料	880	電算関連委託料	880
										農地基本台帳システム保守業務	880
								13 使用料及び賃借料	29	賃借料	29
										電子複写機借上	29
								18 負担金、補助及び交付金	664	負担金	664
										大阪府農業会議	238
										農業共済組合	426
3 農業振興費	4,123	3,557	566	府支出金 263	0	270	3,590	1 報酬	1,243	会計年度任用職員報酬	1,243
										事務職	1,243
								8 旅費	30	普通旅費	27
										特別旅費	3
								10 需用費	384	消耗品費	265

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										事務用消耗品	33
										事業用消耗品	232
										印刷製本費	7
										町封筒	7
										光熱水費	112
										かんがい用電気使用料	112
								11 役務費	136	通信運搬費	127
										郵便料	127
										手数料	9
										健康診断等手数料	9
								12 委託料	667	事務等委託料	667
										有害鳥獣捕獲等業務	667
								13 使用料及び賃借料	270	電算関連使用料	262
										地域農業情報活用支援システム使用料	262
										賃借料	8
										電子複写機借上	8
								18 負担金、補助及び交付金	1,393	負担金	39
										講習会参加負担金	39
										補助金	1,354
										農林業祭補助金	950
										農業振興団体協議会	219
										高槻市農業協同組合助成	185

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
4 農業土木費	21,804	23,979	△2,175	0	0	0	21,804	11 役務費	118	火災・損害保険料 118 水路、ため池等賠償保険 118
								12 委託料	464	事務等委託料 464 町内水路浚渫 464
								14 工事請負費	3,150	工事請負費 3,150 農業用水路改修工事 3,150
								18 負担金、補助及び交付金	18,072	負担金 18,072 玉子排水機場運転管理 17,464 五領揚水機場運転管理 508 大阪府土地改良事業団体連合会 80 大阪府ため池総合整備推進連絡協議会 20
計	56,387	56,360	27	府支出金 1,062	0	276	55,049			

（款）　5. 農林水産業費　　（項）　2. 林業費

1 林業振興費	8,596	11,009	△2,413	府支出金 1,820	0	57	6,719	8 旅費	40	普通旅費 8 特別旅費 32
								10 需用費	533	消耗品費 184 事務用消耗品 22 作業用消耗品 162

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										光熱水費 199
										大阪府自然公園施設（トイレ）
										電気使用料 182
										大阪府自然公園施設（トイレ）
										水道使用料 17
										修繕料 150
										施設補修 150
								11 役務費	230	通信運搬費 4
										郵便料 4
										手数料 8
										大阪府自然公園施設（トイレ）
										法定点検手数料 8
										火災・損害保険料 218
										町有林森林保険 69
										ボランティア保険 149
								12 委託料	7,167	事務等委託料 7,167
										大阪府自然公園施設（トイレ）
										浄化槽管理点検業務 157
										大阪府自然公園施設（トイレ）
										貯水槽清掃業務 119
										大阪府環状自然歩道維持管理 1,552
										森林保全整備業務 5,339

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								13 使用料及び賃借料	13	賃借料	13
										電子複写機借上	13
								18 負担金、補助及び交付金	613	負担金	213
										大阪府治山治水協会	210
										大阪府林業改良普及協会	3
										補助金	400
										造林補助	100
										森林等ボランティア助成	300
計	8,596	11,009	△2,413	府支出金 1,820	0	57	6,719				

（款）　6. 商工費　　（項）　1. 商工費

1 商工振興費	247,501	249,358	△1,857	国庫支出金 4,017	0	7,016	235,701	2 給料	11,336	職員給	11,336
										一般職給３名	11,336
				府支出金 767				3 職員手当等	9,398	諸手当	9,398
										地域手当	1,186
										住居手当	282
										通勤手当	67
										管理職手当	516
										時間外勤務手当	1,612
										期末手当	2,785

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										勤勉手当	2,340
										休日給	10
										児童手当	600
								4 共済費	3,734	職員共済組合	3,714
										公務員災害補償基金	20
								8 旅費	44	普通旅費	44
								10 需用費	278	消耗品費	166
										事業用消耗品	166
										印刷製本費	8
										町封筒	8
										光熱水費	54
										電飾電気使用料	45
										駅前観光案内板電気使用料	9
										修繕料	50
										備品修繕	50
								11 役務費	6,394	通信運搬費	156
										郵便料	156
										手数料	6,228
										ふるさと島本応援寄附金手数料	6,118
										マスコットキャラクタークリーニング	110
										火災・損害保険料	10

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										ボランティア活動保険	10
								12 委託料	165,789	事務等委託料	165,789
										ふるさと島本応援寄附金支援業務	156,343
										まちの魅力の創造・発信事業支援業務	1,897
										拠点開発業務	5,500
										創業支援業務	2,049
								13 使用料及び賃借料	32,998	使用料	32,984
										ふるさと納税取扱事業者利用料	32,984
										賃借料	14
										電子複写機借上	14
								14 工事請負費	3,169	工事請負費	3,169
										観光案内板設置工事	3,169
								18 負担金、補助及び交付金	14,361	負担金	248
										茨木雇用開発協会	60
										おおさか人材雇用開発人権センター	8
										みどころ発信事業負担金	180
										補助金	14,113
										島本町商工会	3,813

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										離宮の水保存会施設管理補助	800
										シルバー人材センター助成	8,380
										商業団体支援補助金	200
										まちの魅力の創造・発信事業補助金	920
2 消費対策費	2,360	2,539	△179	府支出金 85	0	0	2,275	1 報酬	1,518	会計年度任用職員報酬	1,518
										消費者相談員	1,518
								8 旅費	180	費用弁償	177
										普通旅費	3
								10 需用費	258	消耗品費	258
										事務用消耗品	27
										啓発用消耗品	4
										事業用消耗品	220
										刊行図書	7
								11 役務費	98	通信運搬費	98
										郵便料	8
										電話使用料	90
								12 委託料	277	事務等委託料	277
										特殊詐欺対策業務	277
								13 使用料及び賃借料	13	賃借料	13
										電子複写機借上	13

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								18 負担金、補助及び交付金	16	負担金 消費者相談員研修負担金	16 16
計	249,861	251,897	△2,036	国庫支出金 4,017 府支出金 852	0	7,016	237,976				

（款）　7. 土木費　　（項）　1. 土木管理費

1 土木総務費	93,772	79,089	14,683	府支出金 115	3,200	0	90,457	1 報酬	5,477	会計年度任用職員報酬 作業員	5,477 5,477
								2 給料	28,619	職員給 一般職給７名	28,619 28,619
								3 職員手当等	26,261	諸手当 地域手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 休日給	26,261 3,195 1,746 546 1,043 1,584 1,313 7,518 6,316 50

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										児童手当	1,200
										会計年度任用職員期末手当	743
										会計年度任用職員勤勉手当	1,007
								4 共済費	10,283	職員共済組合	10,237
										公務員災害補償基金	46
								8 旅費	355	費用弁償	219
										普通旅費	78
										特別旅費	58
								10 需用費	1,250	消耗品費	513
										事務用消耗品	103
										作業服	410
										燃料費	467
										公用車燃料	467
										印刷製本費	10
										町封筒	10
										修繕料	260
										公用車修理	260
								11 役務費	175	通信運搬費	33
										郵便料	33
										手数料	5
										車検等手数料	5
										自動車損害保険料	137

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
								12 委託料	712	事務等委託料 240 公用車定期点検 240 電算関連委託料 472 工事費積算ソフト等保守業務 472
								13 使用料及び賃借料	88	賃借料 88 電子複写機借上 88
								14 工事請負費	19,000	工事請負費 19,000 現場作業工事 19,000
								17 備品購入費	121	機械器具費 121 事業用備品 121
								18 負担金、補助及び交付金	1,417	負担金 1,417 淀川右岸水防事務組合 1,172 淀川右岸治水促進期成同盟 42 大阪府河川協会 20 大阪府砂防協会 20 大阪府道路協会 30 大阪府都市計画街路事業促進協議会 8 大阪府国道連絡会 20 大阪府市町村営繕主務者会議 5 研修会参加負担金 100

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								26 公課費	14	自動車重量税	14
2 美化推進費	47,179	44,679	2,500	府支出金	0	0	46,979	10 需用費	2,320	消耗品費	2,180
				200						啓発用消耗品	600
										事務用消耗品	66
										事業用消耗品	1,514
										燃料費	26
										刈払機等燃料	26
										光熱水費	13
										残土等置場水道使用料	13
										修繕料	101
										フェンス等修理	101
								11 役務費	58	通信運搬費	18
										郵便料	18
										手数料	40
										廃家電リサイクル料	40
								12 委託料	44,178	事務等委託料	44,178
										美化作業業務	19,918
										緑化樹等害虫駆除	125
										緑化樹高木剪定	8,803
										現場作業業務	2,750
										除草業務	9,800
										不法投棄ごみ防止パトロール	2,376
										屋外広告物撤去	226

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										不法投棄物処分	180
								17 備品購入費	23	機械器具費	23
										美化作業用備品	23
								18 負担金、補助及び交付金	600	補助金	600
										緑と花いっぱいの会	600
計	140,951	123,768	17,183	府支出金 315	3,200	0	137,436				

（款）　7. 土木費　　（項）　2. 道路橋りょう費

1 道路維持費	65,329	64,356	973	国庫支出金 21,909	10,600	63	32,757	10 需用費	7,568	消耗品費	1,195
										現場作業用消耗品	1,178
										事務用消耗品	17
										光熱水費	5,548
										電気使用料	4,899
										水道・下水道使用料	649
										修繕料	825
										街路灯等修理	593
										給排水設備等修理	232
								11 役務費	45	通信運搬費	45
										島本駅前公衆便所通報回線使用料	45
								12 委託料	35,330	事務等委託料	27,506

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										道路現況台帳経年変化修正業務 3,638 島本駅前通路等清掃業務 473 島本駅自由通路エレベーター・エスカレーター保守業務 4,884 島本駅前公衆便所通報監視業務 205 島本駅自由通路消防設備点検 110 道路ストック総点検業務 14,900 凍結防止剤散布業務 3,296 工事関連委託料 7,230 橋梁長寿命化補修実施設計業務 7,230 電算関連委託料 594 道路台帳等管理システム保守業務 594
								13 使用料及び賃借料	3,144	賃借料 3,144 町道用地 1,162 水無瀬駅連絡通路用地 1,925 西谷踏切用地（ＪＲ） 57

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								14 工事請負費	19,060	工事請負費	19,060
										橋梁長寿命化補修工事	19,060
								15 原材料費	182	工事材料費	182
										町道補修用材料	182
2 道路新設改良費	39,600	28,000	11,600	国庫支出金 19,800	17,800	0	2,000	14 工事請負費	39,600	工事請負費	39,600
										町道水無瀬青葉1号幹線道路改良工事	39,600
計	104,929	92,356	12,573	国庫支出金 41,709	28,400	63	34,757				

（款）　7. 土木費　　（項）　3. 河川費

1 河川維持費	15,722	16,866	△1,144	国庫支出金 487	5,500	0	3,600	11 役務費	578	通信運搬費	578
										土砂災害情報相互通報システム等回線使用料	578
				府支出金 6,135				12 委託料	8,664	事務等委託料	7,080
										水無瀬川除草	5,892
										砂防気象情報提供業務	1,188
										電算関連委託料	1,584
										土砂災害情報相互通報システム保守点検	1,584
								14 工事請負費	5,505	工事請負費	5,505
										河川・水路浚渫工事	5,505

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
								18 負担金、補助及び交付金	975	補助金 975 土砂災害特別警戒区域内家屋移転・補強補助 975
計	15,722	16,866	△1,144	国庫支出金 487 府支出金 6,135	5,500	0	3,600			

（款） 7. 土木費　　（項） 4. 都市計画費

1 都市計画総務費	91,764	84,653	7,111	国庫支出金 8,960 府支出金 2,450	1,300	10,431	68,623	1 報酬	1,837	特別職非常勤職員報酬 594 都市計画審議会委員（１３名） 293 バリアフリー基本構想継続協議会委員（１９名） 143 建設事業再評価委員会委員（５名） 38 景観審議会委員（８名） 120 会計年度任用職員報酬 1,243 事務職 1,243
								2 給料	31,586	職員給 31,586 一般職給８名 31,586
								3 職員手当等	24,142	諸手当 24,142

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										地域手当	3,376
										扶養手当	474
										住居手当	1,080
										通勤手当	624
										管理職手当	1,692
										時間外勤務手当	2,163
										期末手当	7,871
										勤勉手当	6,612
										休日給	10
										児童手当	240
								4 共済費	10,772	職員共済組合	10,722
										公務員災害補償基金	50
								7 報償費	270	報償金	270
										景観アドバイザー報償	270
								8 旅費	313	費用弁償	43
										普通旅費	265
										特別旅費	5
								10 需用費	110	消耗品費	107
										事務用消耗品	80
										法規等追録	15
										刊行図書	12
										印刷製本費	3
										町封筒	3
								11 役務費	131	通信運搬費	131

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										郵便料 131
								12 委託料	10,795	事務等委託料 10,795 民間木造住宅耐震診断業務 750 建築物等の高さ制限に関する検討業務 1,881 都市計画変更支援業務 660 都市計画変更等業務 1,364 住宅・建築物耐震改修促進計画改定業務 6,140
								13 使用料及び賃借料	109	賃借料 109 電子複写機借上 109
								18 負担金、補助及び交付金	11,699	負担金 67 大阪府都市計画協会 20 大阪府開発指導行政協議会 5 研修会参加負担金 10 大阪建築物震災対策推進協議会 32 補助金 11,632 民間住宅・建築物耐震診断補助 2,332 民間住宅耐震改修等補助 7,100

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										民間住宅耐震設計補助	400
										ブロック塀等撤去補助	1,800
2 浸水対策事業費	9,017	11,201	△2,184	0	3,600	0	5,417	10 需用費	1,670	消耗品費	11
										事務用消耗品	11
										光熱水費	1,659
										電気使用料	1,659
								11 役務費	613	通信運搬費	613
										インターネット回線等使用料	613
								12 委託料	2,734	事務等委託料	2,734
										小畑水路外ポンプ場管理	1,463
										猿楽田ゲート管理	220
										雨水路スクリーン塵芥除去業務	523
										雨水路除塵機管理	528
								14 工事請負費	4,000	工事請負費	4,000
										雨水対策工事	4,000
3 公園費	49,414	56,092	△6,678	国庫支出金 15,000	13,500	32	20,882	10 需用費	4,246	消耗品費	176
										現場作業用消耗品	173
										事務用消耗品	3
										光熱水費	2,974
										電気使用料	1,415
										水道・下水道使用料	1,559

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										修繕料 1,096
										遊具等修理 329
										給排水設備等修理 591
										公園灯修理 176
								12 委託料	9,385	事務等委託料 9,385
										東大寺公園駐車場開閉外管理業務 1,830
										水無瀬川緑地公園清掃管理業務 4,389
										水無瀬川緑地公園巡回業務 467
										水無瀬川緑地公園水景施設保守点検業務 1,056
										都市公園・児童公園遊具等点検業務 1,643
								14 工事請負費	35,735	工事請負費 35,735
										都市公園・児童公園遊具等補修工事 5,735
										公園施設長寿命化計画更新工事 30,000
								15 原材料費	48	工事材料費 48
										児童公園等補修用材料 48

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
4 公共下水道費	460,000	440,000	20,000	0	0	0	460,000	18 負担金、補助及び交付金	287,000	補助金 287,000 下水道事業会計補助金 287,000
								23 投資及び出資金	173,000	出資金 173,000 下水道事業会計出資金 173,000
計	610,195	591,946	18,249	国庫支出金 23,960 府支出金 2,450	18,400	10,463	554,922			

（款）　7. 土木費　　（項）　5. 住宅費

1 住宅管理費	18,414	23,774	△5,360	0	0	17,160	1,254	1 報酬	60	特別職非常勤職員報酬 60 空家等対策協議会委員（８名） 60
								7 報償費	240	報償金 240 町営住宅管理人 240
								8 旅費	48	費用弁償 12 普通旅費 36
								10 需用費	11,060	消耗品費 193 事務用消耗品 10 緑地公園住宅集会所消耗品 30 事業用消耗品 111

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										法規等追録	42
										印刷製本費	22
										納付書等	22
										光熱水費	2,266
										町営住宅電気使用料	2,172
										町営住宅水道使用料	70
										町営住宅ガス使用料	24
										修繕料	8,579
										緑地公園住宅修理	8,079
										御茶屋住宅修理	500
								11 役務費	435	通信運搬費	60
										郵便料	22
										電話使用料	38
										手数料	41
										町営住宅家賃等口座振替	23
										簡易専用水道定期検査	18
										火災・損害保険料	334
										町営住宅火災保険	334
								12 委託料	5,830	事務等委託料	5,830
										緑地公園住宅管理業務	1,491
										緑地公園住宅エレベーター保守点検業務	2,185

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										緑地公園住宅ゴミ貯留機保守点検業務 315 緑地公園住宅受水槽清掃業務 82 緑地公園住宅消防設備法定点検 418 緑地公園住宅集会所点検業務 914 緑地公園住宅室内清掃業務 425
								13 使用料及び賃借料	28	賃借料 28 電子複写機借上 28
								14 工事請負費	671	工事請負費 671 緑地公園住宅補修工事 341 御茶屋住宅補修工事 330
								17 備品購入費	32	庁用器具費 32 町営住宅集会所備品 32
								22 償還金、利子及び割引料	10	償還金 10 町営住宅集会所使用料還付金 10
計	18,414	23,774	△5,360	0	0	17,160	1,254			

（款）　7. 土木費　　（項）　6. 交通防犯対策費　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 交通安全対策費	21,305	19,348	1,957	国庫支出金 4,235	3,100	3,915	10,055	10 需用費	179	消耗品費	156
										事務用消耗品	8
										啓発用消耗品	148
										印刷製本費	12
										町封筒	12
										光熱水費	11
										自転車等保管所電気使用料	11
								11 役務費	27	通信運搬費	27
										郵便料	27
								12 委託料	4,678	事務等委託料	4,678
										総合的自転車等放置対策業務	4,678
								13 使用料及び賃借料	3,903	賃借料	3,903
										水無瀬駅自転車駐車場用地	3,903
								14 工事請負費	11,700	工事請負費	11,700
										交通安全対策工事	4,000
										通学路等交通安全プログラム対策工事	7,700
								15 原材料費	294	工事材料費	294
										補修用材料	294

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								18 負担金、補助及び交付金	524	補助金	524
										島本町交通安全推進協議会	238
										高槻交通安全協会	86
										自転車乗車用ヘルメット購入補助金	200
2 防犯費	26,354	25,682	672	0	0	10,000	16,354	8 旅費	7	普通旅費	7
								10 需用費	20,259	消耗品費	389
										事務用消耗品	4
										防犯灯プレート添架消耗品	385
										光熱水費	7,585
										防犯灯電気使用料	7,585
										修繕料	12,285
										防犯灯修繕	12,285
								11 役務費	4	通信運搬費	4
										郵便料	4
								12 委託料	302	事務等委託料	302
										防犯灯プレート添架業務	302
								13 使用料及び賃借料	1,572	使用料	3
										街頭防犯カメラ共架料	3
										賃借料	1,569
										街頭防犯カメラ	1,569

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								14 工事請負費	1,000	工事請負費	1,000
										防犯灯設置	1,000
								18 負担金、補助及び交付金	3,210	負担金	850
										高槻警察署管内防犯協議会負担金	850
										補助金	2,360
										島本町防犯委員会	360
										自治会防犯カメラ設置補助金	2,000
計	47,659	45,030	2,629	国庫支出金 4,235	3,100	13,915	26,409				

（款） 8. 消防費　　（項） 1. 消防費

1 非常備消防費	23,010	22,870	140	0	0	3,429	19,581	1 報酬	11,089	消防団員報酬	11,089
										年額報酬（１３８名）	5,445
										出動報酬	5,644
								5 災害補償費	1	公務災害補償金	1
								7 報償費	3,491	報償金	3,433
										消防団員退職報償金	3,395
										消防団員退職記念品	38
										賞賜金	58
										消防団員表彰記念品	51
										模範表彰記念品	7

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								8 旅費	47	費用弁償	47
										消防団員出張旅費	47
								9 交際費	22	消防団交際費	22
								10 需用費	2,016	消耗品費	1,105
										消防団員制服、作業服等	719
										消防団車両用消耗品	302
										事務用消耗品	4
										消防団活動消耗品	80
										燃料費	141
										消防団車両燃料	105
										分団詰所ＬＰガス	36
										食糧費	32
										消防訓練賄	32
										光熱水費	237
										分団詰所電気使用料	162
										分団詰所ガス使用料	22
										分団詰所水道・下水道使用料	53
										修繕料	501
										消防団車両等修理	501
								11 役務費	224	手数料	10
										車検等手数料	10
										自動車損害保険料	214

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								12 委託料	394	事務等委託料	394
										可搬ポンプ保守点検	49
										公用車定期点検	185
										除草業務	160
								13 使用料及び賃借料	631	使用料	33
										有料道路通行料	8
										テレビ受信料	25
										賃借料	598
										車両借上	208
										出初式用備品借上	390
								17 備品購入費	999	機械器具費	999
										消防ホース等	999
								18 負担金、補助及び交付金	3,995	負担金	3,995
										消防団員等公務災害補償等共済掛金	2,995
										大阪府消防賞じゅつ金共済会	325
										大阪府消防協会	138
										大阪府消防協会三島地区支部等	123
										消防団員福祉共済掛金	414
								26 公課費	101	自動車重量税	101
2 常備消防費	758,864	410,758	348,106	府支出金 283	248,600	429	509,552	1 報酬	2,486	会計年度任用職員報酬	2,486
										事務職	2,486

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								2 給料	165,458	職員給	165,458
										一般職給４８名	165,458
								3 職員手当等	153,906	諸手当	153,906
										地域手当	18,092
										扶養手当	9,078
										住居手当	4,644
										通勤手当	5,425
										管理職手当	6,384
										夜間勤務手当	2,218
										時間外勤務手当	15,750
										期末手当	41,581
										勤勉手当	34,928
										特殊勤務手当	1,028
										休日給	4,500
										管理職特別勤務手当	573
										児童手当	9,705
								4 共済費	61,055	職員共済組合	60,363
										公務員災害補償基金	692
								7 報償費	53	報償金	46
										職員研修講師謝礼	46
										賞賜金	7
										事業所表彰	2
										一般表彰	5
								8 旅費	372	普通旅費	372

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								9 交際費	32	消防交際費	32
								10 需用費	24,915	消耗品費	14,783
										事務用消耗品	323
										公用車用消耗品	2,165
										職員貸与被服等	5,761
										警防活動用消耗品	2,248
										災害用備蓄食料	50
										予防運動等消耗品	241
										救急救助活動消耗品	2,766
										刊行図書	632
										通信室用消耗品	45
										電算関連消耗品	552
										燃料費	2,374
										公用車燃料	2,374
										印刷製本費	75
										封筒、諸用紙	32
										傷病者輸送書	43
										光熱水費	3,852
										電気使用料	3,000
										ガス使用料	252
										水道・下水道使用料	600
										修繕料	1,592
										施設・設備修理	600
										公用車等修理	992

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										医薬材料費	2,239
										救急医薬品	2,239
								11 役務費	2,763	通信運搬費	1,278
										電話使用料	1,190
										郵便料	88
										電算関連通信運搬費	334
										インターネット回線使用料	334
										手数料	661
										酸素・空気ボンベ耐圧検査	228
										白衣等クリーニング	12
										健康診断	5
										免許申請	7
										訓練使用車両等廃棄	196
										救急事後検証	165
										救急救命士国家試験	31
										車検等手数料	7
										免許等手数料	10
										火災・損害保険料	90
										救急救命士等賠償責任保険	90
										自動車損害保険料	400
								12 委託料	9,994	事務等委託料	9,994

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										電気・電話設備保守点検	1,343
										公用車定期点検	410
										通信指令装置保守点検	3,848
										自家発電機保守点検	526
										医療機器点検	567
										感染性廃棄物処理	100
										消防関係講習業務	165
										インフルエンザ予防接種等	304
										消防設備等法定点検	56
										多言語通話サービス	99
										冷暖房機保守点検業務	425
										自動うがい器保守業務	69
										救助資機材点検	781
										昇任試験委託業務	101
										庁舎敷地内高木剪定業務	499
										建築物定期報告業務	500
										庁舎敷地内除草業務	201
								13 使用料及び賃借料	1,010	使用料	279
										テレビ受信料	96
										無線ケーブル共架料	11
										ＣＡＴＶ聴取料	70

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										駐車料	10
										有料道路通行料	92
										賃借料	731
										仮眠用寝具	540
										防火水槽用地	60
										電子複写機借上	131
								14 工事請負費	68,513	工事請負費	68,513
										梯子車オーバーホール	47,283
										消防指令センター整備関連工事	21,230
								15 原材料費	50	工事材料費	50
										施設補修用材料	50
								17 備品購入費	15,243	庁用器具費	7,298
										消防庁舎庁用備品	7,298
										機械器具費	7,945
										救急、救助器具等	6,964
										消防ホース更新等	981
								18 負担金、補助及び交付金	252,871	負担金	250,296
										大阪府消防賞じゅつ金共済会	99
										全国消防長会	114
										大阪府立消防学校他	981
										救急救命士養成課程	1,410
										救急救命士就業教育	1,130

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										大型自動車運転免許取得負担金 456 初任教育入校 1,053 救急安心センター事業負担金 753 特別救急隊事業負担金 1,985 消防指令センター整備事業負担金 226,969 消防指令センター共同運用負担金 15,346 補助金 2,575 水道事業会計補助金（消火栓修理） 2,551 水道事業会計補助金（消火用水道料） 24
								26 公課費	143	自動車重量税 143
3 消防施設費	2,620	0	2,620	0	0	0	2,620	12 委託料	2,620	工事関連委託料 2,620 消防庁舎受変電設備改修工事設計業務 2,620
計	784,494	433,628	350,866	府支出金 283	248,600	3,858	531,753			

（款）　9. 教育費　　（項）　1. 教育総務費　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 教育委員会費	972	972	0	0	0	0	972	1 報酬	792	委員報酬 792 教育委員会委員（４名） 792
								7 報償費	40	賞賜金 40 功労者表彰 40
								8 旅費	20	費用弁償 20
								9 交際費	30	委員会交際費 30
								13 使用料及び賃借料	10	使用料 10 駐車料 3 有料道路通行料 7
								18 負担金、補助及び交付金	80	負担金 80 大阪府町村教育委員会連絡協議会 80
2 事務局費	240,754	228,931	11,823	府支出金 11	2,500	1,448	236,795	1 報酬	7,258	特別職非常勤職員報酬 495 奨学生選定委員会委員（２名） 15 特別支援委員会委員（１名） 15 結核対策委員会委員（２名） 15 いじめ等対策委員会委員（５名） 75 学校産業医（１名） 360

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										学校運営協議会委員（５名）	
											15
										会計年度任用職員報酬	6,763
										事務職	3,676
										栄養士	3,039
										看護師	48
								2 給料	90,673	職員給	90,673
										特別職給１名	7,860
										一般職給２０名	82,813
								3 職員手当等	76,605	諸手当	76,605
										地域手当	9,916
										扶養手当	3,396
										住居手当	672
										通勤手当	2,284
										管理職手当	5,088
										時間外勤務手当	7,651
										期末手当	24,982
										勤勉手当	17,992
										休日給	50
										児童手当	2,855
										会計年度任用職員期末手当	
											730
										会計年度任用職員勤勉手当	
											989

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								4 共済費	32,896	職員共済組合	32,736
										公務員災害補償基金	160
								7 報償費	2,310	報償金	2,310
										教職員研修講師謝礼	600
										教育委員会点検・評価協力者謝礼	30
										指導協力者派遣謝礼	1,680
								8 旅費	389	費用弁償	12
										普通旅費	377
										特別職	11
										一般職	366
								10 需用費	722	消耗品費	556
										事務用消耗品	416
										刊行図書	140
										食糧費	3
										来客賄	3
										印刷製本費	163
										就学通知送付用封筒等	163
								11 役務費	846	通信運搬費	475
										郵便料	475
										電算関連通信運搬費	123
										インターネット等使用料	123
										手数料	248

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										感染症登校（園）許可診断書等作成 198 ＰＣ等廃棄手数料 50
								12 委託料	22,370	事務等委託料 21,218 就学時健康診断 567 英語指導助手業務 20,400 教職員研修業務 132 給食関係者等細菌検査 119 電算関連委託料 1,152 総務サービスシステム移設業務 110 役場本庁及び町立小中学校間閉域網関連機器移設業務 38 電算システム運用支援業務 1,004
								13 使用料及び賃借料	1,723	電算関連使用料 1,080 給食献立システム使用料 1,080 賃借料 465 電子複写機借上 465 電算関連賃借料 178 事務局校務用パソコン 178
								14 工事請負費	606	電算関連工事請負費 606

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										本庁配置校務ネットワーク端末用ＬＡＮ配線敷設工事 606
								17 備品購入費	183	庁用器具費 83 事務用備品 83 図書購入費 100
								18 負担金、補助及び交付金	2,940	負担金 2,940 日本スポーツ振興センター共済掛金 2,660 三島地区教育長協議会等 125 研修会参加負担金 155
								20 貸付金	200	貸付金 200 奨学資金 200
								21 補償、補填及び賠償金	36	補償金 36 学校・園災害共済給付金補償金 36
								22 償還金、利子及び割引料	997	償還金 997 教育総務費国庫補助金返還金 997
3 教育センター費	16,788	17,240	△452	府支出金 783	0	0	16,005	1 報酬	14,253	会計年度任用職員報酬 14,253 事務職 2,424 支援講師 2,712 スクールカウンセラー 2,652

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										スクールソーシャルワーカー 3,735
										発達相談員 2,730
								3 職員手当等	857	諸手当 857
										会計年度任用職員期末手当 364
										会計年度任用職員勤勉手当 493
								7 報償費	200	報償金 200
										自立支援教室支援謝礼 200
								8 旅費	477	費用弁償 477
								10 需用費	782	消耗品費 732
										事務用消耗品 689
										刊行図書 43
										修繕料 50
										施設等修理 50
								11 役務費	166	通信運搬費 158
										電話使用料 144
										郵便料 14
										火災・損害保険料 8
										事業保険 8
								13 使用料及び賃借料	43	賃借料 43
										電子複写機借上 43
								17 備品購入費	10	図書購入費 10

9 教育費　1 教育総務費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
4 放課後子ども支援費	226,234	187,460	38,774	国庫支出金 48,763 府支出金 49,515	0	49,754	78,202	1 報酬	133,702	会計年度任用職員報酬 指導員	133,702 133,702
								3 職員手当等	29,155	諸手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当	29,155 12,387 16,768
								7 報償費	90	報償金 研修講師謝礼	90 90
								8 旅費	2,166	費用弁償 普通旅費	2,156 10
								10 需用費	14,704	消耗品費 事業用消耗品 刊行図書 印刷製本費 通知用封筒等 修繕料 施設修理 賄材料費 おやつ	751 746 5 47 47 2,422 2,422 11,484 11,484
								11 役務費	1,556	通信運搬費 電話使用料 郵便料 手数料	497 290 207 151

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										保育料口座振替 101 シーツ類クリーニング等 50 火災・損害保険料 908 傷害保険 908
								12 委託料	15,530	事務等委託料 14,602 学童保育室玄関管理業務 8,175 放課後子ども教室推進事業指導業務 6,079 警備業務（機械） 286 消防設備等点検 62 電算関連委託料 928 フレッツ光閉域網（ＳＤｘ）設定業務 692 ＬＧＷＡＮ－ＡＳＰ間接続設定業務 236
								13 使用料及び賃借料	63	電算関連使用料 53 メール配信ソフト使用料 53 賃借料 10 タクシー借上 10
								14 工事請負費	1,649	電算関連工事請負費 1,649

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										学童保育室施設改善工事 1,649
								17 備品購入費	388	庁用器具費 245 事業用備品 245 図書購入費 143 絵本等 143
								18 負担金、補助及び交付金	27,231	補助金 27,231 民間学童保育設立補助金 12,600 放課後児童健全育成事業補助 6,552 長時間開所加算補助 1,577 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）補助 2,059 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助 919 放課後児童支援員等処遇改善事業補助 396 放課後児童クラブ送迎支援加算補助 536 開所日数加算補助 1,092 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助 1,500

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
計	484,748	434,603	50,145	国庫支出金 48,763 府支出金 50,309	2,500	51,202	331,974			

（款） 9.教育費　　（項） 2.小学校費

1 学校管理費	682,832	1,166,231	△483,399	国庫支出金 46,143 府支出金 1,102	133,900	102,139	399,548	1 報酬	73,703	特別職非常勤職員報酬 3,926 町立小・中学校嘱託医（１４名） 3,466 薬剤師（４名） 460 会計年度任用職員報酬 69,777 支援員 39,996 校務員 7,693 特色ある学校づくり支援講師 19,425 看護師 2,663
								3 職員手当等	20,440	諸手当 20,440 会計年度任用職員期末手当 8,680 会計年度任用職員勤勉手当 11,760
								7 報償費	720	報償金 720 教職員研修講師謝礼 720

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								8 旅費	2,994	費用弁償	2,994
								10 需用費	203,429	消耗品費	5,771
										給食用消耗品	969
										施設管理消耗品	4,605
										健康診断用消耗品	141
										環境測定用消耗品	56
										燃料費	2,365
										二小ＬＰガス	2,353
										草刈機用燃料	12
										印刷製本費	366
										学校日誌等	300
										通知表、卒業証書	66
										光熱水費	75,230
										電気使用料	47,203
										ガス使用料	8,101
										水道・下水道使用料	19,926
										修繕料	8,132
										学校施設・教材備品等修理	6,800
										給食設備備品修理	1,332
										賄材料費	111,565
										学校給食材料	111,565
								11 役務費	5,802	通信運搬費	2,484
										電話使用料	2,328

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										郵便料	156
										電算関連通信運搬費	1,616
										インターネット回線使用料	1,616
										手数料	1,702
										ピアノ調律、ミシン調整等	268
										浄化槽等法定点検	73
										シーツ類クリーニング等	894
										オージオメーター点検	147
										特殊建築物調査指導手数料	40
										学校給食費等口座振替	280
								12 委託料	140,284	事務等委託料	135,334
										児童健康診断	3,196
										教職員健康診断	1,231
										環境衛生測定	208
										警備業務（機械）	1,365
										校務業務	10,401
										消防設備等法定点検	1,197
										電気設備管理	4,481
										電力設備定期精密検査	520
										貯水槽清掃	336

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										プールろ過機管理	163
										給食用設備機器管理点検	552
										特殊建築物定期調査	333
										樹木剪定等	2,116
										害虫駆除	292
										給食室ダクト等清掃	836
										エレベーター保守点検	1,661
										食品等細菌検査	1,685
										廃油処分	5
										給食業務	104,492
										遊具点検	264
										工事関連委託料	4,950
										小学校施設改善設計・工事監理業務	500
										町立第二小学校北館校舎長寿命化改修工事監理業務	4,450
								13 使用料及び賃借料	9,672	使用料	106
										校外学習入場料	69
										駐車料	5
										有料道路通行料	32
										電算関連使用料	4,928
										統合型校務支援システム使用料	4,928

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										賃借料	140
										タクシー借上	140
										電算関連賃借料	4,498
										職員室用パソコン	2,119
										大型モニター	2,379
								14 工事請負費	209,555	工事請負費	209,555
										小学校施設改善	8,000
										町立小中学校及び幼稚園防犯対策工事（小学校）	57,820
										町立第二小学校北館校舎長寿命化改修工事	123,256
										町立小中学校放送設備改修工事（小学校）	20,479
								15 原材料費	200	工事材料費	200
										補修用材料	200
								17 備品購入費	15,467	庁用器具費	11,916
										学校管理備品	11,874
										環境測定用備品	42
										機械器具費	717
										学校管理備品	717
										電算関連備品費	2,834
										学校管理備品	2,834

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								18 負担金、補助及び交付金	566	負担金	566
										校長会・教頭会	98
										学校保健会	55
										生活指導研究協議会	8
										教育研修会等参加負担金	240
										公立小学校研究会等	165
2 教育振興費	195,065	40,827	154,238	国庫支出金 82,252	65,000	9,000	38,813	10 需用費	7,725	消耗品費	7,711
										教材用消耗品	6,610
										教科書・指導書	1,101
										飼料費	14
										飼育動物餌	14
								12 委託料	6,804	電算関連委託料	6,804
										コンピュータ保守点検	2,638
										ＩＣＴ活用支援業務	4,166
								13 使用料及び賃借料	13,805	使用料	249
										著作権使用料	249
										電算関連使用料	11,711
										パソコンソフト使用料	8,004
										タブレット用セキュリティソフト使用料	3,707
										賃借料	1,845
										電子複写機借上	1,845
								17 備品購入費	156,174	教材備品購入費	996

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										図書購入費 2,136
										学校用図書 2,136
										電算関連備品費 153,042
										教材用備品 153,042
								19 扶助費	10,557	扶助費 10,557
										要・準要保護児童就学援助 8,789
										支援学級児童就学奨励 1,768
計	877,897	1,207,058	△329,161	国庫支出金 128,395 府支出金 1,102	198,900	111,139	438,361			

（款） 9. 教育費　　（項） 3. 中学校費

1 学校管理費	358,306	312,622	45,684	国庫支出金 9,998 府支出金 530	96,500	19,305	231,973	1 報酬	23,933	特別職非常勤職員報酬 2,139
										町立小・中学校嘱託医（８名） 1,909
										薬剤師（２名） 230
										会計年度任用職員報酬 21,794
										支援員 13,003
										校務員 3,878
										特色ある学校づくり支援講師 4,913

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								3 職員手当等	6,158	諸手当	6,158
										会計年度任用職員期末手当	2,615
										会計年度任用職員勤勉手当	3,543
								7 報償費	160	報償金	160
										教職員研修講師謝礼	160
								8 旅費	688	費用弁償	688
								10 需用費	105,287	消耗品費	3,484
										施設管理消耗品	3,021
										環境測定用消耗品	28
										給食用消耗品	435
										燃料費	3,273
										中学校ＬＰガス	3,241
										草刈機用燃料	9
										暖房用灯油	23
										印刷製本費	236
										学校日誌等	178
										通知表、卒業証書	58
										光熱水費	32,404
										電気使用料	25,545
										ガス使用料	1,157
										水道・下水道使用料	5,702
										修繕料	3,753

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										学校施設・教材備品等修理	3,200
										給食設備備品修理	553
										賄材料費	62,137
										学校給食材料	62,137
								11 役務費	2,490	通信運搬費	965
										電話使用料	845
										郵便料	120
										電算関連通信運搬費	775
										インターネット回線使用料	775
										手数料	750
										ピアノ調律、ミシン調整	92
										浄化槽等法定点検	141
										シーツ類クリーニング等	308
										オージオメーター点検	54
										特殊建築物調査指導手数料	20
										学校給食費等口座振替	135
								12 委託料	89,670	事務等委託料	75,453
										生徒健康診断	2,160
										教職員健康診断	732

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										環境衛生測定	104
										警備業務（機械）	683
										校務業務	6,663
										消防設備等法定点検	652
										樹木剪定等	1,123
										貯水槽清掃	160
										給食用設備機器管理点検	117
										プールろ過機管理	84
										電力設備定期精密検査	282
										特殊建築物定期調査	167
										浄化槽管理点検	1,188
										害虫駆除	175
										浄化槽汚水・汚泥処分	740
										浄化槽砂上げ	614
										電気設備管理	2,241
										空調設備管理	139
										遊具点検	77
										エレベーター保守点検	1,136
										給食室ダクト等清掃	1,328
										給食業務	54,226
										廃油処分	2
										食品等細菌検査	660
										工事関連委託料	14,217

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										中学校施設改善設計・工事監理業務 500 町立中学校空調設備改修設計業務 9,570 町立中学校理科室改修設計業務 4,147
								13 使用料及び賃借料	3,644	使用料 80 校外学習入場料 62 駐車料 3 有料道路通行料 15 電算関連使用料 2,464 統合型校務支援システム使用料 2,464 賃借料 40 タクシー借上 40 電算関連賃借料 1,060 職員室用パソコン 1,060
								14 工事請負費	117,992	工事請負費 117,992 中学校施設改善 6,000 町立小中学校及び幼稚園防犯対策工事（中学校） 32,428 町立小中学校放送設備改修工事（中学校） 28,824

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										町立中学校受変電設備改修工事	50,740
								15 原材料費	75	工事材料費	75
										補修用材料	75
								17 備品購入費	7,699	庁用器具費	6,399
										学校管理備品	6,399
										機械器具費	1,300
										学校管理備品	500
										給食用機器	800
								18 負担金、補助及び交付金	510	負担金	410
										校長会・教頭会	61
										学校保健会	28
										生活指導研究協議会	4
										公立中学校研究会等	197
										教育研修会等参加負担金	120
										補助金	100
										競技会等参加補助	100
2 教育振興費	103,748	31,109	72,639	国庫支出金 41,307	32,500	7,000	22,941	7 報償費	2,181	報償金	2,181
										部活指導謝礼	2,181
								10 需用費	3,624	消耗品費	3,614
										教材用消耗品	3,564
										教科書・指導書	50
										飼料費	10

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										飼育動物餌	10
								12 委託料	3,402	電算関連委託料	3,402
										コンピュータ保守点検	1,319
										ＩＣＴ活用支援業務	2,083
								13 使用料及び賃借料	8,770	使用料	182
										著作権使用料	182
										電算関連使用料	7,532
										パソコンソフト使用料	5,665
										タブレット用セキュリティソフト使用料	1,867
										賃借料	1,056
										電子複写機借上	1,056
								17 備品購入費	78,119	教材備品購入費	296
										図書購入費	1,302
										学校用図書	1,302
										電算関連備品費	76,521
										教材用備品	76,521
								19 扶助費	7,652	扶助費	7,652
										要・準要保護生徒就学援助	6,503
										支援学級生徒就学奨励	1,149

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
計	462,054	343,731	118,323	国庫支出金 51,305 府支出金 530	129,000	26,305	254,914			

（款）　9.教育費　　（項）　4.幼稚園費

1 幼稚園費	230,994	162,696	68,298	国庫支出金 69,639 府支出金 37,355	9,200	130	114,670	1 報酬	19,292	特別職非常勤職員報酬 514 町立幼稚園嘱託医（２名） 399 薬剤師（１名） 115 会計年度任用職員報酬 18,778 園務員 1,685 幼稚園教諭 5,681 幼稚園保育士 3,953 幼稚園支援員 7,172 スクールカウンセラー 287
								2 給料	22,205	職員給 22,205 一般職給６名 22,205
								3 職員手当等	16,804	諸手当 16,804 地域手当 2,318 通勤手当 194 管理職手当 972 時間外勤務手当 519

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										期末手当	5,465
										勤勉手当	4,591
										休日給	63
										会計年度任用職員期末手当	1,139
										会計年度任用職員勤勉手当	1,543
								4 共済費	6,824	職員共済組合	6,798
										公務員災害補償基金	26
								7 報償費	30	報償金	30
										研修会講師謝礼	30
								8 旅費	448	費用弁償	401
										普通旅費	47
								10 需用費	3,353	消耗品費	895
										施設管理消耗品	518
										教育用消耗品	377
										燃料費	293
										幼稚園バス燃料	293
										印刷製本費	19
										修了証書等	8
										町封筒等	11
										光熱水費	1,602
										電気使用料	938
										ガス使用料	328

9 教育費　4 幼稚園費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										水道・下水道使用料	336
										修繕料	544
										幼稚園施設修理	480
										幼稚園備品修繕	20
										バス修理	44
								11 役務費	465	通信運搬費	179
										電話使用料	113
										郵便料	66
										電算関連通信運搬費	132
										インターネット回線使用料	132
										手数料	151
										ピアノ調律等	48
										シーツ類クリーニング等	103
										火災・損害保険料	3
										子育て支援事業行事保険	3
								12 委託料	6,632	事務等委託料	5,556
										児童・職員検診	34
										警備業務（機械）	208
										消防設備法定点検	66
										バス運行業務	4,877
										環境衛生測定	28

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										保健指導業務	8
										側溝砂上げ等清掃業務	54
										高木剪定	101
										害虫駆除業務	56
										玄関管理業務	27
										遊具点検	39
										空調設備保守点検	58
										電算関連委託料	1,076
										フレッツ光閉域網（ＳＤｘ）設定業務	1,017
										ＬＧＷＡＮ－ＡＳＰ間接続設定業務	59
								13 使用料及び賃借料	2,341	使用料	17
										テレビ受信料	13
										園外保育入場料	4
										電算関連使用料	106
										幼稚園運営管理システム使用料	106
										賃借料	2,218
										タクシー借上	2
										電子複写機借上	49
										幼稚園バス借上	2,167
								14 工事請負費	16,569	工事請負費	16,569
										幼稚園施設改善	500

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										町立小中学校及び幼稚園防犯対策工事（幼稚園） 4,221 町立幼稚園及び保育所ＬＥＤ化工事（幼稚園） 11,848
								15 原材料費	20	工事材料費 20 補修用材料 20
								17 備品購入費	286	庁用器具費 133 管理用備品 133 図書購入費 86 電算関連備品費 67 パソコン用ソフト 21 事務用機器 46
								18 負担金、補助及び交付金	1,108	負担金 71 講習会・講座参加等負担金 58 日本スポーツ振興センター共済掛金 13 補助金 1,037 私立幼稚園副食費補足給付 1,037
								19 扶助費	134,612	扶助費 134,612 施設等利用給付費 90,944 施設型給付費 43,668

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
								21 補償、補填及び賠償金	5	補償金 5 学校・園災害共済給付金補償金 5
計	230,994	162,696	68,298	国庫支出金 69,639 府支出金 37,355	9,200	130	114,670			

（款） 9. 教育費　　（項） 5. 社会教育費

1 社会教育総務費	96,158	90,890	5,268	府支出金 39	0	37	96,082	1 報酬	240	特別職非常勤職員報酬 240 社会教育委員（１０名） 240
								2 給料	45,844	職員給 45,844 一般職給１２名 45,844
								3 職員手当等	33,560	諸手当 33,560 地域手当 4,801 扶養手当 984 住居手当 390 通勤手当 1,726 管理職手当 1,176 時間外勤務手当 3,281 期末手当 11,054 勤勉手当 9,243

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										休日給	365
										児童手当	540
								4 共済費	15,245	職員共済組合	15,167
										公務員災害補償基金	78
								8 旅費	83	費用弁償	8
										普通旅費	75
								10 需用費	134	消耗品費	65
										事務用消耗品	53
										刊行図書	12
										食糧費	1
										講師賄	1
										印刷製本費	13
										町封筒	13
										修繕料	55
										生涯学習課活動室修理	55
								11 役務費	201	通信運搬費	29
										郵便料	29
										火災・損害保険料	172
										事業保険	172
								13 使用料及び賃借料	284	賃借料	284
										電子複写機借上	284
								18 負担金、補助及び交付金	567	負担金	7
										大阪府社会教育振興協議会	2

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										研修会参加負担金 5
										補助金 560
										ＰＴＡ連絡協議会 70
										文化協会 70
										音楽協会 70
										体育協会 70
										少年野球協議会 70
										日本ボーイスカウト島本第１団 70
										ガールスカウト大阪府第９０団 70
										レクリエーション協会 70
2 青少年費	2,537	5,693	△3,156	0	0	30	2,507	7 報償費	878	報償金 878
										青少年教育事業謝礼 158
										青少年指導員謝礼 720
								8 旅費	27	普通旅費 27
								10 需用費	155	消耗品費 155
										二十歳のつどい用消耗品 55
										青少年教育事業用消耗品 100
								11 役務費	27	通信運搬費 27
										郵便料 27
								12 委託料	1,440	事務等委託料 1,440

9 教育費　5 社会教育費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										青少年健全育成大会業務 459 二十歳のつどい進行等業務 981
								18 負担金、補助及び交付金	10	負担金 10 大阪府青少年指導員連絡協議会 10
3 文化財保護費	33,055	24,522	8,533	国庫支出金 6,458	0	4,208	22,389	1 報酬	16,300	特別職非常勤職員報酬 173 文化財保護審議会委員（６名） 173 会計年度任用職員報酬 16,127 埋蔵文化財等調査員 6,500 文化財整理作業員 7,551 遺跡範囲確認調査員 2,076
								3 職員手当等	1,903	諸手当 1,903 会計年度任用職員期末手当 808 会計年度任用職員勤勉手当 1,095
								7 報償費	2,058	報償金 2,058 歴史資料調査研究講師謝礼 2,058
								8 旅費	1,358	費用弁償 1,156 普通旅費 202

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								10 需用費	2,013	消耗品費	680
										文化財保護用消耗品	453
										遺跡範囲確認調査用消耗品	199
										法規等追録	28
										印刷製本費	1,253
										写真現像焼付	71
										展示用パネル	9
										遺跡範囲確認調査報告書	250
										文化財調査報告書	923
										修繕料	80
										文化財等修理	80
								11 役務費	153	通信運搬費	153
										郵便料	153
								12 委託料	8,844	事務等委託料	8,844
										除草業務	72
										遺跡範囲確認調査作業等業務	6,562
										埋蔵文化財発掘調査業務	2,178
										文化財測量機器等保守点検	32
								17 備品購入費	210	図書購入費	210

9 教育費　5 社会教育費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										パソコン用ソフト	190
										事業用図書	20
								18 負担金、補助及び交付金	216	補助金	216
										指定文化財管理補助	216
4 歴史文化資料館管理費	11,816	18,343	△6,527	0	0	152	11,664	1 報酬	6,592	会計年度任用職員報酬	6,592
										歴史文化資料館長	3,614
										事務職	2,978
								3 職員手当等	1,604	諸手当	1,604
										会計年度任用職員期末手当	681
										会計年度任用職員勤勉手当	923
								7 報償費	90	報償金	90
										講演会・講習会講師謝礼	90
								10 需用費	1,762	消耗品費	344
										管理用消耗品	344
										印刷製本費	133
										展示パネル等	133
										光熱水費	1,029
										電気使用料	999
										水道・下水道使用料	30
										修繕料	256

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										施設修理	256
								11 役務費	272	通信運搬費	250
										インターネット等使用料	139
										郵便料	111
										手数料	22
										ピアノ調律	20
										白布等クリーニング	2
								12 委託料	1,064	事務等委託料	1,064
										警備業務（機械）	110
										樹木剪定	331
										清掃業務	462
										消防設備点検	110
										庭園維持管理業務	51
								13 使用料及び賃借料	33	電算関連賃借料	33
										電算機器等借上	33
								17 備品購入費	379	庁用器具費	379
										施設備品	379
								22 償還金、利子及び割引料	20	償還金	20
										歴史文化資料館使用料還付金	20
5 生涯学習費	3,139	3,384	△245	0	0	20	3,119	7 報償費	340	報償金	340
										各種教室講座講師謝礼	340
								8 旅費	5	普通旅費	5

9 教育費　5 社会教育費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								10 需用費	77	消耗品費	77
										事務用消耗品	13
										各種教室用消耗品	64
								11 役務費	17	通信運搬費	17
										郵便料	17
								18 負担金、補助及び交付金	2,700	補助金	2,700
										文化祭事業実行委員会	2,700
6 図書館費	55,677	48,970	6,707	府支出金 48	0	21,788	33,841	1 報酬	25,913	会計年度任用職員報酬	25,913
										司書事務補助	24,056
										事務職	1,857
								3 職員手当等	5,574	諸手当	5,574
										会計年度任用職員期末手当	2,367
										会計年度任用職員勤勉手当	3,207
								7 報償費	108	報償金	108
										講演会講師謝礼	108
								8 旅費	216	費用弁償	206
										普通旅費	10
								10 需用費	3,509	消耗品費	3,509
										図書館管理用消耗品	378
										刊行図書	1,841
										新聞購読料	538

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										法規等追録	639
										電算関連消耗品	113
								11 役務費	281	通信運搬費	281
										郵便料	83
										インターネット使用料	198
								12 委託料	1,257	事務等委託料	1,257
										図書装備業務	586
										図書館資料回収等業務	638
										備品等廃棄業務	33
								13 使用料及び賃借料	6,161	使用料	523
										図書館ネットワークシステム	523
										賃借料	5,638
										電子複写機借上	70
										図書館システム借上	5,568
								14 工事請負費	3,521	工事請負費	3,521
										書庫電動書架基盤交換等工事	3,521
								17 備品購入費	9,054	庁用器具費	54
										管理用備品	54
										図書購入費	9,000
								18 負担金、補助及び交付金	83	負担金	83
										日本図書館協会	37
										大阪公共図書館協会	6

9 教育費　5 社会教育費

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										全国視覚障害者情報提供施設協会 40
7 スポーツ推進費	41,488	48,171	△6,683	0	0	7,355	34,133	1 報酬	1,350	特別職非常勤職員報酬 1,350 スポーツ推進委員（１５名） 1,350
								8 旅費	53	費用弁償 38 普通旅費 15
								10 需用費	5,333	消耗品費 729 スポーツ施設管理貸出事業用消耗品 676 生涯スポーツ推進事業用消耗品 53 光熱水費 3,804 体育館電気使用料 3,600 体育館ガス使用料 24 体育館水道使用料 180 修繕料 800 体育機器等修理 800
								11 役務費	90	通信運搬費 78 体育館電話使用料 60 郵便料 18 手数料 12 体育館浄化槽法定検査 12
								12 委託料	22,877	事務等委託料 22,877

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										体育館警備業務（機械） 143
										体育館浄化槽管理点検 90
										学校教育施設開放管理業務 2,706
										体育館消防設備法定点検 110
										体育館清掃業務 893
										スポーツ教室業務 559
										体育館受付管理業務 10,766
										トレーニングマシン保守点検 148
										トレーニング指導業務 6,574
										除草業務 206
										体育館高木剪定業務 220
										浄化槽汚水・汚泥処分 462
								13 使用料及び賃借料	7,904	使用料 15
										尺代グラウンド使用料 15
										賃借料 7,823
										体育館用地 7,823
										電算関連賃借料 66
										電算機器等借上 66
								17 備品購入費	272	機械器具費 272
										事業用備品 272

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
								18 負担金、補助及び交付金	3,589	負担金 119 大阪府体育連合 61 三島地区体育連合 47 大阪府スポーツ推進委員協議会 11 補助金 3,470 町民スポーツ実行委員会 3,100 淀川河川公園（島本地区）テニスコート利用補助 370
								22 償還金、利子及び割引料	20	償還金 20 体育施設使用料還付金 20
計	243,870	239,973	3,897	国庫支出金 6,458 府支出金 87	0	33,590	203,735			

（款） 10. 災害復旧費　　（項） 1. 災害復旧費

1 災害応急対策費	22,024	22,024	0	0	0	0	22,024	3 職員手当等	3,700	諸手当 3,700 時間外勤務手当 2,500 管理職特別勤務手当 1,200
								8 旅費	30	普通旅費 30

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								10 需用費	200	消耗品費	100
										災害応急用消耗品	100
										食糧費	100
										災害応急用食糧	100
								13 使用料及び賃借料	94	使用料	24
										テレビ受信料	24
										賃借料	70
										タクシー借上	70
								14 工事請負費	18,000	工事請負費	18,000
										災害応急対策工事	18,000
計	22,024	22,024	0	0	0	0	22,024				

（款） 11. 公債費　　（項） 1. 公債費

1 元金	1,115,905	1,132,986	△17,081	0	0	978,439	137,466	22 償還金、利子及び割引料	1,115,905	償還金	1,115,905
										財務省	442,381
										かんぽ生命保険	3,551
										ゆうちょ銀行	24,271
										大阪府市町村振興協会	114,032
										銀行等	72,752
										大阪府	3,476
										地方公共団体金融機構	455,442

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
2 利子	73,680	40,488	33,192	0	0	3,345	70,335	22 償還金、利子及び割引料	73,680	利子及び割引料	73,680
										財務省	18,149
										かんぽ生命保険	1
										ゆうちょ銀行	19
										地方公共団体金融機構	47,348
										大阪府市町村振興協会	2,924
										銀行等	4,107
										大阪府	304
										一時借入金利子	828
計	1,189,585	1,173,474	16,111	0	0	981,784	207,801				

（款） 12. 予備費　　（項） 1. 予備費

1 予備費	15,000	15,000	0	0	0	0	15,000			
計	15,000	15,000	0	0	0	0	15,000			

給　与　費　明　細　書

1　特　別　職

区　　分		職員数 (人)	給与費						共済費 (千円)	合　計 (千円)	備　考
			報　酬 (千円)	給　料 (千円)	期末手当 (千円)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	長　等	3	－	25,920	11,750	2,592	16,308	56,570	7,183	63,753	
	議　員	14	56,434	－	24,078	－	－	80,512	13,316	93,828	
	その他	944	42,136	－	－	－	－	42,136	－	42,136	
	計	961	98,570	25,920	35,828	2,592	16,308	179,218	20,499	199,717	
前年度	長　等	3	－	25,920	11,060	1,556	457	38,993	6,861	45,854	
	議　員	14	56,460	－	23,537	－	－	79,997	14,485	94,482	
	その他	545	30,693	－	－	－	－	30,693	－	30,693	
	計	562	87,153	25,920	34,597	1,556	457	149,683	21,346	171,029	
比　　較	長　等	0	－	0	690	1,036	15,851	17,577	322	17,899	
	議　員	0	△ 26	－	541	－	－	515	△ 1,169	△ 654	
	その他	399	11,443	－	－	－	－	11,443	－	11,443	
	計	399	11,417	0	1,231	1,036	15,851	29,535	△ 847	28,688	

2 一 般 職

（1）総 括

区 分	職員数	給与費				共済費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
	（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）
本 年 度	244 (430)	652,513	934,011	902,897	2,489,421	419,326	2,908,747
前 年 度	242 (362)	521,586	898,563	773,258	2,193,407	396,331	2,589,738
比 較	2 (68)	130,927	35,448	129,639	296,014	22,995	319,009

［注］（ ）内は、短時間勤務職員【外書】

	区 分	地域手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	夜勤手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当	休日給	管理職特別勤務手当	退職手当	会計年度任用職員期末手当	会計年度任用職員勤勉手当
		（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）
職員手当の内訳	本 年 度	101,069	32,196	16,184	21,768	44,412	2,218	81,126	232,673	195,331	1,028	6,730	2,713	24,652	59,798	80,999
	前 年 度	58,484	31,632	16,773	21,524	44,352	2,000	70,972	213,196	178,263	1,013	6,824	1,200	17,481	46,382	63,162
	比 較	42,585	564	△ 589	244	60	218	10,154	19,477	17,068	15	△ 94	1,513	7,171	13,416	17,837

（2）給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）	
給料	35,448	給与改定に伴う増減分	120
		普通昇給に伴う増減分	11,756
		その他の増減分	23,572
職員手当	98,386	制度改正に伴う増減分	64,692
		その他の増減分	33,694

［注］会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　　分		全職種
令和7年 1月1日現在	平均給料月額　(円)	325,572
	平均給与月額　(円)	385,492
	平均年齢　(歳)	41
令和6年 1月1日現在	平均給料月額　(円)	310,824
	平均給与月額　(円)	372,236
	平均年齢　(歳)	40

［注］　短時間勤務職員は除く。

イ　初任給

区　分	全職種	国の制度
		一般行政職
高校卒	207,400円	188,000円
大学卒	230,000円	総合職　230,000円
		一般職　220,000円

ウ　地域手当

支給率（%）	10
支給対象職員	全職員
国の指定基準に 基づく支給率（%）	10

エ　期末手当・勤勉手当

区　分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等 による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本 年 度	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有
前 年 度	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	有
国の制度	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有

［注］　( ) 内は、暫定再任用職員

オ　定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区　分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備　考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 退職前の直近５年間の職務に応じた調整額	調整率 83.7/100
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 退職前の直近５年間の職務に応じた調整額	調整率 83.7/100

カ　その他の手当

区　分	国の制度 との異同	差　異　の　内　容
扶養手当	同	
住居手当	異	島本町内に居住する職員には5,000円を加算
通勤手当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国　府	地方債	その他	
	千円		千円	（自）令和7年度	千円	千円	千円	千円	千円
本会議・常任委員会等反訳料	10,594	—	—	（至）令和11年度	10,594	0	0	0	10,594
人事給与システム使用料	17,721	（自）令和3年度 （至）令和6年度	10,215	（自）令和7年度 （至）令和8年度	5,417	0	0	0	5,417
職員健康診断業務委託	11,836	令和6年度	—	（自）令和7年度 （至）令和9年度	11,472	0	0	0	11,472
新庁舎建設工事監理業務委託	78,000	（自）令和5年度 （至）令和6年度	—	（自）令和7年度 （至）令和8年度	77,980	0	58,400	0	19,580
新庁舎建設工事	3,550,000	（自）令和4年度 （至）令和6年度	2,309,463	（自）令和7年度 （至）令和8年度	876,137	0	657,100	0	219,037
新庁舎建設工事（増額分）	182,534	令和6年度	131,499	（自）令和7年度 （至）令和8年度	51,035	0	38,200	0	12,835
新庁舎オフィス備品等購入	147,067	（自）令和5年度 （至）令和6年度	—	（自）令和7年度 （至）令和8年度	41,682	0	0	0	41,682
新庁舎移転業務委託	27,000	（自）令和5年度 （至）令和6年度	—	（自）令和7年度 （至）令和8年度	24,530	0	0	0	24,530
新庁舎広場棟備品購入	8,611	—	—	（自）令和7年度 （至）令和8年度	8,611	0	0	0	8,611
文書管理・電子決裁システム使用料	51,328	（自）令和5年度 （至）令和6年度	19,266	（自）令和7年度 （至）令和10年度	12,382	0	0	0	12,382

事　　項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国　府	地方債	その他	
	千円	（自）令和5年度	千円	（自）令和7年度	千円	千円	千円	千円	千円
役場庁舎清掃及び警備等管理業務委託	84,811	（至）令和6年度	25,410	（至）令和8年度	56,986	0	0	0	56,986
グループウェア構築及び賃貸借	18,725	（自）令和3年度 （至）令和6年度	9,729	（自）令和7年度 （至）令和8年度	5,639	0	0	0	5,639
インターネット仮想化システム機器賃貸借	65,548	（自）令和4年度 （至）令和6年度	23,603	（自）令和7年度 （至）令和10年度	40,768	0	0	0	40,768
ノート型パーソナルコンピュータ賃貸借	30,888	（自）令和5年度 （至）令和6年度	4,256	（自）令和7年度 （至）令和10年度	9,930	0	0	0	9,930
情報セキュリティ強化対策システム使用料	12,650	（自）令和5年度 （至）令和6年度	5,014	（自）令和7年度 （至）令和9年度	7,521	0	0	0	7,521
ＬＧＷＡＮネットワーク整備事業	18,313	令和6年度	689	（自）令和7年度 （至）令和11年度	3,416	0	0	0	3,416
ノート型パーソナルコンピュータ賃貸借（令和６年度調達分）	13,707	令和6年度	1,076	（自）令和7年度 （至）令和11年度	9,677	0	0	0	9,677
標準化対応業務委託	966,821	令和6年度	101,134	（自）令和7年度 （至）令和12年度	865,687	101,134	0	0	764,553
統合型・公開型ＧＩＳ関連事業	61,668	令和6年度	38,652	（自）令和7年度 （至）令和11年度	13,733	0	0	0	13,733
個人番号系仮想環境システム等借上	84,700	―	―	（自）令和7年度 （至）令和10年度	84,700	0	0	0	84,700

事　　項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国　府	地方債	その他	
	千円		千円	（自）令和7年度	千円	千円	千円	千円	千円
自治体クラウド導入事業（延長分）	105,358	—	—	（至）令和8年度	105,358	0	0	0	105,358
自治体クラウド改修業務委託（延長分）	467	—	—	（自）令和7年度 （至）令和8年度	467	0	0	0	467
第五次LGWANネットワーク整備事業	34,281	—	—	（自）令和7年度 （至）令和12年度	34,281	0	0	0	34,281
ふれあいセンター受付業務システム使用料	10,706	（自）令和3年度 （至）令和6年度	6,172	（自）令和7年度 （至）令和8年度	4,534	0	0	0	4,534
ふれあいセンター受付業務システム使用料（部屋追加分）	515	（自）令和5年度 （至）令和6年度	198	（自）令和7年度 （至）令和8年度	317	0	0	0	317
ふれあいセンター等指定管理事業	714,309	（自）令和5年度 （至）令和6年度	142,853	（自）令和7年度 （至）令和10年度	142,853	104,000	0	34,544	4,309
財務会計システム事業	73,762	令和6年度	—	（自）令和7年度 （至）令和12年度	73,762	0	0	0	73,762
源泉徴収管理システム賃貸借	4,740	（自）令和5年度 （至）令和6年度	1,308	（自）令和7年度 （至）令和10年度	3,304	0	0	0	3,304
固定資産税（土地）評価支援業務委託	10,560	令和6年度	3,121	（自）令和7年度 （至）令和8年度	7,439	0	0	0	7,439
住基ネットＣＳサーバ及び統合端末更新業務委託	15,926	令和6年度	495	（自）令和7年度 （至）令和12年度	14,342	3,709	0	0	10,633

事　　項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国　府	地方債	その他	
	千円		千円	（自）令和7年度	千円	千円	千円	千円	千円
空き瓶等の選別及び再資源化業務委託	9,092	―	―	（至）令和8年度	9,092	0	0	0	9,092
福祉ふれあいバス賃貸借	9,768	（自）令和2年度 （至）令和6年度	6,628	（自）令和7年度 （至）令和8年度	1,939	0	0	0	1,939
緊急通報システム管理業務委託	18,203	（自）令和5年度 （至）令和6年度	3,080	（自）令和7年度 （至）令和10年度	15,123	0	0	800	14,323
町立小学校通学路防犯カメラ賃貸借	8,917	（自）令和5年度 （至）令和6年度	1,960	（自）令和7年度 （至）令和10年度	5,881	0	0	0	5,881
電子複写機賃貸借（小・中学校、幼稚園、教育センター）	14,937	（自）令和5年度 （至）令和6年度	2,988	（自）令和7年度 （至）令和10年度	11,949	0	0	0	11,949
統合型校務支援システム構築事業	70,172	（自）令和5年度 （至）令和6年度	42,462	（自）令和7年度 （至）令和9年度	22,176	0	0	0	22,176
職員室用パーソナルコンピュータ賃貸借	8,792	（自）令和5年度 （至）令和6年度	1,431	（自）令和7年度 （至）令和10年度	3,339	0	0	0	3,339
職員室用パーソナルコンピュータ賃貸借（令和６年度調達分）	7,476	令和6年度	566	（自）令和7年度 （至）令和11年度	6,910	0	0	0	6,910
大型モニター賃貸借	4,343	令和6年度	396	（自）令和7年度 （至）令和10年度	3,802	0	0	0	3,802
町立小中学校健康診断業務委託（心電図検査）	4,833	令和6年度	―	（自）令和7年度 （至）令和9年度	4,833	0	0	0	4,833
町立小中学校健康診断業務委託（尿検査）	2,162	令和6年度	―	（自）令和7年度 （至）令和9年度	2,162	0	0	0	2,162

事　　項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国　府	地方債	その他	
	千円		千円	（自）令和7年度	千円	千円	千円	千円	千円
町立小中学校健康診断業務委託（教職員健康診断）	5,027	令和6年度	—	（至）令和9年度	5,027	0	0	0	5,027
町立小中学校健康診断業務委託（脊柱側弯症検診）	3,156	令和6年度	—	（自）令和7年度 （至）令和9年度	3,156	0	0	0	3,156
町立幼稚園・保育所健康診断業務委託（尿検査）	237	令和6年度	—	（自）令和7年度 （至）令和9年度	237	0	0	0	237
町立小学校清掃業務委託	10,716	令和6年度	3,230	（自）令和7年度 （至）令和8年度	7,014	0	0	0	7,014
町立中学校清掃業務委託	6,805	令和6年度	2,229	（自）令和7年度 （至）令和8年度	4,458	0	0	0	4,458
町立小学校給食調理等業務委託	355,631	（自）令和5年度 （至）令和6年度	104,492	（自）令和7年度 （至）令和8年度	208,984	0	0	0	208,984
町立中学校給食調理等業務委託	175,481	（自）令和5年度 （至）令和6年度	54,226	（自）令和7年度 （至）令和8年度	108,452	0	0	0	108,452
英語によるコミュニケーション能力育成業務委託	31,350	（自）令和5年度 （至）令和6年度	9,999	（自）令和7年度 （至）令和8年度	19,998	0	0	0	19,998
第二小学校北館校舎長寿命化改修事業	466,290	—	—	（自）令和7年度 （至）令和8年度	466,290	25,270	39,600	0	401,420
町立中学校受変電設備改修工事	78,617	—	—	（自）令和7年度 （至）令和8年度	78,617	0	70,700	0	7,917
図書館システム使用料	27,847	（自）令和4年度 （至）令和6年度	11,135	（自）令和7年度 （至）令和9年度	16,704	0	0	0	16,704

事　　項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国　府	地方債	その他	
	千円		千円	（自）令和7年度	千円	千円	千円	千円	千円
図書館雑誌購入	2,025	―	―		2,025	0	0	0	2,025
				（至）令和8年度					
		（自）令和4年度		（自）令和7年度					
家庭児童相談システム賃貸借	12,540		4,325		5,286	3,524	0	0	1,762
		（至）令和6年度		（至）令和9年度					
		（自）令和5年度		（自）令和7年度					
町立保育所給食業務委託	105,348		32,604		65,208	0	0	0	65,208
		（至）令和6年度		（至）令和8年度					

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位:千円）

区　　分	前々年度末 現　在　高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1.普通債	6,367,161	8,524,003	979,300	617,752	8,885,551
(1)総務債	624,669	2,499,010	299,100	57,526	2,740,584
(2)民生債	467,397	485,382	5,600	33,232	457,750
(3)衛生債	872,659	880,542	125,300	140,289	865,553
(4)農林水産業債	1,138	976	0	162	814
(5)土木債	1,071,388	1,004,058	58,600	143,838	918,820
(6)消防債	80,623	121,022	248,600	11,217	358,405
(7)教育債	3,233,586	3,520,262	242,100	228,538	3,533,824
(8)災害復旧債	15,701	12,751	0	2,950	9,801
2.その他	5,289,818	4,795,030	0	498,153	4,296,877
(1)減税補填債	14,614	7,100	0	3,551	3,549
(2)減収補填債	19,138	18,012	0	1,126	16,886
(3)臨時財政対策債	5,256,066	4,769,918	0	493,476	4,276,442
合　　計	11,656,979	13,319,033	979,300	1,115,905	13,182,428

第　　号議案

令和７年度　島本町土地取得事業特別会計予算

令和７年度島本町の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２７８，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 財産収入		1,449
	1 財産運用収入	1,449
2 繰入金		276,551
	1 基金繰入金	276,551
歳　　入　　合　　計		278,000

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 公共用地先行取得費		276,551
	1 公共用地先行取得費	276,551
2 諸支出金		1,449
	1 土地開発基金費	1,449
歳　　出　　合　　計		278,000

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	1,449	1,449	0
2 繰入金	276,551	275,551	1,000
歳入合計	278,000	277,000	1,000

土地取得事業特別会計

（歳　出）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	本年度予算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 公共用地先行取得費	276,551	275,551	1,000	0	0	0	276,551	0
2 諸支出金	1,449	1,449	0	0	0	0	1,449	0
歳　出　合　計	278,000	277,000	1,000	0	0	0	278,000	0

２．歳入

（款）　1.財産収入　　（項）　1.財産運用収入　　（単位　：　千円）

目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1 利子及び配当金	1,449	1,449	0	1 利子及び配当金	1,449	土地開発基金利子収入	1,449
計	1,449	1,449	0				

（款）　2.繰入金　　（項）　1.基金繰入金

1 土地開発基金繰入金	276,551	275,551	1,000	1 土地開発基金繰入金	276,551	土地開発基金繰入金	276,551
計	276,551	275,551	1,000				

3．歳出

（款）　1.公共用地先行取得費　　（項）　1.公共用地先行取得費　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 公共用地先行取得費	276,551	275,551	1,000	0	0	276,551	0	10 需用費	499	消耗品費	399
										事業用消耗品	399
										印刷製本費	100
										図面・写真現像焼付	100
								12 委託料	200	事務等委託料	200
										鑑定委託	200
								16 公有財産購入費	275,851	土地購入費	275,851
										公共用地先行取得	275,851
								21 補償、補填及び賠償金	1	補償金	1
										用地取得に伴う補償費	1
計	276,551	275,551	1,000	0	0	276,551	0				

（款）　2.諸支出金　　（項）　1.土地開発基金費

1 土地開発基金費	1,449	1,449	0	0	0	1,449	0	27 繰出金	1,449	基金繰出金	1,449
										土地開発基金繰出し（利子収入分）	1,449
計	1,449	1,449	0	0	0	1,449	0				

第　　号議案

令和７年度　島本町国民健康保険事業特別会計予算

令和７年度島本町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，２００，９２７千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１５０，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

⑴　保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 国民健康保険料		592,320
	1 国民健康保険料	592,320
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 府支出金		2,329,480
	1 府補助金	2,329,480
4 財産収入		304
	1 財産運用収入	304
5 繰入金		277,761
	1 一般会計繰入金	274,497
	2 基金繰入金	3,264
6 諸収入		1,061
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	1,060
歳　　入　　合　　計		3,200,927

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 総務費		61,306
	1 総務管理費	58,795
	2 徴収費	2,246
	3 運営協議会費	265
2 保険給付費		2,289,741
	1 療養諸費	1,987,228
	2 高額療養費	287,673
	3 移送費	50
	4 出産育児諸費	6,000
	5 葬祭諸費	3,000
	6 精神・結核医療給付費	5,790
	(廃) 傷病手当金	-
3 国民健康保険事業費納付金		778,734
	1 医療給付費分	547,216
	2 後期高齢者支援金等分	177,131
	3 介護納付金分	54,387
4 保健事業費		42,642

（単位：千円）

款	項	金　　額
	1 特定健康診査等事業費	28,314
	2 保健事業費	14,328
5 基金積立金		304
	1 基金積立金	304
6 諸支出金		3,200
	1 償還金利子及び還付加算金	3,200
7 予備費		25,000
	1 予備費	25,000
歳　　出　　合　　計		3,200,927

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 国民健康保険料	592,320	608,913	△16,593
2 使用料及び手数料	1	1	0
3 府支出金	2,329,480	2,424,651	△95,171
4 財産収入	304	304	0
5 繰入金	277,761	295,118	△17,357
6 諸収入	1,061	1,061	0
歳入合計	3,200,927	3,330,048	△129,121

国民健康保険事業特別会計

（歳　出）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	本年度予算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 総務費	61,306	67,314	△6,008	0	1,660	0	0	59,646
2 保険給付費	2,289,741	2,387,553	△97,812	0	2,289,741	0	0	0
3 国民健康保険事業費納付金	778,734	805,195	△26,461	0	12,857	0	0	765,877
4 保健事業費	42,642	41,482	1,160	0	25,222	0	0	17,420
5 基金積立金	304	304	0	0	0	0	304	0
6 諸支出金	3,200	3,200	0	0	0	0	0	3,200
7 予備費	25,000	25,000	0	0	0	0	0	25,000
歳　出　合　計	3,200,927	3,330,048	△129,121	0	2,329,480	0	304	871,143

２．歳入

（款）　1. 国民健康保険料　　（項）　1. 国民健康保険料　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 国民健康保険料	592,320	608,913	△ 16,593	1 医療給付費分現年分	410,979	医療給付費分現年分	410,979
				2 後期高齢者支援金分現年分	132,680	後期高齢者支援金分現年分	132,680
				3 介護納付金分現年分	38,807	介護納付金分現年分	38,807
				4 医療給付費分滞納繰越分	6,807	医療給付費分滞納繰越分	6,807
				5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,074	後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,074
				6 介護納付金分滞納繰越分	973	介護納付金分滞納繰越分	973
計	592,320	608,913	△ 16,593				

（款）　2. 使用料及び手数料　　（項）　1. 手数料

1 手数料	1	1	0	1 督促手数料	1	督促手数料	1
計	1	1	0				

（款）　3. 府支出金　　（項）　1. 府補助金

1 保険給付費等交付金	2,327,312	2,421,628	△ 94,316	1 普通交付分	2,310,799	普通交付分	2,310,799
				2 特別交付分	16,513	保険者努力支援分	7,201

国民健康保険事業特別会計

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
						特別調整交付金分	3,400
						特定健診等負担金	5,912
2 事業助成金	2,168	3,023	△ 855	1 事業助成金	2,168	事業助成補助金	2,168
計	2,329,480	2,424,651	△ 95,171				

（款） 4.財産収入　　（項） 1.財産運用収入

1 利子及び配当金	304	304	0	1 利子及び配当金	304	基金利子収入	304
計	304	304	0				

（款） 5.繰入金　　（項） 1.一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	274,497	291,807	△ 17,310	1 保険基盤安定繰入金	188,098	保険基盤安定繰入金	188,098
				2 未就学児均等割保険料繰入金	889	未就学児均等割保険料繰入金	889
				3 職員給与費等繰入金	62,119	職員給与費等繰入金	62,119
				4 産前産後保険料繰入金	83	産前産後保険料繰入金	83
				5 出産育児一時金繰入金	4,000	出産育児一時金繰入金	4,000

（単位 ： 千円）

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
				6 財政安定化支援事業繰入金	13,507	財政安定化支援事業繰入金	13,507
				7 その他一般会計繰入金	5,801	その他一般会計繰入金	5,801
計	274,497	291,807	△ 17,310				

（款） 5. 繰入金　　（項） 2. 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	3,264	3,311	△ 47	1 財政調整基金繰入金	3,264	国保財政調整基金繰入金	3,264
計	3,264	3,311	△ 47				

（款） 6. 諸収入　　（項） 1. 延滞金、加算金及び過料

1 延滞金	1	1	0	1 延滞金	1	延滞金	1
計	1	1	0				

（款） 6. 諸収入　　（項） 2. 雑入

1 雑入	1,060	1,060	0	1 雑入	1,060	第三者行為徴収金	500
						資格喪失後受診返納金	100
						検診個人徴収金	460
計	1,060	1,060	0				

3．歳出

（款）　1.総務費　　（項）　1.総務管理費　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	58,795	64,750	△5,955	府支出金	0	0	57,135	1 報酬	1,243	会計年度任用職員報酬	1,243
				1,660						事務職	1,243
								2 給料	19,568	職員給	19,568
										一般職給５名	19,568
								3 職員手当等	15,295	諸手当	15,295
										地域手当	2,051
										扶養手当	276
										通勤手当	324
										管理職手当	660
										時間外勤務手当	2,779
										期末手当	4,845
										勤勉手当	4,070
										休日給	50
										児童手当	240
								4 共済費	6,748	職員共済組合	6,715
										公務員災害補償基金	33
								8 旅費	61	普通旅費	61
								10 需用費	2,000	消耗品費	570
										事務消耗品	570
										印刷製本費	1,430
										帳票印刷	639
										納付書外印刷	791
								11 役務費	10,285	通信運搬費	5,335
										郵便料	5,335

国民健康保険事業特別会計

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										手数料 4,950 口座振替手数料 286 電算事務共同事業手数料 3,667 レセプト電算処理システム手数料 94 出産育児一時金事務手数料 4 財産調査照会 13 国保情報集約システム手数料 170 コンビニ収納取扱 716
								12 委託料	2,620	事務等委託料 672 第三者行為求償事務 466 コンビニ収納業務 206 電算関連委託料 1,948 国保システム改修 1,657 パソコン保守点検 291
								13 使用料及び賃借料	115	賃借料 115 電子複写機借上 115
								18 負担金、補助及び交付金	860	負担金 860 国保連合会 860

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
計	58,795	64,750	△5,955	府支出金 1,660	0	0	57,135			

（款） 1.総務費　　（項） 2.徴収費

1 徴収総務費	2,246	2,299	△53	0	0	0	2,246	1 報酬	2,142	会計年度任用職員報酬 2,142 徴収支援員 2,142
								8 旅費	104	費用弁償 104
計	2,246	2,299	△53	0	0	0	2,246			

（款） 1.総務費　　（項） 3.運営協議会費

1 運営協議会費	265	265	0	0	0	0	265	1 報酬	248	特別職非常勤職員報酬 248 国保運営協議会委員（１１名） 248
								8 旅費	12	費用弁償 12
								10 需用費	5	消耗品費 5 事務消耗品 5
計	265	265	0	0	0	0	265			

（款）　2.保険給付費　　（項）　1.療養諸費　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 療養給付費	1,956,704	2,039,648	△82,944	府支出金 1,956,704	0	0	0	18 負担金、補助及び交付金	1,956,704	負担金　1,956,704 医療費負担金　1,956,704
2 療養費	25,416	26,494	△1,078	府支出金 25,416	0	0	0	18 負担金、補助及び交付金	25,416	負担金　25,416 療養費の支給　25,416
3 審査手数料	5,108	5,369	△261	府支出金 5,108	0	0	0	11 役務費	5,108	手数料　5,108 レセプト審査手数料　5,108
計	1,987,228	2,071,511	△84,283	府支出金 1,987,228	0	0	0			

（款）　2.保険給付費　　（項）　2.高額療養費

1 高額療養費	287,323	299,502	△12,179	府支出金 287,323	0	0	0	18 負担金、補助及び交付金	287,323	負担金　287,323 高額療養費の支給　287,323
2 高額介護合算療養費	350	350	0	府支出金 350	0	0	0	18 負担金、補助及び交付金	350	負担金　350 高額介護合算療養費の支給　350
計	287,673	299,852	△12,179	府支出金 287,673	0	0	0			

（款）　2.保険給付費　　（項）　3.移送費　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 移送費	50	50	0	府支出金 50	0	0	0	18 負担金、補助及び交付金	50	負担金 50 移送費の支給 50
計	50	50	0	府支出金 50	0	0	0			

（款）　2.保険給付費　　（項）　4.出産育児諸費

1 出産育児一時金	6,000	7,500	△1,500	府支出金 6,000	0	0	0	18 負担金、補助及び交付金	6,000	負担金 6,000 出産育児一時金の支給 6,000
計	6,000	7,500	△1,500	府支出金 6,000	0	0	0			

（款）　2.保険給付費　　（項）　5.葬祭諸費

1 葬祭費	3,000	3,000	0	府支出金 3,000	0	0	0	18 負担金、補助及び交付金	3,000	負担金 3,000 葬祭費の支給 3,000
計	3,000	3,000	0	府支出金 3,000	0	0	0			

（款）　2.保険給付費　　（項）　6.精神・結核医療給付費　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 精神・結核医療給付金	5,790	5,590	200	府支出金 5,790	0	0	0	18 負担金、補助及び交付金	5,790	負担金 5,790 精神・結核医療給付金 5,790
計	5,790	5,590	200	府支出金 5,790	0	0	0			

（款）　2.保険給付費　　（項）（廃）.傷病手当金

（廃）傷病手当金	－	50	△50							
計	－	50	△50							

（款）　3.国民健康保険事業費納付金　　（項）　1.医療給付費分

1 医療給付費分	547,216	567,210	△19,994	府支出金 10,583	0	0	536,633	18 負担金、補助及び交付金	547,216	負担金 547,216 事業費納付金（一般医療） 547,216
計	547,216	567,210	△19,994	府支出金 10,583	0	0	536,633			

（款）　3.国民健康保険事業費納付金　　（項）　2.後期高齢者支援金等分

1 後期高齢者支援金等分	177,131	183,657	△6,526	府支出金 1,744	0	0	175,387	18 負担金、補助及び交付金	177,131	負担金 177,131 事業費納付金（一般支援） 177,131

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
計	177,131	183,657	△6,526	府支出金 1,744	0	0	175,387			

（款） 3. 国民健康保険事業費納付金 （項） 3. 介護納付金分

1 介護納付金分	54,387	54,328	59	府支出金 530	0	0	53,857	18 負担金、補助及び交付金	54,387	負担金 54,387 事業費納付金（介護） 54,387
計	54,387	54,328	59	府支出金 530	0	0	53,857			

（款） 4. 保健事業費 （項） 1. 特定健康診査等事業費

1 特定健康診査等事業費	28,314	27,600	714	府支出金 25,222	0	0	3,092	1 報酬	4,093	会計年度任用職員報酬 4,093 保健師 2,850 事務職 1,243
								3 職員手当等	911	諸手当 911 会計年度任用職員期末手当 387 会計年度任用職員勤勉手当 524
								4 共済費	549	社会保険料等 549
								7 報償費	138	報償金 138

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										健康運動指導教室等謝礼	138
								8 旅費	91	費用弁償	91
								10 需用費	761	消耗品費	320
										事務消耗品	320
										印刷製本費	441
										封筒等印刷	178
										啓発用冊子	263
								11 役務費	1,924	通信運搬費	1,409
										郵便料	1,409
										手数料	511
										特定健診等手数料	511
										火災・損害保険料	4
										傷害保険	4
								12 委託料	19,847	事務等委託料	19,847
										特定健診等	19,847
計	28,314	27,600	714	府支出金 25,222	0	0	3,092				

（款） 4. 保健事業費　　（項） 2. 保健事業費

1 疾病予防費	14,328	13,882	446	0	0	0	14,328	10 需用費	298	消耗品費	155
										事務用消耗品	155
										印刷製本費	143

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										受診票印刷	143
								11 役務費	2,079	通信運搬費	2,079
										郵便料	2,079
								12 委託料	4,946	事務等委託料	4,946
										健康保持増進業務	1,587
										医療費適正化関係業務	3,359
								18 負担金、補助及び交付金	7,005	負担金	2,705
										検診事業助成	2,705
										補助金	4,300
										人間ドック助成	4,300
計	14,328	13,882	446	0	0	0	14,328				

（款） 5. 基金積立金　　（項） 1. 基金積立金

1 財政調整基金積立金	304	304	0	0	0	304	0	24 積立金	304	積立金	304
										国保財政調整基金（利子）積立金	304
計	304	304	0	0	0	304	0				

（款） 6. 諸支出金　　（項） 1. 償還金利子及び還付加算金

1 保険料還付金	3,200	3,200	0	0	0	0	3,200	22 償還金、利子及び割引料	3,200	償還金	3,000
										過年度保険料還付金	3,000
										還付加算金	200

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
計	3,200	3,200	0	0	0	0	3,200			

（款） 7. 予備費　　（項） 1. 予備費

1 予備費	25,000	25,000	0	0	0	0	25,000			
計	25,000	25,000	0	0	0	0	25,000			

給　与　費　明　細　書

1　特　別　職

区　　分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 計（千円）	合計（千円）	備考
本年度	その他	11	248	248	248	
前年度	〃	11	248	248	248	
比　較		0	0	0	0	

2　一　般　職

（1）総　括

区　分	職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 職員手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合　計（千円）
本年度	5 (4)	7,400	19,568	15,966	42,934	7,297	50,231
前年度	5 (4)	6,875	18,460	13,907	39,242	6,404	45,646
比　較	0 (0)	525	1,108	2,059	3,692	893	4,585

［注］（　）内は、短時間勤務職員【外書】

	区　分	地域手当（千円）	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	管理職手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	休日給（千円）	会計年度任用職員期末手当（千円）	会計年度任用職員勤勉手当（千円）
職員手当の内訳	本年度	2,051	276	324	660	2,779	4,845	4,070	50	387	524
	前年度	1,148	0	671	660	2,779	4,223	3,533	50	356	487
	比　較	903	276	△ 347	0	0	622	537	0	31	37

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）	
給料	1,108	給与改定に伴う増減分	0
		普通昇給に伴う増加分	231
		その他の増減分	877
職員手当	1,991	制度改正に伴う増減分	1,380
		その他の増減分	611

［注］会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　　分		全職種
令和7年1月1日現在	平均給料月額　(円)	325,180
	平均給与月額　(円)	360,591
	平均年齢　(歳)	42
令和6年1月1日現在	平均給料月額　(円)	306,680
	平均給与月額　(円)	347,734
	平均年齢　(歳)	40

［注］　再任用短時間勤務職員は除く。

イ　初任給

区　分	全職種	国の制度
		一般行政職
高校卒	207,400円	188,000円
大学卒	230,000円	総合職　230,000円
		一般職　220,000円

ウ　地域手当

支給率（%）	10
支給対象職員	全職員
国の指定基準に基づく支給率（%）	10

エ　期末手当・勤勉手当

区　分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本年度	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有
前年度	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	有
国の制度	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有

［注］　（ ）内は、再任用職員

オ　その他の手当

区　分	国の制度との異同	差　異　の　内　容
扶養手当	同	
住居手当	異	島本町内に居住する職員には5,000円を加算
通勤手当	同	

第　　号議案

令和７年度　島本町後期高齢者医療特別会計予算

令和７年度島本町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６７５，３１４千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 後期高齢者医療保険料		544,179
	1 後期高齢者医療保険料	544,179
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		131,084
	1 一般会計繰入金	131,084
4 諸収入		50
	1 償還金及び還付加算金	50
歳　　入　　合　　計		675,314

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 総務費		27,903
	1 総務管理費	26,211
	2 徴収費	1,692
2 後期高齢者医療広域連合納付金		646,171
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	646,171
3 諸支出金		700
	1 償還金及び還付加算金	700
4 予備費		540
	1 予備費	540
歳　　出　　合　　計		675,314

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 後期高齢者医療保険料	544,179	582,258	△38,079
2 使用料及び手数料	1	1	0
3 繰入金	131,084	122,306	8,778
4 諸収入	50	50	0
歳入合計	675,314	704,615	△29,301

後期高齢者医療特別会計

（歳　出）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	本年度予算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 総務費	27,903	16,632	11,271	0	0	0	1	27,902
2 後期高齢者医療広域連合納付金	646,171	686,743	△40,572	0	0	0	646,171	0
3 諸支出金	700	700	0	0	0	0	650	50
4 予備費	540	540	0	0	0	0	0	540
歳出合計	675,314	704,615	△29,301	0	0	0	646,822	28,492

２．歳入

（款）　1.後期高齢者医療保険料　　（項）　1.後期高齢者医療保険料　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 保険料	544,179	582,258	△ 38,079	1 現年度分	543,179	現年度分	543,179
				2 滞納繰越分	1,000	滞納繰越分	1,000
計	544,179	582,258	△ 38,079				

（款）　2.使用料及び手数料　　（項）　1.手数料

1 督促手数料	1	1	0	1 督促手数料	1	督促手数料	1
計	1	1	0				

（款）　3.繰入金　　（項）　1.一般会計繰入金

1 事務費繰入金	28,492	17,221	11,271	1 事務費繰入金	28,492	事務費繰入金	28,492
2 保険基盤安定繰入金	102,592	105,085	△ 2,493	1 保険基盤安定繰入金	102,592	保険基盤安定繰入金	102,592
計	131,084	122,306	8,778				

（款）　4.諸収入　　（項）　1.償還金及び還付加算金

1 還付加算金	50	50	0	1 還付加算金	50	還付加算金	50
計	50	50	0				

後期高齢者医療特別会計

3．歳出

（款）　1.総務費　　（項）　1.総務管理費　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	26,211	15,283	10,928	0	0	0	26,211	2 給料	6,460	職員給	6,460
										一般職給２名	6,460
								3 職員手当等	5,440	諸手当	5,440
										地域手当	646
										住居手当	396
										通勤手当	52
										時間外勤務手当	1,510
										期末手当	1,514
										勤勉手当	1,272
										休日給	50
								4 共済費	1,948	職員共済組合	1,937
										公務員災害補償基金	11
								8 旅費	13	普通旅費	13
								10 需用費	290	消耗品費	44
										事務用消耗品	44
										印刷製本費	246
										封筒他印刷	246
								11 役務費	2,662	通信運搬費	2,593
										郵便料	2,593
										手数料	69
										口座振替手数料	67
										財産調査照会	2
								12 委託料	9,350	電算関連委託料	9,350

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										後期高齢者医療システム改修業務	9,350
								13 使用料及び賃借料	48	賃借料	48
										電子複写機借上	48
計	26,211	15,283	10,928	0	0	0	26,211				

（款） 1. 総務費 （項） 2. 徴収費

1 徴収費	1,692	1,349	343	0	0	1	1,691	10 需用費	161	消耗品費	29
										事務用消耗品	29
										印刷製本費	132
										納入通知書等印刷	132
								11 役務費	1,531	通信運搬費	1,531
										郵便料	1,531
計	1,692	1,349	343	0	0	1	1,691				

（款） 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 （項） 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者医療広域連合納付金	646,171	686,743	△40,572	0	0	646,171	0	18 負担金、補助及び交付金	646,171	負担金	646,171
										保険料等負担金	543,579
										保険基盤安定負担金	102,592
計	646,171	686,743	△40,572	0	0	646,171	0				

（款）　3.諸支出金　　（項）　1.償還金及び還付加算金　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 保険料還付金	700	700	0	0	0	650	50	22 償還金、利子及び割引料	700	償還金 過年度保険料還付金 還付加算金	600 600 100
計	700	700	0	0	0	650	50				

（款）　4.予備費　　（項）　1.予備費

1 予備費	540	540	0	0	0	0	540			
計	540	540	0	0	0	0	540			

給　与　費　明　細　書

1　一　般　職

(1) 総　括

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給与費 給料 (千円)	給与費 職員手当 (千円)	給与費 計 (千円)	共済費 (千円)	合　計 (千円)
本年度	2 (0)	0	6,460	5,440	11,900	1,948	13,848
前年度	2 (0)	0	5,706	4,954	10,660	1,881	12,541
比　較	0 (0)	0	754	486	1,240	67	1,307

［注］（　）内は、短時間勤務職員【外書】

	区　分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日給 (千円)	会計年度任用職員期末手当 (千円)
職員手当の内訳	本年度	646	0	396	52	1,510	1,514	1,272	50	0
	前年度	343	0	732	67	1,510	1,226	1,026	50	0
	比　較	303	0	△ 336	△ 15	0	288	246	0	0

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）	
給料	754	給与改定に伴う増減分	0
		普通昇給に伴う増加分	118
		その他の増減分	636
職員手当	486	制度改正に伴う増減分	417
		その他の増減分	69

［注］会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　　分		全職種
令和7年1月1日現在	平均給料月額　(円)	251,000
	平均給与月額　(円)	299,060
	平均年齢　(歳)	28
令和6年1月1日現在	平均給料月額　(円)	236,000
	平均給与月額　(円)	283,450
	平均年齢　(歳)	28

［注］　再任用短時間勤務職員は除く。

イ　初任給

区　分	全職種	国の制度
		一般行政職
高校卒	207,400円	188,000円
大学卒	230,000円	総合職　230,000円
		一般職　220,000円

ウ　地域手当

支給率（%）	10
支給対象職員	全職員
国の指定基準に基づく支給率（%）	10

エ　期末手当・勤勉手当

区　分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本年度	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有
前年度	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	有
国の制度	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有

［注］　（ ）内は、再任用職員

オ　その他の手当

区　分	国の制度との異同	差　異　の　内　容
扶養手当	同	
住居手当	異	島本町内に居住する職員には5,000円を加算
通勤手当	同	

第　　号議案

令和７年度　島本町介護保険事業特別会計予算

令和７年度島本町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，２３５，８９５千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 介護保険料		676,596
	1 介護保険料	676,596
2 使用料及び手数料		101
	1 手数料	101
3 国庫支出金		661,598
	1 国庫負担金	550,571
	2 国庫補助金	111,027
4 支払基金交付金		835,867
	1 支払基金交付金	835,867
5 府支出金		448,906
	1 府負担金	424,880
	2 府補助金	24,026
6 財産収入		125
	1 財産運用収入	125
7 繰入金		612,700
	1 一般会計繰入金	501,704
	2 基金繰入金	110,996

（単位：千円）

款	項	金　　額
8 諸収入		2
	1 雑入	2
歳　　入	合　　計	3,235,895

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 総務費		73,199
	1 総務管理費	47,013
	2 介護認定審査会費	26,186
2 保険給付費		3,001,509
	1 保険給付費	3,001,509
3 地域支援事業費		157,912
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	92,848
	2 一般介護予防事業費	1,571
	3 包括的支援事業費	59,450
	4 任意事業費	4,043
4 諸支出金		1,275
	1 償還金利子及び還付加算金	900
	2 繰出金	375
5 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳　　出　　合　　計		3,235,895

第２表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　度　額
保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託	(自)令和　７　年度 (至)令和　８　年度	７，５９０千円

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 介護保険料	676,596	642,214	34,382
2 使用料及び手数料	101	31	70
3 国庫支出金	661,598	626,155	35,443
4 支払基金交付金	835,867	798,453	37,414
5 府支出金	448,906	433,014	15,892
6 財産収入	125	1	124
7 繰入金	612,700	597,026	15,674
8 諸収入	2	2	0
歳入合計	3,235,895	3,096,896	138,999

介護保険事業特別会計

（歳　出）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	本年度予算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 総務費	73,199	76,013	△2,814	0	0	0	101	73,098
2 保険給付費	3,001,509	2,862,664	138,845	609,398	424,880	0	1,967,231	0
3 地域支援事業費	157,912	154,869	3,043	51,825	24,026	0	82,061	0
4 諸支出金	1,275	1,350	△75	375	0	0	900	0
5 予備費	2,000	2,000	0	0	0	0	0	2,000
歳出合計	3,235,895	3,096,896	138,999	661,598	448,906	0	2,050,293	75,098

２．歳入

（款）　1.介護保険料　　（項）　1.介護保険料　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
1 第１号被保険者保険料	676,596	642,214	34,382	1 現年度分	675,596	第１号被保険者保険料現年度分	675,596
				2 滞納繰越分	1,000	第１号被保険者保険料滞納繰越分	1,000
計	676,596	642,214	34,382				

（款）　2.使用料及び手数料　　（項）　1.手数料

1 督促手数料	1	1	0	1 督促手数料	1	督促手数料	1
2 事務手数料	100	30	70	1 事務手数料	100	事業者指定等事務手数料	100
計	101	31	70				

（款）　3.国庫支出金　　（項）　1.国庫負担金

1 介護給付費負担金	550,571	520,781	29,790	1 介護給付費負担金（現年度分）	550,571	介護給付費負担金（現年度分）	550,571
計	550,571	520,781	29,790				

（款）　3.国庫支出金　　（項）　2.国庫補助金

1 調整交付金	60,678	55,596	5,082	1 調整交付金	60,678	調整交付金	60,678
2 地域支援事業交付金	43,329	42,130	1,199	1 地域支援事業交付金	43,329	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	18,884
						地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	24,445

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
3 保険者機能強化推進交付金	2,402	2,662	△ 260	1 保険者機能強化推進交付金	2,402	保険者機能強化推進交付金	2,402
4 介護保険保険者努力支援交付金	4,618	4,986	△ 368	1 介護保険保険者努力支援交付金	4,618	介護保険保険者努力支援交付金	4,618
計	111,027	105,374	5,653				

（款）　4. 支払基金交付金　　（項）　1. 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	810,374	772,918	37,456	1 介護給付費交付金（現年度分）	810,374	介護給付費交付金（第２号被保険者分）	810,374
2 地域支援事業支援交付金	25,493	25,535	△ 42	1 地域支援事業支援交付金	25,493	地域支援事業支援交付金（第２号被保険者分）	25,493
計	835,867	798,453	37,414				

（款）　5. 府支出金　　（項）　1. 府負担金

1 介護給付費負担金	424,880	409,585	15,295	1 介護給付費負担金（現年度分）	424,880	介護給付費負担金（現年度分）	424,880
計	424,880	409,585	15,295				

（款）　5.府支出金　　（項）　2.府補助金　　（単位　：　千円）

目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1 地域支援事業交付金	24,026	23,429	597	1 地域支援事業交付金	24,026	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 11,803 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業） 12,223
計	24,026	23,429	597			

（款）　6.財産収入　　（項）　1.財産運用収入

1 利子及び配当金	125	1	124	1 利子及び配当金	125	基金利子収入　125
計	125	1	124			

（款）　7.繰入金　　（項）　1.一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	375,173	357,833	17,340	1 介護給付費繰入金	375,173	介護給付費繰入金　375,173
2 地域支援事業繰入金	24,026	23,429	597	1 地域支援事業繰入金	24,026	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 11,803 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業） 12,223
3 職員給与費等繰入金	38,716	36,500	2,216	1 職員給与費等繰入金	38,716	職員給与費等繰入金　38,716
4 低所得者保険料軽減繰入金	27,407	27,269	138	1 低所得者保険料軽減繰入金	27,407	低所得者保険料軽減繰入金　27,407

介護保険事業特別会計

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
5 その他一般会計繰入金	36,382	41,482	△ 5,100	1 その他一般会計繰入金	36,382	その他一般会計繰入金	36,382
計	501,704	486,513	15,191				

（款） 7. 繰入金　　（項） 2. 基金繰入金

1 介護保険給付準備基金繰入金	110,996	110,513	483	1 介護保険給付準備基金繰入金	110,996	介護保険給付準備基金繰入金	110,996
計	110,996	110,513	483				

（款） 8. 諸収入　　（項） 1. 雑入

1 雑入	2	2	0	1 第三者納付金	1	第三者納付金	1
				2 雑入	1	国民健康保険団体連合会返納金	1
計	2	2	0				

３．歳出

（款）　1.総務費　　（項）　1.総務管理費　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	47,013	51,834	△4,821	0	0	101	46,912	1 報酬	293	特別職非常勤職員報酬	293
										運営委員会委員（１３名）	293
								2 給料	18,091	職員給	18,091
										一般職給５名	18,091
								3 職員手当等	14,819	諸手当	14,819
										地域手当	1,903
										扶養手当	276
										住居手当	336
										通勤手当	287
										管理職手当	660
										時間外勤務手当	3,053
										期末手当	4,350
										勤勉手当	3,654
										児童手当	300
								4 共済費	5,806	職員共済組合	5,779
										公務員災害補償基金	27
								8 旅費	53	費用弁償	9
										普通旅費	44
								10 需用費	2,010	消耗品費	326
										事務用消耗品	316
										刊行図書	10
										印刷製本費	1,684
										各種様式等	1,050

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										啓発用冊子	634
								11 役務費	5,149	通信運搬費	4,828
										郵便料	4,828
										手数料	321
										口座振替手数料	36
										共同処理業務手数料	240
										特別徴収手数料	40
										財産調査照会	5
								12 委託料	66	電算関連委託料	66
										介護事業者指定業務システム保守	66
								13 使用料及び賃借料	726	使用料	43
										介護給付費単位表標準マスタ	11
										介護保険検索サービス等ライセンス	32
										賃借料	683
										電子複写機借上	683
計	47,013	51,834	△4,821	0	0	101	46,912				

（款）　1.総務費　　（項）　2.介護認定審査会費　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 介護認定審査会費	26,186	24,179	2,007	0	0	0	26,186	1 報酬	12,289	特別職非常勤職員報酬	4,040
										介護認定審査会委員（２０名）	4,040
										会計年度任用職員報酬	8,249
										事務職	1,213
										認定調査員	7,036
								3 職員手当等	1,818	諸手当	1,818
										会計年度任用職員期末手当	772
										会計年度任用職員勤勉手当	1,046
								4 共済費	1,230	社会保険料等	1,230
								8 旅費	581	費用弁償	581
								11 役務費	7,100	通信運搬費	324
										郵便料	324
										手数料	6,776
										主治医意見書	6,776
								12 委託料	3,168	事務等委託料	3,168
										認定調査業務	3,168
計	26,186	24,179	2,007	0	0	0	26,186				

（款）　2.保険給付費　　（項）　1.保険給付費　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 介護サービス等諸費	2,765,466	2,662,186	103,280	国庫支出金 560,088 府支出金 392,890	0	1,812,488	0	11 役務費	2,465	手数料 2,465 審査支払手数料 2,465
								18 負担金、補助及び交付金	2,763,001	負担金 2,763,001 居宅介護サービス等給付費 2,749,319 居宅介護福祉用具購入費 4,668 居宅介護住宅改修費 9,014
2 介護予防サービス等諸費	91,636	77,887	13,749	国庫支出金 19,844 府支出金 11,734	0	60,058	0	18 負担金、補助及び交付金	91,636	負担金 91,636 居宅介護予防サービス等給付費 85,888 居宅介護予防福祉用具購入費 1,657 居宅介護予防住宅改修費 4,091
3 高額介護サービス費	79,688	68,205	11,483	国庫支出金 17,500 府支出金 9,961	0	52,227	0	18 負担金、補助及び交付金	79,688	負担金 79,688 高額介護サービス費 79,688
4 高額介護予防サービス費	300	300	0	国庫支出金 66 府支出金 38	0	196	0	18 負担金、補助及び交付金	300	負担金 300 高額介護予防サービス費 300

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
5 高額医療合算介護サービス費	19,504	10,633	8,871	国庫支出金 4,283 府支出金 2,438	0	12,783	0	18 負担金、補助及び交付金	19,504	負担金 19,504 高額医療合算介護サービス費 19,504
6 高額医療合算介護予防サービス費	100	100	0	国庫支出金 22 府支出金 13	0	65	0	18 負担金、補助及び交付金	100	負担金 100 高額医療合算介護予防サービス費 100
7 給付準備費	125	1	124	0	0	125	0	24 積立金	125	積立金 125 介護保険給付準備基金積立（利子分） 125
8 特定入所者介護サービス費	44,390	43,052	1,338	国庫支出金 7,529 府支出金 7,768	0	29,093	0	18 負担金、補助及び交付金	44,390	負担金 44,390 特定入所者介護サービス費 44,390
9 特定入所者介護予防サービス費	300	300	0	国庫支出金 66 府支出金 38	0	196	0	18 負担金、補助及び交付金	300	負担金 300 特定入所者介護予防サービス費 300
計	3,001,509	2,862,664	138,845	国庫支出金 609,398 府支出金 424,880	0	1,967,231	0			

（款）　3.地域支援事業費　　（項）　1.介護予防・生活支援サービス事業費　　（単位　：　千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 介護予防・生活支援サービス事業費	83,785	83,782	3	国庫支出金 23,017 府支出金 10,473	0	50,295	0	10 需用費	10	消耗品費 10 事務用消耗品 10
								11 役務費	334	通信運搬費 12 郵便料 12 手数料 322 審査支払手数料 322
								12 委託料	389	事務等委託料 389 生活支援サービス 389
								18 負担金、補助及び交付金	83,052	負担金 83,052 生活支援サービス費 82,668 高額総合事業サービス等費 156 高額医療合算総合事業サービス等費 228
2 介護予防ケアマネジメント事業費	9,063	9,063	0	国庫支出金 1,991 府支出金 1,133	0	5,939	0	18 負担金、補助及び交付金	9,063	負担金 9,063 介護予防ケアマネジメント事業費 9,063
計	92,848	92,845	3	国庫支出金 25,008 府支出金 11,606	0	56,234	0			

（款）　3. 地域支援事業費　　（項）　2. 一般介護予防事業費　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 一般介護予防事業費	1,571	1,729	△158	国庫支出金 345 府支出金 197	0	1,029	0	1 報酬	493	会計年度任用職員報酬 管理栄養士	493 493
								8 旅費	2	費用弁償	2
								10 需用費	41	消耗品費 事業用消耗品	41 41
								11 役務費	105	通信運搬費 郵便料 火災・損害保険料 事業保険	81 81 24 24
								12 委託料	930	事務等委託料 一般介護予防事業支援業務	930 930
計	1,571	1,729	△158	国庫支出金 345 府支出金 197	0	1,029	0				

（款）　3. 地域支援事業費　　（項）　3. 包括的支援事業費

1 包括的支援事業費	59,450	55,919	3,531	国庫支出金 24,915 府支出金 11,445	0	23,090	0	1 報酬	2,779	特別職非常勤職員報酬 認知症初期集中支援チーム専門医 会計年度任用職員報酬 認知症地域支援推進員	288 288 2,491 2,491

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								2 給料	7,543	職員給	7,543
										一般職給２名	7,543
								3 職員手当等	7,165	諸手当	7,165
										地域手当	810
										扶養手当	552
										通勤手当	51
										時間外勤務手当	950
										期末手当	1,937
										勤勉手当	1,627
										児童手当	480
										会計年度任用職員期末手当	322
										会計年度任用職員勤勉手当	436
								4 共済費	3,079	職員共済組合	2,586
										公務員災害補償基金	14
										社会保険料等	479
								7 報償費	100	報償金	100
										講師謝礼	100
								8 旅費	108	費用弁償	84
										普通旅費	24
								10 需用費	1,224	消耗品費	34
										事務用消耗品	30
										事業用消耗品	4

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										食糧費	2
										講師賄	2
										印刷製本費	1,188
										パンフレット等	1,188
								11 役務費	50	通信運搬費	44
										郵便料	44
										火災・損害保険料	6
										事業保険	6
								12 委託料	37,352	事務等委託料	37,352
										パンフレット等配布業務	75
										地域包括支援センター運営業務	29,060
										生活支援コーディネーター等業務	7,273
										サービスＡ従事者養成研修業務	160
										地域ケア会議アドバイザー業務	500
										在宅医療・介護連携推進コーディネーター等業務	250
										高齢者虐待対応専門職チーム派遣業務	34

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								18 負担金、補助及び交付金	50	負担金	50
										研修会参加負担金	50
計	59,450	55,919	3,531	国庫支出金 24,915 府支出金 11,445	0	23,090	0				

（款）　3. 地域支援事業費　　（項）　4. 任意事業費

1 任意事業費	4,043	4,376	△333	国庫支出金 1,557 府支出金 778	0	1,708	0	7 報償費	131	報償金	131
										講師謝礼	20
										介護相談員報償金	111
								10 需用費	156	消耗品費	131
										事務用消耗品	6
										事業用消耗品	125
										印刷製本費	25
										封筒等	25
								11 役務費	577	通信運搬費	351
										郵便料	351
										手数料	225
										成年後見制度利用支援	225
										火災・損害保険料	1
										傷害保険	1

（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
								12 委託料	709	事務等委託料 709 ケアプラン点検業務 492 成年後見親族関係図等作成業務 217
								18 負担金、補助及び交付金	134	負担金 134 介護相談員研修会受講料 134
								19 扶助費	2,336	扶助費 2,336 紙おむつ代給付 2,000 成年後見人等報酬助成 336
計	4,043	4,376	△333	国庫支出金 1,557 府支出金 778	0	1,708	0			

（款） 4. 諸支出金　　（項） 1. 償還金利子及び還付加算金

1 保険料還付金	850	800	50	0	0	850	0	22 償還金、利子及び割引料	850	償還金 850 過年度保険料還付金 850
2 還付加算金	50	50	0	0	0	50	0	22 償還金、利子及び割引料	50	還付加算金 50
計	900	850	50	0	0	900	0			

（款）　4.諸支出金　　（項）　2.繰出金　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 一般会計繰出金	375	500	△125	国庫支出金 375	0	0	0	27 繰出金	375	他会計繰出金 一般会計繰出し	375 375
計	375	500	△125	国庫支出金 375	0	0	0				

（款）　5.予備費　　（項）　1.予備費

1 予備費	2,000	2,000	0	0	0	0	2,000			
計	2,000	2,000	0	0	0	0	2,000			

給　与　費　明　細　書

1　特　別　職

区　　分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 計（千円）	合計（千円）	備考
本年度	その他	32	4,621	4,621	4,621	
前年度	〃	31	4,621	4,621	4,621	
比　較		1	0	0	0	

2　一　般　職

（1）総　括

区　分	職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 職員手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合　計（千円）
本年度	7 (6)	11,233	25,634	23,022	59,889	10,115	70,004
前年度	7 (6)	9,699	24,933	20,222	54,854	9,735	64,589
比　較	0 (0)	1,534	701	2,800	5,035	380	5,415

［注］（　）内は、短時間勤務職員【外書】

	区　分	地域手当（千円）	扶養手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	管理職手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	会計年度任用職員期末手当（千円）	会計年度任用職員勤勉手当（千円）
職員手当の内訳	本年度	2,713	828	336	338	660	4,003	6,287	5,281	1,094	1,482
	前年度	1,566	480	336	413	660	4,003	5,742	4,805	937	1,280
	比　較	1,147	348	0	△ 75	0	0	545	476	157	202

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）	
給料	701	給与改定に伴う増減分	0
		普通昇給に伴う増加分	482
		その他の増減分	219
職員手当	2,441	制度改正に伴う増減分	1,895
		その他の増減分	546

［注］会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　　分		全職種
令和7年1月1日現在	平均給料月額　(円)	307,667
	平均給与月額　(円)	351,810
	平均年齢　(歳)	38
令和6年1月1日現在	平均給料月額　(円)	299,033
	平均給与月額　(円)	343,436
	平均年齢　(歳)	37

［注］　短時間勤務職員は除く。

イ　初任給

区　分	全職種	国の制度
		一般行政職
高校卒	207,400円	188,000円
大学卒	230,000円	総合職　230,000円
		一般職　220,000円

ウ　地域手当

支給率（%）	10
支給対象職員	全職員
国の指定基準に基づく支給率（%）	10

エ　期末手当・勤勉手当

区　分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本年度	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有
前年度	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	有
国の制度	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有

［注］　（ ）内は、暫定再任用職員

オ　その他の手当

区　分	国の制度との異同	差　異　の　内　容
扶養手当	同	
住居手当	異	島本町内に居住する職員には5,000円を加算
通勤手当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国　府	地方債	その他	
	千円		千円	（自）　令和7年度	千円	千円	千円	千円	千円
保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託	7,590	―	―		7,590				7,590
				（至）　令和8年度					
		（自）　令和5年度		（自）　令和7年度					
島本町地域包括支援センター運営業務委託	175,360		29,060		145,300	83,910		61,390	0
		（至）　令和6年度		（至）　令和11年度					

第　　号議案

令和７年度　島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

令和７年度島本町の大沢地区特設水道施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０，５００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 使用料及び手数料		110
	1 使用料	110
2 繰入金		10,390
	1 一般会計繰入金	10,390
歳　　入　　合　　計		10,500

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 運営費		10,490
	1 維持管理費	10,490
2 予備費		10
	1 予備費	10
歳　　出　　合　　計		10,500

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	110	110	0
2 繰入金	10,390	2,990	7,400
歳入合計	10,500	3,100	7,400

大沢地区特設水道施設事業特別会計

（歳　出）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	本年度予算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 運営費	10,490	3,090	7,400	0	0	0	0	10,490
2 予備費	10	10	0	0	0	0	0	10
歳出合計	10,500	3,100	7,400	0	0	0	0	10,500

２．歳入

（款）　1.使用料及び手数料　　（項）　1.使用料　　（単位　：　千円）

目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1 使用料	110	110	0	1 水道使用料	110	水道使用料	110
計	110	110	0				

（款）　2.繰入金　　（項）　1.一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	10,390	2,990	7,400	1 一般会計繰入金	10,390	一般会計繰入金	10,390
計	10,390	2,990	7,400				

3．歳出

（款）　1.運営費　　（項）　1.維持管理費　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	10,490	3,090	7,400	0	0	0	10,490	10 需用費	1,003	消耗品費	72
										滅菌用消耗品他	72
										光熱水費	161
										電気使用料	161
										修繕料	770
										水道施設修繕	770
								11 役務費	328	通信運搬費	173
										電話回線使用料	173
										手数料	155
										水質検査手数料	155
								12 委託料	1,559	事務等委託料	1,559
										水質検査等業務	1,559
								14 工事請負費	7,600	工事請負費	7,600
										ＵＦ膜浄水装置取替工事	1,100
										水質モニター更新工事（光回線）	6,500
計	10,490	3,090	7,400	0	0	0	10,490				

（款）　2.予備費　　（項）　1.予備費

1 予備費	10	10	0	0	0	0	10			
計	10	10	0	0	0	0	10			

第　　号議案

令和７年度　島本町大字山崎財産区特別会計予算

令和７度島本町の大字山崎財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入１，２５２千円、歳出２００千円、歳入歳出差引残金１，０５２千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 繰越金		1,252
	1 繰越金	1,252
歳　　入　　合　　計		1,252

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 管理会費		100
	1 管理会費	100
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳　　出　　合　　計		200

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 繰越金	1,252	1,252	0
歳入合計	1,252	1,252	0

大字山崎財産区特別会計

（歳　出）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	本年度予算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 管理会費	100	100	0	0	0	0	0	100
2 予備費	100	100	0	0	0	0	0	100
歳出合計	200	200	0	0	0	0	0	200

２．歳入

（款）　1.繰越金　　（項）　1.繰越金　　（単位　：　千円）

目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1 繰越金	1,252	1,252	0	1 前年度繰越金	1,252	前年度繰越金	1,252
計	1,252	1,252	0				

3．歳出

（款）　1.管理会費　　（項）　1.管理会費　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 財産管理費	100	100	0	0	0	0	100	8 旅費	10	普通旅費	10
								9 交際費	10	交際費	10
								10 需用費	55	消耗品費	20
										食糧費	25
										印刷製本費	10
								11 役務費	5	通信運搬費	5
								17 備品購入費	20	庁用器具費	20
計	100	100	0	0	0	0	100				

（款）　2.予備費　　（項）　1.予備費

1 予備費	100	100	0	0	0	0	100				
計	100	100	0	0	0	0	100				

第　　号議案

令和７年度　島本町大字広瀬財産区特別会計予算

令和７年度島本町の大字広瀬財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入６，１７７千円、歳出７７７千円、歳入歳出差引残金５，４００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 繰越金		6,176
	1 繰越金	6,176
2 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳　　入　　合　　計		6,177

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 管理会費		50
	1 管理会費	50
2 諸支出金		627
	1 諸費	627
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳　　出　　合　　計		777

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 繰越金	6,176	6,176	0
2 諸収入	1	1	0
歳入合計	6,177	6,177	0

大字広瀬財産区特別会計

（歳　出）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	本年度予算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 管理会費	50	50	0	0	0	0	0	50
2 諸支出金	627	0	627	0	0	0	0	627
3 予備費	100	100	0	0	0	0	0	100
歳　出　合　計	777	150	627	0	0	0	0	777

２．歳入

（款）　1.繰越金　　（項）　1.繰越金　　（単位　：　千円）

目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1 繰越金	6,176	6,176	0	1 前年度繰越金	6,176	前年度繰越金	6,176
計	6,176	6,176	0				

（款）　2.諸収入　　（項）　1.預金利子

1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子	1
計	1	1	0				

3．歳出

（款）　1.管理会費　　（項）　1.管理会費　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 財産管理費	50	50	0	0	0	0	50	9 交際費	10	交際費	10
								10 需用費	30	消耗品費	10
										食糧費	10
										印刷製本費	10
								11 役務費	10	通信運搬費	10
計	50	50	0	0	0	0	50				

（款）　2.諸支出金　　（項）　1.諸費

1 補助金	627	0	627	0	0	0	627	18 負担金、補助及び交付金	627	補助金	627
										自治会運営補助金	627
計	627	0	627	0	0	0	627				

（款）　3.予備費　　（項）　1.予備費

1 予備費	100	100	0	0	0	0	100				
計	100	100	0	0	0	0	100				

第　　号議案

令和７年度　島本町大字桜井財産区特別会計予算

令和７年度島本町の大字桜井財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入９１，９０２千円、歳出４，４５０千円、歳入歳出差引残金８７，４５２千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 繰越金		91,861
	1 繰越金	91,861
2 諸収入		41
	1 預金利子	41
歳　　入　　合　　計		91,902

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 管理会費		1,050
	1 管理会費	1,050
2 諸支出金		3,300
	1 諸費	3,300
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳　　出　　合　　計		4,450

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 繰越金	91,861	104,222	△12,361
2 諸収入	41	41	0
歳入合計	91,902	104,263	△12,361

大字桜井財産区特別会計

（歳　出）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	本年度予算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 管理会費	1,050	1,160	△110	0	0	0	0	1,050
2 諸支出金	3,300	3,300	0	0	0	0	0	3,300
3 予備費	100	100	0	0	0	0	0	100
歳出合計	4,450	4,560	△110	0	0	0	0	4,450

２．歳入

（款）　1.繰越金　　（項）　1.繰越金　　（単位　：　千円）

目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1 繰越金	91,861	104,222	△ 12,361	1 前年度繰越金	91,861	前年度繰越金	91,861
計	91,861	104,222	△ 12,361				

（款）　2.諸収入　　（項）　1.預金利子

1 預金利子	41	41	0	1 預金利子	41	預金利子	41
計	41	41	0				

3．歳出

（款）　1.管理会費　　（項）　1.管理会費　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 財産管理費	1,050	1,160	△110	0	0	0	1,050	8 旅費	10	普通旅費	10
								9 交際費	20	交際費	20
								10 需用費	110	消耗品費	10
										食糧費	50
										印刷製本費	50
								11 役務費	860	通信運搬費	10
										火災・損害保険料	850
								17 備品購入費	50	庁用器具費	50
計	1,050	1,160	△110	0	0	0	1,050				

（款）　2.諸支出金　　（項）　1.諸費

1 補助金	3,300	3,300	0	0	0	0	3,300	18 負担金、補助及び交付金	3,300	補助金	3,300
										自治会運営補助	3,300
計	3,300	3,300	0	0	0	0	3,300				

（款）　3.予備費　　（項）　1.予備費

1 予備費	100	100	0	0	0	0	100				
計	100	100	0	0	0	0	100				

第　　号議案

令和７年度　島本町大字東大寺財産区特別会計予算

令和７年度島本町の大字東大寺財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入５５４千円、歳出８０千円、歳入歳出差引残金４７４千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 繰越金		554
	1 繰越金	554
歳　　入　　合　　計		554

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 管理会費		30
	1 管理会費	30
2 予備費		50
	1 予備費	50
歳　　出　　合　　計		80

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 繰越金	554	561	△7
歳入合計	554	561	△7

大字東大寺財産区特別会計

（歳　出）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	本年度予算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 管理会費	30	30	0	0	0	0	0	30
2 予備費	50	50	0	0	0	0	0	50
歳出合計	80	80	0	0	0	0	0	80

２．歳入

（款）　1.繰越金　　（項）　1.繰越金　　（単位　：　千円）

目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1 繰越金	554	561	△ 7	1 前年度繰越金	554	前年度繰越金	554
計	554	561	△ 7				

3．歳出

（款）　1.管理会費　　（項）　1.管理会費　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 財産管理費	30	30	0	0	0	0	30	9 交際費	5	交際費	5
								10 需用費	10	消耗品費	4
										印刷製本費	6
								11 役務費	15	通信運搬費	10
										火災・損害保険料	5
計	30	30	0	0	0	0	30				

（款）　2.予備費　　（項）　1.予備費

1 予備費	50	50	0	0	0	0	50			
計	50	50	0	0	0	0	50			

第　　号議案

令和７年度　島本町大字大沢財産区特別会計予算

令和７年度島本町の大字大沢財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入６，２８９千円、歳出２００千円、歳入歳出差引残金６，０８９千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 繰越金		6,289
	1 繰越金	6,289
歳　　入　　合　　計		6,289

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1 管理会費		100
	1 管理会費	100
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳　　出　　合　　計		200

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 繰越金	6,289	6,289	0
歳入合計	6,289	6,289	0

大字大沢財産区特別会計

（歳　出）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	本年度予算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 管理会費	100	100	0	0	0	0	0	100
2 予備費	100	100	0	0	0	0	0	100
歳出合計	200	200	0	0	0	0	0	200

２．歳入

（款）　1.繰越金　　（項）　1.繰越金　　（単位　：　千円）

目	本　年　度	前　年　度	比　　較	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1 繰越金	6,289	6,289	0	1 前年度繰越金	6,289	前年度繰越金	6,289
計	6,289	6,289	0				

3．歳出

（款）　1.管理会費　　（項）　1.管理会費　　（単位 ： 千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 財産管理費	100	100	0	0	0	0	100	8 旅費	10	普通旅費	10
								9 交際費	10	交際費	10
								10 需用費	55	消耗品費	20
										食糧費	25
										印刷製本費	10
								11 役務費	5	通信運搬費	5
								17 備品購入費	20	庁用器具費	20
計	100	100	0	0	0	0	100				

（款）　2.予備費　　（項）　1.予備費

1 予備費	100	100	0	0	0	0	100				
計	100	100	0	0	0	0	100				

令　和　7　年　度

島 本 町 水 道 事 業 会 計 予 算 書

第 ３０ 号議案

令和7年度　島本町水道事業会計予算

（総則）

第1条　令和7年度島本町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

⑴	給水戸数	13,956 戸
⑵	給水人口	31,774 人
⑶	年間総配水量	3,222,000 ㎥
⑷	一日平均配水量	8,827 ㎥
⑸	建設改良事業	648,338 千円
	うち拡張事業	189,000 千円
	うち施設整備事業	415,970 千円

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収　入	
第1款	水道事業収益	692,200 千円
第1項	営業収益	558,030 千円
第2項	営業外収益	134,169 千円
第3項	特別利益	1 千円
	支　出	
第1款	水道事業費用	655,400 千円
第1項	営業費用	619,598 千円
第2項	営業外費用	25,802 千円
第3項	予備費	10,000 千円

（資本的収入及び支出）

第4条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額580,818千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,099千円、減債積立金17,562千円、建設改良積立金200,000千円及び過年度分損益勘定留保資金312,157千円で補塡するものとする。）。

	収　入	
第1款	資本的収入	85,082 千円
第1項	加入金	59,780 千円
第2項	出資金	1,802 千円
第3項	工事負担金	23,500 千円
	支　出	
第1款	資本的支出	665,900 千円
第1項	建設改良費	648,338 千円
第2項	企業債償還金	17,562 千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第5条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費　　99,372 千円

（他会計からの補助金）

第7条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

⑴　収益的収入（他会計繰入金）　　773 千円

⑵　資本的収入（出資金）　　1,802 千円

（たな卸資産購入限度額）

第8条　たな卸資産の購入限度額は、16,000千円と定める。

（重要な資産の取得）

第9条　重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種　　類	名　　称	数　　量
工具、器具及び備品	上水道台帳システム	1式

令和７年２月27日　提出

島本町長　山田紘平

令和7年度　島本町水道事業会計予算

説　　明　　書

令和7年度　島本町水道事業会計予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

1　収　入　　（単位:千円）

款	項	目	予定額	備　　考
1 水道事業収益			692,200	
	1 営 業 収 益		558,030	
		1 給 水 収 益	550,136	水道料金
		2 受託工事収益	311	修繕工事収益
		3 その他営業収益	7,583	検査手数料、消火栓修繕負担金等
	2 営業外収益		134,169	
		1 負　担　金	34,570	新設、改造工事負担金
		2 受 取 利 息	1,620	預金利息、有価証券利息
		3 下水道受託収益	14,615	下水道使用料徴収及び収納事務受託料
		4 他会計繰入金	3,773	下水道事業会計繰入金 統合水道事業元利償還金(利息分)繰入金 児童手当繰入金
		5 長期前受金戻入	78,009	加入金等
		6 雑　収　益	1,582	行政財産(駐車場)使用協力金等
	3 特 別 利 益		1	
		1 その他特別利益	1	貸倒引当金戻入

2　支　出　　（単位:千円）

款	項	目	予定額	備　　考
1 水道事業費用			655,400	
	1 営 業 費 用		619,598	
		1 原水及び浄水費	196,248	取水、浄水及び送水に係る施設の維持管理及び作業に要する費用
		2 配水及び給水費	56,538	給配水管に係る施設の維持管理及び作業に要する費用
		3 受託工事費	5,443	給配水施設等の受託工事に要する費用
		4 総　係　費	113,092	事業活動の全般に関連する費用及び料金の調定、収納、検針、その他の業務に要する費用
		5 減価償却費	230,261	固定資産の減価償却費
		6 資産減耗費	18,016	たな卸資産の減耗費及び固定資産除却費
	2 営業外費用		25,802	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	5,502	企業債利息
		2 雑　支　出	300	過年度分過誤納金還付金
		3 消費税及び地方消費税	20,000	消費税及び地方消費税
	3 予　備　費		10,000	
		1 予　備　費	10,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

1　収　入　　（単位:千円）

款	項	目	予定額	備　　考
1 資本的収入			85,082	
	1 加　入　金		59,780	
		1 加　入　金	59,780	新設、改造工事加入金
	2 出　資　金		1,802	
		1 他会計出資金	1,802	統合水道事業元利償還金(元金分)繰入
	3 工事負担金		23,500	
		1 工事負担金	23,500	公共下水道関連配水管移設工事負担金

2　支　出　　（単位:千円）

款	項	目	予定額	備　　考
1 資本的支出			665,900	
	1 建設改良費		648,338	
		1 事　務　費	15,701	建設改良費に係る人件費等
		2 拡張事業費	189,000	広瀬取水井新設工事 広瀬取水井導水管新設工事
		3 施設整備事業費	415,970	島本町管路更新実施設計業務 広瀬取水井新設に伴う水道事業認可変更申請書作成業務 第二送水管基本検討業務 老朽配水管布設替工事 公共下水道関連配水管等移設工事 中央監視テレメータ装置専用回線等更新工事 第2高区配水池送水流量計更新工事
		4 固定資産取得費	20,795	水道メーター(新品) 設置型組立式給水タンク 給水タンク専用架台 上水道台帳システム 深井戸水中取水ポンプ ノートパソコン(1台)
		5 改　良　費	6,872	水道メーター(改良)
	2 企業債償還金		17,562	
		1 企業債償還金	17,562	企業債元金

令和7年度　島本町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：円）

1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	37,808,000
減価償却費	230,260,567
固定資産除却費	17,815,306
減損損失	0
引当金の増減額	250,000
繰延勘定等償却	0
長期前受金戻入額	△ 78,009,135
受取利息	△ 1,620,000
支払利息	5,501,808
固定資産売却損益	0
有価証券売却損益	0
未収金の増減額	△ 15,542,859
受取手形の増減額	0
たな卸資産の増減額	△ 609,091
前払費用の増減額	0
その他流動資産の増減額	0
未払金の増減額	△ 1,896,089
前受金の増減額	0
その他流動負債の増減額	79,500
小計	194,038,007
利息の受取額	1,620,000
利息の支払額	△ 5,501,808
業務活動によるキャッシュ・フロー	190,156,199
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 782,193,134
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
固定資産の除却による支出	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付による支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	54,345,455
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	0
寄附金による収入	0
負担金による収入	23,500,000
出資による支出	0
基金の積み立てによる支出	0
基金の取り崩しによる収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 704,347,679

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入による収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 17,561,032
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	1,801,863
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,759,169
資金に係る換算差額	0
資金増加(減少)額	△ 529,950,649
資金期首残高	1,131,127,704
資金期末残高	601,177,055

給　与　費　明　細　書

1 総　　括

区　　分		職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給与費 給料 (千円)	給与費 手当 (千円)	給与費 計 (千円)	法定福利費 (千円)	合　計 (千円)
本年度	損益勘定支弁職員	9 (3)	7,787	35,005	※1 27,172	69,964	※2 13,298	83,262
本年度	資本勘定支弁職員	2 (0)	0	7,681	5,401	13,082	2,488	15,570
本年度	合　　計	11 (3)	7,787	42,686	32,573	83,046	15,786	98,832
前年度	損益勘定支弁職員	9 (3)	7,163	34,770	※3 24,731	66,664	※4 13,276	79,940
前年度	資本勘定支弁職員	2 (0)	0	7,647	5,020	12,667	2,444	15,111
前年度	合　　計	11 (3)	7,163	42,417	29,751	79,331	15,720	95,051
比較	損益勘定支弁職員	0 (0)	624	235	2,441	3,300	22	3,322
比較	資本勘定支弁職員	0 (0)	0	34	381	415	44	459
比較	合　　計	0 (0)	624	269	2,822	3,715	66	3,781

[注] ( )内は、短時間勤務の再任用職員及び会計年度任用職員【外書】

※1 賞与引当金繰入額5，259千円を含む。　　※2 賞与引当金繰入額671千円を含む。

※3 賞与引当金繰入額5，132千円を含む。　　※4 賞与引当金繰入額818千円を含む。

手当の内訳 区　分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
本年度	4,554	1,134	336	628	1,704	2,021	11,736	10,389
前年度	2,730	1,350	612	629	1,704	2,021	10,959	9,675
比　較	1,824	△ 216	△ 276	△ 1	0	0	777	714

手当の内訳 区　分	休日手当 (千円)	管理職特別勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)
本年度	59	12	0
前年度	59	12	0
比　較	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数	給与費				法定福利費	合計
			報酬	給料	手当	計		
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	損益勘定支弁職員	9 (0)	0	35,005	※1 24,802	59,807	※2 11,612	71,419
	資本勘定支弁職員	2 (0)	0	7,681	5,401	13,082	2,488	15,570
	合計	11 (0)	0	42,686	30,203	72,889	14,100	86,989
前年度	損益勘定支弁職員	9 (0)	0	34,770	※3 22,717	57,487	※4 11,803	69,290
	資本勘定支弁職員	2 (0)	0	7,647	5,020	12,667	2,444	15,111
	合計	11 (0)	0	42,417	27,737	70,154	14,247	84,401
比較	損益勘定支弁職員	0 (0)	0	235	2,085	2,320	△ 191	2,129
	資本勘定支弁職員	0 (0)	0	34	381	415	44	459
	合計	0 (0)	0	269	2,466	2,735	△ 147	2,588

[注] ( )内は、短時間勤務の再任用職員【外書】

※1 賞与引当金繰入額5,259千円を含む。
※2 賞与引当金繰入額671千円を含む。
※3 賞与引当金繰入額5,132千円を含む。
※4 賞与引当金繰入額818千円を含む。

手当の内訳 区分	地域手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	4,554	1,134	336	628	1,704	2,021	10,729	9,026
前年度	2,730	1,350	612	629	1,704	2,021	10,140	8,480
比較	1,824	△ 216	△ 276	△ 1	0	0	589	546

手当の内訳 区分	休日手当	管理職特別勤務手当	退職手当
	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	59	12	0
前年度	59	12	0
比較	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区分		職員数	給与費				法定福利費	合計
			報酬	給料	手当	計		
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	損益勘定支弁職員	(3)	7,787	0	2,370	10,157	1,686	11,843
前年度	損益勘定支弁職員	(3)	7,163	0	2,014	9,177	1,473	10,650
比較		(0)	624	0	356	980	213	1,193

手当の内訳 区分	地域手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	休日手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	0	0	0	0	0	1,007	1,363	0
前年度	0	0	0	0	0	819	1,195	0
比較	0	0	0	0	0	188	168	0

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考
給 料	269	給与改定に伴う増減分	48		
		昇給に伴う増加分	437		
		その他の増減分	△ 216		
手 当	2,466	制度改正に伴う増減額	2,903	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	
		その他の増減分	△ 437		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		全 職 種
令和7年1月1日現在	平均給料月額 (円)	325,520
	平均給与月額 (円)	374,319
	平 均 年 齢 (歳)	42
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	325,020
	平均給与月額 (円)	381,275
	平 均 年 齢 (歳)	43

[注] 短時間勤務の再任用職員は除く。

(2) 初任給

区 分	全 職 種 (円)	一般会計の制度・全職種(円)
高 校 卒	207,400	207,400
大 学 卒	230,000	230,000

（3） 級別職員数

区　　分	全　　職　　種		
	級	職員数 （人）	構成比 （%）
令和7年1月1日現在	1級～2級	2	18.2
	3級	7	63.6
	4級	0	0.0
	6級	1	9.1
	7級	1	9.1
	計	11	100.0
令和6年1月1日現在	1級～2級	1	9.1
	3級	7	63.6
	4級	1	9.1
	6級	1	9.1
	7級	1	9.1
	計	11	100.0

（級別の基準となる職務）

区　　分	職　　務
1 級	知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務
2 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	主査の職務
4 級	係長の職務
5 級	課長、主幹、参与、参事及び浄水場長の職務
6 級	次長の職務
7 級	部長の職務

（4） 昇給

区　　分			一 般 職	備　　考
本年度	職員数 (A) （人）		11	
	昇給に係る職員数 (B) （人）		9	
	号級数内訳	2 号 給 （人）	0	
		3 号 給 （人）	2	
		4 号 給 （人）	7	
		5 号 給 （人）	0	
	比率 (B)／(A) （%）		81.8	
前年度	職員数 (A) （人）		11	
	昇給に係る職員数 (B) （人）		8	
	号級数内訳	2 号 給 （人）	0	
		3 号 給 （人）	2	
		4 号 給 （人）	5	
		5 号 給 （人）	1	
	比率 (B)／(A) （%）		72.7	

(5) 期末手当・勤勉手当

区　　分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備　　考
	6月 (月分)	12月 (月分)	(月分)		
本　年　度	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	
前　年　度	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	有	
一般会計の制度	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	

[注] ( )内は、再任用職員

(6) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区　　分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備　考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 退職前の直近5年間の職務に応じた調整額	調整率 83.7/100
一般会計の制度 (支給率等)	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上

(7) その他の手当

区　　分	一般会計の制度との異同
地　域　手　当	同　一
扶　養　手　当	同　一
住　居　手　当	同　一
通　勤　手　当	同　一
管　理　職　手　当	同　一
休　日　手　当	同　一
管理職特別勤務手当	同　一

債務負担行為に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	その他
	千円		千円		千円	千円	千円
電子複写機賃貸借	1, 900	(自)令和4年度 (至)令和6年度	728	(自)令和7年度 (至)令和9年度	1, 172	0	1, 172
大藪浄水場運転管理等業務委託	210, 000	(自)令和5年度 (至)令和6年度	68, 231	(自)令和7年度 (至)令和8年度	141, 769	0	141, 769
計装設備保守点検業務委託	13, 000	(自)令和5年度 (至)令和6年度	3, 300	(自)令和7年度 (至)令和8年度	9, 700	0	9, 700
上下水道部庁舎清掃業務委託	5, 400	(自)令和5年度 (至)令和6年度	1, 406	(自)令和7年度 (至)令和8年度	3, 994	0	3, 994
電算運用操作支援業務委託	35, 000	(自)令和5年度 (至)令和6年度	11, 463	(自)令和7年度 (至)令和8年度	23, 537	0	23, 537
広瀬取水井新設工事	130, 000	令和6年度	52, 000	令和7年度	78, 000	0	78, 000
広瀬取水井導水管新設工事	265, 000	令和6年度	100, 000	令和7年度	111, 000	0	111, 000

令和6年度 島本町水道事業会計予定損益計算書

（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

（単位 円）

1. 営業収益			
(1) 給水収益	502,293,000		
(2) 受託工事収益	283,000		
(3) その他営業収益	7,736,000	510,312,000	
2. 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	177,804,000		
(2) 配水及び給水費	51,982,000		
(3) 受託工事費	4,783,000		
(4) 総係費	94,269,000		
(5) 減価償却費	226,711,000		
(6) 資産減耗費	7,843,000	563,392,000	
営業利益			△ 53,080,000
3. 営業外収益			
(1) 負担金	34,927,000		
(2) 受取利息	1,124,000		
(3) 下水道受託収益	13,237,000		
(4) 他会計繰入金	2,867,000		
(5) 長期前受金戻入	66,890,000		
(6) 雑収益	2,750,000	121,795,000	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	5,840,000		
(2) 雑支出	90,000	5,930,000	115,865,000
経常利益			62,785,000
当年度純利益			62,785,000
前年度繰越利益剰余金			33,875,510
その他未処分利益剰余金変動額			117,222,895
当年度未処分利益剰余金			213,883,405

令和6年度　島本町水道事業会計予定貸借対照表

（令和7年3月31日）

（単位　円）

資　産　の　部

1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
ア 土地		741,282,590		
イ 建物	731,197,118			
減価償却累計額	352,595,554	378,601,564		
ウ 構築物	7,278,439,234			
減価償却累計額	3,611,541,030	3,666,898,204		
エ 機械及び装置	2,267,123,996			
減価償却累計額	1,311,466,649	955,657,347		
オ 車両運搬具	9,554,488			
減価償却累計額	8,760,404	794,084		
カ 工具、器具及び備品	101,595,941			
減価償却累計額	58,675,180	42,920,761		
キ 建設仮勘定		108,255,328		
有形固定資産合計			5,894,409,878	
(2) 無形固定資産				
ア 電話加入権		288,000		
無形固定資産合計			288,000	
(3) 投資その他の資産				
ア 投資有価証券		200,000,000		
投資その他の資産合計			200,000,000	
固定資産合計				6,094,697,878
2. 流動資産				
(1) 現金・預金			1,131,127,704	
(2) 未収金				
ア 営業未収金		46,511,215		
イ 営業外未収金		9,579,725		
貸倒引当金		457,632		
未収金合計			55,633,308	
(3) 貯蔵品				
ア 材料		2,103,356		
イ 貯蔵量水器		2,580,380		
貯蔵品合計			4,683,736	
流動資産合計				1,191,444,748
資産合計				7,286,142,626

負　債　の　部

3. 固定負債				
(1) 企業債				
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債		268,713,880		
企業債合計			268,713,880	
(2) 引当金				
ア 退職給付引当金		102,600,517		
引当金合計			102,600,517	
固定負債合計				371,314,397

4. 流　動　負　債			
(1) 企　業　債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	17,561,032		
企　業　債　合　計		17,561,032	
(2) 未　払　金			
ア 営　業　未　払　金	22,093,557		
イ そ の 他 未 払 金	99,389,400		
未　払　金　合　計		121,482,957	
(3) 引　当　金			
ア 賞　与　引　当　金	7,040,000		
引　当　金　合　計		7,040,000	
(4) その他流動負債			
ア 預　り　金	10,000,000		
イ 下 水 道 預 り 金	40,515,600		
ウ そ の 他 流 動 負 債	400,000		
その他流動負債合計		50,915,600	
流　動　負　債　合　計			196,999,589
5. 繰　延　収　益			
(1) 長　期　前　受　金		2,837,042,801	
(2) 長期前受金収益化累計額		1,574,715,604	
繰　延　収　益　合　計			1,262,327,197
負　債　合　計			1,830,641,183
資　本　の　部			
6. 資　本　金			3,401,740,024
7. 剰　余　金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 加　入　金	265,820,081		
イ 工　事　負　担　金	638,331,671		
ウ 特 別 開 発 負 担 金	10,183,813		
エ 府　費　補　助　金	3,710,000		
オ 国　庫　補　助　金	86,300,000		
カ 受 贈 財 産 評 価 額	171,257,537		
資 本 剰 余 金 合 計		1,175,603,102	
(2) 利 益 剰 余 金			
ア 減　債　積　立　金	286,274,912		
イ 建 設 改 良 積 立 金	378,000,000		
ウ 当年度未処分利益剰余金	213,883,405		
利 益 剰 余 金 合 計		878,158,317	
剰　余　金　合　計			2,053,761,419
資　本　合　計			5,455,501,443
負 債 資 本 合 計			7,286,142,626

注　記　表

Ⅰ．重要な会計方針

1　資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

満期保有目的債券　　取得原価による。ただし、取得原価と債券金額との差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法（定額法）による。

（2）たな卸資産

貯蔵品　　個別法を用いた原価法による。

2　固定資産の減価償却方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法　　定額法による。

・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	8～20年
車両運搬具	4～ 6年
工具、器具及び備品	3～15年

3　引当金の計上方法

（1）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、一般会計等が負担すると見込まれる金額を除き、水道事業会計が負担すると見込まれる金額を含んだ額を計上している。

（2）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

（3）貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ．予定貸借対照表等関連

1　企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は15,927千円である。

2　引当金の取崩し

（1）賞与引当金の取崩し

令和6年度において、6月分期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金5,300千円を取り崩す。

（2）貸倒引当金の取崩し

令和6年度において、債権を不納欠損処理するため、貸倒引当金178千円を取り崩す。

令和7年度　島本町水道事業会計予定貸借対照表

（令和8年3月31日）

（単位　円）

資　産　の　部

1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
ア 土地		741,282,590		
イ 建物	731,197,118			
減価償却累計額	365,758,196	365,438,922		
ウ 構築物	7,815,509,934			
減価償却累計額	3,697,076,159	4,118,433,775		
エ 機械及び装置	2,364,371,739			
減価償却累計額	1,390,104,544	974,267,195		
オ 車両運搬具	9,554,488			
減価償却累計額	9,019,244	535,244		
カ 工具、器具及び備品	116,340,125			
減価償却累計額	66,532,686	49,807,439		
キ 建設仮勘定		79,372,574		
有形固定資産合計			6,329,137,739	
(2) 無形固定資産				
ア 電話加入権		288,000		
無形固定資産合計			288,000	
(3) 投資その他の資産				
ア 投資有価証券		200,000,000		
投資その他の資産合計			200,000,000	
固定資産合計				6,529,425,739
2. 流動資産				
(1) 現金・預金			601,177,055	
(2) 未収金				
ア 営業未収金		46,296,570		
イ 営業外未収金		25,307,500		
貸倒引当金		427,903		
未収金合計			71,176,167	
(3) 貯蔵品				
ア 材料		2,712,447		
イ 貯蔵量水器		2,580,380		
貯蔵品合計			5,292,827	
流動資産合計				677,646,049
資産合計				7,207,071,788

負　債　の　部

3. 固定負債				
(1) 企業債				
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債		250,808,057		
企業債合計			250,808,057	
(2) 引当金				
ア 退職給付引当金		102,600,517		
引当金合計			102,600,517	
固定負債合計				353,408,574

4. 流　動　負　債			
(1) 企　業　債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	17,905,823		
企　業　債　合　計		17,905,823	
(2) 未　払　金			
ア 営　業　未　払　金	20,197,468		
未　払　金　合　計		20,197,468	
(3) 引　当　金			
ア 賞　与　引　当　金	7,290,000		
引　当　金　合　計		7,290,000	
(4) その他流動負債			
ア 預　り　金	10,000,000		
イ 下 水 道 預 り 金	40,595,100		
ウ そ の 他 流 動 負 債	400,000		
その他流動負債合計		50,995,100	
流　動　負　債　合　計			96,388,391
5. 繰　延　収　益			
(1) 長　期　前　受　金		2,864,551,196	
(2) 長期前受金収益化累計額		1,602,387,679	
繰　延　収　益　合　計			1,262,163,517
負　債　合　計			1,711,960,482
資　本　の　部			
6. 資　本　金			3,520,764,782
7. 剰　余　金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 加　入　金	265,820,081		
イ 工　事　負　担　金	638,331,671		
ウ 特 別 開 発 負 担 金	10,183,813		
エ 府　費　補　助　金	3,710,000		
オ 国　庫　補　助　金	86,300,000		
カ 受 贈 財 産 評 価 額	171,257,537		
資 本 剰 余 金 合 計		1,175,603,102	
(2) 利 益 剰 余 金			
ア 減　債　積　立　金	268,713,880		
イ 建 設 改 良 積 立 金	178,000,000		
ウ 当年度未処分利益剰余金	352,029,542		
利 益 剰 余 金 合 計		798,743,422	
剰　余　金　合　計			1,974,346,524
資　本　合　計			5,495,111,306
負 債 資 本 合 計			7,207,071,788

注　記　表

Ⅰ．重要な会計方針

1　資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

満期保有目的債券　　取得原価による。ただし、取得原価と債券金額との差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法（定額法）による。

（2）たな卸資産

貯蔵品　　個別法を用いた原価法による。

2　固定資産の減価償却方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法　　定額法による。

・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	8～20年
車両運搬具	4～ 6年
工具、器具及び備品	3～15年

3　引当金の計上方法

（1）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、一般会計等が負担すると見込まれる金額を除き、水道事業会計が負担すると見込まれる金額を含んだ額を計上している。

（2）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

（3）貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ．予定貸借対照表等関連

1　企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は14,125千円である。

2　引当金の取崩し

（1）賞与引当金の取崩し

令和7年度において、6月分期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金7,040千円を取り崩す。

（2）貸倒引当金の取崩し

令和7年度において、債権を不納欠損処理するため、貸倒引当金27千円を取り崩す。

令和7年度　島本町水道事業会計予算計画説明書

収益的収入

款	項	目	本年度予定額	前年度	比較
水道事業収益			692,200	676,400	15,800
	営業収益		558,030	557,036	994
		給水収益	550,136	548,787	1,349
		受託工事収益	311	311	0
		その他営業収益	7,583	7,938	△ 355
	営業外収益		134,169	119,363	14,806
		負担金	34,570	38,420	△ 3,850
		受取利息	1,620	1,124	496
		下水道受託収益	14,615	14,293	322
		他会計繰入金	3,773	3,216	557
		長期前受金戻入	78,009	60,775	17,234
		雑収益	1,582	1,535	47
	特別利益		1	1	0
		その他特別利益	1	1	0

（単位：千円）

<table>
<tr><th>節</th><th>金 額</th><th>説 明</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>水 道 料 金</td><td>550,136</td><td>水道料金
<table>
<tr><th></th><th>給水戸数
（戸）</th><th>有収水量
（㎥）</th><th>料金収入
（円）</th></tr>
<tr><td>一 般 用</td><td>13,574</td><td>2,984,368</td><td>527,196,000</td></tr>
<tr><td>浴 場 用</td><td>1</td><td>60</td><td>68,000</td></tr>
<tr><td>臨 時 用</td><td>64</td><td>22,776</td><td>14,280,000</td></tr>
<tr><td>家 事 共 用</td><td>317</td><td>54,000</td><td>8,592,000</td></tr>
<tr><td>合 計</td><td>13,956</td><td>3,061,204</td><td>550,136,000</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>受託修繕工事収益</td><td>311</td><td>緊急給配水管等修繕に伴う収益 311</td></tr>
<tr><td>手 数 料</td><td>5,008</td><td>給水工事検査等手数料 4,813
指定工事店登録手数料 195</td></tr>
<tr><td>他会計負担金</td><td>2,575</td><td>消火栓修繕負担金 2,551
消火用水負担金 24</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>負 担 金</td><td>34,570</td><td>新設、改造工事負担金 34,570</td></tr>
<tr><td>預 金 利 息</td><td>500</td><td>預金利息 500</td></tr>
<tr><td>有価証券利息</td><td>1,120</td><td>有価証券利息 1,120</td></tr>
<tr><td>下水道受託収益</td><td>14,615</td><td>下水道使用料徴収及び収納事務受託料 14,615</td></tr>
<tr><td>他会計繰入金</td><td>3,773</td><td>下水道事業会計繰入金 3,000
統合水道事業元利償還金(利息分)繰入金 305
児童手当繰入金 468</td></tr>
<tr><td>加 入 金</td><td>25,972</td><td>加入金 25,972</td></tr>
<tr><td>工事負担金</td><td>43,307</td><td>工事負担金 43,307</td></tr>
<tr><td>特別開発負担金</td><td>7,573</td><td>特別開発負担金 7,573</td></tr>
<tr><td>国庫補助金</td><td>751</td><td>国庫補助金 751</td></tr>
<tr><td>受贈財産評価額</td><td>406</td><td>受贈財産評価額 406</td></tr>
<tr><td>雑 収 益</td><td>1,582</td><td>土地賃借料 1,069
コピー料金 1
占用料 129
行政財産(駐車場)使用協力金 336
水道メーター売却収入 47</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他特別利益</td><td>1</td><td>貸倒引当金戻入 1</td></tr>
</table>

収 益 的 支 出

款	項	目	本年度予定額	前 年 度	比 較
水道事業費用			655,400	612,700	42,700
	営 業 費 用		619,598	586,560	33,038
		原水及び浄水費	196,248	193,850	2,398

（単位：千円）

節	金 額	説 明	
給　　料	3,450	一般職　1名	3,450
手　　当	2,680	地域手当	345
		時間外勤務手当	92
		期末手当	552
		勤勉手当	463
		休日手当	20
		期末手当（会計年度任用職員）	513
		勤勉手当（会計年度任用職員）	695
賞与引当金繰入額	590	賞与引当金繰入額	590
報　　酬	3,969	会計年度任用職員　1名	3,969
法定福利費	1,838	職員共済組合	921
		社会保険料（会計年度任用職員）	917
備消品費	1,655	水質関係（検査用薬品等）	900
		大藪浄水場管理用品	580
		原水取水拠点設置用資材	50
		オートクレープ	75
		インキュベーター	50
光熱水費	3,208	国木原取水場外4カ所電気使用料	162
		大藪浄水場ガス使用料	20
		大藪浄水場下水道使用料	3,026
通信運搬費	565	電話使用料	110
		大藪浄水場専用回線使用料（堀込取水場外7回線）	455
委　　託　　料	83,630	大藪浄水場運転管理等業務	68,231
		計装設備保守点検業務	3,300
		次亜塩素酸ナトリウム生成装置保守点検業務	2,600
		除害施設放流水水質分析業務	446
		大藪浄水場中央監視装置保守点検業務	847
		機械警備業務	584
		廃棄物処理業務	300
		深井戸揚水試験業務	2,576
		市町村水道水質共同検査業務	2,326
		水質関連装置保守点検業務	2,257
		取水場等水道施設除草等業務	163
手　　数　　料	394	ダイオキシン分析	218
		PFAS21種検査	37
		保健所水質検査	125

収 益 的 支 出

款	項	目	本年度予定額	前 年 度	比　較
		配水及び給水費	56,538	49,597	6,941

（単位：千円）

節	金 額	説 明	
		検便検査	14
賃借料	460	鳥合取水場用地	21
		水無瀬導水管用地	340
		有毒ガス検知器	99
修繕費	11,300	機械設備修繕	10,300
		深井戸水中ポンプ修繕	1,000
動力費	46,000	大藪浄水場外6カ所動力費	46,000
工事請負費	10,500	深井戸改修工事	10,500
負担金	9	大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設工事負担金	9
受水費	26,000	328,000㎥×72.0円×消費税率（大阪広域水道企業団）	26,000
給料	7,057	一般職　2名	7,057
手当	4,375	地域手当	724
		扶養手当	174
		時間外勤務手当	540
		期末手当	1,154
		勤勉手当	979
		通勤手当	118
		休日手当	15
		児童手当	120
		期末手当（会計年度任用職員）	234
		勤勉手当（会計年度任用職員）	317
賞与引当金繰入額	1,230	賞与引当金繰入額	1,230
報酬	1,812	会計年度任用職員　1名	1,812
法定福利費	2,454	職員共済組合	2,082
		社会保険料（会計年度任用職員）	372
備消品費	460	修繕作業用備品及び消耗品	200
		非常用飲用水袋	260
燃料費	57	自家発電機用重油等	57
光熱水費	140	山崎加圧ポンプ場外4カ所電気使用料	140
印刷製本費	99	量水器取替通知書	99
通信運搬費	914	携帯電話使用料	40
		山崎加圧ポンプ場外3カ所専用回線使用料	273
		水質モニター回線使用料	601
委託料	17,175	給配水管修繕業務	3,740
		土木積算システム保守業務	176
		低区配水場等水道施設除草等業務	927
		緊急遮断弁及び減圧弁等点検業務	401
		水道メーター取替業務	10,420

収 益 的 支 出

款	項	目	本年度予定額	前 年 度	比　較
		受 託 工 事 費	5,443	4,650	793
		総　係　費	113,092	107,609	5,483

（単位:千円）

節	金 額	説 明	
		機械警備業務	1,511
使用料	352	土木積算システム使用料	352
賃借料	13	電柱共架料	7
		配水管埋設用地使用料	6
修繕費	17,000	緊急給配水管修繕	16,000
		電気計装機器等修繕	1,000
動力費	3,100	山崎加圧ポンプ場外3カ所動力費	3,100
材料費	300	給配水管修繕用材料	300
報酬	2,006	会計年度任用職員 1名	2,006
手当	611	期末手当(会計年度任用職員)	260
		勤勉手当(会計年度任用職員)	351
法定福利費	397	社会保険料(会計年度任用職員)	397
修繕費	2,429	消火栓修繕	2,429
給料	24,498	一般職 6名	24,498
手当	14,667	地域手当	2,679
		扶養手当	588
		管理職手当	1,704
		時間外勤務手当	852
		期末手当	4,285
		勤勉手当	3,602
		住居手当	336
		通勤手当	309
		管理職特別勤務手当	12
		児童手当	300
賞与引当金繰入額	4,110	賞与引当金繰入額	4,110
法定福利費	7,938	職員共済組合	7,826
		公務災害負担金	112
旅費	668	費用弁償	398
		普通旅費	170
		特別旅費	100
被服費	346	職員貸与用被服	346
備消品費	3,006	電算関係消耗品	790
		刊行図書	165
		法規等追録	380
		事務用消耗品	500
		トナー等	234
		コピー料金	380
		大藪浄水場見学用資材	300

収 益 的 支 出

款	項	目	本年度予定額	前 年 度	比　較

（単位：千円）

節	金 額	説 明	
		水道週間啓発用消耗品及び小学生施設見学記念品	200
		車両用消耗品	57
燃料費	309	車両用ガソリン	309
光熱水費	2,322	庁舎電気使用料	2,247
		庁舎ガス使用料	20
		庁舎下水道使用料	55
印刷製本費	2,481	予算書及び決算書	103
		水道事業年報	106
		封筒	143
		電算関係印刷用紙	2,052
		支出証憑綴製本	33
		口座振替依頼書	44
通信運搬費	5,598	郵便料	4,225
		庁舎電話使用料	326
		専用回線使用料	1,047
委託料	35,721	検針業務	9,702
		コンビニ収納業務	66
		電話交換設備保守点検業務	99
		電気設備保安管理業務	291
		消防設備機器等法定点検業務	93
		上下水道部庁舎清掃業務	1,800
		電算運用操作支援業務	11,667
		公営企業会計システム等保守業務	515
		サニタイザー保守点検業務	77
		水道料金システム等保守業務	2,593
		車両定期点検業務	60
		クレジットカード収納業務	198
		島本町水道事業ビジョン中間改訂業務	8,500
		パソコン設定業務	60
手数料	5,132	口座振替手数料	1,352
		コンビニ収納手数料	2,338
		クレジットカード収納手数料	1,428
		車検等に係る印紙及び証紙代	14
使用料	2,089	パソコンウイルス対策ソフト使用料	20
		伝送利用料	1,125
		公営企業会計システム（データセンター）利用料	845
		NHKテレビ受信料	33
		ケーブルテレビ視聴料	16

収益的支出

款	項	目	本年度予定額	前年度	比較
		減価償却費	230,261	226,857	3,404
		資産減耗費	18,016	3,997	14,019
	営業外費用		25,802	16,140	9,662
		支払利息及び企業債取扱諸費	5,502	5,840	△ 338
		雑支出	300	300	0
		消費税及び地方消費税	20,000	10,000	10,000
	予備費		10,000	10,000	0
		予備費	10,000	10,000	0

（単位:千円）

節	金 額	説 明	
		駐車料及び有料道路通行料	10
		自治体契約事務電子版使用料	40
賃借料	60	タクシー借上料	60
修繕費	1,490	車両修繕	490
		上下水道部庁舎設備修繕	1,000
厚生費	84	職員健康診断	84
保険料	711	町有自動車損害共済分担金	136
		町有建物災害共済分担金	150
		水道賠償責任保険料等	329
		自動車賠償責任保険料	96
負担金	1,797	日本水道協会	167
		北大阪上水道協議会	13
		高槻交通安全運転管理者部会	15
		関西水道水質協議会	4
		島本町地下水利用対策水準点測量調査負担金	1,480
		茨木労働基準協会	8
		講習会参加負担金	110
公課費	65	自動車重量税	65
有形固定資産減価償却費	230,261	建物減価償却費	13,163
		構築物減価償却費	125,133
		機械及び装置減価償却費	83,446
		車両運搬具減価償却費	259
		工具、器具及び備品減価償却費	8,260
たな卸資産減耗費	200	たな卸資産減耗費	200
固定資産除却費	17,816	構築物除却費	17,260
		機械及び装置除却費	535
		工具、器具及び備品除却費	21
企業債利息	5,502	企業債利息(政府)	3,171
		企業債利息(地方公共団体金融機構)	2,331
その他雑支出	300	過年度分過誤納金還付金	300
消費税及び地方消費税	20,000	消費税及び地方消費税	20,000
予備費	10,000	予備費	10,000

資本的収入

款	項	目	本年度予定額	前年度	比較
資本的収入			85,082	77,256	7,826
	加入金		59,780	66,430	△ 6,650
		加入金	59,780	66,430	△ 6,650
	出資金		1,802	1,768	34
		他会計出資金	1,802	1,768	34
	工事負担金		23,500	9,058	14,442
		工事負担金	23,500	9,058	14,442

（単位:千円）

節	金 額	説 明	
加　　入　　金	59,780	新設、改造工事加入金	59,780
他 会 計 出 資 金	1,802	統合水道事業元利償還金(元金分)繰入金	1,802
工 事 負 担 金	23,500	公共下水道関連配水管移設工事負担金	23,500

資本的支出

款	項	目	本年度予定額	前年度	比較
資本的支出			665,900	597,200	68,700
	建設改良費		648,338	579,977	68,361
		事務費	15,701	15,439	262
		拡張事業費	189,000	152,000	37,000
		施設整備事業費	415,970	384,654	31,316
		固定資産取得費	20,795	22,373	△ 1,578
		改良費	6,872	5,511	1,361
	企業債償還金		17,562	17,223	339
		企業債償還金	17,562	17,223	339

（単位:千円）

節	金 額	説 明	
給　　料	7,681	一般職　2名	7,681
手　　当	5,521	地域手当	806
		扶養手当	372
		時間外勤務手当	537
		期末手当	1,881
		勤勉手当	1,580
		通勤手当	201
		休日手当	24
		児童手当	120
法定福利費	2,488	職員共済組合	2,488
備消品費	11	事務用消耗品	11
工事請負費	189,000	広瀬取水井新設工事	78,000
		広瀬取水井導水管新設工事	111,000
委　　託　　料	61,000	島本町管路更新実施設計業務	30,000
		広瀬取水井新設に伴う水道事業認可変更申請書作成業務	14,000
		第二送水管基本検討業務	17,000
工事請負費	354,970	老朽配水管布設替工事	231,000
		公共下水道関連配水管等移設工事	25,850
		中央監視テレメータ装置専用回線等更新工事	91,500
		第2高区配水池送水流量計更新工事	6,620
量　水　器	4,110	水道メーター(新品)	4,110
工具、器具及び備品	16,685	設置型組立式給水タンク	600
		給水タンク専用架台	300
		上水道台帳システム	11,055
		深井戸水中取水ポンプ	4,430
		ノートパソコン(1台)	300
量水器改良費	6,872	水道メーター(改良)	6,872
元金償還金	17,562	企業債元金(政府)	10,130
		企業債元金(地方公共団体金融機構)	7,432

令　和　7　年　度

島本町下水道事業会計予算書

第 ３１ 号議案

令和7年度　島本町下水道事業会計予算

（総則）

第1条　令和7年度島本町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

⑴	排水区域	325.9 ha
⑵	年間有収水量	3,631,000 ㎥
⑶	一日平均有収水量	9,948 ㎥
⑷	建設改良事業	519,477 千円
	うち公共下水道整備事業費	452,998 千円

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収　入	
第1款	下水道事業収益	997,800 千円
第1項	営業収益	672,958 千円
第2項	営業外収益	324,842 千円
	支　出	
第1款	下水道事業費用	917,300 千円
第1項	営業費用	848,450 千円
第2項	営業外費用	63,850 千円
第3項	予備費	5,000 千円

（資本的収入及び支出）

第4条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額380,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,886千円、減債積立金63,000千円、過年度分損益勘定留保資金235,040千円及び当年度分損益勘定留保資金57,074千円で補填するものとする。）。

	収　入	
第1款	資本的収入	589,800 千円
第1項	企業債	226,700 千円
第2項	国庫補助金	182,300 千円
第3項	受益者負担金	7,800 千円
第4項	出資金	173,000 千円
	支　出	
第1款	資本的支出	969,800 千円
第1項	建設改良費	519,477 千円
第2項	企業債償還金	450,323 千円

（債務負担行為）

第5条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限 度 額
山崎ポンプ場雨水ポンプ増設工事委託（№3ポンプ増設）	令和7年度から令和9年度まで	1,614,000千円
島本町水洗便所改造資金融資あっせんに基づく金融機関に対する損失補償	借入実行日から償還完了日まで	島本町水洗便所改造資金融資あっせんとして、金融機関が1件30万円を限度として当該貸付を行ったことにより損失を生じた場合、融資の元金、利息及び延滞利息に対する損失補償

（企業債）

第6条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
	千円		%	
公共下水道事業債	190,400	証書借入	4.0以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
流域下水道事業債	36,300			

（一時借入金）

第7条　一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費　　44,218 千円

（他会計からの補助金）

第10条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

⑴　収益的収入（他会計補助金）　　101,300 千円

⑵　資本的収入（出資金）　　173,000 千円

（重要な資産の取得）

第11条　重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種　　類	名　　称	数　　量
工具、器具及び備品	受益者負担金システム	1式

令和 7 年 2 月 27 日　提出

島 本 町 長　山 田 紘 平

令和7年度島本町下水道事業会計予算

説　　明　　書

令和7年度　島本町下水道事業会計予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

1　　収　入　　（単位:千円）

款	項	目	予定額	備　　考
1　下水道事業収益			997,800	
	1 営 業 収 益		672,958	
		1 下水道使用料	487,141	下水道使用料
		2 雨水処理負担金	185,700	雨水処理負担金
		3 その他営業収益	117	指定工事店登録手数料
	2 営業外収益		324,842	
		1 他会計補助金	101,300	他会計補助金
		2 長期前受金戻入	217,903	受益者負担金等
		3 資本費繰入収益	437	安威川左岸ポンプ場負担金(元金分)
		4 その他営業外収益	5,202	山崎ポンプ場大山崎町負担金等

2　　支　出　　（単位:千円）

款	項	目	予定額	備　　考
1　下水道事業費用			917,300	
	1 営 業 費 用		848,450	
		1 管　渠　費	10,288	管渠に係る施設の維持管理及び作業に要する費用
		2 ポ ン プ 場 費	32,732	山崎ポンプ場の維持管理及び作業に要する費用
		3 普 及 指 導 費	350	下水道普及指導に要する費用
		4 業　務　費	15,712	受益者負担金及び下水道使用料の徴収に要する費用
		5 総　係　費	34,104	事業活動全般に関する費用
		6 流域下水道維持管理負担金	247,293	安威川・淀川右岸流域下水道の維持管理に要する負担金等
		7 減 価 償 却 費	507,971	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費
	2 営業外費用		63,850	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	53,740	企業債利息等
		2 雑　支　出	110	過誤納金還付金等
		3 消費税及び地方消費税	10,000	消費税及び地方消費税
	3 予　備　費		5,000	
		1 予　備　費	5,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

1　　収　入　　（単位:千円）

款	項	目	予定額	備　　考
1 資本的収入			589,800	
	1 企業債		226,700	
		1 企業債	226,700	公共下水道事業債等
	2 国庫補助金		182,300	
		1 国庫補助金	182,300	社会資本整備総合交付金等
	3 受益者負担金		7,800	
		1 受益者負担金	7,800	受益者負担金
	4 出資金		173,000	
		1 他会計出資金	173,000	公共下水道事業繰入金

2　　支　出　　（単位:千円）

款	項	目	予定額	備　　考
1 資本的支出			969,800	
	1 建設改良費		519,477	
		1 公共下水道整備事業費	452,998	下水道管渠実施(詳細)設計業務 流域関連公共下水道事業計画変更認可図書作成業務 公共下水道雨水管理総合計画策定業務 管更生実施設計業務 山崎ポンプ場雨水ポンプ増設工事委託(№3ポンプ増設) 公共下水道汚水管(第1工区)築造工事 公共下水道汚水管(第2工区)築造工事 公共下水道マンホール蓋取替工事
		2 流域下水道建設負担金	45,814	淀川右岸流域下水道建設負担金等
		3 固定資産取得費	20,665	下水道台帳システム 受益者負担金システム
	2 企業債償還金		450,323	
		1 企業債償還金	450,323	企業債元金償還金

令和7年度島本町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：円）

1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	76,025,984
減価償却費	507,971,000
固定資産除却費	0
固定資産売却損	0
貸倒引当金の増減（△は減少）	△ 21,076
退職給付引当金の増減（△は減少）	3,003,000
賞与引当金の増減（△は減少）	64,000
長期前受金戻入額	△ 217,903,000
受取利息及び配当金	0
支払利息及び企業債取扱諸費	53,740,000
未収金の増減（△は増加）	9,572,517
未払金の増減（△は減少）	547,750
預り金の増減（△は減少）	0
小　　計	433,000,175
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△ 53,740,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	379,260,175
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 399,005,232
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	△ 41,649,091
国庫補助金等による収入	165,727,000
負担金による収入	7,091,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 267,836,323
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	200,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 200,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	226,700,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 450,323,000
他会計からの出資による収入	173,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 50,623,000
資金に係る換算差額	0
資金増減額	60,800,852
資金期首残高	654,842,700
資金期末残高	715,643,552

給 与 費 明 細 書

1 総　括

区分		職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)	法定福利費 (千円)	合計 (千円)
本年度	損益勘定支弁職員	1 (0)	0	4,208	※1 6,253	10,461	※2 1,459	11,920
	資本勘定支弁職員	4 (0)	0	15,003	11,874	26,877	5,001	31,878
	合計	5 (0)	0	19,211	18,127	37,338	6,460	43,798
前年度	損益勘定支弁職員	1 (0)	0	4,163	※3 4,510	8,673	※4 1,492	10,165
	資本勘定支弁職員	4 (0)	0	14,969	9,352	24,321	4,715	29,036
	合計	5 (0)	0	19,132	13,862	32,994	6,207	39,201
比較	損益勘定支弁職員	0 (0)	0	45	1,743	1,788	△ 33	1,755
	資本勘定支弁職員	0 (0)	0	34	2,522	2,556	286	2,842
	合計	0 (0)	0	79	4,265	4,344	253	4,597

[注] ( )内は、短時間勤務の再任用職員及び会計年度任用職員【外書】

※1 賞与引当金繰入額633千円を含む。　※2 賞与引当金繰入額126千円を含む。

※3 賞与引当金繰入額579千円を含む。　※4 賞与引当金繰入額116千円を含む。

手当の内訳 区分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
本年度	2,059	708	336	319	660	2,068	4,841	4,067
前年度	1,225	558	0	472	720	2,068	4,241	3,495
比較	834	150	336	△ 153	△ 60	0	600	572

手当の内訳 区分	休日手当 (千円)	管理職特別勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
本年度	60	6	3,003
前年度	45	6	1,032
比較	15	0	1,971

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数	給与費				法定福利費	合計
			報酬	給料	手当	計		
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	損益勘定支弁職員	1 (0)	0	4,208	※1 6,253	10,461	※2 1,459	11,920
	資本勘定支弁職員	4 (0)	0	15,003	11,874	26,877	5,001	31,878
	合計	5 (0)	0	19,211	18,127	37,338	6,460	43,798
前年度	損益勘定支弁職員	1 (0)	0	4,163	※3 4,510	8,673	※4 1,492	10,165
	資本勘定支弁職員	4 (0)	0	14,969	9,352	24,321	4,715	29,036
	合計	5 (0)	0	19,132	13,862	32,994	6,207	39,201
比較	損益勘定支弁職員	0 (0)	0	45	1,743	1,788	△ 33	1,755
	資本勘定支弁職員	0 (0)	0	34	2,522	2,556	286	2,842
	合計	0 (0)	0	79	4,265	4,344	253	4,597

[注] ( )内は、短時間勤務の再任用職員【外書】

※1 賞与引当金繰入額633千円を含む。　※2 賞与引当金繰入額126千円を含む。

※3 賞与引当金繰入額579千円を含む。　※4 賞与引当金繰入額116千円を含む。

手当の内訳 区分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
本年度	2,059	708	336	319	660	2,068	4,841	4,067
前年度	1,225	558	0	472	720	2,068	4,241	3,495
比較	834	150	336	△ 153	△ 60	0	600	572

手当の内訳 区分	休日手当 (千円)	管理職特別勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
本年度	60	6	3,003
前年度	45	6	1,032
比較	15	0	1,971

イ 会計年度任用職員

区分		職員数	給与費				法定福利費	合計
			報酬	給料	手当	計		
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	損益勘定支弁職員	(0)	0	0	0	0	0	0
前年度	損益勘定支弁職員	(0)	0	0	0	0	0	0
比較		(0)	0	0	0	0	0	0

手当の内訳 区分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日手当 (千円)
本年度	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0	0

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説 明	備 考
給 料	79	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	367		
		その他の増減分	△ 288		
手 当	4,265	制度改正に伴う増減額	1,367	扶養手当 地域手当 期末勤勉 勤勉手当	
		その他の増減分	2,898		

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		全職種
令和7年1月1日現在	平均給料月額 (円)	319,180
	平均給与月額 (円)	368,409
	平均年齢 (歳)	41
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	340,350
	平均給与月額 (円)	397,739
	平均年齢 (歳)	54

[注] 短時間勤務の再任用職員は除く

(2) 初任給

区 分	全職種(円)	一般会計の制度・全職種(円)
高校卒	207,400	207,400
大学卒	230,000	230,000

（3） 級別職員数

区　　分	全　　職　　種		
	級	職員数 （人）	構成比 （%）
令和7年1月1日現在	1級～2級	1	20.0
	3級	3	60.0
	5級	1	20.0
	計	5	100.0
令和6年1月1日現在	1級～2級	0	0.0
	3級	2	50.0
	5級	2	50.0
	計	4	100.0

（級別の基準となる職務）

区　　分	職　　務
1 級	知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務
2 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	主査の職務
5 級	課長、主幹、参与及び参事の職務

（4） 昇給

区　　分			一 般 職	備　　考
本年度	職員数 (A) （人）		5	
	昇給に係る職員数 (B) （人）		4	
	号級数内訳	2 号 給 （人）	0	
		3 号 給 （人）	1	
		4 号 給 （人）	3	
		5 号 給 （人）	0	
	比率 (B)／(A) （%）		80.0	
前年度	職員数 (A) （人）		4	
	昇給に係る職員数 (B) （人）		2	
	号級数内訳	2 号 給 （人）	0	
		3 号 給 （人）	0	
		4 号 給 （人）	2	
		5 号 給 （人）	0	
	比率 (B)／(A) （%）		50.0	

(5) 期末手当・勤勉手当

区　　分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備　　考
	6月 (月分)	12月 (月分)	(月分)		
本　年　度	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	
前　年　度	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	有	
一般会計の制度	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	

[注] ( )内は、再任用職員

(6) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区　　分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備　　考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 退職前の直近5年間の職務に応じた調整額	調整率 83.7/100
一般会計の制度 (支給率等)	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上	同　上

(7) その他の手当

区　　分	一般会計の制度との異同
地　域　手　当	同　一
扶　養　手　当	同　一
住　居　手　当	同　一
通　勤　手　当	同　一
管　理　職　手　当	同　一
休　日　手　当	同　一
管理職特別勤務手当	同　一

債務負担行為に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期　間	金　額	期　間	金　額	企業債	交付金	損益勘定留保資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
山崎ポンプ場管理業務委託	72,000	(自)令和5年度 (至)令和6年度	22,784	(自)令和7年度 (至)令和8年度	49,216	0	0	0	49,216
公共下水道マンホールポンプ保守点検業務委託	10,000	(自)令和5年度 (至)令和6年度	3,168	(自)令和7年度 (至)令和8年度	6,832	0	0	0	6,832
企業会計支援業務委託	4,100	令和6年度	－	(自)令和7年度 (至)令和9年度	4,100	0	0	0	4,100
流域関連公共下水道事業計画変更認可図書作成業務委託	10,500	令和6年度	－	令和7年度	10,000	0	5,000	5,000	0
山崎ポンプ場雨水ポンプ増設工事委託(№3ポンプ増設)	1,614,000	－	－	(自)令和7年度 (至)令和9年度	1,614,000	726,200	807,000	80,800	0
島本町水洗便所改造資金融資あっせんに基づく金融機関に対する損失補償	島本町水洗便所改造資金融資あっせんとして、金融機関が1件30万円を限度として当該貸付を行ったことにより損失を生じた場合、融資の元金、利息及び延滞利息に対する損失補償	-	-	-	-	-	-	-	-

令和6年度　島本町下水道事業会計予定損益計算書

（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

（単位　円）

1. 営業収益			
(1) 下水道使用料	433,094,546		
(2) 雨水処理負担金	181,000,000		
(3) その他営業収益	130,000	614,224,546	
2. 営業費用			
(1) 管渠費	15,716,732		
(2) ポンプ場費	30,494,824		
(3) 普及指導費	520,000		
(4) 業務費	13,609,094		
(5) 総係費	17,506,824		
(6) 流域下水道維持管理負担金	215,309,091		
(7) 減価償却費	509,491,000	802,647,565	
営業利益			△ 188,423,019
3. 営業外収益			
(1) 他会計補助金	156,000,000		
(2) 長期前受金戻入	218,367,000		
(3) 資本費繰入収益	428,000		
(4) その他営業外収益	5,246,365	380,041,365	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	59,702,000		
(2) 雑支出	148,000	59,850,000	320,191,365
経常利益			131,768,346
当年度純利益			131,768,346
前年度繰越利益剰余金			797,470
その他未処分利益剰余金変動額			300,000,000
当年度未処分利益剰余金			432,565,816

令和6年度 島本町下水道事業会計予定貸借対照表

（令和7年3月31日）

（単位 円）

資　産　の　部

1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
ア 土地		559,697,957		
イ 構築物	12,518,017,065			
減価償却累計額	2,067,700,325	10,450,316,740		
ウ 機械及び装置	518,820,695			
減価償却累計額	180,796,712	338,023,983		
エ 工具、器具及び備品	255,284			
減価償却累計額	0	255,284		
オ 建設仮勘定		15,454,546		
有形固定資産合計			11,363,748,510	
(2) 無形固定資産				
ア 施設利用権		2,425,866,669		
無形固定資産合計			2,425,866,669	
固定資産合計				13,789,615,179
2. 流動資産				
(1) 現金・預金			654,842,700	
(2) 未収金				
ア 営業未収金		78,662,974		
イ 営業外未収金		27,311,794		
ウ その他未収金		257,000		
貸倒引当金		176,153		
未収金合計			106,055,615	
流動資産合計				760,898,315
資産合計				14,550,513,494

負　債　の　部

3. 固　定　負　債			
(1) 企　業　債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,513,002,418		
企　業　債　合　計		4,513,002,418	
(2) 引　当　金			
ア 退職給付引当金	9,750,981		
引　当　金　合　計		9,750,981	
固　定　負　債　合　計			4,522,753,399
4. 流　動　負　債			
(1) 企　業　債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	450,323,139		
企　業　債　合　計		450,323,139	
(2) 未　払　金			
ア 営　業　未　払　金	11,731,498		
イ 営　業　外　未　払　金	307,345,500		
未　払　金　合　計		319,076,998	
(3) 預　り　金		770,000	
(4) 引　当　金			
ア 賞　与　引　当　金	695,000		
引　当　金　合　計		695,000	
流　動　負　債　合　計			770,865,137
5. 繰　延　収　益			
(1) 長　期　前　受　金		6,728,999,133	
(2) 長期前受金収益化累計額		1,260,064,229	
繰　延　収　益　合　計			5,468,934,904
負　債　合　計			10,762,553,440

資　本　の　部

6. 資　本　金			2,994,366,851
7. 剰　余　金			
(1) 資　本　剰　余　金			
ア 他　会　計　補　助　金	37,627,387		
イ 補　助　金	260,400,000		
資　本　剰　余　金　合　計		298,027,387	
(2) 利　益　剰　余　金			
ア 当年度未処分利益剰余金	432,565,816		
イ 減　債　積　立　金	63,000,000		
利　益　剰　余　金　合　計		495,565,816	
剰　余　金　合　計			793,593,203
資　本　合　計			3,787,960,054
負　債　資　本　合　計			14,550,513,494

注　記　表

Ⅰ．重要な会計方針

１　固定資産の減価償却方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法　　定額法による。

・主な耐用年数

構築物	５０年
機械及び装置	１０～３０年
工具、器具及び備品	５～２０年

（２）無形固定資産

・減価償却の方法　　定額法による。

・主な耐用年数

施設利用権	３０年

２　引当金の計上方法

（１）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、一般会計が負担すると見込まれる金額を除き、下水道事業会計が負担すると見込まれる額を計上している。

（２）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（１２月から３月までの４か月分）を計上している。

（３）貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権・貸倒懸念債権・破産更生債権等それぞれの貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

３　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ．予定キャッシュ・フロー計算書等関連

１　重要な非資金取引

該当なし

Ⅲ．予定貸借対照表等関連

１　企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は２，４８７，６４８千円である。

２　引当金の取崩し

（１）賞与引当金の取崩し

令和６年度において、６月分期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金６７９千円を取り崩す。

（２）貸倒引当金の取崩し

令和６年度において、債権を不納欠損処理するため、貸倒引当金５９千円を取り崩す。

３　出資金

当年度に、一般会計から受けた出資の額は、１０３，０００千円である。

Ⅳ．重要な後発事象

該当事項なし

令和7年度 島本町下水道事業会計予定貸借対照表

（令和8年3月31日）

（単位 円）

資　産　の　部

1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
ア 土地		559,697,957		
イ 構築物	12,680,163,159			
減価償却累計額	2,424,350,325	10,255,812,834		
ウ 機械及び装置	518,820,695			
減価償却累計額	211,940,712	306,879,983		
エ 工具、器具及び備品	19,041,648			
減価償却累計額	0	19,041,648		
オ 建設仮勘定		270,181,820		
有形固定資産合計			11,411,614,242	
(2) 無形固定資産				
ア 施設利用権		2,347,338,760		
無形固定資産合計			2,347,338,760	
固定資産合計				13,758,953,002
2. 流動資産				
(1) 現金・預金			715,643,552	
(2) 未収金				
ア 営業未収金		80,474,090		
イ 営業外未収金		15,951,161		
ウ その他未収金		234,000		
貸倒引当金		155,077		
未収金合計			96,504,174	
流動資産合計				812,147,726
資産合計				14,571,100,728

負　債　の　部

3. 固　定　負　債			
(1) 企　業　債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,313,795,077		
企　業　債　合　計		4,313,795,077	
(2) 引　当　金			
ア 退職給付引当金	12,753,981		
引　当　金　合　計		12,753,981	
固　定　負　債　合　計			4,326,549,058
4. 流　動　負　債			
(1) 企　業　債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	425,907,480		
企　業　債　合　計		425,907,480	
(2) 未　払　金			
ア 営　業　未　払　金	12,279,248		
イ 営　業　外　未　払　金	344,000,000		
未　払　金　合　計		356,279,248	
(3) 預　り　金		770,000	
(4) 引　当　金			
ア 賞　与　引　当　金	759,000		
引　当　金　合　計		759,000	
流　動　負　債　合　計			783,715,728
5. 繰　延　収　益			
(1) 長　期　前　受　金		6,901,817,133	
(2) 長期前受金収益化累計額		1,477,967,229	
繰　延　収　益　合　計			5,423,849,904
負　債　合　計			10,534,114,690

資　本　の　部

6. 資　本　金			3,167,366,851
7. 剰　余　金			
(1) 資本剰余金			
ア 他会計補助金	37,627,387		
イ 補　助　金	260,400,000		
資本剰余金合計		298,027,387	
(2) 利益剰余金			
ア 当年度未処分利益剰余金	571,591,800		
イ 減　債　積　立　金	0		
利益剰余金合計		571,591,800	
剰　余　金　合　計			869,619,187
資　本　合　計			4,036,986,038
負　債　資　本　合　計			14,571,100,728

注　記　表

Ⅰ．重要な会計方針

１　固定資産の減価償却方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法　　定額法による。

・主な耐用年数

構築物	５０年
機械及び装置	１０～３０年
工具、器具及び備品	５～２０年

（２）無形固定資産

・減価償却の方法　　定額法による。

・主な耐用年数

施設利用権	３０年

２　引当金の計上方法

（１）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、一般会計が負担すると見込まれる金額を除き、下水道事業会計が負担すると見込まれる額を計上している。

（２）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（１２月から３月までの４か月分）を計上している。

（３）貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権・貸倒懸念債権・破産更生債権等それぞれの貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

３　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ．予定キャッシュ・フロー計算書等関連

１　重要な非資金取引

該当なし

Ⅲ．予定貸借対照表等関連

１　企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は２，２９９，２６１千円である。

２　引当金の取崩し

（１）賞与引当金の取崩し

令和７年度において、６月分期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金６９５千円を取り崩す。

（２）貸倒引当金の取崩し

令和７年度において、債権を不納欠損処理するため、貸倒引当金２２千円を取り崩す。

３　出資金

当年度に、一般会計から受けた出資の額は、１７３，０００千円である。

Ⅳ．重要な後発事象

該当事項なし

令和7年度　島本町下水道事業会計予算計画説明書

収 益 的 収 入

款	項	目	本年度予定額	前 年 度	比　較
下水道事業収益			997,800	1,038,100	△ 40,300
	営 業 収 益		672,958	657,534	15,424
		下水道使用料	487,141	476,404	10,737
		雨水処理負担金	185,700	181,000	4,700
		その他営業収益	117	130	△ 13
	営業外収益		324,842	380,566	△ 55,724
		他会計補助金	101,300	156,000	△ 54,700
		長期前受金戻入	217,903	218,367	△ 464
		資本費繰入収益	437	428	9
		その他営業外収益	5,202	5,771	△ 569

（単位：千円）

節	金 額	説 明	
下水道使用料	487,141	公共下水道事業	485,861
		尺代地区特定環境保全公共下水道事業	1,280
雨水処理負担金	185,700	雨水処理負担金	185,700
手数料	117	排水設備指定工事店登録手数料	117
他会計補助金	101,300	他会計補助金（公共下水道事業）	89,700
		他会計補助金（尺代地区特定環境保全公共下水道事業）	11,600
受益者負担金	16,635	受益者負担金	16,635
国庫補助金	108,400	国庫補助金	108,400
府補助金	1,684	府補助金	1,684
他会計補助金	68,701	他会計補助金	68,701
受贈財産評価額	22,483	受贈財産評価額	22,483
資本費繰入金	437	安威川左岸ポンプ場負担金（元金分）	437
公共下水道費負担金	3,926	山崎ポンプ場大山崎町負担金	3,926
流域下水道費負担金	1,276	安威川左岸ポンプ場負担金	1,276

収 益 的 支 出

款	項	目	本年度予定額	前 年 度	比 較
下水道事業費用			917,300	900,200	17,100
	営 業 費 用		848,450	825,388	23,062
		管 渠 費	10,288	11,995	△ 1,707
		ポ ン プ 場 費	32,732	33,527	△ 795
		普 及 指 導 費	350	520	△ 170
		業 務 費	15,712	14,970	742
		総 係 費	34,104	18,045	16,059

（単位：千円）

節	金 額	説 明	
通信運搬費	327	東大寺外中継ポンプ電話使用料	163
		尺代中継ポンプ場電話使用料	164
委託料	3,770	公共下水道マンホールポンプ保守点検業務	3,334
		公共下水道マンホールポンプ緊急点検業務	260
		土木積算システム保守業務	176
使用料	594	積算システム使用料	264
		下水道台帳システム使用料	330
賃借料	273	汚水管用地	273
修繕費	4,000	公共下水道マンホールポンプ外修繕	1,000
		下水道施設補修工事	3,000
動力費	1,291	東大寺外中継ポンプ電気使用料	514
		尺代中継ポンプ場電気使用料	777
材料費	33	工事材料費	33
備消品費	100	事業用消耗品	100
燃料費	12	機械用燃料	12
光熱水費	531	山崎ポンプ場水道使用料	531
通信運搬費	263	山崎ポンプ場電話使用料	80
		山崎ポンプ場電話回線使用料	183
委託料	23,733	山崎ポンプ場管理業務	23,733
使用料	13	NHKテレビ受信料	13
修繕費	3,000	山崎ポンプ場施設修繕	3,000
動力費	4,907	山崎ポンプ場電気使用料	4,907
保険料	173	町有建物災害共済分担金	173
補助金	350	水洗便所改造助成金	340
		水洗便所融資償還完了助成金	10
報償費	1,067	納期前納付報奨金	1,067
通信運搬費	30	郵便料	30
委託料	14,615	使用料徴収業務委託（公共下水道事業）	14,576
		使用料徴収業務委託（尺代地区特定環境保全公共下水道事業）	39
給料	4,208	一般職　1名	4,208
手当	2,617	地域手当	421
		時間外勤務手当	748
		期末手当	698
		勤勉手当	587
		通勤手当	148

収 益 的 支 出

款	項	目	本年度予定額	前 年 度	比 較
		流域下水道維持管理負担金	247,293	236,840	10,453
		減価償却費	507,971	509,491	△ 1,520
	営業外費用		63,850	69,812	△ 5,962
		支払利息及び企業債取扱諸費	53,740	59,702	△ 5,962

（単位：千円）

節	金 額	説 明	
		休日手当	15
賞与引当金繰入額	759	賞与引当金繰入額	759
法定福利費	1,333	職員共済組合	1,322
		公務災害負担金	11
旅費	175	普通旅費	98
		特別旅費	77
退職給付費	3,003	退職給付費	3,003
被服費	116	職員貸与用被服	116
備消品費	413	事務用消耗品	413
印刷製本費	197	予算書及び決算書作成	153
		支出証憑綴製本	44
委託料	16,820	企業会計システム保守業務	542
		企業会計支援業務	1,366
		下水道資産台帳作成業務	1,764
		事業場水質分析等業務	988
		経営戦略改訂業務	11,500
		受益者負担金システム保守業務	660
使用料	1,162	伝送利用料	132
		企業会計システム使用料	1,030
賃借料	3,030	タクシー借上料	30
		上下水道部庁舎賃借料	3,000
厚生費	33	職員健康診断	33
保険料	26	下水道賠償責任保険料	26
負担金	212	日本下水道協会等	142
		大阪府下水道事業促進協議会	10
		下水道講習会負担金	60
流域下水道維持管理負担金	247,293	淀川右岸流域下水道維持管理負担金	241,960
		流域下水道高槻島本雨水幹線接続点維持管理負担金	5,333
有形固定資産減価償却費	387,794	構築物減価償却費	356,650
		機械及び装置減価償却費	31,144
無形固定資産減価償却費	120,177	無形固定資産減価償却費	120,177
企業債利息	53,534	企業債利息（政府）	16,895
		企業債利息（地方公共団体金融機構）	31,204
		企業債利息（独立行政法人郵便・簡易生命保険管理機構）	5,392
		銀行等	43

収 益 的 支 出

款	項	目	本年度予定額	前 年 度	比 較
		雑 支 出	110	110	0
		消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	10,000	10,000	0
	予 備 費		5,000	5,000	0
		予 備 費	5,000	5,000	0

（単位:千円）

節	金 額	説 明	
一時借入金利息	206	一時借入金利子	206
その他雑支出	110	過誤納金還付金	100
		還付加算金	10
消費税及び地方消費税	10,000	消費税及び地方消費税	10,000
予備費	5,000	予備費	5,000

資本的収入

款	項	目	本年度予定額	前年度	比較
資本的収入			589,800	487,700	102,100
	企業債		226,700	218,600	8,100
		企業債	226,700	218,600	8,100
	国庫補助金		182,300	161,300	21,000
		国庫補助金	182,300	161,300	21,000
	受益者負担金		7,800	4,800	3,000
		受益者負担金	7,800	4,800	3,000
	出資金		173,000	103,000	70,000
		他会計出資金	173,000	103,000	70,000

（単位:千円）

節	金 額	説 明	
企 業 債	226,700	公共下水道事業債	190,400
		流域下水道事業債	36,300
社会資本整備総合交付金	182,300	社会資本整備総合交付金	35,200
		防災･安全交付金	19,600
		個別補助金	127,500
受益者負担金	7,800	受益者負担金	7,800
他会計出資金	173,000	公共下水道事業繰入金	173,000

資本的支出

款	項	目	本年度予定額	前年度	比較
資本的支出			969,800	942,300	27,500
	建設改良費		519,477	458,822	60,655
		公共下水道整備事業費	452,998	425,120	27,878
		流域下水道建設負担金	45,814	33,702	12,112
		固定資産取得費	20,665	0	20,665
	企業債償還金		450,323	483,478	△ 33,155
		企業債償還金	450,323	483,478	△ 33,155

（単位:千円）

節	金 額	説 明	
給　　料	15,003	一般職　4名	15,003
手　　当	12,294	地域手当	1,638
		管理職手当	660
		管理職特別勤務手当	6
		扶養手当	708
		時間外勤務手当	1,320
		期末手当	3,799
		勤勉手当	3,191
		通勤手当	171
		住居手当	336
		休日手当	45
		児童手当	420
法定福利費	5,001	職員共済組合	5,001
委　　託　　料	297,200	下水道管渠実施(詳細)設計業務	2,200
		流域関連公共下水道事業計画変更認可図書作成業務	10,000
		公共下水道雨水管理総合計画策定業務	17,000
		管更生実施設計業務	13,000
		山崎ポンプ場雨水ポンプ増設工事委託(№3ポンプ増設)	
			255,000
工事請負費	100,000	公共下水道汚水管(第1工区)築造工事	28,000
		公共下水道汚水管(第2工区)築造工事	51,000
		公共下水道マンホール蓋取替工事	21,000
賠　　償　　金	23,500	公共下水道関連配水管移設補償金	23,500
流域下水道建設負担金	45,814	淀川右岸流域下水道建設負担金	38,984
		流域下水道高槻島本雨水幹線接続点工事負担金	6,830
工具、器具及び備品	20,665	下水道台帳システム	6,765
		受益者負担金システム	13,900
元金償還金	450,323	企業債元金償還金(政府)	86,358
		企業債元金償還金(地方公共団体金融機構)	272,287
		企業債元金償還金(独立行政法人郵便・簡易生命保険管理機構)	
			87,328
		銀行等	4,350

令　和　7　年　度

島本町各会計予算（案）説明

島　　本　　町

目　　次

〔関連議案〕

第１３号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について …… 1
第１４号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
…… 3
第１５号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について …… 5
第１６号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について …… 7
第１７号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について …… 9
第１８号議案　島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について …… 11

〔一般会計〕

第１９号議案　令和７年度島本町一般会計予算 …… 1

〔特別会計〕

第２０号議案　令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算 …… 1
第２１号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算 …… 3
第２２号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算 …… 5
第２３号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算 …… 7
第２４号議案　令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算 …… 11
第２５号議案～第２９号議案　令和７年度島本町大字各財産区特別会計予算 …… 13

〔公営企業会計〕

第３０号議案　令和７年度島本町水道事業会計予算 …… 1
第３１号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算 …… 5

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第１３号議案「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、令和６年人事院勧告の改正内容に準じて改正するものです。

具体的な改正内容について、議案資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

このたびの改正は、人事院勧告において、「給与制度のアップデート」として、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換することが勧告されたことによるものです。

始めに、第１２条の改正は、扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を１人当たり１３，０００円に引き上げるものです。これは、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化への対応と、子を有する職員に対する生計費の補填の充実を目的とするものです。

なお、扶養手当の額の改定に関しては、２年間で段階的に実施するものとし、附則第４項において、令和７年度における配偶者に係る手当については３，０００円、子に係る手当については１人当たり１１，５００円とするものです。

次に、第１３条の２の改正は、地域手当の支給割合を１００分の６から１００分の１２に引き上げるものです。これは、地域手当の支給地域の単位が広域化され、都道府県単位が基本とされるとともに、級地区分についても、７区分から５区分に再編されたことに伴い、本町を含む大阪府については、新たに３級地（支給割合１２％）に位置付けられたことによるものです。

なお、地域手当の支給割合の引上げに関しては、２年間で段階的に実施するものとし、附則第５項において、令和７年度における支給割合については、１００分の１０とするものです。

次に、第１９条の２の改正は、管理職員特別勤務手当の平日深夜に係る支給対象時間帯の開始時刻を午前零時から午後１０時に繰り上げるものです。これは、支給対象時間帯を拡大することにより、勤務実態に応じた適切な処遇の確保を目的とするものです。

次に、第２０条、第２１条及び第２１条の３の改正は、特定任期付職員の賞与

について、期末手当及び特定任期付職員業績手当を支給する形から期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編するものです。これは、特に顕著な業績を挙げた場合にのみ支給される特定任期付職員業績手当を廃止し、人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当に改めることで、より適当な人事管理の実施及び人材の確保に資することを目的とするものです。

なお、本町においては、現在、特定任期付職員は任用していません。

次に、第２４条の２の改正及び附則第９項における地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第１４条の改正は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に新たに住居手当を支給するようにするものです。これは、国において、再任用職員への手当支給が拡大し、住居手当など異動の円滑化に資する手当が新たに支給されることに伴うものです。

次に、別表第１の改正は、給料表の３級から７級までにおける初号近辺の号給を削り、各級の初号の額を引き上げるものです。これは、給料の最低水準の引上げにより、若手･中堅優秀者の早期昇格時や、民間人材等の採用時における給与の改善を目的とするものです。具体的には、例えば、３級の場合、その現１号給から現４号給までを削り、現５号給を新１号給とし、現６号給以降の号給を４号ずつ繰り上げるものです。

なお、４級及び５級については現９号給が、６級については現１３号給が、７級については現１７号給が、それぞれ新１号給となります。

その他の改正は、文言の整理を行うものです。

また、附則第７項及び第８項において、本町における企業職員の給与の種類及び基準を定める島本町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例についても、本条例の改正内容に準じた改正を行うものです。

施行期日は、令和７年４月１日です。

今回の改定による令和７年度の影響額は、あくまで概算でありますが、全会計で年間約６，０００万円を見込んでいます。

以上、簡単ではありますが、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第１４号議案「島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、令和６年人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

始めに、第４条の改正は、地域手当相当額の支給割合を１００分の６から１００分の１２に引き上げるものです。

なお、地域手当相当額の支給割合の引上げに関しては、２年間で段階的に実施するものとし、附則第３項において、令和７年度における支給割合については、１００分の１０とするものです。

次に、別表第１の改正は、給料表の３級における初号近辺の号給を削り、３級の初号の額を引き上げるものです。具体的には、３級の現１号給から現４号給までを削り、現５号給を新１号給とし、現６号給以降の号給を４号ずつ繰り上げるものです。

施行期日は、令和７年４月１日です。

今回の改定による令和７年度の影響額は、あくまで概算でありますが、全会計で年間約２，４００万円を見込んでいます。

以上、簡単ではありますが、島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について(案)

説明

それでは、第１５号議案「島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容について、議案資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

まず、第２条の２第１項については、ひとり親等の所得制限について規定していますが、所得制限額に影響する扶養親族等の範囲について、児童扶養手当法等の改正に伴い修正をしています。

また、第２条の２第２項については、ひとり親等の扶養義務者の所得制限について規定しており、第１項と同様に所得制限額に影響する扶養親族等の範囲について、児童扶養手当法等の改正に伴い修正をしています。

施行期日は、公布の日からです。

以上、簡単ではありますが、島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町国民健康保険条例の一部改正について（案）説明

それでは、第１６号議案「島本町国民健康保険条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、本条例の改正内容について、御説明申し上げます。

第２０条は、現在、一定所得以下の世帯において、保険料の応益割を２割・５割・７割と軽減していますが、今回、２割と５割の軽減対象世帯を拡大するものです。

２割軽減については、現行の「４３万円＋５４万５千円×被保険者数」から「４３万円＋５６万円×被保険者数」に、５割軽減については、現行の「４３万円＋２９万５千円×被保険者数」から「４３万円＋３０万５千円×被保険者数」となります。

施行期日は、令和７年４月１日です。

また、附則において、改正後の第２０条の規定は令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることを規定しています。

以上、簡単ではありますが、島本町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（案）説明

それでは、第１７号議案「島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行うものです。

具体的な内容について、議案資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

まず、第５条第２項第２号の規定については、消防作業従事者等の補償基礎額を定めており、９，１００円から９，７００円に、１４，２００円を１４，５００円に引き上げるものです。

第３項の規定については、消防団員又は消防作業従事者等における補償基礎額に係る加算額を改定するものです。

第４項の規定については、扶養親族たる子のうち１５歳に達する日以後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間の表現を「特定期間」から「当該期間」に改正するものです。

その他、別表のとおり階級に応じて補償基礎額を改正するものです。

施行期日は、令和７年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第１８号議案「島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

具体的な内容について、議案資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

まず、非常勤消防団員に対する退職報償金については消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の定める基準に従い、その支給に要する経費について市町村に支払うこととなっており、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「３５年以上」区分を追加するものです。これに合わせて、島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例についても所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和７年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町一般会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第１９号議案「令和７年度島本町一般会計予算」について御説明申し上げます。

我が国の経済は３３年ぶりの高い水準となった賃上げを実現するなど、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にあります。

このような中で、令和７年度の国の地方財政対策では、社会保障関係経費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額について前年度を上回る額を確保することとされたところです。

本町の令和７年度当初予算については、歳入では、町の自主財源の多くを占める町税や地方交付税が減額となるなど、町税、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税なども含めた一般財源は、前年度比約１億８，０００万円の減額を見込んでいます。

一方、歳出については、新庁舎への移転に係る経費、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に係る経費や令和６年度人事院勧告に伴う人件費の増額等を計上し、一般財源に不足が生じたことから約２５億円の積立基金を取り崩すこととなりました。

このような厳しい財政状況の中で、住民福祉の維持向上を図るために調製した当該予算案について、議会の皆様方に審議していただくため、提案するものです。

なお、令和７年度当初予算案は、予算調製時点における国の方針に基づいて策定しており、今後、新たに国の方針の詳細が示されれば、年度中の補正予算において、改めて御審議していただきたいと考えています。

令和７年度当初予算は、第１条に定めるとおり、歳入歳出総額１６５億６，９００万円を計上しています。

予算規模としては、前年度当初予算に比べ３億４，４００万円、率にして２．０％の減となっています。

第２条の債務負担行為の設定は、「第２表　債務負担行為」でお示ししています。

第五次ＬＧＷＡＮネットワーク整備事業については、契約期間が６か年度にまたがるため、設定するものです。

本会議・常任委員会等反訳料については、契約期間が５か年度にまたがるため、設定するものです。

個人番号系仮想環境システム等借上及び空き瓶等の選別及び再資源化業務委託については、契約期間が４か年度にまたがるため、設定するものです。

新庁舎広場棟備品購入、自治体クラウド導入事業（延長分）、自治体クラウド改修業務委託（延長分）、第二小学校北館校舎長寿命化改修事業、町立中学校受変電設備改修工事及び図書館雑誌購入については、契約期間が２か年度にまたがるため、設定するものです。

第３条の地方債は、「第３表　地方債」でお示ししています。

庁舎整備事業債では、新庁舎建設工事に係る財源として１億３，４２０万円を計上しています。

人権文化センター整備事業債では、屋上防水及び外壁改修事業の財源として１，２６０万円を計上しています。

ふれあいセンター整備事業債では、照明器具等ＬＥＤ更新工事に係る財源として３，６９０万円を計上しています。

防災情報設備更新事業債では、大阪府衛星無線の再整備等に係る財源として１，７９０万円を計上しています。

デジタル活用推進事業債では、ＧＩＧＡスクール構想における備品の更新に係る財源として９，７５０万円を計上しています。

保育所整備事業債では、第二保育所ＬＥＤ化工事に係る財源として５６０万円を計上しています。

清掃施設整備事業債では、清掃工場の整備及びフェニックス建設委託負担金に係る財源として１億２，５３０万円を計上しています。

公園整備事業債では、公園施設長寿命化工事に係る財源として１，４８０万円

を計上しています。

浸水対策事業債では、雨水対策工事に係る財源として３６０万円を計上しています。

道路・橋りょう事業債では、橋梁長寿命化補修工事、町道水無瀬青葉１号幹線道路改良工事及び通学路交通安全プログラム対策工事に係る財源として３，４６０万円を計上しています。

河川・水路整備事業債では、水路の浚渫工事に係る財源として５６０万円を計上しています。

消防施設整備事業債では、消防指令センター整備事業に係る財源として２億４，８６０万円を計上しています。

学校教育施設等整備事業債では、第一小学校放送設備改修工事、第二小学校北館校舎長寿命化改修工事、第二中学校放送設備改修工事、学校施設等防犯対策事業、町立中学校受変電設備改修工事、町立中学空調設備改修設計及び第一幼稚園ＬＥＤ化工事に係る財源として２億４，２１０万円を計上しています。

第４条の「一時借入金」の借入最高額は、前年度と同額の５億円を設定しています。

歳　入

［１］町税は、前年度に比べ３，７０２万４千円、率にして０．７％減の総額５０億８，９２３万円を計上しています。

①町民税個人分は、前年度に比べ１億３，８６３万１千円増の１８億９，５６１万９千円を計上しています。これは主に、前年度に定額減税による減額分が見込まれていたことによるものです。

②町民税法人分は、前年度に比べ２億７，６９４万３千円減の５億６１２万円を計上しています。これは主に、一部企業の業績等によるものです。

③固定資産税は、前年度に比べ７，９１８万１千円増の２０億８，７７６万３千円を計上しています。これは主に、ＪＲ島本駅西側の住宅開発に伴う新築家屋の増によるものです。

④国有資産等所在市町村交付金は、前年度と同額の２，６２３万５千円を計

上しています。

⑤環境性能割は、前年度に比べ３１万８千円増の２１８万５千円を計上しています。

⑥種別割は、前年度に比べ１０２万５千円増の３，６８８万１千円を計上しています。

⑦町たばこ税は、前年度に比べ３２７万６千円増の１億１，８５９万１千円を計上しています。

⑧特別土地保有税は、滞納分として科目設定１千円を計上しています。

⑨都市計画税は、前年度に比べ１，７４８万８千円増の４億１，５８３万５千円を計上しています。

［２］地方譲与税は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、総額５，８２８万２千円を計上しています。

［３］利子割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、総額１，１００万円を計上しています。

［４］配当割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、総額４，７００万円を計上しています。

［５］株式等譲渡所得割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、総額７，５００万円を計上しています。

［６］法人事業税交付金については、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、総額７，０００万円を計上しています。

［７］地方消費税交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、総額７億７，２００万円を計上しています。

なお、このうち、社会保障財源交付金４億７，６００万円については、「社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

［８］ゴルフ場利用税交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、総額４，０００万円を計上しています。

［９］環境性能割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、総額１，７００万円を計上しています。

［10］地方特例交付金は、前年度予算、地方財政対策を勘案し、総額４，０００万円を計上しています。

［11］地方交付税は、総額１６億４，６００万円を計上しています。

①普通交付税については、１５億１，０００万円を計上しています。

普通交付税については、基準財政収入額と基準財政需要額の差を財源補填するために交付されています。

本年度の積算に当たっては、前年度の確定額、地方財政対策等を勘案しました。

②特別交付税については、近年の交付実績を勘案し、１億３，６００万円を計上しています。

［12］交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の３００万円を計上しています。

［13］分担金及び負担金については、前年度に比べ２２万５千円、率にして１１．０％増の総額２２６万６千円を計上しています。

［14］使用料及び手数料については、前年度に比べ１，１０６万８千円、率にして３．８％増の総額３億２５９万５千円を計上しています。これは主に、学童保育室保育料及び町立保育所保育料の増によるものです。

［15］国庫支出金は、前年度に比べ４億４，６０２万９千円、率にして１７．７％増の総額２９億６，３９１万７千円を計上しています。

①国庫負担金については、前年度に比べ５億９，００９万３千円増の２２億４，９１２万２千円を計上しています。

これは主に、児童手当負担金が増加したことによるものです。

②国庫補助金は、前年度に比べ１億６，２６３万７千円減の６億８，９７５万２千円を計上しています。

これは主に、地方創生臨時交付金が減少したことによるものです。

③国庫委託金は、前年度に比べ１，８５７万３千円、率にして２８７．１％増の総額２，５０４万３千円を計上しています。これは主に、参議院議員選挙事務委託金を計上していることによるものです。

［16］府支出金は、前年度に比べ２億１，５６７万８千円、率にして１９．６％増の総額１３億１，４２１万６千円を計上しています。

①府負担金は、前年度に比べ１億３，１７４万３千円、率にして１７．３％増の総額８億９，１８０万７千円を計上しています。

これは主に、障害者自立支援給付費負担金及び施設型給付費負担金が増加したことによるものです。

②府補助金は、前年度に比べ５，８３４万６千円、率にして２１．０％増の総額３億３，６５７万２千円を計上しています。これは主に、人権文化センターの屋上防水及び外壁改修工事の財源として地方改善施設整備費補助金を計上していることによるものです。

③府委託金は、前年度に比べ２，５５８万９千円、率にして４２．５％増の総額８，５８３万７千円を計上しています。

これは主に、国勢調査委託金を計上していることによるものです。

［17］財産収入は、前年度に比べ５６２万５千円、率にして１１６．５％増の総額１，０４５万２千円を計上しています。

これは主に、町有地賃貸料が増加したことによるものです。

［18］寄附金は、前年度と同額の４億１０３万２千円を計上しています。

［19］繰入金は、前年度に比べ８億１，９８４万円１千円、率にして４８．２％増の総額２５億２，１１５万９千円を計上しています。

本年度の基金からの繰入金の内訳については、次のとおりです。

① 公共施設整備積立基金繰入金９億７，０００万円については、清掃工場の整備、庁舎整備事業及び公債費に係る財源として繰り入れるものです。

② 財政調整基金繰入金１３億４，２２４万３千円については、その他一般財源の不足分を補うため繰り入れるものです。

③ 減債基金繰入金５，３３６万２千円については、公債費の財源として繰り入れるものです。

④ ふるさと応援基金繰入金１億５，０００万円については、子ども医療費、まちの魅力の創造・発信事業、環境保全事業、就学援助及び防犯灯管理に係る財源として繰り入れるものです。

［20］諸収入は、前年度に比べ３，６３２万５千円、率にして１５．０％減の総額２億５５５万１千円を計上しています。これは主に、地方創生臨時交付金を活用し、町立中学校生徒の給食費を２学期まで無償化することによるものです。

［21］町債については、前年度に比べ１７億５，７５０万円、率にして６４．２％減の総額９億７，９３０万円を計上しています。その内訳は「第３表　地方債」のとおりです。

歳　出

［１］議会費は、前年度に比べ２７２万５千円、率にして２．１％増の総額１億３，１８７万４千円を計上しています。本年度は議員用防災服の更新、議会のインターネット中継を行うための議場等備品の購入を予定しています。

［２］総務費は、前年度に比べ１２億２，９６０万９千円、率にして２８．５％減の総額３０億８，１０８万６千円を計上しています。

（１）総務管理費

①一般管理費は、前年度に比べ４，６９６万５千円、率にして８．２％増の総額６億２，０１８万８千円を計上しています。

②財産管理費は、前年度に比べ１８億５，６１８万２千円、率にして８２．７％減の総額３億８，７１０万８千円を計上しています。これは主に、新庁舎建設工事の年度支払額の減によるものです。

③防災計画費は、前年度に比べ３，８６４万８千円、率にして２３２．６％増の総額５，５２６万７千円を計上しています。本年度は、庁舎移転に伴う防災行政無線設備の移設費用及び大阪府衛星無線の再整備に伴う負担金を計上しています。

⑤ 電算処理費は、前年度に比べ５億１，１３０万１千円、率にして１３４．３％増の総額８億９，１８９万円を計上しています。本年度は、庁舎移転に伴うシステムの移設及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に係る経費を計上しています。

⑥ 財務会計費は、前年度に比べ８１０万９千円、率にして２８．１％増の総額３，６９３万２千円を計上しています。これは主に、財務会計システムの更新によるものです。

⑥企画費は、前年度に比べ８０万円、率にして１２３．８％増の総額１４４万６千円を計上しています。本年度は、大阪・関西万博出展に係る経費を計上しています。

⑦広報費は、前年度に比べ２１７万４千円、率にして１１．３％増の総額２，１４７万９千円を計上しています。

⑧自治推進費は、前年度に比べ４６万２千円、率にして６．１％減の総額７０７万１千円を計上しています。

⑨人権推進費は、前年度に比べ２千円、率にして０．０％減の総額４１８万５千円を計上しています。

⑩男女共同参画推進費は、前年度に比べ２２万４千円、率にして２３．２％減の総額７４万１千円を計上しています。

⑪人権文化センター費は、前年度に比べ６，２４７万４千円、率にして３６４．６％増の総額７，９６１万円を計上しています。本年度は、人権文化センターの外壁などの改修工事を予定しています。

⑫公平委員会費は、前年度に比べ９千円、率にして６．２％増の総額１５万４千円を計上しています。

⑬財政調整基金等積立金は、前年度に比べ１９６万３千円、率にして０．５％増の総額４億３７１万６千円を計上しています。

⑭ふれあいセンター管理費は、前年度に比べ１億４，５７９万９千円、率にして４２．７％減の総額１億９，５４８万７千円を計上しています。これは主に、前年度に非常用発電機更新工事を実施したことによるものです。

（２）徴税費

①税務総務費は、前年度に比べ４８０万９千円、率にして３．８％増の総額１億３，１６９万１千円を計上しています。

②賦課徴収費は、前年度に比べ１９０万３千円、率にして６．０％減の総額２，９７８万円を計上しています。

③固定資産評価審査委員会費は、前年度に比べ６万円、率にして３５．３％減の総額１１万円を計上しています。

（３）戸籍住民基本台帳費

戸籍住民基本台帳費は、前年度に比べ３，１１８万７千円、率にして２８．５％増の総額１億４，０７２万３千円を計上しています。本年度は、戸籍記載事項の振り仮名法制化に伴う臨時受付窓口の設置や通知用はがきの作成等の事務委託及び戸籍情報システムの標準化の対応や同システムの更新業務等の電算関連委託を予定しています。

（４）選挙費

①選挙管理委員会費は、前年度に比べ６万３千円、率にして１０．８％増の総額６４万６千円を計上しています。

②選挙常時啓発事業費は、前年度に比べ２万３千円、率にして１６．９％増の総額１５万９千円を計上しています。

③町長及び町議会議員選挙費は、令和７年４月に執行の町長及び町議会議員選挙に係る経費として２，９７０万４千円を計上しています。

④参議院議員選挙費は、令和７年７月に執行予定の参議院議員選挙に係る経費として１，８１４万９千円を計上しています。

（５）統計調査費

諸統計費は、前年度に比べ２，３２４万７千円、率にして３，０８７．３％増の総額２，４００万円を計上しています。本年度は、５年に１度行われる国勢調査の実施年となることから増となるものです。

（６）監査委員費

監査委員費は、前年度に比べ７万４千円、率にして９．５％増の総額８５万円を計上しています。

［３］民生費は、前年度に比べ５億６，５４０万３千円、率にして９．３％増の総額６６億５，８８６万円を計上しています。

（１）社会福祉費

①社会福祉総務費は、前年度に比べ９５４万４千円、率にして５．０％増の総額１億９，８６５万６千円を計上しています。

②障害者福祉費は、前年度に比べ前年度に比べ３億１３９万６千円、率にして３１．４％増の総額１２億６，０３８万６千円を計上しています。これは主に、各種障害福祉サービスの支給量及び利用者の増によるものです。

③行旅病人及び死亡人取扱費は、前年度と同額の７２万２千円を計上しています。

④高齢者福祉費は、前年度に比べ１３３万７千円、率にして４．９％増の総額２，８５３万７千円を計上しています。本年度は、ひとり暮らし実態把握の全数調査の実施を予定しています。

⑤国民健康保険費は、前年度に比べ１，６４３万４千円、率にして５．６％減の総額２億７，５３７万３千円を計上しています。これは主に、保険基盤安定操出金の減によるものです。

⑥後期高齢者医療費は、前年度に比べ３，３４９万３千円、率にして６．３％増の総額５億６，８２８万７千円を計上しています。これは主に、後期高齢者医療療養給付費負担金の増によるものです。

⑦介護保険費は、前年度に比べ１，５９９万円、率にして３．３％増の総額５億２６５万円を計上しています。これは主に、介護給付費の増に伴う繰出金の増によるものです。

⑧福祉医療助成費は、前年度に比べ４８１万４千円、率にして１．８％減の総額２億６，８７５万４千円を計上しています。

⑨国民年金費は、前年度に比べ６２万７千円、率にして１５．９％増の総額４５８万１千円を計上しています。

（２）児童福祉費

①児童福祉総務費は、前年度に比べ２，１８７万２千円、率にして１０．１％増の総額２億３，８４２万４千円を計上しています。

②児童措置費は、前年度に比べ２億２，９６３万５千円、率にして１６．８％増の総額１５億９，８８０万２千円を計上しています。これは主に、ＪＲ島本駅西地区集合住宅内に新たに民間小規模保育事業所を開設予定であることや、民間保育所等に対する施設型給付費等に係る公定価格が増額になったことなどによるものです。

③児童福祉施設費は、前年度に比べ１，８２０万９千円、率にして５．３％増の総額３億６，１２８万３千円を計上しています。本年度は、第一幼稚園における給食導入に向けて、第二保育所給食室他改修設計業務を予定しています。

④ひとり親家庭福祉費は、前年度に比べ１，３６１万３千円、率にして９．９％減の総額１億２，４３４万３千円を計上しています。これは主に、児童扶養手当の支給見込みの減によるものです。

⑤児童手当費は、前年度に比べ２億９，３６５万８千円、率にして５２．３％増の総額８億５，４９０万８千円を計上しています。これは主に、児童手

当拡充に伴う支給見込みの増によるものです。

⑥子ども家庭費は、こども家庭課の創設に伴い、児童福祉総務費、児童措置費及び児童福祉施設費から移管し、２，２６０万９千円を計上しています。本年度は、サポートプラン作成のための家庭児童相談員配置及び執務室改修設計業務を予定しています。

（３）生活保護費

①生活保護総務費は、前年度に比べ２，００７万３千円、率にして５０．６％増の総額５，９７３万５千円を計上しています。本年度は、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行に係る経費を計上しています。

②扶助費は、前年度に比べ２６３万３千円、率にして０．９％増の総額２億９，０８０万９千円を計上しています。

（４）災害救助費

災害救助費は、科目設定として災害弔慰金１千円を計上しています。

［４］衛生費は、前年度に比べ７０万６千円、率にして０．１％減の総額１１億３，３８０万円を計上しています。

（１）保健衛生費

①保健衛生総務費は、前年度に比べ７７万円、率にして０．５％増の総額１億４，３３２万円を計上しています。

②保健ヘルス事業費は、前年度に比べ３１３万６千円、率にして４．６％増の総額７，１７５万７千円を計上しています。これは主に、令和７年６月のデータ標準レイアウト対応及びＨＰＶ単独検査導入にかかるシステム改修費を計上したことによるものです。

③母子保健事業費は、子育て支援事業費から移管し、１億６６３万５千円を計上しています。

④予防費は、前年度に比べ５５２万８千円、率にして４．３％減の総額１億２，３７３万２千円を計上しています。これは主に、ＨＰＶワクチンのキャッチアップ接種対象者が減少したことによるものです。

⑤特設水道費は、大沢地区特設水道施設事業特別会計への繰出金として

１，０３９万円を計上しています。

（２）環境衛生費

①生活環境総務費は、前年度に比べ３７０万５千円、率にして１０．８％増の総額３，８１５万９千円を計上しています。

②環境保全費は、前年度に比べ３５７万４千円、率にして２５．１％減の総額１，０６８万６千円を計上しています。これは主に、前年度に第二期島本町環境基本計画の策定に係る費用を計上していたことによるものです。

（３）清掃費

①清掃総務費は、前年度に比べ１０３万４千円、率にして４．０％増の総額２，６９３万５千円を計上しています。

②塵芥処理費は、前年度に比べ２，０６５万円、率にして３．５％減の総額５億６，１１６万３千円を計上しています。これは主に、清掃工場施設改修に係る工事請負費の減によるものです。

③し尿処理費は、前年度に比べ１６３万２千円、率にして４．１％増の総額４，１０２万３千円を計上しています。これは主に、し尿収集に係る業務委託料の増によるものです。

［５］農林水産業費は、前年度に比べ２３８万６千円、率にして３．５％減の総額６，４９８万３千円を計上しています。

（１）農業費

①農業委員会費は、前年度に比べ６万１千円、率にして２．９％増の総額２１５万９千円を計上しています。

②農業総務費は、前年度に比べ１５７万５千円、率にして５．９％増の総額２，８３０万１千円を計上しています。

③農業振興費は、前年度に比べ５６万６千円、率にして１５．９％増の総額４１２万３千円を計上しています。

④農業土木費は、前年度に比べ２１７万５千円、率にして９．１％減の総額２，１８０万４千円を計上しています。これは主に、玉子排水機場において、高槻市と排水割合を踏まえた協議を行い、島本町の負担率が下がった

ことに伴い減となるものです。

（２）林業費

林業振興費は、前年度に比べ２４１万３千円、率にして２１．９％減の総額８５９万６千円を計上しています。これは主に、森林保全整備を行う地区の対象範囲によるものです。

［６］商工費は、前年度に比べ２０３万６千円、率にして０．８％減の総額２億４，９８６万１千円を計上しています。

①商工振興費は、前年度に比べ１８５万７千円、率にして０．７％減の総額２億４，７５０万１千円を計上しています。これは主に、ふるさと島本応援寄附金事業の委託料において、各種ポータルサイトの利用割合が変更したことおよび、ワンストップ特例申請のオンライン申請増加による処理件数の減少に伴うものです。

②消費対策費は、前年度に比べ１７万９千円、率にして７．１％減の総額２３６万円を計上しています。これは主に、特殊詐欺対策機器の貸出が終了することに伴い委託料が減となるものです。

［７］土木費は、前年度に比べ４，４１３万円、率にして４．９％増の総額９億３，７８７万円を計上しています。

（１）土木管理費

①土木総務費は、前年度に比べ１，４６８万３千円、率にして１８．６％増の総額９，３７７万２千円を計上しています。

②美化推進費は、前年度に比べ２５０万円、率にして５．６％増の総額４，７１７万９千円を計上しています。これは主に、除草業務における実施範囲を拡大したことによるものです。

（２）道路橋りょう費

①道路維持費は、前年度に比べ９７万３千円、率にして１．５％増の総額６，５３２万９千円を計上しています。本年度は、国の道路更新防災等対策事業費補助金を活用し、前年度に引き続き橋梁長寿命化補修工事を予定しています。

②道路新設改良費は、前年度に比べ１，１６０万円、率にして４１．４％増の総額３，９６０万円を計上しています。本年度は、防災・安全交付金を活用し、前年度に引き続き町道水無瀬青葉１号幹線道路改良工事を予定しています。

（３）河川費

河川維持費は、前年度に比べ１１４万４千円、率にして６．８％減の総額１，５７２万２千円を計上しています。これは主に、前年度に土砂災害情報相互通報システムの消耗品交換及び修繕を実施したことによるものです。

（４）都市計画費

①都市計画総務費は、前年度に比べ７１１万１千円、率にして８．４％増の総額９，１７６万４千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き、建築物等の高さ規定に関する検討業務および都市計画変更等業務を予定しています。また、新たに住宅・建築物耐震改修促進計画改定業務を予定しています。

②浸水対策事業費は、前年度に比べ２１８万４千円、率にして１９．５％減の総額９０１万７千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き、台風等の大雨時における道路浸水等の被害を防ぐため、水路の改修を実施し、雨水を適切に流下させる雨水対策工事を予定しています。

③公園費は、前年度に比べ６６７万８千円、率にして１１．９％減の総額４，９４１万４千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き防災・安全交付金を活用し、島本町における都市公園施設の長寿命化更新工事を予定しています。

④公共下水道費は、前年度に比べ２，０００万円、率にして４．５％増の総額４億６，０００万円を計上しています。

（５）住宅費

住宅管理費は、前年度に比べ５３６万円、率にして２２．５％減の総額１，８４１万４千円を計上しています。これは主に、前年度に町営住宅長寿命化計画改定業務を計上していたことによるものです。

（６）交通防犯対策費

①交通安全対策費は、前年度に比べ１９５万７千円、率にして１０．１％増の総額２，１３０万５千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き、防災・安全交付金を活用し、通学路等交通安全プログラム対策工事を予定しています。

②防犯費は、前年度に比べ６７万２千円、率にして２．６％増の総額２，６３５万４千円を計上しています。

［８］消防費は、前年度に比べ３億５，０８６万６千円、率にして８０．９％増の総額７億８，４４９万４千円を計上しています。

①非常備消防費は、前年度に比べ１４万円、率にして０．６％増の総額２，３０１万円を計上しています。

②常備消防費は、前年度に比べ３億４，８１０万６千円、率にして８４．７％増の総額７億５，８８６万４千円を計上しています。本年度は、高槻市との消防指令センター共同運用の開始を予定しています。

③消防施設費は、２６２万円を計上しています。

［９］教育費は、前年度に比べ８，８４９万８千円、率にして３．７％減の総額２２億９，９５６万３千円を計上しています。

（１）教育総務費

①教育委員会費は、前年度と同額の９７万２千円を計上しています。

②事務局費は、前年度に比べ１，１８２万３千円、率にして５．２％増の総額２億４，０７５万４千円を計上しています。

③教育センター費は、前年度に比べ４５万２千円、率にして２．６％減の総額１，６７８万８千円を計上しています。

④放課後子ども支援費は、前年度に比べ３，８７７万４千円、率にして２０．７％増の総額２億２，６２３万４千円を計上しています。本年度は、ＪＲ島本駅西地区集合住宅内に民間学童保育室を開設予定であることに伴い、事業者に対する補助金を計上しています。

（２）小学校費

①学校管理費は、前年度に比べ４億８，３３９万９千円、率にして４１．

４％減の総額６億８，２８３万２千円を計上しています。本年度は、第一小学校の放送設備改修工事を予定しています。

②教育振興費は、前年度に比べ１億５，４２３万８千円、率にして３７７．８％増の総額１億９，５０６万５千円を計上しています。これは主に、現在、町立小学校で使用しているタブレット端末を一括更新することに係る経費を計上していることによるものです。

（３）中学校費

①学校管理費は、前年度に比べ４，５６８万４千円、率にして１４．６％増の総額３億５，８３０万６千円を計上しています。本年度は、町立中学校の受変電設備改修工事及び第二中学校の放送設備改修工事を予定しています。

②教育振興費は、前年度に比べ７，２６３万９千円、率にして２３３．５％増の総額１億３７４万８千円を計上しています。これは主に、現在、町立中学校で使用しているタブレット端末を一括更新することに係る経費を計上していることによるものです。

（４）幼稚園費

幼稚園費は、前年度に比べ６，８２９万８千円、率にして４２．０％増の総額２億３，０９９万４千円を計上しています。これは主に、第一幼稚園ＬＥＤ化工事の実施及び町外私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に伴う施設型給付費の増によるものです。

（５）社会教育費

①社会教育総務費は、前年度に比べ５２６万８千円、率にして５．８％増の総額９，６１５万８千円を計上しています。

②青少年費は、前年度に比べ３１５万６千円、率にして５５．４％減の総額２５３万７千円を計上しています。これは主に、学習支援の場事業を人権文化センターへ移管したこと及びいきいき・ふれあい教育事業実行委員会が令和６年３月３１日付で解散されたため、補助金を計上していないことによるものです。

③文化財保護費は、前年度に比べ８５３万３千円、率にして３４．８％増の総額３，３０５万５千円を計上しています。これは主に、開発行為等に伴

う試掘調査及び確認調査の実施を必要とする案件が多く見込まれることによるものです。

④歴史文化資料館管理費は、前年度に比べ６５２万７千円、率にして３５．６％減の総額１，１８１万６千円を計上しています。これは主に、前年度に歴史文化資料館の耐震診断業務に係る経費を計上していたことによるものです。

⑤生涯学習費は、前年度に比べ２４万５千円、率にして７．２％減の総額３１３万９千円を計上しています。

⑥図書館費は、前年度に比べ６７０万７千円、率にして１３．７％増の総額５，５６７万７千円を計上しています。本年度は、書庫の電動式書架の基盤交換及び書架の追加工事を予定しています。

⑦スポーツ推進費は、前年度に比べ６６８万３千円、率にして１３．９％減の総額４，１４８万８千円を計上しています。これは主に、前年度に新体育館等整備基本計画策定業務に係る経費を計上していたことによるものです。

［10］災害復旧費は、前年度と同額の２，２０２万４千円を計上しています。

［11］公債費は、前年度に比べ１，６１１万１千円、率にして１．４％増の総額１１億８，９５８万５千円を計上しています。

元金については、前年度に比べ１，７０８万１千円、率にして１．５％減の総額１１億１，５９０万５千円を計上しています。これは主に、平成２６年度に借り入れた防災行政無線整備事業に係る町債及び平成１６年度に借り入れた臨時財政対策債の償還が完了したことによるものです。

次に、利子については、前年度に比べ３，３１９万２千円、率にして８２．０％増の総額７，３６８万円を計上しています。これは、金利が上昇傾向にあること及び令和６年度に借り入れた庁舎整備事業債の利子償還によるものです。

次に、一時借入金利子については、年度内の一時的な資金需要に対応するため計上しています。なお、本年度についても、基金保有残高を踏まえ、財

政調整基金等からの資金流用を優先することとし、８２万８千円を計上しています。

［12］予備費は、前年度と同額の１５，０００千円を計上しています。

なお、予算のプロフィール（重点項目、予算内訳表、主な普通建設事業等の参考資料）も参照していただきたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算（案）説明

それでは、第２０号議案「令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

土地取得事業特別会計は、土地開発基金の活用及び公共用地先行取得等事業債の借入れにより、自主的かつ主体的なまちづくりを円滑に推進するため、公共用地の先行取得等公有地の確保を図ることを目的としています。

令和７年度予算総額は、第１条のとおり、歳入歳出総額２億７，８００万円で、前年度より１００万円の増額となっています。

歳入については、財産収入の利子及び配当金では、土地開発基金の利子収入として、前年度と同額の１４４万９千円を計上しています。

次に、繰入金の土地開発基金繰入金では、公共用地の先行取得が円滑に行えるように、土地開発基金保有額の範囲内である２億７，６５５万１千円を計上しています。

歳出については、公共用地先行取得費では、土地開発基金保有額の範囲内で事業実施できるよう、２億７，６５５万１千円を計上しています。

諸支出金の土地開発基金費１４４万９千円については、土地開発基金から生じる利子収入を当該基金に積み立てるため、歳入と同額を計上しています。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町土地取得事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算（案）説明

それでは、第２１号議案「令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

大阪府から示されました令和７年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る係数等に基づき編成した令和７年度の予算総額は、３２億９２７千円で、前年度に比べ１億２９，１２１千円、率にして３．９％の減となっています。

それでは、歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、保険料については、大阪府から通知された市町村国保事業費納付金に必要な額を保険料として賦課する仕組みとなっています。本年度の保険料については、前年度に比べ、保険料総額で１６，５９３千円の減となっています。

年間平均被保険者数は６２人の減が見込まれ、現年の一人当たり年間保険料は１２１，３４７円と、前年度に比べ１，３３２円、率にして１．１％の減となっています。

次に、府支出金については、都道府県が保険給付に必要な費用の全額を市町村に交付する普通交付分として２３億１０，７９９千円を計上しています。

また、保険者努力支援分、特別調整交付金分、特定健診等負担金の特別交付分として、１６，５１３千円を計上しています。

次に、一般会計繰入金については、２億７４，４９７千円で、前年度に比べ１７，３１０千円の減となっています。

保険基盤安定繰入金については令和７年度見込額を、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金繰入金については法定繰入れ分を、未就学児均等割保険料繰入金、産前産後保険料繰入金及び財政安定化支援事業繰入金については令和６年度実績を基に計上しています。

また、その他一般会計繰入金については、地方単独事業の減額調整分として５，８０１千円を計上しています。

次に、歳出です。総務費については、前年度に比べ５，９５５千円の減となっています。

次に、保険給付費については、大阪府から通知された医療費総額を基に過去の医療費の実績を勘案して推計しています。療養給付費については１９億５６，７

０４千円を計上し、前年度に比べ８２，９４４千円の減となっています。

また、療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費についても、過去の実績、対象被保険者数等を精査し、所要額を計上しています。なお、本年度一人当たりの医療費については、一般被保険者で４７２，８８４円を見込んでいます。

次に、国民健康保険事業費納付金については、大阪府内の市町村ごとの被保険者数や所得水準によって按分された額が大阪府から通知されたものであり、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金を併せて７億７８，７３４千円を計上しています。

また、保健事業費については、特定健康診査等事業費で、２８，３１４千円を計上しています。

次に、疾病予防費では１４，３２８千円を計上しており、本町が実施している各種検診（健診を含む。）の自己負担金助成、前立腺がん検査、ピロリ菌検査、医療費分析を始めとする医療費適正化関係業務、人間ドック助成の府共通基準に加え初回申請者の上乗せ助成を計上しています。

また、予備費では、年度末の突発的な医療費の急増に対し予算措置が困難なケースに対応するため、２５，０００千円を計上しています。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算（案）説明

それでは、第２２号議案「令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算」について、御説明申し上げます。

令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算については、予算総額６億７５，３１４千円、前年度と比較して２９，３０１千円の減、率にして４．２%の減となっています。後期高齢者医療制度については、財政運営は都道府県を単位として全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収等を市町村が行うものです。

それでは、歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、保険料については、被保険者の一人ひとりが等しく負担する均等割額（応益分）と、被保険者がそれぞれの所得に応じて負担する所得割額（応能分）の合計で構成されています。また、保険料率及び賦課限度額については、大阪府後期高齢者医療広域連合の条例で定められています。

令和７年度においては、令和６年度と同じ保険料率で、均等割額が５７，１７２円、所得割率が１１．７５％、賦課限度額は８０万円となります。

本町の被保険者数を５，２１４人と見込んで算出した保険料現年度分は、５億４３，１７９千円で、保険料軽減後の１人当たりの賦課額は、１０４，１７７円です。

次に、一般会計繰入金で、事務費繰入金については、職員２人の人件費を含めた事務費２８，４９２千円、保険基盤安定繰入金については、均等割の軽減総額１０２，５９２千円を計上しています。

次に、歳出です。総務費については、職員２人分の人件費、委託料等として、２７，９０３千円を計上し、前年度と比べ１１，２７１千円の増となっています。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料等負担金及び保険基盤安定負担金を合わせ、６億４６，１７１千円となっています。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算（案）説明

それでは、第２３号議案「令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算については、予算総額３２億３，５８９万５千円、前年度と比較して１億３，８９９万９千円の増、率にして４．５％の増となっています。令和７年度は、令和６年度から令和８年度までの３か年間を計画期間とする第９期島本町介護保険事業計画の中間年度であり、計画に沿った予算計上を行ったものです。

それでは、歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、保険料については、６５歳以上の方の介護保険料として６億７，６５９万６千円を計上しています。

次に、国庫支出金のうち介護給付費負担金については、法定負担割合に基づき、施設分に係る保険給付費の１５％相当額及びその他の保険給付費の２０％相当額の５億５，０５７万１千円を計上しています。

また、国庫補助金については、調整交付金として、保険給付費、介護予防・日常生活支援総合事業の１．９６％相当額６，０６７万８千円、地域支援事業交付金４，３３２万９千円、保険者機能強化推進交付金２４０万２千円及び介護保険保険者努力支援交付金４６１万８千円の合計１億１，１０２万７千円を計上しています。

次に、支払基金交付金については、介護給付費交付金として４０歳から６４歳までの方が、それぞれ加入している各医療保険から徴収される第２号被保険者の介護保険料相当額８億１，０３７万４千円、地域支援事業支援交付金２，５４９万３千円の合計８億３，５８６万７千円を計上しています。

次に、府支出金のうち介護給付費負担金については、施設分に係る保険給付費の１７．５％相当額及びその他の保険給付費の１２．５％相当額の４億２，４８８万円を計上しています。

また、府補助金の地域支援事業交付金については、２，４０２万６千円を計上しています。

次に、繰入金のうち、一般会計繰入金については、介護給付費繰入金が３億

７，５１７万３千円、地域支援事業繰入金が２，４０２万６千円、職員給与費等繰入金が３，８７１万６千円、低所得者保険料軽減繰入金が２，７４０万７千円、その他一般会計繰入金が３，６３８万２千円の合計５億１７０万４千円を計上しています。

また、基金繰入金については、保険料の上昇を抑制するため、介護保険給付準備基金からの取り崩し１億１，０９９万６千円を計上しています。

そのほか、諸収入で第三者納付金、国民健康保険団体連合会返納金をそれぞれ１千円計上しています。

次に、歳出です。総務費の総務管理費については、介護保険担当職員５人分の人件費等で４，７０１万３千円を計上しています。

次に、介護認定審査会費については、介護認定審査会委員報酬、訪問調査員報酬、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料等で２，６１８万６千円を計上しています。

次に、保険給付費については、令和６年度実績見込及び第９期介護保険事業計画に基づき、令和７年度の介護サービスの提供量及び介護予防サービス提供量に係る保険者負担総額並びにこれらサービス利用に係る審査支払手数料として、介護サービス等諸費で２７億６，５４６万６千円、介護予防サービス等諸費で９，１６３万６千円、高額介護サービス費で７，９６８万８千円、高額介護予防サービス費で３０万円、高額医療合算介護サービス費で１，９５０万４千円、高額医療合算介護予防サービス費で１０万円、介護保険給付準備基金利息で１２万５千円、特定入所者介護サービス費で４，４３９万円、特定入所者介護予防サービス費で３０万円の合計３０億１５０万９千円を計上しています。

次に、地域支援事業費については、介護予防・生活支援サービス事業費で９，２８４万８千円、一般介護予防事業費で１５７万１千円、地域包括支援センターの運営経費等の包括的支援事業費で５，９４５万円、任意事業費で４０４万３千円をそれぞれ計上しています。

そのほか、諸支出金で過年度保険料還付金として８５万円、還付加算金で５万円、一般会計で実施する高齢者の補聴器購入助成に係る財源として活用するための一般会計繰出金として３７万５千円、予備費として２００万円を計上しています。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算（案）説明

それでは、第２４号議案「令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

本事業会計は､大沢地区の飲料水の確保と安定供給を図るため設置しています。

それでは、予算書に基づき御説明申し上げます。

令和７年度の予算の総額については、第１条に定めているとおり、歳入歳出それぞれ前年度と比べ７４０万円増の１，０５０万円を計上しています。

歳入ですが、水道使用料については、大沢地区の１３件の使用水量を勘案し、前年度と同額の１１万円を計上しています。

本事業会計の収入は、この水道使用料のみで、適切な施設の維持を図るためには一般会計からの繰入れが必要不可欠であることから､一般会計繰入金として１，０３９万円を計上しています。

一方、歳出については、一般管理費で１，０４９万円を、予備費で１万円を、合計で１，０５０万円を計上しています。

主なものとしては、工事請負費として水質モニター更新工事（光回線）６５０万円を計上しています。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町大字各財産区特別会計予算（案）説明

それでは、第２５号議案「令和７年度島本町大字山崎財産区特別会計予算」から第２９号議案「令和７年度島本町大字大沢財産区特別会計予算」までについて御説明申し上げます。

始めに、大字山崎財産区特別会計予算では、歳入予算額１２５万２千円に対し、歳出予算額は２０万円で、差引残金は１０５万２千円です。

次に、大字広瀬財産区特別会計予算では、歳入予算額６１７万７千円に対し、歳出予算額は７７万７千円で、差引残金は５４０万円です。

次に、大字桜井財産区特別会計予算では、歳入予算額９，１９０万２千円に対し、歳出予算額は４４５万円で、差引残金は８，７４５万２千円です。

次に、大字東大寺財産区特別会計予算では、歳入予算額５５万４千円に対し、歳出予算額は８万円で、差引残金は４７万４千円です。

最後に、大字大沢財産区特別会計予算では、歳入予算額６２８万９千円に対し、歳出予算額は２０万円で、差引残金は６０８万９千円です。

５財産区特別会計の歳入予算総額は１億６１７万４千円で、その主な内容は、令和６年度からの繰越金です。

一方、歳出予算総額は５７０万７千円で、その内容は、各財産区の管理経費及び自治会に対する運営補助金です。

なお、各予算とも、それぞれの財産区管理会から、あらかじめ同意をいただいています。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町大字山崎財産区特別会計予算から令和７年度島本町大字大沢財産区特別会計予算までの説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町水道事業会計予算（案）説明

それでは、第３０号議案「令和７年度島本町水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

第１条、総則では、令和７年度の予算を定めています。

第２条、業務の予定量では、最近の人口動態や節水器具の普及状況を勘案し、給水戸数を１万３，９５６戸と、給水人口を３万１，７７４人と、年間総配水量を３２２万２千㎥と、一日平均配水量を８，８２７㎥としています。

また、建設改良事業の事業費総額については、６億４，８３３万８千円（対前年度比１１．８％増）を計上しています。そのうち、拡張事業については１億８，９００万円（対前年度比２４．３％増）を、施設整備事業については４億１，５９７万円（対前年度比８．１％増）を計上しています。

第３条、収益的収入及び支出のうち、まず収入ですが、第１款、水道事業収益では、６億９，２２０万円（対前年度比２．３％増）を計上しています。

第１項、営業収益では、５億５，８０３万円（対前年度比０．２％増）を計上しています。そのうち、水道事業の収入の大半を占める給水収益については、５億５，０１３万６千円（対前年度比０．２％増）を見込んでいます。

第２項、営業外収益では、１億３，４１６万９千円（対前年度比１２．４％増）を計上しています。その内訳として、負担金では３，４５７万円を、受取利息では１６２万円を、下水道受託収益では１，４６１万５千円を、他会計繰入金では３７７万３千円を、長期前受金戻入では７，８００万９千円を、雑収益では１５８万２千円を計上しています。

第３項、特別利益では、前年度と同額の１千円を計上しています。

次に、支出ですが、第１款、水道事業費用では、６億５，５４０万円（対前年度比７．０％増）を計上しています。

第１項、営業費用では、６億１，９５９万８千円（対前年度比５．６％増）を計上しています。その内訳として、原水及び浄水費では１億９，６２４万８千円を、配水及び給水費では５，６５３万８千円を、受託工事費では５４４万３千円を、総係費では１億１，３０９万２千円を、減価償却費では２億３，０２６万１千円を、資産減耗費では１，８０１万６千円を計上しています。

また、複数水源による安定供給を図るため、引き続き大阪広域水道企業団から年間配水量のおおむね１０％の量の高度浄水処理水を受水する予定です。

第２項、営業外費用では、２，５８０万２千円（対前年度比５９．９％増）を計上しています。その内訳として、企業債支払利息では５５０万２千円を、雑支出では３０万円を､消費税及び地方消費税では２,０００万円を計上しています。

第３項、予備費では、円滑な企業活動を期するため、前年度と同額の１，０００万円を計上しています。

以上、収益的収支では、３，６８０万円の利益を見込んでいます。

第４条、資本的収入及び支出のうち、まず収入ですが、第１款、資本的収入では、８，５０８万２千円（対前年度比１０．１％増）を計上しています。

第１項、加入金では５，９７８万円（対前年度比１０．０％減）を、第２項、出資金では１８０万２千円（対前年度比１．９％増）を、第３項、工事負担金では２，３５０万円（対前年度比１５９．４％増）を計上しています。

次に、支出ですが、第１款、資本的支出では、６億６，５９０万円（対前年度比１１．５％増）を計上しています。

第１項、建設改良費では、６億４，８３３万８千円（対前年度比１１．８％増）を計上しています。

主なものとして、拡張事業費の工事請負費では広瀬取水井新設工事７，８００万円及び広瀬取水井導水管新設工事１億１，１００万円を、施設整備事業費の委託料では島本町管路更新実施設計業務３，０００万円、広瀬取水井新設に伴う水道事業認可変更申請書作成業務１，４００万円、第二送水管基本検討業務１，７００万円を、工事請負費では、老朽配水管布設替工事２億３，１００万円、公共下水道関連配水管等移設工事２，５８５万円、中央監視テレメータ装置専用回線等更新工事９，１５０万円及び第２高区配水池送水流量計更新工事６６２万円を計上しています。

第２項、企業債償還金では、政府資金等の企業債の元金償還金１，７５６万２千円（対前年度比２．０％増）を計上しています。

第５条、予定支出の各項の経費の金額の流用では、その対象となる経費を消費税及び地方消費税と定めています。

第６条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、その対象

となる経費を水道事業会計の職員１４人分の職員給与費９，９３７万２千円（対前年度比３．８％増）と定めています。

第７条、他会計からの補助金では、一般会計からの補助を受ける金額として収益的収入では７７万３千円（対前年度比１５．６％減）及び資本的収入では１８０万２千円（対前年度比１．９％増）と定めています。

第８条、たな卸資産購入限度額では、たな卸資産の購入限度額を１，６００万円と定めています。

第９条、重要な資産の取得では、取得する資産を上水道台帳システムと定めています。

なお、詳細については、本予算書に記載しているとおりです。

以上、簡単ではありますが、令和７度島本町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町下水道事業会計予算（案）説明

それでは、第３１号議案「令和７年度島本町下水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

第１条、総則では、令和７年度の予算を定めています。

第２条、業務の予定量では、桜井二丁目の一部区域における約２．４ｈａの整備を予定していますので、排水区域を３２５．９ｈａと、年間有収水量を３６３万１千㎥と、一日平均有収水量を９，９４８㎥としています。

また、建設改良事業の事業費総額については、５億１，９４７万７千円（対前年度比１３．２％増）を計上しています。そのうち、公共下水道整備事業費については４億５，２９９万８千円（対前年度比６．６％増）を計上しています。

第３条、収益的収入及び支出のうち、まず収入ですが、第１款、下水道事業収益では、９億９，７８０万円（対前年度比３．９％減）を計上しています。

第１項、営業収益では、６億７，２９５万８千円（対前年度比２．３％増）を計上しています。そのうち、下水道事業の収入の大半を占める下水道使用料については、４億８，７１４万１千円（対前年度比２．３％増）を見込んでおり、雨水処理費用に対する一般会計からの負担金として、雨水処理負担金では１億８，５７０万円（対前年度比２．６％増）を計上しています。

第２項、営業外収益では、３億２，４８４万２千円（対前年度比１４．６％減）を計上しています。その内訳として、他会計補助金では１億１３０万円を、長期前受金戻入では２億１，７９０万３千円を、資本費繰入収益では４３万７千円を、その他営業外収益では５２０万２千円を計上しています。

次に、支出ですが、第１款、下水道事業費用では、９億１，７３０万円（対前年度比１．９％増）を計上しています。

第１項、営業費用では、８億４，８４５万円（対前年度比２．８％増）を計上しています。その内訳として、管渠に係る施設の維持管理及び作業に要する費用である管渠費では１，０２８万８千円を、山崎ポンプ場の維持管理及び作業に要する費用であるポンプ場費では３，２７３万２千円を、下水道普及指導に要する費用である普及指導費では３５万円を、受益者負担金及び下水道使用料の徴収に要する費用である業務費では１，５７１万２千円を、事業活動全般に関する費用

である総係費では３，４１０万４千円を、安威川・淀川右岸流域下水道の維持管理に要する負担金等である流域下水道維持管理負担金では２億４，７２９万３千円を、減価償却費では５億７９７万１千円を計上しています。

第２項、営業外費用では、６，３８５万円（対前年度比８．５％減）を計上しています。その内訳として、企業債利息及び企業債取扱諸費では５，３７４万円を、雑支出では１１万円を、消費税及び地方消費税では１，０００万円を計上しています。

第３項、予備費では、円滑な企業活動を期するため、前年度と同額の５００万円を計上しています。

以上、収益的収支では、８，０５０万円の利益を見込んでいます。

第４条、資本的収入及び支出のうち、まず収入ですが、第１款、資本的収入では、５億８，９８０万円（対前年度比２０．９％増）を計上しています。

第１項、企業債で２億２，６７０万円を、第２項、国庫補助金では１億８，２３０万円を、第３項、受益者負担金で７８０万円を、第４項、出資金では１億７，３００万円を計上しています。

次に、支出ですが、第１款、資本的支出では、９億６，９８０万円（対前年度比２．９％増）を計上しています。

第１項、建設改良費では、５億１，９４７万７千円（対前年度比１３．２％増）を計上しています。

主なものとして、公共下水道整備事業費のうち委託料では下水道管渠実施（詳細)設計業務２２０万円、流域関連公共下水道事業計画変更認可図書作成業務１，０００万円、公共下水道雨水管理総合計画策定業務１，７００万円、管更生実施設計業務１，３００万円及び山崎ポンプ場雨水ポンプ増設工事委託（№３ポンプ増設）２億５，５００万円を、工事請負費では公共下水道汚水管（第１工区）築造工事２，８００万円、公共下水道汚水管（第２工区）築造工事５，１００万円及び公共下水道マンホール蓋取替工事２，１００万円を計上しています。

第２項、企業債償還金では、政府資金等の企業債の元金償還金４億５，０３２万３千円（対前年度比６．９％減）を計上しています。

第５条、債務負担行為では、山崎ポンプ場雨水ポンプ増設工事委託（№３ポンプ増設）及び島本町水洗便所改造資金融資あっせんに基づく金融機関に対する損

失補償に関わる事項、期間並びに限度額を定めています。

第６条、企業債では、公共下水道事業債１億９，０４０万円及び流域下水道事業債３，６３０万円を定めています。

第７条、一時借入金の限度額は、４億円と定めています。

第８条、予定支出の各項の経費の金額の流用では、その対象となる経費を消費税及び地方消費税と定めています。

第９条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、その対象となる経費を下水道事業会計の職員５人分の職員給与費４，４２１万８千円（対前年度比１２．５％増）と定めています。

第１０条、他会計からの補助金では、一般会計からの補助を受ける金額として収益的収入では１億１３０万円（対前年度比３５．１％減）を、資本的収入では１億７，３００万円（対前年度比６８．０％増）と定めています。

第１１条、重要な資産の取得では、取得する資産を受益者負担金システムと定めています。

なお、詳細については、本予算書に記載しているとおりです。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令 和 7 年 度 予 算（ 案 ）資 料

島　　本　　町

目　　次

一般会計予算（案）のプロフィール…… 1

主要施策について…… 2

一般会計歳入予算内訳表…… 12

一般会計歳出予算内訳表…… 13

一般会計歳出予算性質別内訳表…… 14

地方消費税交付金のうち社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費…… 15

都市計画税の使途状況…… 16

土地取得事業特別会計予算（案）のプロフィール…… 17

国民健康保険事業特別会計予算（案）のプロフィール…… 18

後期高齢者医療特別会計予算（案）のプロフィール…… 20

介護保険事業特別会計予算（案）のプロフィール…… 21

大沢地区特設水道施設事業特別会計予算（案）のプロフィール…… 22

水道事業会計予算（案）のプロフィール…… 23

下水道事業会計予算（案）のプロフィール…… 25

一般会計予算(案)のプロフィール

○ 予算規模

(単位:千円、%)

区分		令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	対前年度	
				増減額	増減率
一般会計		16,569,000	16,913,000	△ 344,000	△ 2.0
	町税	5,089,230	5,126,254	△ 37,024	△ 0.7
	地方交付税	1,646,000	1,678,000	△ 32,000	△ 1.9
	国・府支出金	4,278,133	3,616,426	661,707	18.3
	地方債	979,300	2,736,800	△ 1,757,500	△ 64.2
	その他	4,576,337	3,755,520	820,817	21.9
参考	特別会計	7,400,636	7,411,659	△ 11,023	△ 0.1
参考	財産区特別会計	5,707	5,190	517	10.0
参考	水道事業会計	1,321,300	1,209,900	111,400	9.2
参考	下水道事業会計	1,887,100	1,842,500	44,600	2.4
合計		27,183,743	27,382,249	△ 198,506	△ 0.7

○ 主要歳出項目

(単位:百万円、%)

区分	令和7年度				令和6年度			
		対前年度増減率	うち経常分	対前年度増減率		対前年度増減率	うち経常分	対前年度増減率
一般会計総額	16,569	△ 2.0	13,415	10.5	16,913	23.4	12,139	5.0
うち総務費	3,081	△ 28.5	1,441	9.8	4,311	81.7	1,312	3.8
うち民生費	6,659	9.3	6,637	17.5	6,093	11.3	5,648	5.6
うち衛生費	1,134	△ 0.1	951	2.1	1,135	9.0	931	4.6
うち土木費	938	4.9	619	△ 3.7	894	△ 8.7	642	10.6
うち消防費	784	80.9	481	12.9	434	△ 11.6	426	4.3
うち教育費	2,300	△ 3.7	1,673	6.3	2,388	41.2	1,573	6.8
うち公債費	1,190	1.4	1,190	1.4	1,173	2.0	1,173	2.0

○ 人件費の推移

区分		令和7年度	令和6年度	令和5年度
人件費 〔うち退職手当〕	(百万円)	2,988 〔41〕	2,628 〔17〕	2,483 〔0〕
人件費比率	(%)	18.0	15.5	18.1
職員数 (一般職)	(人)	244	242	239

○ 町債の状況

令和6年度末現在高(見込)	13,319 百万円
令和7年度中起債発行額(見込)	979 百万円
令和7年度中元金償還額(見込)	1,116 百万円
令和7年度末現在高(見込)	13,182 百万円

新庁舎建設事業　［総務・債権管理課］　157,239 千円

～本年５月から供用開始～

現在の役場庁舎は昭和 47（1972）年 11 月に建設されたもので、「耐震性能の不足」「建物の老朽化」「バリアフリーへの対応」などの問題を抱えている。これらの課題解決に向け、令和５年６月から新庁舎建設工事に着手しており、令和７年５月からの新庁舎棟供用開始、外構など工事全体では令和８年５月末の竣工を予定。

また、住民の方向けの内覧会を３月１５日午後に実施する。



工事期間 令和 5～8 年度　**工事費総額** 33 億 6,813 万 4 千円

【建築概要】 主要用途 庁舎　**建築面積** 3,139.14 ㎡　**延床面積** 6,244.59 ㎡

駐車台数 来庁者用 41 台、公用車用 21 台　**駐輪台数** 来庁者用 93 台、公用車用 9 台

構造・階数 新庁舎棟：鉄骨造・地上４階、 広場棟（現役場庁舎）：鉄筋コンクリート造・地上２階



鶴ヶ池広場から見た新庁舎イメージ



２階庁舎ロビーイメージ



JR 高架側から見た新庁舎イメージ



議場イメージ

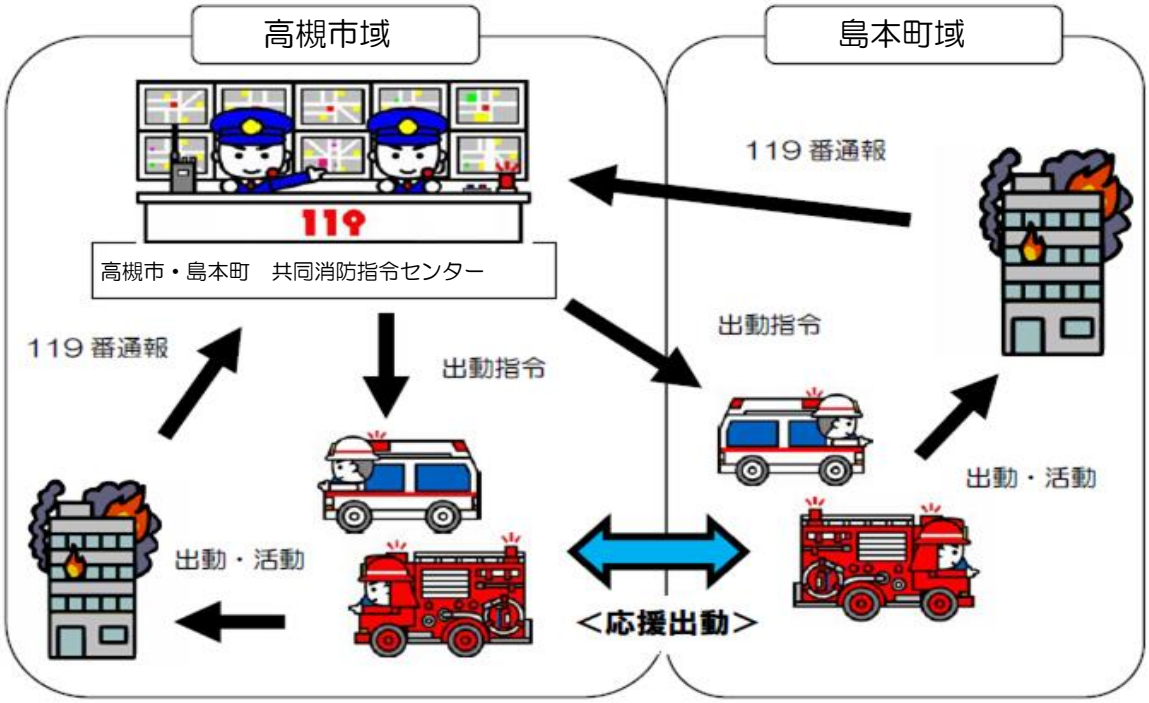
消防指令センター共同運用　［管理課］	**263,545　千円**

　高槻市と島本町とで１１９番通報の受信、消防車や救急車の出動指令や無線通信の統制などの業務が実施可能な消防指令センターを共同で整備する。（高槻市消防本部内に設置）

〇運用開始時期　　令和７年１０月（予定）

〇予算
- ・消防指令センター整備事業負担金　226,969 千円
- ・消防指令センター整備関連工事　21,230 千円
- ・消防指令センター共同運用負担金　15,346 千円

〇メリット
- ・両市町の境界付近での火災、連続火災などが発生した場合の応援要請時間の短縮効果　約２分
- ・高槻市東部地域の一部における救急要請に対し五領出張所の救急車が出動中に島本町から出動した場合の現場到着時間の短縮効果　約３分
- ・消防指令業務を１０年間実施した場合の財政効果（整備、運用経費）
  高槻市　約６億９千万円　　島本町　約６億円
  （※高槻市・島本町広域行政勉強会事務連携ワーキング報告書作成時）



※共同消防指令センターで両市町の災害発生状況等の情報を一元管理する。

淀川河川公園（島本地区）テニスコート利用料補助実証実験 ［生涯学習課］	**370 千円**

○事業目的

老朽化の進む東大寺公園テニスコートについては、現在策定中の「島本町新体育館等整備基本計画」において、水無瀬川緑地公園への整備を見送り、今後の対応について再度検討することとしている。

一方で、町内には淀川河川公園（島本地区）のテニスコートがあるが、本町東大寺公園テニスコートとの利用料金に大きな差があることもあって利用は低調であり、利用がされれば町内のテニス需要を一定満たす可能性があるため、今後の検討を行うにあたり、その原因を探る必要がある。

そこで、社会実験として、期間を限定したうえで本町の東大寺公園テニスコートと淀川河川公園（島本地区）テニスコートの利用料金の差額を補助し、利用状況の検証を行うもの。

○**事業期間**：令和７年９月から１１月まで（３か月間）
比較的テニスコートの利用が多い、気候の良い時期を設定

○**事業対象**：町内在住・在学・在勤の成人が代表であり、構成員の過半数が町内在住・在学・在勤である団体

○事業内容：

淀川河川公園（島本地区）テニスコートの利用料金から、東大寺公園テニスコートの利用料金（減免あり）を引いた額を補助する。

	淀川河川公園		東大寺公園		補助額
平日	1,720 円	－	400 円	＝	1,320 円
土日祝	2,340 円	－	400 円	＝	1,940 円

※いずれも２時間当たりの金額



淀川河川公園



東大寺公園

小中学校給食支援事業　［教育総務課］　52,234 千円

○事業目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を踏まえ、令和７年４月から令和８年３月分までの給食提供に伴う小学校給食費の一部（令和５年６月以降の値上げ相当分）を免除並びに令和７年４月から同年１２月分までの中学校給食費を全額免除及び令和８年１月から３月分までの中学校給食費の一部（令和５年６月以降の値上げ相当分）を免除し、保護者の経済的負担の軽減を図る。

○**事業期間**：令和７年４月から令和８年３月まで

○**事業対象**：学校給食費を負担する町立学校児童・生徒の保護者

○事業内容：

令和７年４月分から令和８年３月分までの小・中学校給食費に係る保護者負担分の全額または一部免除

●小学校（令和７年４月分から令和８年３月分まで）

学年	給食費額	一食当たり徴収額	免除額
１・２年生	２５５円	２３０円	２５円
３・４年生	２６５円	２４０円	２５円
５・６年生	２７５円	２５０円	２５円

●中学校①（令和７年４月分から同年１２月分まで）

学年	給食費額	一食当たり徴収額	免除額
１～３年生	３２５円	０円	３２５円

●中学校②（令和８年１月分から同年３月分まで）

学年	給食費額	一食当たり徴収額	免除額
１～３年生	３２５円	３００円	２５円



みづまろキッズプランの推進　［教育推進課］	**８４千円**

～みづまろキッズ保育・教育ビジョンに基づいた取組の充実～

島本町では、これからの幼児期及び小学校以降の教育の姿、現状と課題、今後の方向性等について検討を進めてきた。町立保幼小中学校において、「みづまろキッズ保育・教育ビジョン」に基づいた取組を推進し、めざす子ども像の実現と、実現するためにつけたい３つの力を育むことを目指していく。





【令和７年度実施予定内容】

●幼稚園・保育所・小学校でのみづまろキッズカリキュラムの実施

●小中学校において、総合的な学習の時間を中心とした非認知能力育成に向けた取組の実施

●小中学校において、すべての子どもを対象とした「みづまろキッズアンケート」の実施と経年比較

保育環境の整備　［教育総務課･保育幼稚園課］	**56,941 千円**

～放課後児童及び就学前児童の居場所づくり～

需要が拡大する小学校の放課後児童や就学前児童の受け皿となるよう、ＪＲ島本駅西側（第三小学校区）に建設される集合住宅内に、学童保育室と小規模保育事業所を新たに開設し、子育て世帯が安心して子育てできる環境の整備を進める。

○事業内容

学童保育室と小規模保育事業所の運営を行うことが決定した事業者が、開設準備を行うに当たり、必要な支援や手続を行い、学童保育室については令和８年４月１日までに、小規模保育事業所については令和７年１０月１日までに事業を開始する。

○事業費　５６，４４１千円

○開室･開所時期

（学童保育室）令和８年４月１日までに開室

（小規模保育事業所）令和７年１０月１日までに開所

～第二保育所給食室他改修設計～

近年、未就学児童の保育需要が急速に高まっている中、町立第一幼稚園については、入園児数が減少している。

そのような状況を踏まえ、第一幼稚園について、幼稚園としての機能を維持しながら、保育需要の受け皿としての役割を担えるよう、「３年保育の導入」、「開園時間の延長」とともに、「給食の導入」を行い、待機児童の更なる発生の抑制を目指す。

〇事業内容

給食の導入に当たっては、町立第一幼稚園の敷地面積や費用、工期などを考慮した結果、町立第二保育所との親子方式を採用することが望ましいと考えられることから、町立第二保育所及び町立第一幼稚園における工事について、これに係る設計業務を実施する。

○事業費　５００千円

〇今後の主なスケジュール

●令和７年４月～６月頃　設計業務

●令和７年９月～１２月頃　改修工事

●令和８年４月～　第一幼稚園給食開始

小学校施設改善事業・中学校施設改善事業 ［教育総務課］ **幼稚園施設改善事業** ［保育幼稚園課］	**94,469 千円**

～安全・安心な教育環境の確保～

令和５年３月の埼玉県内の中学校への不審者侵入事案を受け、学校施設環境改善交付金においては、公立の小学校、中学校及び幼稚園等を対象に、防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等の整備について、令和５年度から令和７年度までの間、集中的な支援が行われることとなっている。

各小中学校及び幼稚園の不審者侵入防止対策の強化を目的に、老朽化した校門等の改修及び防犯カメラ・オートロックシステム等の更なる整備を目的に防犯対策工事を行う。

町立小中学校及び幼稚園防犯対策工事　【９４，４６９千円】

小学校費：５７，８２０千円　中学校費：３２，４２８千円　幼稚園費：４，２２１千円

●町立小学校４校、町立中学校２校、町立幼稚園１園において防犯対策工事を実施する。

〇特定財源

学校施設環境改善交付金（補助対象経費の１／２※）

※令和５年度から令和７年度まで、補助割合嵩上げ（１／３→１／２）期間

令和６年度	実施設計業務
令和７年度	防犯対策工事















「島本と　。」まちの魅力の創造・発信事業の実施 [にぎわい創造課]　13,535 千円

～町の観光振興及びにぎわいづくりの推進～

令和３年度に策定した地域再生ビジョンに基づき、令和５年度から国の交付金である「デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ」の事業採択をうけ、人的発掘、こと興しの開発、土産商品の開発、創業支援の検討、デザイン計画の運用推進、上質なタウンプロモーションを実施している。令和７年度は「新しい地方経済・生活環境創生公金事業」として、引き続き観光客誘致など町の観光振興及びにぎわいづくりに繋げるため、専門家の支援のもと、地域づくりに取り組む。

○令和７年度主な実施内容

- ●町内の魅力ある人材を継続して発掘し、取材・執筆・撮影をし、「島本とこの人。」というタイトルで広報誌や WEB にて発信。
- ●発掘した人材資源を活かした新規イベントの開発・実施の支援。
- ●町内創業希望者を対象とした、創業支援プログラムの実施。
- ●サイン計画に基づき、駅前の観光案内板リニューアル及び周遊表示の設置。
- ●本事業を手掛けるデザイナーによる、町広報物等のデザイン監修の実施。
- ●島本駅前に位置する島本町立歴史文化資料館を、民間活力の導入を視野に利活用の検討を進める。

【島本町立歴史文化資料館　利活用業務について】

- ●島本町立歴史文化資料館を、民間活力の導入を視野に利活用の検討を進める。あわせて、向かいに位置する史跡桜井駅跡史跡公園の活用についても検討を進め、島本駅前一体とした活性化を図る。
- ●令和６年度に実施したサウンディング型市場調査を参考に、整備方針を検討、導入機能及び施設改修方針の検討、モデルプランの作成、事業計画の検討、概算事業費の算定を行う。

＜島本町立歴史文化資料館＞





＜史跡桜井駅跡史跡公園＞





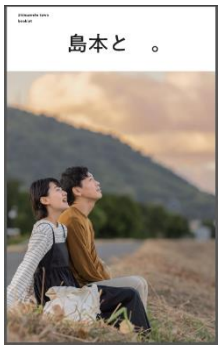
＜参考＞

○令和６年度主要実績

- 島本町在住のフォトグラファーであり、世界最大級の写真団体である「全米写真協会」からマスターフォトグラファーの称号を授与された松尾圭一郎氏が手掛ける写真イベント、「しまもと小さなフォトグラファーの日」を開催。
- タウンプロモーションの一環として、町職員が使用する名刺と町封筒のデザインを作成。あわせて、観光マップのデザインリニューアル、本事業の PR を目的としコンセプトカードの作成。



- 島本駅、水無瀬駅、山崎駅に設置している観光案内板のデザインを見直し、観光案内板や町内周遊表示の方針を定める「サイン計画」を作成。
- 島本町プロモーション用ブックレットの増刷。
- 本事業を手掛けるデザイナーによる、町広報物等のデザイン監修の実施。
- 町内創業希望者５組を対象とした、全７回の創業支援プログラムの実施。
- 島本町立歴史文化資料館の利活用を検討し、民間事業者に対するサウンディング型市場調査の実施。



△ブックレット「島本と　。」

○特定財源

・新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）： 4,017 千円

大阪・関西万博関連の取組について　［政策企画課］　925 千円

～国内外からの来場者に島本町の魅力を発信～

2025 年大阪・関西万博は、地元大阪で開催される国際的なイベントであり、国内外から約２，８２０万人の来場者が訪れると想定されている。万博を契機として、本町の魅力を国内外に発信することを目的として出展を予定しており、出展に係る事業を行うもの。

【これまでの取組】

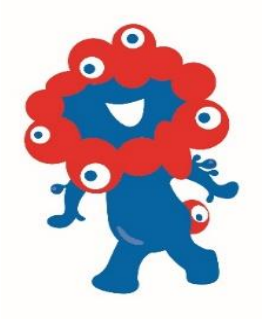
〇令和５年度

万博開幕 500 日前イベント「EXPO FES!」ブース出展

デジタルサイネージや町公式 SNS で情報発信

ミャクミャクの図柄入りナンバープレートを交付(原付バイク用 100 枚)

ミャクミャクの図柄入りナンバープレートを公用車２台に導入



大阪・関西万博
公式キャラクター
ミャクミャク
©Expo 2025

〇令和６年度

大阪・関西万博の機運醸成や北摂エリアの魅力発信を目的として、北摂７市３町が連携して次の４事業を実施中

・各市町マスコットキャラクターによる「ゆめいろ大阪音頭」の万博応援動画を作成し、YouTube で公開

・大阪北摂を巡る！北摂周遊デジタルスタンプラリー

・北摂弁当作成に係るレシピコンテストやお披露目会

・北摂版冊子の作成

【令和７年度予定事業】

大阪・関西万博への出展

府内全自治体が参加する「大阪ウィーク」内の催事 「地域の魅力発見ツアー～大阪 43 市町村の見どころ～」へ次のとおり出展予定

出展予定日：令和７年７月２９日(火)・３０日(水)

出 展 会 場：EXPO メッセ「WASSE」

出 展 エリア：たべなはれゾーン…７月２９日(火)・３０日(水)の２日間

イベントステージ…７月３０日(水)

催 事 内 容：大阪 43 市町村の様々な魅力が楽しめる参加・体験型イベント

食や観光、歴史・伝統文化、産業・技術、アート・カルチャーなどの視点から大阪の魅力にふれる

出 展 予 定：島本町の知名度向上や観光誘客、また、日本のウイスキーのふるさととしての認知度の向上などを想定し、町の特色ある飲食物の販売(ウイスキーやタケノコ、ジビエを使った商品などを予定)や、達人による蹴鞠やダブルダッチのパフォーマンスを予定

一 般 会 計 歳 入 予 算 内 訳 表

区分		令和７年度			令和６年度			令和５年度		
		当初予算額	対前年度増減率	構成比	当初予算額	対前年度増減率	構成比	当初予算額	対前年度増減率	構成比
1. 町税		5,089,230	△ 0.7	30.7	5,126,254	4.2	30.3	4,921,762	0.3	35.9
2. 地方譲与税		58,282	2.4	0.4	56,899	6.2	0.3	53,600	△ 3.6	0.4
3. 利子割交付金		11,000	266.7	0.1	3,000	0.0	0.0	3,000	△ 25.0	0.0
4. 配当割交付金		47,000	14.6	0.4	41,000	△ 12.8	0.3	47,000	67.9	0.4
5. 株式等譲渡所得割交付金		75,000	70.5	0.5	44,000	51.7	0.3	29,000	△ 29.3	0.2
6. 法人事業税交付金		70,000	34.6	0.4	52,000	6.1	0.3	49,000	△ 32.9	0.4
7. 地方消費税交付金		772,000	15.1	4.7	671,000	△ 2.0	4.0	685,000	10.1	5.0
8. ゴルフ場利用税交付金		40,000	△ 4.8	0.2	42,000	2.4	0.2	41,000	5.1	0.3
9. 環境性能割交付金		17,000	6.3	0.1	16,000	60.0	0.1	10,000	△ 28.6	0.1
10. 地方特例交付金		40,000	△ 78.3	0.2	184,000	275.5	1.1	49,000	2.1	0.4
11. 地方交付税		1,646,000	△ 1.9	9.9	1,678,000	△ 10.7	9.9	1,879,000	10.1	13.7
12. 交通安全対策特別交付金		3,000	0.0	0.0	3,000	△ 14.3	0.0	3,500	0.0	0.0
13. 分担金及び負担金		2,266	11.0	0.0	2,041	12.4	0.0	1,816	2.1	0.0
14. 使用料及び手数料		302,595	3.8	1.8	291,527	0.6	1.7	289,912	△ 1.0	2.1
15. 国庫支出金		2,963,917	17.7	17.9	2,517,888	29.9	14.9	1,937,706	△ 4.3	14.1
16. 府支出金		1,314,216	19.6	7.9	1,098,538	2.2	6.5	1,075,224	4.7	7.9
17. 財産収入		10,452	116.5	0.1	4,827	17.1	0.0	4,121	34.6	0.0
18. 寄附金		401,032	0.0	2.4	401,032	0.1	2.4	400,532	185.0	2.9
19. 繰入金		2,521,159	48.2	15.2	1,701,318	129.4	10.1	741,688	△ 15.7	5.4
20. 諸収入		205,551	△ 15.0	1.2	241,876	2.0	1.4	237,239	△ 4.5	1.7
21. 町債		979,300	△ 64.2	5.9	2,736,800	119.5	16.2	1,246,900	78.4	9.1
合計		16,569,000	△ 2.0	100.0	16,913,000	23.4	100.0	13,706,000	6.6	100.0
財源内訳	一般財源	9,697,587	0.6	58.5	9,638,187	8.4	57.0	8,895,085	4.2	64.9
	特定財源	6,871,413	△ 5.5	41.5	7,274,813	51.2	43.0	4,810,915	11.5	35.1

一 般 会 計 歳 出 予 算 内 訳 表

区　　分	令和7年度			令和6年度			令和5年度		
	当初予算額	対前年度増減率	構成比	当初予算額	対前年度増減率	構成比	当初予算額	対前年度増減率	構成比
1. 議会費	131,874	2.1	0.8	129,149	△ 0.6	0.8	129,895	0.2	1.0
2. 総務費	3,081,086	△ 28.5	18.6	4,310,695	81.7	25.5	2,372,644	45.9	17.3
3. 民生費	6,658,860	9.3	40.2	6,093,457	11.3	36.0	5,474,855	2.4	39.9
4. 衛生費	1,133,800	△ 0.1	6.8	1,134,506	9.0	6.7	1,040,700	△ 8.8	7.6
5. 農林水産業費	64,983	△ 3.5	0.4	67,369	△ 23.6	0.4	88,216	1.2	0.6
6. 商工費	249,861	△ 0.8	1.5	251,897	0.7	1.5	250,166	124.2	1.8
7. 土木費	937,870	4.9	5.7	893,740	△ 8.7	5.3	979,217	△ 17.6	7.2
8. 消防費	784,494	80.9	4.7	433,628	△ 11.6	2.6	490,382	12.3	3.6
9. 教育費	2,299,563	△ 3.7	13.9	2,388,061	41.2	14.1	1,691,571	18.2	12.3
10. 災害復旧費	22,024	0.0	0.1	22,024	△ 5.0	0.1	23,184	△ 0.2	0.2
11. 公債費	1,189,585	1.4	7.2	1,173,474	2.0	6.9	1,150,170	△ 12.9	8.4
12. 予備費	15,000	0.0	0.1	15,000	0.0	0.1	15,000	0.0	0.1
合　　計	16,569,000	△ 2.0	100.0	16,913,000	23.4	100.0	13,706,000	6.6	100.0

一 般 会 計 歳 出 予 算 性 質 別 内 訳 表

区　　分	令和７年度			令和６年度			令和５年度		
	当初予算額	対前年度増減率	構成比	当初予算額	対前年度増減率	構成比	当初予算額	対前年度増減率	構成比
1. 人件費	2,987,678	13.7	18.0	2,628,225	5.8	15.5	2,483,343	△ 0.5	18.1
2. 扶助費	4,568,849	22.9	27.6	3,718,651	5.3	22.0	3,531,817	1.1	25.8
3. 公債費	1,189,598	1.4	7.2	1,173,474	2.0	6.9	1,150,170	△ 12.9	8.4
4. 物件費	3,878,791	34.5	23.4	2,883,574	10.3	17.1	2,614,817	8.3	19.1
5. 維持補修費	122,370	0.8	0.7	121,367	25.3	0.7	96,823	18.1	0.7
6. 補助費等	612,526	△ 37.0	3.7	971,807	48.3	5.7	655,395	△ 2.2	4.8
7. 繰出金	1,348,569	2.8	8.2	1,311,871	2.3	7.8	1,282,219	4.9	9.3
8. 積立金	403,716	0.5	2.4	401,753	0.1	2.4	401,514	175.4	2.9
9. 貸付金	200	0.0	0.0	200	0.0	0.0	200	0.0	0.0
10. 投資・出資金	174,802	66.8	1.1	104,768	△ 36.0	0.6	163,733	△ 0.9	1.2
11. 普通建設事業費	1,244,877	△ 65.0	7.5	3,560,286	176.5	21.1	1,287,785	58.8	9.4
12. 災害復旧事業費	22,024	0.0	0.1	22,024	△ 5.0	0.1	23,184	1.2	0.2
13. 予備費	15,000	0.0	0.1	15,000	0.0	0.1	15,000	0.0	0.1
合　　計	16,569,000	△ 2.0	100.0	16,913,000	23.4	100.0	13,706,000	6.6	100.0

地方消費税交付金のうち社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費

（単位：百万円）

社会保障施策の分野 その主な内容	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国府支出金	その他		
社会福祉 生活保護、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉	5,351.6	3,342.3	168.6	1,840.7	一般財源のうち、地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充当される額及びその割合
社会保険 国民健康保険、介護保険、年金	1,347.6	239.7	4.8	1,103.1	
保健衛生 医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策	513.6	64.2	112.2	115.2	
合計	7,212.8	3,646.2	285.6	3,059.0	476.0 (15.561%)

都市計画税の使途状況

（単位：千円）

内容	令和７年度予算額	特定財源			一般財源	
		国支出金	地方債	その他		
下水道の整備	519,477	182,300	226,700	7,800	102,677	一般財源のうち、都市計画税が充当される額
町債償還額（下水道事業会計）	504,063	0	0	0	504,063	
合計	1,023,540	182,300	226,700	7,800	606,740	415,835

土地取得事業特別会計予算（案）のプロフィール

○　予 算 総 額

土地取得事業特別会計　　２７８，０００ 千円

（対前年度増減率　　０．４％）

○　主 要 歳 出 項 目

公共用地先行取得費　　２７６，５５１ 千円

諸支出金　　１，４４９ 千円

○　予 算 規 模

（単位：千円、％）

区　　分		令和７年度 当初予算額	令和６年度 当初予算額	対前年度 増減率
歳入	財　産　収　入	1,449	1,449	0.0
	繰　入　金	276,551	275,551	0.4
	合　計	278,000	277,000	0.4
歳出	公共用地先行取得費	276,551	275,551	0.4
	諸　支　出　金	1,449	1,449	0.0
	合　計	278,000	277,000	0.4

国民健康保険事業特別会計予算（案）のプロフィール

○　予算総額

国民健康保険事業特別会計　　３，２００，９２７千円

（対前年度増減率　△３．９％）

○　一般状況

被保険者見込数　　４，８００人（対前年度増減率　△１．３％）

○　賦課限度額保険料

	賦課限度額
医療分	６５万円（６５万円）
介護分	１７万円（１７万円）
後期分	２４万円（２２万円）

（　）は前年度

○　主要事項

一人当たり年間保険料（介護分・後期分含む）

一般被保険者現年分　　１２１，３４７円（対前年度増減率　△１．１％）

一般会計繰入金　　２７４，４９７千円（対前年度増減率　△５．９％）

（保険基盤安定軽減分	１２０，６０３千円）
（保険基盤安定保険者支援分	６７，４９５千円）
（未就学児均等割保険料	８８９千円）
（職員給与費等	６２，１１９千円）
（産前産後保険料繰入金	８３千円）
（出産育児一時金	４，０００千円）
（財政安定化支援事業	１３，５０７千円）
（その他	５，８０１千円）

１人当たり年間医療費（保険者負担分）

一般被保険者　　４７２，８８４円（対前年度増減率　△２．８％）

○　予算規模

（単位：千円、％）

区　　分		令和７年度 当初予算	令和６年度 当初予算	対前年度増減率
歳入	国民健康保険料	592,320	608,913	△ 2.7
	府支出金	2,329,480	2,424,651	△ 3.9
	繰入金	277,761	295,118	△ 5.9
	その他	1,366	1,366	―
	合計	3,200,927	3,330,048	△ 3.9
歳出	総務費	61,306	67,314	△ 8.9
	保険給付費	2,289,741	2,387,553	△ 4.1
	国民健康保険事業費納付金	778,734	805,195	△ 3.3
	保健事業費	42,642	41,482	2.8
	その他	3,504	3,504	―
	予備費	25,000	25,000	―
	合計	3,200,927	3,330,048	△ 3.9

後期高齢者医療特別会計予算（案）のプロフィール

○　予算総額

後期高齢者医療特別会計　　６７５，３１４千円
（対前年度増減率　　△４．２％）

○　一般状況

被保険者見込数　　５，２１４人
（前年度５，０５７人　　３．１％）

○　主要事項

一人当たり年間保険料

被保険者現年分　　１０４，１７７円
（前年度１１４，９４１円　　△９．４％）

一般会計繰入金　　１３１，０８４千円（対前年度増減率　７．２％）
（職員給与費等　　２８，４９２千円
（保険基盤安定繰入金　　１０２，５９２千円

○　予算規模

（単位：千円、％

区分		令和７年度 当初予算	令和６年度 当初予算	対前年度増減率
歳入	後期高齢者医療保険料	544,179	582,258	△ 6.5
	使用料及び手数料	1	1	0.0
	繰入金	131,084	122,306	7.2
	諸収入	50	50	0.0
	合計	675,314	704,615	△ 4.2
歳出	総務費	27,903	16,632	67.8
	後期高齢者医療広域連合納付金	646,171	686,743	△ 5.9
	諸支出金	700	700	0.0
	予備費	540	540	0.0
	合計	675,314	704,615	△ 4.2

介護保険事業特別会計予算（案）のプロフィール

○　予算総額

介護保険事業特別会計　　３，２３５，８９５千円

（対前年度増減率　　４．５％）

○　一般状況

被保険者見込数　　２０，０９７人

（前年度見込　１９，９１９人）

内　訳　　８，９６３人　【第１号被保険者　６５歳以上】

（前年度見込　８，９２４人）

１１，１３４人　【第２号被保険者　４０歳以上６５歳未満】

（前年度見込　１０，９９５人）

○　保険給付対象見込数

［在宅対象者］　　１，０６６ 人　　（前年度見込 １，０２１ 人）

区　分	要支援	要介護
対象者数	２２１ 人 （前年度 ２１１人）	８４５ 人 （前年度 ８１０人）

［施設対象者］　　２０７ 人　　（前年度見込　２０７ 人）

区　分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
対象者数	８０人 （前年度 ８０人）	１２０人 （前年度 １２０人）	７人 （前年度 ７人）

○　予算規模

（単位：千円、％）

区　分		令和７年度 当初予算	令和６年度 当初予算	対前年度増減率
歳入	介護保険料	676,596	642,214	5.4
	使用料及び手数料	101	31	225.8
	国庫支出金	661,598	626,155	5.7
	支払基金交付金	835,867	798,453	4.7
	府支出金	448,906	433,014	3.7
	財産収入	125	1	12,400.0
	繰入金	612,700	597,026	2.6
	諸収入	2	2	—
	合計	3,235,895	3,096,896	4.5
歳出	総務費	73,199	76,013	△ 3.7
	保険給付費	3,001,509	2,862,664	4.9
	地域支援事業費	157,912	154,869	2.0
	諸支出金	1,275	1,350	△ 5.6
	予備費	2,000	2,000	—
	合計	3,235,895	3,096,896	4.5

大沢地区特設水道施設事業特別会計予算（案）のプロフィール

○ 予算総額

大沢地区特設水道施設事業特別会計　　10,500 千円

（対前年度増減率　238.7　%）

○ 主要歳出項目

		構成比
運営費	10,490 千円	99.9%
予備費	10 千円	0.1%

○ 予算規模

（単位：千円、%）

区分		令和7年度当初予算額	令和6年度当初予算額	対前年度増減率
歳入総額		10,500	3,100	238.7
内訳	使用料及び手数料	110	110	0.0
	繰入金	10,390	2,990	247.5
歳出総額		10,500	3,100	238.7
内訳	運営費	10,490	3,090	239.5
	予備費	10	10	0.0

○ 重点項目

運営費のうち主なもの

水道施設修繕	770 千円
水質検査等業務委託	1,559 千円
UF膜浄水装置取替工事	1,100 千円
水質モニター更新工事（光回線）	6,500 千円

水道事業会計予算（案）のプロフィール

○ 業務の予定量

		対前年度増減率
給水戸数	13,956 戸	（ △ 0.4 % ）
給水人口	31,774 人	（ △ 0.4 % ）
年間配水量	3,222 千㎥	（ △ 1.3 % ）
一日平均配水量	8,827 ㎥	（ △ 1.3 % ）
主要な建設改良事業		
事業費総額	648,338 千円	（ 11.8 % ）
・拡張事業	189,000 千円	（ 24.3 % ）
・施設整備事業	415,970 千円	（ 8.1 % ）

○ 予算総額

収益的収入及び支出		対前年度増減率
収入	692,200 千円	（ 2.3 % ）
支出	655,400 千円	（ 7.0 % ）
資本的収入及び支出		
収入	85,082 千円	（ 10.1 % ）
支出	665,900 千円	（ 11.5 % ）

○ 主要支出項目

収益的支出		構成比
営業費用	619,598 千円	94.6 %
営業外費用	25,802 千円	3.9 %
予備費	10,000 千円	1.5 %
資本的支出		
建設改良費	648,338 千円	97.4 %
企業債償還金	17,562 千円	2.6 %

○ 人件費の推移

	令和７年度	令和６年度	令和５年度
人件費	99,372 千円	95,711 千円	91,557 千円
職員数	11 人	11 人	12 人
	(3) 人	(3) 人	(3) 人

［注］（ ）内は、短時間勤務の再任用職員及び会計年度任用職員【外書】

○ 企業債の状況

令和６年度末現在高（見込）	286,275 千円
令和７年度起債発行額（見込）	0 千円
令和７年度元金償還額（見込）	17,562 千円
令和７年度末現在高（見込）	268,713 千円

○ 予算規模

収益的収入及び支出　（単位：千円、％）

区分		令和7年度当初予算額	令和6年度当初予算額	対前年度増減率
水道事業収益		692,200	676,400	2.3
内訳	営業収益	558,030	557,036	0.2
	営業外収益	134,169	119,363	12.4
	特別利益	1	1	0.0
水道事業費用		655,400	612,700	7.0
内訳	営業費用	619,598	586,560	5.6
	営業外費用	25,802	16,140	59.9
	予備費	10,000	10,000	0.0
差引収支損益		36,800	63,700	△ 42.2

資本的収入及び支出　（単位：千円、％）

区分		令和7年度当初予算額	令和6年度当初予算額	対前年度増減率
資本的収入		85,082	77,256	10.1
内訳	加入金	59,780	66,430	△ 10.0
	出資金	1,802	1,768	1.9
	工事負担金	23,500	9,058	159.4
資本的支出		665,900	597,200	11.5
内訳	建設改良費	648,338	579,977	11.8
	企業債償還金	17,562	17,223	2.0
差引不足額		△ 580,818	△ 519,944	11.7

○ 重点項目

営業費用（単位：千円）

〈委託料〉

大薮浄水場運転管理等業務 68,231 市町村水道水質共同検査業務 2,326

島本町水道事業ビジョン中間改訂業務 8,500

拡張事業費（単位：千円）

〈工事請負費〉

広瀬取水井新設工事　78,000　広瀬取水井導水管新設工事 111,000

施設整備事業費（単位：千円）

〈委託料〉

島本町管路更新実施設計業務 30,000 第二送水管基本検討業務 17,000

広瀬取水井新設に伴う水道事業認可変更申請書作成業務 14,000

〈工事請負費〉

老朽配水管布設替工事 231,000 第2高区配水池送水流量計更新工事 6,620

公共下水道関連配水管等移設工事 25,850

中央監視テレメータ装置専用回線等更新工事 91,500

固定資産取得費（単位：千円）

上水道台帳システム 11,055 深井戸水中取水ポンプ 4,430

下水道事業会計予算（案）のプロフィール

○ 業務の予定量

		対前年度増減率
排水区域	325.9 ha	（ 0.7 % ）
年間有収水量	3,631 千㎥	（ 2.7 % ）
一日平均有収量	9,948 ㎥	（ 2.7 % ）
主要な建設改良事業		
建設改良事業総額	519,477 千円	（ 13.2 % ）
・公共下水道整備事業	452,998 千円	（ 6.6 % ）

○ 予算総額

		対前年度増減率
収益的収入及び支出		
収入	997,800 千円	（ △ 3.9 % ）
支出	917,300 千円	（ 1.9 % ）
資本的収入及び支出		
収入	589,800 千円	（ 20.9 % ）
支出	969,800 千円	（ 2.9 % ）

○ 主要支出項目

収益的支出		構成比
営業費用	848,450 千円	92.5 %
営業外費用	63,850 千円	6.9 %
予備費	5,000 千円	0.6 %
資本的支出		
建設改良費	519,477 千円	53.6 %
企業債償還金	450,323 千円	46.4 %

○ 人件費の推移

	令和７年度	令和６年度	令和５年度
人件費	44,218 千円	39,321 千円	40,024 千円
職員数	5 人	5 人	5 人

○ 企業債の状況

令和６年度末現在高（見込）	4,963,326 千円
平成７年度起債発行額（見込）	226,700 千円
平成７年度元金償還額（見込）	450,323 千円
令和７年度末現在高（見込）	4,739,703 千円

※企業債の内訳

公共下水道事業債	190,400 千円
流域下水道事業債	36,300 千円
合計	226,700 千円

○ 予算規模

収益的収入及び支出　　（単位：千円、％）

区分		令和７年度当初予算額	令和６年度当初予算額	対前年度増減率
下水道事業収益		997,800	1,038,100	△ 3.9
内訳	営業収益	672,958	657,534	2.3
	営業外収益	324,842	380,566	△ 14.6
下水道事業費用		917,300	900,200	1.9
内訳	営業費用	848,450	825,388	2.8
	営業外費用	63,850	69,812	△ 8.5
	予備費	5,000	5,000	0.0
差引収支損益		80,500	137,900	△ 41.6

資本的収入及び支出　　（単位：千円、％）

区分		令和７年度当初予算額	令和６年度当初予算額	対前年度増減率
資本的収入		589,800	487,700	20.9
内訳	企業債	226,700	218,600	3.7
	国庫補助金	182,300	161,300	13.0
	受益者負担金	7,800	4,800	62.5
	出資金	173,000	103,000	68.0
資本的支出		969,800	942,300	2.9
内訳	建設改良費	519,477	458,822	13.2
	企業債償還金	450,323	483,478	△ 6.9
差引不足額		△ 380,000	△ 454,600	△ 16.4

○ 重点項目

営業費用（単位：千円）

山崎ポンプ場費 32,732（うち大山崎町の負担　3,926）

雨水負担割合21.7%（市街化区域面積比　島本町：72ha　大山崎町：20ha）

淀川右岸流域下水道維持管理負担金 241,960 経営戦略改訂業務 11,500

公共下水道整備事業費（単位：千円）

＜委託料＞

下水道管渠実施（詳細）設計業務 2,200 管更生実施設計業務 13,000

山崎ポンプ場雨水ポンプ増設工事委託（№3ポンプ増設）255,000

流域関連公共下水道事業計画変更認可図書作成業務 10,000

公共下水道雨水管理総合計画策定業務 17,000

＜工事請負費＞

公共下水道汚水管（第１工区）築造工事 28,0000

公共下水道汚水管（第２工区）築造工事 51,0000

公共下水道マンホール蓋取替工事 21,000

＜賠償金＞

公共下水道関連配水管移設補償金 23,500

固定資産取得費（単位：千円）

下水道台帳システム 6,765 受益者負担金システム 13,900

第３２号議案

損害賠償の額を定めること及び和解について

損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求める。

令和　7　年２月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

１　当事者

[redacted]

2　事件名

大阪地方裁判所　令和[redacted]年（[redacted]）第[redacted]号　損害賠償請求事件

3　事件の概要

[redacted]

4　損害賠償額

大阪地方裁判所の和解勧告に従い、１，２００，０００円とする。

5　和解条項

[redacted]

[redacted]

提案理由

大阪地方裁判所令和[redacted]年（[redacted]）第[redacted]号損害賠償請求事件に関し同裁判所の和解勧告に従い、損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、この案を提出するもの。

第３２号議案資料

損害賠償の額を定めること及び和解について

１　提案理由

大阪地方裁判所令和■年（■）第■■■■■号損害賠償請求事件に関し同裁判所の和解勧告に従い、損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、この案を提出するもの。

２　議案の概要

⑴　当事者

■■■■■

[redacted]

3　参考資料（別紙）

和解勧告書

4　損害賠償の額

１，２００，０００円

令和[redacted]年（[redacted]）第[redacted]号

和解勧告書

大阪地方裁判所第[redacted]民事部[redacted]係

当裁判所は、[redacted]被告島本町が[redacted]に対し、賠償金として１２０万円を支払うことを内容とする裁判上の和解を勧告する。

【和解条項】

[redacted]

[redacted]

第３３号議案

令和６年度　島本町一般会計補正予算（第９号）

令和６年度島本町の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，５７３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８，１８７，２４３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年　２　月２７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		1,959,376	1,573	1,960,949
	2 基金繰入金	1,927,446	1,573	1,929,019
歳　　入　　合　　計		18,185,670	1,573	18,187,243

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		4,856,308	373	4,856,681
	1 総務管理費	4,561,076	373	4,561,449
9 教育費		2,388,438	1,200	2,389,638
	1 教育総務費	417,324	1,200	418,524
歳　　出　　合　　計		18,185,670	1,573	18,187,243

歳入歳出補正予算事項別明細書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,959,376	1,573	1,960,949
歳入合計	18,185,670	1,573	18,187,243

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,856,308	373	4,856,681	0	0	0	0	373
9 教育費	2,388,438	1,200	2,389,638	0	0	0	0	1,200
歳出合計	18,185,670	1,573	18,187,243	0	0	0	0	1,573

2．歳入

（款） 19.繰入金　　（項） 2.基金繰入金　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 財政調整基金繰入金	1,012,977	1,573	1,014,550	1 財政調整基金繰入金	1,573	財政調整基金繰入金	1,573
計	1,927,446	1,573	1,929,019				

3．歳出

（款）　2.総務費　　（項）　1.総務管理費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	577,677	373	578,050	0	0	0	373	12 委託料	373	事務等委託料	373
										訴訟に伴う弁護士費用	373
計	4,561,076	373	4,561,449	0	0	0	373				

（款）　9.教育費　　（項）　1.教育総務費

2 事務局費	230,359	1,200	231,559	0	0	0	1,200	21 補償、補填及び賠償金	1,200	賠償金	1,200
										損害賠償金	1,200
計	417,324	1,200	418,524	0	0	0	1,200				

島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について　説明

それでは、第１号報告「島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」御説明申し上げます。

本改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、本条例中に引用する同法の条項を改正する必要が生じ、かつ、町が本条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合であったことから、地方自治法第１８０条第１項及び町長の専決事項の指定について第４項の規定に基づき、専決処分を行ったものであり、同法第１８０条第２項の規定により報告するものです。

具体的な改正内容について、議案資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条に新たな項が設けられたことに伴い、引用先である第２条第２号、同条第３号及び同条第４号において、引用する条項の項ずれがあったため、所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和７年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について説明

それでは、第２号報告「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」御説明申し上げます。

本改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことに伴い、本条例中に引用する同法の条項を改正する必要が生じ、かつ、町が本条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合であったことから、地方自治法第１８０条第１項及び町長の専決事項の指定について第４項の規定に基づき、専決処分を行ったものであり、同法第１８０条第２項の規定により報告するものです。

具体的な改正内容について、議案資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

第１８条第３項において、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項を引用していますが、この引用条項の規定について、同法において公務員の特例に関する規定が整理され、新たに同法第６１条の２第２０項として定められたことに伴い、引用条項を整理するものです。

施行期日は、令和７年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

動産の買入れについて（案）説明

それでは、第２号議案「動産の買入れについて」御説明申し上げます。

提案理由は、買入れ業者の確定に伴い、物品売買契約を締結したいためです。

動産の買入れについて、予定価格が７００万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案の概要についてです。

買入れ物品の名称は、町立中学校教員用指導書です。買入れ金額は、７，２９３，５５０円、買入れ先は有限会社　長谷川商店です。

具体的な動産の内容については、中学校の教員用指導書２３５冊及びデジタルライセンス６５ライセンスです。

次に、契約方法については、教科書発行者と教科書取次供給契約を結んだ「教科書・一般書籍供給会社」、大阪府にあっては『大阪教科書株式会社』が、各地域・各学校の教科書取扱書店を選定し、その選定された教科書取扱書店が直接学校に供給する仕組みとなっています。

本町の小・中学校６校への教科書取扱書店については、有限会社　長谷川商店となっていることから、契約の性質・目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約とするものです。

なお、本動産の買入れについての仮契約締結日は、令和７年２月１９日です。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

町道路線の廃止及び認定について（案）説明

それでは、第３号議案「町道路線の廃止及び認定について」御説明申し上げます。

議案書３の１ページを御覧ください。町道路線の廃止及び認定をするに当たり、道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案の概要について、資料に沿って、御説明申し上げます。

議案書３の４ページを御覧ください。

今回、廃止する路線は「広瀬６７号線」の１路線となり、路線番号、路線名、起終点地番及び重要な経過地を記載しています。

次に、議案書３の６ページを御覧ください。こちらには廃止する路線同様に認定する路線の路線番号、路線名、起終点地番及び重要な経過地を記載しています。

今回、新規に認定する路線は「広瀬６７号線」の外４路線の計５路線となります。

路線の廃止日及び認定予定日は、令和７年３月３１日です。

次に議案参考資料の２ページを御覧ください。

こちらの路線廃止図には廃止する路線の位置を、資料４ページ及び資料５ページの路線認定図には認定する路線の位置を記載しています。なお、いずれの図面においても黒丸表示箇所が起点を、黒三角表示箇所が終点を示しています。

次に各路線の概要について御説明申し上げます。

まず、資料６ページを御覧ください。

住宅開発により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回新たに認定する路線について御説明申し上げます。

「広瀬６７号線」については、開発に伴い、終点箇所を変更することとなりました。道路の起点箇所又は終点箇所が変更となる場合、一旦すべて廃止し、新たに認定する必要があることから、廃止及び認定するものです。

路線延長５９．８０ｍで、幅員が最大４．８２ｍ、最小４．８０ｍです。

なお、廃止する路線については資料３ページを御覧ください。

「広瀬１０２号線」については、路線延長２４．８０ｍで、幅員が最大、最小いずれも４．８０ｍです。

次に資料７ページを御覧ください。

「広瀬１０３号線」については、路線延長９４．５０ｍで、幅員が最大６ｍ、最小４．７０ｍです。

次に資料８ページを御覧ください。

「桜井６８号線」については、路線延長１６．９０ｍで、幅員が最大、最小いずれも６ｍです。

次に資料９ページを御覧ください。

「桜井６９号線」については、路線延長３３．４０ｍで、幅員が最大、最小いずれも６ｍです。

いずれの路線についても、他の町道のいずれかに接道することから、今後、地域住民の安全性や利便性の向上に寄与する道路となります。

以上、簡単ではありますが、町道路線の廃止及び認定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第４号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、及び年次有給休暇の付与の取扱いを見直すため、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

始めに、第９条の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、育児のための時間外勤務の制限（超過勤務の免除）の対象となる子の範囲が、３歳未満の子から小学校就学前の子に拡大されたことに伴い、整備するものです。

次に、第１３条の改正は、当該年度の初日から引き続き休職又は停職により勤務しない職員に係る年次有給休暇の付与日数について定めるものです。

現状、年度途中に新規採用をした職員に対しては、その採用月に応じて、当該年度の付与日数を減じています。しかしながら、年度当初から引き続き休職又は停職により勤務しない職員に対しては、日数を減じることなく２０日付与しています。このため、職員間の公平を図る観点から、年度途中の新規採用の場合と同様に、付与日数の減数措置を講じるものです。

具体的には、第１３条第２号に掲げる職員に、当該年度の中途において復職する職員を加え、その復職月に応じて当該年度に付与する日数を、年度途中に新規採用をした職員に関し規則で定める付与日数と同一とするものです。また、同条第４号に、新たな職員の区分として、当該年度の全期間にわたって勤務しない職員を設け、当該職員に対する当該年度の付与日数を０日とするものです。

次に、第１７条の２及び第１７条の３の改正は、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知等の措置について任命権者に義務付けるものです。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正の趣旨を踏まえ、国家公務員について、人事院規則の改正により所要の措置が講じられることに伴い、これに準じた規定を整備するものです。

その他の改正は、文言の整理を行うものです。

施行期日は、令和７年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第５号議案「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、報酬の支給制限に関する事項を定めるため、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

第３条の改正は、現行の条例において、現在の運用の根拠となる規定が明確に定められていないことから、今回、実態に合わせて、その根拠となる報酬の支給制限に関する規定を整備するものです。

まず、第３条第１項では、本町の特別職若しくは一般職の常勤の職員又は町立学校に勤務する府費負担教職員が本町の特別職非常勤職員の職を兼ねる場合における報酬の支給制限について定めています。原則として、特別職非常勤職員として受けるべき報酬は支給しないこととし、例外として、週休日に投票管理者の職務に従事するときなど、正規の勤務時間以外の時間においてのみ特別職非常勤職員の職務に従事するときは、報酬を支給するものです。

次に、第３条第２項では、関係官公署の職員に特別職非常勤職員を委嘱等する場合における報酬の支給制限について定めています。国や大阪府など関係官公署の職員に対しては、報酬を支給しないことができる規定とし、基本的には報酬を支給しない取扱いとするものの、相手方の状況に応じて、報酬を支給することも可能とするものです。

その他の改正は、規定の整理を行うものです。

施行期日は、公布の日です。

以上、簡単ではありますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第６号議案「島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令の改正内容に準じて、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

この度の改正は、雇用保険法等の一部改正により、雇用保険制度の見直しが図られたことに伴い、国家公務員の退職手当に関し定める国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令が改正されたため、その改正内容に準じて行うものです。

始めに、第１０条の改正は、雇用保険法に基づく就業促進手当のうち就業手当が廃止されることに伴い、規定を整理するものです。

就業促進手当とは、失業給付受給者の早期再就職を促すことを目的とするものであり、この就業促進手当には、就業手当、再就職手当及び就業促進定着手当の３種類の手当があります。このうち、厚生労働省令で定める安定した職業以外の職業への就職を促すための就業手当が廃止されたことにより、就業促進手当については、安定した職業に就いた場合に給付される手当のみとなったものです。

次に、附則第１０項の改正は、雇用保険法に基づく地域延長給付の暫定措置が２年間延長されることに伴い、規定を整理するものです。

地域延長給付とは、雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住するなどの要件を満たす者に対し、基本手当の給付日数が延長されるもので、その暫定措置期間が令和９年３月３１日以前の退職者にまで延長されたものです。なお、本町は、現在、この指定地域には該当していません。

施行期日は、令和７年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（案）説明

それでは、第７号議案「島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「２　議案の概要」を御覧ください。

令和６年６月１９日公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、栄養士法の改正が行われており、これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受験することができなかったところ、改正後は、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要とされ、この改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士免許を取得することが可能となったことを受け、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置等した場合についても施設の運営等に関する要件を満たすことができるよう、令和６年１１月２９日に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令によって所要の改正が行われ、本町条例についても同様の規定について改正を行うものです。

本改正は、上位法等の改正に伴う所要の改正であり、本町の就学前教育・保育の運営に影響するものではありません。

施行期日は、令和７年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町下水道条例の一部改正について（案）説明

それでは、第８号議案「島本町下水道条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、常駐及び専任規制に該当する規定の緩和、その他所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

第７条の２第１項第２号については、常駐及び専任規制に該当する規定の緩和のため、営業所ごとに責任技術者を選任できるようするものです。

第９条第１項第１１号については、大阪府生活環境の保全等に関する条例により、排水基準のうち臭気を定める必要がなくなったことに合わせて、同条例を引用できるよう整理するものです

施行期日は、令和７年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町下水道条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和６年度島本町一般会計補正予算（第８号）（案）説明

それでは、第９号議案「令和６年度島本町一般会計補正予算（第８号)」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、国の補正予算を活用した防災備品に係る経費の増額、事業費の決算見込みに伴う予算等について提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１０９，３７１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１８，１８５，６７０千円とするもので、款項別の内容については、９の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

次に、第２条の繰越明許費の追加については、９の８ページの「第２表　繰越明許費」にお示ししている３件となり、その内容については、９の５２ページの次に添付しています「繰越明許費に関する資料」に記載のとおりです。

次に、第３条の債務負担行為の追加については、９の９ページの「第３表　債務負担行為補正」にお示ししている２件となり、追加に係る内容については、９の５２ページの次に添付しています「債務負担行為（追加設定）に関する資料」に記載のとおりです。

次に、第４条の地方債については、９の１０ページの「第４表　地方債補正」のとおりとなり、各種事業の財源に係るものです。

続いて、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

９の１３ページからの歳入です。

第１１款　地方交付税　第１項　地方交付税　第１目　地方交付税　第１節　地方交付税１７０，０３４千円の増額については、決算見込みによるものです。

第１５款　国庫支出金　第１項　国庫負担金　第１目　民生費国庫負担金　第１節　社会福祉費負担金８８２千円の減額については、決算見込みによるものです。

第２節　児童福祉費負担金３３，０１０千円の増額については、施設型給付費の増に伴うものです。

第３節　児童手当負担金４０，２５４千円の減額、第４節　児童扶養手当負担金１０，０５２千円の減額については、決算見込みによるものです。

第２目　教育費国庫負担金　第１節　幼稚園費負担金１，２９８千円の増額については、施設型給付費の増に伴うものです。

第２項　国庫補助金　第１目　総務費国庫補助金　第１節　総務管理費補助金１，８１５千円の減額については、決算見込みによるものです。

第２節　新しい地方経済・生活環境創生交付金２，４０４千円の増額については、国の補正予算を活用し、防災備品を購入するための財源として計上するものです。

第２目　民生費国庫補助金　第１節　児童福祉費補助金６，３４９千円の減額、第２節　ひとり親家庭福祉費補助金１，８６７千円の減額については、決算見込みによるものです。

第３目　衛生費国庫補助金　第１節　保健衛生費補助金７５０千円の増額のうち、風しん抗体検査事業費補助金１３０千円の減額については、決算見込みによるものです。出産・子育て応援交付金８８０千円の増額については、妊婦支援給付のためのシステム改修に係るものです。

第２節　清掃費補助金２７６千円の減額、第４目　土木費国庫補助金　第１節　社会資本整備総合交付金１７，５５９千円の減額、第２節　道路橋りょう費補助金６，３８０千円の減額については、決算見込みによるものです。

第５目　教育費国庫補助金　第１節　社会資本整備総合交付金５１５千円の増額については、歴史文化資料館耐震診断に係るものです。

第１６款　府支出金　第１項　府負担金　第１目　民生費府負担金　第１節　社会福祉費負担金１１，１１９千円の減額については、決算見込みによるものです。

第２節　児童福祉費負担金２０，４５７千円の増額については、施設型給付費の増に伴うものです。

第３節　児童手当負担金８，７４０千円の減額については、決算見込みによるものです。

第２目　教育費府負担金　第１節　幼稚園費負担金７９０千円の増額については、施設型給付費の増に伴うものです。

第２項　府補助金　第２目　民生費府補助金　第１節　児童福祉費補助金５，６８１千円の減額、第３目　衛生費府補助金　第１節　清掃費補助金２７６千円の減額、第４目　農林水産業費府補助金　第１節　農業費補助金１４２千円の減額については、決算見込みによるものです。

第８目　教育費府補助金　第１節　幼稚園費補助金４５１千円の増額については、施設型給付費の増に伴うものです。

第３項　府委託金　第１目　総務費府委託金　第１節　統計調査費委託金１３８千円の減額及び第４目　土木費府委託金　第１節　河川費委託金９４５千円の減額については、決算見込みによるものです。

第１７款　財産収入　第１項　財産運用収入　第２目　利子及び配当金　第１節　利子及び配当金２６６千円の増額については、債券の購入によるものです。

第１８款　寄附金　第１項　寄附金　第３目　民生費寄附金　第１節　児童福祉費寄附金１，０６０千円の増額については、町内の開発に伴う事業者からの寄附金です。

第１９款　繰入金　第１項　特別会計繰入金　第１目　介護保険事業特別会計繰入金　第１節　介護保険事業特別会計繰入金５００千円の減額については、補聴器の購入助成について国庫補助金の対象とならないことが判明したため、繰入れを取りやめたものです。

第２０款　諸収入　第４項　雑入　第１目　空地除草費徴収金　第１節　空地除草費徴収金８９千円の減額については、決算見込みによるものです。

第２１款　町債　第１項　町債　第１目　総務債　第１節　人権文化センター整備事業債９００千円の減額、第２目　民生債　第１節　児童福祉施設整備事業債３，８００千円の減額、第３目　衛生債　第１節　清掃施設整備事業債３，５００千円の減額及び第５目　消防債　第１節　消防施設整備事業債４００千円の減額については、先程ご説明しました「第４表　地方債補正」のとおりです。

続いて、９の１９ページからの歳出です。

第１款　議会費　第１項　議会費　第１目　議会費　第７節　報償費１０千円の減額、第８節　旅費３３５千円の減額、第１１節　役務費８９１千円の減額、第１３節　使用料及び賃借料２０９千円の減額については、決算見込みによるものです。

第２款　総務費　第１項　総務管理費　第１目　一般管理費　第１節　報酬１０５千円の減額、第２節　給料３，５００千円の減額、第３節　職員手当等１９，４３１千円の増額、第４節　共済費１，８００千円の減額、第７節　報償費１００千円の減額、第８節　旅費５２８千円の減額、第１０節　需用費１，２８７千円の減額、第１１節　役務費８６千円の減額、第１２節　委託料１，２０４千円の減額、第１７節　備品購入費４６千円の減額、第１８節　負担金、補助及び交付金８０千円の減額、第２目　財産管理費　第１０節　需用費３４１千円の減額、第１１節　役務費２１２千円の減額、第１３節　使用料及び賃借料１，２４１千円の減額については、決算見込みによるものです。

第３目　防災計画費　第１７節　備品購入費４，８０９千円の増額については、国の補正予算を活用し、防災備品を購入するものです。

第４目　電算処理費　第８節　旅費１４千円の減額、第１０節　需用費１，９００千円の減額、第１１節　役務費３，７９８千円の減額、第１２節　委託料６，２７１千円の減額、第１３節　使用料及び賃借料２３，２６６千円の減額、第１４節　工事請負費４７３千円の減額については、決算見込みによるものです。

第５目　財務会計費　第１２節　委託料２９５千円の増額については、指定金融機関の派出所の移転費用が当初見込みより増となったことによるものです。

第６目　企画費　第１節　報酬６７千円の減額、第８節　旅費１８千円の減額、第１０節　需用費５３千円の減額、第１３節　使用料及び賃借料８千円の減額、第７目　広報費　第８節　旅費１５千円の減額、第１０節　需用費２，０８７千円の減額、第１７節　備品購入費７９千円の減額、第８目　自治推進費　第１節　報酬１５８千円の減額、第８節　旅費８千円の減額、第１１節　役務費６５千円の減額、第１３節　使用料及び賃借料１５千円の減額、第１８節　負担金、補助及び交付金５８０千円の減額、第９目　人権推進費　第７節　報償費６０千円の減額、第１２節　委託料１７４千円の減額、第１０目　男女共同参画推進費　第１２節　委託料４４千円の減額及び第１１目　人権文化センター費　第１節　報酬６０千円の減額については、決算見込みによるものです。

第１２節　委託料１３千円の増額については、決算見込みによる減及び開館日等の運用変更に伴うシステム改修によるものです。

第２２節　償還金、利子及び割引料２３千円の減額については、決算見込みに

よるものです。

第１３目　財政調整基金等積立金　第２４節　積立金２４１，９６４千円の増額については、国債の購入による利子の積立て、普通交付税の増額のうち、翌年度以降の臨時財政対策債の償還に充当する分の積立て、子育て支援協力金分の積立て及び財源調整によるものです。

第１４目　ふれあいセンター管理費　第１１節　役務費６０千円の減額、第２項　徴税費　第１目　税務総務費　第２節　給料９５０千円の減額、第３節　職員手当等２，４５７千円の減額、第４節　共済費１，５００千円の減額、第３項　戸籍住民基本台帳費　第１目　戸籍住民基本台帳費　第３節　職員手当等２，４００千円の減額、第４節　共済費３０千円の増額、第１１節　役務費１１７千円の減額、第１２節　委託料４，９７９千円の減額、第１３節　使用料及び賃借料５４７千円の減額、第１８節　負担金、補助及び交付金１１５千円の減額、第５項　統計調査費　第１目　諸統計費　第１節　報酬８８千円の減額及び第３節　職員手当等５０千円の減額については、決算見込みによるものです。

第３款　民生費　第１項　社会福祉費　第１目　社会福祉総務費　第３節　職員手当等１，０００千円の増額、第４節　共済費９００千円の減額、第１９節　扶助費５９４千円の減額、第５目　国民健康保険費　第２７節　繰出金１２，７６４千円の増額、第６目　後期高齢者医療費　第１８節　負担金、補助及び交付金８，６７０千円の増額、第２７節　繰出金７，６８０千円の減額、第７目　介護保険費　第２７節　繰出金８，０７３千円の減額、第２項　児童福祉費　第１目　児童福祉総務費　第２節　給料２，６００千円の減額、第３節　職員手当等２，９５６千円の減額、第４節　共済費１，０００千円の減額については、決算見込みによるものです。

第２目　児童措置費　第１８節　負担金、補助及び交付金４，０００千円の減額については、ＪＲ島本駅西地区内施設で実施する新規事業について、実施事業の方針転換を行ったことによるものです。

第１９節　扶助費６８，７４２千円の増額については、令和６年人事院勧告に伴い公定価格が増加することによるものです。

第３目　児童福祉施設費　第７節　報償費１２０千円の減額、第１１節　役務費１８千円の減額、第１４節　工事請負費４，７４８千円の減額、第４目　ひと

り親家庭福祉費　第１９節　扶助費３２，６４５千円の減額及び第５目　児童手当費　第１９節　扶助費６１，５５０千円の減額については、決算見込みによるものです。

第６目　こども家庭費　第１節　報酬１６６千円の増額については、会計年度任用職員の勤務時間の増によるものです。

第３項　生活保護費　第１目　生活保護総務費　第３節　職員手当等２００千円の減額については、決算見込みによるものです。

第４款　衛生費　第１項　保健衛生費　第１目　保健衛生総務費　第２節　給料８００千円の減額、第３節　職員手当等４８千円の減額、第４節　共済費２００千円の減額、第２目　保健ヘルス事業費　第１節　報酬１０５千円の減額、第３節　職員手当等３６千円の減額及び第１７節　備品購入費７２千円の減額については、決算見込みによるものです。

第３目　子育て支援事業費　第１２節　委託料８８０千円の増額については、妊婦支援給付のためのシステム改修を行うものです。

第１７節　備品購入費１，２１６千円の減額については、決算見込みによるものです。

第２２節　償還金、利子及び割引料３５８千円の増額については、過年度の国庫補助金の精算によるものです。

第４目　予防費　第１節　報酬３１千円の増額、第１２節　委託料２５９千円の減額、第２項　環境衛生費　第１目　生活環境総務費　第３節　職員手当等３００千円の増額、第１２節　委託料８９千円の減額、第１８節　負担金、補助及び交付金８２８千円の減額、第２目　環境保全費　第１節　報酬１２０千円の減額、第８節　旅費１３千円の減額、第１２節　委託料１，０２９千円の減額、第３項　清掃費　第２目　塵芥処理費　第１０節　需用費４，６５０千円の減額、第１２節　委託料５，１１９千円の減額については、決算見込みによるものです。

第５款　農林水産業費　第１項　農業費　第２目　農業総務費　第２節　給料４００千円の減額、第３節　職員手当等１，３７４千円の減額及び第１１節　役務費８４千円の減額については、決算見込みによるものです。

第６款　商工費　第１項　商工費　第１目　商工振興費　第７節　報償費４２千円の減額については、決算見込みによるものです。

第７款　土木費　第１項　土木管理費　第１目　土木総務費　第４節　共済費２００千円の減額、第３項　河川費　第１目　河川維持費　第１２節　委託料９４５千円の減額、第４項　都市計画費　第１目　都市計画総務費　第１節　報酬３８千円の減額、第２節　給料６００千円の減額、第３節　職員手当等３３６千円の減額、第４節　共済費１００千円の減額、第８節　旅費４千円の減額及び第２目　浸水対策事業費　第１４節　工事請負費１００千円の減額については、決算見込みによるものです。

第８款　消防費　第１項　消防費　第１目　非常備消防費　第７節　報償費１，０３５千円の増額については、当初見込んでいたよりも上位階級者の退団が複数名あったことによるものです。

第８節　旅費６千円の減額、第１０節　需用費７８千円の減額、第１２節　委託料４０千円の減額、第１３節　使用料及び賃借料５千円の減額、第１７節　備品購入費２９５千円の減額、第２目　常備消防費　第２節　給料１，８００千円の減額、第３節　職員手当等１，７０２千円の増額、第４節　共済費４００千円の減額、第１０節　需用費４７８千円の減額、第１２節　委託料４６２千円の減額、第１３節　使用料及び賃借料８５千円の減額及び第１４節　工事請負費３７４千円の減額については、決算見込みによるものです。

第９款　教育費　第１項　教育総務費　第２目　事務局費　第１節　報酬１５千円の減額、第２節　給料３００千円の減額、第３節　職員手当等８１８千円の減額、第４節　共済費３００千円の減額、第７節　報償費１，４６０千円の減額、第１２節　委託料１，８２４千円の減額、第２０節　貸付金２００千円の減額、第３目　教育センター費　第１節　報酬３００千円の減額、第７節　報償費２５０千円の減額、第４目　放課後子ども支援費　第１節　報酬１３，１４１千円の減額については、決算見込みによるものです。

第１８節　負担金、補助及び交付金１２，６００千円の減額については、ＪＲ島本駅西地区内施設で実施予定の民間学童保育事業の実施が次年度対応となったことによるものです。

第２２節　償還金、利子及び割引料９７千円の増額については、過年度の府補助金の返還によるものです。

第４項　幼稚園費　第１目　幼稚園費　第２節　給料２００千円の減額、第３

節　職員手当等４１２千円の減額、第４節　共済費２００千円の減額、第１１節役務費９千円の減額、第１２節　委託料１，０３０千円の減額、第５項　社会教育費　第１目　社会教育総務費　第２節　給料９００千円の減額、第３節　職員手当等２，１５４千円の減額、第４節　共済費２００千円の減額、第２目　青少年費　第１節　報酬１０６千円の減額、第７節　報償費３２４千円の減額、第１３節　使用料及び賃借料２０７千円の減額、第１８節　負担金、補助及び交付金８００千円の減額、第６目　図書館費　第１７節　備品購入費２５３千円の減額及び第７目　スポーツ推進費　第１節　報酬５２５千円の減額については、決算見込みによるものです。

以上、簡単ではありますが、令和６年度島本町一般会計補正予算（第８号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和６年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）（案）説明

それでは、第１０号議案「令和６年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号)」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、保険基盤安定、未就学児均等割保険料軽減、産前産後保険料軽減及び財政安定化支援事業の確定について提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１２，８１８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を３，３７０，５０７千円とするもので、款項別の内容については、１０の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続いて、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

１０の７ページからの歳入です。

第１款　国民健康保険料　第１項　国民健康保険料　第１目　国民健康保険料５４千円の増額については、未就学児均等割保険料軽減及び産前産後保険料軽減の確定に伴うものです。

第５款　繰入金　第１項　一般会計繰入金　第１目　一般会計繰入金　１２，７６４千円の増額については、保険基盤安定繰入金の確定に伴い３，７１６千円を減額、未就学児均等割保険料繰入金の確定に伴い１１１千円を減額、産前産後保険料繰入金の確定に伴い５７千円を増額、交付税に算入されている財政安定化支援事業繰入金の確定及び令和３年度財政安定化支援事業繰入金の精算に伴い１６，５３４千円を増額するものです。

続いて、１０の８ページの歳出です。

第５款　基金積立金　第１項　基金積立金　第１目　財政調整基金基金積立金１２，７９６千円の増額については、令和３年度財政安定化支援事業繰入金の精算による増に伴い積み立てるものです。

第６款　諸支出金　第１項　償還金利子及び還付加算金　第２目　償還金　２２千円の増額については、前年度国庫補助金償還金の確定により返還を行うものです。

以上、簡単ではありますが、令和６年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和６年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）（案）説明

それでは、第１１号議案「令和６年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号)」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、保険基盤安定の確定について提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ７，６８０千円を減額し、歳入歳出予算の総額を７３０，３７７千円とするもので、款項別の内容については、１１の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続いて、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

１１の７ページからの歳入です。

第３款　繰入金　第１項　一般会計繰入金　第２目　保険基盤安定繰入金７，６８０千円の減額については、保険基盤安定負担金の確定に伴うものです。

続いて、１１の８ページの歳出です。

第２款　後期高齢者医療広域連合納付金　第１項　後期高齢者医療広域連合納付金　第１目　後期高齢者医療広域連合納付金７，６８０千円の減額については、保険基盤安定負担金の確定に伴うものです。

以上、簡単ではありますが、令和６年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）（案）説明

それでは、第１２号議案「令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、介護保険に関連するシステム改修のうち、国庫補助対象となったことによる歳入の増額、年度内の改修が不要であったものの歳出の減額、一般会計への繰り出しによる充当活用が認められなかったことによる減額について提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ８，１６６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を３，１９８，２９５千円とするもので、款項別の内容については、１２の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続いて、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

１２の７ページからの歳入です。

第３款　国庫支出金　第２項　国庫補助金　第３目　介護保険事業費補助金４０７千円の増額については、令和６年度に実施した介護保険事業者指定業務システムの改修費用について、国庫補助金の対象となったことに伴う増額によるものです。

第７款　繰入金　第１項　一般会計繰入金　第５目　その他一般会計繰入金８，０７３千円の減額については、令和６年度に見込んでいた介護保険システムの改修費用が不要であったことに伴い、当該歳出を減額したこと及び介護保険事業者指定業務システムの改修費用の一部が国庫補助の対象となったことにより一般会計からの繰入が不要となったことに伴う減額によるものです。

第７款　繰入金　第２項　基金繰入金　第１目　介護保険給付準備基金繰入金５００千円の減額については、令和６年度に介護保険の保険者機能強化推進交付金の一部を一般会計に繰り出し、補聴器購入費助成の実施費用に充当することを計画しておりましたが、当該充当が認められなかったことから、従前どおり介護保険事業特別会計内の事業に充当することとなったため、結果として基金からの

繰り入れ分を減額する必要が生じたことによるものです。

続いて、１２の８ページの歳出です。

第１款　総務費　第１項　総務管理費　第１目　一般管理費７，６６６千円の減額については、令和６年度は介護保険制度改正に伴う介護保険システムの改修が不要であったことに伴う減額によるものです。

第４款　諸支出金　第２項　繰出金　第１目　一般会計繰出金５００千円の減額については、令和６年度に介護保険の保険者機能強化推進交付金の一部を一般会計に繰り出し、補聴器購入費助成の実施費用に充当することを計画しておりましたが、当該充当が認められなかったことに伴う減額によるものです。

以上、簡単ではありますが、令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令　和　７　年

島本町議会２月定例会議（後半）議案

島　　本　　町

令和７年島本町議会２月定例会議議事日程

議事日程第３号

令和７年３月１７日（月）午前１０時開議

日程第１　第１３号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第１４号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第１５号議案　島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について

第１６号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

第１７号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第１８号議案　島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について

第１９号議案　令和７年度島本町一般会計予算

第２０号議案　令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算

第２１号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算

第２２号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算

第２３号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算

第２４号議案　令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

第２５号議案　令和７年度島本町大字山崎財産区特別会計予算

第２６号議案　令和７年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算

第２７号議案　令和７年度島本町大字桜井財産区特別会計予算

第２８号議案　令和７年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算

第２９号議案　令和７年度島本町大字大沢財産区特別会計予算

第３０号議案　令和７年度島本町水道事業会計予算

第３１号議案　令和７年度島本町下水道事業会計予算

日程第２　第３４号議案　島本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

日程第３　第３５号議案　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第４　第３６号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第５　第３７号議案　令和６年度島本町一般会計補正予算（第１０号）

第３８号議案　令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

日程第６　第３９号議案　令和６年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）

日程第７　第４０号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第１号）

日程第８　第　１　号決議案　１１自治会からＪＲ島本駅に関わる要望活動において島本町として課題解決に向けた取組を求める決議

令和 7 年 3 月12日

島本町議会議長　清水　貞治　様

総務建設水道常任委員会
委員長　東田　正樹

総務建設水道常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
第１３号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
第１４号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
第１９号議案	令和７年度島本町一般会計予算（所管分）	原案可決
第２０号議案	令和７年度島本町土地取得事業特別会計予算	原案可決
第２４号議案	令和７年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	原案可決
第２５号議案	令和７年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	原案可決
第２６号議案	令和７年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	原案可決
第２７号議案	令和７年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	原案可決
第２８号議案	令和７年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	原案可決
第２９号議案	令和７年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	原案可決
第３０号議案	令和７年度島本町水道事業会計予算	原案可決
第３１号議案	令和７年度島本町下水道事業会計予算	原案可決

（参考）

日　　時　令和７年３月７日（金）午前１０時００分開会

午後４時２３分閉会

場　　所　島本町役場　３階委員会室

出席委員　東田委員長、福嶋副委員長、川嶋、山口、中嶋及び中田の６委員

清水議長

傍　　聴　野口、大久保、平井、伊集院、戸田及び永山の６議員

執 行 部　山田町長、髙岸副町長、北河総合政策部長、吉川総合政策部次長、矢野人権文化センター所長、馬場田政策企画課長、齊藤行革デジタル推進課長、伊藤住民課長、松田住民課参事、廣井人事課長、岡本人事課参事、川畑総務部長兼行政委員会事務局長、永田総務部次長兼行政委員会事務局次長兼総務・債権管理課長、西谷危機管理室長兼財政課主幹、山崎危機管理室係長、内海総務・債権管理課主幹、川井総務・債権管理課参事、御本財政課長、濵田財政課参事、吉川税務課長、久保田税務課参事、名越都市創造部長、佐藤都市創造部次長兼にぎわい創造課長、今井都市計画課長、森鎌都市計画課参事、奥田都市計画課参事、永井都市計画課係長、滝沢都市整備課長、坂本都市整備課係長、鋤柄都市整備課主査、内山にぎわい創造課参事、橋本環境課長、三浦環境課主幹兼清掃工場長、谷垣内環境課係長、杣木会計管理者兼会計課長、沼田会計課参事、近藤上下水道部長、新上下水道部次長兼業務課長、梅若工務課長兼浄水場長、三代教育総務課長、中嶋行政委員会事務局課長兼総務・債権管理課主幹

事 務 局　多田事務局長、浦上書記、村田書記

令和７年　３　月１２日

島本町議会議長　清水　貞治　様

民生教育消防常任委員会
委員長　　大久保　孝幸

民生教育消防常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

事件番号	件　　名	審査の結果
第１５号議案	島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について	原案可決
第１６号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
第１７号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
第１８号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
第１９号議案	令和７度島本町一般会計予算（所管分）	原案可決
第２１号議案	令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第２２号議案	令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
第２３号議案	令和７年度島本町介護保険事業特別会計予算	原案可決

（参考）

日　　時　令和７年３月１０日（月）午前１０時００分開会

午後４時２６分閉会

場　　所　島本町役場　３階委員会室

出席委員　大久保委員長、平井副委員長、野口、伊集院、戸田及び永山の６委員

清水議長

傍　　聴　川嶋、山口、中嶋、福嶋及び中田の５議員

執 行 部　山田町長、髙岸副町長、横山教育長、原山健康福祉部長、根本健康福祉部次長、大辻健康福祉部次長、和田福祉推進課長、大谷福祉推進課係長、船岡福祉推進課係長、川勝福祉推進課係長、鶴﨑すこやか推進課長、木下すこやか推進課係長、島村こども家庭課長、藪内高齢介護課長、浴保険年金課長、丸岡保険年金課係長、三浦消防長、浦部消防本部次長、井上管理課長、大吉管理課参事、谷山管理課予防係長、堀井消防署長、濱西警備第一課長、宇佐美警備第一課参事、宮下警備第一課参事兼救急救助第一係長、岡本教育こども部長、安藤教育こども部次長、南田教育こども部次長、三代教育総務課長、上月教育総務課参事、乾教育総務課係長、廣澤教育総務課係長兼保育幼稚園課係長兼生涯学習課係長、岡澤教育推進課長、森教育推進課参事、吉田教育推進課参事、杉谷教育推進課参事、小路教育推進課係長、三宅保育幼稚園課長、松本保育幼稚園課係長、坂元生涯学習課長兼体育館長、住屋生涯学習課参事兼図書館長、木村生涯学習課主査

事 務 局　多田事務局長、浦上書記、村田書記

第３４号議案（議員提出議案）

島本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を
改正する条例について

島本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　７　年　３　月１７日提出

提出者　島本町議会議員

川　嶋　玲　子	野　口　日利美
山　口　博　好	中　嶋　洵　智
大久保　孝　幸	福　嶋　保　雄
中　田　みどり	東　田　正　樹
平　井　　均	伊集院　春　美
戸　田　靖　子	永　山　優　子

提案理由

刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

島本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

島本町議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年島本町条例第１号）の一部を次のように改正する。

目次中、「開示、訂正及び利用停止等」を「開示、訂正及び利用停止」に改める。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５３条から第５５条までの改正規定及び次項の規定は、同年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第３４号議案資料

島本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

１　提案理由

刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

⑴　刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が新たに拘禁刑として単一化され、「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの（第５３条、第５４条及び第５５条関係）。

⑵　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、文言を整理するもの（目次、第２条、第１２条、第１７条、第１８条、第２７条、第３１条、第３２条、第３８条、第３９条、第４７条及び第４８条関係）。

３　新旧対照表

４　施行期日

令和７年４月１日（ただし、２⑴については令和７年６月１日）

島本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
目次 第１章　略 第２章　略 第３章　略 第４章　開示、訂正及び利用停止 第５章　略 第６章　略	目次 第１章　略 第２章　略 第３章　略 第４章　開示、訂正及び利用停止等 第５章　略 第６章　略
（定義） 第２条　略 ２～９　略 １０　この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成２５年法律第２７号。第１２条第５項において「番号利用法」という。)第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。 １１～１３　略	（定義） 第２条　略 ２～９　略 １０　この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。)第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 １１～１３　略
（利用及び提供の制限） 第１２条　略 ２～４　略 ５　保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	（利用及び提供の制限） 第１２条　略 ２～４　略 ５　保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで及び第２９条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

改　　正　　案			現　　行		
第１２条第１項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的	第１２条第１項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない		自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第１２条第２項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する	第１２条第２項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第１２条第２項第１号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	第１２条第２項第１号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第３８条第１項第１号	又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第２９条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第２条第１０項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	第３８条第１項第１号	又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第２９条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第２条第９項　に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第３８条第１項第２号	第１２条第１項及び第２項	番号利用法第１９条	第３８条第１項第２号	第１２条第１項及び第２項	番号利用法第１９条

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第１７条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第３項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第１７条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、

改　　正　　案	現　　行
公表しなければならない。 ⑴～⑼　略 ２　略 ⑴次に掲げる個人情報ファイル ア　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は　これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イ～キ　略 ⑵・⑶　略 ３　略 （開示請求権） 第１８条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、＿＿＿＿＿自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 ２　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下＿＿＿＿＿「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿「開示請求」という。）をすることができる。 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第２７条　略 ２　議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第２４条第１項の決定（以下＿＿＿＿＿「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 ⑴・⑵　略 ３　略	公表しなければならない。 ⑴～⑼　略 ２　略 ⑴次に掲げる個人情報ファイル ア　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生＿＿＿＿＿に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イ～キ　略 ⑵・⑶　略 ３　略 （開示請求権） 第１８条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 ２　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第４８条において「開示請求」という。）をすることができる。 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第２７条　略 ２　議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第２４条第１項の決定(以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 ⑴・⑵　略 ３　略

改　　正　　案	現　　行
（訂正請求権） 第３１条　略 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 ３　略	（訂正請求権） 第３１条　略 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第４８条において「訂正請求」という。）をすることができる。 ３　略
（訂正請求の手続き） 第３２条　略 ２　略 ３　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	（訂正請求の手続き） 第３２条　略 ２　略 ３　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
（利用停止請求権） 第３８条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 ⑴～⑵　略 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 ３　略	（利用停止請求権） 第３８条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 ⑴～⑵　略 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第４８条において「利用停止請求」という。）をすることができる。 ３　略
（利用停止請求の手続） 第３９条　略 ２　略 ３　議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。）に対	（利用停止請求の手続） 第３９条　略 ２　略 ３　議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。）に対

改　　正　　案	現　　行
し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
（適用除外） 第４７条　保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章　（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。	（適用除外） 第４７条　保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第４章（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。
（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第４８条　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第４８条　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定　その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
第５３条　職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。	第５３条　職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役　又は１００万円以下の罰金に処する。
第５４条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。	第５４条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役　又は５０万円以下の罰金に処する。
第５５条　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する	第５５条　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する

改　　正　　案	現　　行
目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。	目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下懲役　又は５０万円以下の罰金に処する。

第３５号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和７年３月17日提出

島本町長　　山田紘平

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うもの。

島本町条例第　　号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（島本町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第１条　島本町情報公開・個人情報保護審査会条例（昭和５８年島本町条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第７条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第２条　島本町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年島本町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

附則第３条第４項及び第５項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（島本町行政不服審査会条例の一部改正）

第３条　島本町行政不服審査会条例（平成２８年島本町条例第７号）の一部を次のように改正する。

第８条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第４条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年島本町条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第２０条の２第３号中「１箇月」を「１か月」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第４号中「禁錮」を「拘禁刑」に改

める。

第２０条の３第１項第１号及び第５項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第５条　島本町職員の退職手当に関する条例（昭和５１年島本町条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項第１号及び第５項第２号、第１４条の見出し及び同条第１項第１号、第１５条第１項第１号並びに第１７条第４項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第６条　島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和４１年島本町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正）

第７条　島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例（昭和３９年島本町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第２条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第３条　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有

期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第４条　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第４条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第２０条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第５項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第５条　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第５条の規定による改正後の島本町職員の退職手当に関する条例第１３条第１項及び第５項、第１４条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第１７条第４項並びに島本町職員の退職手当に関する条例第１７条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第３５号議案資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

１　提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うもの。

２　議案の概要

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、文言を整理するもの。

⑴　島本町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正（第１条関係）

⑵　島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正（第２条関係）

⑶　島本町行政不服審査会条例の一部改正（第３条関係）

⑷　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第４条関係）

⑸　島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正（第５条関係）

⑹　島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（第６条関係）

⑺　島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正（第７条関係）

３　新旧対照表

４　施行期日

令和７年６月１日

第３５号議案　参考資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

○島本町情報公開・個人情報保護審査会条例（第１条関係）

改　　正　　案	現　　行
（罰則） 第７条　第３条第３項の規定に違反した者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第７条　第３条第３項の規定に違反した者は、１年以下の懲役　又は５０万円以下の罰金に処する。

○島本町個人情報の保護に関する法律施行条例（第２条関係）

改　　正　　案	現　　行
附　則	附　則
第３条　次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の島本町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第５条第２項又は第１６条第３項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第４条第１号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。	第３条　次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の島本町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第５条第２項又は第１６条第３項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第４条第１号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
⑴～⑶　省略	⑴～⑶　省略
２・３　省略	２・３　省略
４　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第４条第６号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。	４　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第４条第６号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の懲役　又は１００万円以下の罰金に処する。
５　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人に関する情報（島本町情報公開条例（昭和５８年島本町条例第２４号）第３条第１号に規定する情報をいう。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。	５　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人に関する情報（島本町情報公開条例（昭和５８年島本町条例第２４号）第３条第１号に規定する情報をいう。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役　又は５０万円以下の罰金に処する。
６・７　略	６・７　略

○島本町行政不服審査会条例（第３条関係）

改　　正　　案	現　　行
（罰則） 第８条　第２条第３項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第８条　第２条第３項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役　又は５０万円以下の罰金に処する。

○一般職の職員の給与に関する条例（第４条関係）

改　　正　　案	現　　行
（期末手当） 第２０条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 ⑴・⑵　略 ⑶　基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの ⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 第２０条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 ⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第５項第３号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 ⑵　略 ２～４　略 ５　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 ⑴　一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に	（期末手当） 第２０条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 ⑴・⑵　略 ⑶　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮　以上の刑に処せられたもの ⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮　以上の刑に処せられたもの 第２０条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 ⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮　以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第５項第３号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 ⑵　略 ２～４　略 ５　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 ⑴　一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に

改　　正　　案	現　　行
係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 ⑵・⑶　略 ６～９　略	係る刑事事件に関し禁錮　以上の刑に処せられなかった場合 ⑵・⑶　略 ６～９　略

○島本町職員の退職手当に関する条例（第５条関係）

改　　正　　案	現　　行
（退職手当の支払の差止め） 第１３条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 ⑴　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 ⑵　略 ２～４　略 ５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 ⑴　略 ⑵　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から６月を経過した場合 ⑶　略 ６～１０　略 （退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第１４条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するとき	（退職手当の支払の差止め） 第１３条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 ⑴　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮　以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 ⑵　略 ２～４　略 ５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 ⑴　略 ⑵　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮　以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から６月を経過した場合 ⑶　略 ６～１０　略 （退職後禁錮　以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第１４条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するとき

改　　正　　案	現　　行
は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１２条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 ⑴　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 ⑵・⑶　略 ２～６　略	は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１２条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 ⑴　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮　以上の刑に処せられたとき。 ⑵・⑶　略 ２～６　略
（退職をした者の退職手当の返納） 第１５条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１２条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１０条第３項、第６項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第１７条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第１７条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 ⑴　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 ⑵・⑶　略 ２～６　略	（退職をした者の退職手当の返納） 第１５条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１２条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１０条第３項、第６項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第１７条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第１７条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 ⑴　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮　以上の刑に処せられたとき。 ⑵・⑶　略 ２～６　略
（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第１７条　略 ２・３　略	（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第１７条　略 ２・３　略

改　　正　　案	現　　行
４　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 ５～８　略	４　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮　以上の刑に処せられた後において第１５条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮　以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 ５～８　略

○島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（第６条関係）

改　　正　　案	現　　行
（欠格条項） 第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 ⑴　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ⑵・⑶　略	（欠格条項） 第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 ⑴　禁錮　以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ⑵・⑶　略

○島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例（第７条関係）

改　　正　　案	現　　行
（退職報償金支給の制限） 第６条　退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 ⑴　拘禁刑以上の刑に処せられた者 ⑵・⑶　略	（退職報償金支給の制限） 第６条　退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 ⑴　禁錮　以上の刑に処せられた者 ⑵・⑶　略

第３６号議案

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　７　年　３　月１７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（国基準）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年島本町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第３８条第１項中「第４３条第３項第１号」を「第４３条第３項」に改める。

第４３条第１項中「第５項」を「第７項」に改め、同項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「第４項第１号」を「第６項第１号」に改め、同条中第９項を第１１項とし、第４項から第８項までを２項ずつ繰り下げ、同条第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第４３条第３項第１号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

⑴　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

⑵　町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第４３条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２　町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であ

って、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

⑴　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

⑵　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第５項中「１０年」を「１５年」に改める。

（島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年島本町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「第

４項第１号」を「第６項第１号」に改め、同条中第５項を第７項とし、第４項を第６項とし、同条第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第８条第３項第１号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第２９条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

⑴　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

⑵　町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の

確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第８条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２　町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

⑴　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

⑵　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第２９条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第４項中「１０年」を「１５年」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。

⑴　第１条中島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例附則第５条の改正規定

⑵　第２条中島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第４条の改正規定

第３６号議案資料

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

１　提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（国基準）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

⑴　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第１条関係）

ア　特定地域型保育事業者が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、町長が保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするもの（第４３条関係）。

イ　特定地域型保育事業者が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とするもの（第４３条関係）。

ウ　連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を令和１２年３月３１日まで延長するもの（附則第５項関係）。

⑵　島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第２条関係）

ア　家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によっ

て適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、町長が保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするもの（第８条関係）。

イ　家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とするもの（第８条関係）。

ウ　連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を令和１２年３月３１日まで延長するもの（附則第４項関係）。

３　新旧対照表

４　施行期日

令和７年４月１日（ただし、２⑴ウ及び２⑵ウについては公布の日）

第３６号議案　参考資料

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

○島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第１条関係）

改　正　案	現　行
第３８条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下とし、小規模保育事業Ａ型及び小規模保育事業Ｂ型（それぞれ島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年島本町条例第２４号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第２９条に規定する小規模保育事業Ａ型及び小規模保育事業Ｂ型をいう。第４３条第３項において同じ。）にあっては６人以上１９人以下とし、小規模保育事業Ｃ型（家庭的保育事業等基準条例第２９条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４項において同じ。）にあっては６人以上１０人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。	第３８条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下とし、小規模保育事業Ａ型及び小規模保育事業Ｂ型（それぞれ島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年島本町条例第２４号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第２９条に規定する小規模保育事業Ａ型及び小規模保育事業Ｂ型をいう。第４３条第３項第１号において同じ。）にあっては６人以上１９人以下とし、小規模保育事業Ｃ型（家庭的保育事業等基準条例第２９条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４項において同じ。）にあっては６人以上１０人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。
２　略	２　略
（特定教育・保育施設等との連携） 第４３条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 ⑴　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に	（特定教育・保育施設等との連携） 第４３条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 ⑴　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集 必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に

改　　正　　案	現　　行
必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。	団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に関する支援を行うこと。
⑵　略	⑵　略
⑶　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第３８条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	⑶　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第３８条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
２　町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。	
⑴　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。	
⑵　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。	
ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	
イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	
３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。	
４　町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。	２　町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。
⑴　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。	⑴　特定地域型保育事業者と前項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されて

改　　正　　案	現　　行
ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	いること。
⑵　町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。	⑵　前項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
５　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。	３　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
⑴　特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等	⑴　当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）
⑵　略	⑵　略
６～１１　略	４～９　略
附　則 （連携施設に関する経過措置） ５　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第４３条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して１５年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	附　則 （連携施設に関する経過措置） ５　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第４３条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して１０年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

○島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第２条関係）

改　　正　　案	現　　行
（保育所等との連携） 第８条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 ⑴　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 ⑵　略 ⑶　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第４４条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 ２　町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。 ⑴　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。	（保育所等との連携） 第８条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 ⑴　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ⑵　略 ⑶　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第４４条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

改　　正　　案	現　　行
⑵　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	
３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第２９条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。	
４　町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。	２　町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。
⑴　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。 ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	⑴　家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
⑵　町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。	⑵　次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
５　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。 ⑴　家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等	３　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 ⑴　当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　第２９条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）

改　　正　　案	現　　行
⑵　略 ６・７　略 附　則 （連携施設に関する経過措置） ４　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第８条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して１５年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	⑵　略 ４・５　略 附　則 （連携施設に関する経過措置） ４　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第８条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して１０年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第３７号議案

令和６年度島本町一般会計補正予算（第１０号）

令和６年度島本町の一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１４３，７４０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８，３３０，９８３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

令和　７　年　３　月１７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15 国庫支出金		2,868,983	138,073	3,007,056
	2 国庫補助金	1,030,796	138,073	1,168,869
19 繰入金		1,960,949	5,667	1,966,616
	2 基金繰入金	1,929,019	5,667	1,934,686
歳　　入　　合　　計		18,187,243	143,740	18,330,983

一般会計

一般会計

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		4,856,681	1,301	4,857,982
	1 総務管理費	4,561,449	1,301	4,562,750
3 民生費		6,601,430	130,779	6,732,209
	1 社会福祉費	3,510,374	130,779	3,641,153
4 衛生費		1,319,462	11,660	1,331,122
	1 保健衛生費	632,994	11,660	644,654
歳　　出　　合　　計		18,187,243	143,740	18,330,983

第２表　　繰越明許費補正

（追　加）

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	公有財産測量等業務委託	１，９７２千円
民生費	社会福祉費	物価高騰対策支援事業	１３０，４４０千円

第 3 表　　債 務 負 担 行 為 補 正

（変　更）

事　　項	補　　正　　前		補　　正　　後	
	期　　間	限　度　額	期　　間	限　度　額
町長・町議会議員選挙事業	(自)令和６年度 (至)令和７年度	４，７１２千円	(自)令和６年度 (至)令和７年度	４，７６１千円

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
15 国庫支出金	2,868,983	138,073	3,007,056
19 繰入金	1,960,949	5,667	1,966,616
歳　　入　　合　　計	18,187,243	143,740	18,330,983

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,856,681	1,301	4,857,982	0	0	0	0	1,301
3 民生費	6,601,430	130,779	6,732,209	0	0	0	0	130,779
4 衛生費	1,319,462	11,660	1,331,122	0	0	0	0	11,660
歳出合計	18,187,243	143,740	18,330,983	0	0	0	0	143,740

２．歳入

（款） 15.国庫支出金　　（項） 2.国庫補助金　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金	591,095	130,440	721,535	1 総務管理費補助金	130,440	地方創生臨時交付金	130,440
3 衛生費国庫補助金	70,065	7,633	77,698	1 保健衛生費補助金	7,633	出産・子育て応援交付金	7,633
計	1,030,796	138,073	1,168,869				

（款） 19.繰入金　　（項） 2.基金繰入金

2 財政調整基金繰入金	1,014,550	5,667	1,020,217	1 財政調整基金繰入金	5,667	財政調整基金繰入金	5,667
計	1,929,019	5,667	1,934,686				

３．歳出

（款）　2.総務費　　（項）　1.総務管理費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
13 財政調整基金等積立金	823,210	1,301	824,511	0	0	0	1,301	24 積立金	1,301	積立金 1,301 まち・ひと・しごと創生基金積立て 1,301
計	4,561,449	1,301	4,562,750	0	0	0	1,301			

（款）　3.民生費　　（項）　1.社会福祉費

1 社会福祉総務費	199,170	338	199,508	0	0	0	338	22 償還金、利子及び割引料	338	償還金 338 障害者福祉費国庫負担金返還金 225 障害者福祉費府負担金返還金 113
7 介護保険費	479,828	1	479,829	0	0	0	1	27 繰出金	1	他会計繰出金 1 介護保険事業特別会計繰出し 1
10 物価高騰対策支援事業費	479,080	130,440	609,520	0	0	0	130,440	10 需用費	30	消耗品費 30 事務用消耗品 30
								11 役務費	824	通信運搬費 494

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										郵便料	494
										手数料	330
										口座振替手数料	330
								12 委託料	9,586	事務等委託料	9,586
										コールセンター等業務	9,586
								18 負担金、補助及び交付金	120,000	交付金	120,000
										物価高騰対策支援金	120,000
計	3,510,374	130,779	3,641,153	0	0	0	130,779				

（款） 4.衛生費　　（項） 1.保健衛生費

3 子育て支援事業費	106,666	11,660	118,326	0	0	0	11,660	22 償還金、利子及び割引料	11,660	償還金	11,660
										保健衛生費国庫補助金返還金	11,660
計	632,994	11,660	644,654	0	0	0	11,660				

第３７号議案参考資料

繰越明許費に関する資料

（単位：千円）

事　業　名	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
公有財産測量等業務委託	3,268	0	3,268	1,972
予　算　科　目	(款)総務費　(項)総務管理費　(目)財産管理費			
細節の内訳	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
事務等委託料	3,268	0	3,268	1,972
			0	
			0	

繰越の理由

青葉二丁目地内（旧やまぶき園）土地境界確定、地積更正等業務において、隣地所有者との境界確定等に時間を要し、年度内に完了しない見込みであるため翌年度に繰り越すもの。

（単位：千円）

事　業　名	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
物価高騰対策支援事業	479,080	130,440	609,520	130,440
予　算　科　目	(款)民生費(項)社会福祉費(目)物価高騰対策支援事業費			
細節の内訳	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
諸手当	**75**	**0**	**75**	**0**
消耗品費	30	30	60	30
通信運搬費	1,698	494	2,192	494
手数料	1,111	330	1,441	330
事務等委託料	27,166	9,586	36,752	9,586
交付金	449,000	120,000	569,000	120,000

繰越の理由

物価高騰対策支援給付金に係る事業について、令和７年度にまたがって支給があるため翌年度に繰り越すもの。

第３８号議案

令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

令和６年度島本町の介護保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，１９８，２９６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年　３　月１７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
7 繰入金		589,862	1	589,863
	1 一般会計繰入金	479,681	1	479,682
歳　　入　　合　　計		3,198,295	1	3,198,296

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 諸支出金		39,197	1	39,198
	1 償還金利子及び還付加算金	7,267	1	7,268
歳　　出	合　　計	3,198,295	1	3,198,296

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
7 繰入金	589,862	1	589,863
歳　　入　　合　　計	3,198,295	1	3,198,296

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				
				特　定　財　源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
4 諸支出金	39,197	1	39,198	0	0	0	0	1
歳　出　合　計	3,198,295	1	3,198,296	0	0	0	0	1

２．歳入

（款）　7.繰入金　　（項）　1.一般会計繰入金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　額		
5 その他一般会計繰入金	35,047	1	35,048	1 その他一般会計繰入金	1	その他一般会計繰入金	1
計	479,681	1	479,682				

３．歳出

（款）　4.諸支出金　　（項）　1.償還金利子及び還付加算金　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
2 償還金	6,417	1	6,418	0	0	0	1	22 償還金、利子及び割引料	1	償還金 1 前年度国庫補助金償還金 1
計	7,267	1	7,268	0	0	0	1			

第３９号議案

令和６年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）

（総則）

第１条　令和６年度島本町の水道事業会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第２条　令和６年度島本町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支　出　　（単位：千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　水道事業費用	６１０，５８０	１５，０００	６２５，５８０
第２項　営業外費用	１６，１４０	１５，０００	３１，１４０

令和　７　年　３　月１７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

令和６年度　　島本町水道事業会計補正予算総括

（収益的収入及び支出）　　（単位：千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
１　水道事業収益		677,750	0	677,750
１　水道事業費用		610,580	15,000	625,580
	２　営業外費用	16,140	15,000	31,140
差引		67,170	△ 15,000	52,170

令和６年度　　島本町水道事業会計補正予算実施計画

（収益的支出）

２　支　出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
１　水道事業費用			610,580	15,000	625,580	
	２　営業外費用		16,140	15,000	31,140	
		３　消費税及び地方消費税	10,000	15,000	25,000	

令和６年度　　島本町水道事業会計補正予算計画説明書

（収益的支出）　　（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説明
1 水道事業費用				610,580	15,000	625,580	
	2 営業外費用			16,140	15,000	31,140	
		3 消費税及び地方消費税		10,000	15,000	25,000	
			消費税及び地方消費税	10,000	15,000	25,000	消費税及び地方消費税　15,000

第４０号議案

令和７年度島本町一般会計補正予算（第１号）

令和７年度島本町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６，５７４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６，５７５，５７４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年　３　月１７日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		2,521,159	6,574	2,527,733
	2 基金繰入金	2,520,784	6,574	2,527,358
歳　　入　　合　　計		16,569,000	6,574	16,575,574

一般会計

一般会計

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		3,081,086	3,837	3,084,923
	1 総務管理費	2,705,274	0	2,705,274
	3 戸籍住民基本台帳費	140,723	708	141,431
	4 選挙費	48,658	3,129	51,787
7 土木費		937,870	2,737	940,607
	3 河川費	15,722	2,737	18,459
歳　　出　　合　　計		16,569,000	6,574	16,575,574

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
19 繰入金	2,521,159	6,574	2,527,733
歳　　入　　合　　計	16,569,000	6,574	16,575,574

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				
				特　定　財　源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,081,086	3,837	3,084,923	0	0	0	1,301	2,536
7 土木費	937,870	2,737	940,607	0	0	0	0	2,737
歳　出　合　計	16,569,000	6,574	16,575,574	0	0	0	1,301	5,273

２．歳入

（款） 19.繰入金　　（項） 2.基金繰入金　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 財政調整基金繰入金	1,342,243	5,273	1,347,516	1 財政調整基金繰入金	5,273	財政調整基金繰入金	5,273
6 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	0	1,301	1,301	1 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	1,301	まち・ひと・しごと創生基金繰入金	1,301
計	2,520,784	6,574	2,527,358				

3．歳出

（款）　2.総務費　　（項）　1.総務管理費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
2 財産管理費	387,108	0	387,108	0	0	1,301	△1,301			
計	2,705,274	0	2,705,274	0	0	1,301	△1,301			

（款）　2.総務費　　（項）　3.戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	140,723	708	141,431	0	0	0	708	12 委託料	708	電算関連委託料 708 住民基本台帳ネットワークシステム管理 708
計	140,723	708	141,431	0	0	0	708			

（款）　2.総務費　　（項）　4.選挙費

3 町長及び町議会議員選挙費	29,704	3,129	32,833	0	0	0	3,129	1 報酬	18	特別職非常勤職員報酬 18 開票立会人 18
								11 役務費	561	通信運搬費 561 郵便料 561
								12 委託料	49	事務等委託料 49

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										ポスター掲示場作製等業務 49
								18 負担金、補助及び交付金	2,501	交付金 2,501 選挙公営交付金 2,501
計	48,658	3,129	51,787	0	0	0	3,129			

（款） 7. 土木費　　（項） 3. 河川費

1 河川維持費	15,722	2,737	18,459	0	0	0	2,737	12 委託料	2,737	電算関連委託料 2,737 土砂災害情報相互通報システム移設業務 2,200 雨量・水位テレメータ変換装置移設業務 537
計	15,722	2,737	18,459	0	0	0	2,737			

給　与　費　明　細　書

1　特　別　職

区　分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当（千円）	地域手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	長等	3	－	25,920	11,750	2,592	16,308	56,570	7,183	63,753	
	議員	14	56,434	－	24,078	－	－	80,512	13,316	93,828	
	その他	946	42,154	－	－	－	－	42,154	－	42,154	
	計	963	98,588	25,920	35,828	2,592	16,308	179,236	20,499	199,735	
補正前	長等	3	－	25,920	11,750	2,592	16,308	56,570	7,183	63,753	
	議員	14	56,434	－	24,078	－	－	80,512	13,316	93,828	
	その他	944	42,136	－	－	－	－	42,136	－	42,136	
	計	961	98,570	25,920	35,828	2,592	16,308	179,218	20,499	199,717	
比較	長等	0	－	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	－	0	－	－	0	0	0	
	その他	2	18	－	－	－	－	18	－	18	
	計	2	18	0	0	0	0	18	0	18	

第　１　号決議案

１１自治会からＪＲ島本駅に関わる要望活動において島本町として課題解決に向けた取組を求める決議

標記の決議案を島本町議会会議規則第１４条の規定により、次のとおり提出いたします。

令和　７　年　３　月１７日提出

提　出　者　　島　本　町　議　会　議　員

川　嶋　玲　子	野　口　日利美
山　口　博　好	中　嶋　洵　智
大久保　孝　幸	福　嶋　保　雄
中　田　みどり	東　田　正　樹
平　井　　均	伊集院　春　美
戸　田　靖　子	永　山　優　子

提案理由

町に対し、ＪＲ島本駅を利用する方々の利便性の向上及び安全性の確保のため、町として課題解決に取り組むよう強く求めるため。

１１自治会からＪＲ島本駅に関わる要望活動において島本町として課題解決に向けた取組を求める決議

島本町長におかれては、島本町政並びに島本町の各種課題に向け、尽力されていることに敬意を表する。

さて、ＪＲ島本駅西地区が土地区画整理事業として認可され開発が進められるなか、島本町の玄関口のひとつとなる島本駅の乗降客数の増加により、改札周辺及びホームなどの混雑並びに安全面について、周辺自治会をはじめ、地域住民の方から各議員に対し不安の声が届いている状況である。

そのため、早急に何らかの対策を講じる必要があることは明白であり、住民の皆様の利便性の向上および安全性の確保は急務であると考える。

よって、島本町議会は自治会や一町民だけに活動させることなく、強いリーダーシップのもと、島本町として一丸となり、課題解決に取り組まれることを強く求める。

以上、決議する。

令和　７　年　３　月１７日

大阪府三島郡島本町議会

島本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について（案）説明

それでは、第３４号議案「島本町議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

提案理由は、刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

始めに、目次、第２条、第１２条、第１７条、第１８条、第２７条、第３１条、第３２条、第３８条、第３９条、第４７条及び第４８条についてです。

これは、国において、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号)」により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号)」の一部が改正され、マイナンバー及びマイナンバーカードに関する所要の改正が行われたことから、文言の削除や挿入、修正を行うものです。

施行期日は、令和７年４月１日です。

次に、第５３条、第５４条及び第５５条についてです。

これは、国において、「刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号)」が令和７年６月１日に施行されることに伴い、刑法が改正され、「懲役」及び「禁錮」が新たに「拘禁刑」として単一化されることから、第５３条、第５４条及び第５５条の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

施行期日は、令和７年６月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町議会個人情報の保護に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について（案）説明

それでは、第３５号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」御説明申し上げます。

提案理由は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものです。

改正の概要については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、文言の整理を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料の新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設されることから、島本町情報公開・個人情報保護審査会条例、島本町個人情報の保護に関する法律施行条例、島本町行政不服審査会条例、一般職の職員の給与に関する条例、島本町職員の退職手当に関する条例、島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例について、文言を整理するものです。

また、附則において、罰則の適用等に関する経過措置、人の資格に関する経過措置、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置及び島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置を規定しています。

施行期日は、令和７年６月１日です。

以上、簡単ではありますが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（案）説明

それでは、第３６号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（国基準）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「２　議案の概要」を御覧ください。

⑴島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

改正内容の１点目、小規模保育事業など家庭的保育事業等を行う事業者は、保育の内容に関する支援に関しては、保育所、幼稚園又は認定こども園を連携施設として確保することとされておりますが、今般の改正により、保育内容支援に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合には、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型又は家庭的保育事業を行う事業所を保育内容支援連携協力者として確保することで、保育所等を連携施設として確保することに代えることを可能とするものです。

次に、２点目、代替保育に関する規定につきまして、これまで保育所、幼稚園又は認定こども園を連携施設として確保することとされておりますが、今般の改正により、代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合には、連携施設の確保を不要とすることを可能とするものです。

次に、３点目、経過措置に関して、子ども・子育て支援に関する新制度が平成２７年に開始され、それに伴い関係法令も整備されたところですが、その際、連携施設を確保しないことができる経過措置が設けられ、その期間が現行の規定では、本年３月３１日までとなっております。全国的な家庭的保育事業等の運営方法等を踏まえ、国において本経過措置を延長することが望ましいと判断されたこ

とから、本規定について、令和１２年３月３１日まで延長するものです。

その他、本改正に伴う条項の整理や用語の定義等所要の改正を行うものです。

続きまして、⑵島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

改正の内容といたしましては、⑴島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正と同様の改正を行うものです。

本改正は、政令の改正に伴う所要の改正であり、また、本町の家庭的保育事業等を行う事業所については、適切に連携施設を確保しておりますので、本町の就学前教育・保育の運営に影響するものではありません。

施行期日は、令和７年４月１日です。ただし、経過措置の延長に関する規定については、公布の日です。

以上、簡単ではありますが、島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和６年度島本町一般会計補正予算（第１０号）（案）説明

それでは、第３７号議案「令和６年度島本町一般会計補正予算（第１０号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、物価高騰対策支援金の不足額給付に係る予算等について提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１４３，７４０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１８，３３０，９８３千円とするもので、款項別の内容については、３７の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

次に、第２条の繰越明許費の追加については、３７の５ページの「第２表　繰越明許費補正」にお示ししている２件となり、その内容については、３７の１２ページの次に添付しています「繰越明許費に関する資料」に記載のとおりです。

次に、第３条の債務負担行為の変更については、３７の６ページの「第３表　債務負担行為補正」にお示ししている１件となります。

続いて、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

３７の９ページからの歳入です。

第１５款　国庫支出金　第２項　国庫補助金　第１目　総務費国庫補助金　第１節　総務管理費補助金１３０，４４０千円の増額については、物価高騰対策支援金の不足額給付の財源として計上するものです。

第３目　衛生費国庫補助金　第１節　保健衛生費補助金７，６３３千円の増額については、過年度事業分に係る財源として今年度に追加交付があったものです。

第１９款　繰入金　第２項　基金繰入金　第２目　財政調整基金繰入金　第１節　財政調整基金繰入金５，６６７千円の増額については、財源調整によるものです。

続いて、３７の１０ページからの歳出です。

第２款　総務費　第１項　総務管理費　第１３目　財政調整基金等積立金　第２４節　積立金１，３０１千円の増額については、企業版ふるさと納税として寄

附があったもののうち新庁舎建設分について、令和７年度において執務室等の整備費用に充てるため一般財源負担分を加えて積み立てるものです。

第３款　民生費　第１項　社会福祉費　第１目　社会福祉総務費　第２２節償還金、利子及び割引料３３８千円の増額については、過年度の実績報告の修正に伴い返還が生じるものです。

第７目　介護保険費　第２７節　繰出金１千円の増額については、過年度の国庫補助金の交付額の確定により介護保険事業特別会計において返還が生じることによるものです。

第１０目　物価高騰対策支援事業費　第１０節　需用費３０千円の増額、第１１節　役務費８２４千円の増額、第１２節　委託料９，５８６千円の増額、第１８節　負担金、補助及び交付金１２０，０００千円の増額については、物価高騰対策支援金の不足額給付を行うための給付費及びその事務費です。

第４款　衛生費　第１項　保健衛生費　第３目　子育て支援事業費　第２２節償還金、利子及び割引料１１，６６０千円の増額については、過年度の国庫補助金の精算によるものです。

以上、簡単ではありますが、令和６年度島本町一般会計補正予算（第１０号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）（案）説明

それでは、第３８号議案「令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和５年度に実施した介護保険システムの改修に係る国庫補助である介護保険事業費補助金の交付額が確定したことに伴い、超過交付となった金額を返還する必要があることによる歳出の増額について提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を３，１９８，２９６千円とするもので、款項別の内容については３８の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続いて、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に沿って御説明申し上げます。

３８の７ページからの歳入です。

第７款　繰入金　第１項　一般会計繰入金　第５目　その他一般会計繰入金１千円の増額については、令和５年度に実施した介護保険システム改修の費用のうち、２分の１は今回返還を要する国庫補助金で、残りの２分の１は一般会計からの繰入から充当しているものであることから、今回返還を要する１千円分について、追加で一般会計から繰り出ししたものを繰入する必要があることから増額するものです。

続いて、３８の８ページの歳出です。

第４款　諸支出金　第１項　償還金利子及び還付加算金　第２目　償還金１千円の増額については、令和５年度に実施した介護保険システムの改修に係る国庫補助である介護保険事業費補助金の交付額が確定に伴う返還分です。

以上、簡単ではありますが、令和６年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和６年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）（案）説明

それでは、第３９号議案「令和６年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和６年度分の消費税及び地方消費税の予算について、提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、総則、第２条は、収益的支出の予定額の補正です。

補正予算の内容について、計画説明書により御説明申し上げます。

３９の５ページ、収益的支出です。

第１款　水道事業費用　第２項　営業外費用　第３目　消費税及び地方消費税１５，０００千円の増額については、一部工事について、工期が翌年度にわたるため、工事に係る支払消費税及び地方消費税が当初の見込みよりも減少し、令和６年度分の消費税及び地方消費税の確定税額に不足が見込まれることから補正するものです。

以上、簡単ではありますが、令和６年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町一般会計補正予算（第１号）（案）説明

それでは、第４０号議案「令和７年度島本町一般会計補正予算（第１号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、町長及び町議会議員選挙費を増額するための予算等について提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ６，５７４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１６，５７５，５７４千円とするもので、款項別の内容については、４０の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続いて、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

４０の７ページからの歳入です。

第１９款　繰入金　第２項　基金繰入金　第２目　財政調整基金繰入金　第１節　財政調整基金繰入金５，２７３千円の増額については、財源調整によるものです。

第６目　まち・ひと・しごと創生基金繰入金　第１節　まち・ひと・しごと創生基金繰入金１，３０１千円の増額については、新庁舎建設に伴う執務室等の整備費用の財源として取り崩すものです。

続いて、４０の８ページからの歳出です。

第２款　総務費　第３項　戸籍住民基本台帳費　第１目　戸籍住民基本台帳費第１２節　委託料７０８千円の増額については、住民基本台帳ネットワークに係る機器の保守費用を増額するものです。

第４項　選挙費　第３目　町長及び町議会議員選挙費　第１節　報酬１８千円の増額、第１１節　役務費５６１千円の増額、第１２節　委託料４９千円の増額、第１８節　負担金、補助及び交付金２，５０１千円の増額については、立候補予定者説明会の出席者数が当初の見込みよりも多かったことから増額するものです。

第７款　土木費　第３項　河川費　第１目　河川維持費　第１２節　委託料２，７３７千円の増額については、新庁舎への移転に係るものです。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町一般会計補正予算（第１号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

１１自治会からＪＲ島本駅に関わる要望活動において島本町として課題解決に向けた取組を求める決議（説明）

それでは、第１号決議案について御説明申し上げます。

第１号決議案　１１自治会からＪＲ島本駅に関わる要望活動において島本町として課題解決に向けた取組を求める決議。

標記の決議案を島本町議会会議規則第１４条の規定により、次のとおり提出いたします。

令和７年３月１７日提出。

提出者　島本町議会議員　川嶋　玲子　野口　日利美　山口　博好　中嶋　洵智　大久保　孝幸　福嶋　保雄　中田　みどり　東田　正樹　平井　均　伊集院春美　戸田　靖子　永山　優子。

提案理由は、町に対し、ＪＲ島本駅を利用する方々の利便性の向上及び安全性の確保のため、町として課題解決に取り組むよう強く求めるためです。

島本町長におかれては、島本町政並びに島本町の各種課題に向け、尽力されていることに敬意を表する。

さて、ＪＲ島本駅西地区が土地区画整理事業として認可され開発が進められるなか、島本町の玄関口のひとつとなる島本駅の乗降客数の増加により、改札周辺及びホームなどの混雑並びに安全面について、周辺自治会をはじめ、地域住民の方から各議員に対し不安の声が届いている状況である。

そのため、早急に何らかの対策を講じる必要があることは明白であり、住民の皆様の利便性の向上および安全性の確保は急務であると考える。

よって、島本町議会は自治会や一町民だけに活動させることなく、強いリーダーシップのもと、島本町として一丸となり、課題解決に取り組まれることを強く求める。

以上、決議する。

令和７年３月１７日　大阪府三島郡島本町議会。

以上、よろしく御可決賜りますようお願い申し上げます。